

「大阪府子ども計画」



こども
まんなか

(こども家庭庁HPより)

大阪府福祉部子ども家庭局
令和7年3月
(令和8年3月改訂)



目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨
2. 計画の性格
3. 計画期間
4. 計画の構成
5. 計画の位置づけ

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況
2. 就学前・就学児童の子育てに対する家庭のニーズ
3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

第3章 計画でめざす基本的な目標

1. 基本理念
2. 基本的視点
3. 基本方向

第4章 基本方向に基づく取組

1. 施策体系
 - (1) 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会
 - (2) 基本方向2 子どもが成長できる社会
 - (3) 基本方向3 若者が自立できる社会
 - (4) 基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援
 - (5) 基本方向5 子育て当事者に対する支援
2. 重点的な取組
 - (1) 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会
 - (2) 基本方向2 子どもが成長できる社会
 - (3) 基本方向3 若者が自立できる社会
 - (4) 基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援
 - (5) 基本方向5 子育て当事者に対する支援
3. 個別事業の取組
 - (1) 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会
 - (2) 基本方向2 子どもが成長できる社会
 - (3) 基本方向3 若者が自立できる社会
 - (4) 基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援
 - (5) 基本方向5 子育て当事者に対する支援

第5章 重点施策

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

1. 都道府県設定区域の設定
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項
4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
7. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における広域自治体として大阪府が取り組むこと

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

第9章 都道府県社会的養育推進計画

第10章 推進体制等

1. 計画の推進体制
2. 計画の進捗管理等

1. 策定の趣旨

大阪府の子どもに関する施策は、2020（令和2）年3月に策定した「大阪府子ども総合計画」後期計画に基づき実施してきました。この計画では、子ども・若者それぞれの生き方・希望を尊重することを前提に、「若者が自立し、自らの意思で将来を選択できる社会」、「妊娠・出産、子育てを大阪全体で支える社会」、「大阪の未来を担う子どもたちを育てる社会」の実現をめざして、子どもや家庭を取り巻く様々な課題に対応してきました。

一方、2023（令和5）年の全国の出生数は約72.7万人と8年連続で過去最低となり、また、2023（令和5）年の合計特殊出生率においても1.20と過去最低を更新し、少子化、人口減少に歯止めがかかっていません。

そのような状況に加え、児童虐待の相談対応件数、不登校、いじめ、子どもの自殺の増加や子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く状況は深刻化しています。

このような中、国においては、2023（令和5）年4月に、こども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として「こども家庭庁」を設置するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月に、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」が閣議決定され、子どもたちが安心して成長できる社会の実現をめざすこととされました。

大阪府においては、2022（令和4）年度当初に、福祉部に「子ども家庭局」を設置し、児童福祉法上の児童に加え、18歳以上の青年期も含めた一体的な施策推進体制を確立し、総合的かつ一体的に子どもに関する施策を進めてきました。

このたび、「大阪府子ども総合計画」後期計画の理念を継承しつつ、こども基本法において、都道府県は、こども大綱を勘案し、「都道府県こども計画」の策定が求められていることも踏まえ、引き続き対応が必要な課題や新たな課題に対応するため、こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画である「大阪府子ども計画」を策定しました。

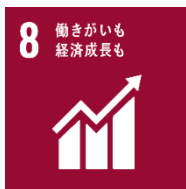
なお、国の少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱が、こども大綱に一元化されたことを受け、大阪府の「少子化対策基本指針」を本計画に整理・統合し、総合的かつ一体的に取り組んでいくことにしました。

また、今後、社会構造や働き方の変化に伴い、働き手の確保が難しくなる中、児童福祉・保育・教育の現場において、デジタル技術を積極的に活用し、子育て家庭の負担や関係機関の事務負担を軽減し、子ども政策の質の維持・向上を図ることができるよう取り組んでいくことが重要です。

1. 策定の趣旨(続き)

さらに、大阪府では、2025（令和7）年大阪・関西万博の開催都市として、世界の先頭に立ってSDGs（Sustainable Development Goals）に貢献する「SDGs先進都市」をめざしており、本計画の取組を進めることによって、この実現に寄与していきます。

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「我々の社会を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された国際目標SDGsのうち、次の11の目標と関連が深いことから、この趣旨を踏まえて取り組んでまいります。



2. 計画の性格

- こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画
 - ・次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく次世代育成支援対策の実施に関する都道府県行動計画
 - ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に基づくこどもの貧困解消対策についての都道府県計画
- 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- 子ども・子育て支援法第62条第2項第5号（令和8年4月1日以降は6号）に基づく都道府県社会的養育推進計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づくひとり親家庭等自立促進計画
- 大阪府子ども条例第10条第1項に基づく子ども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- 大阪府青少年健全育成条例第8条第2項に基づく青少年施策についての総合的な計画
（※少子化対策基本指針（平成31年3月大阪府策定）を本計画に整理・統合）

3. 計画期間

本計画は、2025（令和7）年度を初年度とし、2029（令和11）年度を目標とする5年間※を見据えた計画
※こども大綱、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策の実施に関する都道府県行動計画の期間と同じ5年間とします。

4. 計画の構成

本計画に掲げた目標の実現に向け、2029（令和11）年度までの5年間で取り組むべき具体的な施策や事業を記載します。

5. 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」との関係については、市町村の計画で示された目標値を本計画で積み上げ、府域全体の目標値として設定します。

また、主な関連計画は下記のとおりですが、特に、第2次大阪府教育振興基本計画については関連性が高いため、整合を図ります。

＜主な関連計画＞

- ・第2次大阪府教育振興基本計画（令和5年3月策定）
- ・将来ビジョン大阪（平成20年12月策定）
- ・大阪府人権教育推進計画（令和4年9月策定）
- ・第11次大阪府職業能力開発計画〔大阪産業人材育成計画〕（令和4年3月策定）
- ・おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）（令和3年3月策定）
- ・第5期大阪府地域福祉支援計画（令和6年3月策定）
- ・第5次大阪府障がい者計画（令和3年3月策定）
- ・第8次大阪府医療計画（令和6年3月策定）
- ・大阪府自殺対策計画（令和5年3月策定〔平成30年3月より大阪府自殺対策基本指針を法律上の計画に位置付け〕）

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

大阪府の子どもを取り巻く社会情勢の変化については、子どもを取り巻く「社会」、子どもにとって大きな影響を持つ「子育て家庭」、そして、「子ども・若者」、という3つの視点からデータに基づいて整理します。

(1) 「社会」の視点から

➤ 大阪府の人口の状況

出生数、合計特殊出生率、人口の推移については、全国と同様、減少傾向にありますが、全国と比べ、減少が若干ゆるやかになっています。

➤ 年齢（3区分）別人口の割合

全国と同様の傾向にあり、少子高齢化の進展がみられていますが、年齢（10歳階級）別推計人口については、20代人口は40代人口の85.9%と、全国の66.7%より高くなっています。

➤ 大阪府の2050年までの人口将来推計

全国と同様、減少傾向にあります。

➤ 大阪府における一般世帯の家族類型別割合

全国と同様、単独世帯が最も高く、増加傾向にあり、ひとり親世帯と同様、全国より高くなっています。夫婦と子どもの世帯については、全国と同様、減少傾向にあります。

➤ 大阪府における就労の状況

特に女性の有業率の増加や、正規雇用の割合が高くなるなど、女性の社会進出が進みつつある状況と思われます。

➤ 大阪府の労働力状態（労働力人口・労働力率・就業率・完全失業率の推移）

労働力人口・労働力率・就業率は増加し、完全失業率は減少しています。

➤ 大阪府における過去10年間の有効求人倍率の推移

平成31年4月までは、増加傾向にあり、その後、令和3年4月まで減少した後、再び増加し、令和6年4月には若干減少し、1.22となっています。

➤ 大阪府における生活保護率

全国と同様、近年横ばい傾向にあり、全国の約2倍近い保護率となっています。

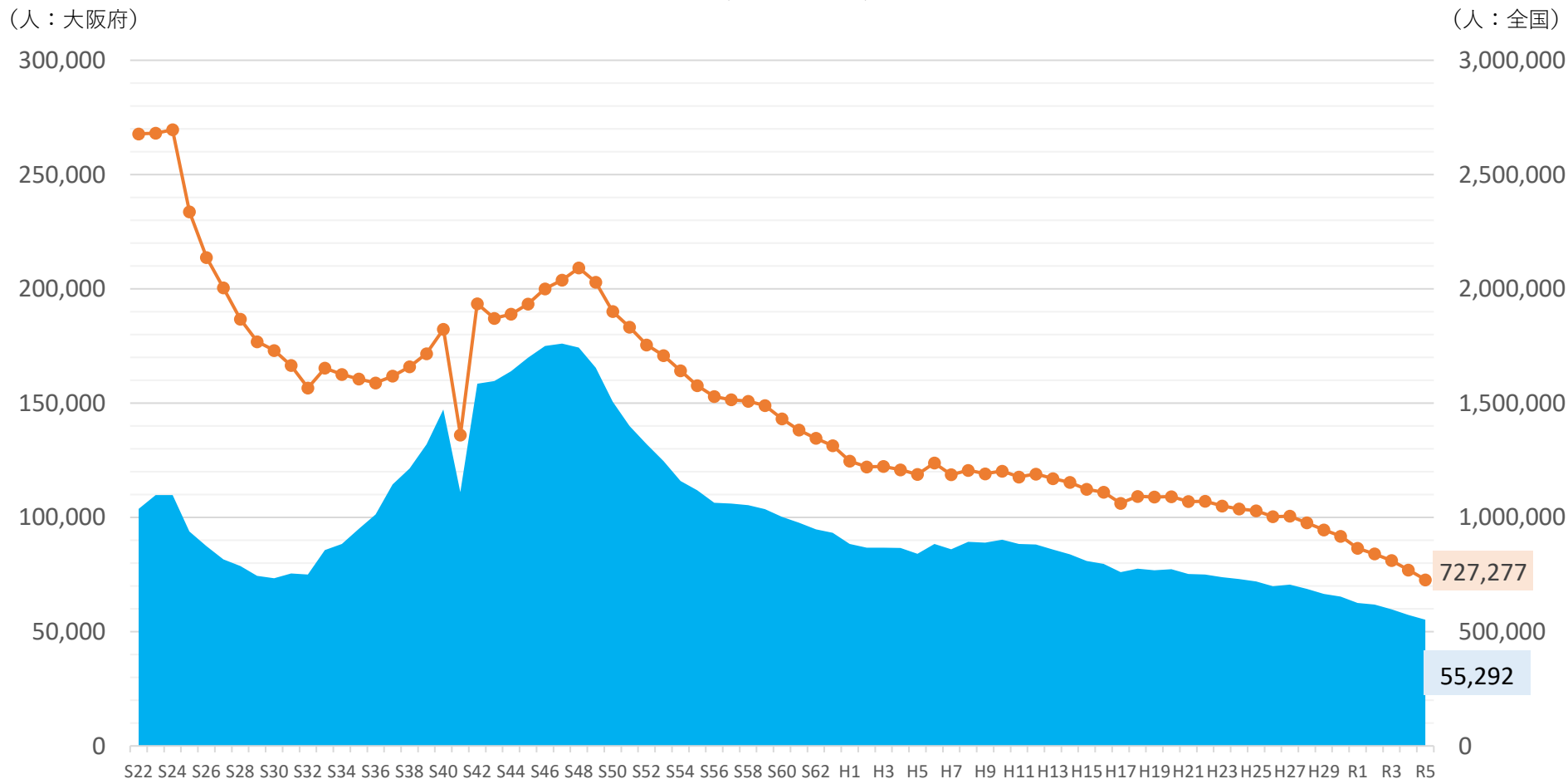
第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

①出生数の推移（全国・大阪府）

大阪府
（政令市含む）

全国



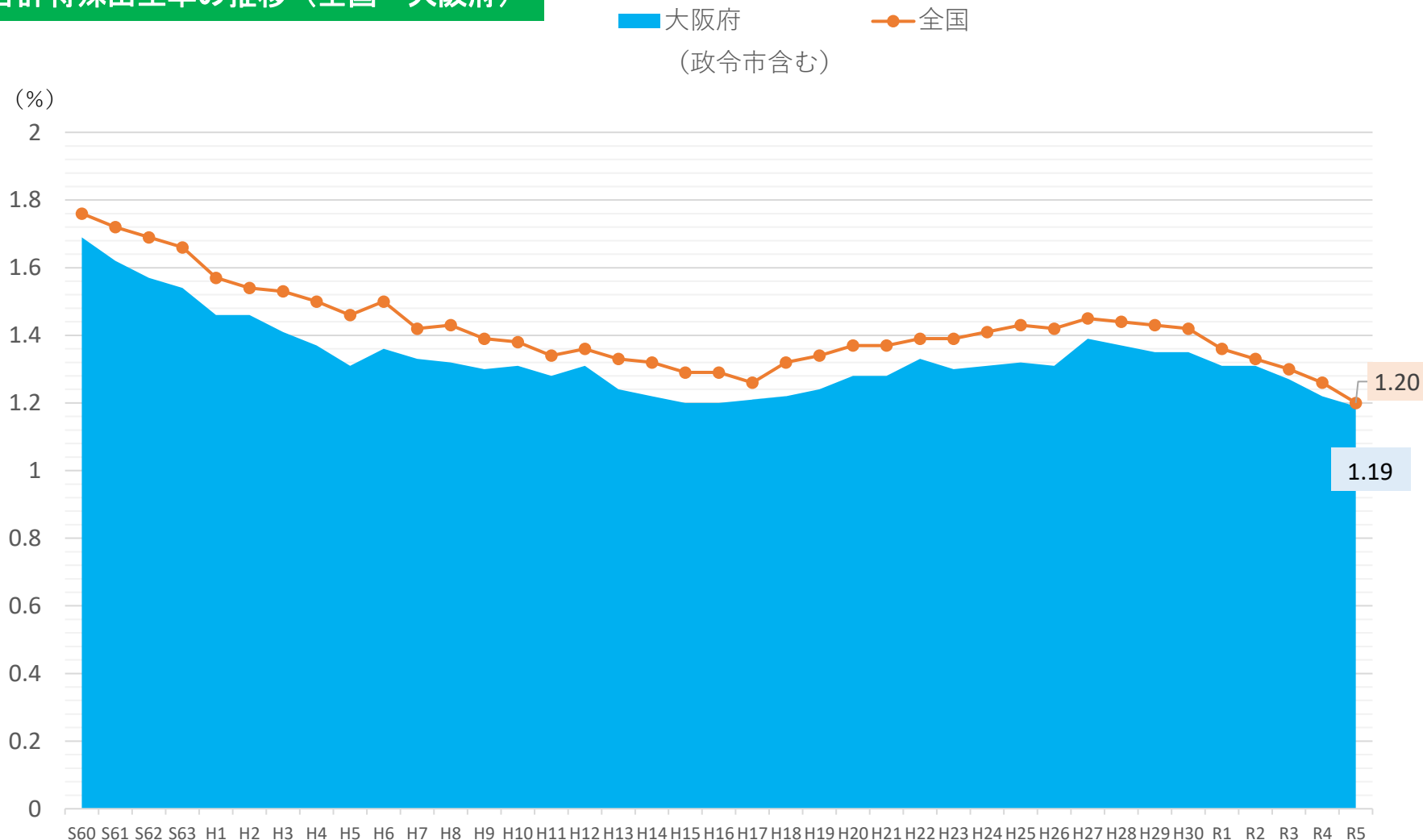
出典：厚生労働省「人口動態統計」

- 大阪府における出生数は、全国と同様、減少傾向にありますが、全国に比べ、若干緩やかになっています。※R2⇒R5増減比（全国86.5%、大阪府89.4%）

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

②合計特殊出生率の推移（全国・大阪府）



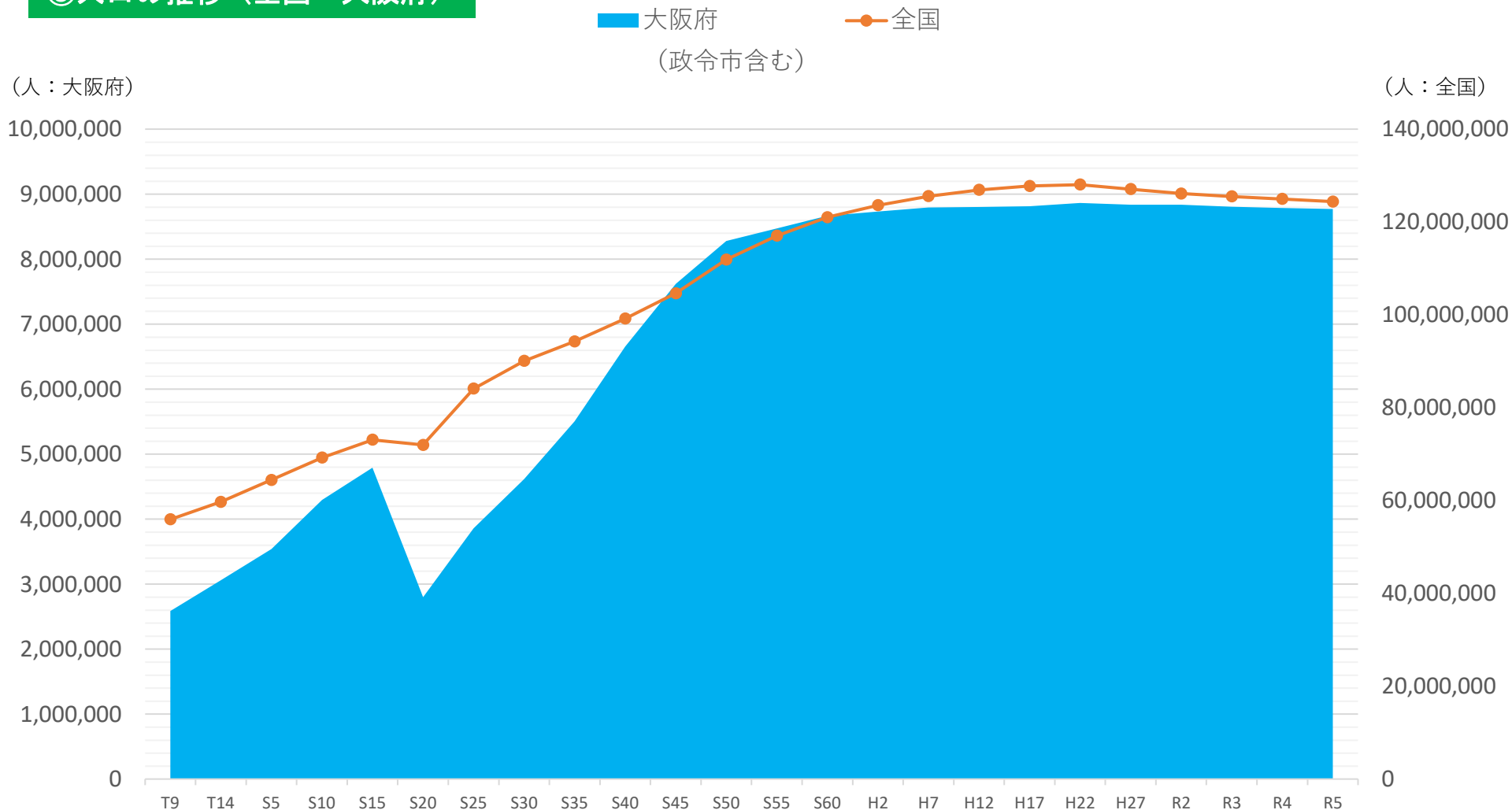
出典：厚生労働省「人口動態統計」

- 大阪府における合計特殊出生率についても、全国と同様、減少傾向にありますが、全国に比べ、若干緩やかになっています。※R2⇒R5増減比（全国90.2%、大阪府90.8%）

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

③人口の推移（全国・大阪府）



出典：令和2年までは、国勢調査、令和3年以降は、全国分については、国立社会保障・人口問題研究所2024年版人口推計より、大阪府分については、の推計人口（令和5年（2023年）年報により作成

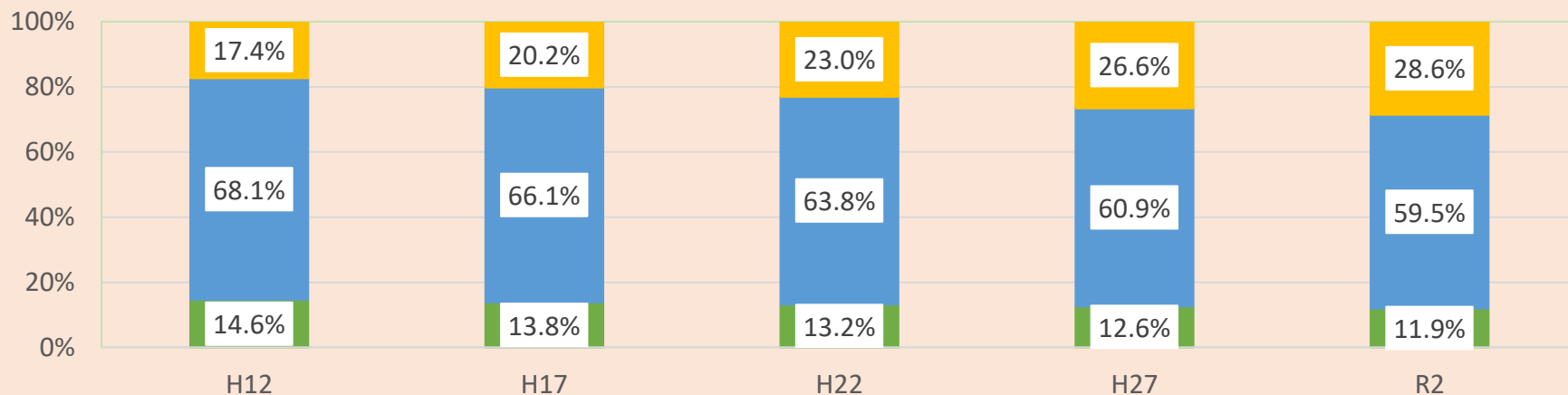
- 大阪府の人口は、全国と同様、平成22年度を境にピークアウトし、減少に転じていますが、全国に比べ、若干緩やかになっています。 ※R2⇒R5増減比（全国98.6%、大阪府99.3%）

第2章 大阪府における現状と課題について

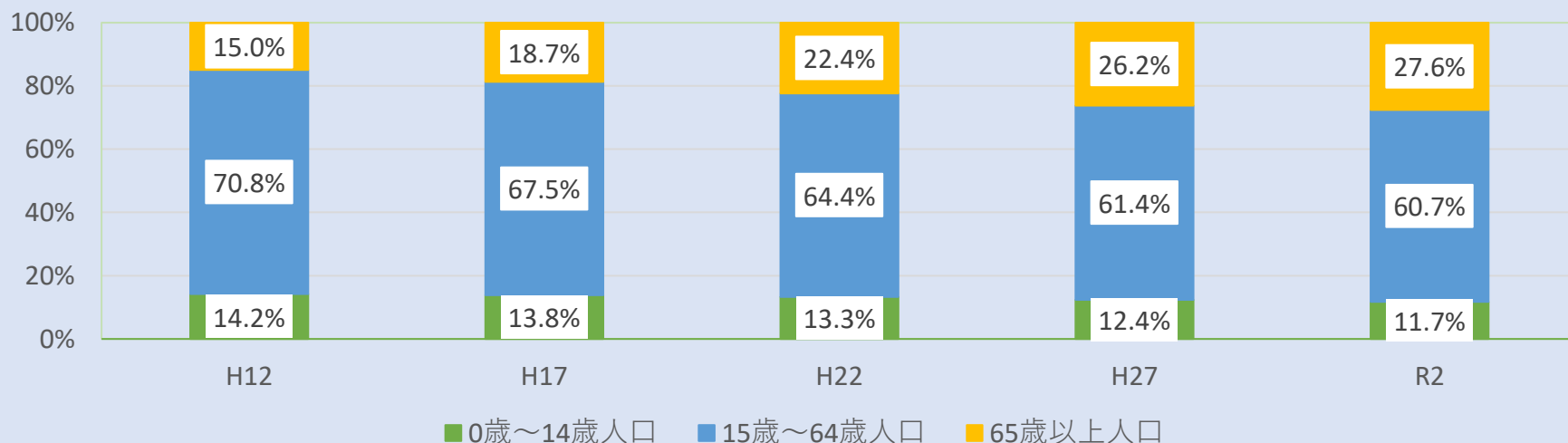
1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

④年齢（3区分）別人口の割合の推移（全国・大阪府）

国



大阪府



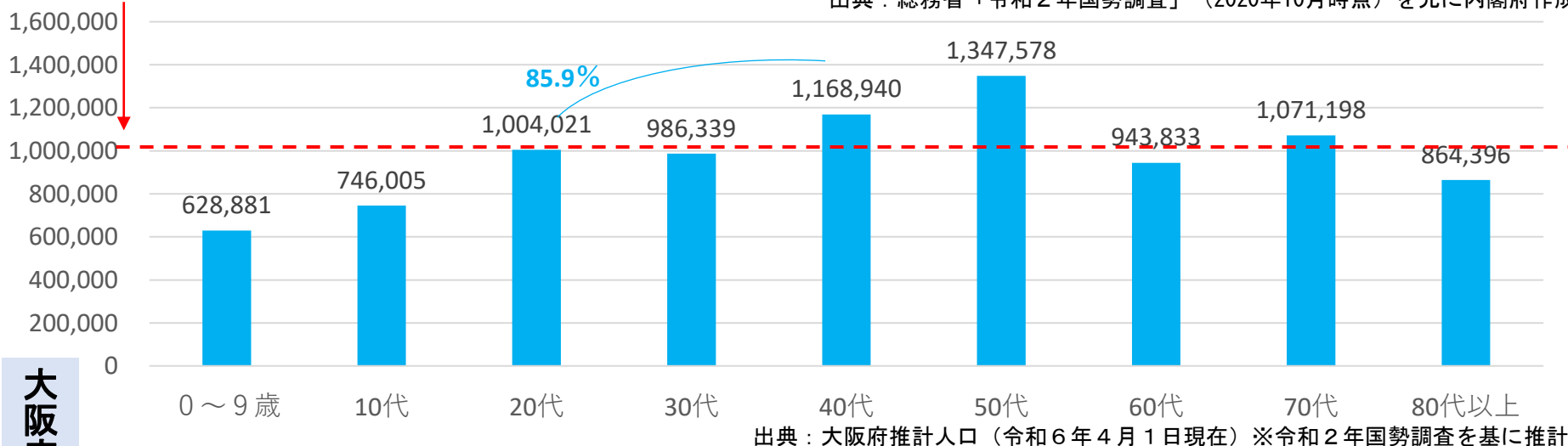
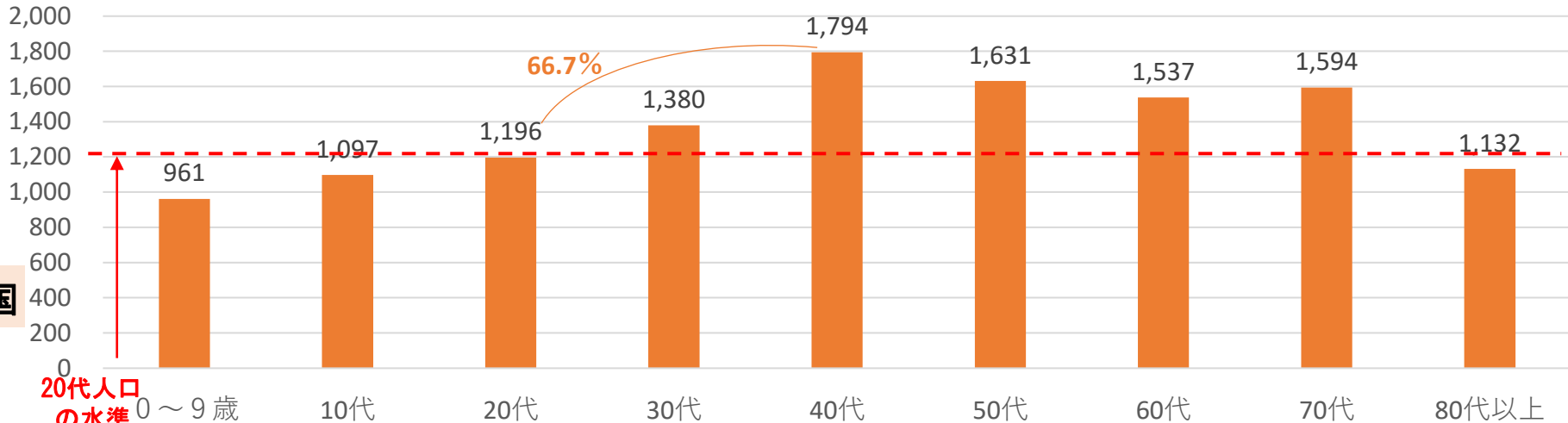
- 大阪府における年齢（3区分）別人口の割合についても、全国と同様の傾向にあり、少子高齢化の進展がみられています。

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

⑤年齢（10歳階級）別推計人口（全国・大阪府）

(万人)

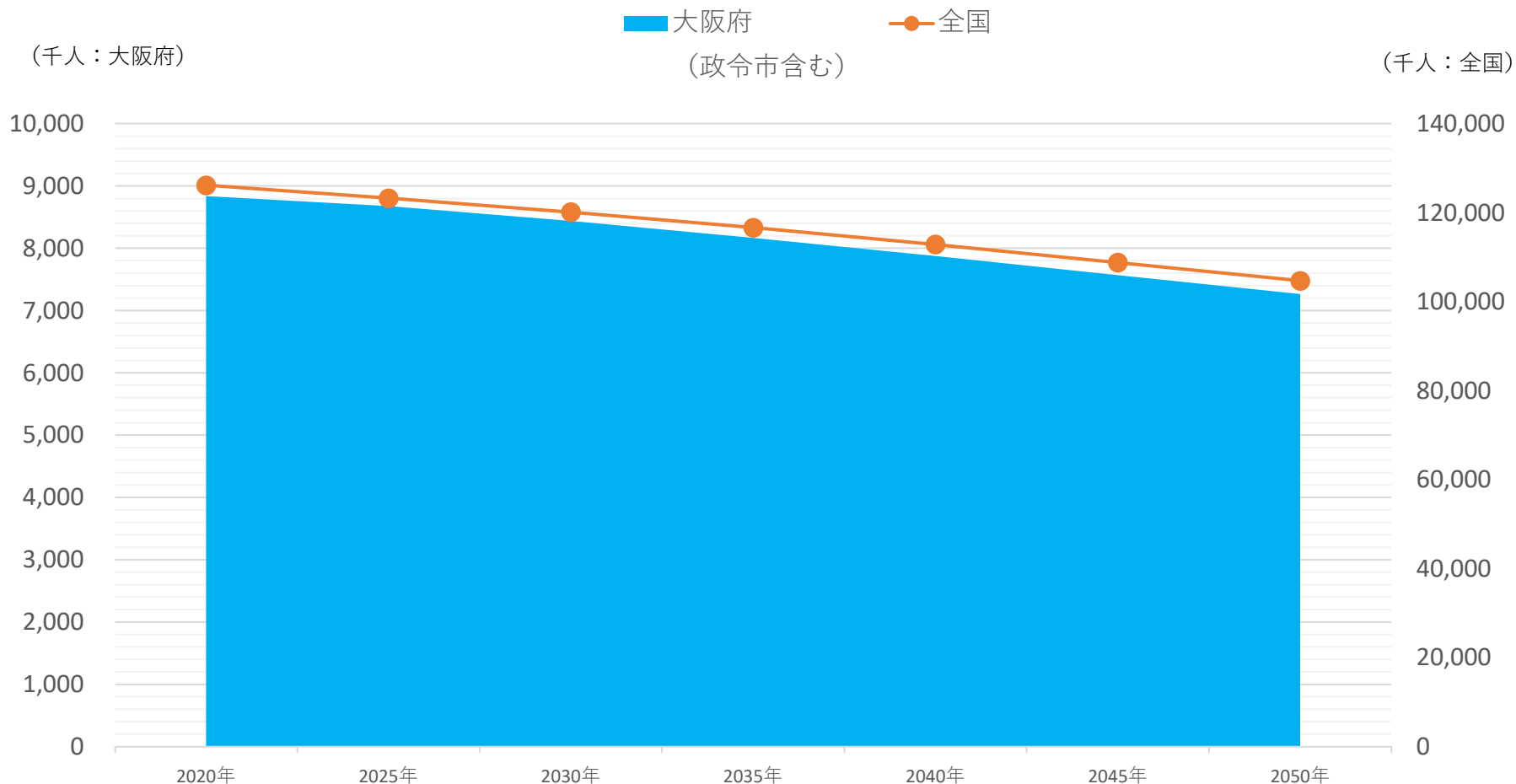


- 令和6年4月1日現在の大阪府における年齢（10歳階級）別推計人口については、20代人口は40代人口の85.9%と、令和2年10月時点の全国の割合（66.7%）より高くなっています。

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

⑥人口の将来推計（全国・大阪府）



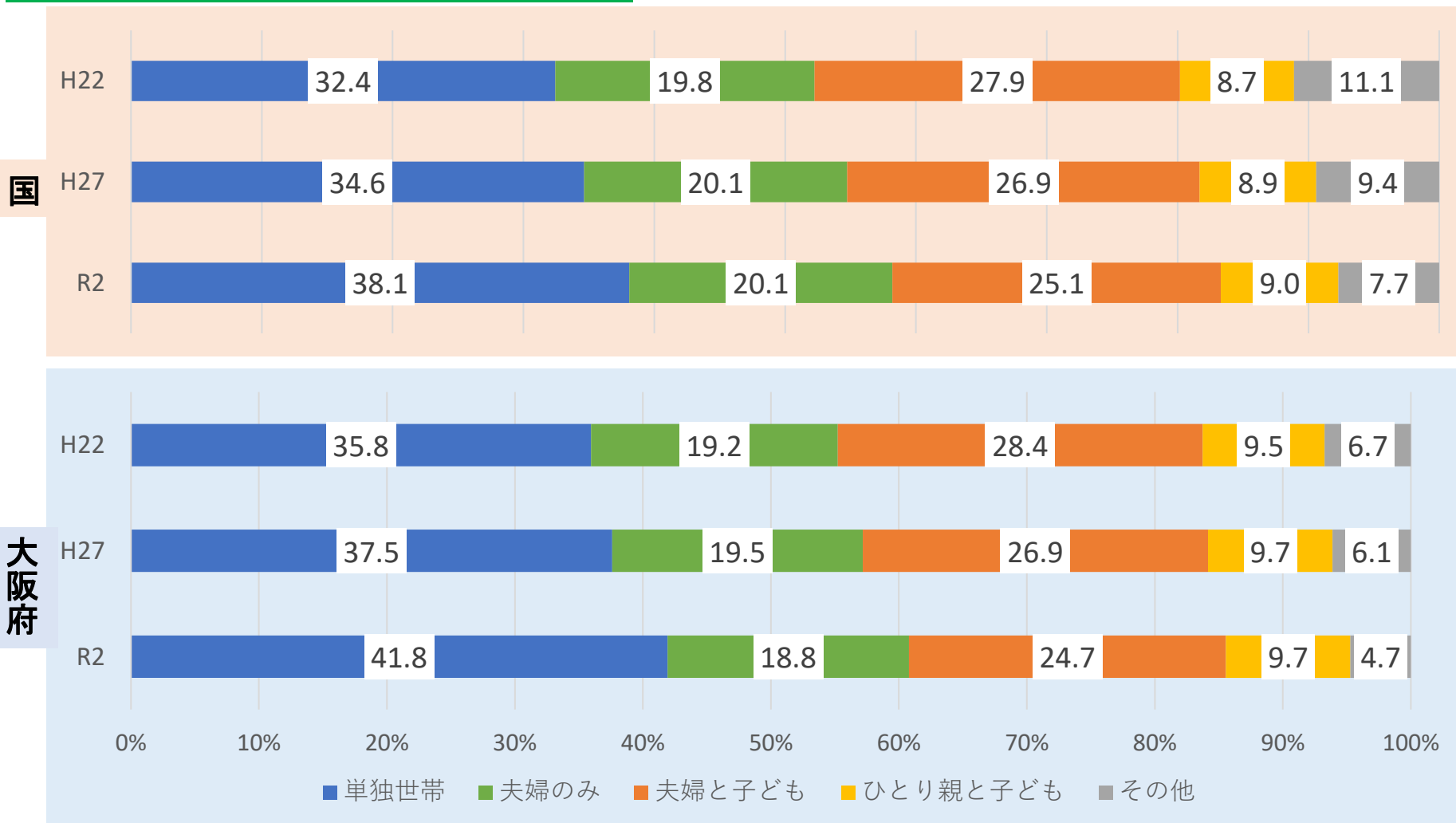
出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2024」（都道府県別人口及び増加率の将来推計：2020～50年）より作成

- 大阪府の2050年までの人口将来推計は、全国と同様、減少傾向にあります。

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

⑦一般世帯の家族類型別割合の推移（全国）

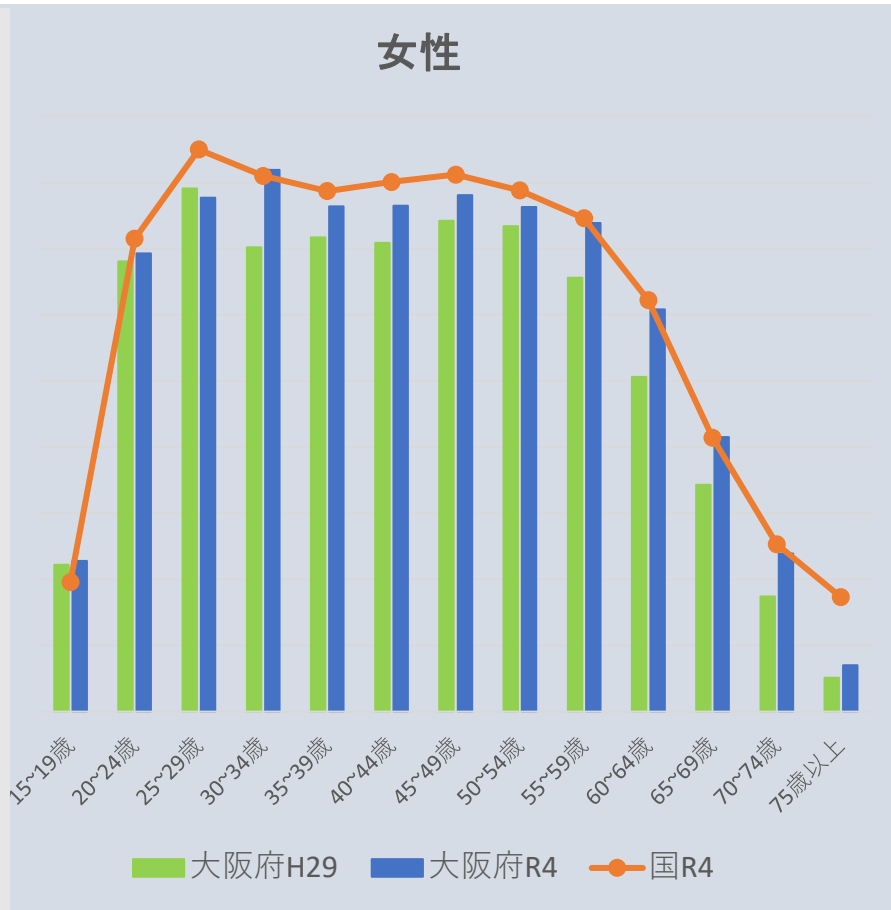
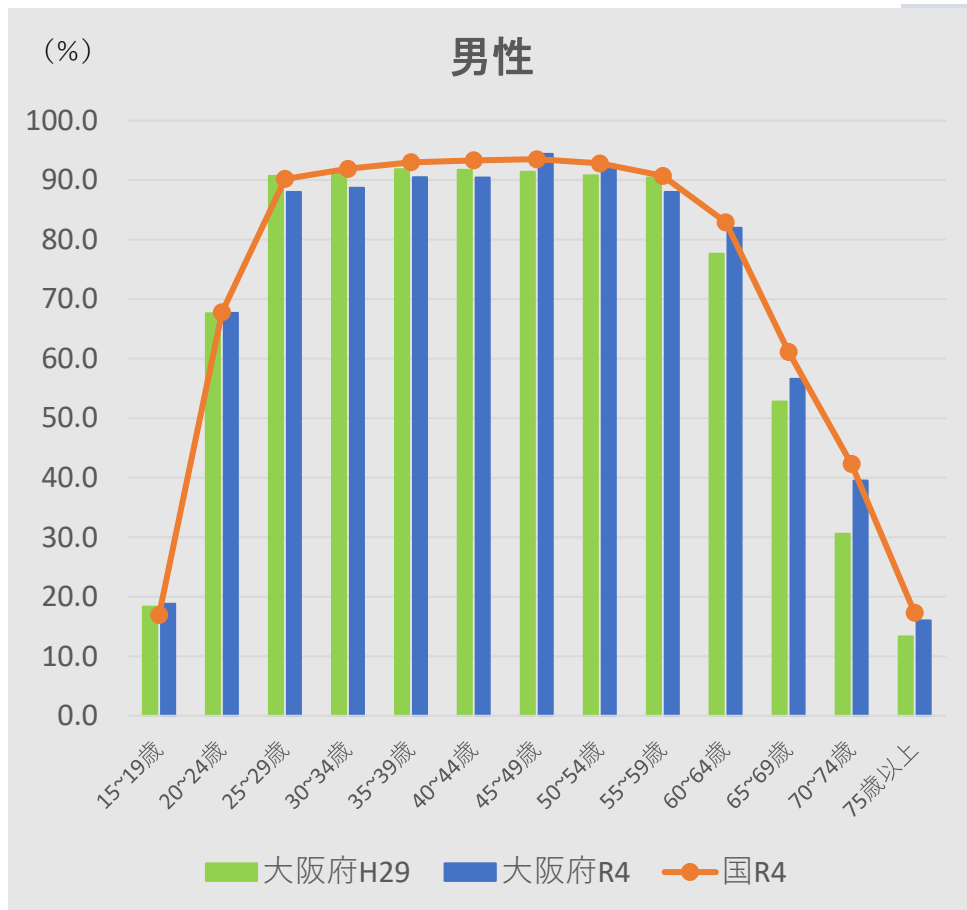


- 大阪府における一般世帯の家族類型別割合については、全国と同様、単独世帯が最も高く、増加傾向にあり、ひとり親世帯と同様、全国より高くなっています。夫婦と子どもの世帯については、全国と同様、減少傾向にあります。

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

⑧男女別年齢階級別有業者の割合（大阪府・全国）

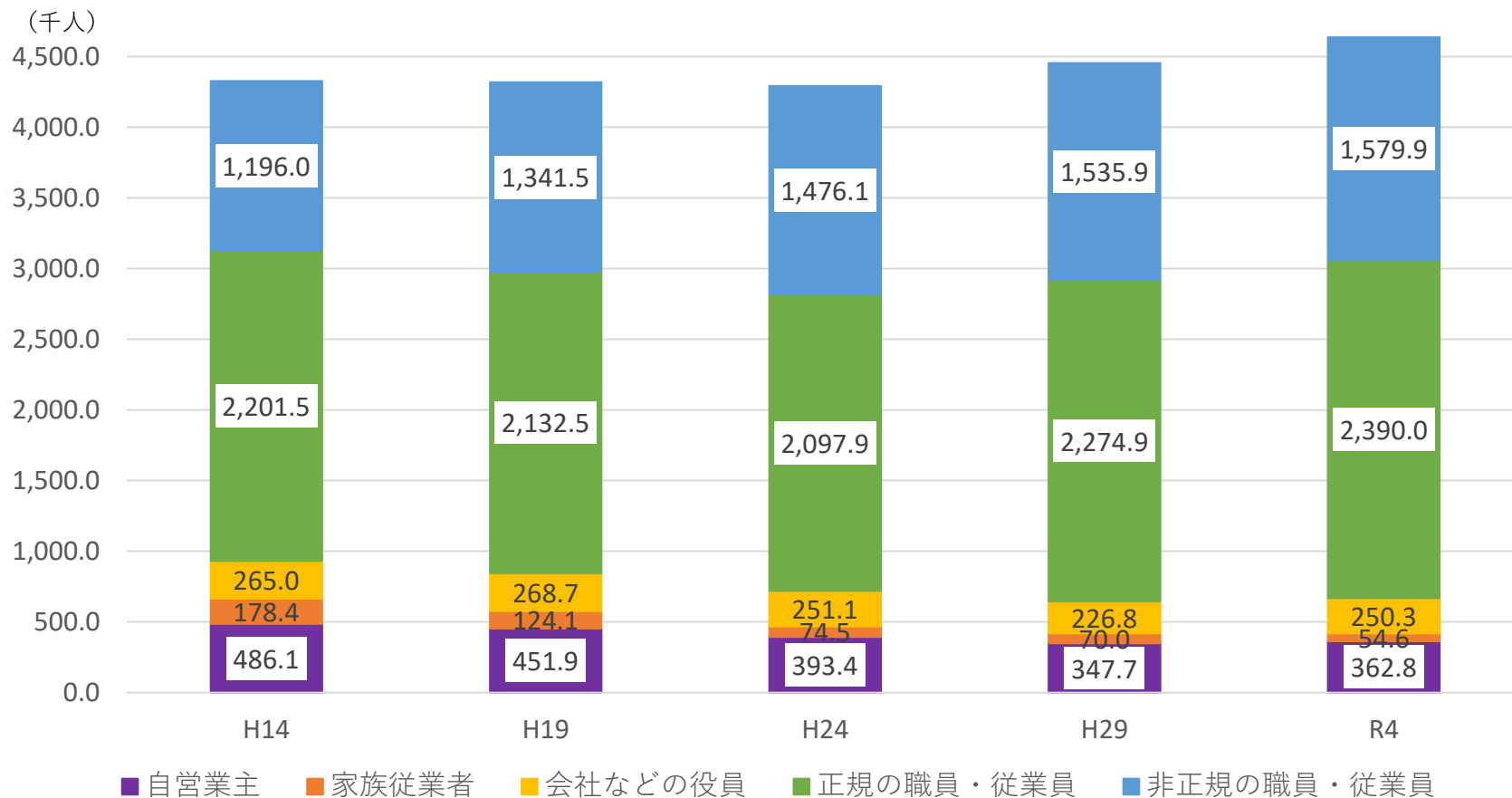


- 令和4年の大阪府における男女別年齢階級別の有業率をみると、全国とほぼ同様の傾向にあり、女性は前回調査（平成29年）に比べて「25～29歳」を除くすべての年齢階級で増加しており、特に「30～34歳」、「60～64歳」の有業率の伸びが大きくなっています。

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

⑨従業上の地位・雇用形態別有業者数の推移（大阪府）

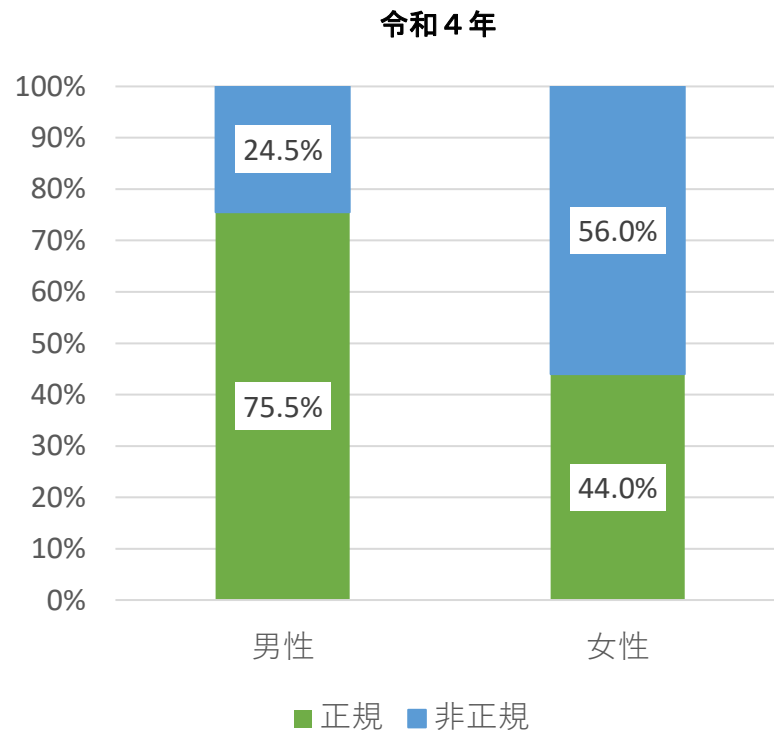
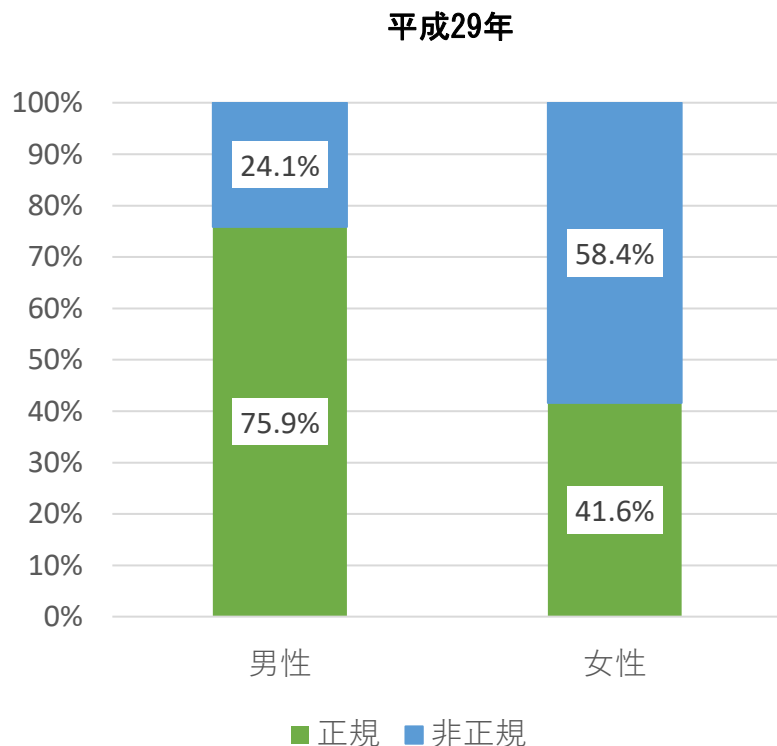


- 大阪府における従業上の地位・雇用形態別有業者について、過去20年間の推移をみると、「自営業主」は減少傾向から一転、増加に転じています。
- 「正規の職員・従業員」は平成24年まで減少傾向でしたが、平成29年以降増加しています。また、「非正規の職員・従業員」は増加を続けています。

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

⑩男女別雇用形態別雇用者数（割合）の推移（大阪府）

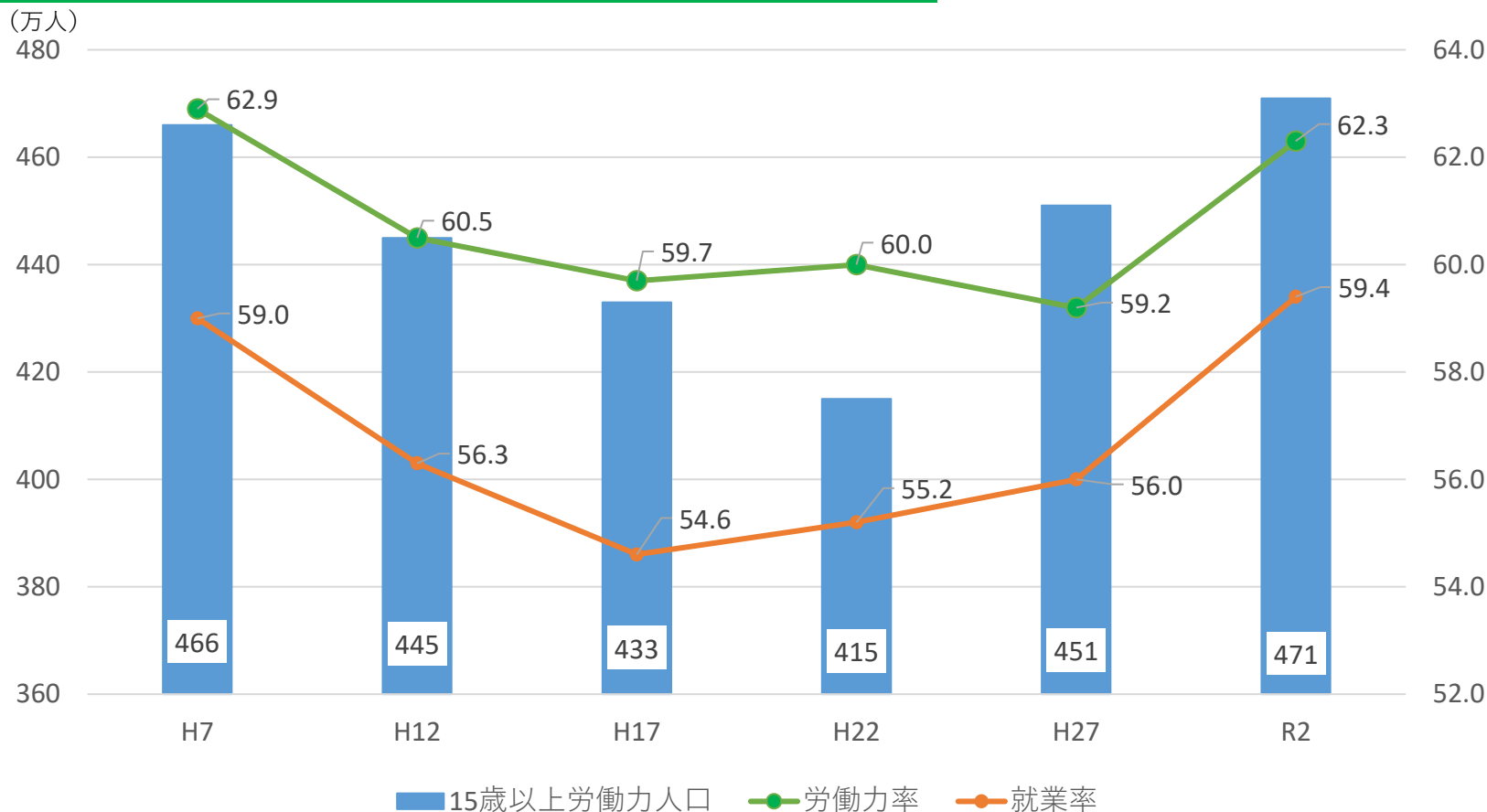


- 令和4年の大阪府における男女別雇用形態別雇用者数（割合）は、前回調査（平成29年）と比べると、男性の正規雇用と非正規雇用の割合は、変わっていませんが、女性は正規雇用の割合が若干高くなっています。

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

⑪労働力状態：労働力人口・労働力率・就業率の推移（大阪府）



出典：総務省「令和2年国勢調査」

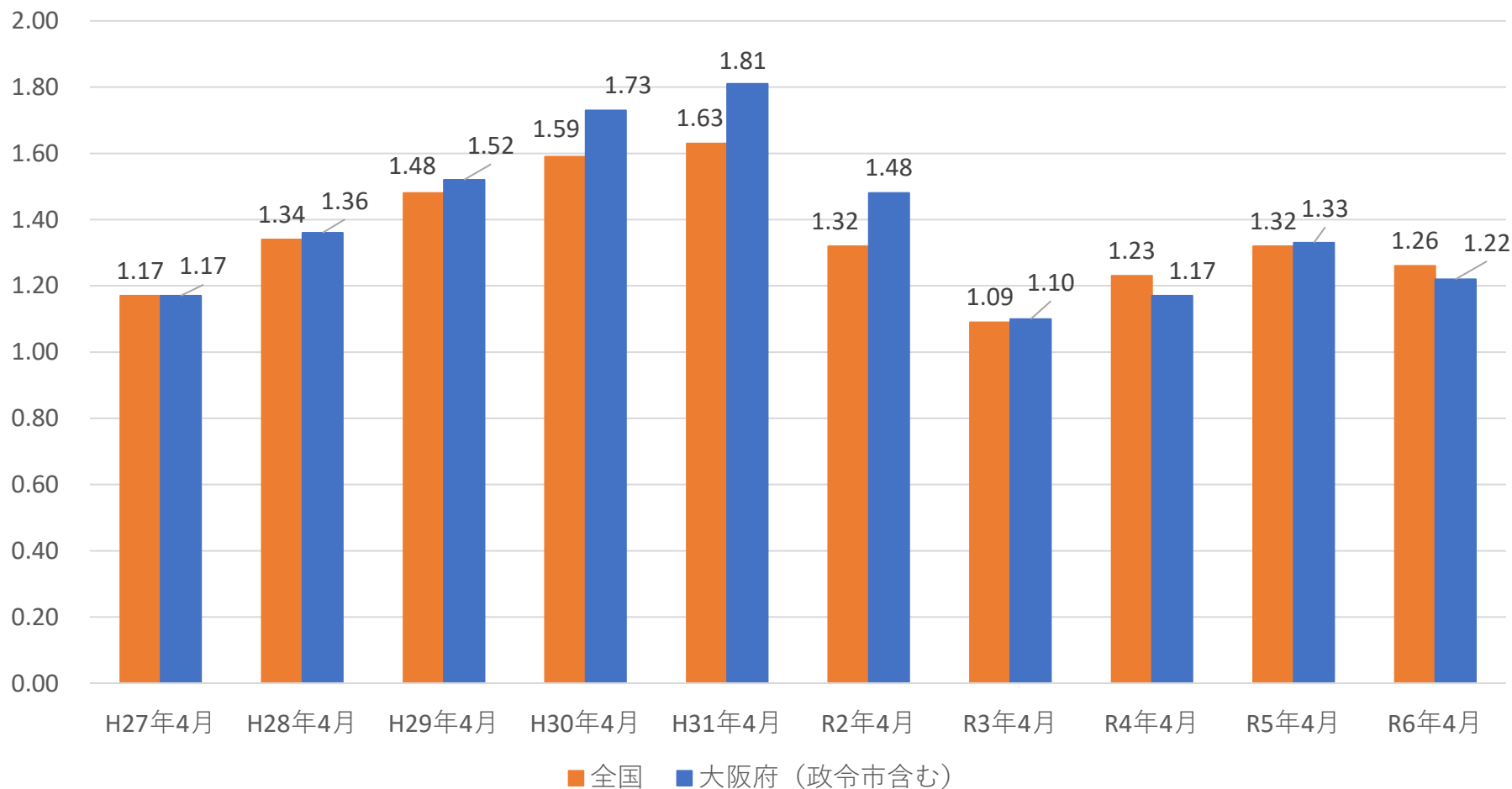
- 大阪府における令和2年10月1日現在の15歳以上人口(756万1,227人)について、労働力状態別にみると、労働力人口は470万9,616人(15歳以上人口の62.3%)、非労働力人口は285万1,611人(同37.7%)となっており、労働力率及び就業率は、前回調査(平成27年)より増加しています。

令和2年国勢調査就業状態等基本集計結果(大阪府版)より作成

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

⑫有効求人倍率の推移（全国・大阪府）



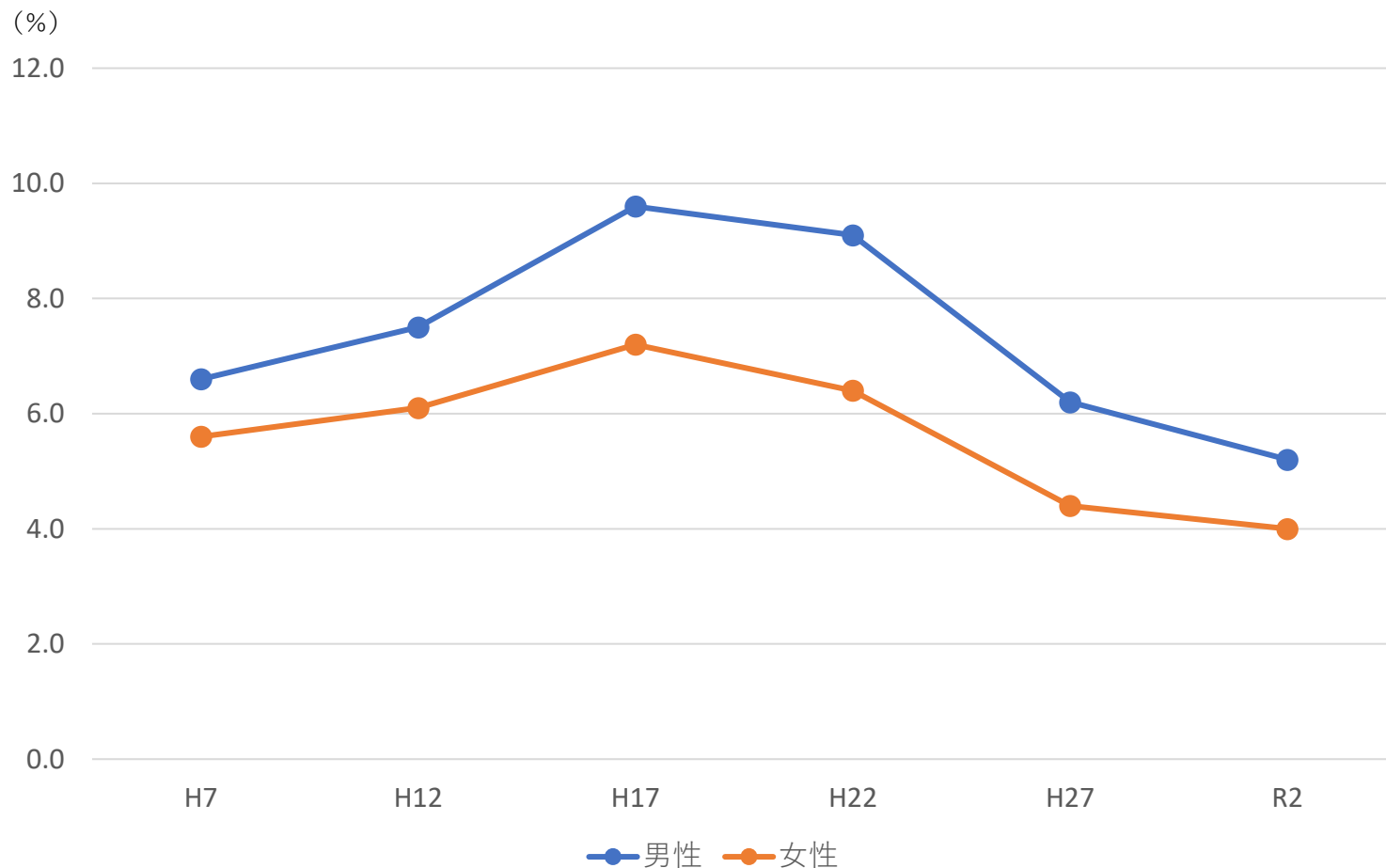
出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」

- 大阪府における過去10年間の有効求人倍率の推移をみると、平成31年4月までは、増加傾向にあり、その後、令和3年4月まで減少した後、再び増加し、令和6年4月には若干減少し、1.22となっています。

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

⑬完全失業率の推移（大阪府）



出典：総務省「令和2年国勢調査」

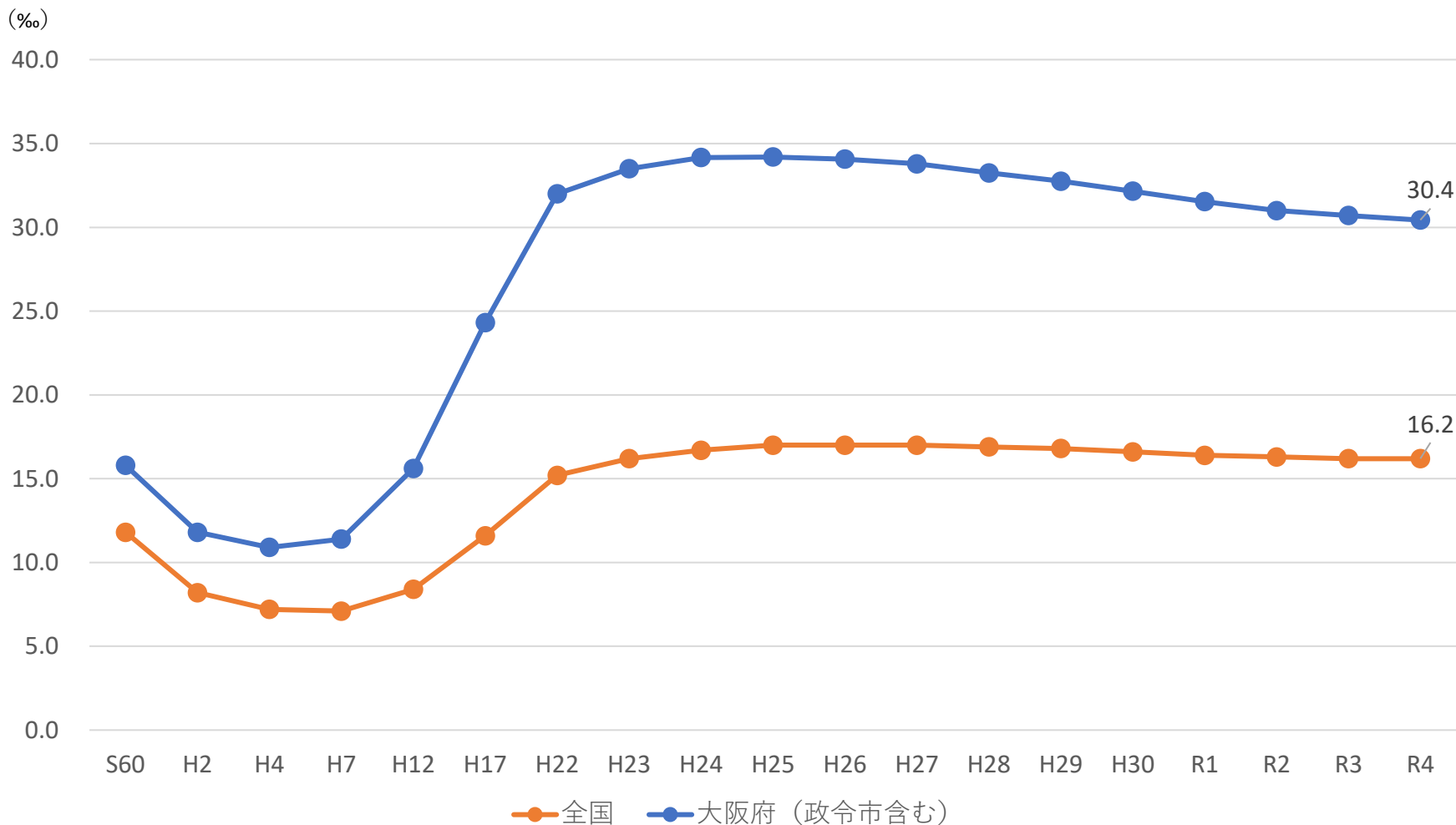
- 大阪府における完全失業率は、平成17年を境にピークアウトし、以降、男女共に減少しています。

令和2年国勢調査就業状態等基本集計結果（大阪府版）より作成

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

⑭生活保護の状況（全国・大阪府の保護率）



- 大阪府における生活保護率は、全国と同様、近年横ばい傾向にあり、全国の約2倍近い保護率となっています。

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

(2) 「子育て家庭」の視点から

<市町村ニーズ調査より>

➤ 家族との同居・近居の状況

前回調査と比べると、「父母と一緒に住んでいる」が減少し、「父と一緒に住んでいる（父子家庭）」、「母と一緒に住んでいる（母子家庭）」が増加し、祖父・祖母が近所に住んでいる割合が減少しています。

➤ 子育て（教育を含む）を主にしている人

前回調査と比べると、「父母ともに」の割合が増加し、「主に母親」の割合が減少しており、「共育て」が進んできている傾向が見受けられます。

➤ 母親の就労状況

「フルタイムで働いている」が31.9%で最も高く、次いで「パート・アルバイトなどで働いている」が25.3%、「以前は働いていたが、今は働いていない」が23.7%となっています。また、前回調査と比べると、「フルタイムで働いている」の割合が増加し、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が減少しています。

➤ 父親の就労日数と時間

就労日数・就労時間ともに減少しており、働き方改革が進んできている傾向が見受けられます。

➤ 母親の育児休業の取得状況

前回調査と比べると、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が13ポイント増加し、育児休業取得が進んできている傾向が見受けられます。

➤ 父親の育児休業の取得状況

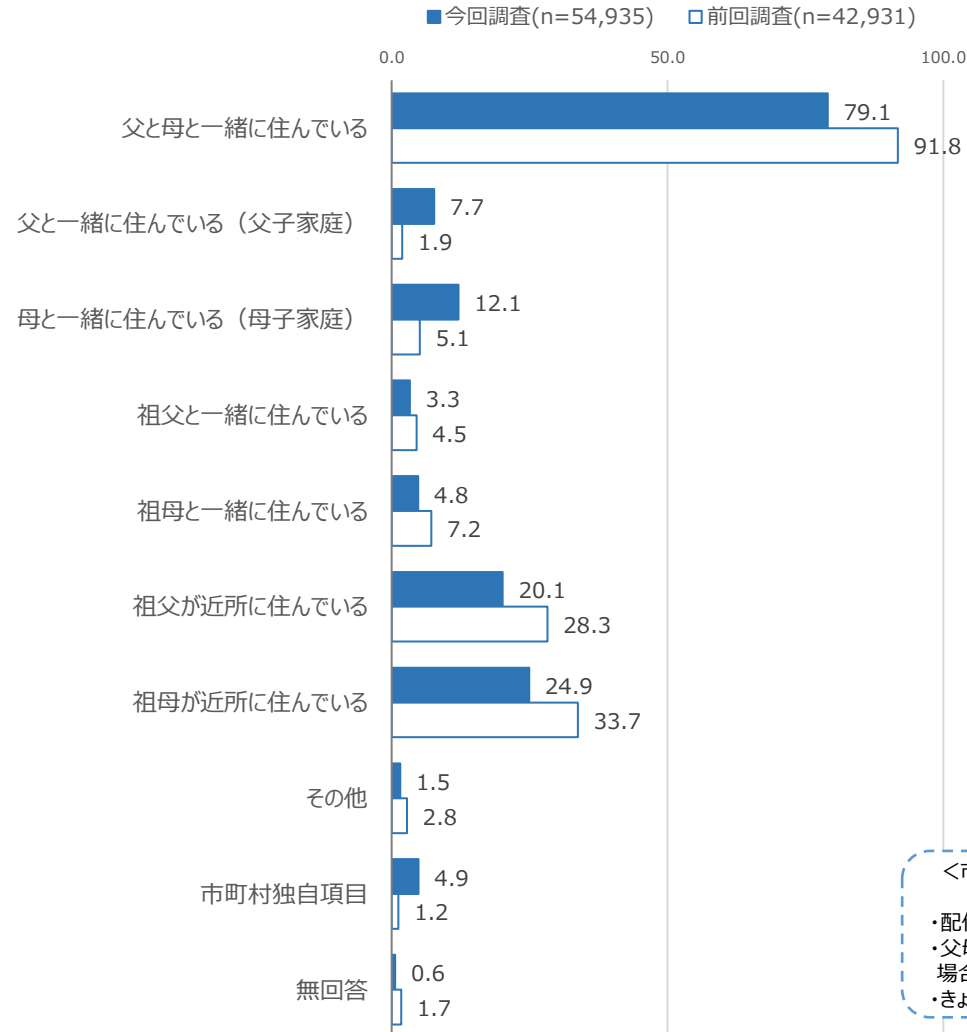
前回調査と比べると、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が10.5ポイント増加するとともに、「育児休業を取らずに働いた」の割合が10.5ポイント減少しており、育児休業取得が進んできている傾向が見受けられます。

【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問7－家族との同居・近居の状況

「父と母と一緒に住んでいる」が79.1%で最も高く、次いで「祖母が近所に住んでいる」が24.9%、「祖父が近所に住んでいる」が20.1%となっています。また、前回調査と比べると、「父と母と一緒に住んでいる」が減少し、「父と一緒に住んでいる（父子家庭）」、「母と一緒に住んでいる（母子家庭）」が増加し、祖父・祖母が近所に住んでいる割合が減少しています。

〔図表2-1-8 家族との同居・近居の状況〕



<市町村独自項目の具体例>

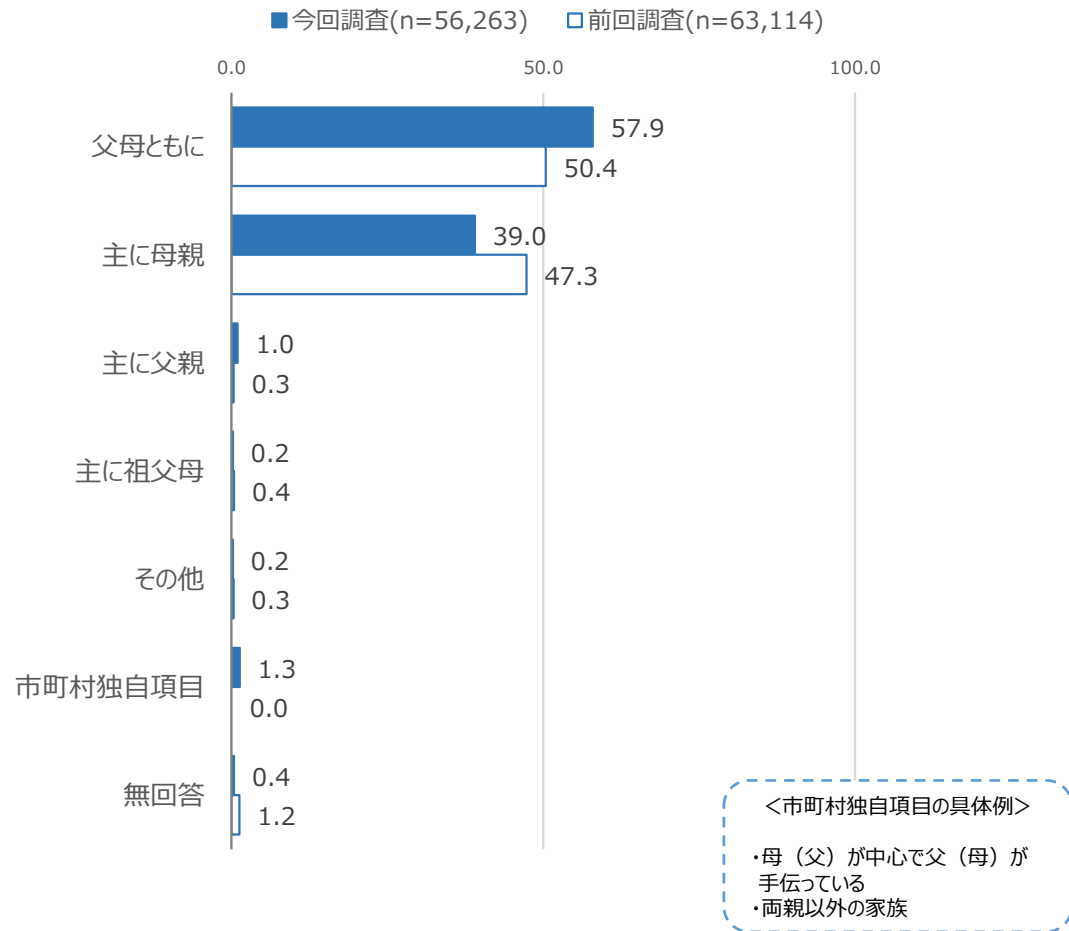
- ・配偶者の有無
- ・父母どちらかが単身赴任している
場合の父又は母との同居
- ・きょうだい又は親族との同居

【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問 8－子育て（教育を含む）を主にしている人

「父母ともに」が57.9%で最も高く、次いで「主に母親」が39.0%、「主に父親」が1.0%、「主に祖父母」が0.2%となっています。また、前回調査と比べると、「父母ともに」の割合が増加し、「主に母親」の割合が減少しており、「共育て」が進んでいる傾向が見受けられます。

[図表2-1-9 子育て(教育を含む)を主にしている人]

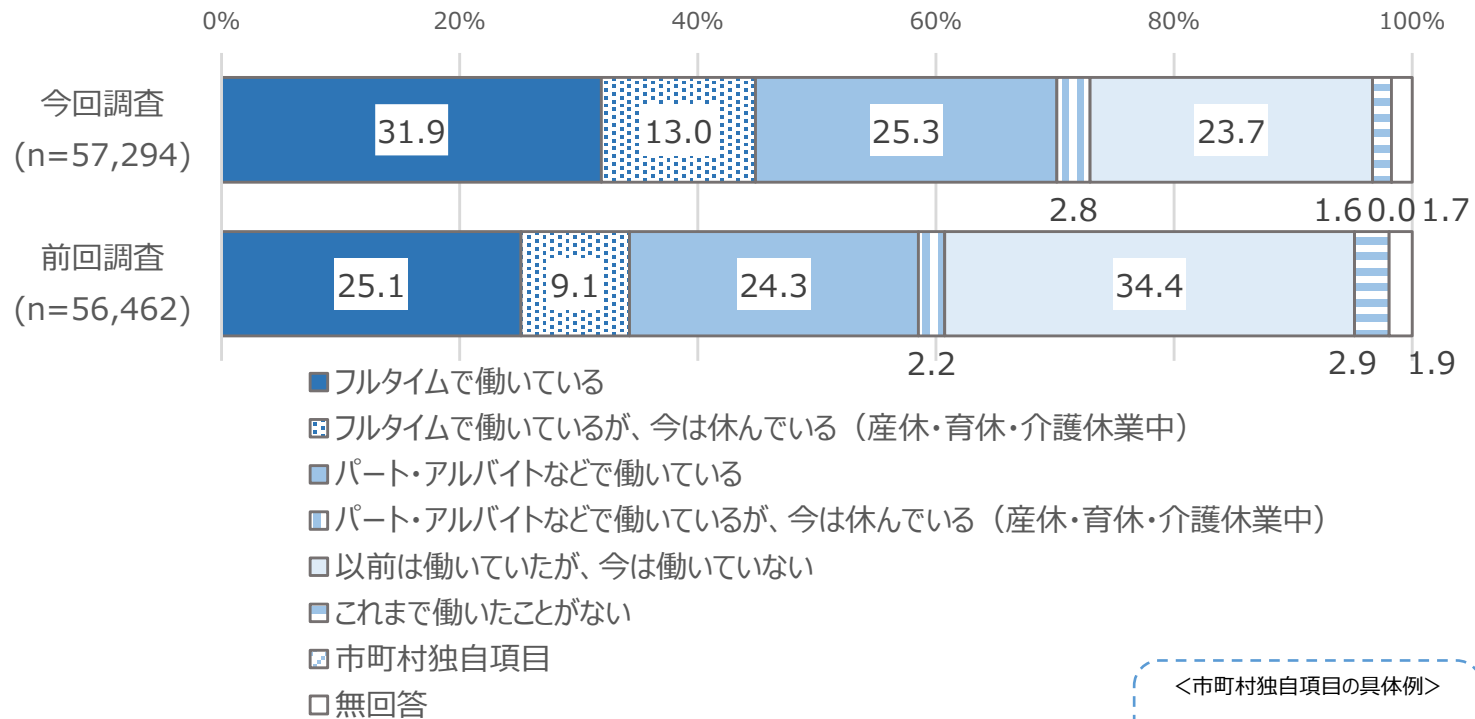


【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問14－母親の就労状況

「フルタイムで働いている」が31.9%で最も高く、次いで「パート・アルバイトなどで働いている」が25.3%、「以前は働いていたが、今は働いていない」が23.7%となっています。また、前回調査と比べると、「フルタイムで働いている」の割合が増加し、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が減少しています。

〔図表2-1-17 母親の就労状況〕



<市町村独自項目の具体例>

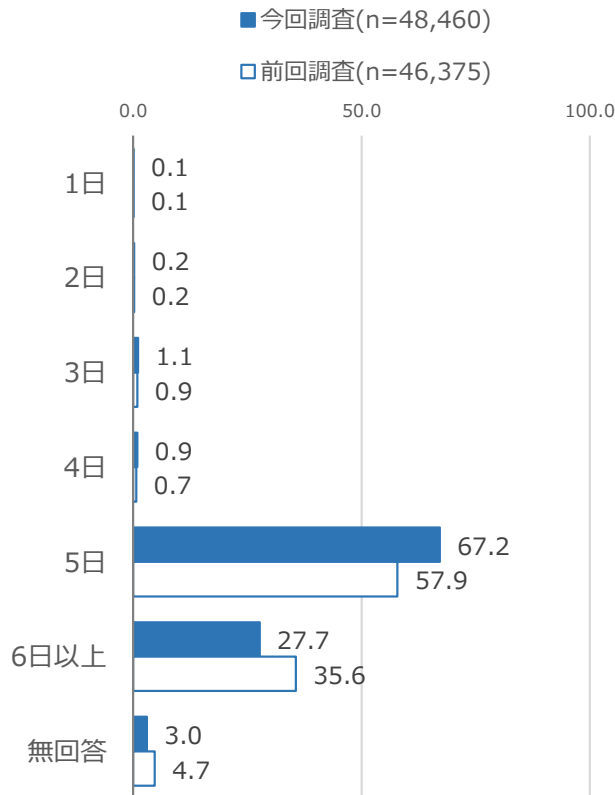
・設問に該当しない（父子家庭、その他）
 ・学生

【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

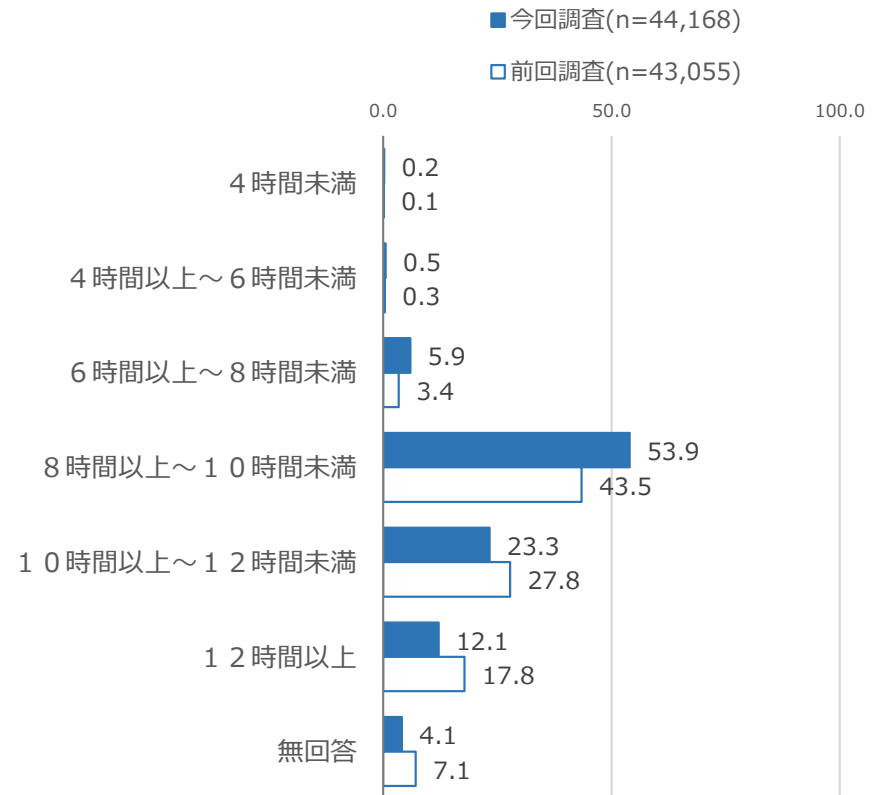
◆問15-1ー父親の就労日数と時間

就労日数は「5日」が67.2%で最も高く、次いで「6日以上」が27.7%、「3日」が1.1%、「4日」が0.9%、「2日」が0.2%、「1日」が0.1%となっています。また、前回調査と比べると、「5日」の割合が増加し、「6日以上」の割合が減少し、就労日数就労時間は「8時間以上～10時間未満」が53.9%で最も高く、次いで「10時間以上～12時間未満」が23.3%、「12時間以上」が12.1%となっています。また、前回調査と比べると、「8時間以上～10時間未満」の割合が増加し、「10時間以上～12時間未満」の割合が減少しており、就労日数・就労時間ともに減少傾向にあり、働き方改革が進んできている傾向が見受けられます。

[図表2-1-23 父親の週当たりの就労日数]



[図表2-1-24 父親の週当たりの就労時間]



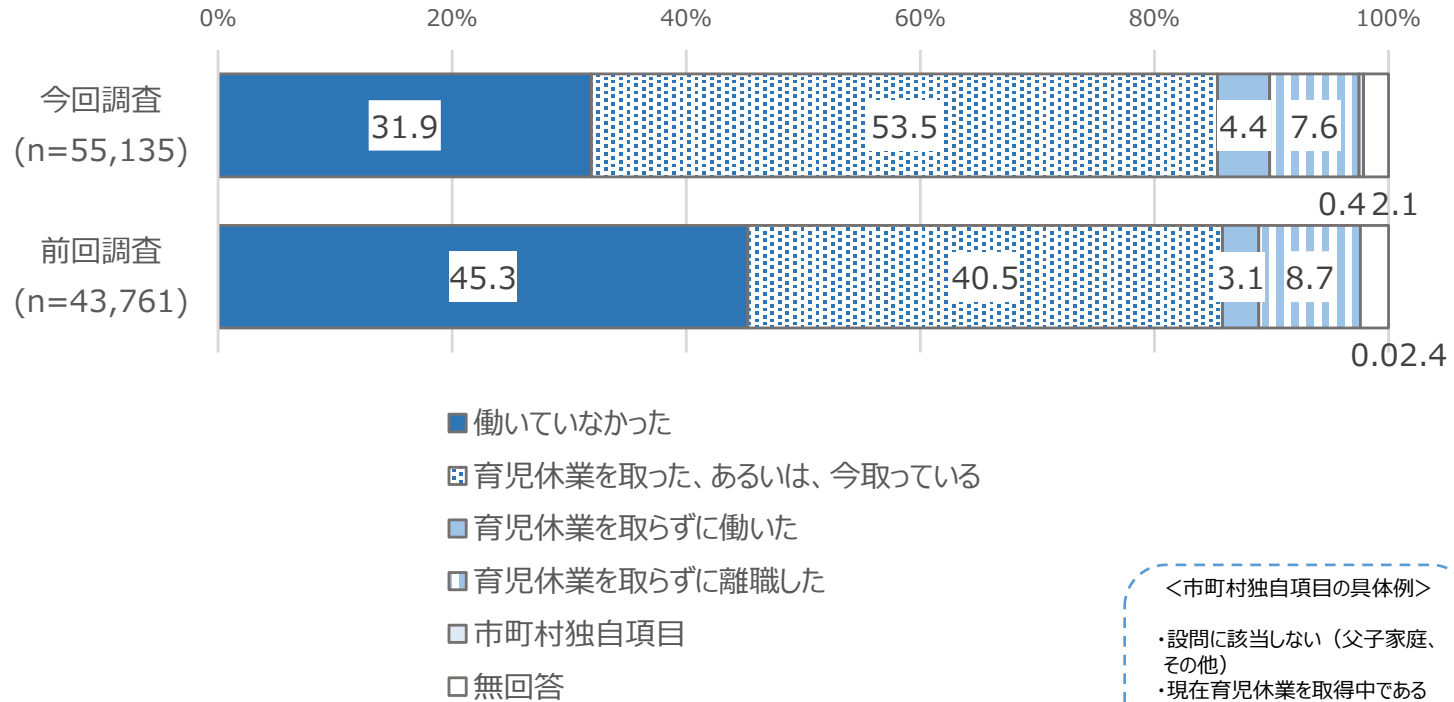
【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問23－育児休業の取得状況

(1) 母親

「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が53.5%で最も高く、次いで「働いていなかった」が31.9%、「育児休業を取らずに離職した」が7.6%、「育児休業を取らずに働いた」が4.4%となっています。また、前回調査と比べると、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が13ポイント増加し、育児休業取得が進んできている傾向が見受けられます。

[図表2-6-1 育児休業の取得状況]



<市町村独自項目の具体例>

- ・設問に該当しない（父子家庭、その他）
- ・現在育児休業を取得中である
- ・短時間勤務制度を利用した（育児休業後の取得も含む）
- ・自営業等のため、制度に該当しなかった

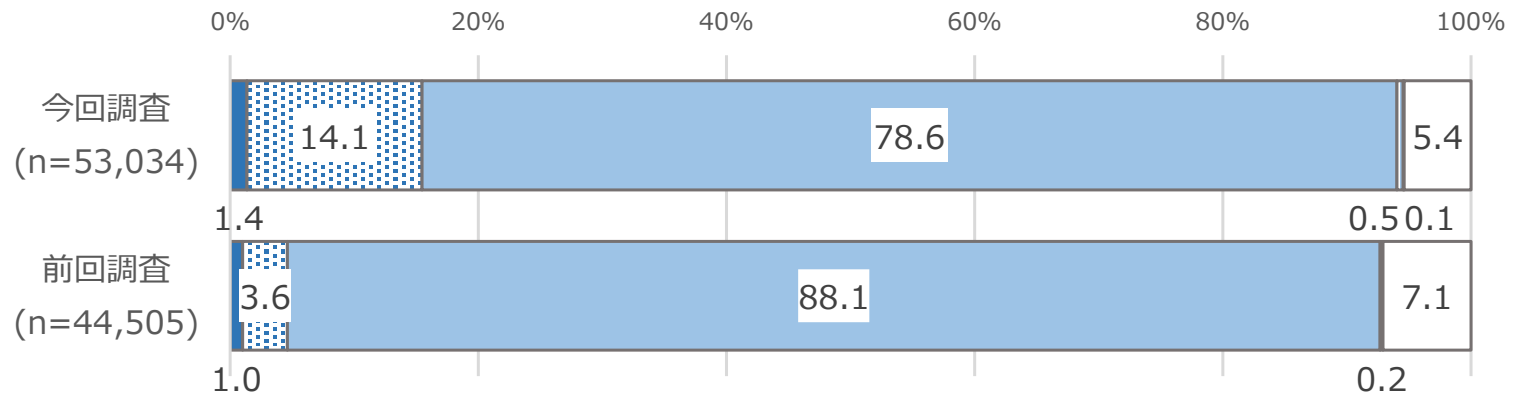
【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問23－育児休業の取得状況

(2) 父親

「育児休業を取らずに働いた」が78.6%で最も高く、次いで「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が14.1%、「働いていなかった」が1.4%、「育児休業を取らずに離職した」が0.5%となっています。また、前回調査と比べると、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が10.5ポイント増加するとともに、「育児休業を取らずに働いた」の割合が10.5ポイント減少しており、育児休業取得が進んできている傾向が見受けられます。

〔図表2-6-4 育児休業の取得状況〕



- 働いていなかった
- ▨ 育児休業を取った、あるいは、今取っている
- 育児休業を取らずに働いた
- 育児休業を取らずに離職した
- 市町村独自項目
- 無回答

<市町村独自項目の具体例>

- ・設問に該当しない（母子家庭、その他）
- ・現在育児休業を取得中である
- ・短時間勤務制度を利用した（育児休業後の取得も含む）
- ・自営業等のため、制度に該当しなかった

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

(3) 「子ども・若者」の視点から

➤ 困難な状況にある子ども・若者の状況

不登校、高校中途退学、いじめ、障がいのある子どもの状況、児童虐待、社会的養護、世話をしている家族がいると回答した子ども、子ども・若者の自殺の状況をみると、依然として子ども・若者を取り巻く状況は、全国と比べ厳しい状況にあり、困難な状況にある子ども・若者へのきめ細かい支援が必要な状況となっています。

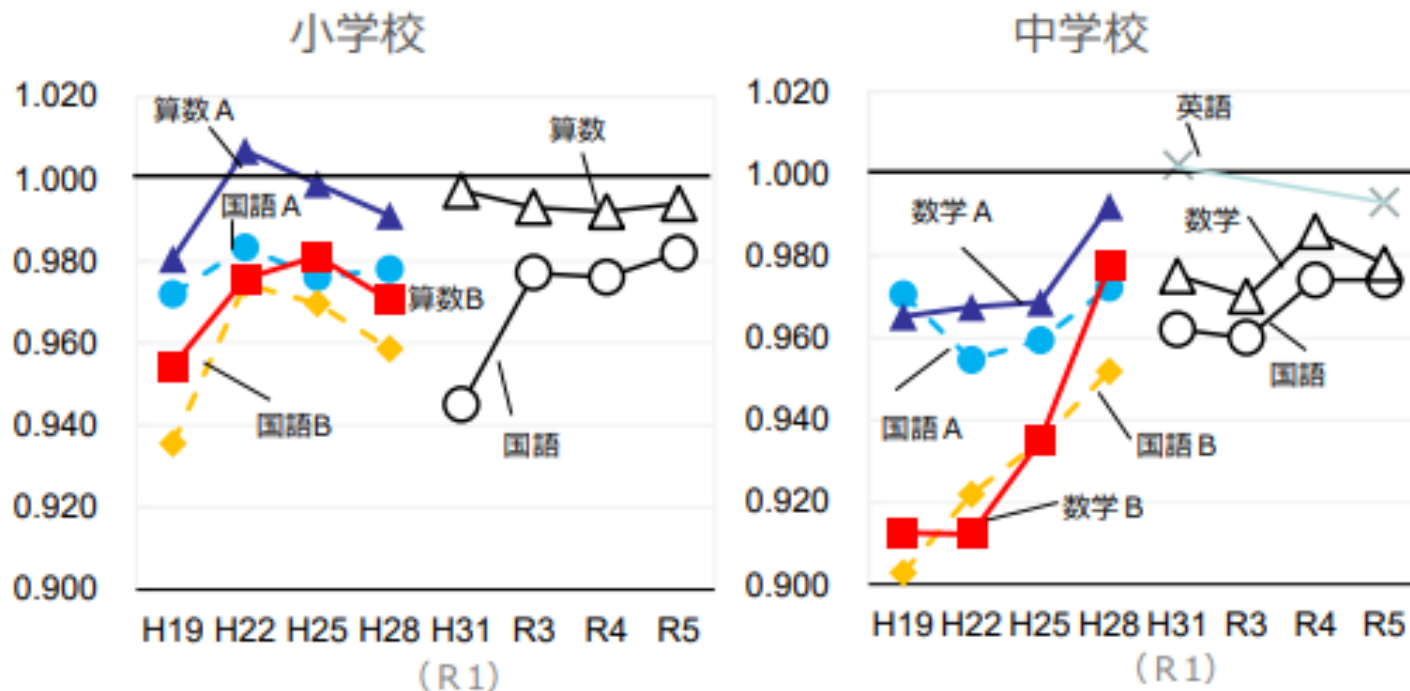
第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

①小中学生の学力（大阪府・全国）

・対全国比＝府平均正答率÷全国平均正答率

・全国の平均正答率を1.000としたときの、大阪府（政令市を含む）の各教科の平均正答率の推移
（平成30年までは各教科A・Bの2区分）



出典：文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」

- 学力について、全国学力・学習状況調査における大阪府の結果としては、小・中学校ともに、全国平均にわずかに届いていませんが、ほぼ全国水準です。

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

②主要都道府県暴力行為の発生件数（国公立小・中・高等学校1,000人当たりの発生件数）

都道府県	対教師 暴力	生徒間 暴力	対人 暴力	器物 破損	合計	1,000人 当たりの 発生件数	(参考) 平成 30年度
大阪府	1,407	8,104	108	1,235	10,854	12.7	7.4
東京都	554	2,500	90	643	3,787	3.0	2.5
神奈川県	1,083	9,486	127	1,476	12,172	14.0	11.5
愛知県	770	6,146	178	924	8,018	10.1	5.2
全国	13,043	80,460	1,412	14,072	108,987	8.7	5.5

出典：文部科学省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

- 大阪府における暴力行為の発生件数（国公立小・中・高等学校1,000人当たりの発生件数）においては、依然として全国に比べ高い傾向にあります。

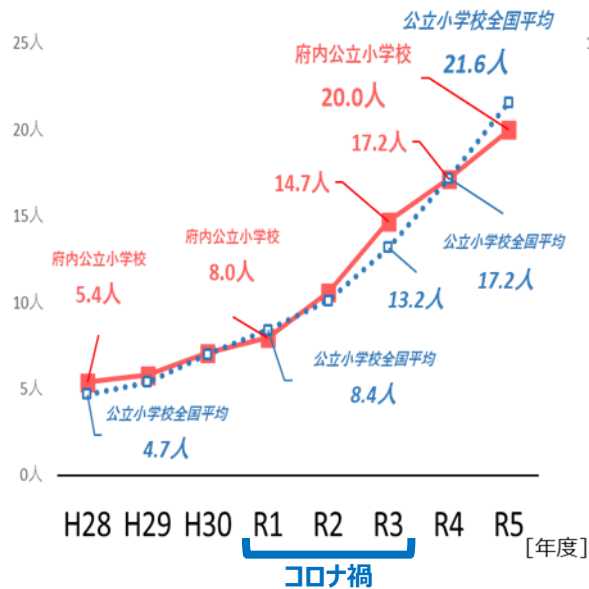
第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

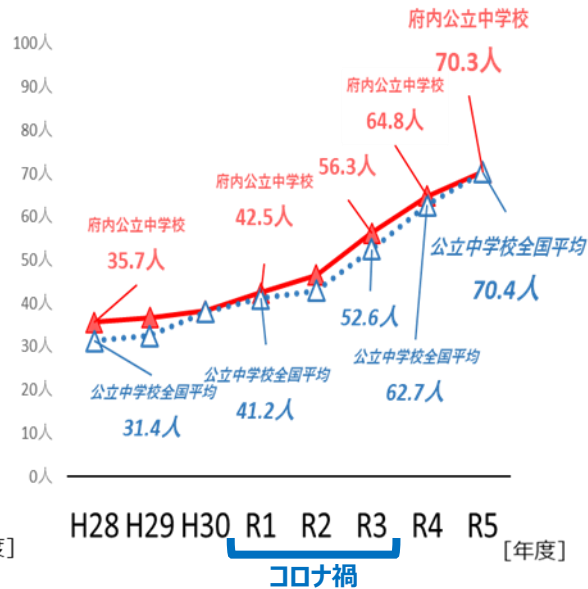
③不登校の状況（大阪府・全国）

[不登校の児童生徒数の千人率]

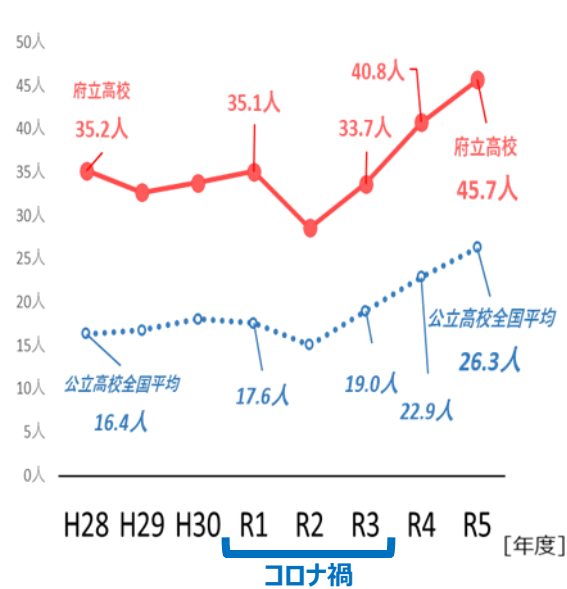
（府内公立小学校）



（府内公立中学校）



（府立高校）



出典：文部科学省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

- 大阪府における公立小・中学校の不登校児童生徒数の千人率は、平成28年度以降増加していますが、令和4年度以降、全国平均に比べて増加が鈍化しており、令和5年度は小・中学校ともに全国平均を下回りました。
- 府立高校の不登校生徒数は、令和5年度は前年度から372人（R4：4,380人→R5：4,752人）増加しており、引き続き全国平均の不登校生徒数の千人率を大きく上回っています。

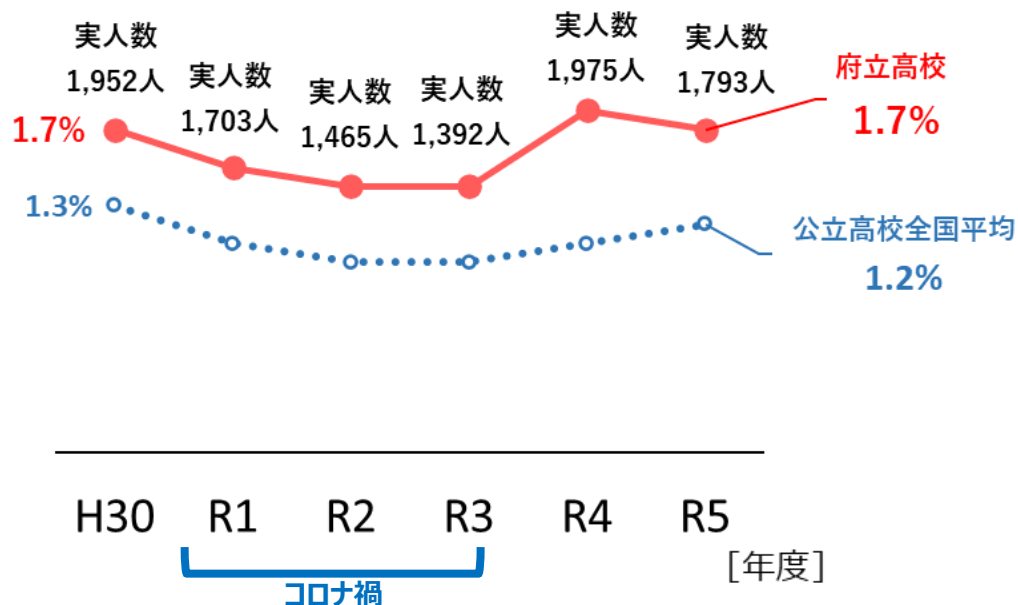
令和5年12月25日大阪府総合教育会議資料を時点修正

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

④府立高校の中途退学の状況（大阪府・全国）

〔中途退学等の割合（府立高校）〕



出典：文部科学省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

- 府立高校においては、中途退学等の割合が令和5年度は前年度から0.1ポイント減少していますが、依然として全国平均とは開きがあります。

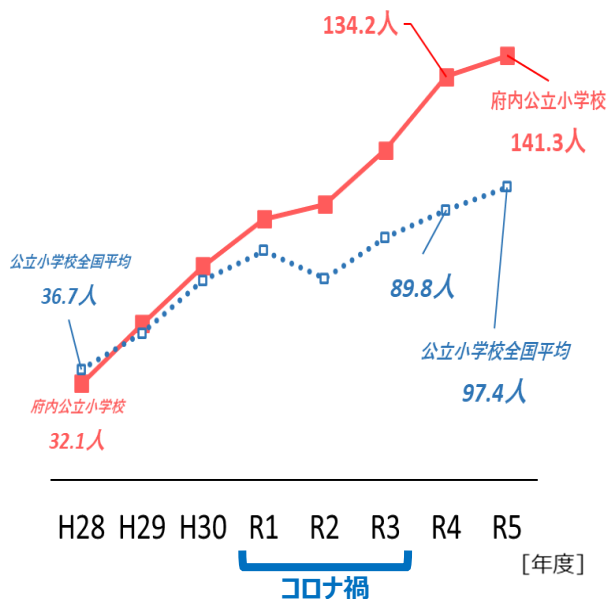
第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

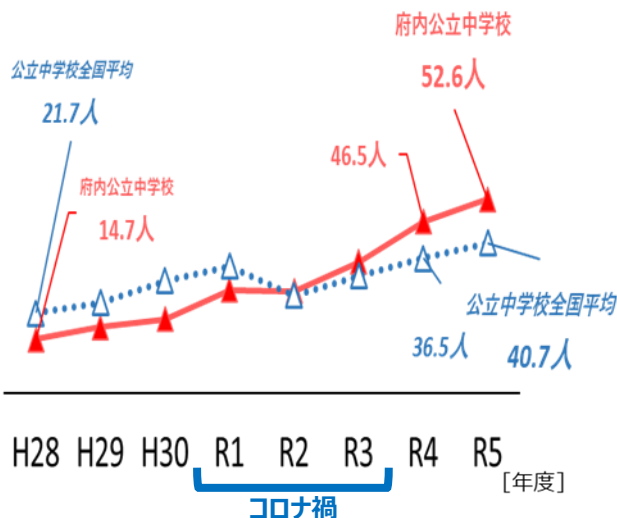
⑤いじめの状況（大阪府・全国）

〔いじめ認知件数の千人率〕

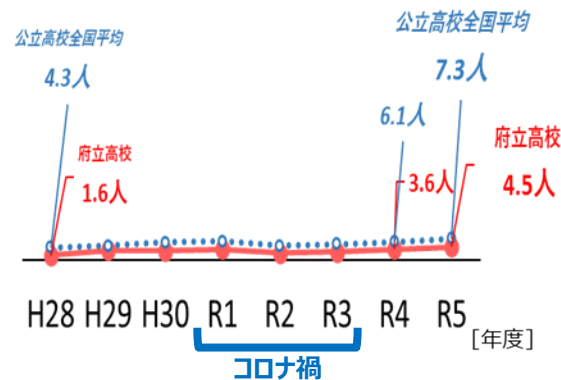
（府内公立小学校）



（府内公立中学校）



（府立高校）



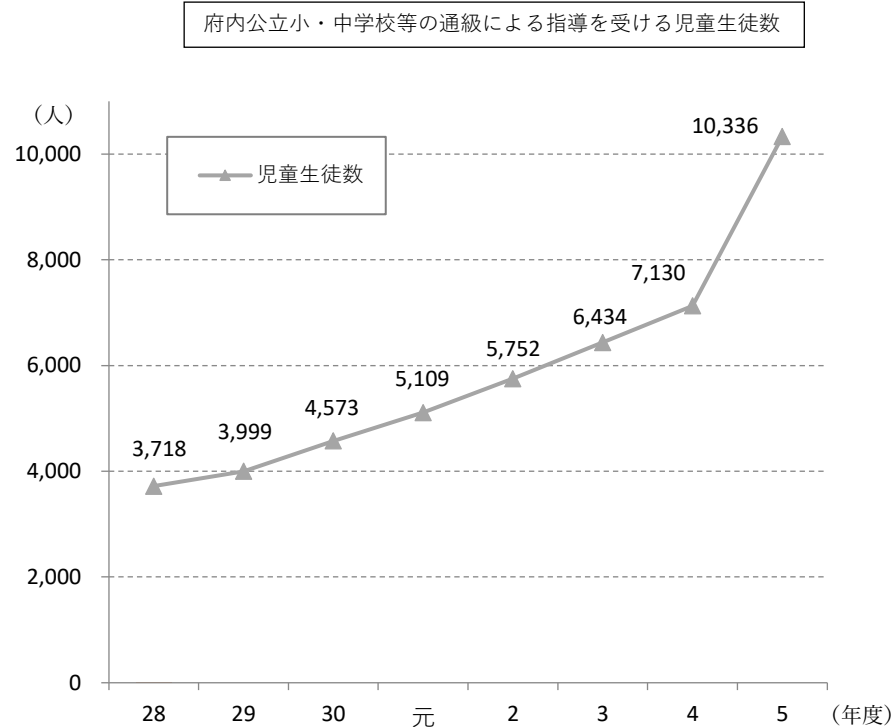
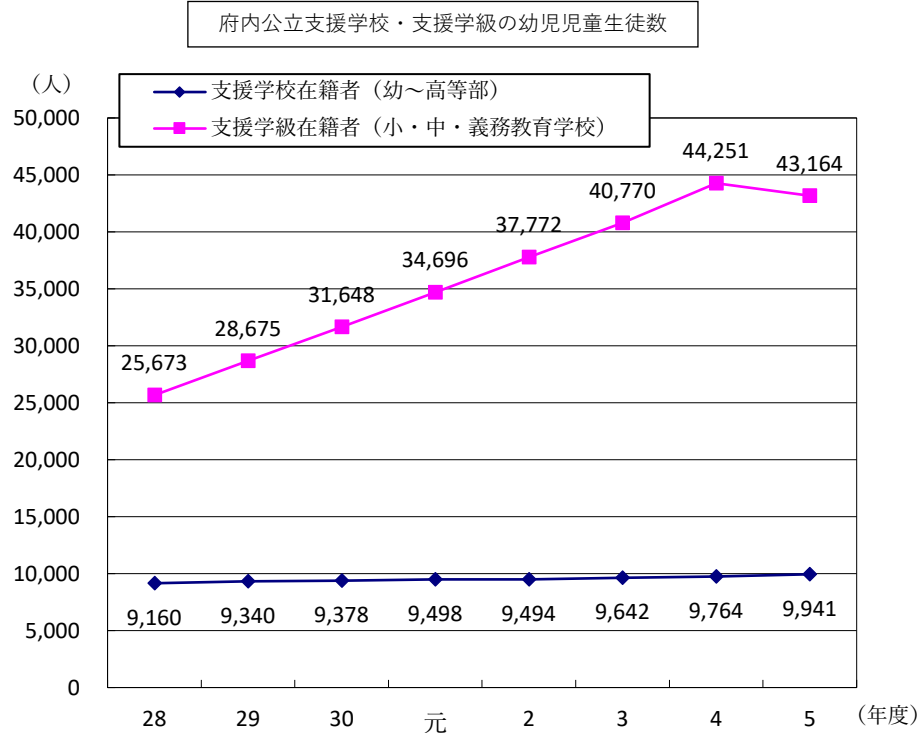
出典：文部科学省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

- 全国、大阪府ともに、小・中学校においていじめ認知件数の千人率が増加しています。大阪府のいじめ認知件数は、小・中学校ともに全国平均と比較して千人率が高くなっています。
- いじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことなどで、いじめの認知件数が増加したと考えられます。

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

⑥障がいのある子どもの状況＜幼児児童生徒数の推移＞



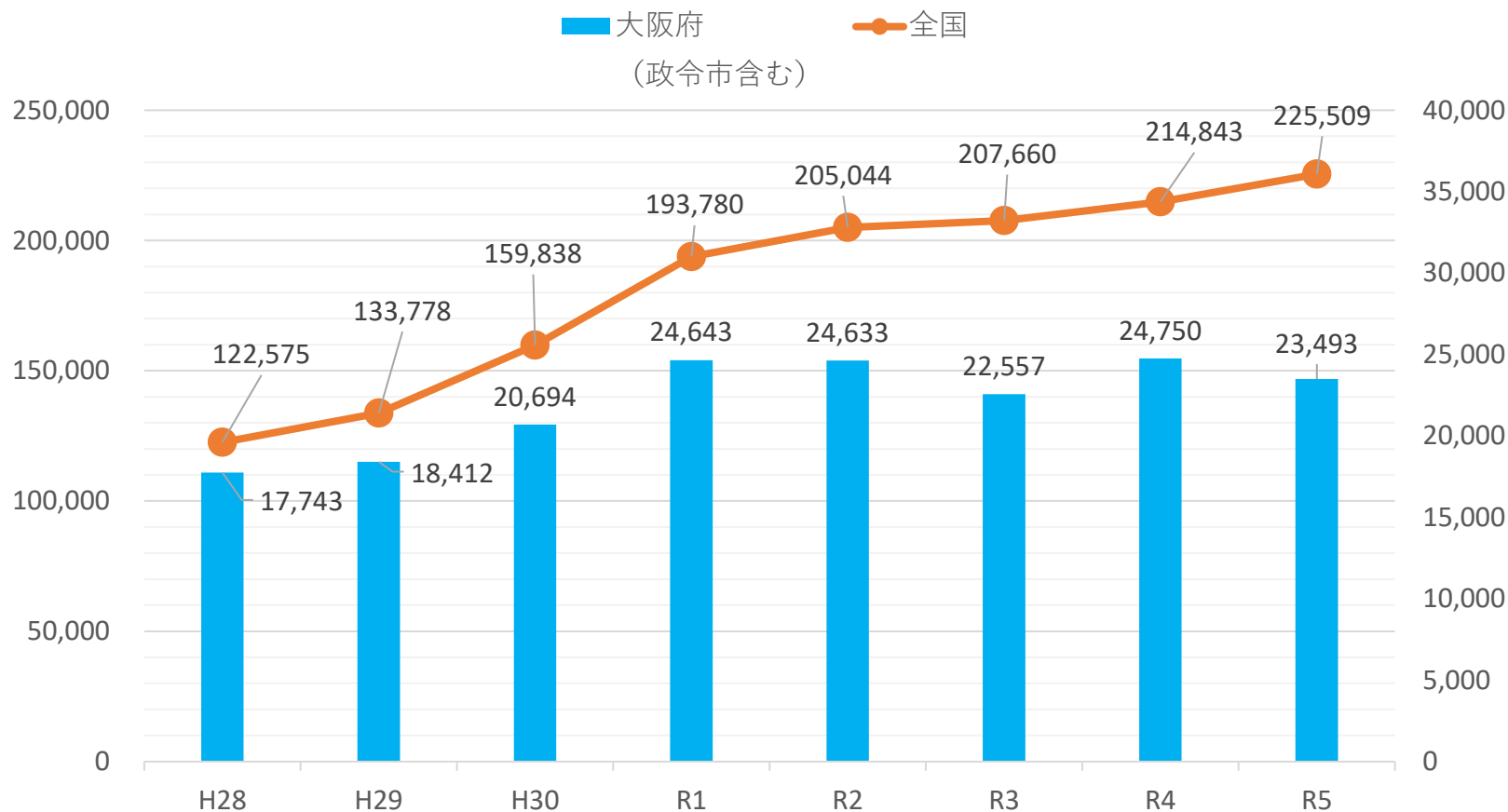
※「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する障がいがある児童生徒に対し、各教科等の大部分の指導を通常の学級で行いつつ、一部の授業について、障がいの特性に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で行うもの。

- 障がいのある子どもの数は、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換や、保護者の特別支援教育に対する関心の深まり等を背景に年々増加しています。

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

⑦児童虐待相談対応件数の推移（全国・大阪府）



出典：福祉行政報告例

- 児童虐待に関しては、全国の児童虐待相談対応件数は増加しており、大阪府においても依然として高い状況にあります。

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

⑧主要都道府県の里親委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

令和 5 年 3 月末現在

都道府県	里親等		乳児院		児童養護施設		計 (A)	人口 (千人) (B)	人口 比率 (A/B) %
	人数 (C)	割合 (C/A) %	人数	割合	人数	割合			
大阪府	468	17.5%	247	9.2%	1,960	73.3%	2,675	8,763	0.031%
東京都	632	17.2%	294	8.0%	2,753	74.8%	3,679	14,086	0.026%
神奈川県	450	23.0%	147	7.5%	1,356	69.4%	1,953	9,229	0.021%
愛知県	386	21.3%	93	5.1%	1,332	73.6%	1,811	7,477	0.024%
全国	7,968	24.3%	2,306	7.0%	22,578	68.7%	32,852	124,352	0.026%

里親委託率

出典：福祉行政報告例
人口：総務省統計局人口推計（令和 5 年 10 月 1 日現在）

- 大阪府（指定都市及び児童相談所設置市を含む）における令和 5 年 3 月末時点の里親委託、乳児院、児童養護施設に在籍している児童数は、2,675人であり、里親委託率は17.5%と全国より低くなっています。また、上記施設等に在籍している児童数の人口比率は、全国及び他の主要都市より高くなっています。

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

⑨世話をしている家族がいると回答した割合（大阪府・全国）

大阪府	小学生	中学生
「世話をしている家族がいる」と回答した割合	25.7%	15.2%
対象	小学5年生	中学2年生

出典：大阪府子どもの生活に関する実態調査（令和6年3月）

◆【調査対象】大阪府内全自治体（無作為抽出）※一部市町村は全数

小学5年生：41,458世帯 中学2年生：38,911世帯

【回収数】小学5年生：23,289世帯（回収率：56.2%） 中学2年生：19,990世帯（回収率：51.4%）

大阪府	高校生
「世話をしている家族がいる」と回答した割合	11.4%
対象	府立高校生全員

出典：大阪府教育庁「令和4年度府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果について」

◆【調査対象】府立高校生全員（109,264人）

【回収数】80,855人（回収率：74.0%）

- 大阪府における世話をしている家族がいると回答した子ども・若者の割合は、小学生が25.7%、中学生が15.2%、高校生が11.4%となっています。

（参考）

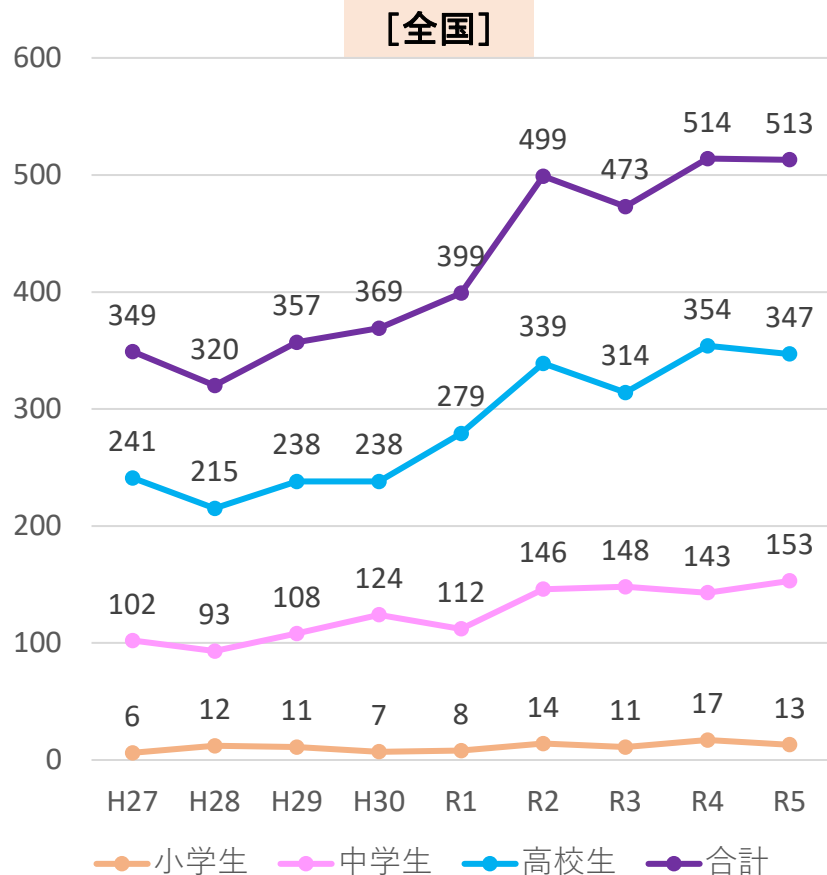
全国	小学生	中学生	高校生	大学生
「世話をしている家族がいる」と回答した割合	6.5%	5.7%	4.1%	6.2%
対象 調査年度	小学6年生 R3年度調査	中学2年生 R2年度調査	高校2年生 R2年度調査	大学3年生 R3年度調査

出典：厚生労働省「子ども・子育て支援推進調査研究事業」R2：三菱UFJリサーチ&コンサルティング、R3：（株）日本総合研究所

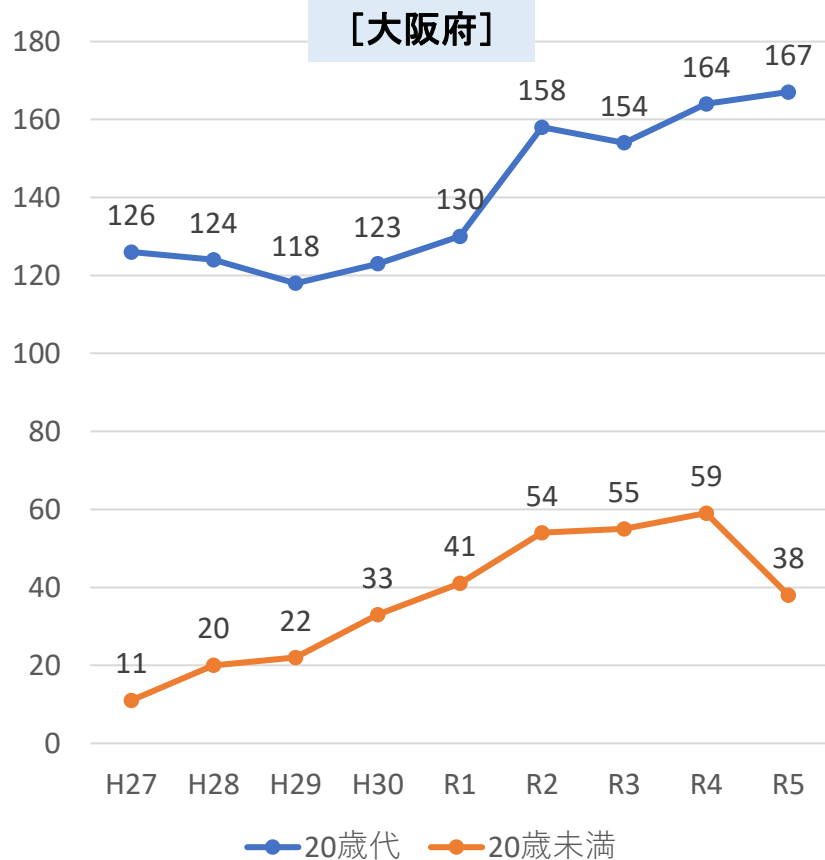
第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

⑩子ども・若者の自殺の状況（全国・大阪府）



出典：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成



出典：地域における自殺の基礎資料

- 全国における小中高生の自殺者数は、近年増加傾向にあり、令和4年には統計開始以来最多の514人となり、令和5年はそれに次ぐ513人と、高止まりしています。
- 大阪府においても子ども・若者の自殺者数は、近年増加傾向にあります。

厚生労働省「令和5年版自殺対策白書」データより作成

大阪府自殺対策計画（令和5年3月）・「大阪府の自殺の概要」より作成

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況(まとめ)

社会

少子高齢化の進展・人口減少

- 人口の状況を見ると、出生数、合計特殊出生率、人口の推移については、全国と同様、減少傾向にあります。全国と比べ、若干減少がゆるやかになっています。
- 年齢（3区分）別人口の割合についても、全国と同様の傾向にあり、少子高齢化の進展がみられていますが、20代人口は40代人口の85.9%と、全国の66.7%より高くなっています。
- 2050年までの人口将来推計をみると、全国と同様、減少傾向にあります。

世帯構成の変化・女性の社会進出・生活保護率の高さ

- 一般世帯の家族類型別割合については、全国と同様、単独世帯が最も高く、増加傾向にあり、ひとり親世帯と同様、全国より高くなっています。夫婦と子どもの世帯については、全国と同様、減少傾向にあります。
- 就労の状況を見ると、特に女性の有業率、正規雇用の割合が高くなるなど、女性の社会進出がすすんでいます。
- 大阪府における生活保護率は、全国と同様、近年横ばい傾向にあり、全国の約2倍近い保護率となっています。

子育て家庭

＜市町村ニーズ調査（子育て当事者へのアンケート調査）結果より＞

- 家族との同居・近居の状況について、前回調査（平成30年度）と比べると、両親と住んでいる割合が減少し、父親又は母親と住んでいる割合（ひとり親家庭）が増加するとともに、祖父・祖母が近所に住んでいる割合が減少しています。
- 子育て（教育を含む）を主にしている人について、前回調査と比べると、「父母ともに」の割合が増加し、「主に母親」の割合が減少しており、「共育て」が進んできている傾向が見受けられます。
- 母親の就労状況について、前回調査と比べると、「フルタイムで働いている」の割合が増加し、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が減少しており、母親の社会進出が進みつつある状況と思われます。
- 父親の就労日数・就労時間について、前回調査と比べると、就労日数・就労時間ともに減少しており、働き方改革が進んでいる傾向が見受けられます。
- 育児休業の取得状況について、前回調査と比べると、父親・母親ともに、育児休業取得が進んできている傾向が見受けられます。

子ども・若者

支援を要する子ども・若者の割合が高い

- 不登校、高校中途退学、いじめ、障がいのある子どもの状況、児童虐待、社会的養護、世話をしている家族がいると回答した子ども、子ども・若者の自殺の状況を見ると、依然として子ども・若者を取り巻く状況は、全国と比べ厳しい状況にあり、困難な状況にある子ども・若者へのきめ細かい支援が必要な状況となっています。

2. 就学前・就学児童の子育てに対する家庭のニーズ

(1) 子育て当事者（子育て家庭）に対する施策の重要性

核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化など子育て家庭をめぐる環境が変化している中で、子育て当事者（子育て家庭）が、経済的な不安や孤立感を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりをもって、子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要であり、①子育てや教育に関する経済的な負担の軽減、②地域における子育て支援、③共働き、共育での推進、④ひとり親家庭への支援といった、子育て当事者（子育て家庭）への施策に丁寧に取り組むことが重要です。

このため、子育て当事者へのアンケート調査を実施し、子育てに対する意識やニーズについてとりまとめ、主な調査結果を以下に示しています。

➤ 子どもの人数等

子どもの人数については、「2人」の割合が最も高く、次いで「1人」「3人」となっています。また、子どもが何人ほしいかについては、「2人」の割合が最も高く、次いで「3人」「1人」「4人以上」となっており、実際の子どもの数との差がみられています。

もう1人以上子どもを産みたいと思うかについては、前回調査と比べると、「持ちたいと思う」の割合が減少し、「持ちたいと思わない」の割合が増加しています。

また、もう1人以上の子どもを生みたいと思う環境については、「収入が増えれば持ちたい」の割合が最も高く、次いで「保育所など子どもを預かってくれる環境が整えば持ちたい」となっています。

➤ 子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人や施設及び子育てや教育についての相談先

子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人や施設については、「父母ともに」の割合が最も高く、次いで「母親」「認定こども園」「保育所」「祖父母」となっています。また、子育てや教育についての相談先については、「配偶者」の割合が最も高く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、（同居している）家族」「友人や知人」となっています。

➤ サービスの利用状況等

平日の施設やサービスの利用状況については、前回調査と比べ、「利用している」の割合が増加しています。定期的に利用している施設やサービスについては、「認可保育所」の割合が最も高く、次いで「認定こども園」「幼稚園（通常就園時間）」となっています。

施設やサービスを利用している理由については、前回調査と比べると、「保護者が働いている」の割合が増加し、「子どもの教育や発達のため」の割合が減少しています。

2. 就学前・就学児童の子育てに対する家庭のニーズ

➤ 小学校低学年の間に放課後過ごさせたい場所

前回調査と比べると、「放課後児童クラブ」の割合が増加し、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

➤ 充実してほしい子育て支援サービス

「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が最も高く、次いで「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」となっています。

➤ 外出する際に困ること

「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」の割合が最も高く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所（店）が少ない」「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」となっています。

➤ 近所で日常的にちょっとした子どもの話や世間話をする人の有無

近所で日常的にちょっとした子どもの話や世間話をする人の有無については、前回調査と比べると、「いる」の割合が減少し、「いない」の割合が増加しています。

➤ 子育てを楽しんでいるか及び子育てを楽しんでいる人の有効な子育て支援・対策

子育てを楽しんでいるかについては、前回調査と比べると、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が増加し、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」の割合が減少しています。

また、子育てを楽しんでいる人の有効な子育て支援・対策については、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」の割合が最も高く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」「保育サービスの充実」となっています。

➤ 子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策

子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策については、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」の割合が最も高く、次いで「保育サービスの充実」「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」となっています。

2. 就学前・就学児童の子育てに対する家庭のニーズ

➤ 日常悩んでいること、気になること

子どもに関することについては、「子どもの教育に関すること」の割合が最も高く、次いで「病気や発育発達に関すること」「食事や栄養に関すること」となっています。

子育て当事者自身に関することについては、「子育てにかかる出費がかさむこと」の割合が最も高く、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」「子育てによる身体の疲れが大きいこと」となっています。

➤ 子育てが地域の人に支えられていると感じるか

前回調査と比べると、支えられていると「感じる」の割合が減少し、支えられていると「感じない」割合が増加しています。

➤ 特に誰から支えられていると感じるか

前回調査と比べると、「同じ世代の子どもを持つ保護者」と「近所の人」の割合が減少し、「幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員」の割合が増加しています。

➤ 誰から支えてほしいと感じるか

「同じ世代の子どもを持つ保護者」の割合が最も高く、次いで「幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員」「市役所（町役場／村役場）の職員」となっています。

➤ 子育ての負担を軽減するのに有効だと思われる支援やサービス

子育ての負担を軽減するのに有効だと思われる支援やサービスについての、1番目と2番目の合計は、「育児用品（紙おむつ、2人乗せベビーカーなど）への経済的支援」の割合が最も高く、次いで「幼稚園や保育所、認定こども園などに通園するのに必要な食材料、日用品、その他諸費用など無償化の対象とならない経費への支援」「理由を問わず子どもを一時的に預かってくれるサービス」となっています。

【市町村ニーズ調査】子育て当事者へのアンケート調査の概要

1 調査の目的

大阪府子ども計画策定のための基礎資料として、大阪府内43市町村が行ったニーズ調査（市町村ニーズ調査）結果を大阪府全体版としてとりまとめ、集計・分析したもの

2 調査対象

府内43市町村（政令市・中核市を含む）の就学前の子どもをもつ保護者

3 調査期間

令和5年10月から令和6年4月まで

4 回収状況

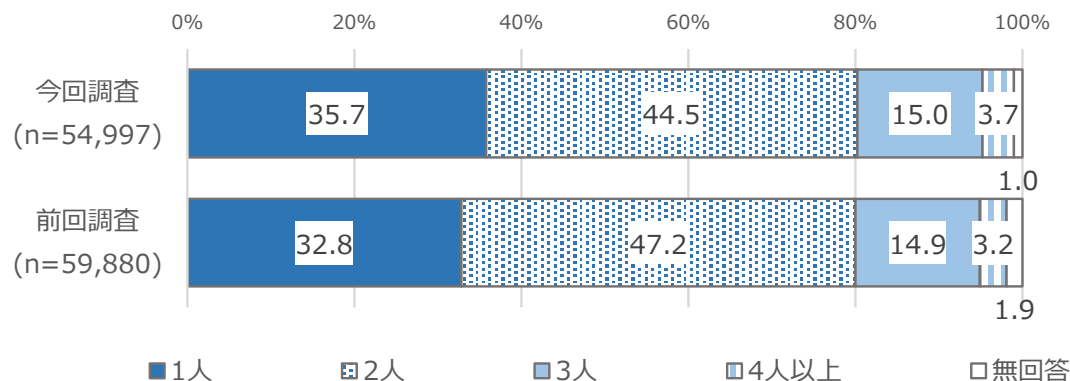
配布数	有効回答数	有効回答率
130,799人	57,720人	44.1%

【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問4ー子どもの人数

子どもの人数は、「2人」が44.5%で最も高く、次いで「1人」が35.7%、「3人」が15.0%となっています。

【図表2-1-3 子どもの人数】

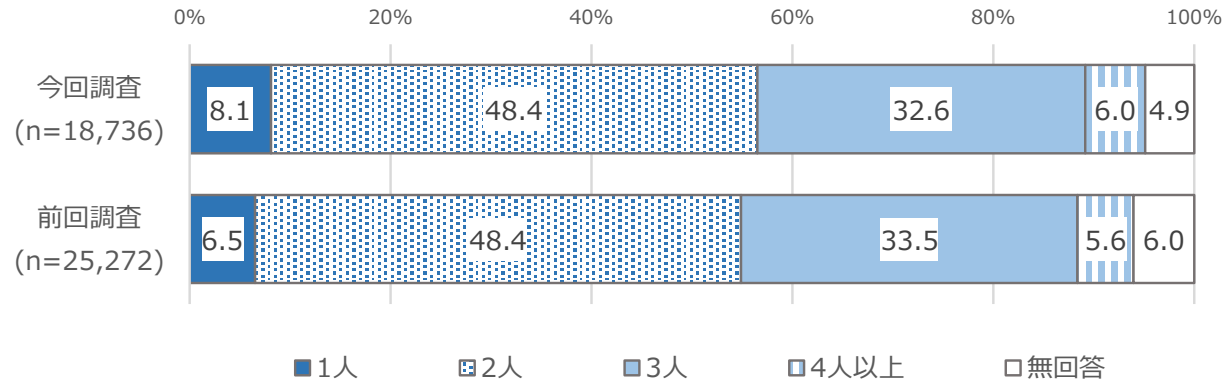


【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問 5 ー子どもが何人ほしいか

「2人」が48.4%で最も高く、次いで「3人」が32.6%、「1人」が8.1%、「4人以上」が6.0%となっています。

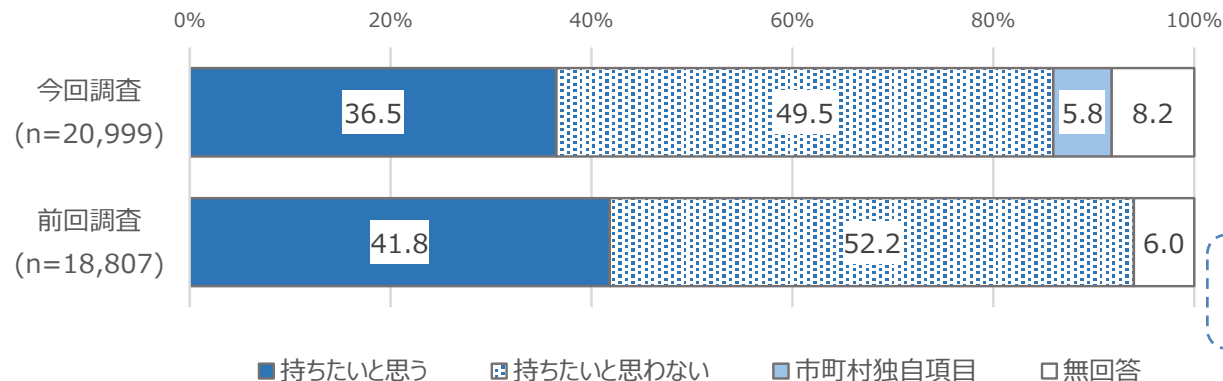
〔図表2-1-5 ほしい子どもの人数〕



◆問 6 ーもう1人以上子どもを産みたいと思うか

「持ちたいと思う」が36.5%、「持ちたいと思わない」が49.5%となっています。また、前回調査と比べると、「持ちたいと思う」の割合が減少し、「持ちたいと思わない」の割合が増加しています。

〔図表2-1-6 1人以上の子どもを産みたいか〕



＜市町村独自項目の具体例＞

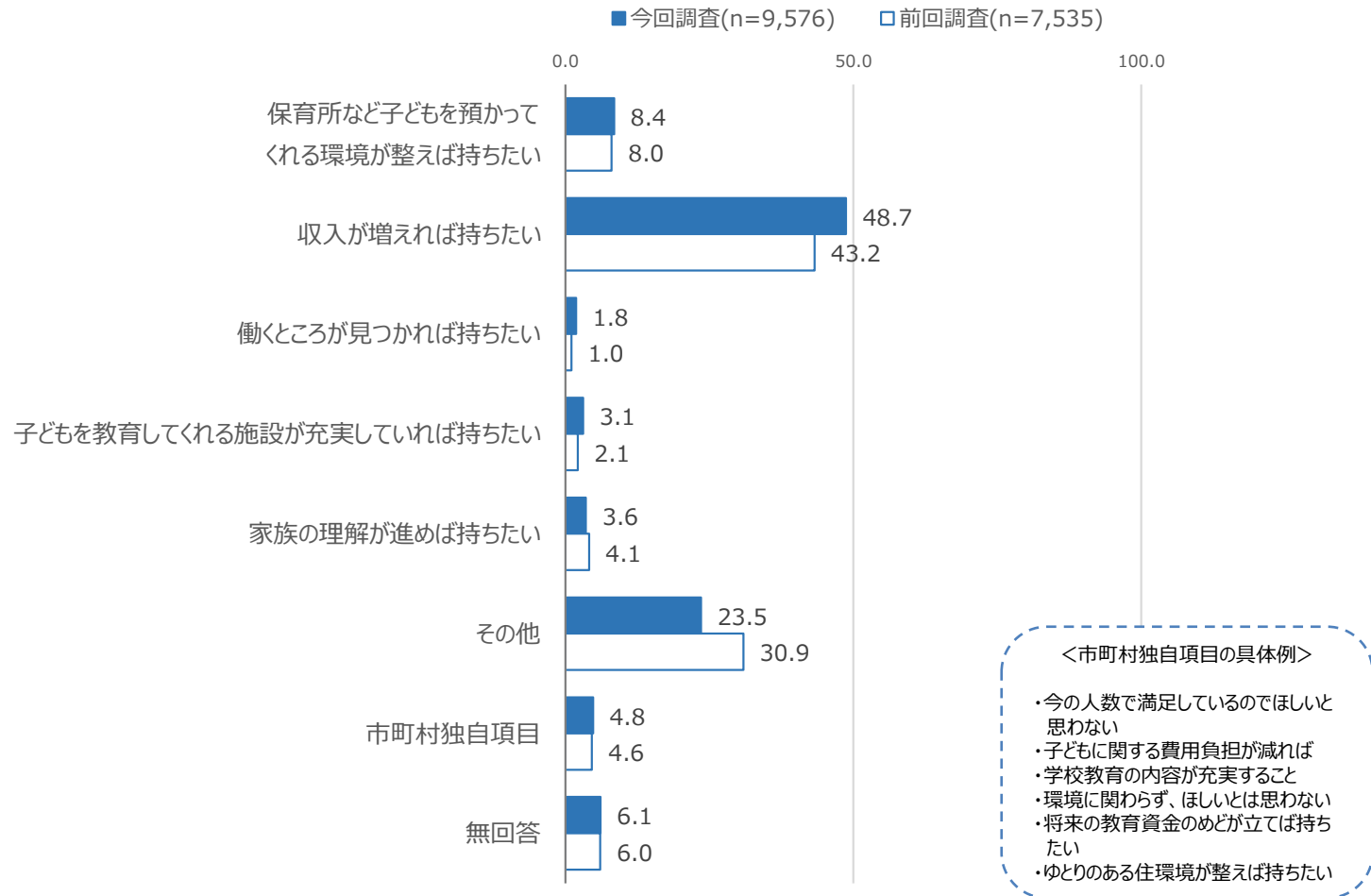
・環境が整えば持ちたいと思う

【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問 6 - 1 - もう 1 人以上の子どもを生みたいと思う環境

「収入が増えれば持ちたい」が48.7%で最も高く、次いで「保育所など子どもを預かってくれる環境が整えば持ちたい」が8.4%、「家族の理解が進めば持ちたい」が3.6%、「子どもを教育してくれる施設が充実していれば持ちたい」が3.1%、「働くところがみつければ持ちたい」が1.8%となっています。

[図表2-1-7 もう1人以上の子どもを生みたいと思う環境]

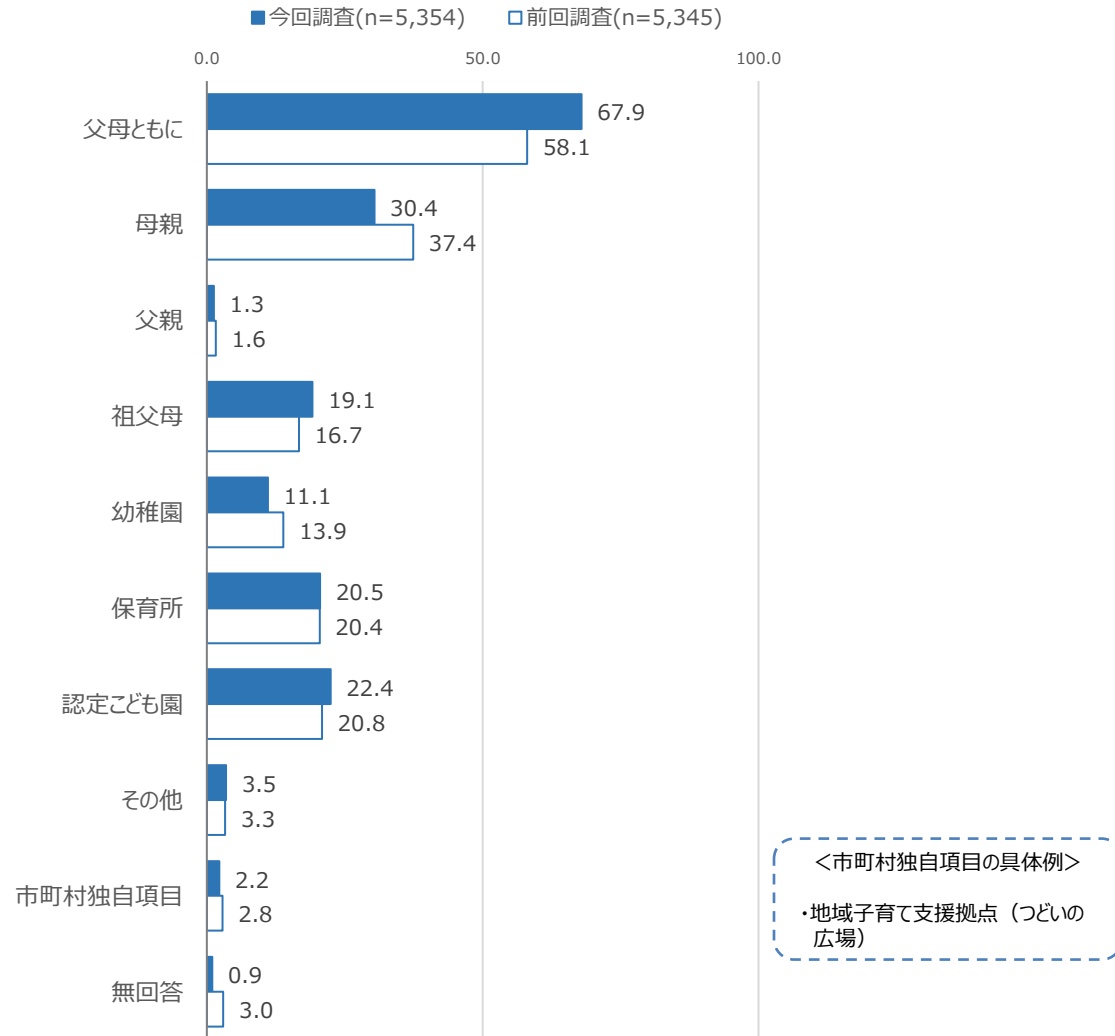


【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問9ー子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人や施設

「父母ともに」が67.9%で最も高く、次いで「母親」が30.4%、「認定こども園」が22.4%、「保育所」が20.5%、「祖父母」が19.1%となっています。

[図表2-1-10 子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人や施設]

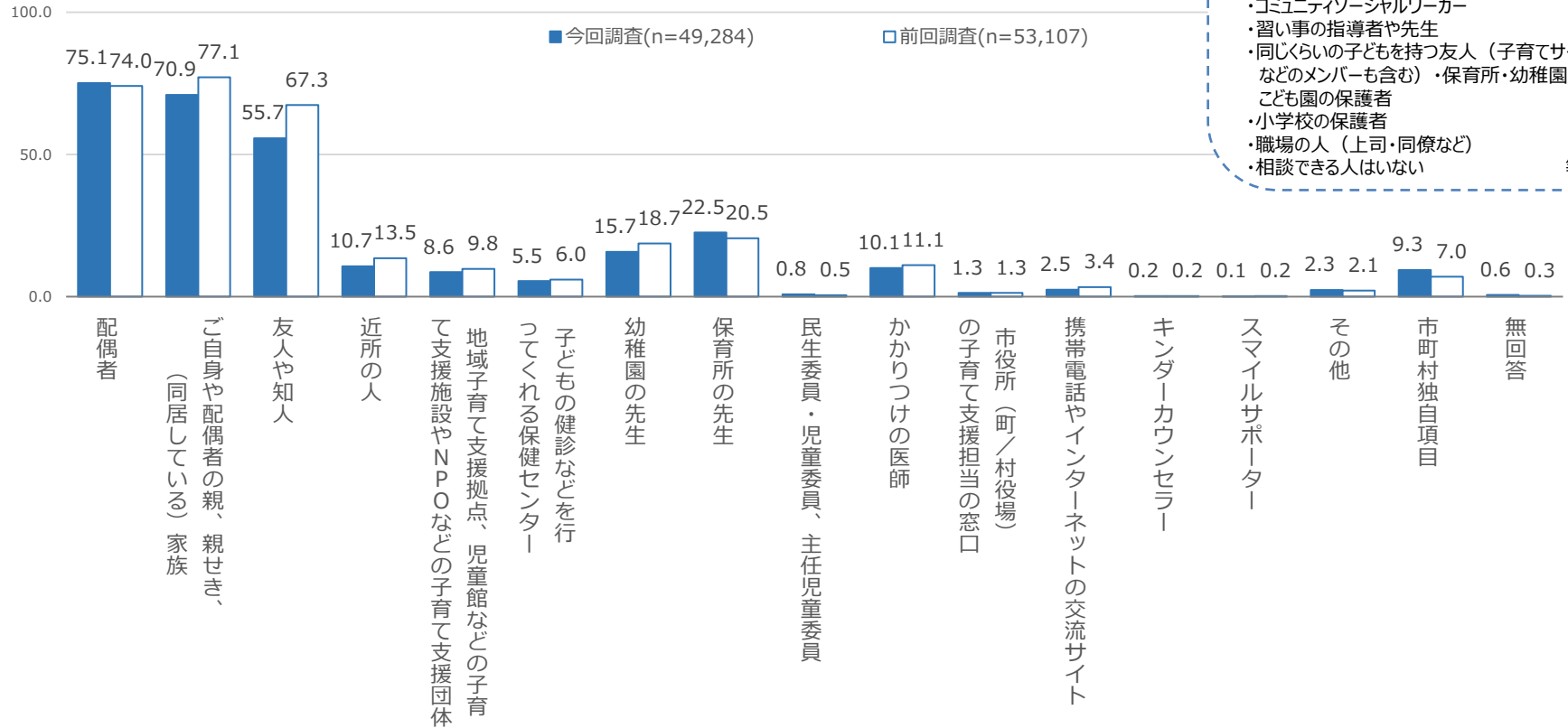


【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問12-1ー子育てや教育についての相談先

「配偶者」が75.1%で最も高く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、（同居している）家族」が70.9%、「友人や知人」が55.7%となっています。

〔図表2-1-16 子育てや教育についての相談先〕



<市町村独自項目の具体例>

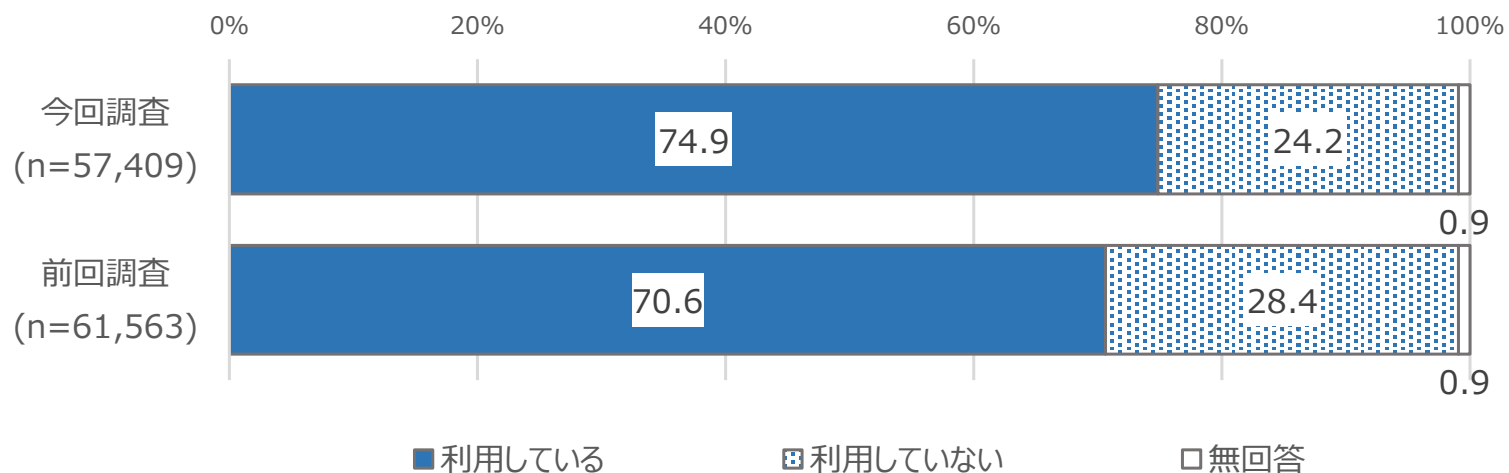
- ・認定こども園の先生
- ・小学校の先生
- ・児童発達支援センターの職員
- ・地域子育て支援拠点（つどいの広場）の職員
- ・放課後児童クラブの指導員
- ・児童館や児童文化センター
- ・社会福祉協議会（子育てサロン等の活動）
- ・コミュニティソーシャルワーカー
- ・習い事の指導者や先生
- ・同じくらいの子どもを持つ友人（子育てサークルなどのメンバーも含む）
- ・保育所・幼稚園・認定こども園の保護者
- ・小学校の保護者
- ・職場の人（上司・同僚など）
- ・相談できる人はいない
- 等

【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問18ー平日の施設やサービスの利用状況

「利用している」が74.9%、「利用していない」が24.2%となっています。

〔図表2-2-1 平日の施設やサービスの利用状況〕

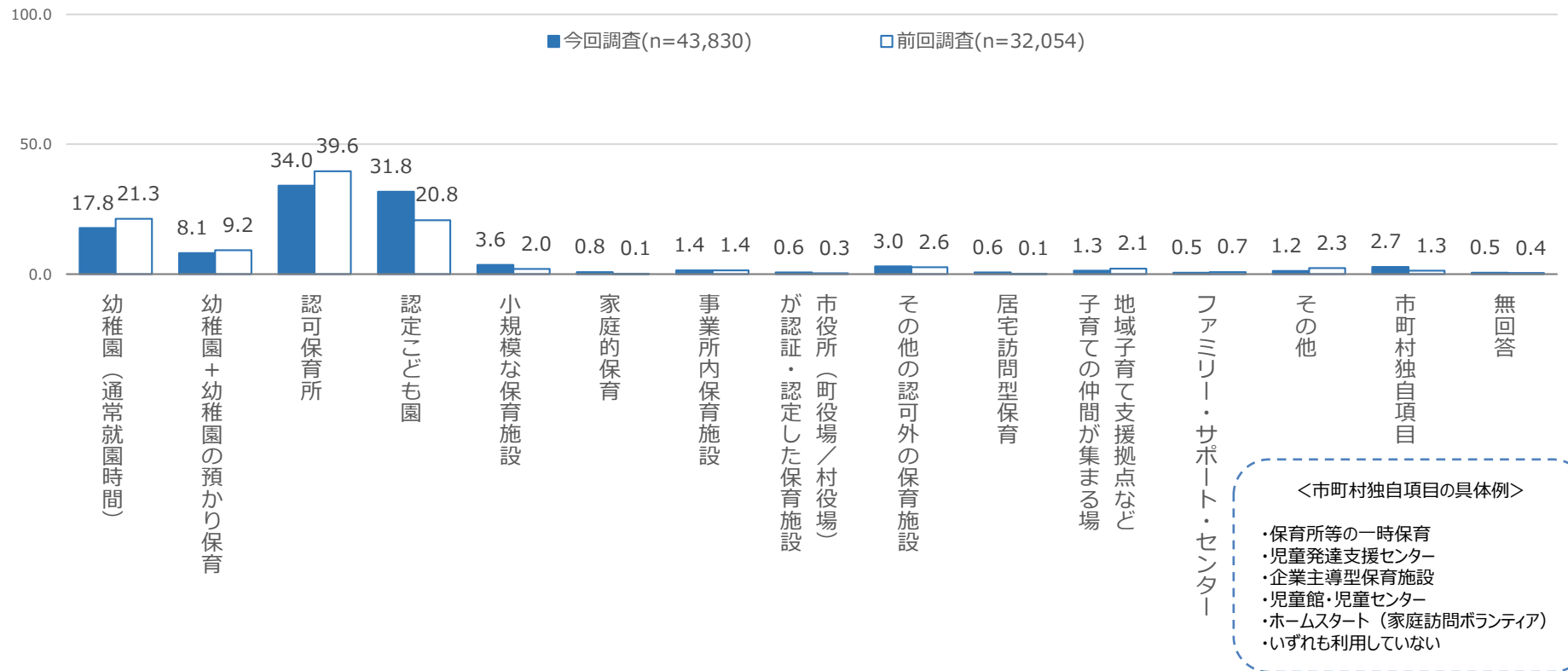


【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問18-2ー定期的に利用している施設やサービス

「認可保育所」が34.0%で最も高く、次いで「認定こども園」が31.8%、「幼稚園（通常就園時間）」が17.8%となっています。

[図表2-2-4 定期的に利用している施設やサービス]

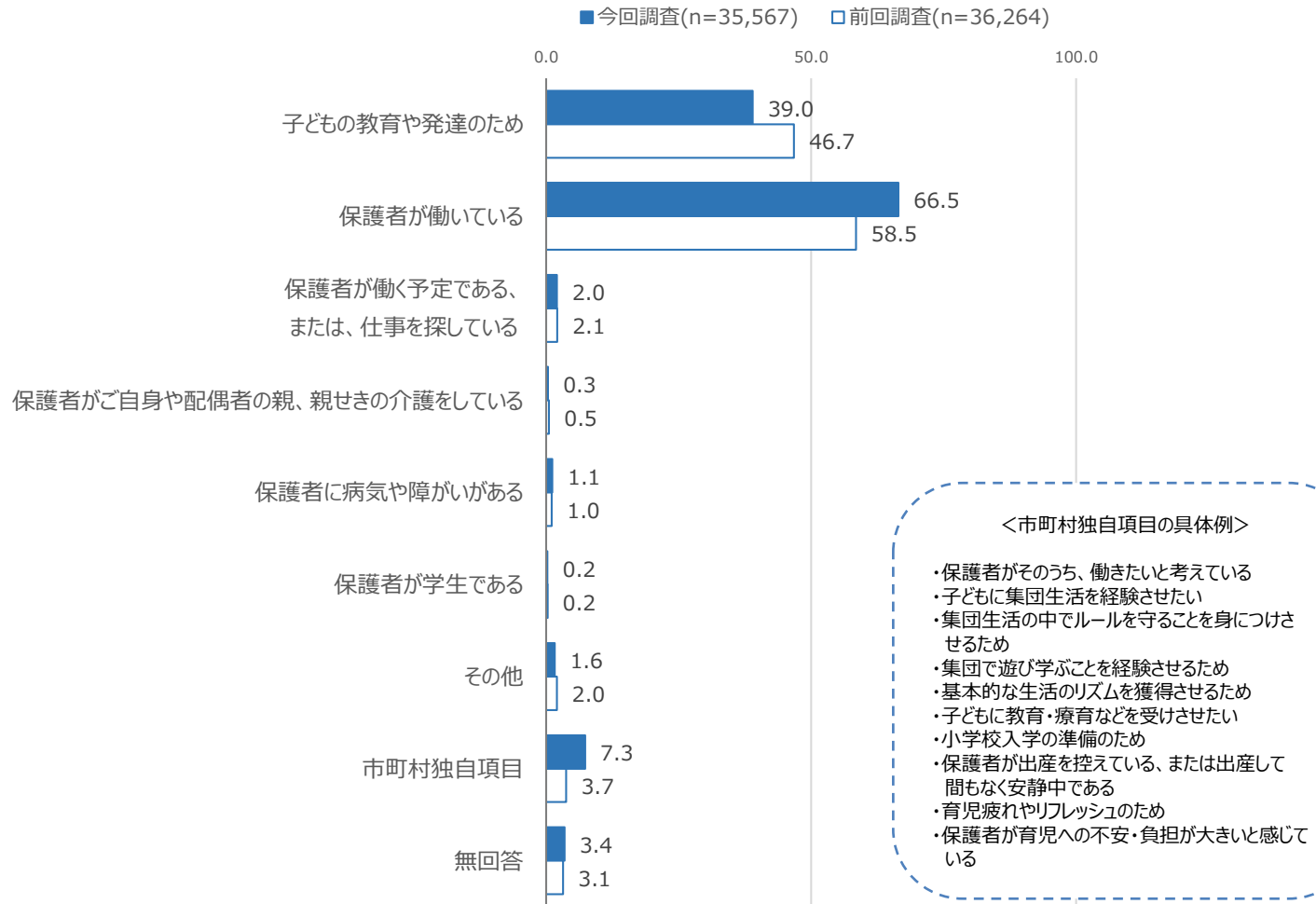


【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問18-5ー施設やサービスを利用している理由

「保護者が働いている」が66.5%で最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が39.0%、「保護者が働く予定である、又は、仕事を探している」が2.0%、「保護者に病気や障がいがある」が1.1%、「保護者がご自身や配偶者の親、親せきの介護をしている」が0.3%、「保護者が学生である」が0.2%となっています。また、前回調査と比べると、「保護者が働いている」の割合が増加し、「子どもの教育や発達のため」の割合が減少しています。

〔図表2-2-14 施設やサービスを利用している理由〕

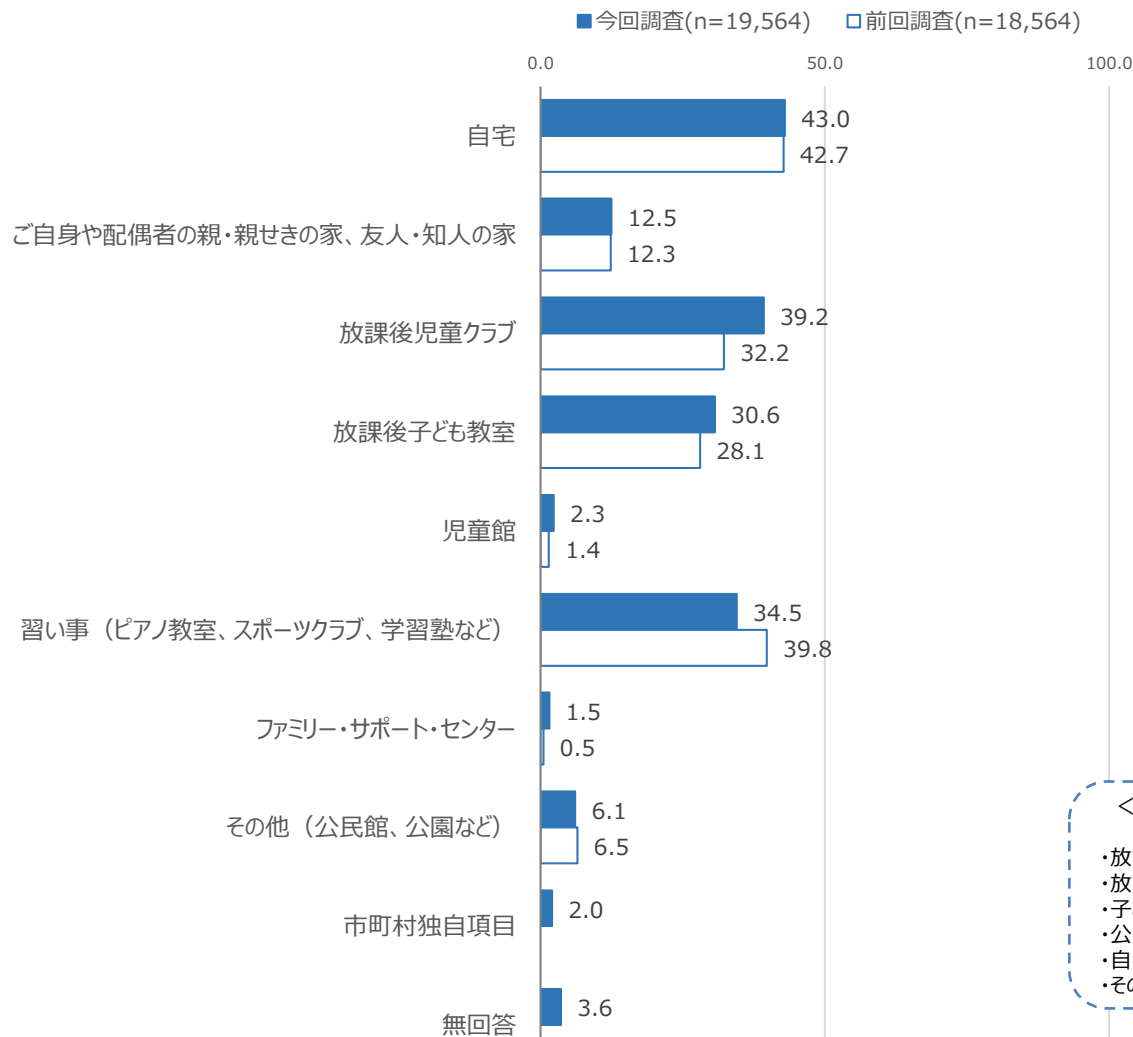


【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問27ー小学校低学年の間に放課後過ごさせたい場所

「自宅」が43.0%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が39.2%、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が34.5%、「放課後子ども教室」が30.6%となっています。また、前回調査と比べると、「放課後児童クラブ」の割合が増加し、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

[図表2-7-1 小学校低学年の間に放課後過ごさせたい場所]



<市町村独自項目の具体例>

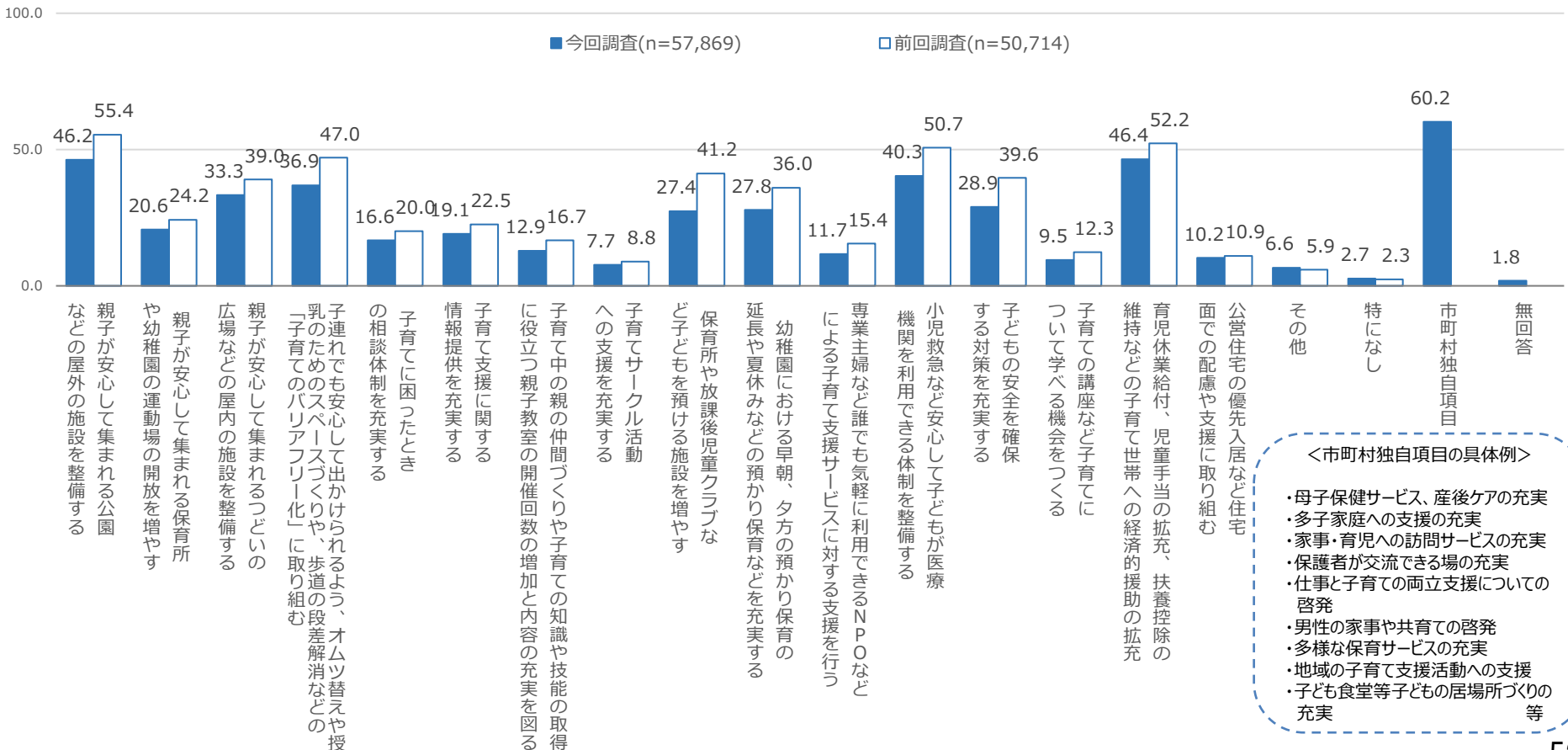
- ・放課後等デイサービス
- ・放課後児童クラブ
- ・子ども食堂などの地域の居場所
- ・公園や友達の家など
- ・自宅で留守番する
- ・その他

【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問38ー充実してほしい子育て支援サービス

「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が46.4%で最も高く、次いで「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が46.2%、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が40.3%、「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの『子育てのバリアフリー化』に取り組む」が36.9%、「親子が安心して集まれるつどいの広場などの屋内の施設を整備する」が33.3%となっています。

〔図表2-10-2 充実してほしい子育て支援サービス〕

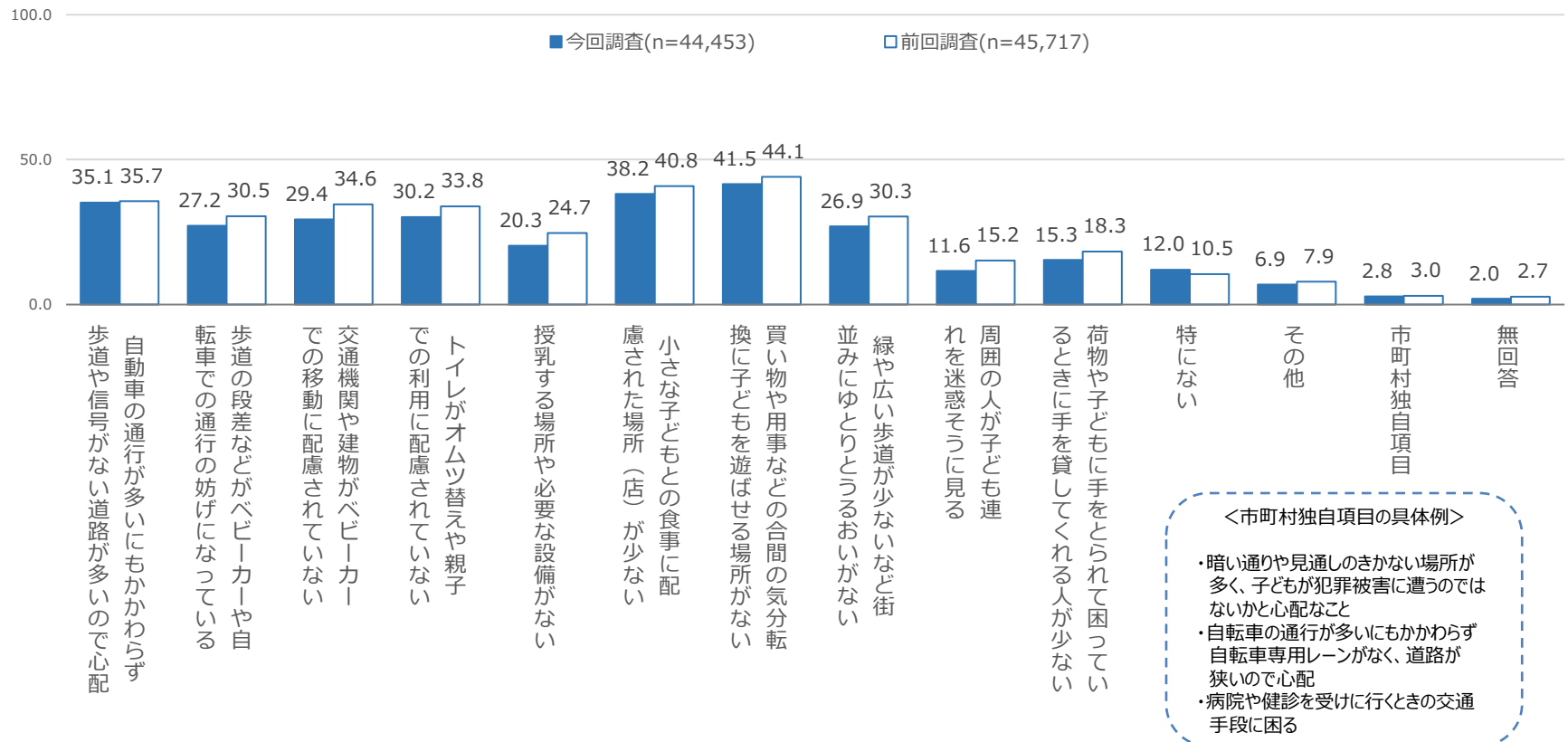


【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問40ー外出する際に困ること

「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」が41.5%で最も高く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所（店）が少ない」が38.2%、「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」が35.1%、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」が30.2%、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」が29.4%、「歩道の段差などがベビーカーや自転車での通行の妨げになっている」が27.2%、「緑や広い歩道が少ないなど街並みにゆとりとるおいがない」が26.9%となっています。

〔図表2-12-1 外出する際に困ること〕

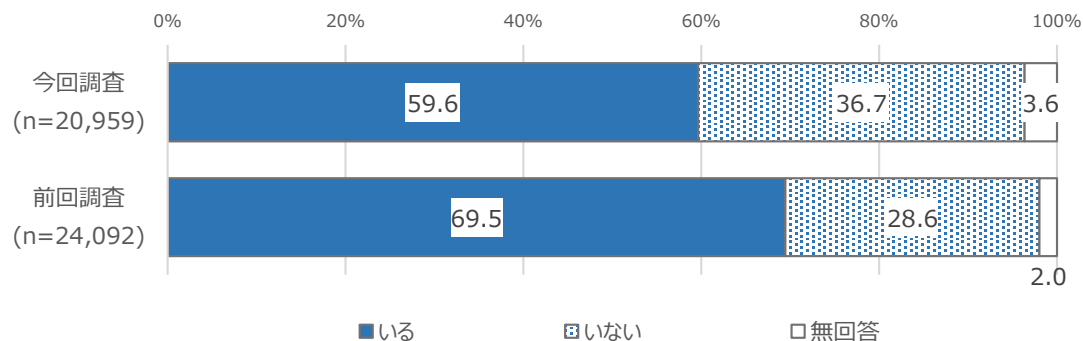


【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問43ー近所で日常的にちょっとした子どもの話や世間話をする人の有無

「いる」が59.6%、「いない」が36.7%となっています。また、前回調査と比べると、「いる」の割合が減少し、「いない」の割合が増加しています。

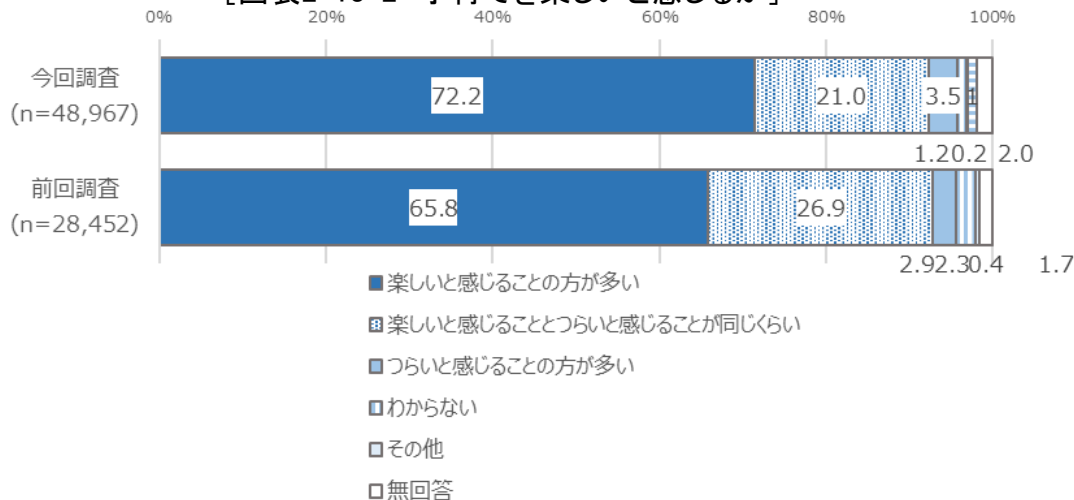
〔図表2-13-1 近所で日常的にちょっとした子どもの話や世間話をする人の有無〕



◆問44ー子育てを楽しんでいるか

「楽しいと感じることの方が多い」が72.2%で最も高く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が21.0%、「つらいと感じることの方が多い」が3.5%、「わからない」が1.2%となっています。また、前回調査と比べると、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が増加し、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」の割合が減少しています。

〔図表2-13-2 子育てを楽しんでいるか〕

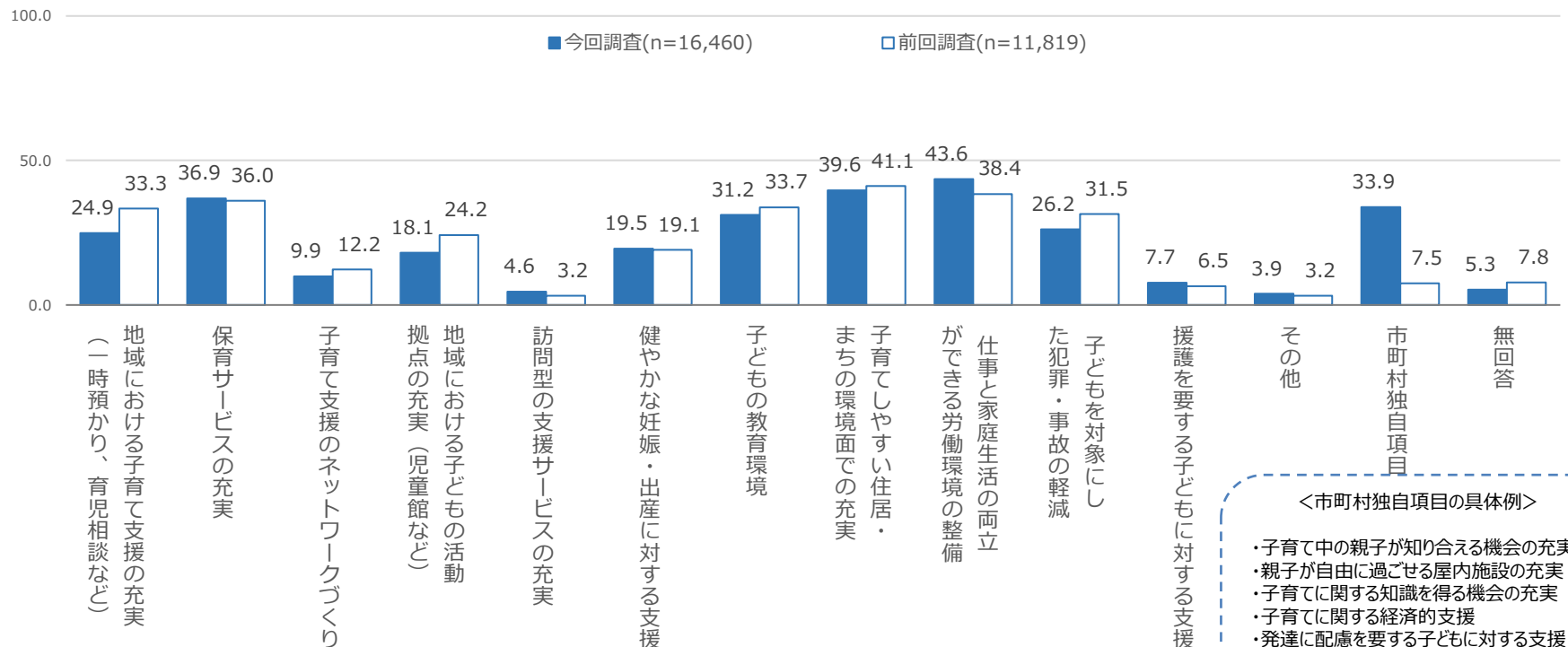


【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問44-1ー子育てを楽しんでいる人の有効な子育て支援・対策

「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が43.6%で最も高く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が39.6%、「保育サービスの充実」が36.9%、「子どもの教育環境」が31.2%、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が26.2%、「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」が24.9%となっています。

〔図表2-13-3 子育てを楽しんでいる人の有効な子育て支援・対策〕



＜市町村独自項目の具体例＞

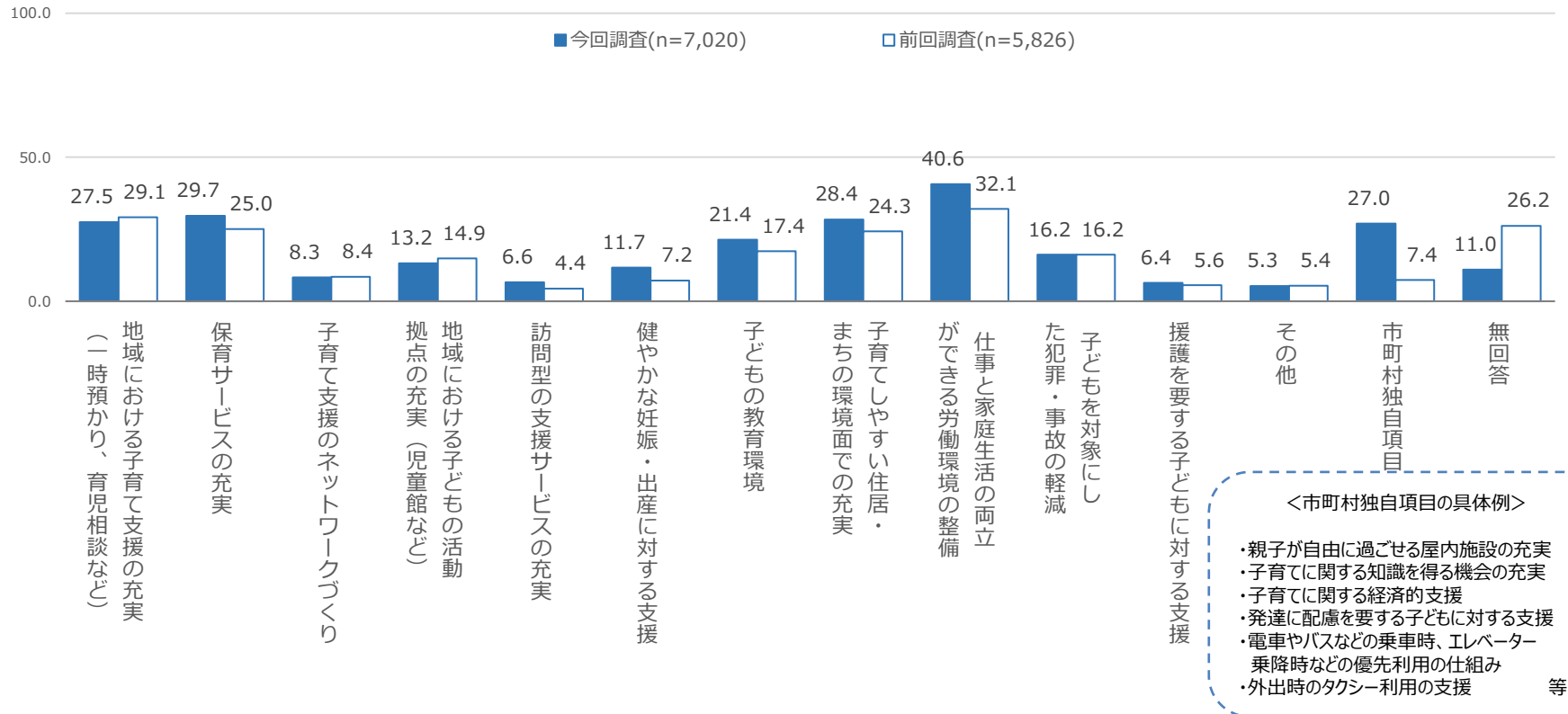
- ・子育て中の親子が知り合える機会の充実
- ・親子が自由に過ごせる屋内施設の充実
- ・子育てに関する知識を得る機会の充実
- ・子育てに関する経済的支援
- ・発達に配慮を要する子どもに対する支援
- ・電車やバスなどの乗車時、エレベーター乗降時などの優先利用の仕組み
- ・外出時のタクシー利用の支援

【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問44-2ー子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策

「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が40.6%で最も高く、次いで「保育サービスの充実」が29.7%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が28.4%、「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」が27.5%となっています。

[図表2-13-4 子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策]



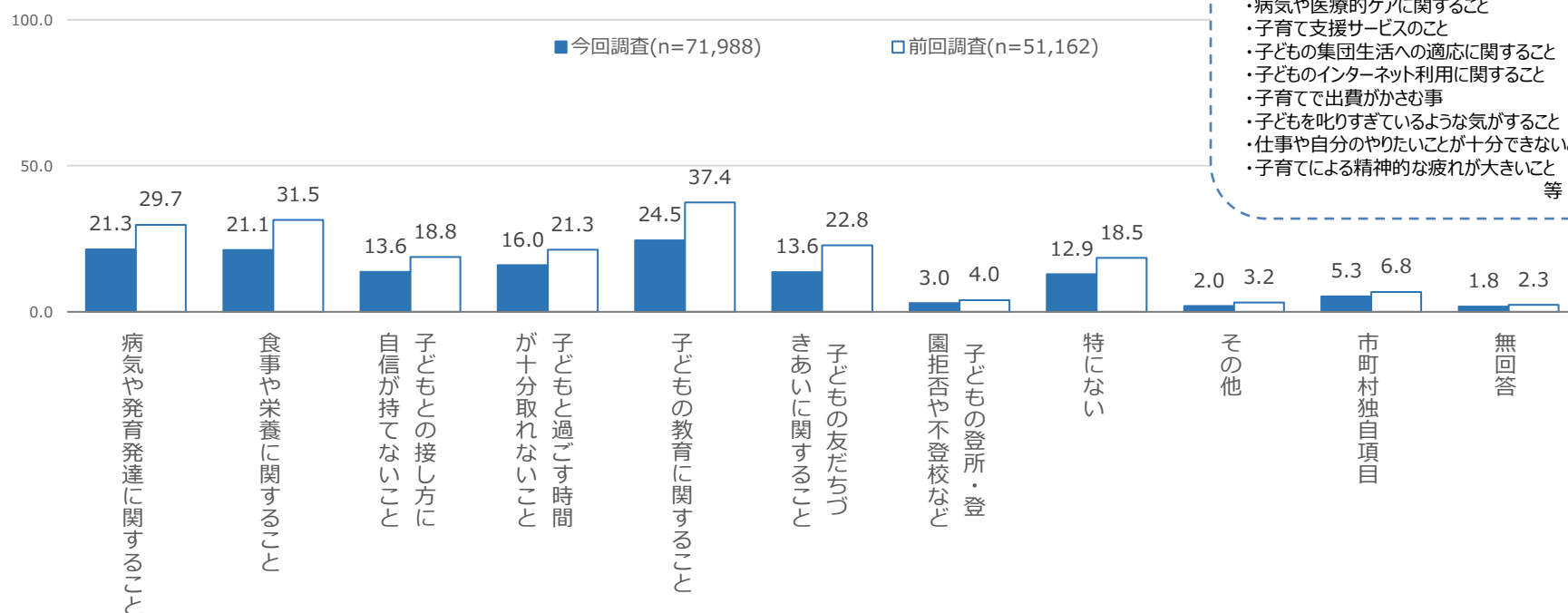
【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問45ー日常悩んでいること、気になること

(1) 子どもに関すること

「子どもの教育に関すること」が24.5%で最も高く、次いで「病気や発育発達に関すること」が21.3%、「食事や栄養に関すること」が21.1%となっています。

〔図表2-13-5 日常悩んでいること、気になること〕



＜市町村独自項目の具体例＞

- ・子どもが言うことを聞かない
- ・子育てのことがよくわからない
- ・病気や医療的ケアに関すること
- ・子育て支援サービスのこと
- ・子どもの集団生活への適応に関すること
- ・子どものインターネット利用に関すること
- ・子育てで出費がかさむ事
- ・子どもを叱りすぎているような気がする事
- ・仕事や自分のやりたいことが十分できないこと
- ・子育てによる精神的な疲れが大きいこと等

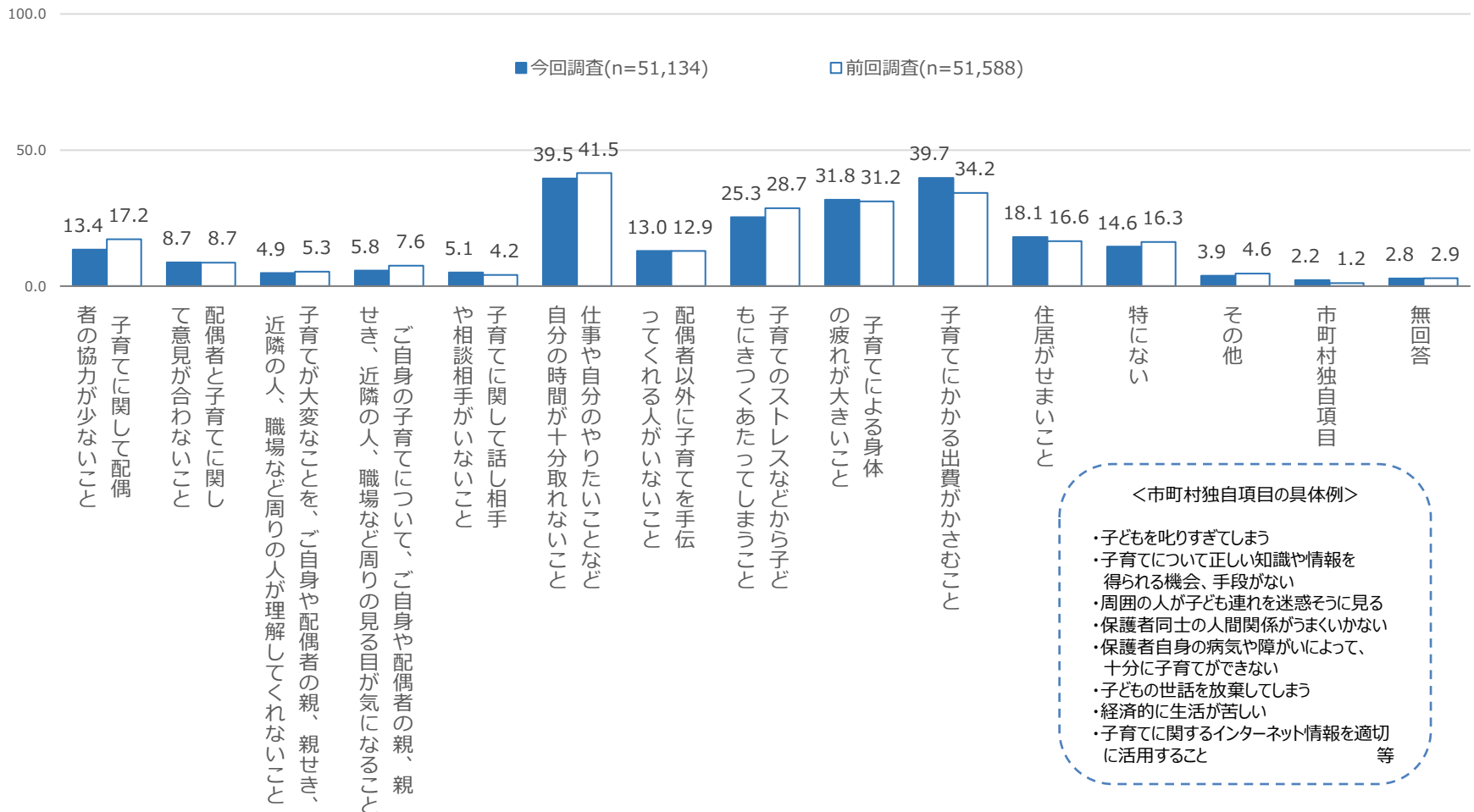
【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問45ー日常悩んでいること、気になること

(2) ご自身に関すること

「子育てにかかる出費がかさむこと」が39.7%で最も高く、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が39.5%、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が31.8%となっています。

[図表2-13-6 日常悩んでいること、気になること]



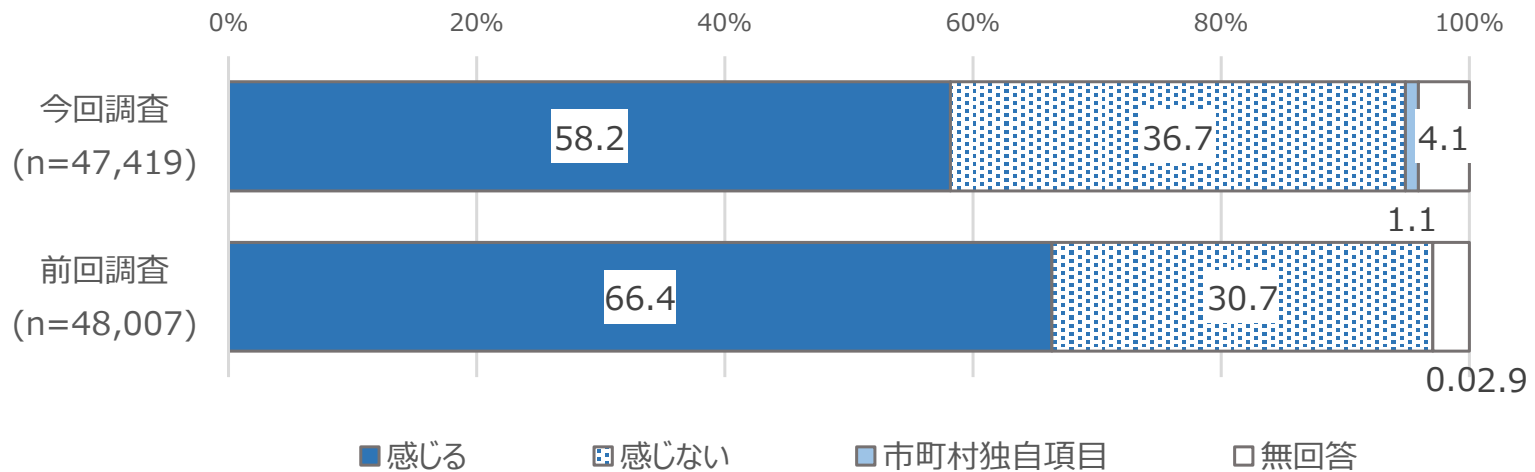
【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問46－子育てが地域の人に支えられていると感じるか。特に誰から支えられていると感じるか

(1) 支えられていると感じるか

「感じる」が58.2%、「感じない」が36.7%となっています。また、前回調査と比べると、支えられていると「感じる」割合が減少し、支えられていると「感じない」割合が増加しています。

[図表2-13-7 子育てが地域の人に支えられていると感じるか]



<市町村独自項目の具体例>

- ・どちらでもない
- ・未回答

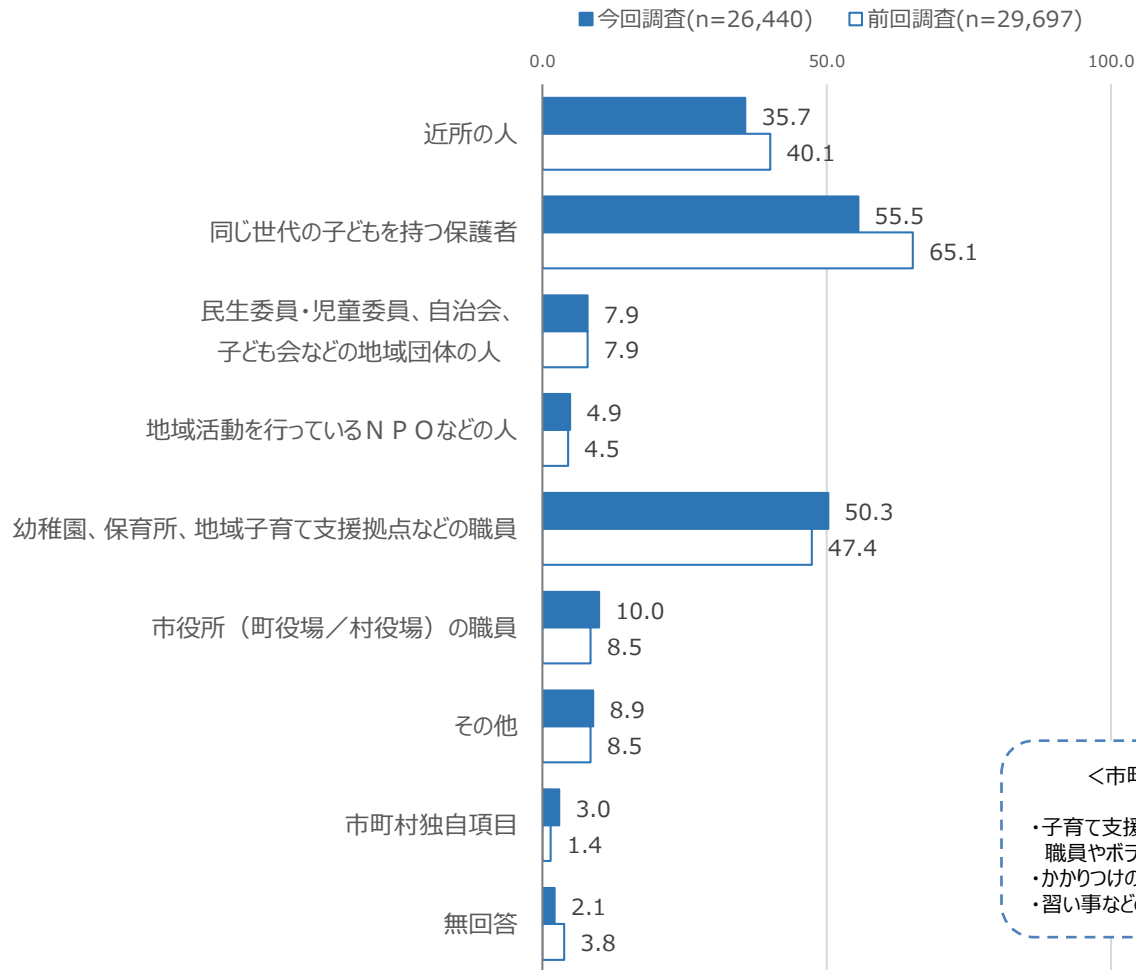
【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問46ー子育てが地域の人に支えられていると感じるか。特に誰から支えられていると感じるか

(2) 特に誰から支えられていると感じるか

「同じ世代の子どもを持つ保護者」が55.5%で最も高く、次いで「幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員」が50.3%、「近所の人」が35.7%となっています。また、前回調査と比べると、「同じ世代の子どもを持つ保護者」と「近所の人」の割合が減少し、「幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員」の割合が増加しています。

[図表2-13-8 特に誰から支えられていると感じるか]



<市町村独自項目の具体例>

- ・子育て支援センター、つどいの広場などの職員やボランティアスタッフ
- ・かかりつけの医師
- ・習い事などの先生

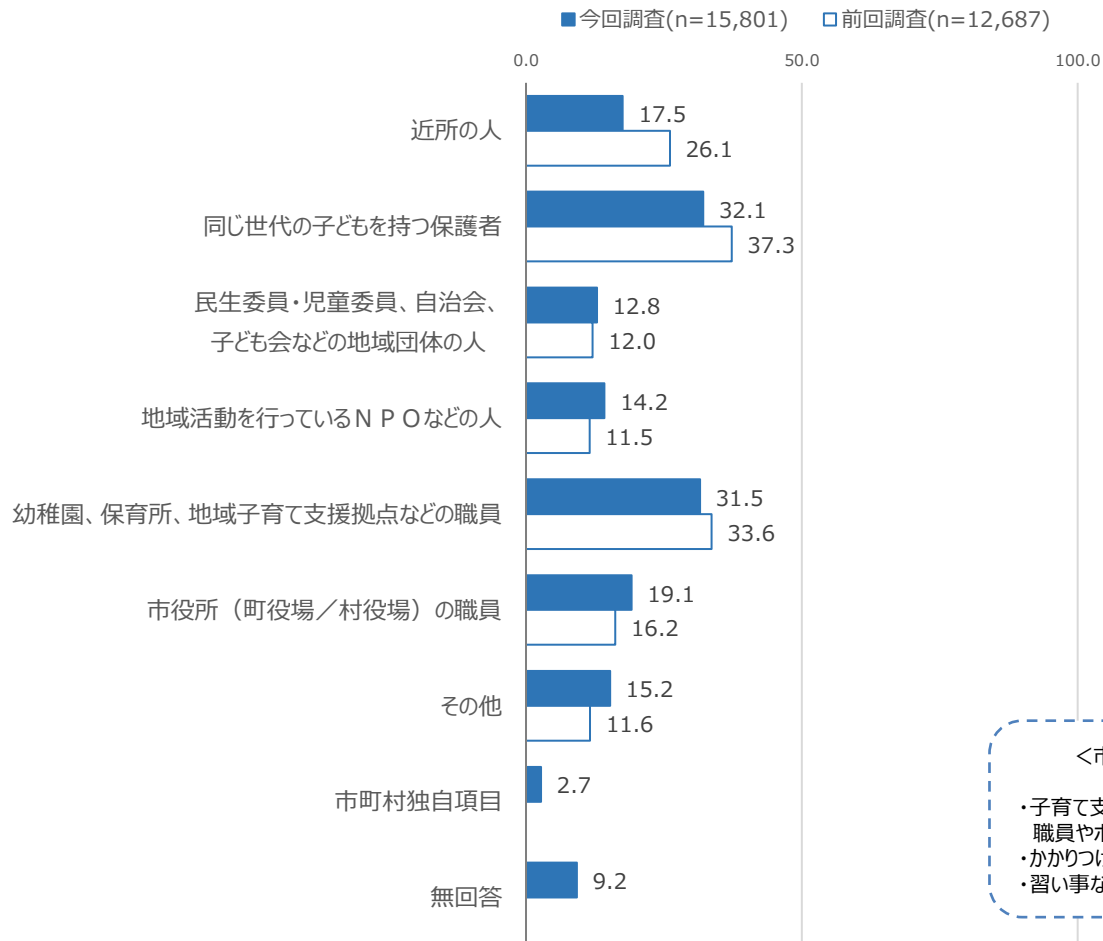
【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問46ー子育てが地域の人に支えられていると感じるか。特に誰から支えられていると感じるか

(3) 誰から支えてほしいと感じるか

「同じ世代の子どもを持つ保護者」が32.1%で最も高く、次いで「幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員」が31.5%、「市役所（町役場／村役場）の職員」が19.1%、「近所の人」が17.5%、「その他」が15.2%、「地域活動を行っているNPOなどの人」が14.2%、「民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人」が12.8%となっています。

〔図表2-13-9 誰から支えてほしいと感じるか〕



<市町村独自項目の具体例>

- ・子育て支援センター、つどいの広場などの職員やボランティアスタッフ
- ・かかりつけの医師
- ・習い事などの先生

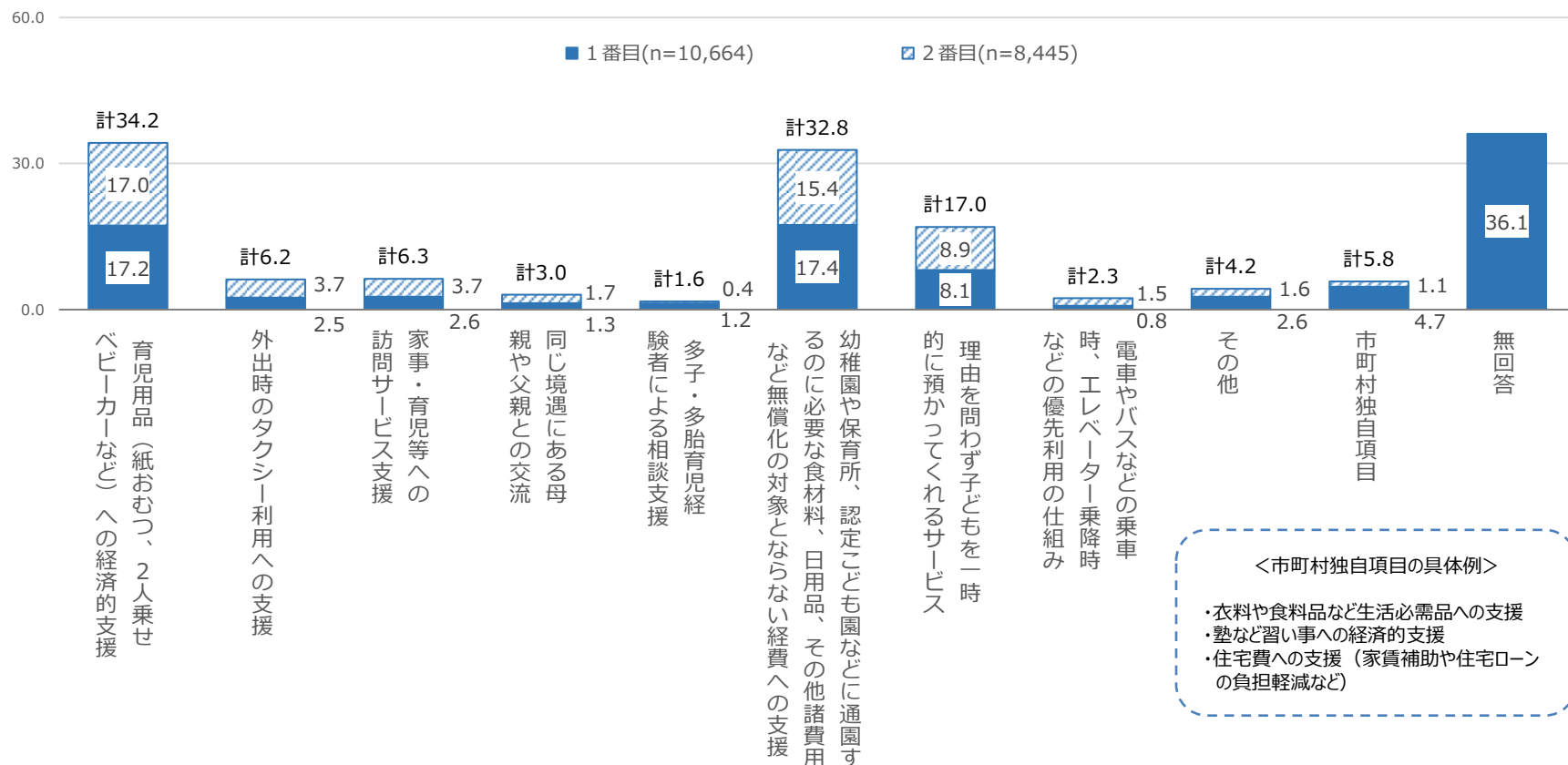
【市町村ニーズ調査】 主な調査結果

◆問47ー子育ての負担を軽減するのに有効だと思われる支援やサービス

1 番目は、「幼稚園や保育所、認定こども園などに通園するのに必要な食材料、日用品、その他諸費用など無償化の対象とならない経費への支援」が17.4%で最も高く、次いで「育児用品（紙おむつ、2人乗せベビーカーなど）への経済的支援」が17.2%、「理由を問わず子どもを一時的に預かってくれるサービス」が8.1%となっています。

1番目と2番目の合計では、「育児用品（紙おむつ、2人乗せベビーカーなど）への経済的支援」が34.2%で最も高く、次いで「幼稚園や保育所、認定こども園などに通園するのに必要な食材料、日用品、その他諸費用など無償化の対象とならない経費への支援」が32.8%、「理由を問わず子どもを一時的に預かってくれるサービス」が17.0%となっています。

〔図表2-13-10 子育ての負担を軽減するのに有効だと思われる支援やサービス〕



第2章 大阪府における現状と課題について

2. 就学前・就学児童の子育てに対する家庭のニーズ(子育て当事者へのアンケート調査結果まとめ)

子育ての悩み・困っていること

収入が増えれば子どもを持ちたい、子育てにかかる出費がかさむ、自分の時間が十分とれない、子どもを遊ばせる場所がない、小さな子どもとの食事に配慮された場所(店)が少ない、歩道や信号がない道路が多いといった意見が多くなっています。

もう1人以上子どもを持ちたい場合に、生みたいと思う環境

- 収入が増えれば持ちたい (48.7%)
- 保育所など子どもを預かってくれる環境があれば持ちたい (8.4%)

子育て当事者が日常悩んでいること、気になること

- 子育てにかかる出費がかさむこと (39.7%)
- 仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと (39.5%)
- 子育てによる体の疲れが大きいこと (31.8%)

外出する際に困ること

- 子どもを遊ばせる場所がない (41.5%)
- 小さな子どもとの食事に配慮された場所(店)が少ない (38.2%)
- 歩道や信号がない道路が多いので心配 (35.1%)

どんな支援やサービスを求めているか

仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備、子育て世帯への経済的援助の拡充、親子が安心して集まれる公園など屋外の施設整備、子育てのバリアフリー化、育児用品への経済的支援、通園に必要な経費への支援を求める意見が多くなっています。

子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策

- 仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備 (40.6%)
- 保育サービスの充実 (29.7%)
- 子育てしやすい住居・まちの環境面での充実 (28.4%)

充実してほしい子育て支援サービス

- 子育て世帯への経済的援助の拡充 (46.4%)
- 親子が安心して集まれる公園など屋外の施設整備 (46.2%)
- 子育てのバリアフリー化への取組 (36.9%)

子育ての負担軽減に有効と思われる支援・サービス

- 育児用品への経済的支援 (34.2%)
- 幼稚園や保育所、認定こども園などの通園に必要な経費への支援 (32.8%)
- 子どもを一時的に預かってくれるサービス (17%)

3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

重点施策の取組状況

「大阪府子ども総合計画」では、基本方向の「重点的な取組」に掲げる事業のうち、大阪府として、特に重点的に取り組むものを重点施策として設定し、「5年後の大阪府の姿」をめざし、取り組んできました。これまでの取組によって、一定の効果があがっているものの、継続して取り組んでいかないといけない課題も残っています。

重点施策の取組状況は、以下のとおりです。

※項目中の◎、○、★印は、それぞれ対応する事業（個別指標）の進捗状況です。

◎：着実に取組が進んだ（目標達成度 100～80％）

○：おおむね取組が進んだ（目標達成度 79～50％）

★：計画どおりに進んでいない（目標達成度 49％以下）

【基本方向1】若者が自立できる社会

①キャリア教育の充実		自己評価
◎	キャリア教育全体指導計画に基づいた取組の共有	◎
	府立高校生の就職内定率	◎
	知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率	○
	府立支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率	◎
②若者の就職支援		自己評価
◎	OSAKAしごとフィールドにて実施した職場体験の実施状況	◎
	金融機関等と連携した合同企業説明会の開催実績	◎
③困難を有する若者の社会参加・社会的自立に向けた支援		自己評価
◎	ひきこもり支援に携わる人材の養成研修受講者数	◎
	課題を抱える生徒フォローアップ事業で居場所の運営を行った高校の数	◎

第2章 大阪府における現状と課題について

3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

【基本方向2】子どもを生み育てることができる社会

④安心して妊娠・出産できる仕組みの充実		自己評価
◎	「にんしんSOS」相談実績	◎
	妊婦健診未受診や飛び込みによる出産対策事業の実施状況	◎
	周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業の実施状況	◎
	産婦人科救急搬送体制確保事業の実施状況	◎
⑤地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援		自己評価
○	小学校区における「おおさか元気広場」の実施率	◎
	市町村（政令市を除く）における、大人に対する親学習を小学校数以上実施する市町村数	★
⑥義務教育前の子育て支援の充実		自己評価
◎	認定こども園の数	◎
⑦ワーク・ライフ・バランスの実現		自己評価
◎	女性活躍に向けたセミナーの開催実績	◎
	OSAKA女性活躍推進会議の運営状況	◎
	保育士・保育所支援センターにおいて、復職応援セミナー、職場体験、求職相談等の実施状況	◎
⑧ひとり親家庭等に対する就業支援の充実		自己評価
○	ひとり親家庭等の就業機会創出のための支援を実施した市町村数	○

3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

【基本方向2】子どもを生み育てることができる社会

⑨児童虐待防止の取組		自己評価
◎	乳児家庭全戸訪問事業の実施状況	◎
	子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	◎
⑩社会的養育体制の整備		自己評価
○	里親等委託率	○
⑪障がいのある子どもへの支援の充実		自己評価
◎	医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会における医療的ケア児者支援のための取組状況	◎
	医療型短期入所支援強化事業の実施状況	◎

第2章 大阪府における現状と課題について

3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

【基本方向3】子どもが成長できる社会

⑫学力向上の取組の推進		自己評価
◎	「全国学力・学習状況調査」における小中学校の平均正答率	◎
	グローバルリーダーズハイスクールの現役国公立大学進学率	◎
⑬豊かな心を育む取組の充実		自己評価
◎	研修アンケート「『考え、議論する道徳』の実現に向けた授業改善について、理解を深めることができたか」についての回答割合	◎
	人権教育に関する研究授業の実施率	◎
	「志（こころざし）学」実践事例集の活用状況	◎
	人権教育教材集の活用率	◎
⑭幼児教育・保育、子育て支援に関わる人材の確保及び資質の向上		自己評価
◎	保育教諭・保育士の数	◎
⑮就学後の子育て支援の充実		自己評価
◎	放課後児童クラブ整備補助実績	◎
	放課後児童支援員認定資格研修実績	◎
	放課後児童支援員等資質向上研修実績	◎
	利用者支援事業の実施か所数	◎
⑯青少年の健全育成、少年非行防止対策の推進		自己評価
◎	刑法犯少年の検挙・補導人員数	◎
	小学校高学年等に対する非行防止・犯罪防止教室の実施率	◎

1. 基本理念

次代を担う子ども・若者が、個人として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪

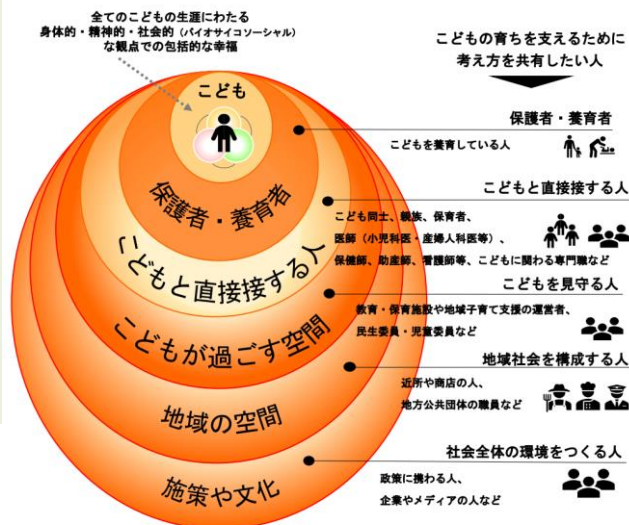
次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、子どもの養育の基盤である家庭及び子ども・若者や子育て当事者を支援する関係者への十分な支援を行い、社会全体として子ども施策に取り組むことが重要です。

こうしたことを踏まえ、本計画においては、子どもが個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるとともに、子どもや家庭が地域や企業・民間団体等も含めた社会全体から必要な支援を受けられることにより、「大阪の地で育った子どもたちが、ありのままの自分を尊重しながら、自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことができ、何度でもチャレンジしたり、周囲と支え合いながら成長し、やがて、社会の一員として次の世代を担っていく」という好循環をめざすことを基本理念とします。

基本理念を踏まえた取組を着実に進め、子どもだけではなく大人も幸せであることはもちろんのこと、誰一人取り残すことなく、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていきます。

こども家庭庁「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」令和5年12月 より

それぞれのこどもから見た「こどもまんなかチャート」



2. 基本的視点

基本理念を踏まえた施策を実施するに当たって、共通の視点として、次の3つの視点を基本的視点とします。

① 子どもが主役 (こどもまんなか) である視点

子どもの最善の利益を図り、成長過程（ライフステージ）や状況に応じた切れ目のない支援をめざします。

子どもを権利の主体として、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子どもの最善の利益及びウェルビーイングの向上を図ることが大切です。子どもは乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、やがて、若者として社会生活を送るようになります。

また、子どもの成長過程（ライフステージ）や状況に応じた必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や成人年齢といった特定の年齢で途切れることなく行われるとともに、子どもの状況に応じた多様な居場所づくりを進め、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支えていくことが必要です。

② 次代の担い手と なる若い世代の 視点

若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保し、将来に希望をもって生きられる社会づくりをめざします。

若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保するとともに、将来を見通してワークライフバランスを図りながら安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境を整備することが必要です。

また、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを生み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが必要です。さらに、地域や企業・民間団体等、子育てされていない方々も含めて、子どもや子育てをめぐる問題は未来に関わるものという意識を持ち、子どもや家庭が大事にされるよう社会全体の構造や意識を変えていくことも必要です。

③ 子育て当事者の 視点

子育て当事者に寄り添いつつ、状況に応じた柔軟な支援をめざします。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、育児と仕事などを両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、誰一人取り残さず、社会全体で切れ目なく支えていくことが必要です。

そのため、子育て家庭の状況に応じて、地域や企業・民間団体等が連携し、社会全体で切れ目なく支え、子育て当事者に寄り添いつつ、支援策の見える化を図り、子ども・子育て当事者が支援策と自然につながる仕組みづくりに加え、乳児家庭全戸訪問事業・子育て世帯訪問支援事業などのアウトリーチも含めた柔軟な支援や必要な情報提供により、良好な成育環境を確保し、すべての子どもが幸せな状態で成長できるよう取り組みます。

第3章 計画でめざす基本的な目標

3. 基本方向

基本理念を実現し、基本的視点を反映するために、「こども大綱」を勘案し、次の5つの基本方向を設定します。

基本方向1 子どもを生み育てることができる社会【子どもの誕生前から幼児期まで】

現状と課題	取組の方向性
◆ 理想とする子どもの数と実際に生む子どもの数にかい離があり、理想の子どもの持てない現状です。 ◆ 子どもを安心して生み育てることができるよう社会からの支援が必要です。	妊娠・出産、子育てを大阪全体で支える社会づくり 子どもを生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までの子どもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実を図ります。

基本方向2 子どもが成長できる社会【学童期・思春期】

現状と課題	取組の方向性
◆ 家庭、学校、地域などが、それぞれ子どもに関わっていくのではなく、連携して子どもを支援し、子どもが、自分の生き方を模索していけるよう取り組む必要があります。 ◆ 特に、家庭が子どもの成長に主体的に関わっていくことができるように、学校や地域の支援が必要です。	大阪の未来を担う子どもたちを育てる社会づくり 子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが、夢や志を持ち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。

基本方向3 若者が自立できる社会【青年期】

現状と課題	取組の方向性
◆ 若者が所得や雇用への不安等から将来展望を描けない状況に陥っています。 ◆ 若者が希望に応じ、家庭を持ち、子どもを生み育てるという選択肢が将来的にあるということを認識し、また、社会の一員として働き、経済的に自立する意識を持つことが重要です。	大阪の若者が自らの意思で将来を選択し、自立できる社会づくり 若者が経済的な不安なく、良質な雇用環境の下で将来展望を持って生活できる仕組みづくりを進めるとともに、若者が社会の一員として役割を果たせるよう、企業、学校等の関係機関の協力のもと、若者の自立支援などを行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

3. 基本方向

基本方向4 子どものすべての成長過程(ライフステージ)にわたる支援

現状と課題	取組の方向性
◆ 子どもの特定の成長過程で明確に分けられるものではなく、成長過程の全体を通して縦断的に対処すべき課題や支援ニーズがあります。	心身の状況、置かれた環境にかかわらず、 大阪のすべての子どもが幸せな状態で成長できる社会づくり 必要なときに必要なサービスを受けることができる体制を確保し、子どもの成長過程全体を通じた支援によって、子どもの心身の状況、置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう推進します。

基本方向5 子育て当事者に対する支援

現状と課題	取組の方向性
◆ 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家族をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況。 ◆ また、若い世代は、子どもを授かるまで乳幼児と触れ合う経験が乏しいままに、親になるが増えています。 ◆ 家庭のみならず社会全体で子どもを生み育てる力（養育力）を高める必要があります。	大阪の子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、 子どもに向き合える社会づくり 家庭と社会が、相互に養育力を補完し、高め合うとともに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、また、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事などを両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。

第4章 基本方向に基づく取組

1. 施策体系

(1)基本方向1 子どもを生み育てることができる社会【子どもの誕生前から幼児期まで】

重点的な取組	個別の取組	取組項目
安心して子どもを生み育てることができる保健・医療環境をつくる	安心して妊娠・出産できる仕組みの充実	● 周産期医療・小児医療等の体制整備 ● 不妊・不育、予期せぬ妊娠、性に関する相談支援、プレコンセプションケアの推進 ● 妊産婦等への保健施策の推進 ● 乳幼児期における保健施策の推進
幼児期までの子どもの育ちを支える良質な成育環境をつくる	幼児期までの子どもの育ちを支える施策の推進	● 保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取組等の推進
生涯にわたる人格形成の基礎を培うための支援体制をつくる	幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実	● 教育・保育内容の充実 ● 教育・保育にかかる人材の確保及び資質の向上

(2)基本方向2 子どもが成長できる社会【学童期・思春期】

重点的な取組	個別の取組	取組項目
すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう支援する	確かな学力の定着と学びの深化	● 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化 ● 社会や地域とつながる探究的な学習の実践 ● 障がいのある子どもたちの教育の充実 ● 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実
	豊かな心と健やかな体の育成	● 豊かな心のはぐくみ ● 学校におけるセーフティネットとなる居場所づくりの推進 ● 運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進 ● 健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進
	将来をみすえた自主性・自立性の育成	● 夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成
	公私を問わない自由な学校選択の機会の保障	● 高校・大阪公立大学等の授業料等完全無償化
すべての子どもの健やかな成長をサポートする環境をつくる	地域の教育コミュニティづくりの推進	● 地域の教育コミュニティづくりの推進
	子どもの居場所づくり	● 子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり ● 放課後等の子どもの居場所づくり ● 子ども食堂等の居場所づくり
	必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実	● 学校と地域・福祉等との連携による子どもや保護者を支援につなぐスキーム

(3)基本方向3 若者が自立できる社会【青年期】

重点的な取組	個別の取組	取組項目
若者が自らの意思で多様に将来を選択し、社会の中で自立できるよう支援する	将来を見通して安心して仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりの推進	● キャリアの主体的選択の促進
	若者の就職支援	● 若者への就職支援の強化 ● 就労・進路選択に悩みを抱える若者への支援 ● 障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援
	結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援	● 若者が自らの意思で将来を選択できる取組の推進 ● 結婚、妊娠・出産等を希望する人の希望が実現するための取組の推進
	子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進	● 子ども・若者への支援における市町村による支援ネットワークの構築 ● ひきこもりの早期発見と適切な支援機関につなぐ市町村プラットフォームの構築 ● 子ども食堂等の居場所づくり【再掲】

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取組	個別の取組	取組項目
さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくる	子どもの貧困対策の推進	● 子どもの貧困対策の推進 ● 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成
	児童虐待の防止	● 児童虐待の防止
	配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応	● 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応
	社会的養護を必要とする子ども等に対する支援	● 社会的養育体制の整備 ● 社会的養護経験者等の自立支援の充実
	障がいのある子どもへの支援の充実	● 障がいのある子どもへの医療・福祉支援
	外国人の子どもへの支援	● 外国人の子どもや支援を必要とする帰国・渡日の子ども等への支援
	ヤングケアラーへの支援	● ヤングケアラーへの支援
	複合化・複雑化した課題のある子どもへの支援	● 複数分野にまたがる又は制度の狭間に陥っている課題がある子どもとその世帯への支援
子どもの権利の保障、人権や健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、社会を支えることができるよう支援する	子どもの権利を保障する取組の推進	● 社会参画や意見表明の機会の充実 ● すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取組の推進 ● 子ども・若者の自殺対策
	子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止	● 子どもの安全確保の推進 ● 非行など問題行動を防ぐ施策の推進
	青少年の健全育成の推進	● 青少年を取り巻く社会環境の整備 ● 青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護 ● 青少年の健やかな成長の促進

(5)基本方向5 子育て当事者に対する支援

重点的な取組	個別の取組	取組項目
家庭と社会がともに子どもを生み育てる力を高め合うとともに、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう子育てしやすい環境をつくる	子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	● 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減
	家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築	● 親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築 ● 子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築
	仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進	● 仕事と生活の調和の推進、働き方改革の推進 ● 女性活躍の推進 ● 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進
	ひとり親家庭等の自立促進	● ひとり親家庭等の自立促進
	共同養育の取組	● 親子交流の促進 ● 養育費確保への支援 ● 共同養育に関する普及啓発
	子育て世帯向け住宅支援の充実	● 子育て世帯向け住宅支援の充実
	その他子育てを支援する取組の推進	● こども家庭センターの設置促進 ● 身近な場所や地域における相談体制の充実 ● 子育てしやすい公共施設等の整備の推進

2. 重点的な取組

(1)基本方向1 子どもを生み育てることができる社会

1 重点的な取組①

(1)安心して子どもを生み育てることができる保健・医療環境をつくります。

プレコンセプションケアを推進し、子どもを産みたいときに安心して妊娠・出産し、子育てができる保健・医療環境をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
1 安心して妊娠・出産 できる仕組みの充実	思いがけない妊娠やハイリスク妊娠・出産を減らすために、プレコンセプションケアの普及啓発や相談支援の充実が必要です。 また、最重症妊娠合併症をはじめとするハイリスク妊娠・出産に対応するため、成育医療等基本方針に基づく取組を進め、早期の段階から支援できる体制を整備する必要があります。	(1) 周産期医療・小児医療等の体制整備	安心して子どもを生み育てることができる周産期医療・小児医療等の体制整備に取り組みます。
		(2) 不妊・不育、予期せぬ妊娠、性に関する相談支援、プレコンセプションケアの推進	不妊・不育治療、予期せぬ妊娠や性に関する相談支援とともに、性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発などのプレコンセプションケアの推進に取り組みます。
		(3) 妊産婦等への保健施策の推進	妊産婦健康診査や伴走型相談支援をはじめ、家族も含めた産前・産後サポート事業や産後ケア事業等を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。
		(4) 乳幼児期における保健施策の推進	新生児マススクリーニング検査や乳幼児健診の充実により、疾患や障がいの早期発見・早期治療につなげる支援体制整備に取り組みます。

(1)基本方向1 子どもを生み育てることができる社会

重点的な取組②

(2) 幼児期までの子どもの育ちを支える良質な成育環境をつくります。

幼児教育・保育の質の向上などの受け皿整備、必要に応じた認定こども園への円滑な移行の支援、保育士等の確保に取り組み、子どもが病気の時、一時的に保育が必要なとき、また、医療的ケア児など特別な配慮を必要とする子どもなど、多様なニーズへ対応するとともに、保育所等に通っていない子どもも含め、すべての子どもの育ちを支える良質な成育環境をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
2 幼児期までの子どもの育ちを支える施策の推進	大阪府内において保育所等利用待機児童数は年々減少傾向ですが、依然として、保育所等利用待機児童が発生しています。この待機児童の解消を図るとともに、子どもが病気になったときの病児保育や就労要件を問わず利用できる仕組みなど、多様なニーズに応えることができるように取り組む必要があります。	(1) 保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取組等の推進	これまでの取組の成果により、保育の受け皿は拡大していますが、利用児童数は年々増加しており、地域によって待機児童の解消には至っていないため、引き続き受け皿整備、必要に応じた認定こども園等への円滑な移行の支援、幼稚園における預かり保育事業の支援に取り組みます。 子どもが病気の時、一時的に保育が必要なとき、また、医療的ケア児など特別な配慮を必要とする子どもなど多様なニーズに応えるとともに、保育所等に通っていない子どもも含め、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備します。

(1)基本方向1 子どもを生み育てることができる社会

重点的な取組③

(3) 生涯にわたる人格形成の基礎を培うための支援体制をつくります。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子どもが格差なく質の高い学びへつながることができるよう体制をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
3 幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実	乳児期はしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成し、幼児期は人格形成の基礎を培い、将来にわたり学ぶ力を身につける時期であり、また、学童期への準備段階であることから、この時期の教育・保育内容の充実が求められています。	(1) 教育・保育内容の充実	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業など、どの施設・事業を利用したとしても、切れ目のない教育・保育を受けることができるように推進するとともに、その教育・保育内容の充実を図ります。 また、公私を問わず、施設・事業間や小学校との連携を推進し、施設・事業における地域での子育て、家庭での教育を支援する機能の強化を図ります。
		(2) 教育・保育にかかる人材の確保及び資質の向上	幼児教育・保育の無償化の影響も鑑み、教育・保育を提供する事業者が安定的に人材を確保できるように取り組み、また、事業者が質の高い教育・保育を提供できるよう、職員研修への充実を働きかけていきます。

(2)基本方向2 子どもが成長できる社会

重点的な取組④

(4) すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう支援します。

子どもの置かれている環境にかかわらず、全ての子どもが、一人ひとりの個性に応じて必要な知識・能力を身につけ、夢や志を持ってさまざまなことにチャレンジし、粘り強くあきらめない自主性・自立性を育成する取組を社会全体で支援します。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
4 確かな学力の定着と 学びの深化	社会が大きく変化している中では、これまで以上に、すべての学びの基礎となる確かな学力を定着させ、さらに自ら考え将来を生き抜く力を育成することが重要です。 また、大阪府では、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進により、支援を必要とする子どもたちの増加や個々のニーズに対応した教育環境の整備を進めてきました。 今後も、個々の子どもたちの障がいの状況に応じた合理的配慮を的確に行うとともに、不登校の子どもたちへの指導や日本語指導が必要な子どもたちへの支援をはじめ、子どもたちの多様性や教育ニーズに適切に対応した学びを提供することが重要です。	(1) 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化	子どもたちが学習内容を深く理解し、すべての学びの基礎となる確かな学力を身につけることができるよう一人ひとりの学力・学習状況を把握・分析し、その結果を活用する取組を進めます。 また、生涯にわたって主体的に学び続ける姿勢や他者との協働により課題を解決する姿勢を身につけることができるよう主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行います。
		(2) 社会や地域とつながる探究的な学習の実践	子どもたちが、学ぶ意義を理解し、意欲を高め、自ら日常生活や地域・社会等に関する課題を見つけ解決につなげるために必要となる一連の能力を身につけることができるよう、また、課題発見、課題解決の能力の基礎を身につけることに加え、創造力や表現力を豊かにするため多様な情報の活用や地域等との協働による学びを充実させます。
		(3) 障がいのある子どもたちの教育の充実	障がいのある子どもたちが、一人ひとりの障がいの状況や教育ニーズに応じた教育を受けることができるよう、多様な学びの場を設けるとともに、府立支援学校が支援教育のセンター的機能を発揮し、地域の学校園における校内支援体制の充実に向けた支援を行います。
		(4) 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実	不登校の子どもたちが、将来に向けて社会に参加しつつ充実した人生を過ごしていくことができるよう、一人ひとりの状況に応じ、多様な主体と連携しながら社会的自立に向けた学習指導・支援に取り組めます。日本語指導が必要な子どもたちが、日本語で日常会話をしたり、授業を受けたりすることができるよう、日本語学習の支援を充実させます。

(2)基本方向2 子どもが成長できる社会

重点的な取組④

(4) すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう支援します。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
5 豊かな心と健やかな 体の育成	社会のグローバル化等を背景に、これまで以上に互いの人権や文化等を尊重することが求められます。また、いじめや不登校等の子どもたちが抱える問題課題の解決、スクリーニング等による早期発見・ヤングケアラーへの支援が必要です。子どもたちがより良い運動習慣や生活習慣の定着を通して、生涯にわたる健康を保持・増進できる資質や能力を身につける必要があります。	(1) 豊かな心のはぐくみ	子どもたちが人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、自他の人権や多様性が尊重された社会づくりを進める行動力を身につけることができるよう、人権を尊重する意識・態度の育成に取り組みます。 子どもたちが自らの良さを認識し、自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、互いに思いやり、認め合う人間関係を築くことができるよう、自他を尊重し、違いを認め合う意識・態度の育成に取り組みます。
		(2) 学校における セーフティネット となる居場所づくり の推進	いじめや不登校、貧困、虐待、またヤングケアラーなど子どもたちをめぐる様々な現状や課題を早期に把握・対応するため、スクールカウンセラー等とともに、校種間での接続時における情報共有や関係機関との連携により、学校がチームとして組織的に対応する取組を推進します。 また、不安や悩みを抱える子どもたちが安心して相談することができるよう、相談体制を充実させます。
		(3) 運動への興味・関心 の向上と運動による 体力づくりの推進	子どもたちが運動習慣を確立できるよう、また、運動への興味・関心を向上させるため、運動やスポーツに親しむ機会を拡充します。 子どもたちが確かな体力を身につけることができるよう、運動やスポーツによる体力づくりを推進します。
		(4) 健康を保持・増進 する生活習慣づくり の推進	子どもたちが心の健康、生活習慣病、薬物乱用等の依存症、アレルギー疾患や感染症等をはじめとする健康課題への理解を深め、健康的なライフスタイルを身につけることができるよう、健康課題への理解を深める健康教育を充実します。 子どもたちが自身の健康を保持・増進することができるよう、学校・地域・家庭・学校医等と連携した健康づくりを推進します。

(2)基本方向2 子どもが成長できる社会

重点的な取組④

(4) すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう支援します。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
6 将来をみすえた 自主性・自立性の 育成	将来にわたる持続可能な社会の担い手として、子どもたちが自身の個性や特性を把握し、自ら学んだことを社会の中で活かすことが求められています。	(1) 夢や志を持って 粘り強くチャレンジ する姿勢の育成	子どもたちが地域や社会とつながり、活躍したいという熱意を持ち、豊かで活力あふれる人生を歩むことができるよう、また、子どもたちが自己の職業適性や将来設計、社会的自立について考えることができるよう、実社会とのつながりを含む一貫したキャリア教育を推進します。 子どもたちが社会の一員としての意識をもち、主体的に判断し、他者と連携・協働しながら行動できる力を身につけることができるよう、社会制度等への意識を高める姿勢を育成します。
7 公私を問わない 自由な学校選択の 機会の保障	家庭の経済的事項にかかわらず、公私を問わない自由な学校選択の機会を保障するとともに、大阪の教育力の向上を図るため、高校授業料の無償化に取り組んでいましたが、所得制限等があり、大阪の全ての子どもが無償化の対象とはなっていません。	(1) 高校・大阪公立大学 等の授業料等完全 無償化	大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現・子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、私立高校・国公立高校・大阪公立大学等の授業料等の完全無償化をめざします。

(2)基本方向2 子どもが成長できる社会

重点的な取組⑤

(5) すべての子どもの健やかな成長をサポートする環境をつくります。

地域全体で子どもの成長を支える教育コミュニティづくりの推進とともに、放課後等に地域で子どもが安全に過ごすことのできる子どもの居場所の確保や困難を抱える子どもや保護者を地域の見守り等につなぐことができる環境を整備します。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
8 地域の教育コミュニティづくりの推進	地域の実態等に応じた学校・家庭・地域の連携・協働による活動の継続・充実を進めるにあたり、地域ボランティア等の参加が伸び悩んでいるところもあるため、人材の確保や育成に取り組む必要があります。	(1) 地域の教育コミュニティづくりの推進	地域全体で子どもたちの成長を支えることができるよう、地域人材の参画を促し、育成・定着に取り組むとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による教育コミュニティづくりを充実させます。
9 子どもの居場所づくり	子どもの安全確保の必要性が高まる一方、安全な遊び場が少ない状況です。 共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化などから、子どもを放課後に預かるニーズが高まっており、放課後における健全育成と合わせて、さらに拡充していく必要があります。	(1) 子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり	子どもが健やかに過ごせる居場所や遊び場の確保を進めていきます。
		(2) 放課後等の子どもの居場所づくり	放課後児童クラブの運営費や整備費を支援するとともに、放課後児童クラブの支援員確保及び職員の資質向上を図るための研修を実施するなど、義務教育前に保育が必要であった子どもを、就学後も切れ目なく預けることができるようにすると同時に、放課後や週末等の安心・安全な居場所において障がい等により支援が必要な子どもなどすべての子どもが健やかに育まれる取組を進めます。
		(3) 子ども食堂等の居場所づくり	子どもの孤立を防ぎ、地域で見守るとともに、子ども自身が主体的に活動に携わることができる場でもある子ども食堂等に対し、民間企業等と連携した物品等の提供や、子ども輝く未来基金の活用により、子どもへの学習支援や様々な体験活動等への支援を行います。また、子ども食堂ネットワークへの府内市町村の参加を促し、支援体制を強化していきます。

(2)基本方向2 子どもが成長できる社会

重点的な取組⑤

(5) すべての子どもの健やかな成長をサポートする環境をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
10 必要な人に必要な 支援が届く仕組みの 充実	各地域において子どもや保護者を支援する場所は増加しており、各支援施策の充実と合わせて、困難を抱える子どもや保護者を地域の居場所や支援につなぐ仕組みの充実が重要となっています。 そのため、関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的な取組が求められています。また、市町村と連携し、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築を図る必要があります。 さらに、行政のみならず、社会全体で取り組んでいくため、民間企業や地域のボランティア等と連携していく必要があります。	(1) 学校と地域・福祉等との連携による子どもや保護者を支援につなぐスキーム	学校は児童生徒等の日常的な学習の場であり、生活の様子など子どもの状況が把握しやすい場所であることから、学校、教育委員会、福祉・保健部局等の協働により、スクールソーシャルワーカーやコーディネーター等が地域や支援機関と連携し、貧困など困難を抱える子どもや保護者を地域の見守りや支援につなぐ取組を進めていきます。

(3)基本方向3 若者が自立できる社会

重点的な取組⑥

(6) 若者が自らの意思で多様に将来を選択し、社会の中で自立できるように支援します。

社会に出る前に、社会の一員としての役割を果たすことの大切さを若者が実感をもって学べる機会を提供するとともに、社会に出る頃には、若者一人ひとりの状況に寄り添った就職支援や自立支援を行うことによって、自らの意思で選択し、自立できるようにします。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
11 将来を見通して安心して仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりの推進	社会全体の産業構造や就業構造の変化、子育てや家庭教育を支える地域環境の大きな変化、グローバル化の進展など、将来の予測が困難な未来社会を迎えようとしています。そのため、子どもたちが、自分の職業適性や将来設計など将来の見通しをもつことを学生の段階から意識させる必要があります。	(1) キャリアの主体的選択の促進	経済構造や働き方が大きく変わる中、大学と企業が連携し、仕事体験や課題解決型授業（PBL）や出前講座、リスキリング支援などを実践し、子ども・若者のキャリアの主体的な選択を促進します。
12 若者の就職支援	若年無業者、早期離職者、障がい者の雇用促進など、若者が円滑に就職し、定着できるように、その若者の個性や持つ力に応じた支援を行う必要があります。	(1) 若者への就職支援の強化	企業ニーズに応じたスキルアップを行い、人材を育成します。 また、総合就業支援拠点OSAKAしごとフィールドにおいて、若者をはじめとする「働きたい」と思っている全ての求職者に対して、それぞれの状況に応じた適切な支援メニューを提供し、就職から職場体験までの支援を行うとともに、国が実施する地域若者サポートステーション事業や若年者地域連携事業との連携を図りながら、安定就業に向けた支援を行います。さらに、府内の高等職業技術専門校（4校）及び大阪障害者職業能力開発校において、求職者を対象とした職業訓練を実施します。
		(2) 就労・進路選択に悩みを抱える若者への支援	OSAKAしごとフィールドにおいて、キャリアアカウンセリングにより悩みに応じたきめ細かな支援を行うとともに、事前研修、企業との交流会、職場体験を一体化したプログラムを実施することで、社会人基礎力の向上と本人の課題や職業適性の明確化を図りながら就職に結びつけていきます。
		(3) 障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援	障がい者に対し、就労支援の充実、雇用機会の拡大に加え、職場定着支援に取り組みます。

(3)基本方向3 若者が自立できる社会

重点的な取組⑥

(6) 若者が自らの意思で多様に将来を選択し、社会の中で自立できるように支援します。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
13 結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援	若者が自らの意思で将来を選択できるようになるために、将来を見据えた人生のライフプランをつくる必要があり、妊娠・出産、子育て等に関する知識の習得が必要です。 また、自ら子どもを生み育てるときには、結婚に備えた情報提供や支援が必要となっています。	(1) 若者が自らの意思で将来を選択できる取組の推進	若者が自らの意思で将来を選択できるよう、結婚、妊娠、出産、子育てなどについての理解を深める機会を提供し、今後のライフデザインについて考えるきっかけづくりとなる取組を進めます。
		(2) 結婚、妊娠・出産等を希望する人の希望が実現するための取組の推進	結婚から子育てまでのライフステージにおいて切れ目ない支援を行います。
14 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進	ひきこもり等社会生活を営むうえでの困難を有する若者を支援するため、関係機関が連携した地域ネットワークをつくり、支援を強化することが求められています。	(1) 子ども・若者への支援における市町村による支援ネットワークの構築	社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者への支援が効果的に行われるよう子ども・若者支援地域協議会を設置し、市町村によるネットワークの構築が推進され、地域において関係機関が連携した子ども・若者への支援が効果的に行われるよう、市町村を支援します。
		(2) ひきこもりの早期発見と適切な支援機関につなぐ市町村プラットフォームの構築	ひきこもりの状態にある本人・家族が早期に適切な支援機関につながるよう、市町村の体制の構築や支援者に対する後方支援を行います。
		(3) 子ども食堂等の居場所づくり【再掲】	子どもの孤立を防ぎ、地域で見守るとともに、子ども自身が主体的に活動に携わることができる場でもある子ども食堂等に対し、民間企業等と連携した物品等の提供や、子ども輝く未来基金の活用により、子どもへの学習支援や様々な体験活動等への支援を行います。また、子ども食堂ネットワークへの府内市町村の参加を促し、支援体制を強化していきます。

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取組⑦

(7) さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくります。

児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、障がいのある子ども、ヤングケアラーなど、支援が必要な子どもや家庭に寄り添いながら、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる体制をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
15 子どもの貧困対策の推進	我が国の子どもの貧困率は近年改善傾向にはあるものの、高い状況が続いている。また、大阪府における就学援助率や生活保護率は減少傾向にあるものの、全国と比較して高い状況が続いています。 子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう貧困の連鎖を断ち切る必要があり、子どものことを第一に考えた適切な支援を総合的かつ早期に講じることが重要であるため、社会全体で取り組む必要があります。	(1) 子どもの貧困対策の推進	関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的な取組を推進します。また、市町村と連携し、地域の実情に応じた貧困対策を推進できるよう市町村の取組を支援しつつ、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築を図ります。
		(2) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成	子どもの貧困は、背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、行政だけでなく、学校、地域、民間支援機関、企業などが連携して、切れ目のない適切な支援を行うことができるよう取り組みます。
16 児童虐待の防止	昨今の児童虐待相談対応件数の急増や重大な児童虐待事案が後を絶たないこと等から、より充実した児童虐待防止の取組が求められています。	(1) 児童虐待の防止	重大な児童虐待ゼロをめざし、オール大阪で児童虐待の防止に取り組みます。 また、子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等において、早期発見・早期対応に努めるとともに、広報啓発活動により児童虐待防止に関する府民意識を向上させるなど、社会全体で子どもを守るための取組を市町村とも連携し進めます。

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取組⑦

(7) さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
17 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応	配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）によって子育てが脅かされることがないよう、早期の相談や保護の体制が確保されている必要があります。	(1) 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応	配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）について、防止啓発に取り組むとともに、できるだけ早期に適切な相談や保護を受け、自立につなげることができるよう関係機関が連携して支援していきます。 各種会議や研修等を通じて、配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援を行います。
18 社会的養護を必要とする子ども等に対する支援	大阪府は、代替養育を必要とする子ども数が多く、子どものケアニーズも高い状況にあります。 家庭養育優先の理念のもと、「家庭と同様の養育環境」である里親への委託を推進するとともに、児童養護施設等においては、「できる限り良好な家庭的な養育環境」を整備し、専門的ケアを行うことが求められています。 また、就労や就学などにより施設を退所した後に、生活上の様々な困難に直面した際の支援体制を充実する必要があります。	(1) 社会的養育体制の整備	特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができるよう、里親家庭での養育を推進するとともに、施設等においても小規模かつ地域分散化された環境の整備を行います。 また、子どものニーズに応じた専門的ケアを行うため、施設等の高機能化及び多機能化・機能転換を図るとともに、社会的養護を必要とする子どもの意見を受け止める仕組みを構築します。
		(2) 社会的養護経験者等の自立支援の充実	施設や里親等と連携し、退所を控えた子どもたちの相談支援や退所後の生活支援相談支援体制の構築、身元保証人の確保等により、社会的養護経験者等の社会的自立を支援します。

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取組⑦

(7) さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
19 障がいのある子どもへの支援の充実	発達に特性のある児童が、早期に地域で質の高い支援を受けることができるようにするとともに、未就学児から就学児まで一貫した支援の充実を図るため、関係機関の連携や児童福祉法に基づくサービス基盤の充実が必要です。 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等が、安心して保健・医療・福祉及び教育のサービスを総合的に受けられるようにする必要があります。	(1) 障がいのある子どもへの医療・福祉支援	障がいの早期発見、必要な情報の提供、早期の適切なサービス提供など、障がいのある子どもへの支援を、地域で総合的に取り組む体制づくりを進めます。 特に、発達に特性のある子どもに対する支援として、健康診査のスクリーニングの向上や、健診後の支援の充実、早期発達支援の充実等を図るとともに、強度行動障がいやその重度化の予防に取り組めます。 また、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等の地域生活を支えるため、基盤整備の推進や地域ケアシステムの構築等、支援の充実を図ります。
20 外国人の子どもへの支援	外国人の子どもや支援を必要とするその家族は、言葉や文化の違いにより地域から孤立しがちであり、学習活動や地域活動への参加に支障が生じることもあり、支援が必要です。 在留資格にかかる特定技能の対象分野の追加に伴い、今後、外国人労働者の増加が見込まれることから、「働く場」としてだけでなく、その家族も含めた「学びの場」「暮らしの場」としての魅力を高めていく必要があります。	(1) 外国人の子どもや支援を必要とする帰国・渡日の子ども等への支援	外国人の子どもやその家族、支援を必要とする帰国・渡日の子どもやその家族が、地域社会の中で健全に成長できるよう、それぞれへの支援を進めます。また、外国人労働者の増加が見込まれることから、その子どもや家族に対する支援を充実し、子育て環境の整備につなげていきます。

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取組⑦

(7) さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
21 ヤングケアラーへの支援	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについては、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がないなどの場合もあり、顕在化しづらいことから、支援を必要とするヤングケアラーに気づくことが難しいと考えられます。 このため、社会的認知度の向上を図るとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、本人の意向に寄り添い、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持ちながら、必要な支援につなげていく必要があります。	(1) ヤングケアラーへの支援	庁内関係部局や支援の実施主体である市町村等と連携し、地域住民等をはじめ、福祉・教育の関係機関等への意識醸成や研修の実施などにより社会的認知度の向上及び早期発見・把握に取り組むとともに、好事例等の共有や相談窓口の設置等、市町村への働きかけを推進します。 また、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置を促進するとともに主に18歳以上のヤングケアラーを対象としたピアサポートやオンライン相談等の専門的な支援を実施します。

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取組⑦

(7) さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
22 複合化・複雑化した課題のある子どもへの支援	地域とのつながりが希薄化するなどにより、子育て家庭を取り巻く環境が変化してきています。このような中、支援を必要とする子どもとその世帯の課題が、複数分野にまたがっていたり、制度の狭間に陥っているなど、既存の制度では対応が困難な子どもを含む世帯を包括的に支援する体制を市町村において整備していく必要があります。	(1) 複数分野にまたがる 又は制度の狭間に 陥っている課題が ある子どもとその 世帯への支援	重層的支援体制整備事業（任意事業）が府内市町村において円滑に実施されるよう支援し、子どもを含む地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を市町村において整備を図ります。 また、家庭での子育てが地域から温かく見守られているように感じる地域のネットワークを充実させ、課題のある世帯の「早期発見、見守り、つなぎ」を行うコミュニティソーシャルワーカーの配置促進に努めるとともに、地域で活動する各コーディネーターがお互いの機能・役割を理解し、制度の狭間を埋める連携ができるよう働きかけを行います。

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取組⑧

(8) 子どもの権利の保障、人権や健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、社会を支えることができるよう支援します。

子どもの権利の保障、人権や健全な育成環境を守る観点から、いじめを防止するとともに、非行などの問題行動を防ぎ、子どもの健全な育成を阻害する有害情報などを排除することによって、子どもが健やかに成長し、社会を支えることができるよう支援します。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
23 子どもの権利を保障する取組の推進	子どもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子どもにとって最善の利益を図る必要があります。	(1) 社会参画や意見表明の機会の充実	子どもの権利を保障するとともに、子どもが自由に意見を表明しやすい環境整備と機運醸成に取り組みます。
		(2) すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取組の推進	人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、自他の人権や多様性が尊重された社会づくりを進める行動力を身につけることができるよう人権教育を総合的に推進します。
		(3) 子ども・若者の自殺対策	大阪府自殺対策計画に基づく取組を着実に進めるとともに、自殺予防教育、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、多職種の専門家で構成される対策チームによる自殺予防対応など総合的な取組を進めていきます。
24 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止	次世代を担う少年の育成は、社会全体で取り組むべき課題であり、警察による取り締まりの強化に加え、地域での見守り活動をはじめ、社会全体で子どもを非行や犯罪から守るための取組が必要です。 大阪の刑法犯少年の検挙・補導人員は2,753人で、前年と比べて565人増加しました（令和5年中）。非行の低年齢化も懸念されており、学職別では高校生が最も多いものの、中学生や小学生も増加しており、非行などの問題行動を防ぐ取組を強化する必要があります。 また、SNSを利用した犯罪被害をはじめ、子どもが被害者となる犯罪が増加傾向にあり、非行防止活動の充実を図るとともに、少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐ取組の強化も必要です。	(1) 子どもの安全確保の推進	地域安全センターや青色防犯パトロールの活性化等により、地域で子どもの安全を守る取組を強化するとともに、子どもを性犯罪から守る条例に基づき、性犯罪・性暴力対策の取組を着実に進めます。 また、子どもたち自身が、「自分の身は自分で守る」ことの大切さを学ぶことができるように、行政、教育機関、企業・団体、警察が連携して取組を進めます。
		(2) 非行など問題行動を防ぐ施策の推進	大阪府と大阪府警察が共同で設置する少年サポートセンターにおいて非行少年の立ち直り支援等を行うとともに、非行の未然防止等を図るため、地域のボランティア、PTA、教職員、市町村職員等による少年非行防止活動ネットワークのさらなる活性化に向けた支援を行います。

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取組⑧

(8) 子どもの権利の保障、人権や健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、社会を支えることができるよう支援します。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
25 青少年の健全育成の推進	青少年を取り巻く社会環境の変化に応じて有害環境を浄化するため、青少年健全育成条例を改正、運用して青少年の健全育成を推進していますが、近年はスマートフォンが青少年にも急速に普及し、インターネットを介して青少年が犯罪被害やトラブルに巻き込まれることが後を絶ちません。 この対策としては有害情報を遮断するフィルタリングサービスの利用と併せて青少年自身の情報リテラシー（インターネットを活用する力）の向上が効果的です。 青少年を取り巻く環境が変化する中、広い視野と見識を持ち、社会の一員としてたくましく成長するための健全育成に向けた取組が求められています。	(1) 青少年を取り巻く社会環境の整備	青少年が有害情報にふれることがないようにフィルタリング手続の厳格化に取り組むことと併せて、警察や教育委員会等の関係機関と連携して保護者や青少年に対するフィルタリングの利用促進及び青少年の情報リテラシー（インターネットを活用する力）の向上に取り組めます。
		(2) 青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護	青少年の健全な成長を阻害するわいせつ行為等から青少年を保護する取組を進めます。
		(3) 青少年の健やかな成長の促進	青少年の健やかな成長を促進するため、青少年育成大阪府民会議による府民運動を展開するとともに、青少年に対して体験活動の提供を行います。

(5)基本方向5 子育て当事者に対する支援

重点的な取組⑨

(9) 家庭と社会がともに子どもを生み育てる力を高め合うとともに、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。

子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減に加え、男性の家事・子育てへの組織のトップや管理職の意識改革、就労環境・組織風土の抜本的な見直し・仕事と子育てを両立できる環境づくりや、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭への支援など、子育てしやすい環境をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
26 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	子育て当事者によっては、子どもの成長や子育てをめぐる状況が厳しく、負担や不安、孤立感が高まっています。このような現状を踏まえ、経済的負担と言われている幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援などで、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を実施します。	(1) 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援である児童手当を支給するとともに、必要に応じて教育・保育や医療の場面における経済的負担を軽減します。
27 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築	地域とのつながりが希薄化するなどにより、子育て家庭を取り巻く環境が変化してきています。このような中、子育てに積極的に取り組んでいる家庭がある一方で、子育てに不安や負担感をもち、地域から孤立しがちな家庭もあり、地域と一体となった、各家庭の状況に寄り添う適切な支援やその情報提供が求められています。	(1) 親子の育ちを応援し、子育て家庭と地域のつながりをつくる取組の構築	すべての子育て家庭を対象に、地域からの支援により、子育て家庭の養育力を補完して、高める取組を進めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業や子育て世帯訪問支援事業などのアウトリーチ支援を通じて、それらの取組が個々の家庭に確実に情報提供される仕組みや、保護者同士が情報交換できる環境づくり、多様な親の学びの機会の提供等を通じ、子育て家庭を支援します。 また、「第3次大阪府食育推進計画」において、子どもたちが食べることを楽しみ、成長過程に応じた望ましい食習慣を身につけられるよう、食育を推進し、子どもの育ちを支援していきます。
		(2) 子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築	家庭での子育てが地域から温かく見守られているように感じる地域のネットワークを充実させ、地域全体の養育力を高める取組を進めます。

(5)基本方向5 子育て当事者に対する支援

重点的な取組⑨

(9) 家庭と社会がともに子どもを生み育てる力を高め合うとともに、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
28 仕事と生活の調和 (ワークライフバランス)の推進	出産に伴う女性の離職が多く、30代・40代の男性を中心とする長時間労働などにより、女性に一方的に家事・子育ての負担が偏っています。単に育児休暇を取得するだけでなく、男性が家事・子育てに参加でき、かつ男女にかかわらず子どもに向き合える時間が確保できるよう、また、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるように企業等に働きかける必要があります。	(1) 仕事と生活の調和の推進、働き方改革の推進	男女がともに能力を発揮しながら活躍でき、仕事と子育てを両立できる職場づくりや、多様な働き方の導入など、ライフステージの変化に応じた働き方が可能となるよう、企業における労働環境改善の取組を支援します。また、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、推進月間を定め、セミナーの開催等を通じて機運の醸成を図ります。
		(2) 女性活躍の推進	女性への就職支援や相談窓口の設置など女性活躍の推進に取り組みます。
		(3) 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	男性の家事・子育てへの組織のトップや管理職の意識改革に加え、就労環境や組織風土の抜本的な見直しにより、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるよう支援します。
29 ひとり親家庭等の自立促進	多くのひとり親家庭等が経済的に苦しい状況であり、子どもの健全な育ちのためにも、保護者への就業支援や生活支援を引き続き実施していく必要があります。 とりわけ、「子どもの貧困」については、ひとり親家庭の貧困率が高い状況にあり、子どもの健やかな成長を支え、「貧困の連鎖」を防止できるよう、ひとり親家庭に対する支援の強化が求められています。	(1) ひとり親家庭等の自立促進	継続的な就業支援、子育てを始めとした生活面への支援、経済的支援を行うとともに、ひとり親になったときにできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の整備に取り組みます。

(5)基本方向5 子育て当事者に対する支援

重点的な取組⑨

(9) 家庭と社会がともに子どもを生み育てる力を高め合うとともに、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
30 共同養育の取組	ひとり親家庭が経済的に厳しい状況におかれている一因として、養育費を受給していないことが挙げられ、この確保を支援していく必要があります。 また、現在、国において、共同親権・共同養育制度について議論が進められている状況を見据えながら、様々な事情へ配慮しつつ、子どもに対する養育の権利、義務の認識を広めることで、親子交流の実施や養育費の支払など共同養育が当たり前となる社会をめざして取り組む必要があります。	(1) 親子交流の促進	個別の事情に配慮しつつ、相談体制や情報発信の充実、市町村や親子交流を支援する専門機関等との連携を深めながら、円滑な実施に必要な取組を進めます。
		(2) 養育費確保への支援	離婚前後の父母等に対する講座による普及啓発や相談支援、公正証書作成等の費用補助の養育費確保に向けた取組を推進します。
		(3) 共同養育に関する普及啓発	市町村の職員に対して、共同養育に関する研修を実施するなど普及啓発に取り組めます。
31 子育て世帯向け住宅支援の充実	結婚の際のハードルや理想の子ども数を持ってない理由の一因として、住まいに関する事項が挙げられるなど、子育て世帯等向けの住宅支援を充実する必要があります。	(1) 子育て世帯向け住宅支援の充実	府営住宅をはじめとした公的賃貸住宅において、子育て世帯等の入居を促進するとともに、子育てに配慮した住まいの供給や住環境の整備等を推進します。 また、市町村、公的賃貸住宅事業者や関係団体と連携し、民間住宅も含めた住宅ストック全体で子育て世帯等に関する住宅支援の充実や、支援制度の情報発信等に取り組めます。
32 その他子育てを支援する取組の推進	子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえて、妊産婦や子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が必要です。 また、子どもや子育て当事者の目線に立ち、子どものための近隣地域の生活空間を形成するとともに、妊婦や親子連れなどに配慮した、子育てにやさしい公共施設等の整備を進める必要があります。	(1) こども家庭センターの設置促進	全ての妊産婦・子育て世帯の包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置促進に取り組めます。
		(2) 教育・保育施設等身近な場所や地域における相談体制の充実	全ての妊産婦や子育て世帯がかかりつけ相談機関などの身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を受けたり、スマイルサポーター等の地域における相談体制の充実に取り組めます。
		(3) 子育てしやすい公共施設等の整備の推進	子育てしやすい生活環境を提供するため、子育て支援のための授乳場所等の整備などに取り組めます。

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

「第4章1. 施策体系」のもと実施する事業について、設定します。

【凡例】

- ・（副）…副首都推進局
- ・（政）…政策企画部
- ・（府）…府民文化部
- ・（福）…福祉部
- ・（健）…健康医療部
- ・（商）…商工労働部
- ・（環）…環境農林水産部
- ・（都）…都市整備部
- ・（教）…教育庁
- ・（警）…府警本部

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向1 子どもを生み育てることができる社会				
1 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実				
(1) 周産期 医療・ 小児医療 等の体制 整備	1	周産期母子医療センター運営補助事業	府内の周産期医療体制の充実を図るため、ハイリスク妊産婦及びハイリスク新生児に対し、高度な医療を提供する周産期母子医療センターの運営に対し補助を行います。	(健) 地域保 健課
	2	周産期緊急医療体制整備事業	総合周産期母子医療センターを中心とする母体・胎児から新生児まで一貫した高度な周産期医療を提供できる体制の整備・運営を行います。	(健) 地域保 健課
	3	周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業	母体や胎児が危険な状態にある妊婦を集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送する際に、速やかに適切な医療が受けられる医療機関に搬送するため、コーディネーター業務を行う専任医師を、大阪母子医療センターに配置します。	(健) 地域保 健課
	4	小児救急電話相談事業	小児科医の支援体制のもと、看護師が電話相談により、保護者への助言等を実施します。	(健) 医療・ 感染症 対策課
	5	最重症合併症妊産婦受入体制構築事業	産科合併症の重篤化や、産科以外の合併症により、生命の危機にある妊産婦について、高度専門的な周産期医療と救命救急医療を同時に提供できる適切な医療機関へ迅速に搬送・受入れられる体制を確保します。	(健) 地域保 健課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 1 子どもを生み育てることができる社会				
1 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実				
(1) 周産期 医療・ 小児医療 等の体制 整備	6	小児地域医療センターの指定について	国の指針に基づき、一般小児医療を担う医療機関では対応が困難な患者に対する小児専門医療を実施する「小児医療地域センター」、及び小児地域医療センター等では対応が困難な患者に対するより高度な小児専門入院医療を実施する「小児中核病院」を指定しています。	(健) 地域保 健課
	7	大阪府移行期医療支援センターについて	小児期から成人期に移行しても継続して医療を必要とする小児期発症慢性疾患患者に対して、移行期医療支援センター事業を推進し、発達段階を考慮した自律・自立支援や、成人科医療機関等で必要な医療を継続して受けられるよう支援します。	(健) 地域保 健課
(2) 不妊・不 育、予 期せぬ妊 娠、性 に関す る相談 支援、 プレ コンセ プショ ンケア の推進	1	「にんしんSOS」相談事業	予期せぬ妊娠等に悩む人に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡、サービスの紹介など、情報提供と必要な支援に繋ぐことにより、妊婦の孤立化を防ぎます。	(健) 地域保 健課
	2	産婦人科救急搬送体制確保事業	「かかりつけ医のいない未受診妊産婦」等夜間・休日における産婦人科の救急搬送について、大阪府内を3つの地域に分け、当番制により受入病院を確保することにより、一次的に対応する体制を整備します。	(健) 地域保 健課
	3	性と健康の相談センター事業	不妊・不育・性や生殖に関する相談や情報提供を行い、不妊・不育・性や生殖に悩む人々の身体的、精神的負担の軽減と支援を図ります。	(健) 地域保 健課
	4	プレコンセプションケア啓発事業	男女問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図るため、チャットによる相談やセミナーを実施する等、プレコンセプションケアの周知・啓発を図ります。	(健) 地域保 健課
	5	早発卵巢不全患者等妊よう性温存治療助成試行事業	府が実施する講座（テーマ：卵子凍結等のプレコンセプションケア）の受講者を対象に、卵巢予備能を測るAMH検査費用を助成します。 また、卵巢予備能の低下がみられた方などに対して、卵子凍結等に要する費用を補助します。	(健) 地域保 健課
(3) 妊産婦等 への保健 施策の 推進	1	こども家庭センター（母子保健機能）の促進	全ての妊産婦と乳幼児の状況等を包括的かつ継続的に把握し、相談・支援プランの策定や関係機関との連絡調整を行う「母子保健機能」を促進するため、人材育成研修や情報交換のための連絡会を開催します。	(健) 地域保 健課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 1 子どもを生み育てることができる社会				
1 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実				
(3) 妊産婦等 への保健 施策の 推進	2	妊娠・出産包括支援推進事業 産後ケア事業	身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族に対する相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る「産前・産後サポート事業」や、産後1年以内の母子への心身ケア・育児サポートを行う「産後ケア事業」等について、連絡調整会議や研修等を実施し、支援を必要とされる方が利用できるよう必要な広域調整を行い、市町村における実施体制の整備を支援します。 なお、「産前産後サポート事業」には、孤立しやすく、産前・産後で育児等の負担が多い多胎妊産婦を支援するための「多胎ピアサポート事業」や「多胎妊産婦サポーター等事業」を含みます。	(健) 地域保 健課
	3	伴走型相談支援の促進	全ての妊産婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施する市町村を支援します。	(健) 地域保 健課
	4	妊産婦メンタルヘルス ネットワーク構築事業	拠点機関（大阪母子医療センター）にコーディネータを配置し、妊産婦のメンタル不調に携わる精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携会議の開催や適切な医療につながるよう相談支援や症例検討を実施し、妊産婦のメンタルヘルスに対応する地域の支援体制の整備を図ります。	(健) 地域保 健課
	5	妊産婦等生活援助事業	令和6年度当初施行の改正児童福祉法により新たに制度化され、事業の担い手として乳児院・母子生活支援施設・産科医療機関・女性自立支援施設・NPO法人等が想定されています。府では、特定妊婦等への支援体制を強化するため、児童福祉施設にコーディネーター、看護師及び母子支援員を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施します。	(福) 家庭支 援課
	6	助産制度	経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦が安心して出産できるよう助産施設への入所、出産費用を援助します。	(福) 家庭支 援課
(4) 乳幼児期 における 保健施策 の推進	1	先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常症等を早期に発見し、適切な治療を行うため、新生児を対象としたマス・スクリーニング検査事業を実施します。	(健) 地域保 健課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向1 子どもを生み育てることができる社会				
1 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実				
(4) 乳幼児期 における 保健施策 の推進	2	乳幼児健診体制整備事業	乳幼児健診において、府内で統一した基準で支援が行えるよう問診項目やスクリーニング基準、未受診対応等の各種ガイドラインの提供等により、市町村を支援します。	(健) 地域保 健課
	3	保健師、管理栄養士等の確保	養成施設の設置・運営等への支援により、保健師を含む看護職員を安定的に養成するとともに、病院内保育所の設置・運営への支援により、育児を理由とした離職の防止を図ります。また、研修会等の実施により、管理栄養士等の確保と資質向上に取り組みます。	(健) 医療・ 感染症 対策課、 健康づ くり課
2 幼児期までの子どもの育ちを支える施策の推進				
(1) 保育が 必要な すべての 家庭に 保育を 提供する 取組等の 推進	1	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を推進します。	(福) 子育て 支援課
	2	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業を推進します。	(福) 子育て 支援課
	3	病児保育事業	保護者の就労等で、自宅保育が困難な病気の児童について、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業を推進します。	(福) 子育て 支援課
	4	医療的ケア児保育支援事業の実施	安心して子育てができる環境づくりを推進するため、市町村等が看護師等や認定特定行為業務従事者である保育士を保育所等に配置する際に支援することで、医療的ケア児の受入れが可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	(福) 子育て 支援課
	5	認定こども園整備事業、保育所等整備事業、小規模保育設置促進事業	認定こども園等の施設整備、待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備及び小規模保育事業所の設置等により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う市町村を支援します。	(福) 子育て 支援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 1 子どもを生み育てることができる社会				
2 幼児期までの子どもの育ちを支える施策の推進				
(1) 保育が 必要な すべての 家庭に 保育を 提供する 取組等の 推進	6	地域限定保育士試験の実施	保育実技講習会による地域限定保育士試験を実施することにより、保育士試験の受験者に多様な選択肢を提供し、府内における新たな保育士資格取得者の増加に取り組みます。	(福) 子育て 支援課
	7	私立幼稚園振興助成費 (預かり保育助成事業)	幼稚園の教育時間外に在園児に対し預かり保育を実施し、多様な保育ニーズに対応する幼稚園を支援します。	(教) 私学課
	8	認定こども園の普及促進	認定こども園に移行したい幼稚園や保育所、あるいは認定こども園の普及促進を図る市町村に対し、認定こども園の設置が円滑に行われるよう支援します。	(福) 子育て 支援課
	9	幼児教育・保育の無償化（施設型給付費等負担金等）	幼児教育・保育の無償化の円滑な実施のため、市町村間の意見交換の機会を設けることや、制度等のきめ細やかな情報提供を行うことにより、支給事務の円滑な実施を図ります。	(福) 子育て 支援課
	10	保育所緊急等整備事業の実施	市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所にかかる施設整備事業及び保育所等の防音壁設置を実施する事業を推進します。	(福) 子育て 支援課
	11	こども誰でも通園制度	こども誰でも通園制度の令和8年度の本格実施に向けて、試行的に実施した市町村の成果を共有するなどにより、府内市町村が円滑に事業を開始できるよう支援します。 ※こども誰でも通園制度…全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するために、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付	(福) 子育て 支援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 1 子どもを生み育てることができる社会				
2 幼児期までの子どもの育ちを支える施策の推進				
(1) 保育が 必要なす べての 家庭に 保育を 提供する 取組等の 推進	12	市町村の家庭支援体制等の整備に 向けた取組の支援	全ての妊産婦・子育て世帯の包括的な相談支援等を行う「こども 家庭センター」の市町村における設置促進に取り組みます。	(健) 地域保 健課、 (福) 家庭支 援課
	13	地域の子育て世帯等に対する相談体制 の充実	社会福祉協議会などが実施する研修をスマイルサポーター研修と して認定し、妊産婦や子育て世帯に対して必要な情報の提供や相談・ 助言を行います。	(福) 子育て 支援課
	14	地域子育て相談機関の設置促進	地域の子育て世帯や子どもが身近に相談できる地域子育て相談機関 を設置する市町村を支援します。	(福) 子育て 支援課
3 幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実				
(1) 教育・ 保育内容 の充実	1	一時預かり事業（再掲）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は 幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こど も園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 を推進します。	(福) 子育て 支援課
	2	延長保育事業（再掲）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外 の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施 する事業を推進します。	(福) 子育て 支援課
	3	病児保育事業（再掲）	保護者の就労等で、自宅保育が困難な病気の児童について、保育所、 認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う 事業を推進します。	(福) 子育て 支援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 1 子どもを生み育てることができる社会				
3 幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実				
(1) 教育・ 保育内容 の充実	4	認定こども園等研修・幼児教育 フォーラム・幼児教育理解推進 事業・幼児教育人権研修	研修やフォーラム、協議会等を通じて、効果的な取組の周知・普及を図ることにより、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等における教育・保育機能の充実をめざします。	(福) 子育て 支援課、 (教) 小中学 校課、 教育セ ンター、 私学課
	5	幼児教育推進指針の周知徹底	保幼こ小合同研修会等で、幼児教育推進指針を活用して保幼こ小の連携の重要性を示し、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校において、教育・保育内容などの連携がさらに深まり、子どもの現状把握や課題の共有が行われるよう支援します。	(教) 小中学 校課
	6	幼児教育と小学校教育の円滑な 接続	幼児の生活、発達や学びの連続性を踏まえた教育課程、保育課程の相互理解を推進し、子どもたちの資質・能力を育成します。	(教) 小中学 校課、 教育セ ンター

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 1 子どもを生み育てることができる社会				
3 幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実				
(1) 教育・ 保育内容 の充実	7	場面転換時等における安全の徹底	安全に教育・保育が実施できるよう、登園時の出欠確認や保育活動の場面転換時毎の人数確認の徹底、降園時の保護者への引渡し確認を確実にを行うほか、園内外の活動それぞれの場面ごとに児童の人数や健康状態を確認するなど、より一層の安全管理の徹底に取り組んでいただくよう周知します。園外活動時の場面転換時などにおいて、児童を見失い、置き去りになる事案があった場合は、各施設より市町村を経由して府への報告を求め、ホームページで情報共有することにより注意喚起を図っております。	(福) 子育て 支援課
	8	子どものバス送迎時における安全の徹底	バス送迎時において園児の特性を踏まえた安全対策が実施できるよう、国土交通省の車両安全対策検討会が定めるガイドラインに沿って対応することなど、市町村を通じて府内の施設に呼びかけます。 また、園児の移動経路の安全を確保するため、市町村にキッズゾーンの設置についても呼びかけます。	(福) 子育て 支援課
	8	不適切な保育への対応	令和5年5月に国が示した「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に基づき、不適切な保育の可能性のある事案が発生した場合は、必要に応じて、指導監査を実施し、適切に保育が行われるように改善を求めます。	(福) 子育て 支援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向1 子どもを生み育てることができる社会				
3 幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実				
(2) 教育・ 保育に かかる 人材の 確保及び 資質の 向上	1	保育教諭確保のための資格等取得 支援事業	幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされています。幼稚園、保育所から幼保連携型認定こども園への円滑な移行を促進するため、いずれか一方の免許又は資格を有していれば保育教諭となることができる経過措置期間が設けられています。この期間終了までに、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得又は幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ります。	(福) 子育て 支援課
	2	潜在保育士確保事業	保育士・保育所支援センターを設置し、保育所等で就労していない保育士（いわゆる潜在保育士）に対し、保育士登録簿を活用した働きかけや、就職あっせん、現場復帰に必要な研修や職場体験を行い、再就職等への支援を行います。	(福) 子育て 支援課
	3	地域限定保育士試験の実施（再掲）	保育実技講習会による地域限定保育士試験を実施することにより、保育士試験の受験者に多様な選択肢を提供し、府内における新たな保育士資格取得者の増加に取り組みます。	(福) 子育て 支援課
	4	保育士等キャリアアップ研修の 実施機関指定	保育士に高度な専門性が求められるようになってきたことや保育士のキャリアパス整備といった課題に取り組むために本研修の機会を広く確保します。	(福) 子育て 支援課
	5	認定こども園等研修・幼児教育 フォーラム・幼児教育理解推進事業・ 幼児教育人権研修（再掲）	研修やフォーラム、協議会等を通じて、効果的な取組の周知・普及を図ることにより、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等における教育・保育機能の充実をめざします。	(福) 子育て 支援課、 (教) 小中学 校課、 教育セ ンター、 私学課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向1 子どもを生き育てることができる社会				
3 幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実				
(2) 教育・ 保育に かかる 人材の 確保及び 資質の 向上	6	保育所障がい児保育担当保育士等 研修会の実施	保育所等における障がい児保育の実施に必要な知識及び技術に 関する研修を行い、障がい児保育を担当する保育士等の資質の向上を 図ります。	(福) 子育て 支援課
	7	認可外保育施設の指導監督強化事業	認可外保育施設の適切な運営を確保するため、施設職員等に対する 研修を実施します。	(福) 子育て 支援課
	8	気づき支援人材育成事業	発達障がいの可能性がある子どもの早期発見、子どもへの早期支援 ができる人材を養成するため、大阪府内の保育所・幼稚園等に勤務す る保育士・幼稚園教諭等を対象に、発達障がいの特性と発達障がい児 への具体的な支援方法などについての研修を実施します。	(福) 地域生 活支援 課
	9	幼児教育に携わる教職員の資質の向上	幼児教育センターにおいて、幼児教育アドバイザー育成・フォロー アップ研修を実施し、教職員の資質向上を担う人材を確保します。	(教) 教育セ ンター

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
4 確かな学力の定着と学びの深化				
(1) 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化	1	スクール・エンパワーメント推進事業	学力向上に向けた取組を市町村の中心となって進める学校や府全体の学力課題の改善に向けた取組を進める学校として、府内69小学校、55中学校にスクール・エンパワーメント担当教員を配置し、学力向上に向けた計画に基づく組織的な取組の好事例の収集、効果的な取組の普及を行います。	(教) 小中学校課
	2	小学生すくすくウォッチ、中学生チャレンジテストの実施	各学校が子どもたちの学習の状況を詳細に把握、分析するとともに、子どもたち自身が学力の伸びや自分の強み・弱みなどを把握することで、学力等を向上させようという意欲を高められるよう、「小学生すくすくウォッチ」「中学生チャレンジテスト」を実施します。	(教) 小中学校課
	3	府立学校における「わかる授業」「魅力ある授業」の推進	子どもたちが授業への興味・関心や理解度を高め、主体的に学ぶ授業改善を進めます。	(教) 高等学校課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
4 確かな学力の定着と学びの深化				
(1) 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化	4	英語教育推進事業（「生きた」英語教育推進プロジェクト）	「大阪版CAN-DOリスト」や「STEPS in OSAKA」、「BASE in OSAKA」等のデジタルコンテンツの活用により、1人1台端末を活用した個別最適な学びと、小・中・高等学校の連続性のある学びを実現していきます。 さらに、児童生徒が授業や家庭学習で身に付けた英語を実際のコミュニケーションの場面で活用できるようにするため、イングリッシュキャンプや国際会議等を実施し、児童生徒の実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。 また、府立高校の生徒が「生きた」英語力、とりわけ話す力を身につけることをめざし、授業内外において英語によるコミュニケーションの機会を充実させるため、全ての全日制の高校に週5日、定時制の高校に週1日ネイティブ講師を配置するとともに、教員の指導力や英語力の向上をめざした教員研修等を実施します。	(教) 高等学校課、 小中学校課
	5	工科高校・商業系高校・農業高校の充実	実業高校において、生徒の多様な進路実現に向け、高等教育機関や産業界と連携を進め熟練技術者による指導や生徒のキャリア形成につながる授業等を実施するとともに、さらなる教育内容の充実に取り組みます。	(教) 高校改革課
	6	グローバルリーダーズハイスクールの充実	平成23年4月に府立高校10校をグローバルリーダーズハイスクールに指定し、これからのグローバル社会をリードする人材を育成します。毎年、各校の取組に対して、外部有識者によるパフォーマンス評価を行い、活性化を図ります。	(教) 高等学校課
	7	教育振興に資する教育活動に対する助成	私立高等学校等が独自の建学の精神に基づき行っている教育振興に資する教育活動経費に補助します。	(教) 私学課
	8	市町村研修支援プロジェクト	市町村教育委員会が実施する「学習指導」等の研修について、教育センターの指導主事を派遣し、市町村立学校の授業づくりを支援します。	(教) 教育センター

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
4 確かな学力の定着と学びの深化				
(2) 社会や 地域と つながる 探究的な 学習の 実践	1	SDGsジュニアプロジェクト事業	「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」を活用し、地域の具体的な課題解決に向けて他者と協働しながら進める探究学習を通して、社会に主体的に参画していくための資質・能力を育みます。	(教) 小中学校課
	2	府立高校における「総合的な探究の時間」の充実	子どもたちが社会の課題を発見し、解決に向けて取り組む力を育成するよう、「総合的な探究の時間」における実践好事例を発信し、各校における取組を支援します。	(教) 高等学校課
(3) 障がいのある 子どもたちの教育 の充実	1	障がいのある生徒の高校生活支援事業	府立高校において、障がいのある生徒と障がいのない生徒の「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、「エキスパート支援員」等を配置し、教育環境を整備します。	(教) 高等学校課
	2	在籍者数の増加に合わせた支援学校等の環境整備	支援学校在籍者数の増加による教室不足の解消と、国が定める「特別支援学校設置基準」に沿うようにするため、将来にわたる在籍者数の推計等を踏まえ、子どもたちの障がいの状況に応じた、支援学校の新設や既存の学校での増築等を計画的に実施するとともに、適切な環境整備を図ります。	(教) 支援教育課
	3	小・中学校における支援学級の指導のさらなる充実	支援学級に在籍する子ども一人ひとりの障がいの状況等に応じた特別の教育課程の編成と確実な実施を実現するため、市町村教育委員会への指導助言を行います。	(教) 支援教育課
	4	市町村医療的ケア等実施体制サポート事業	小・中学校で勤務する学校看護師の周知や定着支援を行うとともに、新たに医療的ケアが必要な児童生徒や学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度の児童生徒（支援学校へ就学するための条件となる障がいの程度に該当する児童生徒）を受け入れる小・中学校の施設整備等を行う市町村をサポートします。	(教) 支援教育課
	5	医療的ケア通学支援事業	府立学校において、医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒等の学習機会を保障します。	(教) 支援教育課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
4 確かな学力の定着と学びの深化				
(3) 障がいのある 子どもたちの教育 の充実	6	府立支援学校におけるバス通学の充実	府立支援学校に在籍する子どもたちの障がいの状況等が重度・重複化、多様化している状況等を踏まえ、長時間乗車による子どもたちの負担を軽減します。	(教) 支援教育課
	7	自立支援推進校・共生推進校での教育成果の普及	自立支援推進校や共生推進校で培った支援教育に関するノウハウを共有し、障がいのある子どもたちへの教科指導等の充実に図ります。	(教) 高校改革課
	8	「個別の指導計画」の作成・活用の推進	障がいのある全ての幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や、一貫した支援の充実に向け、地域支援ネットワークを整備します。 福祉、医療、労働等の関係機関や専門家との連携・協力を強化しながら、幼児児童生徒や保護者の参画のもと、「個別の教育支援計画」の作成・活用を促進します。 また、在籍校において提供される教育支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の幼児児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として「個別の指導計画」に生かしていきます。	(教) 支援教育課
	9	通級指導教室の充実	国定数を活用しながら小中学校・高校での通級指導教室の設置を進め、通常の学級に在籍するLD（学習障がい）、ADHD（注意欠如多動性障がい）を含む障がいのある児童生徒への指導・支援を充実します。	(教) 支援教育課、高校改革課
	10	障がいのある生徒の高校生活支援	生徒が安心して通える学校づくりを支援するために、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じて、学習支援員、介助員を配置する私立高等学校等へ補助を行います。	(教) 私学課
	11	私立幼稚園特別支援教育助成	特別支援教育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園に対し助成します。	(教) 私学課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
4 確かな学力の定着と学びの深化				
(3) 障がいのある 子どもたちの教育 の充実	12	特別支援教育就学奨励費	支援学校等に就学する幼児・児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のため必要な経費についてその一部を支給します。	(教) 支援教育課
	13	学校卒業後等の学びの場づくり	平成30年度に実施した「障がい者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」により、「学びの場」に関する取組について、保護者や生徒等にしっかりと情報を行き渡らせる必要があり、「学びの場」への期待が多様であることが把握されたことを踏まえ、府内で「学びの場」の提供に取組む事業所等の情報を広く公表する仕組みを運用します。	(福) 自立支援課
	14	聴覚に障がいのある子ども等の支援等	府立福祉情報コミュニケーションセンターを拠点として、新生児聴覚スクリーニング検査で「聴覚障がいの疑いあり」と判定された乳幼児及びその保護者にかかる相談支援や関係機関との連携体制の確保、手話（ことば）の獲得支援を担う専門人材の養成確保や派遣など、一貫した取組である「こめっこプロジェクト」を実施します。	(福) 自立支援課
	15	視覚に障がいのある子ども等の支援等	府立福祉情報コミュニケーションセンターを拠点として、就学前の視覚障がいのある幼児等に対し、相談支援や通所支援等の必要な援助等を行います。	(福) 自立支援課
	16	支援学校等への支援等	府内障がい者スポーツの中核拠点であるファインブラザ大阪等において、府立支援学校等への支援を行うほか、府立支援学校等のダンスパフォーマンスにかかる発表等の場を確保します。	(福) 自立支援課
	17	スポーツ・文化教室等の実施	ファインブラザ大阪等において、スポーツ教室（水泳、バドミントン、体操等）、文化教室（音楽、料理等）等を行います。	(福) 自立支援課
	18	特別支援学校教員免許法認定講習	教員の特別支援学校教諭二種免許状の取得を推進するため、免許法認定講習を実施します。	(教) 支援教育課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
4 確かな学力の定着と学びの深化				
(3) 障がいの ある 子どもた ちの教育 の充実	19	支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の充実	小・中学校については、府教育委員会が府内全市町村を対象にした学校訪問を行い、支援教育の推進状況を把握します。 また、支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の充実に向け、市町村教育委員会へ指導助言を行います。府立高校については、支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の状況を調査し、校長に対して指導助言を行います。	(教) 支援教育課、 高校改革課
	20	支援教育地域支援整備事業	各地域ブロック等の府立支援学校が協力して巡回相談を行うなど、リーディングスタッフやコーディネーターの専門性を生かした地域支援が行える体制をつくり、支援学校のセンター的機能のさらなる充実を図ります。 府立支援学校と府内市町村教育委員会、その他関係部局や医療・保健・福祉・労働等の関係機関等が連携し、地域支援リーディングスタッフ等を活用して、小・中学校等の支援教育に関するニーズに応じた適切な指導・助言等を行い、誰もが安心して学ぶことができるよう校内体制づくりを支援します。	(教) 支援教育課
(4) 配慮や支援 が必要な 子どもたち への指導の 充実	1	不登校等対策支援事業	不登校等児童生徒への支援の核となる場所として、府内の一部の小中学校の校内教育支援ルームに支援人材を配置し、個に応じた学びの機会の保障等、多様な支援を実施します。	(教) 小中学校課
	2	日本語指導推進事業	日本語指導が必要な児童生徒が将来、社会で生きていくために必要な力が育まれるよう、日本語能力の向上に向けた指導の支援を行います。	(教) 小中学校課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
5 豊かな心と健やかな体の育成				
(1) 豊かな心 のはぐく み	1	小中学校・高等学校における人権教育の推進	小中学校における人権教育の推進を図るため、人権教育教材集・資料等を活用した実践にかかる教員研修を実施します。研修を通じて、実践校における指導方法等にかかる調査研究を共有するとともに、その普及を図ります。また、高等学校においては、教職員向け研修会やフォーラム等を通じ、指導方法や指導例、実践の成果を発信し、すべての府立学校において、人権をテーマにした教育を子どもたちにホームルームや授業等で複数回実施します。	(教) 小中学校課、 高等学校課
	2	道徳教育の推進	子どもたちの生命を尊重する心や規範意識の育成に努めます。 小中学校における道徳教育の充実を図るため、「考え、議論する道徳」の質的転換に向けたさらなる授業改善の推進及び、学校の教育活動全体で取り組む道徳教育の充実、小中連携による9年間を見通した道徳教育の充実にむけた研究等を行い、小中学校における特色ある道徳教育の取組の支援を行います。 また、道徳教育に関する研修会の実施、学校と地域・家庭が連携した取組の実施等により、道徳教育の充実を図ります。 また、引き続き「こころの再生」府民運動においても啓発を行います。	(教) 教育総務企画課、 小中学校課
	3	性に関する指導の推進	「性に関する指導」参考冊子を活用し、幼児・児童・生徒の発達段階や性の多様性について教職員が理解し、実態に応じた指導が必要であり、全教職員の共通理解のもと校内体制を整え、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ります。 子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」の取組の推進を学校に促します。	(教) 保健体育課
	4	障がい理解教育の推進	子どもたちが障がいについて正しく理解・認識するための指導の充実を学校及び市町村教育委員会に促すとともに、教職員向け研修の実施等により取組の推進を図ります。	(教) 小中学校課、 高等学校課
	5	多文化共生教育の推進	子どもたちが自国の歴史や伝統・文化に誇りを持つとともに、諸外国の文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力を育成するため、在日外国人教育のための資料集を活用した実践にかかる教員研修を実施します。 研修を通じて、実践校における指導方法等にかかる調査研究を共有するとともに、その普及を図ります。	(教) 小中学校課、 高等学校課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
5 豊かな心と健やかな体の育成				
(2) 学校における セーフ ティネットとなる 居場所づくりの 推進	1	中退防止対策等の推進	中退率の高い学校に中退防止コーディネーターを配置し、中高連携の推進や校内組織体制づくりを進めます。 すべての府立高等学校において、高校生活支援カードを活用し、早期に生徒・保護者のニーズを把握することで適切な支援に努めます。 全府立高校が参加する生徒指導推進フォーラムを開催し、中退防止に効果をあげている学校の取組を発信します。	(教) 高等学校課
	2	児童生徒支援総合対策事業	いじめや児童虐待、ヤングケアラー等の早期発見に向けた的確な実態把握や相談体制の充実を図るとともに、校長のリーダーシップによる迅速な対応を図るため、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(平成26年2月)や「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」(令和元年12月)の活用を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を市町村教育委員会や学校へ派遣し、事案解決に向けた市町村教育委員会・学校の対応力を高める支援を行います。	(教) 小中学校課
	3	スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラーを政令市を除く全中学校に加え、全小学校に配置することにより、児童・生徒の心のケアや保護者等の悩み相談、教員への助言・援助等を行い、学校教育相談体制の一層の充実を図ります。	(教) 小中学校課
	4	スクールソーシャルワーカー配置事業	市町村教育委員会に対して、スクールソーシャルワーカーを政令・中核市を除くすべての中学校区に配置できるよう補助し、児童・生徒に福祉的観点からの支援を行うとともに、福祉関係機関等とのネットワークの充実を図ります。	(教) 小中学校課
	5	教育振興に資する教育活動に対する助成	私立学校が行うスクールカウンセラーの配置などに補助し、いじめ等の問題の解決に向けた適切な取組を求めています。	(教) 私学課
	6	児童・生徒への支援充実のための学校体制の強化	課題の大きな学校がその課題の解決に向けて、生徒指導や進路指導、キャリア教育等に取り組むため、国の加配定数を活用して、児童・生徒支援コーディネーターを配置し、学校全体の指導及び支援体制の充実を図ります。	(教) 小中学校課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
5 豊かな心と健やかな体の育成				
(2) 学校における セーフティネットとなる 居場所づくりの 推進	7	府立学校において、アンケート「安全で安心な学校生活のために」を実施	年2回、アンケート調査を実施することにより、体罰の早期発見につなげます。	(教) 高等学校課
	8	「被害者救済システム」等の相談窓口の活用	児童・生徒からの訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる窓口の設置等、校内体制を整備します。 また、「被害者救済システム」の活用など第三者性を活かし、被害を受けた子どもたちの立場に立った解決・救済を図ります。	(教) 高等学校課、 小中学校課
	9	体罰等の防止	体罰等の防止に向けた府教育委員会等の取組を情報提供し、私立学校や私学団体に対して教職員による体罰等の防止に向けた研修などの取組を働きかけ、支援するとともに、被害を受けた子どもの立場に立った解決が図られるよう、私立学校に適切な対応を求めています。	(教) 私学課
(3) 運動への 興味・関心の向上 と運動による体力 づくりの 推進	1	運動やスポーツに親しむ機会の拡充	大阪の子どもたちの心身の健やかな成長や体力の向上を図ることを目的とし、様々なスポーツに触れることができるスポーツ体験会や、EKIDEN大会の開催のほか、各事業を通して子どもたちが運動への興味・関心を高め、運動習慣の定着を図ります。	(教) 保健体育課
	2	運動やスポーツによる体力づくりの推進	「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を学校全体で活用するとともに、子どもたちがICTを活用し、楽しく運動しながら体力向上に取り組むことができるように、体育の授業、体力づくりなどに関する工夫・改善を支援し、子どもたちの体力の向上を図ります。	(教) 保健体育課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
5 豊かな心と健やかな体の育成				
(4) 健康を 保持・増 進する 生活習慣 づくりの 推進	1	児童生徒の健康課題の解決に向けた 取組の推進	児童生徒の健康課題を解決するため、教員がより専門的な知識を持って、子どもたちのへの健康相談や保健指導を行うことができるよう、外部機関と連携した教職員研修等を実施します。 また、保護者を委員とした学校保健委員会の設置と開催を推進します。	(教) 保健体 育課
6 将来をみすえた自主性・自立性の育成				
(1) 夢や志を 持って粘り 強くチャレ ンジする 姿勢の育成	1	発達段階に応じたキャリア教育の推進	すべての中学校区における小・中学校9年間の系統的な全体指導計画に基づいた取組による子どもの変容の共有を推進します。	(教) 小中学 校課
	2	SDGs ジュニアプロジェクト事業 (再掲)	「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」を活用し、地域の具体的な課題解決に向けて他者と協働しながら進める探究学習を通して、社会に主体的に参画していくための資質・能力を育みます。	(教) 小中学 校課
	3	エンパワメントスクール生徒支援体制 整備事業	エンパワメントスクールにキャリア教育コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーを配置することにより、当該高等学校に在学する生徒の就学を支援する。また、生徒一人ひとりの状況をふまえ、卒業後の社会的自立や社会参加に向けてキャリア教育の推進を図ります。	(教) 高等学 校課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
6 将来をみすえた自主性・自立性の育成				
(1) 夢や志を 持って粘り 強くチャレ ンジする 姿勢の育成	4	ステップスクールの設置及び教育内容等の充実	少人数学級の実現や充実した体験型学習をはじめ従来の手法等に捉われない教育活動を実施する「ステップスクール」を設置し、特定の学びや活動が得意・不得意な子どもたち、また、自分らしさを発揮したい子どもたちなど多様な子どもたちが、意欲的に自分らしく学び、社会で自立する力を身につけられる教育環境を充実させます。	(教) 高校改 革課
	5	合同求人説明会	就職応募機会の拡大及び、より適切な就職の促進を図り、在校中に一人でも多くの生徒が内定を得ることを目的とし、事業主と生徒が一堂に会する場として、合同求人説明会(年2回)を開催します。	(教) 高等学 校課
	6	産業人材育成協議会議	高等職業技術専門校の産業人材育成協議会に出席するなど、連携を図ります。	(教) 高校改 革課
	7	府庁内インターンシップ	大阪府庁内の各所属及び出先機関において、行政事務等の就業体験の応募を府立学校に募り、参加生徒の職業観・勤労観の向上を図り、府政に対する理解を深めます。	(教) 高等学 校課
	8	民主主義など社会の仕組みに関する教育の推進	児童生徒が主体的に社会に参画し貢献する態度をはぐくむため、小中学校の社会科、特別活動、総合的な学習の時間等において、民主主義など社会の仕組みに関する教育の推進に努めます。	(教) 小中学 校課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
7 公私を問わない自由な学校選択の機会の保障				
(1) 高校・ 大阪公立 大学等の 授業料等 完全無償 化	1	高等学校等授業料支援補助事業 (完全無償化)	生徒・保護者が公私を問わず自由に学校選択できるように、国の「高等学校等就学支援金」と併せて「国公立高等学校等授業料支援金」又は「私立高等学校等授業料支援補助金」を交付し、令和8年度に全学年で高等学校等の授業料の完全無償化を実施します。 ※令和6年度から段階的に所得制限を撤廃	(教) 施設財 務課、 私学課
	2	大阪公立大学等授業料等支援事業 (完全無償化)	親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学をあきらめることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、国の高等教育の修学支援新制度に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学等の授業料等の支援を令和2年度から実施しています。 また、令和6年度から段階的に所得制限を撤廃し、令和8年度に全学年で授業料等の完全無償化をめざします。	(副)
	3	大阪公立大学工業高等専門学校授業料 支援補助事業(完全無償化)	大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子どもの人数に制限なく自らの可能性を追求できる社会の実現と子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、国の就学支援金制度に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学工業高等専門学校の授業料の完全無償化を実施します。 令和6年度から段階的に所得制限を撤廃し、令和8年度に全学年で授業料の完全無償化をめざします。	(副)
8 地域の教育コミュニティづくりの推進				
(1) 地域の教育 コミュニ ティづくり の推進	1	教育コミュニティづくり推進事業	子どもたちの学びや成長を支えることができるよう、学校・家庭・地域が連携・協働して行う教育コミュニティづくりを進めます。	(教) 地域教 育振興 課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
9 子どもの居場所づくり				
(1) 子どもが 健やかに 過ごせる遊 び場づくり	1	府営公園の整備・管理運営	子どもたちに遊びや運動、憩いの場等を提供するため、府営公園の整備・改修を進めるとともに、自然体験や環境学習のイベント等を開催します。	(都) 公園課
	2	企業との連携による冒険の森づくり事業	企業が主体となって実施する、森林を利用して子どもを育てる「冒険の森づくり」の取組に対し、プログラムの提供、活動場所のあっせん等の支援を行います。	(環) 森づくり課
(2) 放課後等の 子どもの 居場所づく り	1	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を推進するため、放課後児童クラブの運営費を補助します。	(福) 子育て 支援課
	2	放課後児童クラブ整備費補助金	地域における子育て支援の推進や待機児童解消のため、放課後児童クラブの整備を促進します。	(福) 子育て 支援課
	3	放課後児童支援員等研修事業	放課後児童クラブの支援員確保及び職員の資質向上を図るため、支援員としての資格付与及び職員の資質向上のための研修事業を実施します。	(福) 子育て 支援課
	4	教育コミュニティづくり推進事業（おおさか元気広場）	放課後や週末等に、安全で安心な子どもたちの活動場所が確保されるよう、地域における子どもの体験・交流活動や学習活動等である「おおさか元気広場」の実施を促します。	(教) 地域教育振興課
	5	放課後等デイサービスの充実	障がい児の生活能力の向上のために必要な支援や社会との交流の促進等が適切に行われるよう、事業所の支援力の向上のための支援を行います。	(福) 地域生活支援課
	6	包括的な支援体制の促進	市町村における包括的な支援体制の構築に向けて、関係部署や関係機関との連携体制が整備されるよう、市町村訪問による助言やアドバイザー等の派遣を行います。 また、重層的支援体制整備事業の円滑な実施に向けた制度理解や、体制構築の手法を学ぶ研修を実施します。	(福) 地域福祉課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
9 子どもの居場所づくり				
(3) 子ども 食堂等の 居場所づ くり	1	公民連携による子ども食堂を含む 子どもの居場所への支援	公民連携の取組を通じ、子どもの居場所への企業等からの物品提供 や体験活動への招待等を推進します。また、民間企業等から食品ロス 削減の観点より食材等の有効活用を目的とした提供希望があった場合、 市町村を通じて子ども食堂等に食材を提供できるよう支援します。	(福) 子育て 支援課、 (環) ブラン ド戦略 推進課
	2	子ども輝く未来基金を活用した 子ども食堂等への支援	子どもの孤立を防ぎ、地域で見守るとともに、子ども自身が主体的 に活動に携わることができる場でもある子ども食堂等に対し、子ども 輝く未来基金の活用により、子どもへの学習支援や様々な体験活動等 への支援を行います。	(福) 子育て 支援課
	3	子ども食堂ネットワークの強化	大阪府内の中間支援団体を中心としたネットワークを形成すること により、府域子ども食堂への支援体制を強化します。	(福) 子育て 支援課
	4	児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の 居場所となる拠点を開設し生活の場を提供し、児童や保護者への 相談支援等を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を 行います。	(福) 家庭支 援課
10 必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実				
(1) 学校と地 域・福祉等 との連携に よる子ども や保護者を 支援につな ぐスキーム	1	スクールソーシャルワーカー配置事業 (再掲)	市町村教育委員会に対して、スクールソーシャルワーカーを政令・ 中核市を除くすべての中学校区に配置できるよう補助し、児童・生徒 に福祉的観点からの支援を行うとともに、福祉関係機関等とのネット ワークの充実を図ります。	(教) 小中学 校課
	2	課題を抱える生徒フォローアップ事業	高校内にNPO等の民間支援機関のほか、福祉や労働等の関係機関 による居場所を設置し、生徒や家庭に対して支援を行う体制を構築 するとともに、生徒の安心できる居場所を開設し、中退や不登校を 防止します。	(教) 高等学 校課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
10 必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実				
(1) 学校と地 域・福祉等 との連携に よる子ども や保護者を 支援につな ぐスキーム	3	子どもの貧困緊急対策事業費 補助金	課題を抱える子どもや保護者を発見し支援へのつながりや見守り等を行う市町村の取組に対し助成します。また、地域の課題を踏まえ、支援につなぐ人材の定着・質の向上、支援へのつながり等のノウハウ蓄積に資する取組として市町村から提案があったものに対し、重点的に助成します。	(福) 子育て 支援課
	4	校種間連携の強化	教育課程や指導方法について、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・支援学校等を見通した取組や校種間の段差を解消し円滑な接続を図るため、異なる校種間の研修交流を図ります。	(教) 小中学 校課

基本方向3 若者が自立できる社会				
11 将来を見通して安心して仕事におけるキャリアが形成できる環境づくり				
(1) キャリア の主体的 選択の 促進	1	課題解決型授業（PBL）	大学が企業・行政・地域と連携し、それぞれが抱える課題を学生の力により解決を図り、学生が企業等に解決策を提案します。	(商) 人材育 成課
	2	企業人による出前講座	大阪府が企業と大学等の橋渡しを行い、企業の若手社員等が大学に出向き、学生に対し働き甲斐や仕事の楽しさ等を講義します。	(商) 人材育 成課
	3	リスクリング支援	求職者や在職者のリスクリングを後押しするため、アドバイザーによるオンライン相談やチャットボットによる24時間相談対応を実施するとともに、啓発セミナーや講座・助成金等の情報提供、在職者向けの研修プログラムを実施します。	(商) 人材育 成課
12 若者の就職支援				
(1) 若者への 就職支援 の強化	1	求職者を対象とした職業訓練 （高等職業技術専門学校）	府内の高等職業技術専門学校（4校）及び大阪障害者職業能力開発校において、求職者を対象とした職業訓練を実施します。	(商) 人材育 成課
	2	離職者等再就職訓練 （民間委託訓練）	民間教育訓練機関に委託して、離職者等を対象とした職業訓練を実施します。	(商) 人材育 成課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向3 若者が自立できる社会				
12 若者の就職支援				
(1) 若者への 就職支援 の強化	3	若者（求職者）の就職支援	若者が自分に合った就職ができるよう、キャリアカウンセリングや就職セミナーなど若者のキャリア形成支援を行います。 また、施設内に設置したハローワークコーナーの豊富な求人情報を活用し、その人に応じたミスマッチの少ない求人情報を提供します。	(商) 就業促進課
	4	就職支援希望カード	高校中退時及び卒業時に就職を希望しながら未就職だった生徒で「就職支援希望カード」を教育委員会に提出された方に対して、定期的にOSAKAしごとフィールドや地域若者サポートステーション等の就職支援事業の案内などの就職支援を行っています。	(商) 就業促進課
	5	求職者等へのスキルアップ支援	国の教育訓練給付金の支給対象外となる離職後1年を超える方や在職しているが雇用保険加入期間が1年未満の方等を対象に、資格取得等を目的とした指定の講座を受講した場合の費用を補助します。	(商) 就業促進課
	6	人材育成プログラム（しごと力プログラム）の活用	人材育成プログラム（しごと力プログラム）を用いて、若者が採用され、働き続けるために必要な力（しごと力）を養成し、再就職や離職防止、更なる活躍につなげていきます。	(商) 就業促進課
(2) 就労・ 進路選択 に悩みを 抱える 若者への 支援	1	若年無業者等の就職支援	OSAKAしごとフィールド（大阪府地域若者サポートステーションなど）において、働くことなどに悩みを持つ若者に対し、キャリアカウンセリングや職場体験等を通じた就職支援を行います。 また、府内8か所に設置されている地域若者サポートステーションに対し、助言や情報提供を行い、地域拠点における支援体制の強化を図ります。	(商) 就業促進課
	2	企業等の奨学金返還支援制度の実施	現在の物価高騰の中で、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減し、府内事業者における人材の確保・定着につなげるため、大阪府育英会が貸与する高等学校等の奨学金の返還支援制度を企業が制度導入するよう支援しています。 また、日本学生支援機構が貸与する大学等の奨学金の返還支援制度も含めて導入する企業には、支援を拡充することで制度の充実を図ります。	(商) 就業促進課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向3 若者が自立できる社会				
12 若者の就職支援				
(3) 障がい者の 雇用促進と就労 支援・定着支援	1	庁内職場実習の受入れ	福祉施設利用者及び支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務作業等を通じた職場実習を実施します。	(福) 自立支援課
	2	障がい者就業・生活支援の拠点づくりの推進（障害者就業・生活支援センター事業）	障がい者の就労支援及びこれに伴う生活支援を一体的に提供することにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。	(福) 自立支援課
	3	I Tを活用した就労の促進（大阪府I Tステーション就労促進事業）	障がい者がI Tを活用して就労できるようI T講習等の訓練のみならず、相談や就労支援を行い、障がい者の就労促進を図るとともに、障がいに応じたI C T支援機器に関する相談・紹介等を行い、障がい者の自立を図ります。	(福) 自立支援課
	4	知的障がい者、精神障がい者のチャレンジ雇用の推進（大阪府ハートフルオフィス推進事業）	知的障がい者、精神障がい者を非常勤職員として雇用し、社会福祉を専門とする職員等のもとで、障がい特性に合った事務補助業務を経験することにより、一般就労移行を支援します。	(福) 自立支援課
	5	精神障がい者の社会参加の促進（精神障がい者社会生活適応訓練事業）	精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立を促進します。	(福) 自立支援課
	6	障がいのある求職者を対象とした職業訓練（大阪障害者職業能力開発校など）	大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校、特別委託訓練施設において、障がいのある方を対象とした職業訓練を実施します。	(商) 人材育成課
	7	障がい者雇用促進センターの運営	障がい特性の理解と雇用を促進するための企業向けセミナーや職場実習受入れのコーディネート等障がい者雇用に取り組む企業を支援します。	(商) 就業促進課
	8	精神・発達障がい者等の職場定着支援（人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業・精神・発達障がい者を中心とした職場体験受入れマッチング支援事業）	人事担当者等を対象とした精神・発達障がい者雇用の先進企業での職場体験を取り入れた研修や、精神・発達障がい者を中心とした職場体験受入れマッチング会を開催し、精神障がい者及び発達障がい者の雇用の促進や職場定着の向上を図ります。	(商) 就業促進課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向3 若者が自立できる社会				
12 若者の就職支援				
(3) 障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援	9	大阪府「雇用管理ツール」の普及	精神・発達障がい者の職場定着を促進するため、合理的配慮を提供し、働きやすい職場環境整備を行う大阪府「雇用管理ツール」の普及に取り組みます。	(商) 就業促進課
	10	大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）の運用	大阪府と契約関係等にある事業主等に対して、法定雇用率の達成を働きかけるとともに、障害者雇用促進基金（大阪ハートフル基金）の設置などにより、企業の取組を支援し、障がい者雇用を促進します。	(商) 就業促進課
	11	大阪府障がい者サポートカンパニー制度の実施	障がい者の雇用や就労支援を積極的に実施する企業等の登録を募り、取組の周知を通じて障がい者の雇用と就労支援を推進します。	(福) 自立支援課、 (商) 就業促進課、 (教) 支援教育課
	12	企業に対する支援学校等生徒の雇用支援	企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業において、教育庁等と連携して、支援学校等生徒の職場実習受入れ企業の開拓や実習先マッチング及び職場実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職及び定着を支援します。	(商) 就業促進課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向3 若者が自立できる社会				
13 結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援				
(1) 若者が 自らの 意思で 将来を 選択で きる取組の 推進	1	ライフデザイン講座の実施	結婚、妊娠、出産、子育て等に関する幅広い知識や、仕事と子育ての両立等に関する実例を知る機会を大学生等に提供します。	(福) 子ども 家庭企 画課
	2	高校生・大学生等の生活習慣病 予防対策	市町村や関係機関と連携し、ダイエット志向が高まる若い世代を中心に、適正体重への理解や成長期に必要な栄養を確保するために正しい食生活を送ることの重要性への理解が深まるよう、普及啓発に取り組みます。 また、高等学校において、主体的かつ継続的に食育が取り組まれるよう、家庭科や保健の授業、部活動等での食育事例の紹介や指導教材の提供等を行います。 さらに、大学等や企業と連携したV.O.S.メニューやキャンペーン等の普及啓発を行います。 高等学校において、若いうちから正しい知識を持ち、自身のライフプランに適した健康管理の大切さや生活習慣の改善等を学ぶ健康教育の充実を図ります。	(健) 健康づ くり課、 (教) 保健体 育課
(2) 結婚、 妊娠・ 出産等を 希望する 人の希望 が実現す るための 取組の 推進	1	切れ目のない支援のための ポータルサイトの運営	結婚・妊娠・出産・子育て支援ポータルサイト「子育て・結婚応援パスポート」を運営し、結婚から子育てまでのライフステージにおいて切れ目のない支援を行います。	(福) 子ども 家庭企 画課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向3 若者が自立できる社会				
13 結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援				
(2) 結婚、 妊娠・ 出産等を 希望する 人の希望 が実現す るための 取組の 推進	2	出会いの場の創出等を図るための ネットワークの構築	出会いの場の創出や、結婚支援方策の充実等を図るためのネット ワークを、府内の市町村や商工会議所等と形成し、イベントの 共同開催や事例・ノウハウの共有を実施し、後押しが必要な層への 働きかけを実施します。	(福) 子ども 家庭企 画課
	3	婚活イベントの実施	関係部局と連携し、民間のノウハウや資金を活用し、市町村・ 企業・団体等との協働によりイベントを実施するなど、様々な 出会いの創出に向けた取組を図ります。	(福) 子ども 家庭企 画課
14 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進				
(1) 子ども・ 若者への 支援に おける 市町村に よる支援 ネット ワークの 構築	1	市町村による支援ネットワークの 構築の促進	市町村において子ども・若者への支援が効果的に行われるよう、 福祉、医療、労働、教育等の関係機関や民間支援団体の連携を促進 することなどにより、市町村における子ども・若者支援地域協議会等 のネットワーク構築を支援します。	(福) 青少年 支援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向3 若者が自立できる社会				
14 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進				
(2) ひきこもりの早期発見と適切な支援機関につなぐ市町村プラットフォームの構築	1	課題を抱える生徒フォローアップ事業（再掲）	高校内にNPO等の民間支援機関のほか、福祉や労働等の関係機関による居場所を設置し、生徒や家庭に対して支援を行う体制を構築するとともに、生徒の安心できる居場所を開設し、中退や不登校を防止します。	(教) 高等学校課
	2	ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもりの状態にある本人・家族等からの電話相談を実施し、相談内容に応じて適切な支援機関につなぎます。また、ひきこもり支援者に対する後方支援として、市町村や関係機関に対しコンサルテーション等の後方支援を実施します。	(福) 地域福祉課
	3	ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の実施	多様で複合的な課題を有するひきこもり状態にある本人や家族の心情を理解した上で、寄り添う支援ができる支援者を育成するため、市町村の支援従事者に対して研修を実施します。	(福) 地域福祉課
(3) 子ども食堂等の居場所づくり（再掲）	1	公民連携による子ども食堂を含む子どもの居場所への支援（再掲）	公民連携の取組を通じ、子どもの居場所への企業等からの物品提供や体験活動への招待等を推進します。また、民間企業等から食品ロス削減の観点より食材等の有効活用を目的とした提供希望があった場合、市町村を通じて子ども食堂等に食材を提供できるよう支援します。	(福) 子育て支援課、 (環) ブランド戦略推進課
	2	子ども輝く未来基金を活用した子ども食堂等への支援（再掲）	子どもの孤立を防ぎ、地域で見守るとともに、子ども自身が主体的に活動に携わることができる場でもある子ども食堂等に対し、子ども輝く未来基金の活用により、子どもへの学習支援や様々な体験活動等への支援を行います。	(福) 子育て支援課
	3	子ども食堂ネットワークの強化（再掲）	大阪府内の中間支援団体を中心としたネットワークを形成することにより、府域子ども食堂への支援体制を強化します。	(福) 子育て支援課
	4	児童育成支援拠点事業（再掲）	養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し生活の場を提供し、児童や保護者への相談支援等を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。	(福) 家庭支援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
15 子どもの貧困対策の推進				
(1) 子どもの 貧困対策 の推進	1	子どもの貧困緊急対策事業費補助金 (再掲)	課題を抱える子どもや保護者を発見し支援へのつなぎや見守り等を行う市町村の取組に対し助成します。また、地域の課題を踏まえ、支援につなぐ人材の定着・質の向上、支援へのつなぎ方等のノウハウ蓄積に資する取組として市町村から提案があったものに対し、重点的に助成します。	(福) 子育て 支援課
(2) 社会全体で 子どもの 貧困対策に 取り組む 機運の醸成	1	子ども輝く未来基金	子どもたちが同じスタートラインに立ち、輝く未来に向かって進むことができるよう「子ども輝く未来基金」を活用し、子ども食堂等を通じた子どもへの学習支援や様々な体験活動等への支援を行うことなどにより、社会全体で子どもの未来を応援する活動が広がるよう取り組みます。	(福) 子育て 支援課
16 児童虐待の防止				
(1) 児童虐待 の防止	1	児童虐待発生予防対策事業 「にんしんSOS」相談事業 (再掲)	予期せぬ妊娠等に悩む人に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡、サービスの紹介など、情報提供と必要な支援に繋ぐことにより、妊婦の孤立化を防ぎます。	(健) 地域保 健課
	2	乳児家庭全戸訪問事業	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。	(健) 地域保 健課
	3	養育支援訪問事業	養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。	(福) 家庭支 援課
	4	子育て世帯訪問支援事業	家事や子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を対象に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。	(福) 家庭支 援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
16 児童虐待の防止				
(1) 児童虐待 の防止	5	児童育成支援拠点事業（再掲）	養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し生活の場を提供し、児童や保護者への相談支援等を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。	(福) 家庭支 援課
	6	親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。	(福) 家庭支 援課
	7	妊娠・出産包括支援推進事業（再掲）	身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族に対する相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る「産前・産後サポート事業」や、産後1年以内の母子への心身ケア・育児サポートを行う「産後ケア事業」等について、連絡調整会議や研修等を実施し、市町村における実施体制の整備を支援します。 なお、「産前産後サポート事業」には、孤立しやすく、産前・産後で育児等の負担が多い多胎妊産婦を支援するための「多胎ピアサポート事業」や「多胎妊産婦サポーター等事業」を含みます。	(健) 地域保 健課
	8	伴走型相談支援の促進（再掲）	全ての妊産婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施する市町村を支援します。	(健) 地域保 健課
	9	妊産婦等生活援助事業（再掲）	特定妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院等にコーディネーター、看護師及び母子支援員を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施します。	(福) 家庭支 援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
16 児童虐待の防止				
(1) 児童虐待 の防止	10	教育コミュニティづくり推進事業 (家庭教育支援)	市町村における親学習をはじめとする家庭教育に関する学習機会の提供を促進するとともに、支援が届きにくい家庭に対する訪問型家庭教育支援等の支援体制の整備や情報発信を行う市町村を支援します。	(教) 地域教育振興課
	11	居所不明児童への対応強化	地域における子育て機能の充実と住民参加のネットワークを構築し、子育て支援家庭の情報の共有を通じた支援を行うとともに、居所不明児童が発生した場合には、速やかな所在確認に取り組みます。	(福) 家庭支援課
	12	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの実施	児童虐待の発生防止や早期発見の重要性について、府民の意識啓発を図ることにより、府民、行政、関係団体が一体となって児童虐待防止対策に取り組む気運を醸成するため、11月を中心に、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施します。	(福) 家庭支援課
	13	児童虐待防止推進会議における取組	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るとともに、重大な児童虐待ゼロの実現をめざし、次の取組を実施します。 ・オール大阪での啓発活動 ・こども家庭センターの設置促進 ・警察との定期的な合同研修 ・SNSを活用した児童虐待防止相談事業 等	(福) 家庭支援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
16 児童虐待の防止				
(1) 児童虐待 の防止	14	要保護児童対策地域協議会の強化	子ども家庭センターでの市町村職員受入研修など、対応ノウハウを共有することで、要保護児童対策地域協議会の連携を強化し、早期対応力を高めます。	(福) 家庭支 援課
	15	子ども家庭センターの通告受理対応	夜間・休日虐待通告専用電話を設置し、24時間365日切れ目のない虐待通告対応を行っています。 また、通告を受けてから原則48時間以内に児童の安全を確認します。とりわけ、最重度の虐待事案については24時間以内の安全確認をめざします。	(福) 家庭支 援課
	16	市町村児童家庭相談担当者 スキルアップ研修及び 市町村スーパーバイザー研修	子育てを取り巻く環境が変化する中では、住民に身近な市町村における相談対応の重要性が増しています。このため、市町村相談担当者が、精神保健、心理発達、障がいなどの専門的な知識に加え、相談場面を想定した実践的なスキルを身につけられるよう、研修を実施します。市町村職員の専門性及び組織対応力をより向上させるため、市町村の児童福祉担当課において指導者の役割を担う職員（スーパーバイザー）に対する研修を実施します。	(福) 家庭支 援課
	17	家族再統合支援	子ども家庭センターにおいて、「虐待をしてしまった、あるいは虐待するおそれのある保護者」、「虐待を受けた子ども、特別なケアを要する子ども」等に対する支援プログラムを活用し、家族機能の再生を図ります。	(福) 家庭支 援課
	18	被虐待児におけるこころのケア機能の強化	被虐待児に対し、子ども家庭センターの専任の医師と児童心理司が、子どもの心の回復の支援を実施します。	(福) 家庭支 援課
	19	児童虐待等危機介入援助チームの運営	深刻な児童虐待等の権利侵害から子どもを守るため、法律・医学の専門家からなるチームを設置し、子ども家庭センターと連携して必要な調査、相談、調整を行っています。	(福) 家庭支 援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
16 児童虐待の防止				
(1) 児童虐待 の防止	20	相談援助業務の点検・検証	子ども家庭センターにおける業務や重大事案を点検・検証することによって、子どもや保護者への相談援助業務が適切に実施されているかどうか確認します。	(福) 家庭支 援課
	21	大阪府子どもを虐待から守る条例	平成 22年9月大阪府議会において、議員提案により可決、平成23年2月に施行され、市町村や府民、保護者等とともに、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、府民全体で虐待から子どもを守るための取組のあり方などを定めています。毎年、府及び市町村の虐待防止施策の実施状況等について報告書を作成し、公表しています。	(福) 家庭支 援課
	22	要養育支援者情報提供票	妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする者を早期に把握し、継続的にサポートすることで、要養育支援者の孤立の防止及び養育力の向上の支援を行い、児童虐待の発生を予防します。	(健) 地域保 健課
	23	児童虐待発生予防にかかる市町村の人材育成	未受診妊婦などリスクの高い妊婦や母子に対する適切な保健指導や支援が行えるよう、研修開催等を通じた市町村保健センター等の人材育成支援を行います。	(健) 地域保 健課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
17 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応				
(1) 配偶者等 からの暴 力（身体 的・精神 的・経済 的・性的） への対応	1	DV防止に向けた啓発、関係機関との連携	配偶者等からの暴力の根絶に向けて、様々な関係機関が連携を図ることで総合的な支援体制の整備を進め、暴力の被害者を支援するための取組を推進します。DV防止のための啓発のほか、関係機関との連携を強化するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンの実施等を行います。	(府) 男女参 画・府 民協働 課
	2	DV相談・DV被害者自立支援事業	女性相談センター、各子ども家庭センターに配偶者暴力防止法に基づく相談支援センターとしての機能を置き、DV被害者からの相談に応じ、警察との連携による安全確保、裁判所による保護命令制度等、DV被害者等が利用可能な制度等に関する情報提供等を行います。 各種会議や研修等を通じて、相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、被害者を支える人材の育成や、市町村における相談支援センターの設置に向けた支援を行います。	(福) 家庭支 援課
	3	DV被害者の一時保護事業	DV被害者や同伴児童の安全を確保する観点から、必要に応じて、各種社会福祉施設や民間シェルター等とも協力し、DV被害者や同伴児童の一時保護を行います。	(福) 家庭支 援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
17 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応				
(1) 配偶者等 からの暴 力（身体 的・精神 的・経済 的・性的） への対応	4	デートDV・女性に対する暴力に 関するリーフレットの作成	女性に対する暴力をなくすこと、また、若い世代が、交際相手に 暴力を振るわない、交際相手から暴力を受けない、お互いに対等な 関係を築いていけることをめざし、さまざまな機会を通じて啓発を 行います。	(府) 男女参 画・府 民協働 課
	5	「女性に対する暴力をなくす運動」 の取組	女性の人権を侵害するものである女性に対する暴力をなくすため、 国や市町村とともに周知啓発に取り組みます。	(府) 男女参 画・府 民協働 課
	6	女性自立支援施設運営事業	大阪府が設置する女性自立支援センターにおいて、DV被害を はじめ、様々な困難な状況にある女性及び同伴児童の支援施設として 活用します。	(福) 家庭支 援課
	7	府営住宅の一時使用のための 住戸の提供と生活用品の支援	自立をめざすDV被害者が1日も早く自立できるよう、DV被害者 に対する府営住宅の一時使用のための住戸の提供と併せて生活用品面 での支援を行います。	(福) 家庭支 援課
	8	母子生活支援施設の機能の向上	利用者ニーズの複雑化、多様化に伴い、離婚、その他の事情により 居住先を失うなど、多くの生活課題を抱えた母親と子どもの生活の 安定が図れるよう、施設機能の向上や関係機関との連携を強化します。	(福) 家庭支 援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
18 社会的養護を必要とする子ども等に対する支援				
(1) 社会的 養育体制 の整備	1	市町村の家庭支援体制等の整備に向けた取組の支援（再掲）	全ての妊産婦・子育て世帯の包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の市町村における設置促進に取り組みます。	(健) 地域保 健課、 (福) 家庭支 援課
	2	児童福祉司等の計画的な配置と人材育成	増加する児童虐待相談対応件数や、複雑・困難化するケースについて、子どもの心理・健康・発達、法律等の側面から適切に対応するとともに、業務量に見合った体制強化及び専門性向上に向け、児童福祉司等の計画的な配置に取り組みます。	(福) 家庭支 援課
	3	一時保護機能の強化	子どもの権利擁護が図られるとともに、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な一時保護ができるよう、緊急保護機能やアセスメント機能の強化に取り組みます。	(福) 家庭支 援課
	4	一時保護施設的环境整備	子どものニーズや状態像に合わせて適切な一時保護ができるよう、一時保護中の教育・学習支援など、一時保護施設的环境整備を図ります。	(福) 家庭支 援課
	5	里親委託率の向上に向けた取組の推進	子ども家庭センター管内全域を対象として、里親のリクルートから養育支援までを包括的に支援するA型フォostリング機関（1支援機関あたり40家庭の里親を管理・支援）の整備を進めてきましたが、今後はA型フォostリング機関が里親支援センターに移行できるよう調整を進めます。また、児童養護施設等に配置された里親支援専門相談員と連携を行い、里親支援体制の構築及び委託率向上を図ります。	(福) 家庭支 援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
18 社会的養護を必要とする子ども等に対する支援				
(1) 社会的 養育体制 の整備	6	施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた働きかけ	各施設の「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画」に基づき施設整備を行うよう、大阪府が適宜助言等を行うとともに、一時保護専用施設の整備等、施設の高機能化及び多機能化・機能転換が進むよう働きかけます。	(福) 家庭支 援課
	7	児童自立支援施設の運営による子どもの社会的自立に向けた支援	府立の児童自立支援施設である修徳学院及び子どもライフサポートセンターでは、高い専門性を活かし、非行や家庭環境などの理由により生活指導等を要する児童に対し、社会的自立を支援します。	(福) 家庭支 援課
	8	権利侵害の予防・防止や、苦情解決の仕組み等の構築	「大阪府子ども家庭審議会被措置児童等援助専門部会」を開催し、虐待行為や児童間トラブルへの対処について、事案への対応を検証するとともに再発防止に向けた取組を推進します。	(福) 家庭支 援課
	9	子どもが意見を表明しやすい環境づくり（アドボカシーの推進）	子どもが権利の主体であるという改正児童福祉法の理念を念頭に、「子どもの権利ノート」と「あなたへの大切なお知らせ」により子どもが意見を表明しやすい環境づくりに努めます。 また、意見聴取措置の実施及び子どもの意見表明等支援委員会によって社会的養護を必要とする子どもの意見を受け止める仕組みを作るとともに、意見表明支援事業の拡大を推進していきます。	(福) 家庭支 援課
(2) 社会的 養護経験 者等の 自立支援 の充実	1	社会性の獲得や、自立する力を身につけるための支援の提供	施設や里親等と連携し、退所を控えた子どもたちの生活相談支援やソーシャルスキルを学ぶための講習会を実施するとともに、大学等就学者の卒業までの居住支援に取り組みます。	(福) 家庭支 援課
	2	自立した後も支えとなるような支援の充実	自立支援担当職員の配置など退所後の生活相談支援体制を構築するとともに、自立生活援助事業や自立支援拠点事業の実施、家賃や生活費等の貸付や身元保証人の確保等を行うことにより、児童等の社会的自立を支援します。	(福) 家庭支 援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
19 障がいのある子どもへの支援の充実				
(1) 障がいのある 子どもへの医療・ 福祉支援	1	居宅介護・重度障がい者等包括支援・ 同行援護・行動援護	介護を必要とする障がい児等のいる家庭を訪問し、日常生活等の 介護を行う市町村に対して補助を行います（居宅介護・重度障がい者 等包括支援）。 視覚障がいや知的・精神障がいにより行動上著しい困難がある 障がい児等のために、外出時の介護等を行う市町村に対して補助を 行います。（同行援護・行動援護）	(福) 障がい 福祉企 画課
	2	短期入所	障がい児等のいる家庭において、保護者等が疾病、出産等により 介護することが困難になった場合、施設で短期入所を行う市町村に 対して補助を行います。	(福) 障がい 福祉企 画課
	3	計画相談支援	障がい福祉サービス等を申請した障がい児について、サービス等 利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し （モニタリング）を行った市町村に対して補助を行います。	(福) 障がい 福祉企 画課
	4	移動支援	屋外での移動が困難な障がい児等について、外出のための支援を 行う市町村に対して補助を行います。	(福) 障がい 福祉企 画課
	5	補装具費の支給	身体障がい児等の失われた身体機能の補完、代替する補装具の交付、 修理又は借受けにかかる費用を支給する市町村に対して補助を行いま す。	(福) 障がい 福祉企 画課
	6	日常生活用具の給付・貸与	障がい児等の日常生活をより円滑にするための支援用具等を給付 又は貸与する市町村に対して補助を行います。	(福) 障がい 福祉企 画課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
19 障がいのある子どもへの支援の充実				
(1) 障がいのある 子どもへの医療・ 福祉支援	7	障がい児通所支援事業の充実	障がい児が身近な地域で療育を受けることができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所の確保に努めます。 また市町村と連携し、保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。 さらに、地域の障がい児の健全な発達において中核的な機能を果たす機関である児童発達支援センターの機能強化に取り組む市町村を支援します。	(福) 生活基盤推進課、地域生活支援課
	8	障がい児入所施設における支援等の充実	障がい児の意向、適性、障がい特性等を踏まえつつ、自立した日常生活又は社会生活への移行に向けた取組が適切かつ効果的に行われるよう、関係機関と連携の上、専門性の高い支援の充実を図ります。	(福) 地域生活支援課
	9	難聴児補聴器交付事業	身体障がい者手帳の交付対象とならない中度難聴児に対して補聴器の購入及び修理にかかる費用の一部を交付するとともに、聴力検査に要する検査料の負担を行います。	(福) 地域生活支援課
	10	障がい児等療育支援事業	在宅の障がい児(者)の地域における生活を支えるため、障がい児(者)の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談にかかる助言・指導・研修等を実施します。	(福) 地域生活支援課
	11	障がい児福祉手当、重度障がい者 在宅生活応援制度	重度の障がい児等の福祉の増進を図るため、障がい児福祉手当を支給します。また、重度の身体障がいと重度の知的障がいの重複障がい児(者)と介護する方々の在宅生活の推進のため、重度障がい者在宅生活応援制度の給付金を支給します。	(福) 地域生活支援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
19 障がいのある子どもへの支援の充実				
(1) 障がいのある 子どもへの医療・ 福祉支援	12	障がい・難病児等療育支援体制整備 事業	保健所において、身体障がい児や小児慢性特定疾患児とその家族に対して、専門相談や保健師による訪問指導、患者・家族交流会等を実施する。地域における保健・医療・障がい福祉・保育・教育機関等による症例検討や研修会等の実施や関係機関会議への参画など、関係者が連携して支援できる体制づくりを進めます。 また、難病児等へのピアカウンセリング等を大阪難病相談支援センターに委託して実施します。	(健) 地域保 健課
	13	発達障がい啓発事業	啓発冊子の作成のほか、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)及び「発達障がい啓発週間」(4月2日～4月8日)に自閉症をはじめとする「発達障がい」について、府民の正しい理解と認識を深めるための事業を実施します。	(福) 地域生 活支援 課
	14	発達障がい医療機関初診待機解消事業	二次医療圏で、医療機関の研修や診療支援の機能を備える拠点医療機関を確保します。また、症例検討会や診療支援の実施等により医療機関ネットワークの充実を図るほか、医療と地域の支援機関(福祉・教育・労働等)との相互理解を図ることで拠点医療機関への患者集中を防ぎ、診療時間の短縮・効率化を図ります。	(福) 地域生 活支援 課
	15	障がい児通所支援事業者等育成事業	児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等に対し、発達障がいの支援の工夫等について具体的な助言を行う等、支援力の向上のための機関支援を実施します。	(福) 地域生 活支援 課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
19 障がいのある子どもへの支援の充実				
(1) 障がいの ある 子どもへ の医療・ 福祉支援	16	ペアレントサポート事業	発達障がい児の保護者自身が他の発達障がい児の保護者等を講演や情報提供等によりサポートするというペアレント・メンターを養成し、市町村等へ派遣します。 また、市町村において、発達障がい児等の保護者に対し、ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援が持続的に実施されるよう、市町村の体制やニーズに応じた助言を行います。	(福) 地域生 活支援 課
	17	発達障がい児者支援体制整備検討部会の運営	大阪府自立支援協議会の同部会において、発達障がい児者支援施策の課題等について、ライフステージに応じた一貫した切れ目のない支援体制の整備に向けた検討を行うとともに、「発達障がい児者総合支援事業」の進捗管理等を行います。	(福) 地域生 活支援 課
	18	発達障がい者地域支援力向上事業	市町村における発達障がい児者支援体制を整備するため、「発達障がい者地域支援マネジャー」が、体制整備に向けた相談・助言等を行うとともに、困難ケースにかかるコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施します。	(福) 地域生 活支援 課
	19	発達障がい者支援センター事業	府域の発達障がい児者支援を総合的に行う拠点として、専門的な相談支援や機関コンサルテーション、関係機関への情報提供等を実施します。	(福) 地域生 活支援 課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
19 障がいのある子どもへの支援の充実				
(1) 障がいのある 子どもへの医療・ 福祉支援	20	医療的ケア児等に対する総合的支援	多様化する医療的ケアを必要とする障がい児者のニーズを的確に把握し、きめ細かで適切な支援につなぐための知識・技能を有する人材養成を行うとともに、府内全体の医療的ケア児の支援体制の構築につなげるため市町村域等の保健・医療・福祉・教育等の医療的ケアを要する重症心身障がい児者等の支援に関わる協議の場とも連携を図りながら、府においても同様の協議の場を設置・運営します。 また、大阪府医療的ケア児支援センターを中心に地域全体で医療的ケア児及びその家族を支える仕組みの構築をさらに進めます。	(福) 地域生活支援課
	21	医療的ケア児保育支援事業の実施 (再掲)	安心して子育てができる環境づくりを推進するため、市町村等が看護師等や認定特定行為業務従事者である保育士を保育所等に配置する際に支援することで、医療的ケア児の受入れが可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	(福) 子育て支援課
	22	府立福祉型障がい児入所施設の運営	府立こころ福祉センターにおいては、ユニット化によるケア単位の小規模化を行い、家庭的な養育環境の推進を図るとともに、地域生活への移行に向けた支援に取り組めます。また、本人の行動面の著しい障がいや要保護性の高さなどから民間施設では受入れが困難な児童の受入れを進めるなど、専門性を活かした支援等に取り組めます。	(福) 地域生活支援課
	23	医療型短期入所の整備促進	医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等の地域生活を支え、家族のレスパイトを実現するために、医療機関の空床を活用した短期入所事業の整備促進に取り組めます。	(福) 地域生活支援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
20 外国人の子どもへの支援				
(1) 外国人の 子どもや 支援を 必要とす る帰国・ 渡日の 子ども等 への支援	1	「大阪府在日外国人施策に関する指針」に基づく施策の推進	「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成14年12月策定、令和5年3月改正）に基づき、国籍や民族の違いを認め合い、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、在日外国人施策を総合的に推進します。	(府) 人権擁 護課
	2	外国人受入環境整備事業	在留外国人が生活・就労等に関する適切な情報に速やかに到達できるよう、11言語で情報提供・相談を行う（公財）大阪府国際交流財団の実施する一元的相談窓口に対し、補助を行います。	(府) 国際課
	3	帰国渡日児童生徒学校生活サポート推進事業	大阪府ホームページにおいて、学校生活にかかる情報を多言語（13言語）で提供します。また、中学校卒業後の進路選択に向けた情報を多言語（16言語）で提供します。市町村と連携して、府内8地区において多言語による進路ガイダンスを実施します。	(教) 小中学 校課
	4	日本語教育学校支援事業	日本語指導が必要な生徒が在籍する府立高等学校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行える教育サポーター等を派遣するとともに、教材・人材情報の提供や教員等の研修など総合的な支援を行います。	(教) 高等学 校課
	5	外国籍の子どもの就学機会の確保	市町村教育委員会に対して、それぞれの工夫された就学支援の取組事例を広く伝え、外国籍の子どもの就学機会が適切に確保されるよう支援します。	(教) 小中学 校課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
20 外国人の子どもへの支援				
(1) 外国人の 子どもや 支援を 必要とす る帰国・ 渡日の 子ども等 への支援	6	外国人材受入加速化支援事業 (外国人留学生等マッチング支援)	日本での就職を希望する外国人留学生等を対象に、府内企業との就職マッチングの機会を提供するとともに、採用者に対してフォローアップを実施することで定着を図り、大阪の成長・飛躍を支える外国人材の受入れ促進を図ります。	(商) 商工労働総務課
	7	24時間対応の外国人労働相談体制の整備	外国人の方が安心して働き続けられるよう、6言語に対応した労働相談チャットボットや多言語ホームページを運用することにより、24時間対応可能な労働相談体制を整備しています。	(商) 労働環境課
21 ヤングケアラーへの支援				
(1) ヤングケアラーへの支援	1	ヤングケアラー支援体制強化事業	令和4年3月に策定した「大阪府ヤングケアラー支援推進指針」を改訂し、ヤングケアラーに関する相談窓口の設置や好事例の共有など、市町村への働きかけを推進します。また、福祉専門職を対象とした研修を実施するとともに、主に18歳以上のヤングケアラーを対象としたピアサポートやオンライン相談等の専門的な支援を実施します。 地域において18歳以上のヤングケアラーが安心して過ごせる居場所を運営する民間支援団体を支援します。	(福) 青少年支援課、地域福祉課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
22 複合化・複雑化した課題のある子どもへの支援				
(1) 複数分野 にまたが る又は制 度の狭間 に陥って いる課題 がある 子どもと その世帯 への支援	1	包括的な支援体制の促進（再掲）	市町村における包括的な支援体制の構築に向けて、関係部署や関係機関との連携体制が整備されるよう、市町村訪問による助言やアドバイザー等の派遣を行います。 また、重層的支援体制整備事業の円滑な実施に向けた制度理解や、体制構築の手法を学ぶ研修を実施します。	(福) 地域福祉課
	2	児童館・隣保館など多様な主体との連携促進	児童館・隣保館など多様な主体との連携が進むよう、先進事例や最新情報の提供等を通じて、市町村を支援します。	(福) 地域福祉課、 子育て支援課
	3	地域福祉・高齢者福祉交付金	地域の中で課題がある子どもとその世帯の「見守り・発見・つなぎ」を行うCSWの配置や居場所づくりのほか、市町村の自主性・創造性を活かした施策が展開されるよう、市町村に対し交付金による支援を行います。	(福) 地域福祉課
	4	孤独・孤立対策の実施	孤独・孤立状態にある人が、適切な支援につながるよう市町村に働きかけるとともに、社会的機運の醸成に向けて、「大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム」の周知を図ります。	(福) 地域福祉課
	5	公民連携による子ども食堂を含む子どもの居場所への支援（再掲）	公民連携の取組を通じ、子どもの居場所への企業等からの物品提供や体験活動への招待等を推進します。また、民間企業等から食品ロス削減の観点より食材等の有効活用を目的とした提供希望があった場合、市町村を通じて子ども食堂等に食材を提供できるよう支援します。	(福) 子育て支援課、 (環) ブランド戦略推進課
	6	子ども輝く未来基金を活用した子ども食堂等への支援（再掲）	子どもの孤立を防ぎ、地域で見守るとともに、子ども自身が主体的に活動に携わることができる場でもある子ども食堂等に対し、子ども輝く未来基金の活用により、子どもへの学習支援や様々な体験活動等への支援を行います。	(福) 子育て支援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
22 複合化・複雑化した課題のある子どもへの支援				
(1) 複数分野 にまたが る又は制 度の狭間 に陥って いる課題 がある 子どもと その世帯 への支援	7	子ども食堂ネットワークの強化 (再掲)	大阪府内の中間支援団体を中心としたネットワークを形成することにより、府域子ども食堂への支援体制を強化します。	(福) 子育て 支援課
	8	児童育成支援拠点事業 (再掲)	養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し生活の場を提供し、児童や保護者への相談支援等を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。	(福) 家庭支 援課
23 子どもの権利を保障する取組の推進				
(1) 社会参画 や意見表 明の機会 の充実	1	子どもが意見を表明しやすい 環境づくり (アドボカシーの推進) (再掲)	子どもが権利の主体であるという改正児童福祉法の理念を念頭に、「子どもの権利ノート」と「あなたへの大切なお知らせ」により子どもが意見を表明しやすい環境づくりに努めます。 また、意見聴取措置の実施及び子どもの意見表明等支援委員会によって社会的養護を必要とする子どもの意見を受け止める仕組みを作るとともに、意見表明支援事業の拡大を推進していきます。	(福) 家庭支 援課
(2) すべての 子どもの 人権が 尊重され る社会を つくる取 組の推進	1	大阪府人権施策推進審議会の運営	人権施策の推進に関して意見を聴くため、子ども家庭福祉や人権教育の分野に精通している学識経験者等の中から委員を選定して開催しています。	(府) 人権企 画課
	2	子どもの人権に対する府民の理解 増進の取組	「子どもの人権」をはじめとする、様々な人権課題を掲載した人権白書「ゆまにてなにわ」を作成し、市町村や学校等に広く配布する等、啓発に取り組みます。	(府) 人権企 画課
(3) 子ども・ 若者の 自殺対策	1	子ども・若者の自殺対策の推進	大阪府自殺対策計画に基づき、専門家による電話相談・SNSを活用した相談などの相談体制の整備や、若者が一人で不安や悩みをかかえずに相談できるよう、自殺予防相談窓口の広報を強化・周知するとともに、庁内関係課や市町村と連携した総合的な取組を進めます。	(健) 地域保 健課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
24 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止				
(1) 子どもの 安全確保 の推進	1	地域防犯力の向上	市町村において、小学校の余裕教室等を活用し、地域防犯活動拠点として「地域安全センター」の更なる活動を促し、防犯活動のネットワーク化を図り、学校、地域住民、行政が連携した取組を推進します。さらに、ボランティア団体等が、青色回転灯等をつけたパトロール車（青パト）で、地域を巡回し、長時間・広範囲での子どもの見守り活動や防犯活動を実施する等、地域を見守る活動の一層の活性化を図ります。	(政) 治安対 策課、 (警) 府民安 全対策 課
	2	こども１１０番運動	「こども１１０番」は、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めることができるように、地域の協力家庭が「こども１１０番の家」の旗等を掲げたり、「こども１１０番」ステッカーを貼った事業用の車両が「動くこども１１０番」として地域を走って、子どもを保護したりすることにより、子どもたちを犯罪から守ります。	(政) 治安対 策課
	3	性暴力被害にあった子どもへの支援	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の民間被害者等支援団体、医療機関及び警察などと連携し、被害にあった子どもが安心して相談・診療等を受けることができるよう取り組みます。	(政) 治安対 策課
	4	効果的な広報啓発の取組の推進	子どもの安全確保にかかる広報啓発や情報発信を行い、社会全体で子どもを守る気運を醸成します。また、新たに府内の企業や団体と連携して、子どもを犯罪から守るための広報啓発の取組を進めます。	(政) 治安対 策課
	5	子どもの安全見まもり隊	子どもの安全見まもり隊は、通学路等における登下校時の子どもの安全対策として、ＰＴＡ、自治会等の方々を構成メンバーに府内全小学校区に設置済みであり、今後は特色ある活動に取り組む団体に対し市町村とともに補助を行うなどにより活動の活性化を図ります。	(政) 治安対 策課
	6	外部機関との連携等による交通安全教育の推進	市町村教育委員会・府立学校に対して、他市町村や他校の取組の好事例を発信するなど働きかけを行うとともに、担当者会議等の場を活用して啓発活動を行い、研修参加を促し、子どもの交通安全教育を推進します。	(教) 保健体 育課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
24 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止				
(1) 子どもの 安全確保 の推進	7	安まちアプリ等を活用した子ども 安全対策の推進	子どもに対する声かけ等事案の発生情報及び防犯対策情報を、 安まちアプリや安まちメール、X、YouTube等を活用してリアルタイムに提供することにより、自主防犯意識を高め、子どもの犯罪被害を防ぎます。	(警) 府民安 全対策 課
	8	子どもに対する犯罪の未然防止対策	子どもが被害者となりやすい犯罪を未然に防止するため、危険箇所 に対する警戒活動、防犯教室、広報啓発活動や学校との情報共有及び 連携等を実施するほか、声かけ等行為の段階で行為者に対する指導・ 警告を積極的に実施し、子どもに対する犯罪を未然に防止します。	(警) 府民安 全対策 課
	9	まちぐるみによる子ども安全対策の 推進	登下校時間帯の通学路等における、地域住民による子どもの安全を 見守る活動の継続と日常生活や事業活動を通じて行う「ながら見守り 活動」の活性化を図るほか、地域住民、事業者、自治体、学校及び 警察が連携した、まちぐるみでの子どもを見守る活動を促進します。	(警) 府民安 全対策 課
	10	福祉犯の取締りの強化	児童買春・児童ポルノ法違反等の少年が被害者となる、悪質な 福祉犯の取締りを強化し、被害少年に対する継続的支援活動を推進 します。	(警) 少年課
	11	子どもに対する性犯罪の刑期満了者に 対する社会復帰支援	大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づき、18歳未満の子どもに 対して一定の性犯罪を犯し、服役を終えて刑期が満了した方に対して、 再犯防止に向けた専門プログラムや、社会生活サポート等の社会復帰 支援を行います。	(政) 治安対 策課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
24 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止				
(2) 非行など 問題行動 を防ぐ施 策の推進	1	小学校高学年等に対する非行防止・ 犯罪被害防止教室の推進	大阪府内の小学生（高学年）を対象に、非行防止・犯罪被害防止 教室を実施し、少年の規範意識の醸成を図るとともに犯罪被害防止の ための取組を推進します。	(福) 青少年 支援課、 (警) 少年課
	2	少年サポートセンター等における 非行防止活動の推進	街頭補導や問題行動のある少年たちへの助言・指導、少年非行問題 等に関する相談、犯罪の被害に遭った少年の保護、保護者に対する サポート等、少年の健全育成に向けた非行防止活動を行います。	(警) 少年課
	3	少年サポートセンターにおける 立ち直り支援事業	補導された少年や、子ども家庭センターや学校などで相談を受けて いる少年のうち、体験活動等を通じた立ち直り支援が必要と判断した 少年に対して、様々な体験活動プログラムや福祉専門的プログラムを 実施します。非行が進んでいない初期段階の触法少年に対して、 学校や保護者と連携を図るとともに、継続的な面接指導を実施して 少年の立ち直りを支援し、再非行防止活動を推進します。	(福) 青少年 支援課、 (警) 少年課
	4	地域と連携した少年非行問題解決活動 の推進	少年の健全育成に携わる関係機関、団体、民間ボランティア、 地域住民等で構成する少年健全育成ネットワークにおいて、具体的な 事案・課題等を検討する会議を開催するとともに、個別の課題に応じ て関係機関等で構成する「少年健全育成サポートチーム」を編成し、 連携した対応により少年非行問題の解決にあたります。	(警) 少年課
	5	地域社会が一体となった非行防止対策 の推進	少年が利用する機会が多い娯楽施設を営む営業者からの協力を 基づき、その営業所を少年非行防止協力店として指定することなどに より、地域社会が一体となった非行防止活動を推進します。	(警) 少年課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
24 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止				
(2) 非行など 問題行動 を防ぐ施 策の推進	6	少年柔剣道の活動を通じた 少年健全育成の推進	関係団体及び地域住民と連携して少年に柔道や剣道を指導する活動を通じて、少年の非行防止と健全育成の推進を図ります。	(警) 少年課
	7	少年非行防止活動ネットワーク事業	少年非行の防止と少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐことを目的として、地域のボランティア等による少年非行防止活動ネットワークの定着化や活動活性化に向けた支援を行います。	(福) 青少年 支援課
25 青少年の健全育成の推進				
(1) 青少年を 取り巻く 社会環境 の整備	1	インターネット上の有害情報閲覧防止 にかかる努力義務	保護者や事業者等に対して、判断能力が未熟な青少年がインターネット上の有害情報を視聴しないための対応及び青少年のネット・リテラシーの向上に関する努力義務を定めた条例遵守を図ります。	(福) 青少年 支援課
	2	有害情報を遮断するフィルタリングの 利用促進及び青少年のインターネット 利用に関する教育及び啓発活動の推進	携帯電話事業者や大阪府警察、教育庁等と連携して、青少年や保護者に対してフィルタリングサービスの周知徹底を図るとともに、青少年が自ら考えて、性犯罪やゲーム課金の危険性等を認識しながらインターネットを適切に利活用できるよう、スマホ・SNS安全教室、ワークショップの開催やターゲティング広告の実施など教育啓発活動を展開します。	(福) 青少年 支援課
	3	13条指定図書類（有害図書類）・ 16条指定玩具刃物類（有害玩具刃物 類）への規制	青少年にとって有害な図書類や玩具刃物類の青少年への閲覧・販売等を禁止した条例遵守のため、事業者への立入調査等を行います。	(福) 青少年 支援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
25 青少年の健全育成の推進				
(1) 青少年を 取り巻く 社会環境 の整備	4	青少年の夜間外出制限施設への規制	青少年が夜間に利用しなければならない必然性に乏しい青少年夜間立入制限施設に対して、定期的に立入調査を行うなど条例遵守の徹底に努めることで、青少年の非行防止及び犯罪に巻き込まれない対策を進めます。	(福) 青少年 支援課
	5	夜間に外出させない保護者の努力義務	青少年を夜間に外出させない保護者の努力義務について周知徹底を図り、保護者の無関心を防止し、青少年を非行行為や犯罪被害から守ります。	(福) 青少年 支援課
	6	3条7号規定役務営業（有害役務営業）（いわゆる「JKビジネス」）を営む者への規制	青少年に悪影響を及ぼすおそれのある有害役務営業（いわゆる「JKビジネス」）に青少年に従事させること等を禁止した条例遵守のため、事業者への立入調査等を行います。	(福) 青少年 支援課
(2) 青少年の 健全な 成長を 阻害する 行為から の保護	1	青少年に対するわいせつ行為や勧誘行為等への規制	青少年に対するみだらな性行為やわいせつな行為及び違法行為等への勧誘等については、条例で処罰規定を設けており、青少年を犯罪の被害者にも加害者にもさせない対策を進めます。	(福) 青少年 支援課
	2	児童ポルノ等の提供を求める行為への規制（自画撮り被害の防止）	青少年に対し、当該青少年にかかる児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止しており、この規制の適切な運用により、いわゆる「自画撮り被害」を未然に防ぎます。	(福) 青少年 支援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
25 青少年の健全育成の推進				
(3) 青少年の 健やかな 成長の 促進	1	青少年育成大阪府民会議における 府民運動の展開	青少年問題の重要性を鑑み、広く府民の総意を結集するとともに、 青少年関係機関や団体の連携により青少年の健全育成を図ります。	(福) 青少年 支援課
	2	府立青少年海洋センターの運営	府立青少年海洋センターの運営を通じて、府内の子どもたちに カヌー等の体験活動の場を提供するとともに、府内の青少年育成団体 と連携して、様々な体験活動の機会を提供します。	(福) 青少年 支援課
	3	公共建築設計コンクール 「あすなる夢建築」事業	小規模な公共建築物を題材として、府内高校生・専修学校生等から アイデアを公募し、最優秀作品に選定された作品の提案趣旨を活かし て事業化を図ることによって、永く府民に愛され親しまれる公共建築 づくりの推進とともに、青少年に夢を与え、将来の建築技術者となる 青少年の育成を図ります。	(都) 公共建 築室計 画課
	4	府立男女共同参画・青少年センター (ドーンセンター)の運営	府立男女共同参画・青少年センターを通じて青少年活動に関する 情報発信及び活動の場を提供します。	(福) 青少年 支援課
	5	依存症対策の推進	ギャンブルや薬物、アルコールをはじめとした依存症が心身に 及ぼす影響等について、啓発資材を用いた授業や啓発ポスターの 掲示等を通じ、子どもたちに正しい知識の普及啓発に取り組みます。	(健) 地域保 健課
	6	薬物乱用防止対策の推進	覚醒剤や大麻、危険ドラッグなどの薬物乱用を防ぐため、 子どもたちに薬物に関する正しい知識を伝える薬物乱用防止活動を 推進します。	(健) 薬務課
	7	医薬品の適正使用の推進	医薬品は病気や怪我を治すのに役立つ一方、正しく使わなければ 副作用により健康を損なうおそれがある等、府民に、医薬品に関する 正しい知識の普及啓発に取り組みます。	(健) 薬務課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
26 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減				
(1) 子育てや 教育・保 育に関す る経済的 負担の 軽減	1	児童手当等の支給	次代の社会を担う子どもの育ちを支える基礎的な経済的支援を強化するため、児童手当等を支給します。	(福) 子ども 家庭企 画課
	2	母子医療給付事業	小児慢性特定疾病に罹患している児童に対する医療費の助成等を行います。 また、身体障害者福祉法第4条の規程による障がいをもつ18歳未満の児童等、入院治療を必要とする未熟児、及び結核に罹患し、入院治療を必要とする児童に対して医療費の給付等を行います。	(健) 地域保 健課
	3	福祉医療費助成	乳幼児等の健康の保持増進と経済的な負担の軽減を図るため、市町村が実施する医療費助成事業（乳幼児・ひとり親家庭・障がい児）に対する補助に加え、新子育て支援交付金により、子育て支援施策に取り組む市町村を支援します。	(福) 子ども 家庭企 画課、 地域生 活支援 課
	4	奨学金制度の周知・啓発	奨学金周知のための各種資料を作成します。 高等学校奨学金担当教員を対象とした奨学金制度説明会を開催し、奨学金事務、進路指導のために必要な制度説明を行います。 市町村進路相談員を対象とした研修を開催し、進路相談員の資質向上と奨学金制度の周知を行います。 生徒、保護者を対象とした説明会や相談会を開催し、奨学金制度の周知啓発を図ります。 大阪府教育委員会内において、奨学金相談専用電話を常設し、生徒、保護者からの奨学金に関する相談を行います。	(教) 高等学 校課
	5	高等学校等授業料支援補助事業 (完全無償化) (再掲)	生徒・保護者が公私を問わず自由に学校選択できるように、国の「高等学校等就学支援金」と併せて「国公立高等学校等授業料支援金」又は「私立高等学校等授業料支援補助金」を交付し、令和8年度に全学年で高等学校等の授業料の完全無償化を実施します。 ※令和6年度から段階的に所得制限を撤廃	(教) 施設財 務課、 私学課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
26 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減				
(1) 子育てや 教育・保 育に関す る経済的 負担の 軽減	6	大阪公立大学等授業料等支援事業 (完全無償化) (再掲)	親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学をあきらめることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、国の高等教育の修学支援新制度に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学等の授業料等の支援を令和2年度から実施します。 また、令和6年度から段階的に所得制限を撤廃し、令和8年度に全学年で授業料等の完全無償化をめざします。	(副)
	7	大阪公立大学工業高等専門学校授業料支援補助事業 (完全無償化) (再掲)	大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子どもの人数に制限なく自らの可能性を追求できる社会の実現と子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、国の就学支援金制度に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学工業高等専門学校の授業料の完全無償化を実施します。 令和6年度から段階的に所得制限を撤廃し、令和8年度に全学年で授業料の完全無償化をめざします。	(副)
	8	高等学校等奨学給付金事業	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給します。(国庫補助事業1/3)	(教) 施設財務課、私学課
	9	高等学校等就学支援金事業	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減、教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等の授業料に充てます。(所得制限あり、支給限度月数あり(全日制36月、定時制・通信制48月))	(副)
	10	高等学校等学び直し支援金事業	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の高等学校等就学支援金支給期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間(最長1年、定時制・通信制は最長2年)、継続して学び直し支援金を授業料に充てます。(所得制限あり。国庫補助事業10/10)	(教) 施設財務課、私学課、(副)
	11	大阪府育英会奨学金貸付事業	向学心に富みながら経済的理由で修学を断念することのないよう、(公財)大阪府育英会を通じて、高校生等に奨学金等の貸付を行うことで、教育の機会均等を図ります。	(教) 私学課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向 5 子育て当事者に対する支援				
26 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減				
(1) 子育てや 教育・保 育に関す る経済的 負担の 軽減	12	保育士修学資金貸付事業の実施	子ども・子育て支援新制度のもと、保育士資格の新規取得者の確保や保育士の離職防止、潜在保育士の再就職支援を図るため、修学資金や保育補助者の雇い上げ費用、保育料や再就職準備金など必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を図ります。	(福) 子育て 支援課
27 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築				
(1) 親子の育 ちを応援 し、子育 て家庭を 地域で支 える仕組 みの構築	1	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業を推進します。	(福) 子育て 支援課
	2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供などの援助を行います。	(福) 子育て 支援課
	3	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。	(福) 子育て 支援課
	4	養育支援訪問事業（再掲）	養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。	(福) 家庭支 援課
	5	要保護児童対策地域協議会の強化（再掲）	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業を推進します。	(福) 家庭支 援課
	6	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	保護者の疾病、出産、介護等の理由で一時的に児童の養育が困難になった場合や、レスパイト・ケア等の理由で親子での利用が必要になった場合に、児童養護施設等において、一定の期間、養育・保護する事業を推進します。	(福) 子育て 支援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
27 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築				
(1) 親子の育 ちを応援 し、子育 て家庭を 地域で支 える仕組 みの構築	7	乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。	(健) 地域保 健課
	8	子育て世帯訪問支援事業（再掲）	家事や子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を対象に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。	(福) 家庭支 援課
	9	児童育成支援拠点事業（再掲）	養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し生活の場を提供し、児童や保護者への相談支援等を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。	(福) 家庭支 援課
	10	親子関係形成支援事業（再掲）	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。	(福) 家庭支 援課
	11	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担軽減を図ります。	(福) 子育て 支援課
	12	妊娠・出産包括支援推進事業（再掲）	身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族に対する相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る「産前・産後サポート事業」や、産後1年以内の母子への心身ケア・育児サポートを行う「産後ケア事業」等について、連絡調整会議や研修等を実施し、市町村における実施体制の整備を支援します。 なお、「産前産後サポート事業」には、孤立しやすく、産前・産後で育児等の負担が多い多胎妊産婦を支援するための「多胎ピアサポート事業」や「多胎妊産婦サポーター等事業」を含みます。	(健) 地域保 健課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
27 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築				
(1) 親子の育 ちを応援し、子育 て家庭を 地域で支 える仕組 みの構築	13	伴走型相談支援の促進（再掲）	全ての妊産婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施する市町村を支援します。	(健) 地域保 健課
	14	妊産婦等生活援助事業（再掲）	特定妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院等にコーディネーター、看護師及び母子支援員を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施します。	(福) 家庭支 援課
	15	高齢者による子育て支援の推進	子どもに対する遊びの指導、安全確保などを通じた、高齢者による子育て支援活動の機会が広がるよう、市町村関係機関へ子育て支援に関心がある高齢者の情報提供等に努めます。	(福) 子育て 支援課 、介護 支援課
	16	幼児期からの生活習慣の確立支援 （生活リズム向上キッズ大作戦！ 事業）	子どもの家庭での生活状況を親子で一緒に確認するチャレンジカードや、生活習慣の重要性を理解するためのリーフレットにより、幼児期からの生活習慣の定着を図ります。	(福) 子ども 家庭企 画課
	17	教育コミュニティづくり推進事業 （家庭教育支援）（再掲）	市町村における親学習をはじめとする家庭教育に関する学習機会の提供を促進するとともに、支援が届きにくい家庭に対する訪問型家庭教育支援等の支援体制の整備や情報発信を行う市町村を支援します。	(教) 地域教 育振興 課
	18	障がい児とその保護者に対する 相談支援の充実	障がい児者の相談支援を行いサービス利用計画を作成する相談支援専門員の養成研修を計画的に実施し、市町村の基幹相談支援センターの設置促進や自立支援協議会の活性化を図るための大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣するなど、市町村の障がい児者の相談支援体制が充実・強化するよう支援します。	(福) 地域生 活支援 課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
27 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築				
(1) 親子の育 ちを応援 し、子育 て家庭を 地域で支 える仕組 みの構築	19	食に関するボランティア等の食育活動支援	地域において府民の生活に密着した活動を行っている地域活動栄養士会や大阪府食生活改善連絡協議会等の食育活動を支援するとともに、管理栄養士・栄養士養成施設等の学生による地域での食育ボランティア活動が拡大するよう支援します。	(健) 健康づ くり課
	20	地域等での共食・食育の推進	地域において、親子料理教室等の学びながら食を楽しめる機会や子どもから高齢者まで食を通じたコミュニケーションが図れる共食の機会を提供するとともに、健康アプリやA I等を活用した食事評価、栄養管理を推進します。	(健) 健康づ くり課
	21	大阪府中央卸売市場における食育の推進	府内食品流通基地の拠点である中央卸売市場において、食育の推進を図ります。	(環) 中央卸 売市場
	22	保育所・認定こども園における食育の取組支援	市町村等関係機関と連携し、保育所等に対する食事プロセスの普及啓発や、食事提供関係者を対象とする研修会の開催等を通じて、食育に関する情報提供等を行うことにより、保育所等における食育の取組を支援します。	(福) 子育て 支援課
	23	広域連携・官民協働による子育て応援事業（まいど子どもカード）	企業等の協賛を得て、子育て世帯がシンボルマークのついた携帯電話画面を店舗で掲示することで、割引・特典などのサービスを提供することにより、子育て世帯を社会全体で応援する機運醸成を図ります。	(福) 子ども 家庭企 画課
	24	児童福祉施設への「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の周知	児童福祉施設において食事の提供や栄養管理を行うことにより、子どもの健やかな発育・発達を支援するため、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」を周知し、食を通じた児童の健全育成に関する取組を推進します。	(福) 子育て 支援課、 家庭支 援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
27 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築				
(1) 親子の育 ちを応援 し、子育 て家庭を 地域で支 える仕組 みの構築	25	生活困窮者への支援	生活困窮者の自立を支援するため、生活困窮者の状況に応じて包括的な支援を行っています。家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用や離職などにより住居を失った方等に対し、一定期間、家賃相当額を支給する住居確保給付金、家計に関するアセスメントを行い、家計管理による生活再建をめざす家計改善支援事業、貧困の連鎖を防止するため生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行う子どもの学習・生活支援事業などを実施します。	(福) 地域福 祉課
	26	困難な問題を抱える女性への支援	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）に対し、女性相談センターにおいて相談事業を実施し、必要な支援や情報提供を行うほか、府内市町村に設置された女性相談窓口の周知に努めます。	(福) 家庭支 援課
(2) 子育て家 庭を支援 する地域 ネット ワークの 構築	1	福祉サービス第三者評価事業の推進	福祉サービスの質の向上を促し、併せて、福祉サービス情報を利用者に広く周知するため、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表する福祉サービス第三者評価事業を推進します。	(福) 地域福 祉課
	2	地域福祉・高齢者福祉交付金（再掲）	地域の中で課題がある子どもとその世帯の「見守り・発見・つなぎ」を行うCSWの配置や居場所づくりのほか、市町村の自主性・創造性を活かした施策が展開されるよう、市町村に対し交付金による支援を行います。	(福) 地域福 祉課、 介護支 援課
	3	民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援	地域住民の身近な相談役として、生活相談や助言、福祉サービス情報の提供等ができるよう、民生委員・児童委員、主任児童委員への各種研修を実施するとともに、各々の活動の促進を図ります。	(福) 地域福 祉課
	4	地域の社会資源の見える化の推進	子ども食堂を含む子どもの居場所等の必要な情報をわかりやすく発信することで、こどもの居場所の活性化を図ります。	(福) 子育て 支援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
28 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進				
(1) 仕事と生活の調和の推進、働き方改革の推進	1	認定こども園整備事業、保育所等整備事業、小規模保育設置促進事業（再掲）	認定こども園等の施設整備、待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備及び小規模保育事業所の設置等により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う市町村を支援します。	(福) 子育て支援課
	2	「男女いきいき」事業者登録・認証・表彰制度	男女ともいきいきと働くことのできる職場環境づくりの取組を進める意欲のある事業者を登録・認証・表彰する「男女いきいき」各種制度により、事業者の取組を応援します。	(府) 男女参画・府民協働課
	3	仕事と子育ての両立の推進	仕事と子育ての両立を推進するため、労働関係啓発冊子の配布、セミナー等において関係テーマを取り上げ周知します。また、労働時間短縮の促進などについて、企業等に対し、啓発を行います。	(商) 労働環境課
	4	各種啓発冊子の作成と関係セミナーの実施など、労働相談の実施	労働関係啓発冊子、セミナー等において関係テーマを取り上げ、周知します。労働相談において関係内容に対応します。	(商) 労働環境課
	5	各種啓発冊子の作成と関係セミナーの実施など、労働相談の実施（再掲）	働き方改革関連法の施行を踏まえ、労働関係法制度等の普及啓発を行うとともに、労使紛争・労働問題の未然防止、解決に向けた支援を行います。	(商) 労働環境課
	6	労働環境改善事業の実施	中小企業・小規模事業者へのヒアリングを通じて課題の掘り起こしや整理を行い、自社の課題分析や課題への対応がわからない事業者には個別に助言を行うなど、企業に応じた労働環境改善の取組を推進しています。	(商) 労働環境課
	7	ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間における普及啓発	平成30年度から11月を「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」と定め、ノー残業デーの実施などによる時間外労働の削減や、年次有給休暇の取得促進などを呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた機運の醸成を図っています。	(商) 労働環境課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
28 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進				
(2) 女性活躍 の推進	1	OSAKA女性活躍推進会議	女性が自らの意思によって持てる能力を十分に発揮し、様々な分野で活躍できる社会の実現に向けて、行政と経済団体、労働団体、大学等が相互に連携・協力し、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げます。	(府) 男女参 画・府 民協働 課
	2	保育活動と就職活動の一体的支援	OSAKAしごとフィールドで、結婚・出産等を機に離職した女性等に対して、保活と就活を一体的に支援しています。 また、同建物内にある民間保育所「保育ルーム キッズもみの木」と連携し、就職活動中の一時保育サービスを提供しています。	(商) 就業促 進課
	3	女性のための相談窓口	ドーンセンターにおいて、専門の相談員やカウンセラーなどが、生き方、子育て、家族、人間関係、仕事の悩みなど、様々な悩みに応じる相談窓口を設置しています。	(府) 男女参 画・府 民協働 課
	4	女性のためのコミュニティスペースの開設	ドーンセンターにおいて、カウンセラー等の資格を持つ女性の支援スタッフによる情報提供や相談窓口の紹介、同じ悩みを持つ方同士の交流会等の開催、また、民間企業等からの協賛による生活用品等を必要に応じて提供しています。	(府) 男女参 画・府 民協働 課
	5	再就職を希望している女性を対象としているカウンセリングの実施	ドーンセンター情報ライブラリーに設置の女性就労支援コーナーを活用し、結婚や出産などで仕事を中断した後に再就職を希望している女性を対象にキャリアカウンセリングを実施するなど、就職や再就職活動を円滑にスタートさせることを応援します。	(府) 男女参 画・府 民協働 課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
28 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進				
(3) 男性の 家事・子 育てへの 主体的な 参画促進	1	労働環境改善事業の実施（再掲）	中小企業・小規模事業者へのヒアリングを通じて課題の掘り起こしや整理を行い、自社の課題分析や課題への対応がわからない事業者には個別に助言を行うなど、企業に応じた労働環境改善の取組を推進しています。	(商) 労働環 境課
	2	男性のための電話相談窓口	家族・パートナー、職場の人間関係、生き方、からだやこころの不調など、男性の様々な悩みについて、男性相談員が相談に応じます。	(府) 男女参 画・府 民協働 課
29 ひとり親家庭等の自立促進				
(1) ひとり親 家庭等の 自立促進	1	ひとり親家庭の親対象の優先枠の設定（高等職業技術専門校）	夕陽丘校の3科目において、ひとり親家庭の親を対象とした優先枠を設定することで入校を促し、職業訓練を実施します。 【優先枠設定科目】 建築内装CAD科、ビル設備管理科、ビルクリーニング管理科	(商) 人材育 成課
	2	ひとり親家庭の父母等を対象とした職業訓練（民間委託訓練）	ひとり親家庭の父母等を対象に、就職に必要な知識・技能の習得を図り、職業的自立を促進する訓練を実施します。	(商) 人材育 成課
	3	母子家庭等就業・自立支援センター事業 （就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業）	就業と子育ての両立を図るため、就業や日常生活の支援を組み合わせたワンストップによる事業を展開するとともに、マザーズハローワークをはじめとした就業相談機関と連携して、身近な地域での相談体制の整備や雇用の確保、職場への定着など就業による自立に向けた支援の充実を図ります。	(福) 子育て 支援課
	4	母子・父子自立支援プログラム策定事業	政令・中核市を除く市町等において、児童扶養手当受給者等の自立・就労支援のために、個々のひとり親家庭の親の実情に応じた自立支援プログラムを策定します。また、関連事業との連携強化を図り、就労意欲の醸成をはじめ、職業能力の開発や向上、職場定着に向けたフォローアップ等、きめ細かで重層的かつ継続的な一貫した就労・自立支援を促進します。	(福) 子育て 支援課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
29 ひとり親家庭等の自立促進				
(1) ひとり親 家庭等の 自立促進	5	母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定した雇用につながるよう、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業において就業に有利な資格の取得支援を充実します。	(福) 子育て 支援課
	6	ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の実施	ひとり親家庭等が仕事と子育てを円滑に両立できる環境が広がることをめざす取組として、ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度を実施します。	(福) 子育て 支援課
	7	ひとり親家庭等日常生活支援事業及びファミリー・サポート・センター事業	日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努めます。また、ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進します。	(福) 子育て 支援課
	8	ひとり親家庭等生活向上事業 (家計管理・生活支援講習会等事業)	生活支援に関する講習会を実施し、家庭での育児、児童のしつけなど子どもの世話や家事など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決を図るよう努めます。	(福) 子育て 支援課
	9	ひとり親家庭等生活向上事業 (こどもの生活・学習支援事業)	子どもの健やかな育成環境や学習機会の確保を図るため、居場所づくりを含めた学習支援等を推進します。	(福) 子育て 支援課
	10	相談関係職員研修支援事業	母子・父子自立支援員など相談関係者の資質向上を図るための研修会や情報提供を行います。	(福) 子育て 支援課
	11	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、子どもの修学や親自身の就労などに要する資金を、必要かつ償還可能な範囲で貸付を行います。	(福) 子ども 家庭企 画課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
30 共同養育の取組				
(1) 親子交流 の促進	1	大阪府離婚前後の親支援講座事業及び 養育費等支援事業	離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、 親子交流や養育費の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供 するための親支援講座等の取組を推進します。 また、府立母子・父子福祉センターにおいて、養育費や親子交流に 関する専門家相談を実施します。	(福) 子育て 支援課
	2	親子交流支援事業	子どもと離れて暮らしている父母の一方が子どもと交流する 親子交流を支援します。	(福) 子育て 支援課
(2) 養育費 確保への 支援	1	大阪府離婚前後の親支援講座事業及び 養育費等支援事業 (再掲)	離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、 親子交流や養育費の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供する ための親支援講座等の取組を推進します。 また、府立母子・父子福祉センターにおいて、養育費や親子交流に 関する専門家相談を実施します。	(福) 子育て 支援課
	2	大阪府養育費の履行確保等支援事業	福祉事務所未設置の町村にお住いのひとり親の方の養育費に関する 公正証書等作成や強制執行費用や養育費保証契約費用、ADR・ ODRにかかる費用の一部について補助します。	(福) 子育て 支援課
(3) 共同養育 に関する 普及啓発	1	共同養育に関する市町村等への研修	民法改正に伴う離婚後の共同親権の導入や養育費・親子交流等の 見直しを踏まえ、個別事情に配慮した支援を実施できるよう、市町村 の職員に対して、共同養育に関する研修を実施するなど、普及啓発に 努めます。	(福) 子育て 支援課
31 子育て世帯向け住宅支援の充実				
(1) 子育て 世帯向け 住宅支援 の充実	1	住宅の耐震化の促進	市町村との連携による耐震診断、改修設計、改修補助を実施し、 住宅の耐震化を促進します。	(都) 都市防 災課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
31 子育て世帯向け住宅支援の充実				
(1) 子育て 世帯向け 住宅支援 の充実	2	防犯に配慮した住宅にかかる 指針・ガイドブックの周知	防犯に配慮した住宅にかかる指針・ガイドブックを周知します。	(都) 建築指 導室建 築安全 課
	3	住宅セーフティネット制度	子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、市町村や 宅地建物取引業者等と連携し、セーフティネット住宅の登録・ 居住支援法人の指定を促進するとともに、よりきめ細やかな支援を 行うために市区町村単位の居住支援協議会の設立を促進します。	(都) 居住企 画課
	4	公的賃貸住宅・民間住宅での子育て 世帯向け住宅支援の充実	公的賃貸住宅において、子育て世帯等の入居促進や子育てしやすい 住まい・住環境の整備を推進します。 市町村や関係団体等と連携し、空家の利活用による既存住宅流通の 促進などに取組むとともに、関係者間で先進的取組の情報共有を行う などにより、住宅支援の充実を図ります。 また、子育て世帯が住まいに関する情報を選択しやすくなるよう 市町村や公的賃貸住宅事業者等が提供する各種住宅支援制度を一元的 に情報発信します。	(都) 居住企 画課
	5	府営住宅の「新婚・子育て世帯向け 募集」の拡充	子育て世帯の居住の安定を確保するため、「新婚・子育て世帯向け の募集」を拡充します。	(都) 住宅経 営室経 営管理 課
	6	府営住宅の「親子近居向け募集」の 実施	親世帯又は子世帯が互いに近隣において介助又は子育てができる よう、子育て世帯が親世帯と近接して居住する親子近居向け募集を 推進します。	(都) 住宅経 営室経 営管理 課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
31 子育て世帯向け住宅支援の充実				
(1) 子育て 世帯向け 住宅支援 の充実	7	府営住宅の「福祉世帯向け募集」枠の実施	ひとり親世帯の居住の安定を図り、自立を支援するため、「福祉世帯向け募集」（優先入居）の対象世帯として、ひとり親世帯を位置づけ、募集を推進します。 また、DV被害により事実上婚姻関係が破綻している母子世帯等に準じる状況にある世帯を支援し、居住の安定を図るため、「福祉世帯向け募集」の対象世帯として、ひとり親世帯を位置づけ、募集を推進します。	(都) 住宅経営 室経営 管理課
	8	府営住宅における子育て世帯向け住戸の整備	子育て世帯向けの住戸ニーズへの対応を目的に、建替住宅において、3DK・4DKプランの住戸で和室1室を洋室化するほか、既存住宅も含め、子どもの安全対策を目的に、シャッター付きコンセントや補助錠などの設置を進めます。	(都) 住宅経営 室住宅 整備課、 施設保全 課
	9	府営住宅における居住環境等の整備	「新婚・子育て世帯向け募集」を行う団地を対象に、既存公園へのキッズスペース等の設置を進めます。 また、府営住宅の空室を活用し、民間事業者等による子育て世帯の支援施設等の導入を推進します。	(都) 住宅経営 室施設 保全課、 経営管理 課
	10	府営住宅の建替えにより生じる用地の社会福祉施設等としての活用	府営住宅の建替えにより生み出された用地の、保育所などの社会福祉施設等としての活用を市町と連携して促進するとともに、若年世帯・ファミリー向け民間住宅等の多様な住宅供給を図ります。	(都) 住宅経営 室施設 保全課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
32 その他子育てを支援する取組の推進				
(1) こども 家庭セン ターの 設置促進	1	市町村の家庭支援体制等の整備に 向けた取組の支援（再掲）	全ての妊産婦・子育て世帯の包括的な相談支援等を行う「こども 家庭センター」の市町村における設置促進に取り組みます。	(健) 地域保 健課 (福) 家庭支 援課
(2) 身近な場 所や地域 における 相談体制 の充実	1	地域の子育て世帯等に対する相談体制 の充実（再掲）	社会福祉協議会などが実施する研修をスマイルサポーター研修 として認定し、妊産婦や子育て世帯に対して必要な情報の提供や 相談・助言を行います。	(福) 子育て 支援課
	2	地域子育て相談機関の設置促進 （再掲）	地域の子育て世帯や子どもが身近に相談できる地域子育て相談機関 を設置する市町村を支援します。	(福) 子育て 支援課
(3) 子育てし やすい 公共施設 等の整備 の推進	1	大阪府福祉のまちづくり条例	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び 「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての人が安心して まちに出かけ、容易に都市施設を利用できるよう、福祉のまちづくり を推進します。また、子育て支援のための福祉整備（授乳場所、 乳幼児用いす・ベッド等）についても、「大阪府福祉のまちづくり 条例」に基準を定め、子育てにやさしい住環境の整備を促進します。	(都) 建築環 境課
	2	みどりづくり推進事業（活動助成）	地域住民、NPO、学校等が一体となって行う樹木の植栽、 花壇づくりや運動場・園庭の芝生化などの緑化活動を支援します。	(環) みどり 企画課

第4章 基本方向に基づく取組

3. 個別事業の取組

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
32 その他子育てを支援する取組の推進				
(3) 子育てし やすい 公共施設 等の整備 の推進	3	受動喫煙防止対策の推進	多数の者が利用する施設や子どもがいる空間において、健康増進法、大阪府受動喫煙防止条例及び大阪府子どもの受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえ、望まない受動喫煙のない環境整備を図ります。	(健) 健康づ くり課
	4	子どもや子育て世帯が外出しやすい 社会づくりの機運の醸成	ベビーカーファスト・トラックの導入促進やベビーカー（子ども・子育て世帯）外出応援事業の実施等により、ベビーカーや小さな子ども連れの方等が移動・外出しやすい社会づくりのための機運を醸成します。	(福) 子ども 家庭企 画課

第5章 重点施策

「大阪府子ども計画」では、基本方向の「重点的な取組」に掲げる事業のうち、大阪府として、特に重点的に取り組む15項目を重点施策として設定し、積極的に取組を進めていきます。

取組の方向性	重点施策項目	
基本方向１：子どもを生み育てることができる社会【子どもの誕生前から幼児期まで】		
妊娠・出産、子育てを大阪全体で支える社会づくり 子どもを生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までの子どもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実を図ります。	①	安心して子どもを生み育てることができる環境の整備
	②	幼児教育・保育内容の充実と教育・保育を支える人材の確保・資質の向上
基本方向２：子どもが成長できる社会【学童期・思春期】		
大阪の未来を担う子どもたちを育てる社会づくり 子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが、夢や志を持ち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。	③	すべての子どもへの学びの機会の確保
	④	確かな学力の定着と学びの深化
	⑤	子どもの居場所づくりの推進
基本方向３：若者が自立できる社会【青年期】		
大阪の若者が自らの意思で将来を選択し、自立できる社会づくり 若者が経済的な不安なく、良質な雇用環境の下で将来展望を持って生活できる仕組みづくりを進めるとともに、若者が社会の一員として役割を果たせるよう、企業、学校等の関係機関の協力のもと、若者の自立支援等を行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。	⑥	将来を見通して安心して仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりの推進
	⑦	若者の就職支援の強化
	⑧	子ども・若者が自らの意思で将来を選択し、再チャレンジできる取組の推進

取組の方向性	重点施策項目	
基本方向４：子どものすべての成長過程（ライフステージ）にわたる支援		
心身の状況、置かれた環境にかかわらず、大阪のすべての子どもが幸せな状態で成長できる社会づくり 必要なときに必要なサービスを受けることができる体制を確保し、子どもの成長過程全体を通じた支援によって、子どもの心身の状況、置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう推進します。	⑨	子どもの貧困対策の推進
	⑩	障がいのある子どもへの支援の充実
	⑪	児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備
	⑫	ヤングケアラーをはじめ、困難を抱える子ども・若者への支援の充実
基本方向５：子育て当事者に対する支援		
大阪の子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合える社会づくり 家庭と社会が、相互に養育力を補完し、高め合うとともに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、また、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事等を両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくりまします。	⑬	子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減
	⑭	子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備
	⑮	ひとり親家庭等への支援の充実

重点施策① 安心して子どもを生み育てることができる環境の整備

(1) 方向性

プレコンセプションケアを推進し、子どもを産みたいときに安心して妊娠・出産し、子育てができる保健・医療環境をつくります。

「にんしんSOS」相談事業

～「ハイリスク妊婦」の未然防止～

予期せぬ妊娠・出産に悩む妊婦等に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡、サービスの紹介など、情報提供と必要な支援に繋ぐことにより、妊婦の孤立化を防ぎます。

最重症合併症妊産婦受入体制構築事業

～「ハイリスク妊婦」の受入体制の整備～

産科合併症の重篤化等により生命の危機にある妊婦等に高度専門的な周産期医療・救急救命医療を同時に提供できる医療機関へ迅速に受け入れられる体制を確保します。

プレコンセプションケア啓発事業

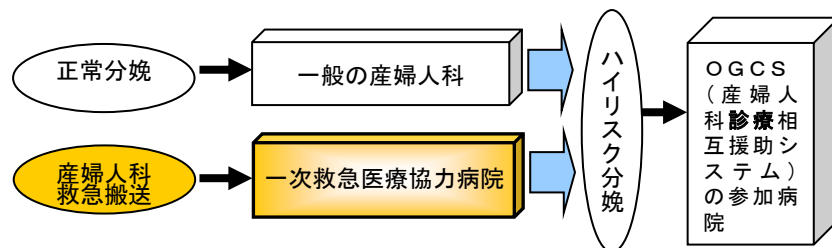
～リスクのある妊娠の未然防止～

性・妊娠に関する正しい知識の普及を図るため、チャットによる相談、セミナーの実施などにより、プレコンセプションケアの周知・啓発を図ります。

産婦人科救急搬送体制確保事業

～「ハイリスク妊婦」の受入体制の整備～

府内を3つの区域に分け、当番制により受け入れ担当病院を決定。当番病院は患者受け入れに必要な体制を確保し、かかりつけ医のない妊婦等の救急搬送を必ず受け入れます。



周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業

～緊急搬送の円滑化～

大阪母子総合医療センターに、母体に危険があるなど緊急搬送が必要な妊婦の搬送先調整を担う専任医師をコーディネーターとして配置します。

周産期における保健・医療の取組

第5章 重点施策

重点施策① 安心して子どもを生み育てることができる環境の整備

(2) 施策の内容

施 策	概 要
周産期医療・小児医療等の体制整備	安心して子どもを生み育てることができる周産期医療・小児医療等の体制整備に取り組めます。
不妊・不育、予期せぬ妊娠、性に関する相談支援、プレコンセプションケアの推進	不妊・不育治療、予期せぬ妊娠や性に関する相談支援とともに、性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発などのプレコンセプションケアの推進に取り組めます。
妊産婦等への保健施策の推進	妊産婦健康診査や伴走型相談支援をはじめ、家族も含めた産前・産後サポート事業や産後ケア事業等を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築に取り組めます。
乳幼児期における保健施策の推進	新生児マススクリーニング検査や乳幼児健診の充実により、疾患や障がいの早期発見・早期治療につなげる支援体制整備に取り組めます。

(3) 成果指標

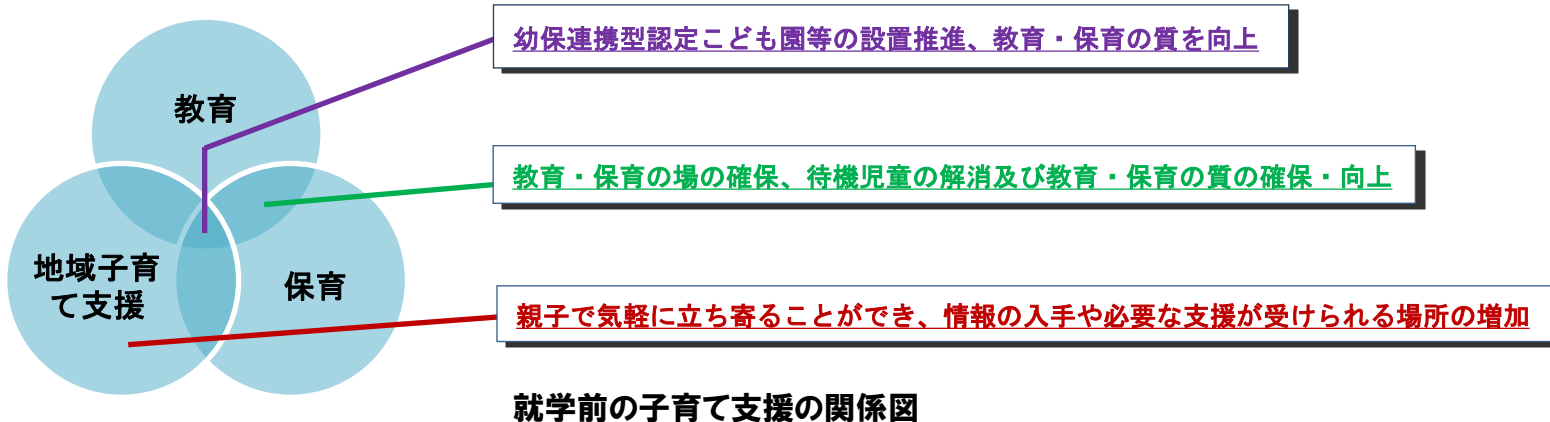
項 目	直近の実績値 (R 6 当初又はR 5 年度)	目標値 (R 12 当初又はR 11 年度)
地域の拠点となる医療機関の確保	総合・地域周産期医療センター：23か所（R 6 当初） 小児中核・地域医療センター：28か所（R 6 当初）	引き続き確保（R 11 年度）
「にんしんSOS」相談対応件数（実数・延数）	実数：829件、延数：1,298件（R 5 年度）	引き続き対応（R 11 年度）
救急隊からの依頼による当番病院での未受診妊婦等受入件数	1,227件（R 5 年度）	引き続き受入（R 11 年度）
カラダと性の相談室におけるチャット相談件数	136件（R 5 年度）	引き続き実施（R 11 年度）
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	94.1%（R 5 年度）	R 3 年度より増加（R 11 年度）
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	3・4か月児 88.3%（R 3 年度） 1歳6か月児 80.9%（R 3 年度） 3歳児 75.3%（R 3 年度）	R 3 年度より増加（R 11 年度）
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	3・4か月児 95.5%（R 3 年度） 1歳6か月児 89.3%（R 3 年度） 3歳児 73.2%（R 3 年度）	R 3 年度より増加（R 11 年度）

重点施策② 幼児教育・保育内容の充実と教育・保育を支える人材の確保・資質の向上

(1) 方向性

- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子どもが格差なく質の高い学びへつながることができるよう体制をつくります。
- 幼児教育・保育の質の向上、地域の実情に応じた受け皿整備や認定こども園等への円滑な移行の支援、保育士等の確保に取り組み、子どもが病気の時、一時的に保育が必要なとき、医療的ケア児など特別な配慮を必要とする子どもなど、多様なニーズへ対応するとともに、保育所等に通っていない子どもも含め、全ての子どもの育ちを支える良質な成育環境をつくります。

■ 幼児教育・保育内容の充実



■ 幼児教育・保育、地域の子育て支援に必要な人材の確保・資質の向上

◆ 保育教諭の確保

- ・ 幼保連携型認定こども園で教育・保育を行う保育教諭の確保

◆ 保育士等の確保・人材定着

- ・ 保育所等で保育を行う保育士等の確保
- ・ 保育士等の定着率の増加

◆ 子育て支援に関わる人材の資質の向上

- ・ 保育士、保育教諭、幼稚園教諭、地域子育て支援拠点の現任職員等への研修の実施
- ・ 市町村が実施する現任職員等への研修に対する支援
- ・ 幼児教育アドバイザーの育成・支援
- ・ 幼児教育推進指針を踏まえ、幼児教育センターによる幼児教育の推進及び体制の充実

第5章 重点施策

重点施策② 幼児教育・保育内容の充実と教育・保育を支える人材の確保・資質の向上

(2) 施策の内容

施 策	概 要
教育・保育内容の充実	切れ目のない教育・保育を受けることができるよう推進するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育内容の充実を図ります。
教育・保育にかかる人材の確保及び資質の向上	教育・保育を提供する事業者が安定的に幼稚園教諭・保育教諭・保育士等を確保するとともに、研修の充実等により質の高い教育・保育を提供します。
保育が必要な全ての家庭に保育を提供する取組等の推進	待機児童の解消に向けて保育等の受け皿整備、認定こども園等への円滑な移行や幼稚園における預かり保育への支援等に取り組みます。また、子どもが病気のときや一時的に保育が必要なとき、医療的ケア児など特別な配慮を必要とするときなど多様なニーズに対応するとともに、保育所等に通っていない子どもも含めて子どもの育ちを応援します。

(3) 成果指標

項 目	直近の実績値 (R 6 当初又はR 5 年度)	目標値 (R 12 当初又はR 11 年度)
認定こども園の数	859か所 (R 6 当初)	990か所 (R 12 当初)
保育教諭・保育士の数	37,673人 (R 4. 10. 1)	43,371人 (R 12 当初)
キャリアアップ研修の修了者数	58,914人 (R 5 年度までの累計)	109,410人 (R 11 年度までの累計)
待機児童数	111人 (R 6 当初)	0人 (R 12 当初)
こども誰でも通園制度の実施数	—	31市町村 (R 11 年度)
病児保育事業の延べ利用児童数	193,328人日 (R 4 年度)	277,733人日 (R 11 年度)

重点施策③ すべての子どもへの学びの機会の確保

(1) 方向性

子どもの置かれている環境にかかわらず、全ての子どもに学びの機会を確保し、夢や志を持って様々なことにチャレンジし、粘り強く諦めない自主性・自立性を育成する取組を社会全体で支援します。

(2) 施策の内容

施 策	概 要
学校におけるセーフティネットとなる居場所づくりの推進	いじめや不登校、貧困、虐待、またヤングケアラーなど子どもたちをめぐる様々な現状や課題を早期に把握・対応するため、スクールカウンセラー等とともに、校園種間での接続時における情報共有や関係機関との連携により、学校がチームとして組織的に対応する取組を推進します。また、不安や悩みを抱える子どもたちが安心して相談することができるよう、相談体制を充実させます。
夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成	子どもたちが地域や社会とつながり、活躍したいという熱意を持ち、豊かで活力あふれる人生を歩むことができ、自己の職業適性や将来設計、社会的自立について考えることができるよう、実社会とのつながりを含む一貫したキャリア教育を推進します。 子どもたちが社会の一員としての意識をもち、主体的に判断し、他者と連携・協働しながら行動できる力を身につけることができるよう、社会制度等への意識を高める姿勢を育成します。
高校・大阪公立大学等の授業料等完全無償化	大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子どもの人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現・子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、私立高校・国公立高校・大阪公立大学等の授業料等の完全無償化をめざします。

第5章 重点施策

重点施策③ すべての子どもへの学びの機会の確保

(3)成果指標

項 目	直近の実績値 (R 6当初又はR 5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
府立高校におけるインターンシップ実施率 (全日制・定時制)	44.8% (R 5 年度)	60% (R11年度)
府立高校卒業者のうち就職を希望していた者の就職率	96.2% (R 5 年度)	100% (毎年度) ※ 1
府立高校全日制課程の子どもたちの中退率	1.4% (R 4 年度)	全国の値以下を達成・維持 (毎年度) ※ 1
スクールカウンセラー相談件数 (府内) ※ 2	小学校 : 47,386件 (R 5 年度) 中学校 : 98,589件 (R 5 年度) 府立高校 : 7,670件 (R 5 年度)	小学校 : 52,000件 (R11年度) 中学校 : 108,000件 (R11年度) 府立高校 : 8,400件 (R11年度)
スクールソーシャルワーカーの支援件数 (府内)	小・中学校 : 58,469件 (R 5 年度) 府立高校 : 6,500件 (R 5 年度)	小・中学校 : 65,000件 (R11年度) 府立高校 : 7,150件 (R11年度)
新規不登校者数の千人率 (政令市を除く)	小学校 : 9.9人 (R 4 年度) 中学校 : 26.1人 (R 4 年度) 府立高校 : 31.1人 (R 4 年度)	小学校 : 5.0人 (R 9 年度) ※ 1 中学校 : 12.0人 (R 9 年度) ※ 1 府立高校 : 12.0人 (R 9 年度) ※ 1

※ 1 「第 2 次大阪府教育振興基本計画 前期事業計画」 (R 5 年度～R 9 年度) に基づく目標値

※ 2 体制充実を図ることにより、これまで相談できなかった子どもたちからも相談を受けることで、スクールカウンセラーへの相談件数がR 5 年度より増加するものと考えています。

重点施策④ 確かな学力の定着と学びの深化

(1) 方向性

すべての学びの基礎となる確かな学力を定着させ、さらに自ら考え将来を生き抜く力を育成します。そのため、国が示す「令和の日本型学校教育」等を踏まえ、子どもたちが社会や地域の課題に興味・関心を持ち、解決に向けた探究的な学習を行う機会や、横断的かつ総合的に学習する機会を積極的に取り入れるとともに、あらゆる学びの場面において、子どもたち一人ひとりに応じた指導と、子どもたちが互いに学び合う学習の一体的な実現に取り組むことにより、子どもたちの学びを深化させます。

また、個々の子どもたちの障がいの状況に応じた合理的配慮を的確に行うとともに、不登校の子どもたちへの指導や日本語指導が必要な子どもたちへの支援をはじめ、子どもたちの多様性や教育ニーズに適切に対応した学びを提供します。そのため「『ともに学び、ともに育つ』教育」のさらなる深化はもとより、関係機関・専門人材との連携による支援を強化します。

(2) 施策の内容

施 策	概 要
個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化	子どもたちが学習内容を深く理解し、すべての学びの基礎となる確かな学力を身につけることができるよう一人ひとりの学力・学習の状況を把握・分析し、その結果を活用する取組を進めます。また、生涯にわたって主体的に学び続ける姿勢や他者との協働により課題を解決する姿勢を身につけることができるよう主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行います。
社会や地域とつながる探究的な学習の実践	子どもたちが、学ぶ意義を理解し、意欲を高め、自ら日常の生活や地域・社会等に関する課題を見つけ、解決につなげるために必要となる一連の能力を身につけることができるよう、また、課題発見、課題解決の能力の基礎を身につけることに加え、創造力や表現力を豊かにするため多様な情報の活用や地域等との協働による学びを充実させます。
障がいのある子どもたちの教育の充実	障がいのある子どもたちが、一人ひとりの障がいの状況や教育ニーズに応じた教育を受けることができるよう、多様な学びの場を設けるとともに、府立支援学校が支援教育のセンター的機能を発揮し、地域の学校園における校内支援体制の充実に向けた支援を行います。
配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実	不登校の子どもたちが、将来に向けて社会に参加しつつ充実した人生を過ごしていくことができるよう、一人ひとりの状況に応じ、多様な主体と連携しながら社会的自立に向けた学習指導・支援に取り組めます。日本語指導が必要な子どもたちが、日本語で日常会話をしたり、授業を受けたりすることができるよう、日本語学習の支援を充実させます。

第5章 重点施策

重点施策④ 確かな学力の定着と学びの深化

(3)成果指標

項 目	直近の実績値 (R 6 当初又は R 5 年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの平均正答率（府内）	小 6 国語：66.0% 小 6 算数：62.1%（R 5 年度） 中 3 国語：68.0% 中 3 数学：49.9%（R 5 年度）	全国の値以上の達成・維持（毎年度）※
全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの無解答率（府内）	小 6 国語：5.1% 小 6 算数： 3.5%（R 5 年度） 中 3 国語：5.2% 中 3 数学：11.0%（R 5 年度）	全国の値以下の達成・維持（毎年度）※
授業に対し、肯定的評価をした府立高校生の割合	84.4%（R 5 年度）	前年度よりも増加※
学校生活に対し、肯定的評価をした府立支援学校の子どもたち及び保護者等の割合	84.8%（R 5 年度）	前年度よりも増加※
新規不登校者数の千人率（政令市を除く） 【再掲】	小学校： 9.9人（R 4 年度） 中学校：26.1人（R 4 年度） 府立高校：31.1人（R 4 年度）	小学校： 5.0人（R 9 年度）※ 中学校：12.0人（R 9 年度）※ 府立高校：12.0人（R 9 年度）※
日本語指導が必要な小・中学校の子どもたちのうち、特別の教育課程による日本語指導を受けた子どもたちの割合	98.7%（R 5 年度）	100%（R 9 年度） ※
日本語指導の必要な子どもたちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を行っている府立高校の割合	92.5%（R 5 年度）	100%（R 9 年度） ※

※「第2次大阪府教育振興基本計画 前期事業計画」（R 5 年度～R 9 年度）に基づく目標値

重点施策⑤ 子どもの居場所づくりの推進

(1) 方向性

放課後等に地域で子どもが安全に過ごすことのできる子どもの居場所(※)の確保や困難を抱える子どもや保護者を地域の見守り等につなぐことができる環境を整備します。

(※) 子どもの居場所：こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである(こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する指針」)

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

放課後における子どもの居場所については、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」における「加速化プラン」及び国が策定した「放課後児童対策パッケージ」に基づき、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、取組を進めていきます。

- 放課後児童クラブの運営費への支援
- 放課後児童クラブの整備費への支援
- 放課後児童支援員の確保及び職員の資質向上を図るための研修の実施

子ども食堂等の 居場所づくり

地域の子どもたちを対象に、食事や居場所を提供して見守りを行い、必要に応じて支援機関につなぐ場でもある子ども食堂等の居場所に対し、財政支援を行います。また、支援が必要な子どもや保護者に対して、居場所に関する情報の周知を図り、子どもの居場所づくりの取組を進めていきます。

- 公民連携による子ども食堂を含む子どもの居場所への支援
公民連携の取組により、民間企業から食材等の提供や体験活動への招待があった場合、市町村等を通じて子ども食堂等に提供できるよう支援
- 子ども輝く未来基金を活用した子ども食堂等への支援
子ども輝く未来基金を活用し、子ども食堂等への学習教材や様々な体験活動等への支援を実施
- 子ども食堂ネットワークの強化
大阪府内の中間支援団体を中心としたネットワークを形成することにより、府域子ども食堂への支援体制を強化

第5章 重点施策

重点施策⑤ 子どもの居場所づくりの推進

(2) 施策の内容

施 策	概 要
子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり	子どもが健やかに過ごせる居場所や遊び場の確保を進めていきます。
放課後等の子どもの居場所づくり	放課後児童クラブの運営費や整備費を支援するとともに、放課後児童クラブの支援員確保及び職員の資質向上を図るための研修を実施するなど、義務教育前に保育が必要であった子どもを、就学後も切れ目なく預けることができるようにすると同時に、放課後や週末等の安心・安全な居場所において、障がい等により支援が必要な子どもなどすべての子どもが健やかに育まれる取組を進めます。
子ども食堂等の居場所づくり	子どもの孤立を防ぎ、地域で見守るとともに、子ども自身が主体的に活動に携わることができる場でもある子ども食堂等に対し、民間企業等と連携した物品等の提供や、子ども輝く未来基金の活用により、子どもへの学習支援や様々な体験活動等への支援を行います。また、子ども食堂ネットワークへの府内市町村の参加を促し、支援体制を強化していきます。

(3) 成果指標

項 目	直近の実績値 (R 6 当初又はR 5 年度)	目標値 (R 12 当初又はR 11 年度)
府内の放課後児童クラブの支援の単位数 ※	1,854支援の単位 (R 5 年度)	2,129支援の単位 (R 11 年度)
府内の放課後児童クラブ登録児童数	73,958人 (R 5 年度)	84,918人 (R 11 年度)
子ども食堂ネットワークに参加する市町村数	9 市町村 (R 5 年度)	36市町村 (子ども食堂が0又は1の市町村を除く全市町村)
府内における子ども食堂の件数	757件 (R 5 年度)	1,300件 (R 11 年度)
児童育成支援拠点事業の実施市町村数	—	府内自治体のうち、事業実施市町村の割合が全国平均以上 (R 11 年度)

※「支援の単位」とは、放課後児童クラブにおけるおおむね40人以下の児童の集団の規模のこと。

重点施策⑥ 将来を見通して安心して仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりの推進

(1)方向性

社会に出る前に、社会の一員としての役割を果たすことの大切さを若者が実感を持って学べる機会を提供します。

- ・ 仕事体験

府内在住・在学の学生又は府内企業に関心のある学生を対象に、府内企業にて1日から3日の仕事体験を実施

- ・ 課題解決型授業（PBL）

企業・大学・行政が連携し、それぞれが抱える実践的な課題に対し、学生ならではの主体的な分析やアイデアの展開によって解決を図る試み

- ・ 出前講座

大阪府が企業と大学等の橋渡しを行い、企業人が大学に出向き、仕事のやりがいや苦労等を伝える講座を実施

- 
- ・ 就職前からの早い段階で学生の就業観、職業観を醸成
 - ・ 課題発見力・解決力や情報収集力、企画提案力等の能力を習得
 - ・ 様々な業種に触れることにより、職種志向が拡大

※就業観…仕事に就く意味や考え方 ※職業観…職業に対して抱く考え方

(2)施策の内容

施 策	概 要
キャリアの主体的選択の促進	経済構造や働き方が大きく変わる中、大学と企業が連携し、仕事体験や課題解決型授業（PBL）や出前講座、リスキリング支援などを実践し、子ども・若者のキャリアの主体的な選択を促進します。

重点施策⑦ 若者の就職支援の強化

(1) 方向性

若者一人ひとりの状況に寄り添った就職支援や自立支援を行うことによって、自らの意思で選択し、自立できるようにします。

総合的な就業支援拠点

OSAKAしごとフィールド

「働きたい」と思っているすべての方の就職を支援

○キャリアカウンセリングの実施

- ・キャリアカウンセリングを通じて、適性を見極めや職業選択の幅を広げる就職を支援。
- ・再就職をめざす女性等への子育て等の家庭と仕事との両立を支援。

○セミナーやイベントの開催

- ・就職に役立つセミナーやイベント、企業との交流会、職場体験のプログラムなどを実施。

一体的実施

【大阪東ハローワークコーナー】
求人情報の提供・職業相談・
職業紹介



連携

府立高等職業技術専門学校（ぎせんこう）

- ・ものづくり分野等で即戦力となる人材の育成や、中小企業等への就職支援を実施

大阪障害者職業能力開発校

- ・障がいのある方を対象に、就職に必要な技術・知識を習得するための職業訓練を実施

地域若者サポートステーション

- ・15歳から49歳までの若年無業者等を対象とした就職支援（厚生労働省事業）

若年者地域連携事業

- ・34歳までの若年者に対する就職支援（大阪労働局事業）

連携

第5章 重点施策

重点施策⑦ 若者の就職支援の強化

(2) 施策の内容

施 策	概 要
若者への就職支援の強化	企業ニーズに応じたスキルアップを行い、人材を育成します。 また、総合就業支援拠点 O S A K A しごとフィールドにおいて、若者をはじめとする「働きたい」と思っている全ての求職者に対して、それぞれの状況に応じた適切な支援メニューを提供し、就職から職場定着までの支援を行うとともに、国が実施する地域若者サポートステーション事業や若年者地域連携事業との連携を図りながら、安定就業に向けた支援を行います。さらに、府内の高等職業技術専門校（4校）及び大阪障害者職業能力開発校において、求職者を対象とした職業訓練を実施します。
就労・進路選択に悩みを抱える若者への支援	O S A K A しごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリングにより悩みに応じたきめ細かな支援を行うとともに、事前研修、企業との交流会、職場体験を一体化したプログラムを実施することで、社会人基礎力の向上と本人の課題や職業適性の明確化を図りながら就職に結びつけていきます。
障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援	障がい者雇用の拡大や、障がい者に対する就労支援・就労定着支援に取り組みます。

(3) 成果指標

項 目	直近の実績値 (R 6 当初又は R 5 年度)	目標値 (R 12 当初又は R 11 年度)
府立高等職業技術専門校のものづくり分野等の人材育成にかかる訓練（ものづくり3校）における就職率	94.3%（R 5 年度）	引き続き90%以上（R 11 年度）※
大阪障害者職業能力開発校・府立高等職業技術専門校の障がい者の職業訓練における就職率（特別委託訓練を含む）	83.0%（R 5 年度）	引き続き80%以上（R 11 年度）※

※「第11次大阪府職業能力開発計画」に基づく目標値

重点施策⑧ 子ども・若者が自らの意思で将来を選択し、再チャレンジできる取組の推進

(1)方向性

若者が自らの意思で将来を選択できるようになるための将来を見据えた人生のライフプランづくりへの支援と子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりを推進します。

(2)施策の内容

施 策	概 要
若者が自らの意思で将来を選択できる取組の推進	若者が自らの意思で将来を選択できるよう、結婚、妊娠、出産、子育てなどについての理解を深める機会を提供し、今後のライフデザインについて考えるきっかけづくりとなる取組を進めます。
結婚、妊娠・出産等を希望する人の希望が実現するための取組の推進	結婚から子育てまでのライフステージにおいて切れ目ない支援を行います。
子ども・若者への支援における市町村による支援ネットワークの構築	社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者への支援が効果的に行われるよう子ども・若者支援地域協議会を設置し、市町村によるネットワークの構築が推進され、地域において関係機関が連携した子ども・若者への支援が効果的に行われるよう、市町村を支援します。
ひきこもりの早期発見と適切な支援機関につなぐ市町村プラットフォームの構築	ひきこもりの状態にある本人・家族が早期に適切な支援機関につながるよう、市町村の体制の構築や支援者に対する後方支援をします。

(3)成果指標

項 目	直近の実績値 (R 6 当初又はR 5 年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
結婚・出産・子育て支援ポータルサイト (お役立ち情報トップページ) 表示回数	275回 (R 5 年度月平均)	1,500回 (R11年度月平均)
ひきこもりに関するイベント(当事者会・女子会等)共催市町村数	14市町村 (R 5 年度累計)	20市町村 (R11年度累計)
ひきこもりプラットフォームを構築する 府内市町村数(政令市除く)	38市町村 (R 5 年度)	全市町村 (R11年度)

重点施策⑨ 子どもの貧困対策の推進

(1) 方向性

子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されず、貧困の連鎖を断ち切るため、子どものことを第一に考えた適切かつ切れ目のない支援に社会全体で取り組みます。

■子どもの貧困対策における府の取組の方向性

(1) 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携により子ども(保護者)を見守りや支援につなぐ取組の推進

- ・学校を地域に開かれたプラットフォームとし、教育委員会や福祉、保健部局と必要な支援制度等を情報共有し、S S Wやコーディネーター等の働きかけにより、地域の見守りや適切な支援につなげる取組を実施

(2) 子どもの居場所づくりへの支援

- ・地域が主体となった取組への財政支援
- ・子ども食堂マップの作成等による子どもの居場所に関する情報発信

(4) 市町村との連携強化・地域の実情把握

- ・地域の実情に応じた取組を実施するため、事例共有や財政支援を実施

(3) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成

- ・社会における子どもの貧困に関する理解を深め、地域、学校、企業等が子どもの誕生前から青年期まで切れ目のない支援を実施
- ・D Xの取組等により効率的・効果的な支援制度等の情報発信を実施

(5) 関連施策との一体的な推進

- ・生活困窮者自立支援制度等の関連施策を一体的に捉え、施策を推進
- ・相談窓口の相互連携を強化し、地域の身近な場での相談対応の実施
- ・教育機関との連携による支援制度等の周知を実施



■7つの視点で具体的取組を実施

- 困窮している世帯を経済的に支援します(就労支援を含む)
- 子どもたちが孤立しないよう支援します
- 安心して子育てできる環境を整備します
- オール大阪での取組
- 学びを支える環境づくりを支援します
- 保護者が孤立しないよう支援します
- 健康づくりを支援します

第5章 重点施策

重点施策⑨ 子どもの貧困対策の推進

(2) 施策の内容

施 策	概 要
子どもの貧困対策の推進	関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的な取組を推進します。また、市町村と連携し、地域の実情に応じた貧困対策を推進できるよう市町村の取組を支援しつつ、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築を図ります。
社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成	子どもの貧困は、背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、行政だけでなく、学校、地域、民間支援機関、企業などが連携して、切れ目のない適切な支援を行うことができるよう取り組みます。

(3) 成果指標

項 目	直近の実績値 (R 6 当初又は R 5 年度)	目標値 (R 12 当初又は R 11 年度)
子ども輝く未来基金（体験に関する事業）等において体験活動に参加した子どもの延べ人数	1,459人（R 6 当初）	R 6 当初より増加（R 12 当初）
府内の生活保護世帯に属する子どもの高校等進学率	94.5%（R 5 年度）	R 5 年度より増加（R 11 年度）
府内の生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	50.0%（R 5 年度）	R 5 年度より増加（R 11 年度）

重点施策⑩ 障がいのある子どもへの支援の充実

(1)方向性

発達に特性のある児童等が、早期に地域で質の高い支援を受けられるよう未就学児から就学児まで一貫した支援の充実を図ります。また、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等が安心して保健・医療・福祉・教育のサービスを総合的に受けられるようにします。

◆医療・福祉支援

児童発達支援センターの機能強化を行う等、発達に特性のある児童及びその家族のニーズに応じた支援を、身近な地域で提供する体制を整備する市町村を支援するほか、医療的ケア児支援センターを中心に地域全体で医療的ケア児及びその家族を支える仕組みの構築をさらに進めます。また、難聴児については、府立福祉情報コミュニケーションセンターが中核機能拠点として関係機関と連携し、早期支援を推進します。

◆教育支援

「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するインクルーシブ教育を基本に、障がいの有無に関係なく、地域の課題も含め全ての児童生徒等の「学び」を保証し、誰一人として取り残さない教育を推進します。

◆地域支援

- ・ 重症心身障がい児をはじめとする障がい児が身近な地域で療育や支援を受けることができるよう、障がい児通所支援事業所の確保と質の向上に努めるとともに、医療型短期入所の整備促進に取り組むなど、障がい児の地域生活を支えます。
- ・ 家族に対する支援の充実・強化とともに、十分な障がい児相談支援事業所の確保について市町村に対し働きかけます。

◆就労・定着支援

法定雇用率の達成の働きかけなどにより、障がい者雇用の拡大や障がい者に対する就労・定着支援に取り組みます。



障がいのある子どもの成長段階・ニーズに応じた切れ目のない支援をめざします

第5章 重点施策

重点施策⑩ 障がいのある子どもへの支援の充実

(2) 施策の内容

施 策	概 要
障がいのある子どもへの医療・福祉支援	障がいの早期発見、必要な情報の提供、早期の適切なサービス提供など、障がいのある子どもへの支援を地域で総合的に取り組む体制づくりを進めます。特に、発達に特性のある子どもに対する支援として、健康診査のスクリーニングの向上や、健康診査後の支援の充実、早期発達支援の充実等を図るとともに、強度行動障がいやその重度化の予防に取り組めます。 また、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等の地域生活を支えるため、基盤整備の推進や地域ケアシステムの構築等、支援の充実を図ります。

(3) 成果指標

項 目	直近の実績値 (R 6 当初又は R 5 年度)	目標値 (R 12 当初又は R 11 年度)
府内の児童発達支援センターの整備市町村数	37市町村 (R 5 年度)	全市町村 (R 8 年度)
府内の保育所等訪問支援の整備市町村数	42市町村 (R 5 年度)	全市町村 (R 8 年度)
府内の医療的ケア児等コーディネーターの配置市町村数	35市町村 (R 5 年度)	全市町村 (R 8 年度)
高度な医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を短期的に受け入れる医療機関の整備数	6 圏域・10医療機関 (R 5 年度)	8 圏域・1 医療機関以上/圏域 (R 8 年度)

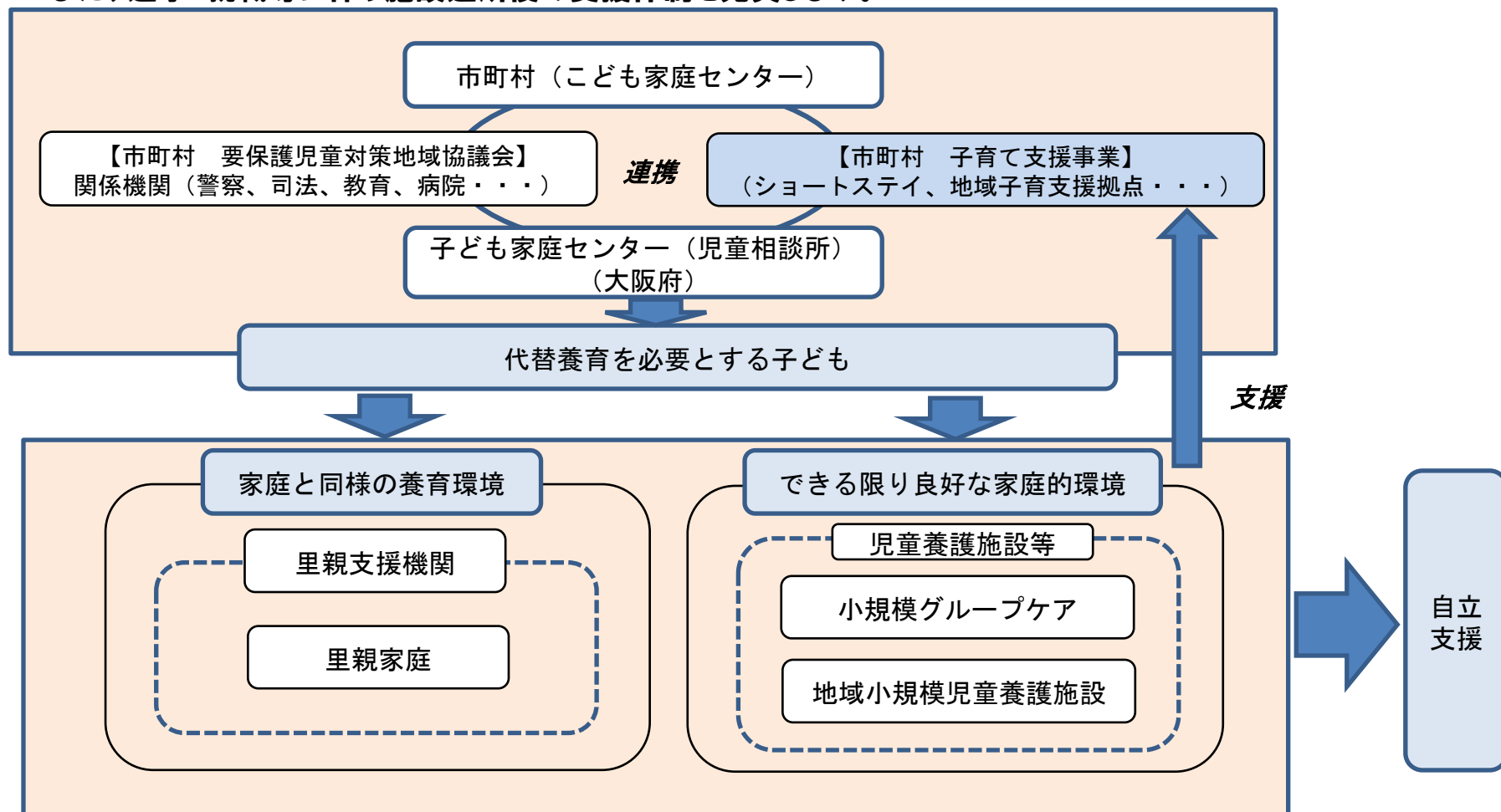
第5章 重点施策

重点施策⑪ 児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備

(1) 方向性

重大な児童虐待ゼロをめざし、オール大阪で児童虐待の防止に取り組むとともに、「家庭と同様の養育環境」である里親への委託の推進や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化により、家庭に近い環境すなわち「できる限り良好な家庭的な養育環境」の整備を図ります。

また、進学・就職等に伴う施設退所後の支援体制を充実します。



第5章 重点施策

重点施策⑪ 児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備

(2) 施策の内容

施 策	概 要
児童虐待の防止	重大な児童虐待ゼロをめざし、オール大阪で児童虐待の防止に取り組みます。また、子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等において、早期発見・早期対応に努めるとともに、広報啓発活動により児童虐待防止に関する府民意識を向上させるなど、社会全体で子どもを守るための取組を市町村とも連携し進めます。
社会的養育体制の整備	特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができるよう、里親家庭での養育を推進するとともに、施設等においても小規模かつ地域分散化された環境の整備を行います。 また、子どものニーズに応じた専門的ケアを行うため、施設等の高機能化及び多機能化・機能転換を図るとともに、社会的養護を必要とする子どもの意見を受け止める仕組みを構築します。
社会的養護経験者等の自立支援の充実	施設や里親等と連携し、退所を控えた子どもたちの相談支援や、退所後の生活支援・相談支援体制の構築、身元保証人の確保等により、社会的養護経験者等の社会的自立を支援します。

(3) 成果指標

項 目	直近の実績値 (R 6当初又はR 5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
親子のための相談LINEの相談件数	3,379件 (R 5年度)	3,500件 (R11年度)
子育て世帯訪問支援事業の実施市町村数	—	府内自治体のうち、事業実施市町村の割合が全国平均以上 (R11年度)
親子関係形成支援事業の実施市町村数	—	府内自治体のうち、事業実施市町村の割合が全国平均以上 (R11年度)
こども家庭センターの整備市町村数	2市町村 (R 5年度)	全市町村 (R11年度)
意見表明等支援事業を利用可能な子どもの数 (政令市・児童相談所設置市除く)	144人 (R 5年度)	644人 (R11年度)
里親等委託率	大阪府所管：13.7% (R 5年度) 《参考》大阪市所管：19.9% (R 5年度) 堺市所管：20.4% (R 5年度)	大阪府所管：26.0% (R11年度) 《参考》大阪市所管：36.5% (R11年度) 堺市所管：44.4% (R11年度) 豊中市所管：乳幼児75%・学童期50%以上 〈国と同様〉 (R11年度)

重点施策⑫ ヤングケアラーをはじめ、困難を抱える子ども・若者への支援の充実

(1) 方向性

ヤングケアラーをはじめ支援が必要な子どもや家庭に寄り添いながら、個々の事情に応じた必要なサービスを提供できる体制を構築するとともに、非行などの問題行動を防ぎ、子どもの健全育成の阻害要因を排除することにより、子どもが健やかに成長し、社会を支えることができるよう支援します。

(2) 施策の内容

施 策	概 要
外国人の子どもや支援を必要とする帰国・渡日の子ども等への支援	外国人の子どもやその家族、支援を必要とする帰国・渡日の子どもやその家族が、地域社会の中で健全に成長できるよう、それぞれへの支援を進めます。また、外国人労働者の増加が見込まれることから、その子どもや家族に対する支援を充実し、子育て環境の整備につなげていきます。
ヤングケアラーへの支援	庁内関係部局や支援の実施主体である市町村等と連携し、地域住民等をはじめ、福祉・教育の関係機関等への意識醸成や研修の実施などにより社会的認知度の向上及び早期発見・把握に取り組むとともに、好事例等の共有や相談窓口の設置等、市町村への働きかけを推進します。また、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置を促進するとともに主に18歳以上のヤングケアラーを対象としたピアサポートやオンライン相談等の専門的な支援を実施します。
市町村における包括的な支援体制の構築	子どもを含む地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を市町村において整備されるよう支援します。また、包括的な支援体制の具体的手法として創設された重層的支援体制整備事業が府内市町村において円滑に実施されるよう支援します。
コミュニティソーシャルワーカーの配置促進	家庭での子育てが地域から温かく見守られているように感じる地域のネットワークを充実させ、課題のある世帯の「早期発見、見守り、つなぎ」を行うコミュニティソーシャルワーカーの配置促進に努めます。
子どもの安全確保の推進	地域安全センターや青色防犯パトロールの活性化、こども110番運動や「ながら見守り」活動等により、地域で子どもの安全を守る取組を強化するとともに、性犯罪対策等の取組を着実に進めます。 また、子どもたち自身が「犯罪にまきこまれない」ことの重要性を学ぶことができるよう、行政、教育機関、企業・団体、警察が連携して取組を進めます。

第5章 重点施策

重点施策⑫ ヤングケアラーをはじめ、困難を抱える子ども・若者への支援の充実

(2) 施策の内容

施 策	概 要
非行など問題行動を防ぐ施策の推進	大阪府と大阪府警察が共同で設置する少年サポートセンターにおいて非行少年の立ち直り支援等を行うとともに、非行の未然防止等を図るため、地域のボランティア、PTA、教職員、市町村職員等による少年非行防止活動ネットワークのさらなる活性化に向けた支援を行います。
青少年を取り巻く社会環境の整備	青少年が有害情報に触れることがないようにフィルタリング手続の厳格化に取り組むとともに、警察や教育委員会等の関係機関と連携して保護者や青少年に対するフィルタリングの利用促進及び青少年の情報リテラシーの向上に取り組みます。
青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護	青少年の健全な成長を阻害するわいせつ行為等から青少年を保護する取組を進めます。
青少年の健やかな成長の促進	青少年の健やかな成長を促進するため、青少年育成大阪府民会議による府民運動を展開するとともに、青少年に対して体験活動の提供を行います。

(3) 成果指標

項 目	直近の実績値 (R6当初又はR5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
ヤングケアラー相談窓口設置（府内市町村）	23市町村（R5年度）	全市町村（R11年度）
小学校高学年を対象とした非行防止・犯罪被害防止教室の実施率	99.1%（R5年度）	100%（R11年度）
大阪府青少年健全育成条例遵守状況の立入調査における区分陳列実施率	97.4%（R5年度）	100%（R11年度）

重点施策⑬ 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減

(1) 方向性

幼児期から高等教育段階まで子育てや教育・保育や医療に関する経済的負担を軽減します。

◆子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減に関連する主な事業

児童手当等の支給	次代の社会を担う子どもの育ちを支える基礎的な経済的支援を強化するため、児童手当等を支給します。
母子医療給付事業	小児慢性特定疾病に罹患している児童に対する医療費の助成等を行います。 また、身体障害者福祉法第4条の規程による障がいを持つ18歳未満の児童等、入院治療を必要とする未熟児、及び結核に罹患し、入院治療を必要とする児童に対して医療費の給付等を行います。
福祉医療費助成	乳幼児等の健康の保持増進と経済的な負担の軽減を図るため、市町村が実施する医療費助成事業（乳幼児・ひとり親家庭・障がい児）に対しての補助に加え、新子育て支援交付金により子育て支援施策に取り組む市町村を支援します。
高等学校等授業料支援補助事業（完全無償化・再掲）	生徒・保護者が公私を問わず自由に学校選択できるように、国の「高等学校等就学支援金」と併せて「国公立高等学校等授業料支援金」又は「私立高等学校等授業料支援補助金」を交付し、令和8年度に全学年で高等学校等の授業料の完全無償化を実施します。 ※令和6年度から段階的に所得制限を撤廃
大阪公立大学等授業料等支援事業（完全無償化・再掲）	親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学をあきらめることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、国の高等教育の修学支援新制度に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学等の授業料等の支援を令和2年度から実施しています。 また、令和6年度から段階的に所得制限を撤廃し、令和8年度に全学年で授業料等の完全無償化をめざします。
大阪公立大学工業高等専門学校授業料支援補助事業（完全無償化・再掲）	大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、国の就学支援金制度に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学工業高等専門学校の授業料の完全無償化を実施します。令和6年度から段階的に所得制限を撤廃し、令和8年度に全学年で授業料の完全無償化をめざします。

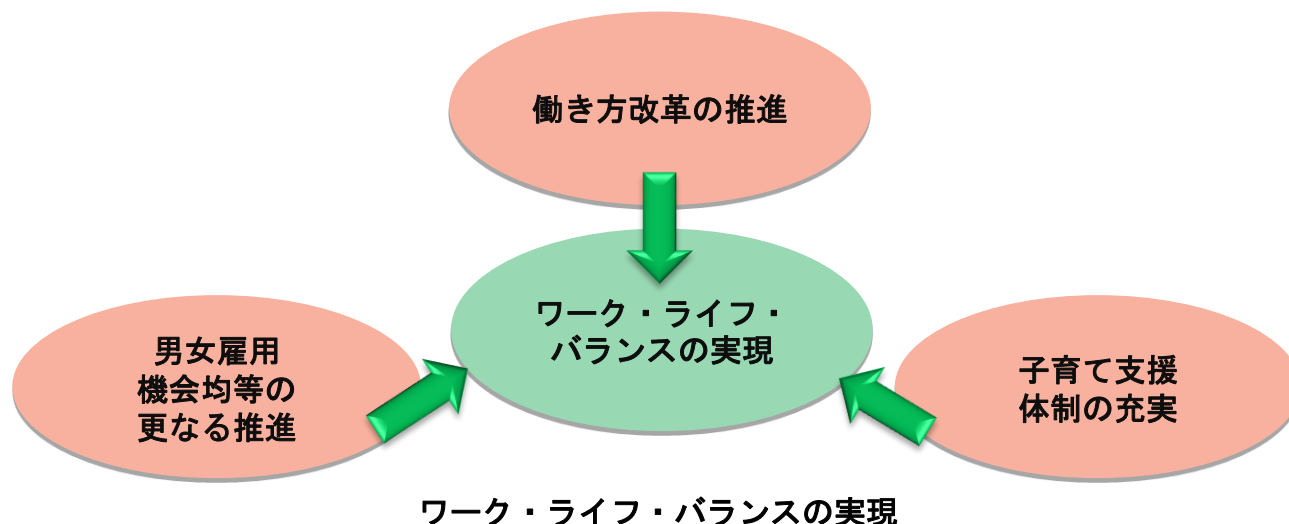
(2) 施策の内容

施 策	概 要
子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援である児童手当等を支給するとともに、必要に応じて教育・保育や医療の場面における経済的負担を軽減します。

重点施策⑭ 子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備

(1)方向性

男性の家事・子育てへの組織のトップ・管理職の意識改革、就労環境・組織風土の抜本的な見直し、仕事と子育てを両立できる環境をつくり、子育てしやすい環境を整備します。



○働き方改革の推進

長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進やテレワークの導入等による多様な働き方の実現のため、企業における労働環境改善の取組を支援します。また、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、推進月間を定めて、セミナーの開催等を通じて機運の醸成を図ります。

○男女雇用機会均等の更なる推進

事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対して、男女雇用機会均等法の一層の周知や教育の場での啓発を行います。また、妊娠・出産により女性労働者が不利益を受けないよう、事業主、労働者等へ啓発を行います。

○子育て支援体制の充実

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施、放課後児童クラブの計画的整備など地域の子育て支援のための市町村の取組を支援するとともに、潜在保育士の就職支援など、待機児童の解消に向けた取組を進めます。

また、OSAKAしごとフィールド内の子育て・しごと応援ルーム「ふぁみタス」において、保育士資格をもつキャリアカウンセラーが就職や保育所探し、仕事と家庭の両立についてパートナーも含めた支援を行います。

第5章 重点施策

重点施策⑭ 子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備

(2) 施策の内容

施 策	概 要
仕事と生活の調和の推進、働き方改革の推進	男女がともに能力を発揮しながら活躍でき、仕事と子育てを両立できる職場づくりや、多様な働き方の導入など、ライフステージの変化に応じた働き方が可能となるよう、企業における労働環境改善の取組を支援します。また、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、推進月間を定めて、セミナーの開催等を通じて機運の醸成を図ります。
女性活躍の推進	女性への就職支援や相談窓口の設置など女性活躍の推進に取り組みます。
男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	男性の家事・子育てへの組織のトップや管理職の意識改革に加え、就労環境や組織風土の抜本的な見直しにより、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるよう支援します。

(3) 成果指標

項 目	直近の実績値 (R 6 当初又はR 5 年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
働き方改革関連の啓発セミナー実施回数	35回 (R 5 年度) ※市町村との共催含む	14回 (毎年度)

重点施策⑮ ひとり親家庭等への支援の充実

(1) 方向性

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざします。

◆ひとり親家庭等の自立促進に向けて、次の6つの項目を総合的に取り組みます。

(1) 就業支援

- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談や就業情報提供、生活や養育費等の相談対応、就業支援講習会の充実など、就業と生活支援を組み合わせたワンストップによる支援を軸としながら、民間事業主等への働きかけや表彰制度の推進による環境の整備などを、関係機関や関係事業との連携のもと総合的な取組として推進していきます。

(2) 子育てをはじめとした生活面への支援

- ・ひとり親家庭が安心して、子育てを行いながら、就業及び就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、子どもの貧困対策の観点も踏まえながら、保育所への優先入所、多様な保育、子育て支援サービスの提供、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実、公営住宅の優先入居の推進など生活面への支援に取り組みます。

(3) 共同養育の取組

- ・子どもの福祉の観点から、離婚後も父母が共同して子どもを養育する環境が推進されるよう、親子交流や養育費に関する啓発や相談体制の整備に取り組むとともに、親子交流支援や養育費の取り決めや受給促進を行います。

(4) 経済的支援

- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度等に関して、さまざまな場面での情報提供に努めるほか、関係職員に対する研修等の実施により、他の支援制度との連携も含めた円滑な貸付・給付事務等を実施します。

(5) 相談機能の充実

- ・ひとり親家庭の親等の子育てをはじめとした生活面や就業等に関するさまざまな悩みについて、身近なところにおいて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、支援機関等の連携により、適切な支援につなげる相談機能の充実等を図ります。

(6) 人権の尊重

- ・ひとり親家庭等が生活を送る上で、個人として尊重され、自己実現を図ることができるよう、総合的な施策推進に努めるとともに、ひとり親家庭等が不当な差別や偏見により人権侵害されることのないよう、人権啓発の取組を進めます。

重点施策⑮ ひとり親家庭等への支援の充実

(2) 施策の内容

施 策	概 要
ひとり親家庭等の自立促進	継続的な就業支援、子育てを始めとした生活面への支援、経済的支援を行うとともに、ひとり親になったときにできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の整備に取り組めます。
親子交流の促進	個別の事情に配慮しつつ、相談体制や情報発信の充実、市町村や親子交流を支援する専門機関等との連携を深めながら、円滑な実施に必要な取組を進めます。
養育費確保への支援	離婚前後の父母等に対する講座による普及啓発や相談支援、公正証書作成等の費用補助の養育費確保に向けた取組を推進します。
共同養育に関する普及啓発	市町村の職員に対して、共同養育に関する研修を実施するなど普及啓発に取り組めます。

第5章 重点施策

重点施策⑮ ひとり親家庭等への支援の充実

(3)成果指標

項 目	直近の実績値 (R 6当初又はR 5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
大阪府母子家庭等就業・自立支援センターにおける就職者のうち常用の割合	37% (R 5 年度)	50%以上 (R11年度)
就業支援講習会受講者の資格取得率	44.1% (R 5 年度)	50%以上 (R11年度)
大阪府母子家庭等就業・自立支援センターへの求人件数	68件 (R 5 年度)	100件以上 (R11年度)
子育てハートフル企業顕彰受賞企業等数 (府内全域)	2 社 (R 5 年度)	6 社 (R11年度)
ひとり親家庭の低所得や貧困世帯の子どもへの学習支援を実施する市町村数 ※	27市町村 (R 5 年度)	政令市・中核市を除く府内全34市町村 (R11年度)
子ども輝く未来基金を活用したひとり親家庭への生活支援等の実施件数	1,492件 (R 5 年度)	R 5 年度より増加 (R11年度)
大阪府離婚前後の親支援講座の受講者数	49名 (R 5 年度)	140名以上 (R11年度)
ひとり親家庭の親子交流の実施状況 ※ (参考指標：府立母子・父子福祉センターにおける親子交流相談件数)	母子世帯 29.7%、父子世帯 41.7% (R 5 年度) (64件 (R 5 年度))	60%以上 (R11年度) (100件) (R11年度)
母子家庭の養育費の受給率 ※ (参考指標：養育費確保に関する取組を実施)	32.3% (R 5 年度) (31市町村 (R 5 年度))	40%以上 (R11年度) (政令市・中核市を除く府内全34市町村) (R11年度)
府立母子・父子福祉センターにおける相談件数	2,806件 (R 5 年度)	3,000件以上 (R11年度)

※の項目の対象は、政令市・中核市を除く。

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において都道府県計画で記載すべき事項		本計画における対応（章）
必須	都道府県設定区域の設定	第6章
必須	各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	第6章
必須	子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	第6章
必須	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項	第6章
必須	乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容	第6章
必須	特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	第6章
必須	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項	第6章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等	第3章
任意	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項	第6章
任意	教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項	第6章
任意	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	第6章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期	第1章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間	第1章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価	第10章

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

本計画（大阪府子ども計画）は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画としての性格を有しています。同法に基づき国が示した基本的な指針において、記載すべきとされている事項について記載しています。

1. 都道府県設定区域の設定

基本的な指針において、都道府県における就学前の子どもの教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域として都道府県設定区域を設定することとされています。

大阪府における区域については、市町村をまたがる広域利用や近隣市町村による共同事務処理の状況を踏まえ、府と市町村で設置している圏域会議のブロック割である7ブロックを都道府県設定区域として設定します。

ただし、区域をまたがる利用を妨げるものではなく、幼稚園、保育所、認定こども園等の認可・認定にあたって十分に配慮します。

大阪府が設定する都道府県設定区域

区域	市町村名
大阪市	大阪市
堺市	堺市
北摂	池田市、箕面市、能勢町、豊能町、豊中市、吹田市、高槻市、島本町、茨木市、摂津市
北河内	枚方市、寝屋川市、交野市、四條畷市、大東市、門真市、守口市
中河内	東大阪市、八尾市、柏原市
南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
泉州	高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み及びその提供体制

大阪府の都道府県設定区域における教育・保育の量及びその提供体制については、府内市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画で定めた教育・保育の量の見込み及びその提供体制を集計したものとします。

区域	年度	1号認定及び2号認定 (3～5歳児)				3号認定 (0歳児)		3号認定 (1歳児)		3号認定 (2歳児)	
		量の見込み			確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		1号認定	2号認定	計							
大阪市	7年度	13,198	37,304	50,502	68,828	4,557	5,821	11,556	11,142	11,281	12,999
	8年度	11,689	37,810	49,499	70,301	4,503	6,066	12,769	11,738	11,230	13,698
	9年度	10,465	38,378	48,843	71,227	4,415	6,553	12,819	13,043	12,784	15,111
	10年度	9,057	40,316	49,373	71,668	4,392	6,683	13,151	13,369	13,117	15,505
	11年度	8,005	42,709	50,714	72,345	4,351	6,805	13,484	13,682	13,480	15,909
堺市	7年度	5,999	10,971	16,970	22,552	1,307	1,758	3,581	3,236	3,818	3,825
	8年度	5,560	11,010	16,570	22,030	1,281	1,767	3,705	3,256	3,745	3,850
	9年度	5,153	10,593	15,746	22,030	1,259	1,767	3,632	3,256	3,721	3,850
	10年度	4,776	10,269	15,045	22,030	1,238	1,767	3,570	3,256	3,650	3,850
	11年度	4,426	10,005	14,431	22,030	1,220	1,767	3,506	3,256	3,586	3,850
北摂	7年度	16,599	24,380	40,979	55,672	3,093	3,497	7,930	7,235	8,176	8,353
	8年度	15,266	24,599	39,865	54,626	3,094	3,566	8,215	7,533	8,293	8,641
	9年度	14,198	24,795	38,993	54,797	3,092	3,615	8,356	7,844	8,539	8,990
	10年度	13,203	25,021	38,224	54,557	3,054	3,636	8,396	7,928	8,615	9,080
	11年度	12,444	25,544	37,988	54,718	3,033	3,595	8,391	7,976	8,642	9,135

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

区域	年度	1号認定及び2号認定 (3～5歳児)				3号認定 (0歳児)		3号認定 (1歳児)		3号認定 (2歳児)	
		量の見込み			確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		1号認定	2号認定	計							
北河内	7年度	8,277	14,312	22,589	28,646	1,697	2,111	4,431	4,127	4,663	4,715
	8年度	7,893	14,018	21,911	28,760	1,676	2,114	4,352	4,152	4,657	4,739
	9年度	7,542	13,892	21,434	28,600	1,673	2,114	4,329	4,158	4,602	4,745
	10年度	7,142	13,586	20,728	28,767	1,658	2,108	4,296	4,158	4,559	4,745
	11年度	6,910	13,465	20,375	28,759	1,646	2,108	4,253	4,158	4,526	4,745
中河内	7年度	5,773	10,189	15,962	18,600	1,136	1,272	2,898	2,753	3,304	3,271
	8年度	5,560	9,917	15,477	18,339	1,123	1,261	2,902	2,797	3,276	3,291
	9年度	5,410	9,714	15,124	18,349	1,114	1,258	2,866	2,853	3,270	3,301
	10年度	5,258	9,539	14,797	18,383	1,108	1,261	2,844	2,868	3,232	3,300
	11年度	5,144	9,446	14,590	18,383	1,100	1,261	2,824	2,868	3,213	3,300
南河内	7年度	3,566	7,148	10,714	13,481	901	1,030	1,975	1,763	2,272	2,142
	8年度	3,315	7,085	10,400	13,543	898	1,048	2,033	1,836	2,197	2,206
	9年度	3,121	7,039	10,160	13,527	890	1,054	2,031	1,859	2,242	2,234
	10年度	3,004	6,931	9,935	13,628	878	1,055	1,921	1,993	2,240	2,253
	11年度	2,869	6,878	9,747	13,156	870	1,105	2,020	1,993	2,227	2,298
泉州	7年度	6,111	11,649	17,760	22,872	1,212	1,655	3,126	3,167	3,580	3,794
	8年度	5,802	11,306	17,108	22,836	1,200	1,658	3,250	3,236	3,470	3,815
	9年度	5,531	10,910	16,441	22,756	1,197	1,649	3,228	3,232	3,577	3,831
	10年度	5,287	10,709	15,996	22,689	1,192	1,648	3,103	3,264	3,529	3,868
	11年度	5,128	10,713	15,841	22,649	1,187	1,645	3,167	3,274	3,494	3,872
府内全域	7年度	59,523	115,953	175,476	230,651	13,903	17,144	35,497	33,423	37,094	39,099
	8年度	55,085	115,745	170,830	230,435	13,775	17,480	37,226	34,548	36,868	40,240
	9年度	51,420	115,321	166,741	231,286	13,640	18,010	37,261	36,245	38,735	42,062
	10年度	47,727	116,371	164,098	231,722	13,520	18,158	37,281	36,836	38,942	42,601
	11年度	44,926	118,760	163,686	232,040	13,407	18,286	37,645	37,207	39,168	43,109

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数

基本的な指針において、認定こども園への移行促進のため、都道府県設定区域における特定教育・保育施設が供給する利用定員総数が必要とされる利用定員総数（量の見込み）を超えていたとしても、必要とされる利用定員総数に「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」を加えることで、認定こども園の認可・認定をすることができると示されています。

この「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」について、政令市・中核市については各市の子ども・子育て支援事業計画において定めることになっています。

大阪府における「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」は、認定こども園への移行促進を図るため、政令市・中核市を除く府内市町村が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」として設定を希望する数を集計したものです。

大阪府における「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」 （令和7年度から令和11年度までの5年間における数）

区域	1号認定	2号認定	3号認定
北摂（高槻市・豊中市・吹田市を除く）	294	994	461
北河内（枚方市・寝屋川市を除く）	145	60	0
中河内（東大阪市・八尾市を除く）	300	36	24
南河内	5,588	5	62
泉州	1,322	362	536
大阪府で定める数	7,649	1,457	1,083

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(参考) 政令市・中核市を含む大阪府全体として定める数

区域	1号認定	2号認定	3号認定
大阪府（再掲）	7,649	1,457	1,083
大阪市	948	1,150	345
堺市	2,172	529	95
東大阪市	2,312	295	151
高槻市	15	0	0
豊中市	0	0	0
枚方市	11,352	7,355	4,855
八尾市	1,910	90	33
寝屋川市	0	0	0
吹田市	0	72	24
大阪府全体として定める数	26,358	10,948	6,586

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

大阪府の都道府県区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期は次のとおりとします。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
大阪市	幼保連携型	1	0	0	0	0
	それ以外	21	0	0	0	0
	計	22	0	0	0	0
堺市	幼保連携型	0	0	0	0	0
	それ以外	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
北摂	幼保連携型	3	6	7	6	1
	それ以外	2	4	0	0	0
	計	5	10	7	6	1
北河内	幼保連携型	19	27	2	0	0
	それ以外	5	4	0	0	0
	計	24	31	2	0	0
中河内	幼保連携型	0	1	0	0	0
	それ以外	2	0	0	0	0
	計	2	1	0	0	0
南河内	幼保連携型	1	1	2	1	0
	それ以外	3	1	0	0	0
	計	4	2	2	1	0
泉州	幼保連携型	3	3	3	1	0
	それ以外	0	0	1	0	0
	計	3	3	4	1	0
府内全域	幼保連携型	27	38	14	8	1
	それ以外	33	9	1	0	0
	計	60	47	15	8	1

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(2) 大阪府の認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、大阪府としては、認定こども園の新たな設置や幼稚園・保育所からの移行促進を図っていくことが重要と考えています。

そのために、認定こども園の新規設置を検討している事業者や既存の幼稚園や保育所に対し、認可・認定の基準等についてきめ細かく情報提供し、円滑な設置・移行ができるよう、市町村と一体となって支援していきます。

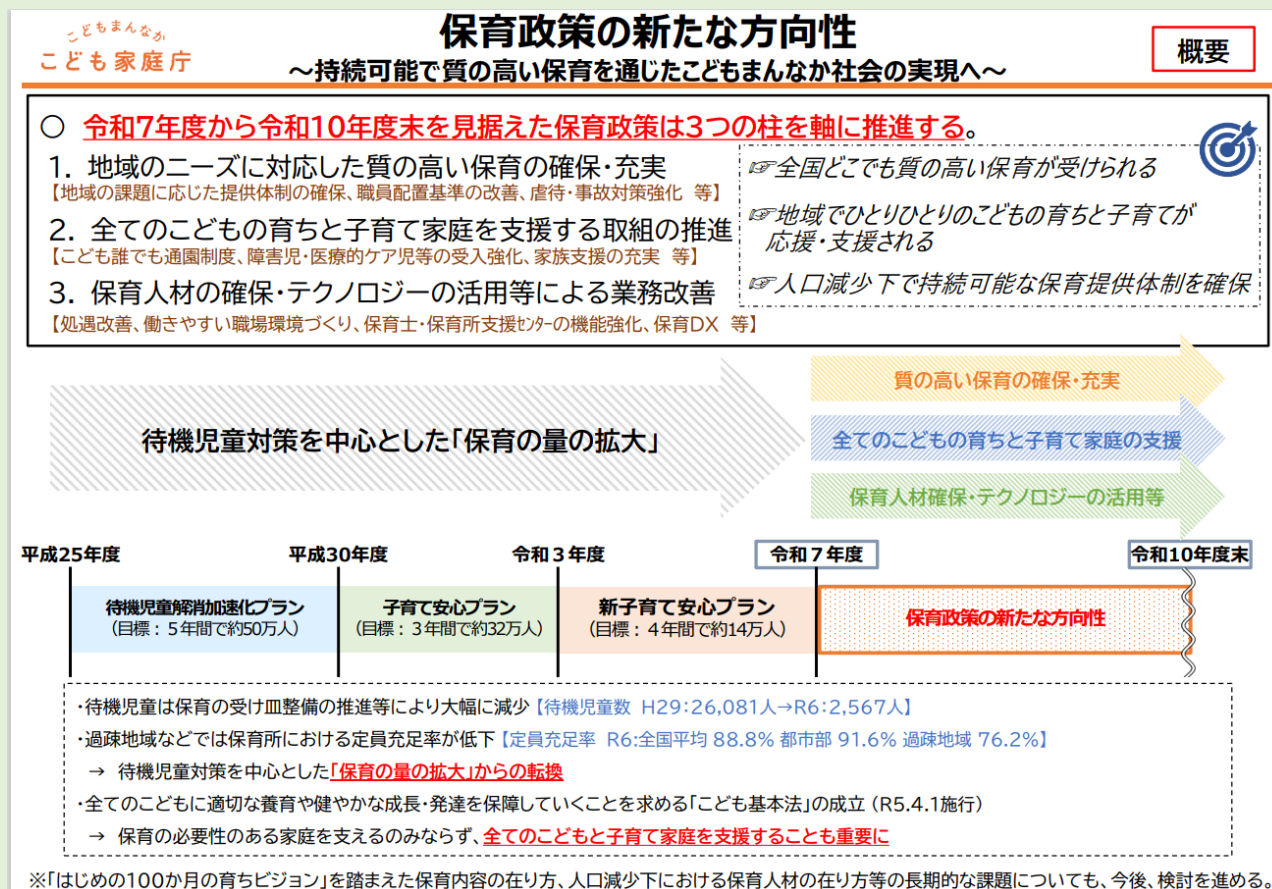
(3) 教育・保育等の一体的提供

子どもが切れ目のない教育・保育等を受けることができるよう、市町村の教育・保育施設と乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）者との連携・接続の取組を支援するとともに、市町村と連携し、利用定員の受入れ枠の確保に努めます。

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(4) 教育・保育等の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

令和6年12月にこども家庭庁より、持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現に向けて「保育政策の新たな方向性」が示されたところです。大阪府としてはこれを踏まえ、後述する人材確保の取組に加えて発達段階に応じた質の高い教育・保育等が提供されることが重要と考えています。



3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

（４）教育・保育等の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策（続き）

質の高い教育・保育等を提供するためには、保育士、幼稚園教諭等の子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、大阪府幼児教育センター（注１）による幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象とした合同研修の実施（注２）や幼児教育に関する調査研究、情報提供などの幼児教育の振興・充実に向けた取組、市町村や関係機関との連携による研修等の実施により、その専門性の向上を図ります。

また、施設設備等の良質な環境の確保も必要となることから、整備を行おうとする市町村や設置者が適切に補助を受けられるよう、大阪府として支援を行います。

（注１）大阪府幼児教育センター

大阪府の幼児教育の拠点として、「幼児教育推進指針」に基づき、幼児教育の主たる担い手である市町村や設置者の理解と協力を得ながら、幼児教育に携わる保育者（幼稚園・保育所・認定こども園等）の資質・能力の向上や、幼児教育と小学校教育の円滑な接続など、幼児教育の充実に図ることを目的とします。

（注２）合同研修の実施

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、次のような研修を実施します。

- ・ 幼保連携型認定こども園等研修
- ・ 保育技術専門研修
- ・ 幼児教育人権教育研修
- ・ 幼児教育フォーラム
- ・ 幼児教育アドバイザー育成研修等

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

幼児教育推進指針の概要

【基本理念】

児童期、青年期の健やかな成長・発達を実現するための基盤として
幼児期に「他者への基本的信頼感」「自律性」「自発性」を培う

幼稚園・保育所・認定こども園等の
教育機能の充実

【基本方針】

家庭・地域における
教育力の向上

【推進のための具体的方策】

〔1〕幼稚園・保育所・認定こども園等の教育機能の充実

（1）教育・保育内容の充実

- ア) 教育・保育課程の編成
- イ) 教育・保育内容の取り扱いに係る留意事項
 - 「体力向上の基礎を培う取組」
 - 「食に関する取組」
 - 「協同する経験を重ねる取組」
 - 「規範意識の芽生えを培い育てる取組」
 - 「思考力を育てる取組」
 - 「言葉による伝え合いを大切にする取組」
- ウ) 健康・安全への取組と危機管理体制の整備
- エ) 障がいのある子どもに対するきめ細かな対応の推進
- オ) 海外から帰国した子どもや外国にルーツのある子どもへの支援
- カ) 教員・保育士の資質向上のための研修・研究の充実
- キ) 自己評価等と情報提供の推進

（2）発達や学びの連続性を踏まえた 幼児教育の充実

- ア) 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携
- イ) 認定こども園制度の普及・促進
- ウ) 預かり保育の充実

〔2〕家庭・地域における教育力の向上

（1）教育コミュニティづくりの主体的な推進

- ア) 教育コミュニティへの幼稚園・保育所・認定こども園等の参画を促進
- イ) 地域のこどもを地域で育てる取組の推進
- ウ) 地域が学校を支援する取組を進めるため、地域学校協働活動の促進

（2）保護者の学習機会の充実

- ア) 幼稚園・保育所・認定こども園等が行う各種講座や相談事業等の充実
- イ) 市町村における家庭教育（子育て）に関する多様な学習・交流機会の拡充
- ウ) 地域における家庭教育（子育て）支援のネットワークの拡充

（3）子育て支援と相談体制の充実

- ア) 園庭開放や子育て相談の実施など、日常的な子育て相談や支援の取組の推進
- イ) 保護者どうしの交流や、子どもと大人との交流活動の充実

（4）教育・保育等を受ける権利の保障

- ア) 児童虐待や子どもの貧困問題に対する、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策
- イ) スクールソーシャルワーカーの活用や福祉との情報共有、関係機関との連携など、子どもの貧困対策を総合的に推進

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保

子ども・子育て支援法に基づき、市町村は一時預かりや放課後児童クラブといった地域子ども・子育て支援事業を実施することとなっています。

次のページから示しているものは、府内市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めた地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制を、大阪府の都道府県設定区域ごとに集計したものです。

区域	年度	利用者支援事業		時間外保育事業		放課後児童健全育成事業	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(か所)	(か所)	(人)	(人)	(人)	(人)
大阪市	7年度	73	73	18,961	20,961	6,777	6,777
	8年度	98	98	19,383	22,565	6,780	6,780
	9年度	123	123	19,915	22,700	6,752	6,752
	10年度	148	148	20,582	23,516	6,734	6,734
	11年度	175	175	21,392	24,217	6,682	6,682
堺市	7年度	14	14	6,450	6,450	11,910	11,910
	8年度	14	14	6,260	6,260	11,532	11,532
	9年度	14	14	6,090	6,090	11,156	11,156
	10年度	14	14	5,940	5,940	10,773	10,773
	11年度	14	14	5,810	5,810	10,400	10,400
北摂	7年度	71	71	16,003	22,090	25,988	24,829
	8年度	127	103	15,987	22,483	27,062	25,518
	9年度	129	108	15,991	22,684	27,913	26,335
	10年度	129	113	15,986	22,838	28,437	26,836
	11年度	129	115	16,042	22,979	28,206	26,747

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	利用者支援事業		時間外保育事業		放課後児童健全育成事業	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(か所)	(か所)	(人)	(人)	(人)	(人)
北河内	7年度	29	31	9,718	10,464	12,771	13,744
	8年度	30	31	9,523	10,359	12,512	13,584
	9年度	31	32	9,381	10,220	12,247	13,362
	10年度	31	32	9,182	10,031	12,072	13,167
	11年度	31	32	9,029	9,889	11,601	12,838
中河内	7年度	10	10	4,910	5,896	9,481	9,559
	8年度	10	10	4,856	5,849	9,643	9,819
	9年度	10	10	4,816	5,820	9,617	10,039
	10年度	10	10	4,767	5,783	9,597	10,199
	11年度	10	10	4,727	5,747	9,536	10,239
南河内	7年度	22	17	3,877	3,942	6,769	7,006
	8年度	22	17	3,807	3,927	6,935	7,039
	9年度	23	17	3,778	3,909	6,901	7,104
	10年度	24	17	3,728	3,877	6,948	7,166
	11年度	26	18	3,686	3,849	6,941	7,291
泉州	7年度	32	32	7,394	10,440	10,251	10,759
	8年度	31	31	7,245	10,231	10,347	10,887
	9年度	31	31	7,158	10,064	10,300	10,865
	10年度	31	31	7,045	9,904	10,197	10,814
	11年度	31	31	6,971	9,009	10,040	10,718
府内 全域	7年度	251	248	67,313	80,243	83,947	84,584
	8年度	332	304	67,061	81,674	84,811	85,159
	9年度	361	335	67,129	81,487	84,886	85,613
	10年度	387	365	67,230	81,889	84,758	85,689
	11年度	416	395	67,657	81,500	83,406	84,915

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	病児保育事業		地域子育て支援拠点事業		子育て短期支援事業 (ショートステイ)	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人回/月)	(施設数)	(人日)	(人日)
大阪市	7年度	115,875	106,299	47,062	170	1,464	1,464
	8年度	116,863	116,863	47,252	176	1,451	1,451
	9年度	118,760	118,760	47,550	176	1,450	1,450
	10年度	121,237	121,237	47,313	176	1,449	1,449
	11年度	124,505	124,505	47,223	176	1,460	1,460
堺市	7年度	2,285	2,285	9,865	43	710	710
	8年度	2,220	2,220	9,578	43	720	720
	9年度	2,161	2,161	9,324	43	730	730
	10年度	2,098	2,098	9,094	43	740	740
	11年度	2,038	2,038	8,899	43	750	750
北摂	7年度	76,887	128,943	45,648	103	3,916	1,769
	8年度	78,921	131,047	45,198	103	3,915	2,122
	9年度	80,900	132,166	44,939	107	3,906	3,891
	10年度	83,078	133,324	44,970	107	3,902	3,889
	11年度	85,102	134,533	44,692	107	3,901	3,977
北河内	7年度	34,552	36,261	21,750	52	1,369	1,369
	8年度	33,383	36,209	22,701	52	1,366	1,366
	9年度	32,778	36,159	23,538	53	1,493	1,493
	10年度	31,807	37,537	23,939	53	1,486	1,486
	11年度	31,315	37,484	23,968	53	1,482	1,482

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	病児保育事業		地域子育て支援拠点事業		子育て短期支援事業 (ショートステイ)	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人回/月)	(施設数)	(人日)	(人日)
中河内	7年度	12,396	16,200	11,778	48	1,314	810
	8年度	12,322	16,200	11,624	48	1,294	810
	9年度	12,272	16,200	11,434	48	1,284	810
	10年度	12,216	16,200	11,291	48	1,264	810
	11年度	12,159	16,200	11,168	48	1,244	810
南河内	7年度	11,931	14,592	14,868	43	632	730
	8年度	11,791	14,750	14,842	43	638	738
	9年度	11,779	14,762	14,928	43	646	747
	10年度	11,752	14,777	14,933	43	644	747
	11年度	11,792	14,839	15,779	44	642	745
泉州	7年度	11,455	18,654	14,020	45	474	483
	8年度	11,284	18,526	14,028	45	485	486
	9年度	11,134	18,479	14,163	45	504	492
	10年度	10,943	18,440	14,118	45	521	498
	11年度	10,822	18,391	14,120	45	533	505
府内 全域	7年度	265,381	323,234	164,991	504	9,879	7,335
	8年度	266,784	335,815	165,223	510	9,869	7,693
	9年度	269,784	338,687	165,876	515	10,013	9,613
	10年度	273,131	343,613	165,658	515	10,006	9,619
	11年度	277,733	347,990	165,849	516	10,012	9,729

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	一時預かり事業 (幼稚園の在園児)		一時預かり事業 (幼稚園の在園児以外)		ファミリー・サポート・センター 事業(就学児のみ)	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)
大阪市	7年度	721,435	721,435	130,923	130,923	1,639	1,639
	8年度	698,270	698,270	126,835	126,835	1,617	1,617
	9年度	685,036	685,036	122,793	122,793	1,584	1,584
	10年度	671,375	671,375	117,368	117,368	1,548	1,548
	11年度	674,188	674,188	112,179	112,179	1,502	1,502
堺市	7年度	168,400	168,400	18,768	18,768	6,033	6,033
	8年度	176,800	176,800	18,358	18,358	6,033	6,033
	9年度	169,100	169,100	17,893	17,893	6,033	6,033
	10年度	163,700	163,700	17,523	17,523	6,033	6,033
	11年度	159,100	159,100	17,213	17,213	6,033	6,033
北摂	7年度	664,801	1,158,907	143,168	245,885	7,293	7,668
	8年度	649,528	1,150,715	141,609	247,493	7,279	7,690
	9年度	634,162	1,135,937	140,445	247,443	7,272	7,728
	10年度	618,601	1,122,915	139,477	247,984	7,237	7,739
	11年度	613,906	1,117,368	138,405	247,845	7,214	7,756
北河内	7年度	506,809	525,277	60,340	118,779	5,937	5,937
	8年度	517,496	536,819	59,855	119,352	5,887	5,887
	9年度	490,508	509,877	59,618	119,269	5,855	5,855
	10年度	465,757	485,436	59,025	118,606	5,824	5,824
	11年度	449,339	469,311	58,909	118,613	5,789	5,789

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	一時預かり事業 (幼稚園の在園児)		一時預かり事業 (幼稚園の在園児以外)		ファミリー・サポート・センター 事業（就学児のみ）	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)
中河内	7年度	122,066	158,726	99,857	96,591	1,531	1,839
	8年度	121,146	158,234	98,074	96,557	1,517	1,832
	9年度	120,468	157,865	96,964	97,256	1,499	1,821
	10年度	119,775	157,371	95,655	97,950	1,484	1,811
	11年度	119,156	156,850	94,411	101,524	1,469	1,802
南河内	7年度	146,205	163,245	23,729	28,774	2,262	2,364
	8年度	142,367	160,905	23,236	28,365	2,241	2,343
	9年度	140,031	159,478	22,959	28,160	2,202	2,304
	10年度	136,678	157,337	22,622	27,914	2,174	2,276
	11年度	133,981	155,436	22,294	27,667	2,153	2,255
泉州	7年度	185,979	186,699	40,899	44,253	3,827	4,681
	8年度	180,331	181,021	40,459	44,484	3,845	4,734
	9年度	176,699	177,359	39,596	43,723	3,789	4,701
	10年度	172,814	173,445	38,916	43,150	3,716	4,662
	11年度	170,730	171,330	38,019	42,313	3,665	4,631
府内 全域	7年度	2,515,695	3,082,689	517,684	683,973	28,522	30,161
	8年度	2,485,938	3,062,764	508,426	681,444	28,419	30,136
	9年度	2,416,004	2,994,652	500,268	676,537	28,234	30,026
	10年度	2,348,700	2,931,579	490,586	670,495	28,016	29,893
	11年度	2,320,400	2,903,583	481,430	667,354	27,825	29,768

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	乳児家庭全戸 訪問事業	養育支援 訪問事業	妊婦健診	子どもを守るための 地域ネットワーク 機能強化事業	実費徴収に伴う 補足給付事業	多様な主体の 参入促進事業
		量の見込み	量の見込み	量の見込み	実施市町村数	実施市町村数	実施市町村数
		(人)	(人)	(人回)			
大阪市	7年度	18,430	609	245,565	1	1	1
	8年度	18,454	610	245,891	1	1	1
	9年度	18,527	612	246,855	1	1	1
	10年度	18,579	614	247,552	1	1	1
	11年度	18,664	617	248,691	1	1	1
堺市	7年度	4,976	25	69,644	1	1	1
	8年度	4,879	25	68,306	1	1	1
	9年度	4,796	25	67,144	1	1	1
	10年度	4,711	25	65,954	1	1	1
	11年度	4,643	25	65,002	1	1	1
北摂	7年度	12,817	2,439	164,493	8	10	7
	8年度	12,772	2,471	163,937	8	10	7
	9年度	12,724	2,506	163,103	8	10	7
	10年度	12,696	2,540	163,001	8	10	7
	11年度	12,568	2,573	161,548	8	10	7
北河内	7年度	6,525	1,321	91,364	6	6	4
	8年度	6,424	1,322	89,591	6	6	4
	9年度	6,387	1,323	88,489	6	6	4
	10年度	6,319	1,324	87,224	6	6	4
	11年度	6,266	1,325	85,696	6	6	4

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	乳児家庭全戸 訪問事業	養育支援 訪問事業	妊婦健診	子どもを守るための 地域ネットワーク 機能強化事業	実費徴収に伴う 補足給付事業	多様な主体の 参入促進事業
		量の見込み	量の見込み	量の見込み	実施市町村数	実施市町村数	実施市町村数
		(人)	(人)	(人回)			
中河内	7年度	4,998	170	72,407	2	3	2
	8年度	4,913	170	70,955	2	3	2
	9年度	4,844	170	69,825	2	3	2
	10年度	4,783	170	68,733	2	3	2
	11年度	4,724	170	67,832	2	3	2
南河内	7年度	3,104	306	35,431	6	7	3
	8年度	3,096	301	35,548	6	7	3
	9年度	3,047	295	35,027	6	7	3
	10年度	3,018	291	34,826	6	7	3
	11年度	2,948	287	34,038	6	7	3
泉州	7年度	5,241	843	68,368	8	10	5
	8年度	5,121	894	67,077	8	10	5
	9年度	5,051	940	65,788	8	10	5
	10年度	4,948	984	64,732	8	10	5
	11年度	4,865	1,026	63,642	8	10	5
府内 全域	7年度	56,091	5,713	747,272	32	38	23
	8年度	55,659	5,793	741,305	32	38	23
	9年度	55,376	5,871	736,231	32	38	23
	10年度	55,054	5,948	732,022	32	38	23
	11年度	54,678	6,023	726,449	32	38	23

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	子育て世帯訪問支援事業		児童育成支援拠点事業		親子関係形成支援事業	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人)	(人)	(人)	(人)
大阪市	7年度	5,682	5,682	700	700	159	159
	8年度	5,614	5,614	700	700	160	160
	9年度	5,556	5,556	700	700	162	162
	10年度	5,491	5,491	700	700	162	162
	11年度	5,422	5,422	700	700	163	163
堺市	7年度	34	34	0	0	32	32
	8年度	33	33	0	0	32	32
	9年度	32	32	0	0	32	32
	10年度	31	31	0	0	32	32
	11年度	31	31	0	0	32	32
北摂	7年度	23,362	10,725	497	459	3,794	3,008
	8年度	23,351	14,080	491	497	3,794	3,768
	9年度	23,340	16,494	488	517	3,792	3,768
	10年度	23,333	18,913	482	514	3,792	3,768
	11年度	23,320	23,726	475	511	3,790	3,768
北河内	7年度	3,744	3,744	85	20	444	439
	8年度	3,855	3,855	85	25	445	445
	9年度	3,903	3,903	85	85	441	441
	10年度	3,953	3,953	84	84	436	436
	11年度	4,003	4,003	84	84	432	432

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	子育て世帯訪問支援事業		児童育成支援拠点事業		親子関係形成支援事業	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人)	(人)	(人)	(人)
中河内	7年度	2,466	1,516	160	15	87	87
	8年度	2,428	1,758	156	15	87	87
	9年度	2,380	1,750	153	15	87	87
	10年度	2,332	1,992	150	15	87	87
	11年度	2,284	1,984	147	15	87	87
南河内	7年度	2,237	2,358	235	195	246	248
	8年度	2,205	2,322	241	241	240	252
	9年度	2,168	2,276	235	235	233	245
	10年度	2,133	2,246	230	230	228	240
	11年度	2,099	2,214	226	226	222	234
泉州	7年度	2,133	2,133	159	159	152	152
	8年度	3,952	3,952	157	157	246	246
	9年度	3,889	3,889	155	155	242	242
	10年度	5,155	5,155	154	154	237	237
	11年度	5,142	5,142	153	153	234	234
府内全域	7年度	39,658	26,192	1,836	1,548	4,914	4,125
	8年度	41,438	31,614	1,830	1,635	5,004	4,990
	9年度	41,268	33,900	1,816	1,707	4,989	4,977
	10年度	42,428	37,781	1,800	1,697	4,974	4,962
	11年度	42,301	42,522	1,785	1,689	4,960	4,950

4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行う等の連携の推進方策

基本的な指針において、都道府県は、市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行うなど、都道府県におけるこれらの連携の推進方策を定めることとされています。

大阪府としては、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」に基づき、運営費（施設型給付費及び地域型保育給付費並びに私立保育所に係る委託費等を含む。以下同じ。）の事務処理状況等について、市町村監査を実施し、必要な助言や措置を講じることとしています。引き続き、市町村監査を実施するとともに、市町村から大阪府への相談事案に適切に対応し、必要に応じて市町村が子ども・子育て支援法に基づき実施する確認監査に、大阪府が児童福祉法若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律により実施する施設監査を併せて実施することにより連携を図っていきます。

- (2) 児童福祉法に基づく市町村への通知の積極的な運用はもとより、広域利用の実態を踏まえ、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る基本的な情報について、市町村相互間及び市町村との連携方策

基本的な指針において、都道府県は、児童福祉法に基づく市町村への通知の積極的な運用はもとより、広域利用の実態を踏まえ、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る基本的な情報について、市町村相互間及び市町村と都道府県間での連携が図られるよう方策を定めることとされています。

大阪府においては、児童福祉法に基づく市町村への通知の積極的な運用や基本的な情報の周知などにより、市町村域を超えた預かり保育事業や認可外保育施設等の利用がしやすくなるよう取り組んでいきます。

5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(1) 保育士等確保の実態

大阪府では、幼稚園・保育所・認定こども園等における人材確保の状況を把握するため、令和6年3月に「大阪府内の保育所等における保育士等確保のための実態調査」を実施し、主な調査結果を以下に示しています。

➤ 求人数に対する充足率と人材確保の状況

求人数に対する充足率が100%以上の施設は56.9%（100%が46.3ポイント、101%以上が10.6ポイント）にとどまっており、前回調査時（5年前）と比較すると67.6%より10.7ポイント減っています〔図1〕。

また、人材確保については正規職員・非正規職員・新卒者すべてにおいて、確保しにくいと答えている割合が前回調査より高くなっています〔図2〕。

➤ 学生の就職先の見つけ方と職員採用の有効な募集方法

保育士養成施設の学生の就職先の見つけ方については、「学校の紹介」「就職説明会への参加」「実習等への参加」の割合が高くなっています。〔図3〕。

また、保育施設が有効と考える正規職員採用の募集方法については、「大学等の養成施設からの紹介」の割合が最も高く、次いで「合同就職説明会」となっています〔図4〕。

➤ 行政に期待する支援

保育士養成施設が、学生が保育所等で働き続けるために行政に期待する支援については、「職員の給与の向上を図るための支援」の割合が最も高く、次いで「返還免除のある就学資金貸付」「高校生へのアプローチ（保育体験学習など）」となっています〔図5〕。

また、私立保育所・幼稚園・認定こども園等が職員の確保・離職防止のために行政に期待する支援については、「職員の処遇改善」の割合が最も高く、次いで「養成機関への働きかけ」となっています〔図6〕。

5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(1) 保育士等確保の実態（続き）

➤ 保育施設職員の働きたい理由と離職理由

保育施設職員が働きたい理由については、「職場の雰囲気や人間関係の良さ」の割合が最も高く、次いで「結婚や出産・子育てに対する協力体制がある」「休暇の取りやすさ」「通勤時間、通勤のしやすさ」となっています〔図7〕。

また、離職理由については「職員間の人間関係」が最も高く、次いで「出産・子育て」「勤務時間・勤務日数の過重、休暇の取りにくさ」「給与」となっています〔図8〕。

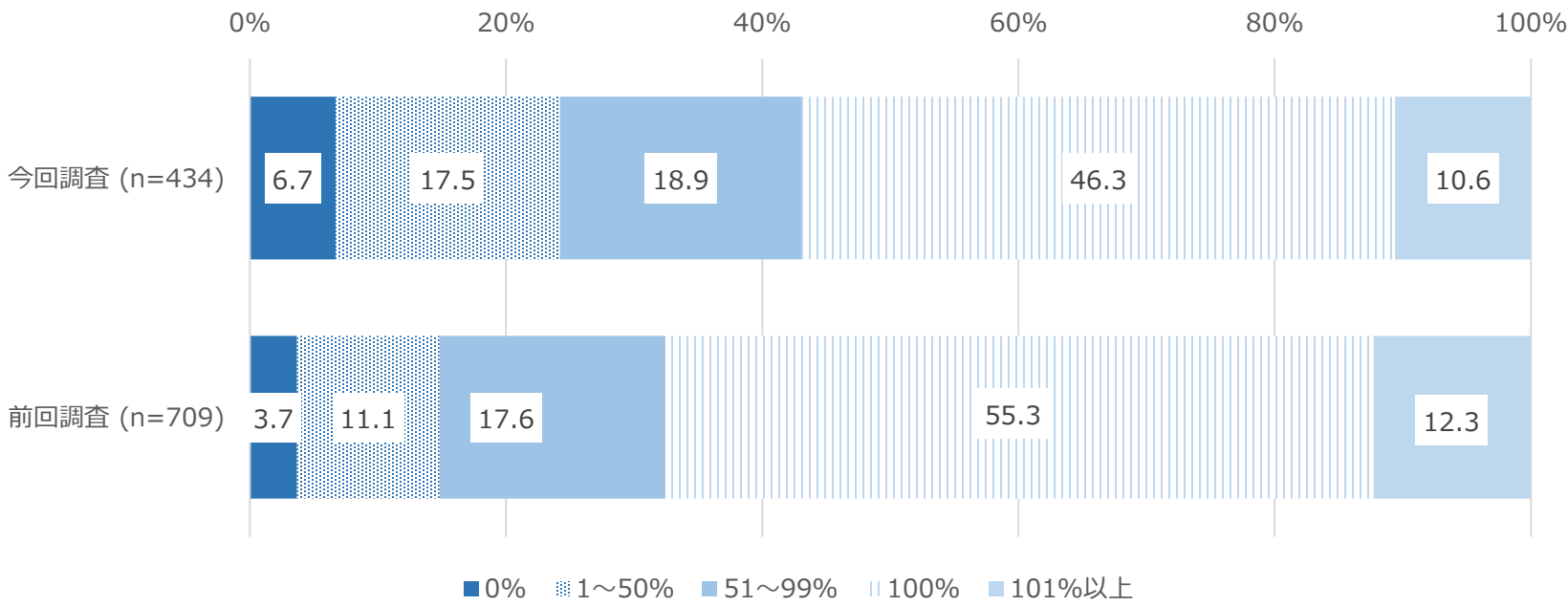
➤ 保育士等資格取得見込み者が、今後保育士・幼稚園教諭・保育教諭として働き続けるにあたっての不安がある場合に希望すること〔保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等を就職予定先としている人〕〈前回調査より追加〉

保育士等資格取得見込み者が、今後保育士・幼稚園教諭・保育教諭として働き続けるにあたっての不安がある場合に希望することについては、「職場の人間関係が良好であること」の割合が最も高く、次いで「将来的な十分な報酬を得て、生計を立てられること」「将来、仕事と子育てなどの家庭生活の両立ができること」「保護者への対応に不安がないこと」「十分な指導を受けたり、相談したりすることができること」となっています〔図9〕。

➤ 保育士登録者が保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等に再就職するにあたって有効と考える支援〔現在、保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園で働いていない人〕

現在、保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園で働いていない保育士登録者が保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等に再就職するにあたって有効と考える支援については、「給与等の処遇改善」「労働負担の軽減」「産休・育休・時短・年休等の子育てとの両立支援」の割合が高くなっています〔図10〕。

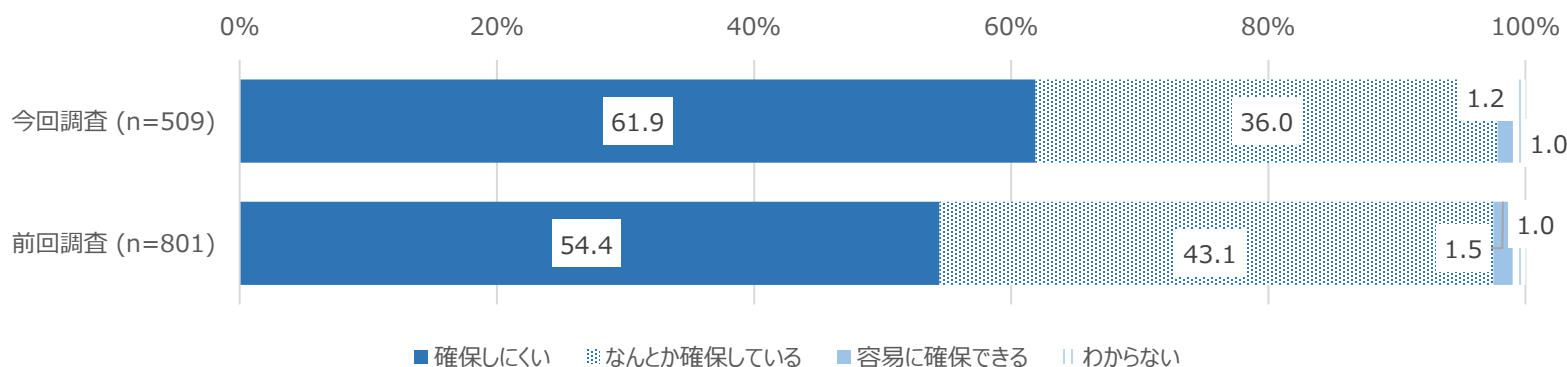
[図1:求人数に対する充足率]



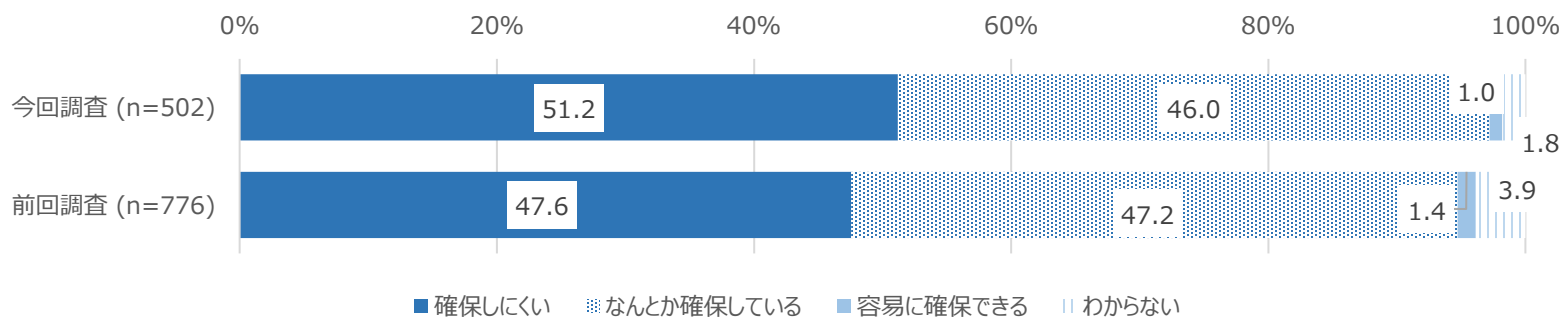
大阪府内の保育所等における保育士等確保のための実態調査【主な調査結果概要】

〔図2：人材確保の状況〕

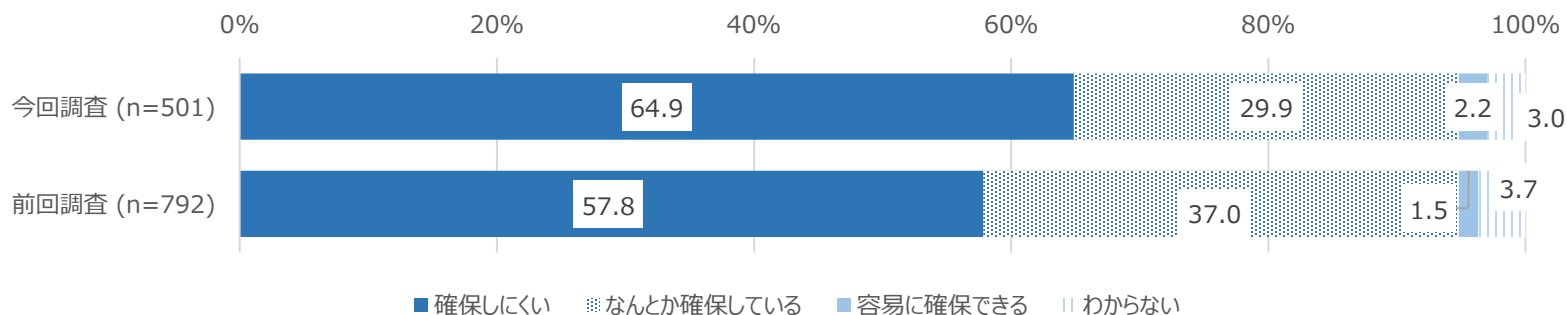
（正規職員）



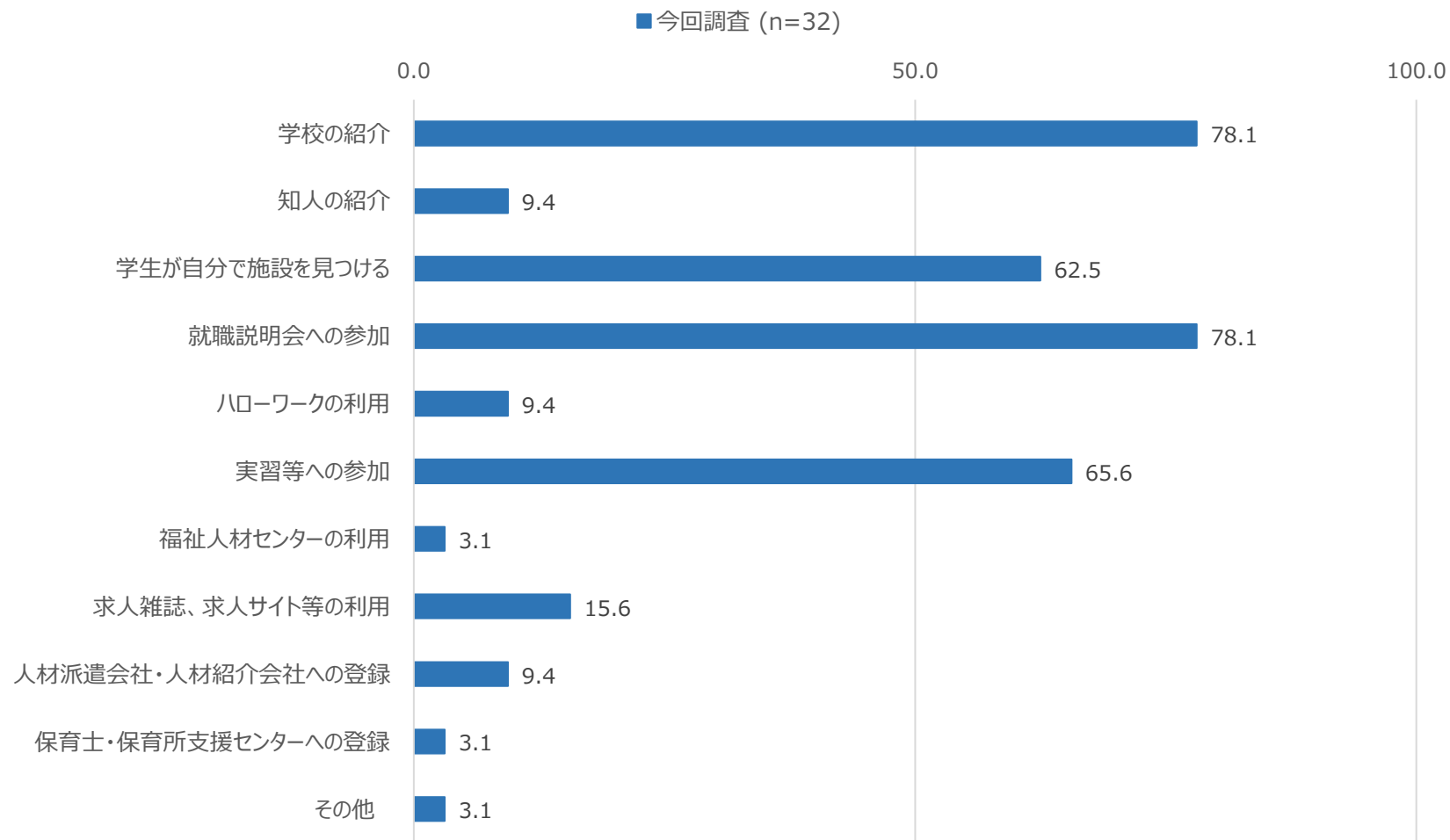
（非正規職員）



（新卒者）

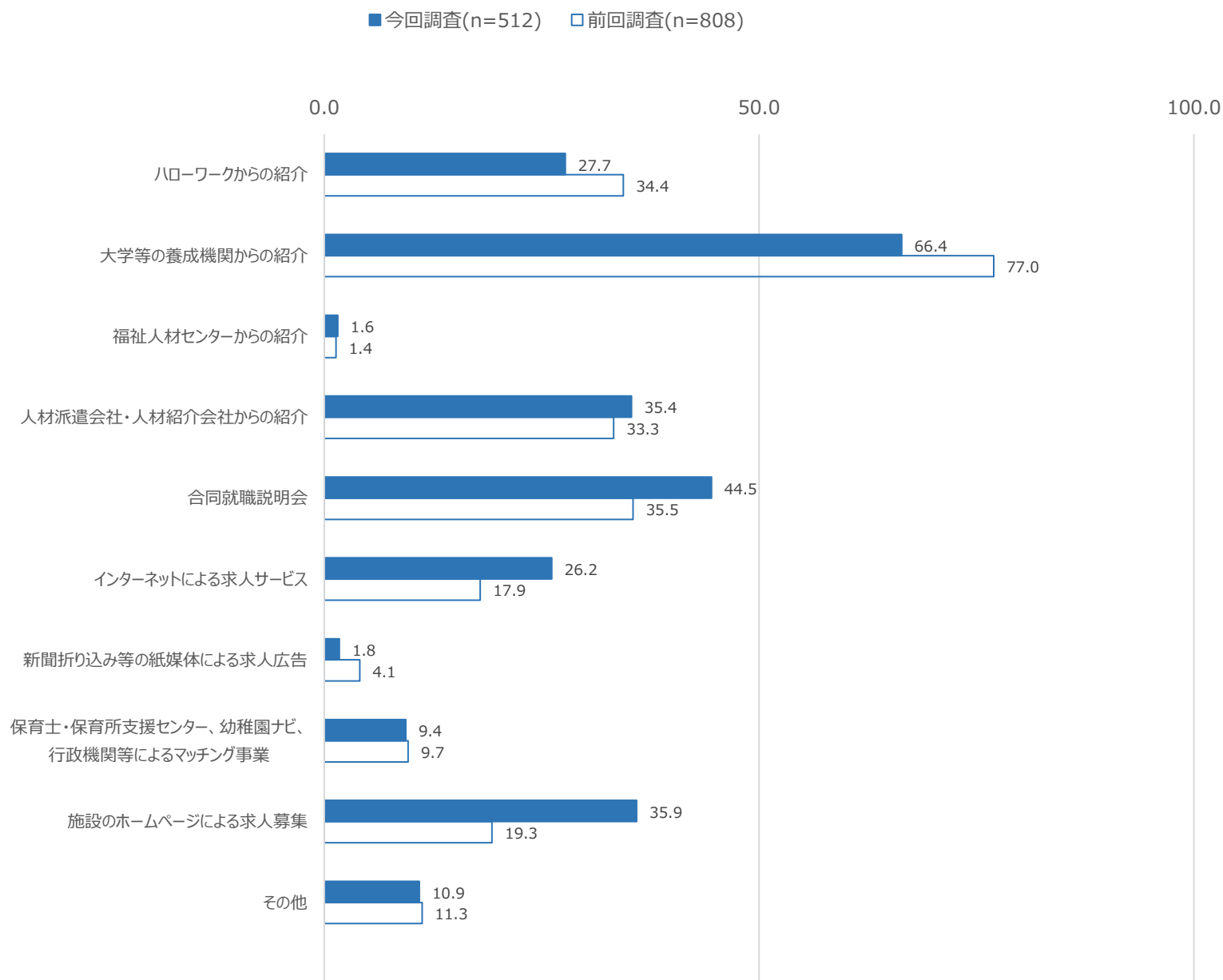


〔図3：学生の就職先の見つけ方〕

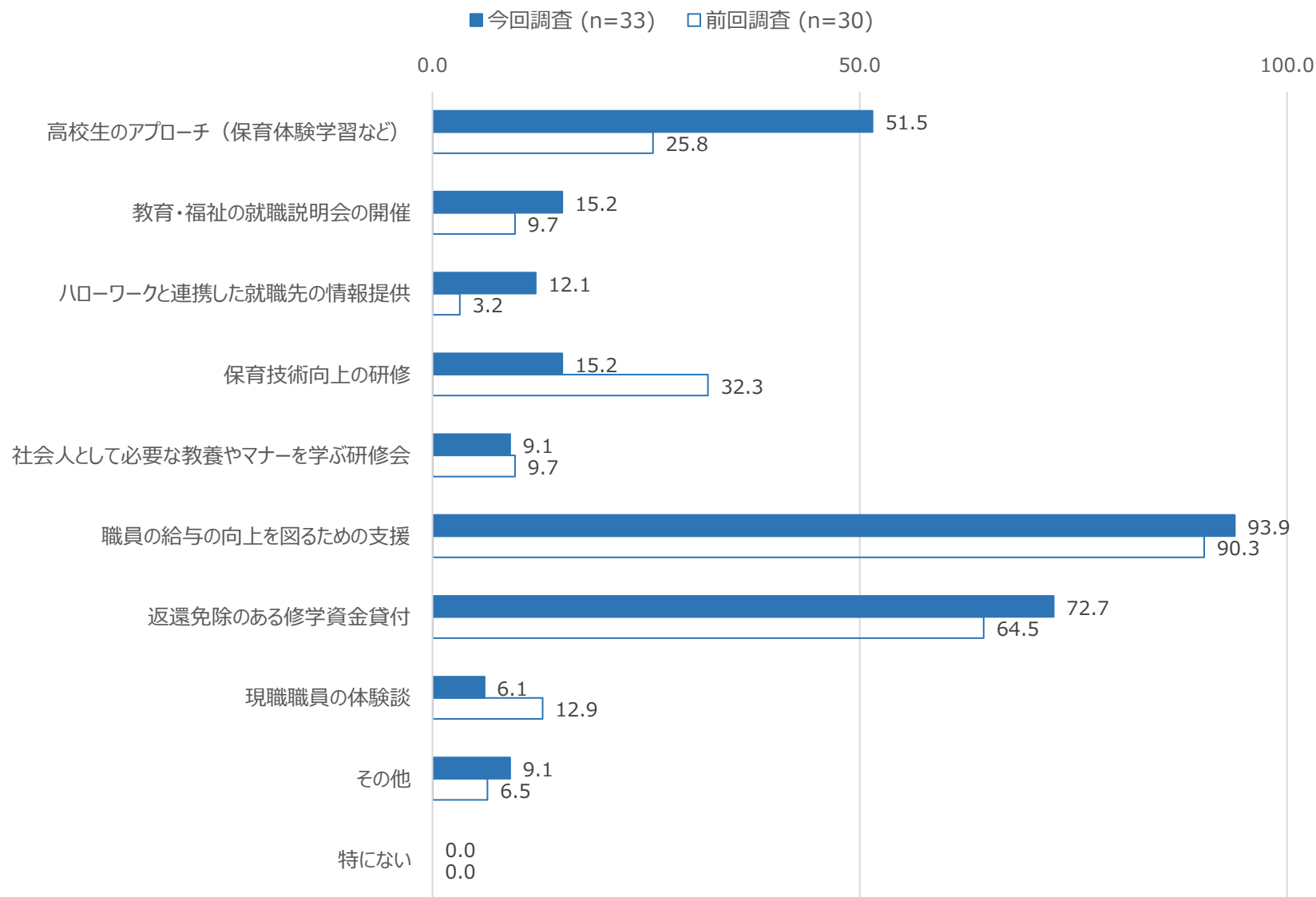


大阪府内の保育所等における保育士等確保のための実態調査【主な調査結果概要】

〔図4：職員採用の有効な募集方法（正規職員）〕

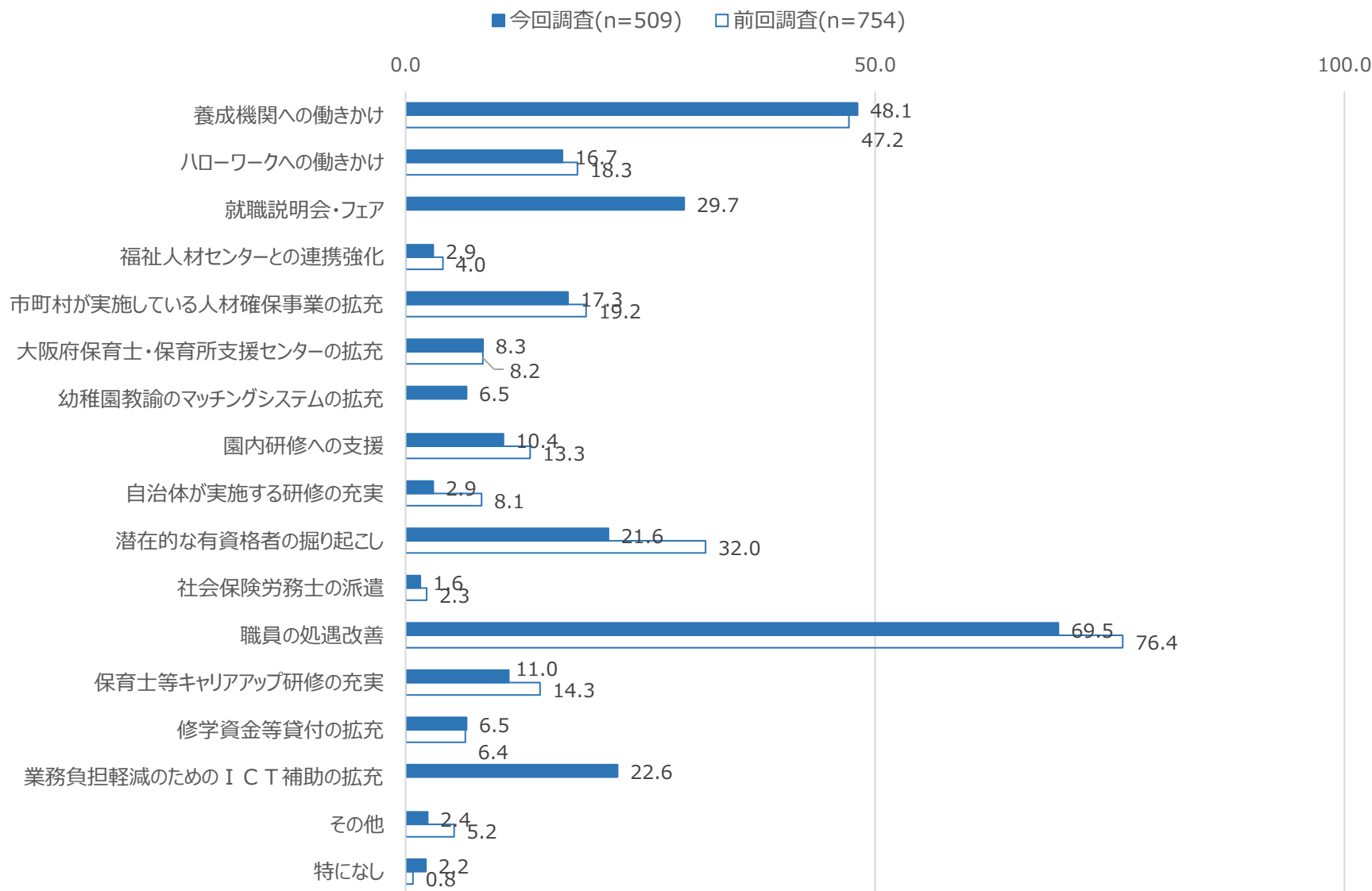


〔図5：学生が働き続けるための行政の支援〕
（養成施設）

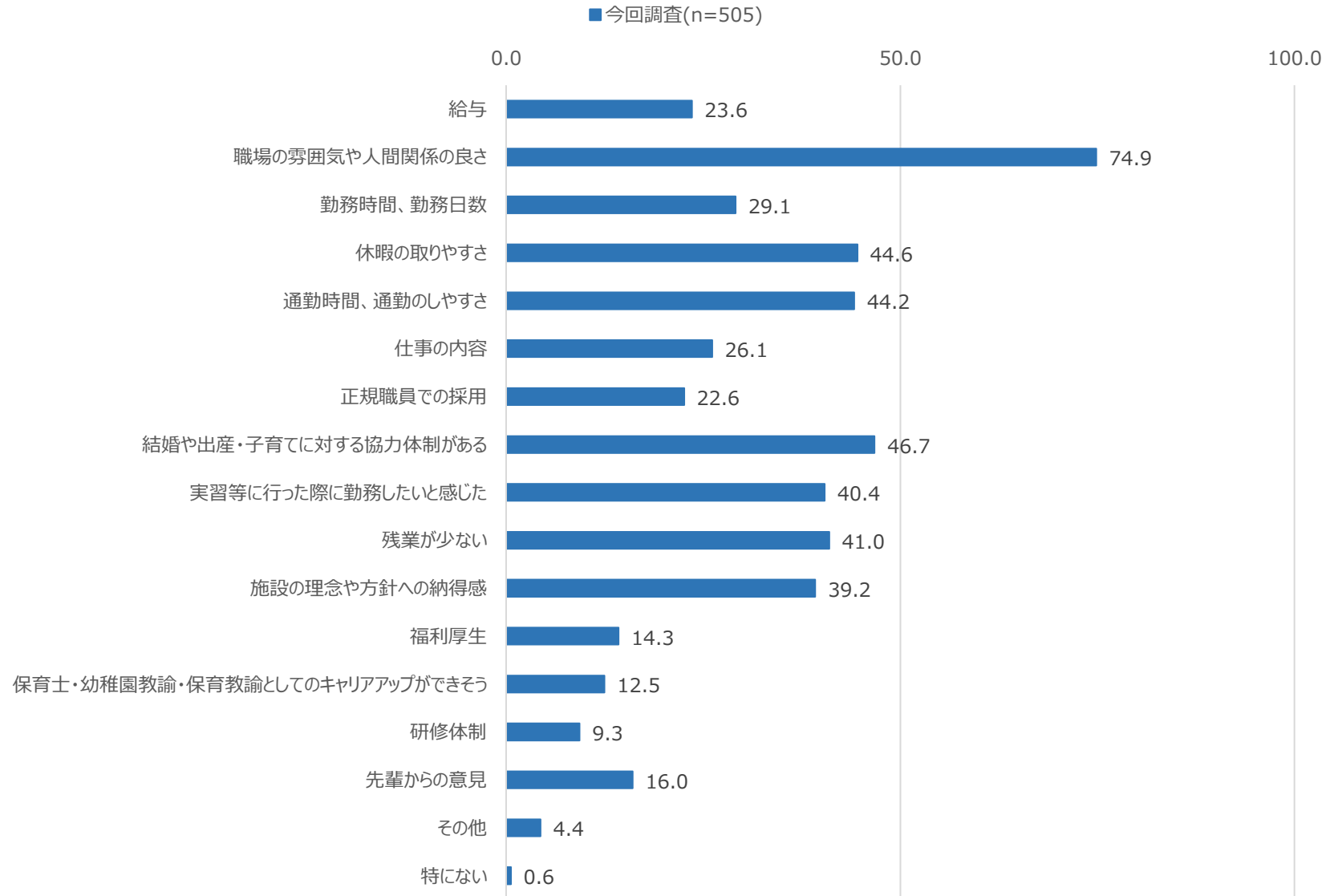


大阪府内の保育所等における保育士等確保のための実態調査【主な調査結果概要】

〔図6：職員の確保・離職防止のために期待する支援〕

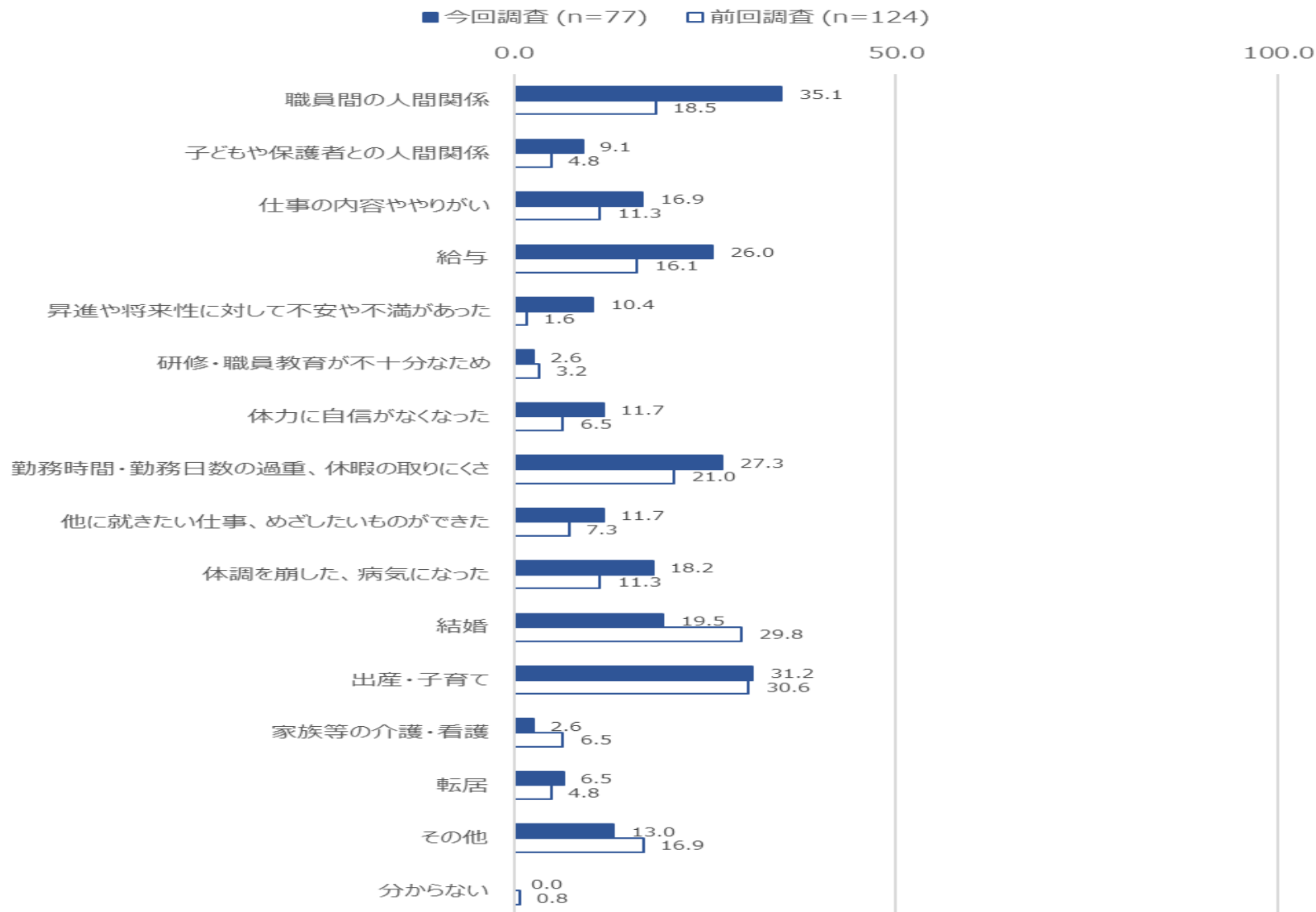


〔図7：職員が働きたい理由〕

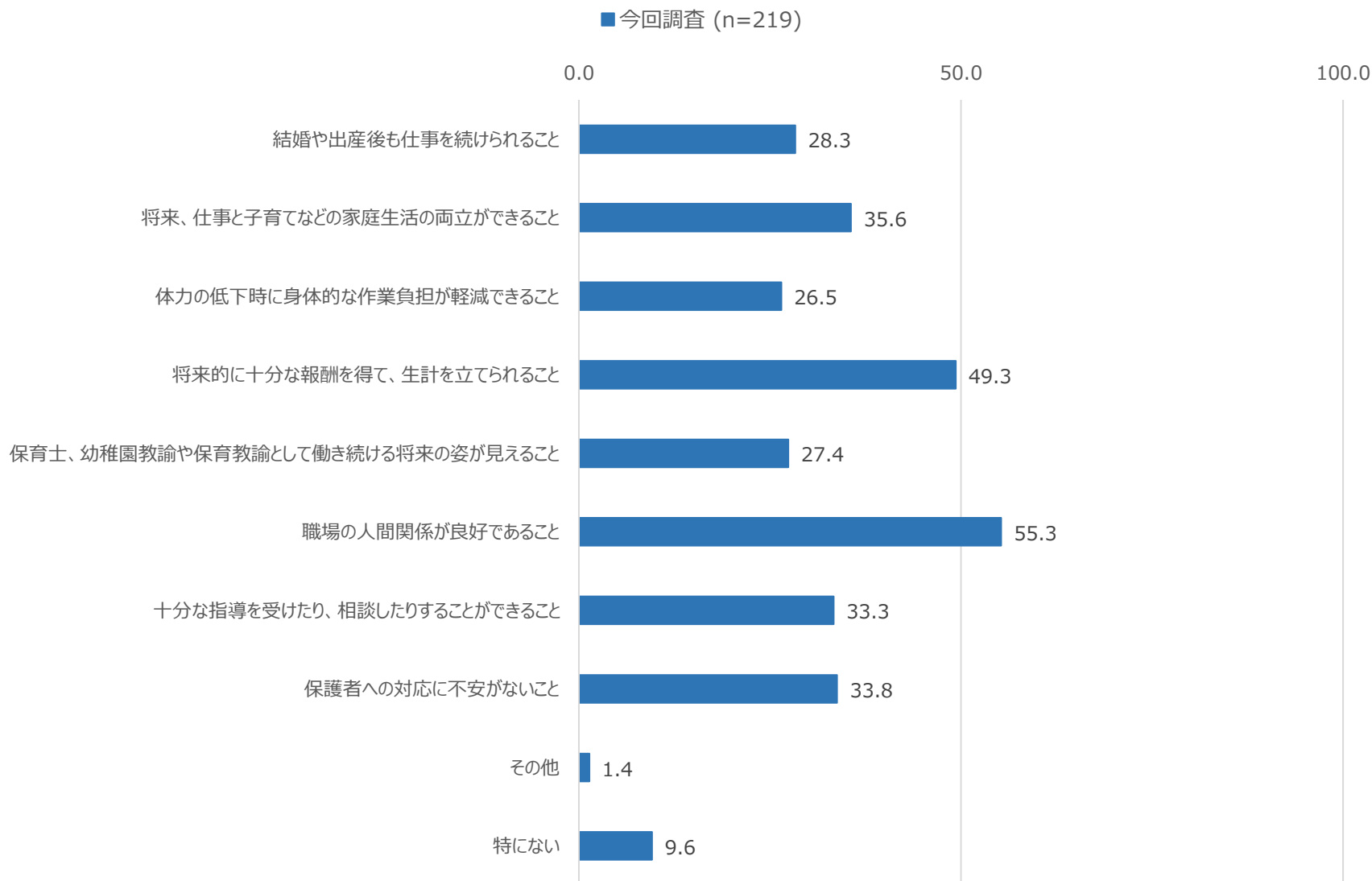


大阪府内の保育所等における保育士等確保のための実態調査【主な調査結果概要】

〔図8：保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等の離職理由〕
（以前に保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等で働いていたことがある人）

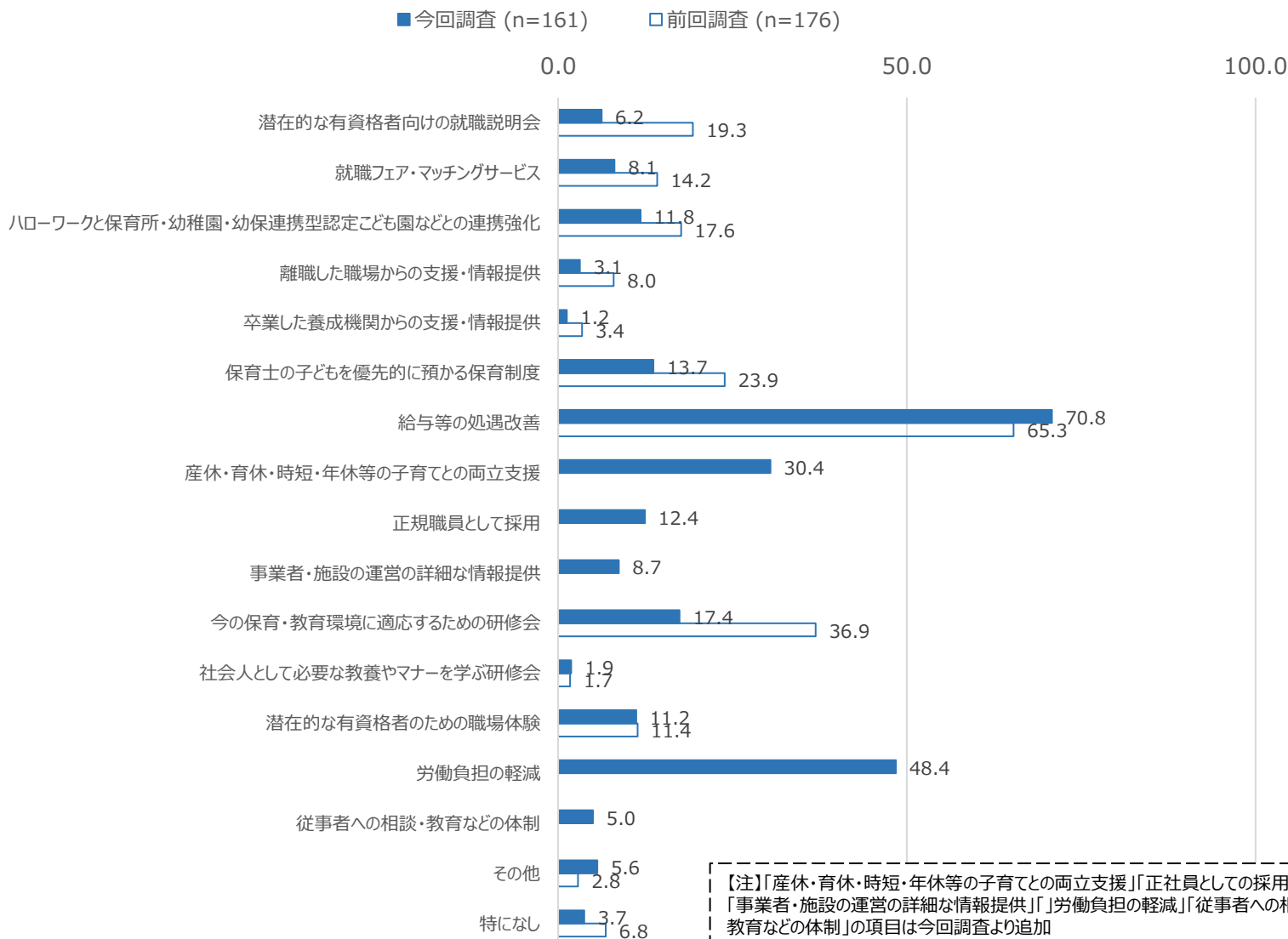


〔図9：今後働き続けるにあたっての不安がある場合に希望すること〕
（保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等を就職予定先としている人）



大阪府内の保育所等における保育士等確保のための実態調査【主な調査結果概要】

〔図10: 保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等に再就職するにあたり有効と考える支援〕
(保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園で働いたことがない人)



5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数

厚生労働省が実施する「社会福祉施設等調査」並びに、府内市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」で定めた「教育・保育の量の見込み及びその提供体制から算出した結果は下記のとおりであり、令和7年度に最大約3,700人の保育士・保育教諭が不足する見込みです。

ア) 供給面（大阪府における現状の職員数からみて将来的に従事しているであろう従事者数）

（単位：人）

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
保育教諭・保育士	38,886	40,007	41,128	42,250	43,371
幼稚園教諭	5,613	5,565	5,518	5,471	5,425

イ) 供給から需要（実態に応じた数※）を差し引いた数

（単位：人）

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
保育教諭・保育士	-3,651	-2,909	-2,279	-1,333	-469
幼稚園教諭	196	551	838	1,127	1,336

※保育教諭・保育士については配置基準数×1.90倍（大阪府調査に基づく）

幼稚園教諭については利用児童数×0.091倍（大阪府の利用児童と従事者の実数に基づく）

5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(3) 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者の養成及就業の促進等に関する事項

教育・保育等を行う者の養成及び就業の促進に向け、次のように取り組んでいきます。

アー１）有資格保育士等の確保

・地域限定保育士試験の実施

実技試験による通常試験と同時に、保育実技講習会による地域限定保育士試験を実施することにより、受験者に多様な選択肢を提供し、府内における新たな保育士資格取得者を増やします。

・幼保連携型認定こども園で教育・保育等を行う保育教諭の確保

認定こども園法附則第5条に定める保育教諭等の資格の特例に係る経過措置期間は同改正法施行後10年間（令和6年度末）から15年間（令和11年度末）に延長されました。幼保連携型認定こども園での保育教諭の確保に向け、資格併有（幼稚園教諭の保育士資格取得及び保育士の幼稚園教諭免許状取得）を促進する「保育教諭確保のための資格等取得支援事業」に取組対象職員の経過措置期間中の併有をめざします。

・地域人材のキャリアパス形成

保育士資格は有しないものの、保育や子育てに支援に関心のある方が保育支援者（※）から子育て支援員を経て保育士へとステップアップする仕組みづくりを推進します。

（※）保育士資格は有しないものの保育士の負担軽減に資する業務や児童の園外活動時の見守り等、保育に関わる周辺業務を行う者

アー２）勤務保育士等の確保

・保育士・保育所支援センター事業の実施

保育士資格を有しているが、保育所等で就労していない、いわゆる潜在保育士を対象とした就職相談、復職応援セミナーや職場体験等を実施する「保育士・保育所支援センター事業」を推進し、潜在保育士の就職・復職を支援するとともに、市町村やハローワーク等と連携し、保育人材確保に取り組みます。

・施設や養成校との連携による高校生・学生に向けた保育の仕事の魅力発信

大阪府社会福祉協議会が実施する「高校生のための保育の職業体験事業」を活用し、高校生が養成施設での学びと将来の展望をより実感できるよう体験事業参加者向けの特別講義や進学相談会を実施します。

また、施設や養成校と連携し、養成校の学生に向けたインターンシップや就職相談会に取り組みます。

5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(3) 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者の養成及就業の促進等に関する事項

イ) 従事者の定着等に向けた取組

保育支援者の活用により保育士の負担軽減を図る保育体制強化事業や保育士の専門性向上や人材の安定的な確保のための研修事業などを実施する市町村を支援します。

また、施設型給付等においては、処遇改善等加算の拡充などの更なる見直しにより、従事者の定着・確保を目的とした職員給与の一層の改善に取り組みます。

合わせて、風通しのよい職場づくりに関する勉強会等を実施し、施設の離職防止の取組を支援します。

これらの施策に取り組むことにより、今後5年間で約3,100人の保育人材の供給に繋がっていきます。

5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

【確保見込み数】

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
毎年度取組数	623	612	612	612	612
類型数	623	1, 235	1, 848	2, 460	3, 072

上記の人数が確保された後の不足数は下記のとおりとなり、令和11年度末には保育教諭・保育士について、需要に応じた数が確保される見込みとなります。

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
保育教諭・保育士	-3, 028	-2, 296	-1, 667	-720	144
幼稚園教諭	196	551	838	1, 127	1, 336

5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(4) 教育・保育等を行う者の確保及び資質の向上

教育・保育等を行う者の資質向上について、次のように取り組んでいきます。

ア) 幼児期における学びの質の向上

幼児の生活、発達や学びの連続性を踏まえた教育課程、保育課程の相互理解を推進し、子どもたちの資質・能力を育成するとともに、認定こども園や保育所、幼稚園等で幼児教育に携わる、保育教諭、保育士、幼稚園教諭等の資質向上を図るため、担当部局間で連携して研修や人材育成のプログラムを実施します。

イ) 課題に応じた研修の実施

保育・教育等の現場での課題に対応できる、専門的な知識や技術を有する人材を育成するため、保育現場における事故防止、配慮の必要な子どもへの支援、子どもの権利擁護などについての研修を、市町村や関係団体と連携しながら実施します。

ウ) 保育現場におけるリーダー的職員の育成

保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修である「保育士等キャリアアップ研修」は、修了した保育士等の処遇改善にもつながるものです。

引き続き、キャリアアップをめざす保育士等が自身のニーズに応じて研修を選択できるよう、研修実施機関が創意工夫により、利便性の高いオンライン実施、受講者間のネットワーク構築も可能な実地開催など、多様な研修を提供できる環境づくりを行います。

エ) 乳児等通園支援を行う者の研修体制の整備

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用する全ての子どもに、安心・安全な保育と家族以外の人と関わる機会が提供できる環境を整備し、質の高い通園を保証するため、国において、子育て支援員研修に新たな研修コースが創設されます。

子育て支援員研修の市町村合同実施を支援し、乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図ります。

5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(5) 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

教育・保育施設を利用する子どもだけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての子どもについて、地域の身近な場所で、親子の相互交流の場や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するなど、安心して子育てができる環境を整備するため、担い手の確保や研修等による資質向上を図ります。

◆放課後児童対策について

放課後における子どもの居場所については、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」における「加速化プラン」及び国が策定した「放課後児童対策パッケージ」に基づき、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、取組を進めていきます。

ア) 放課後児童クラブの実施主体である市町村が定めた「市町村子ども・子育て支援事業計画」における放課後事業健全育成事業の量の見込み及びその提供体制に基づき、市町村の計画的なクラブの整備を支援し、待機児童の解消に努めます。

イ) 放課後児童支援員認定資格研修や放課後児童支援員等資質向上研修の実施により、支援員の確保や質の向上に努めます。

ウ) 福祉部と教育庁の連携等により、障がいがあるなど特別な支援の必要な児童を含むすべての子どもの多様な放課後の居場所づくりに努めます。

6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項 並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

(1) 児童虐待防止対策の充実

①子どもの権利擁護

第5章「重点施策⑪児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備」、第4章2及び3. 23「子どもの権利を保障する取組の推進」及び第9章「都道府県社会的養育推進計画」に記載

②児童虐待の発生予防・早期発見

第5章「重点施策⑪児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備」、第4章2及び3. 16「児童虐待の防止」及び第9章「都道府県社会的養育推進計画」に記載

③児童虐待発生時の迅速・的確な対応（子ども家庭センターの体制強化等）

第5章「重点施策⑪児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備」、第4章2及び3. 16「児童虐待の防止」及び第9章「都道府県社会的養育推進計画」に記載

(2) 社会的養育の充実・強化

第5章「重点施策⑪児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備」、第4章2及び3. 18「社会的養護を必要とする子ども等に対する支援」及び第9章「都道府県社会的養育推進計画」に記載

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

第5章「重点施策⑮ひとり親家庭等への支援の充実」、第4章2及び3. 29「ひとり親家庭等の自立促進」及び第8章「都道府県ひとり親家庭等自立促進計画」に記載

(4) 障がい児施策の充実等

第5章「重点施策⑩障がいのある子どもへの支援の充実」、第4章2及び3. 19「障がいのある子どもへの支援の充実」に記載

7. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における広域自治体として大阪府が取り組むこと

(1) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

幼稚園や認定こども園では、通園バスを利用するなどにより、市町村を超える利用がみられます。このような広域利用がある場合の各施設の定員の設定や変更について、当該市町村は大阪府と協議することが必要となりますが、大阪府における調整は、施設が所在する市町村が利用する子どもがいる他市町村と調整してとりまとめた上で、大阪府と協議することを基本とします。

(2) 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項

子どもの保護者等が、適正かつ円滑に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業を利用する機会を確保するため、教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報について、国の子ども・子育て支援情報公表システムを通じて公表します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

第5章「重点施策⑭子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備」、第4章2及び3. 28「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進」に記載

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

第5章「重点施策⑭子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備」、第4章2及び3. 28「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進」に記載

大阪府子どもの貧困対策計画目次

I 計画策定の趣旨

II 子どもの貧困を取り巻く課題（調査結果）

III 第三次計画の基本理念・推進にあたっての基本的な考え方

1. 計画の基本理念
2. 推進にあたっての基本的な考え方
 - （1） 総合的な取組の推進
 - （2） 支援が必要な人への情報発信と伝達

IV 子どもの貧困対策における方向性

- （1） 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども（保護者）を支援につなぐスキーム
- （2） 子どもの居場所づくりへの支援
- （3） 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成
- （4） 市町村との連携強化・地域の実情把握
- （5） 関連施策との一体的な推進

V 第三次計画における具体的取組

- 視点1 困窮している世帯を経済的に支援します（就労支援を含む）
- 視点2 学びを支える環境づくりを支援します
- 視点3 子どもたちが孤立しないよう支援します
- 視点4 保護者が孤立しないよう支援します
- 視点5 安心して子育てできる環境を整備します
- 視点6 健康づくりを支援します
- 視点7 オール大阪での取組

VI 第三次計画の取組期間

VII 計画の推進について

VIII 子どもの貧困に関する指標について

I 計画策定の趣旨

子どもの貧困は、現在の経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に大きく影響を及ぼしかねないものです。コロナ禍の影響が残る中で長引く物価高は、子育て世帯にとって大きな負担となっていますが、経済的に困窮する家庭には、より深刻な課題となっています。経済的に厳しい状況にある家庭の子どもたちが、日々の食事に困るようなことや、学習の機会や部活動など様々な体験機会を十分に得られない、経済的な理由によって進路を変更せざるを得ない、社会的に孤立して相談することすらできない、などの状況を強いられることはあってはならないことです。全ての子どもたちが、同じスタートラインに立って夢や希望を持ち、将来をめざすことができる社会を実現するため、子どもの貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、経済的支援や保護者の就労支援、学習支援等の総合的な取組を進め、社会全体で解決していくことが必要です。

国では、子どもの貧困について社会的な関心が高まる中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、2013（平成25）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定されました。

その後、2019（令和元）年の改正法においては、基本理念として、子どもの最善の利益が優先して考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されたところです。

2023（令和5）年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための「こども基本法」が新たに施行されました。同法に基づく「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、2024（令和6）年6月には、法の名称に「貧困の解消」を盛り込んだ「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が制定され、「こどもの現在の貧困を解消するとともに、将来の貧困を防ぐ」、また、「妊娠から出産まで及びそのこどもが大人になるまでの過程において切れ目なく支援が行われる」よう、子どもの貧困対策を推進することとされました。

大阪府では、2015（平成27）年3月に「子どもの貧困対策計画」を策定し、次いで2020（令和2）年3月に改定した第二次計画に基づき、子どもの貧困対策施策の推進に努めてきました。「第三次子どもの貧困対策計画」では、これまでの計画の理念を踏襲しつつ、現在の子どもの貧困を取り巻く状況を踏まえ、子どもの貧困の解消に向けて、取組をいっそう充実していきます。

なお、2015（平成27）年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals 略称SDGs）」に関して、大阪府では、世界の先頭に立ってSDGsに貢献する「SDGs先進都市」をめざしており、本計画の取組を進めることによって、この実現にも寄与していきます。

II 子どもの貧困を取り巻く課題（調査結果）

1. 2023（令和5）年度大阪府子どもの生活に関する実態調査の結果について

（1）調査目的

大阪府では、生まれ育った環境にかかわらず、子どもたちが積極的に自分の生き方を選択し、自立できるよう様々な施策を実施しています。2023（令和5）年度において、2016（平成28）年度以来2回目となる「子どもの生活に関する実態調査」を行い、得られた結果を分析することによって、支援を必要とする子どもや家庭に対するこれまでの施策について検証いたします。

なお、本計画では、この実態調査及び共同実施した18市町を含む府内全自治体の実態調査の結果を抜粋して掲載しています。

- 調査対象 : 大阪府内に居住する小学5年生・その保護者（4,000世帯） 中学2年生・その保護者（4,000世帯）
- 調査期間 : 2023（令和5）年7月3日～同月31日
- 調査票配布数 : 16,000部（回収率28.2%）
- 調査方法 : 18市町*を除く住民基本台帳より無作為抽出した8,000世帯に対して、調査票を郵送し、郵送及びWebにて回収を得たもの。
- 府内全自治体の配布数及び回答数 : 160,738部（回収率54.0%）
 - *18市町 : 大阪市、豊中市、池田市、守口市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、能勢町

（参考）

2016（平成28）年度大阪府子どもの生活に関する実態調査

- 調査対象 : 大阪府内に居住する小学5年生・その保護者（4,000世帯） 中学2年生・その保護者（4,000世帯）
- 調査期間 : 2016（平成28）年7月1日～同月19日
- 調査票配布数 : 16,000部（回収率33.2%）
- 調査方法 : 13市町*を除く住民基本台帳より無作為抽出した8,000世帯に対して、調査票を郵送し、郵送及びWebにて回収を得たもの。
- 府内全自治体の配布数及び回答数 : 160,260部（回収率62.3%）
 - *13市町 : 大阪市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、和泉市、柏原市、門真市、交野市、大阪狭山市、能勢町

(2) 大阪府における相対的貧困率について

相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。

貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。

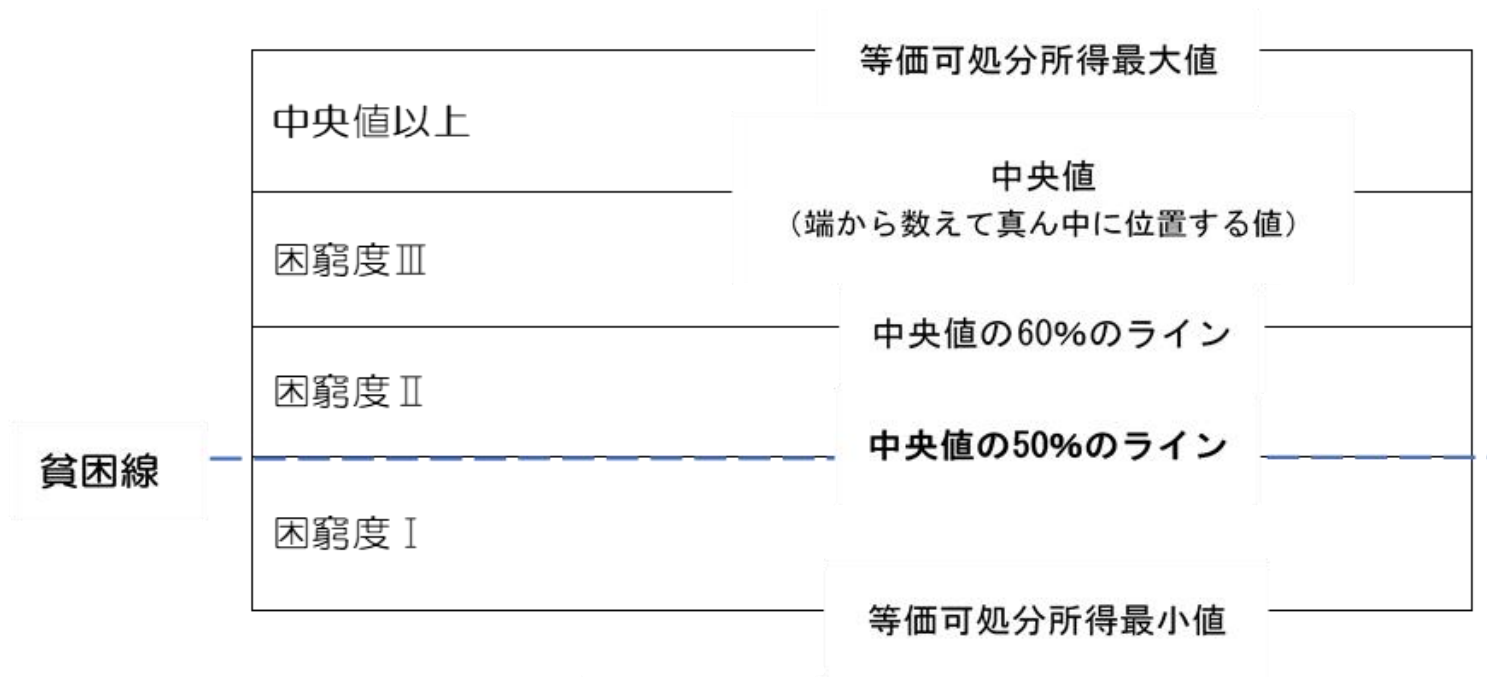
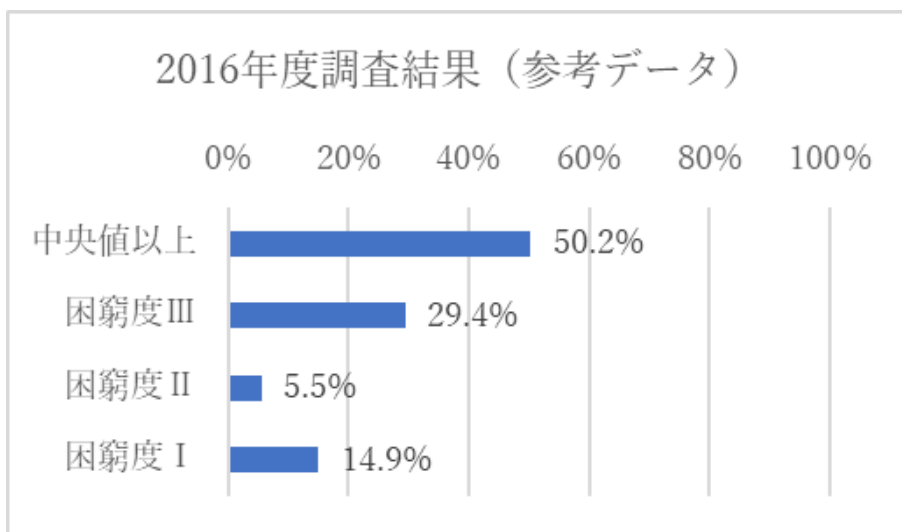
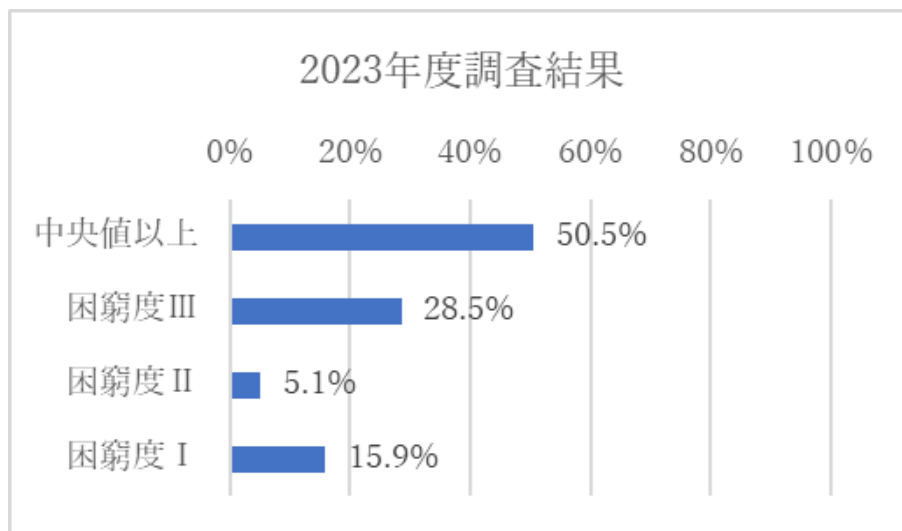


図 困窮度の分類と基準

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

今回（2023年度）調査の結果、府内全自治体における相対的貧困率（困窮度Ⅰの割合）は15.9%となっています。なお、「中央値」は280万円で、「中央値以上」が50.5%（16,687人）と最も多く、次いで「困窮度Ⅲ」が28.5%（9,408人）、「困窮度Ⅰ」が15.9%（5,246人）、「困窮度Ⅱ」が5.1%（1,694人）の順番となっています。また、今回調査の中央値280万円は前回（2016年度）調査（255万円）より25万円上昇しているが、今回調査の等価可処分所得の分布は、前回調査と比較して、大きな差はみられていません。



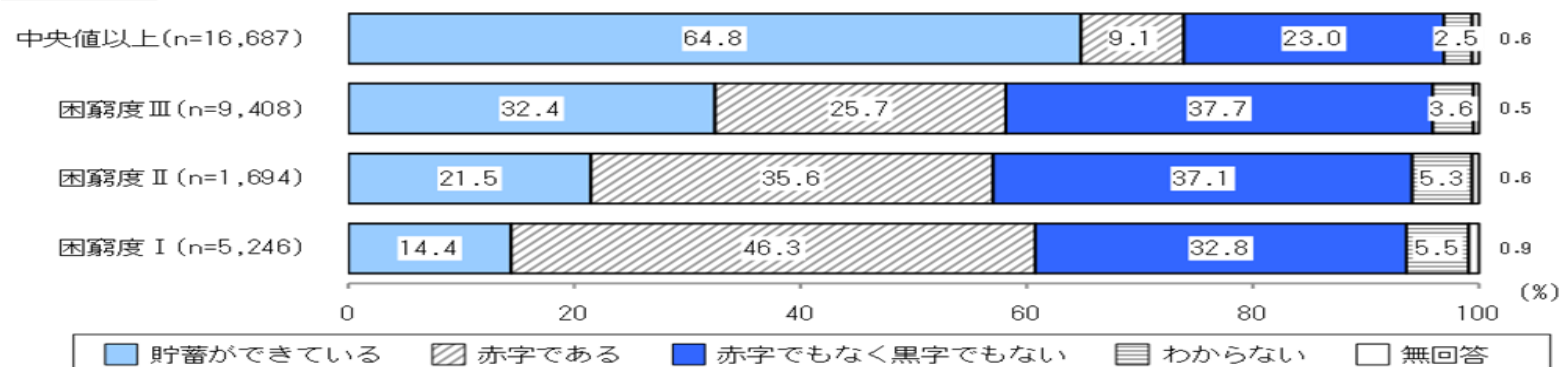
第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

(3) 家計の状況

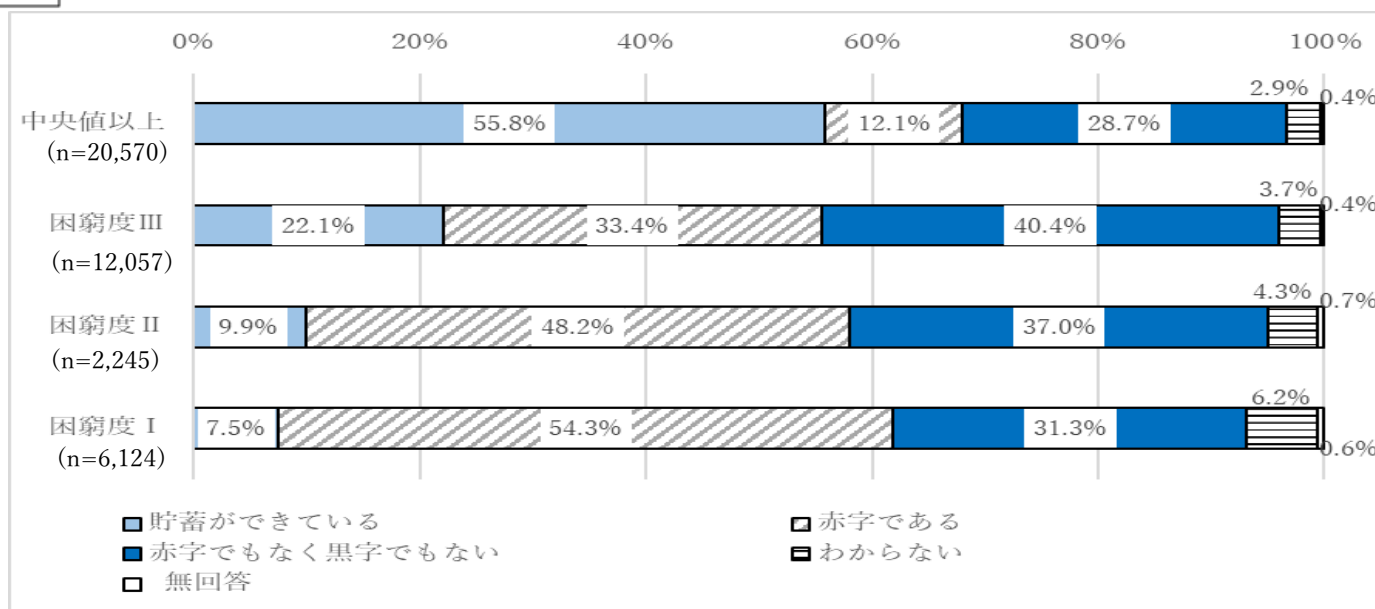
① 困窮度 × 家計状況

困窮度Ⅰの世帯における家計の状況は、前回と比べ、貯蓄ができていると回答した割合（前回7.5%、今回14.4%）は増加し、赤字であると回答した割合（前回54.3%、今回46.3%）は減少しています。

2023年



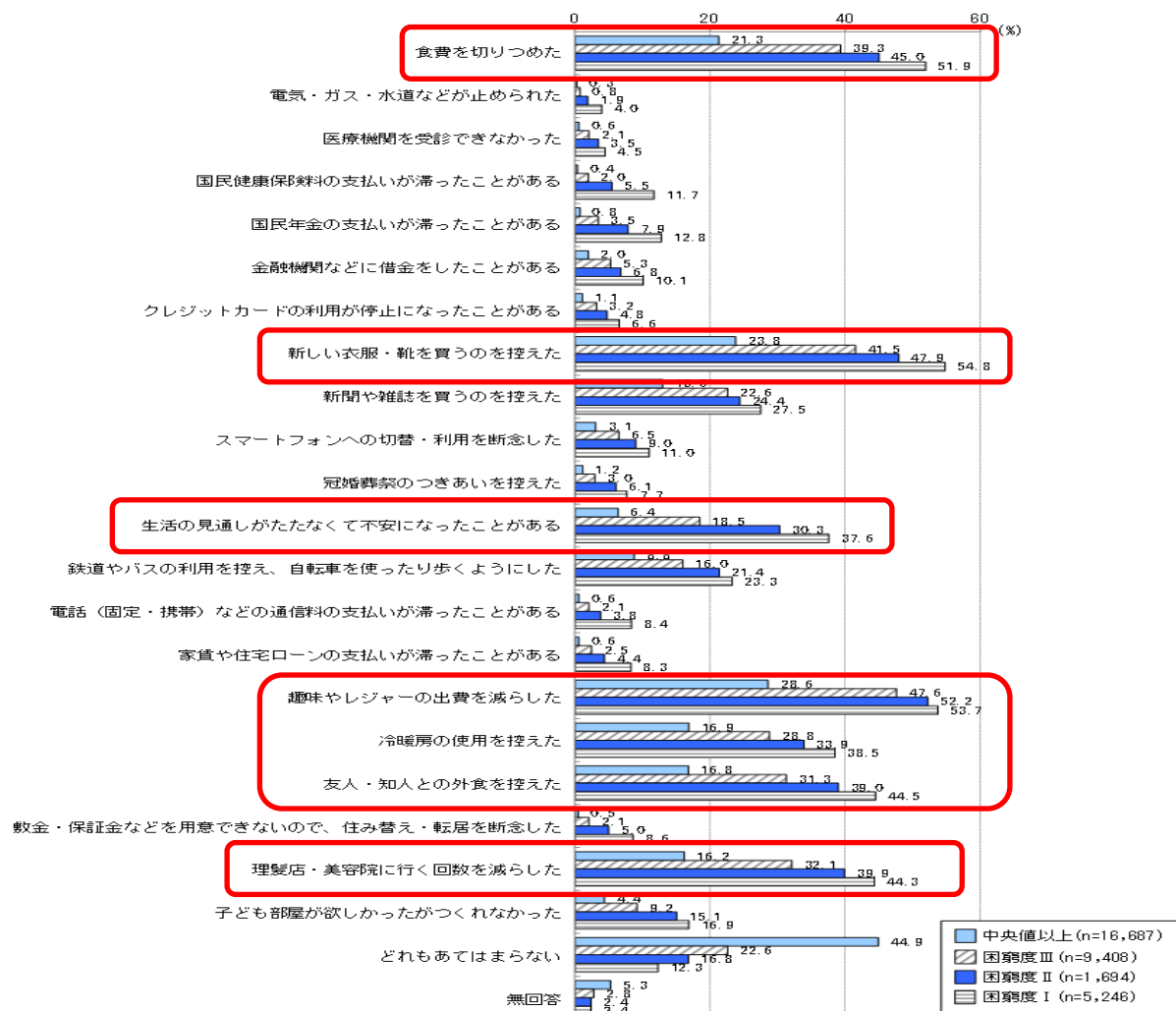
2016年



第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

② 困窮度 × 経済的な理由でできなかったこと

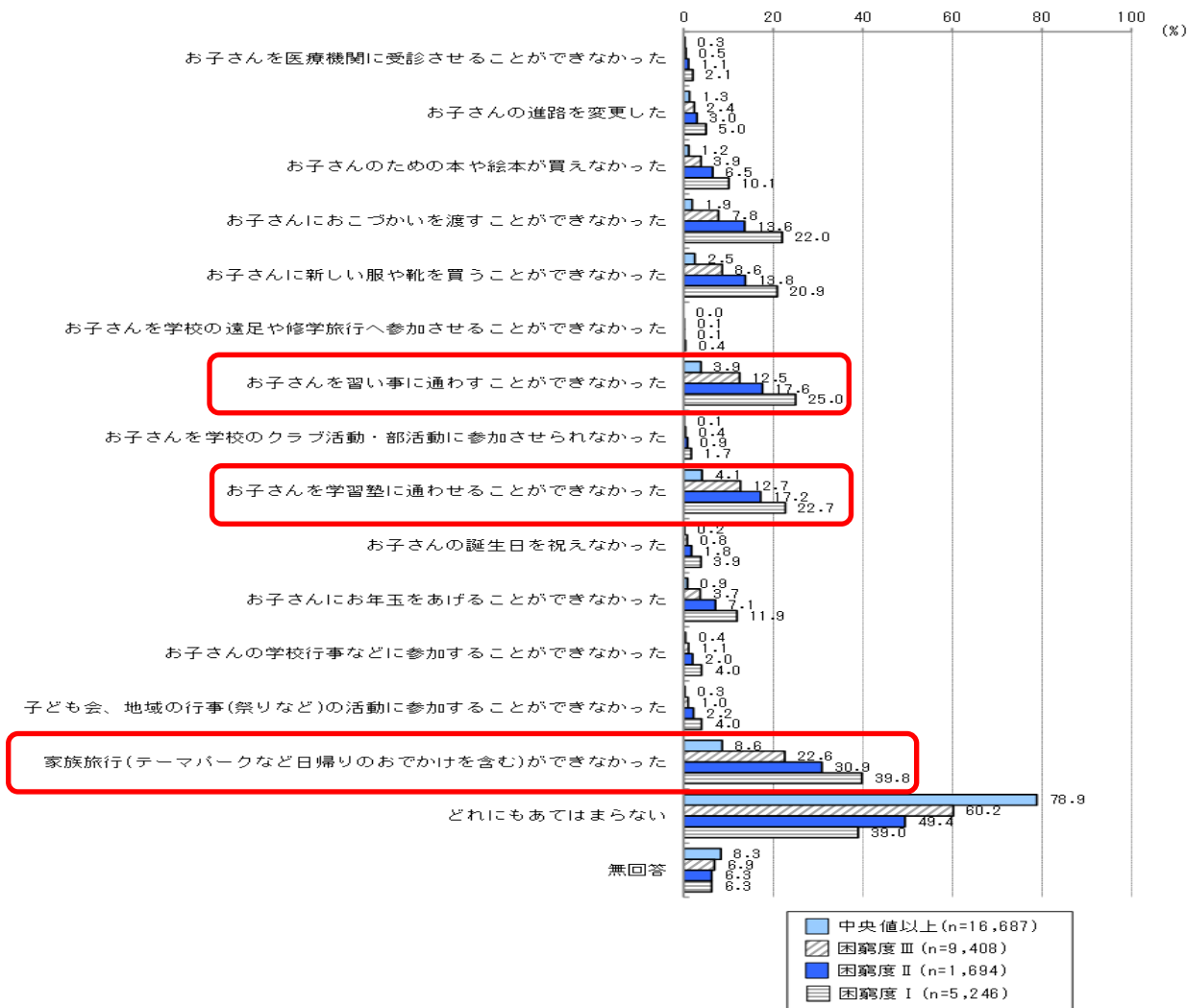
全般的に、困窮度が高い世帯ほど、経済的な理由で何かができなかったという割合が高い傾向となっています。「趣味やレジャーの出費を減らした」、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」、「友人・知人との外食を控えた」、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」が顕著です。加えて、「食費を切りつめた」、「冷暖房の使用を控えた」、「生活の見通しがたたなくて不安になったことがある」という日々の生活に関する項目においても、困窮度が高い世帯ほど経済的な理由でできなかった割合が高い傾向となっています。



③ 困窮度 × 子どもに対して、経済的な理由でできなかったこと

全般的に、困窮度が高い世帯ほど、子どもに対して経済的な理由で何かができなかったという割合が高い傾向となっています。

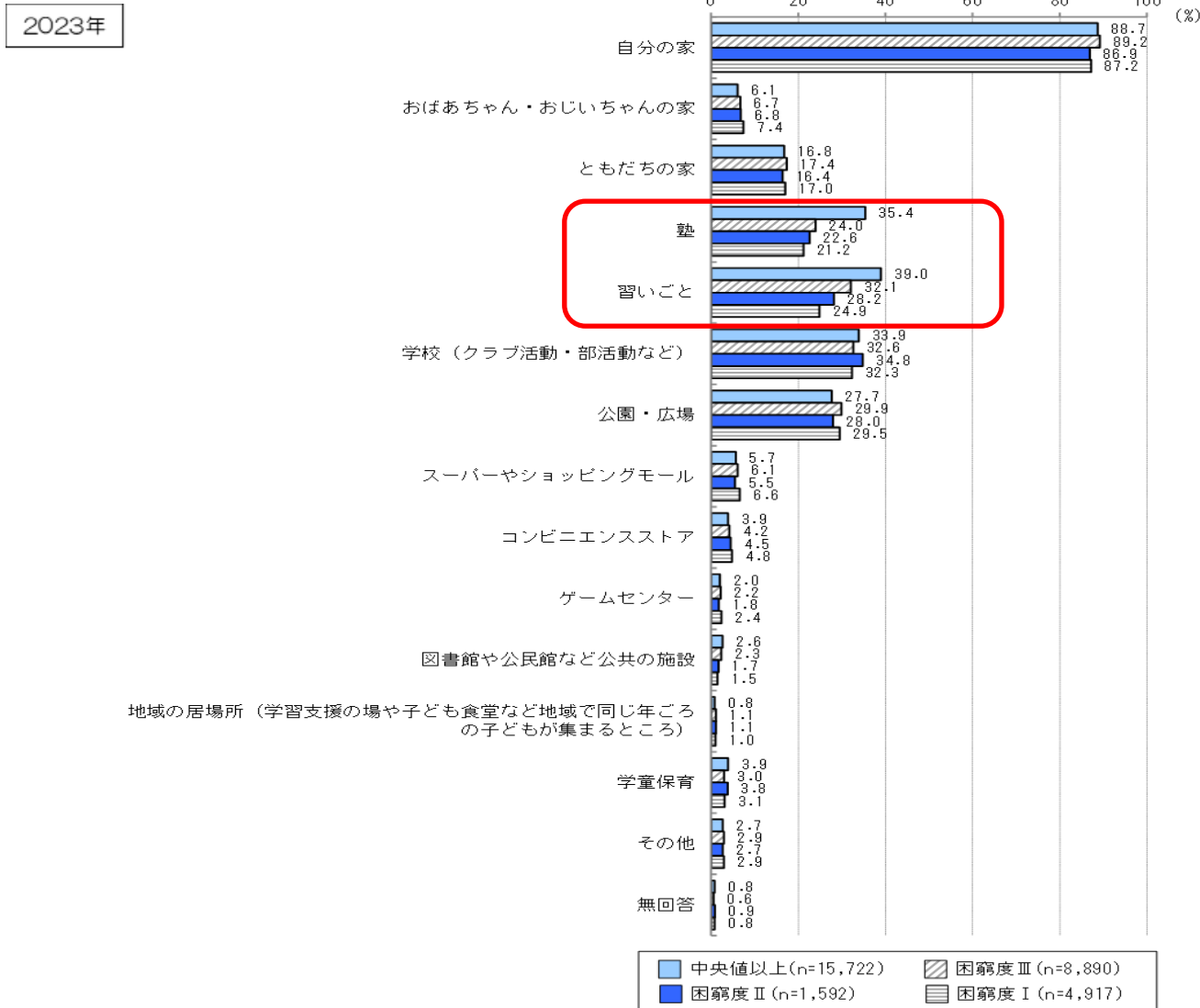
「家族旅行（テーマパークなど日帰りのおでかけを含む）ができなかった」が最も顕著です。「お子さんを習い事に通わすことができなかった」、「お子さんを学習塾に通わせることができなかった」という学習に関する項目においても、困窮度が高い世帯ほど経済的な理由でできなかった割合が高い傾向となっています。



第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

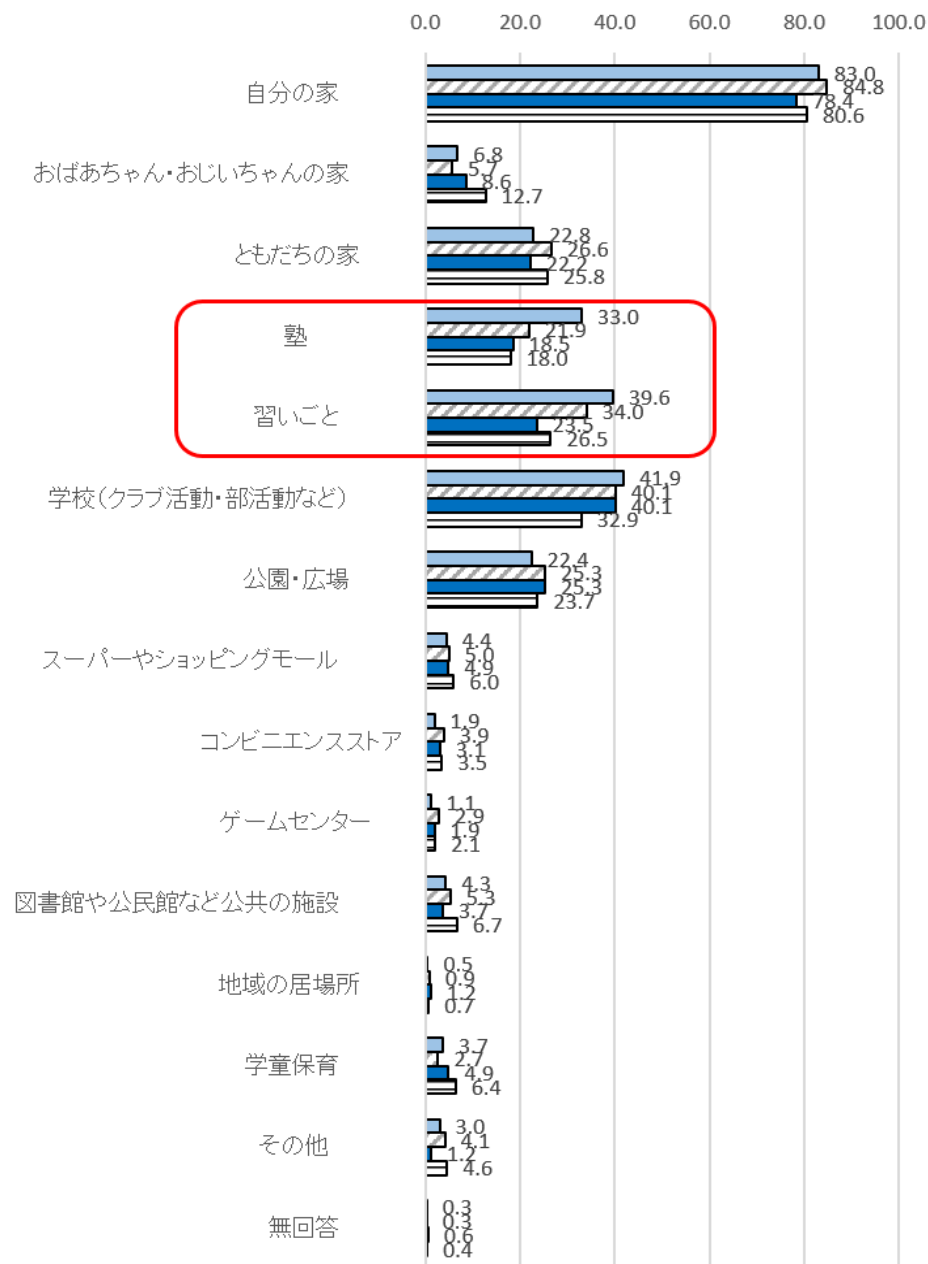
④ 困窮度 × 放課後の過ごし方

塾や習いごとについて、困窮度Ⅰ群対中央値以上群で比べたところ、塾については、前回18.0%対33.0%（差15ポイント）が今回21.2%対35.4%（差14.2ポイント）となって差がやや縮まり、一方、習いごとについては、前回26.5対39.6%（差13.1ポイント）が今回24.9%対39.0%（差14.1ポイント）となって差がやや広がっています。



第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

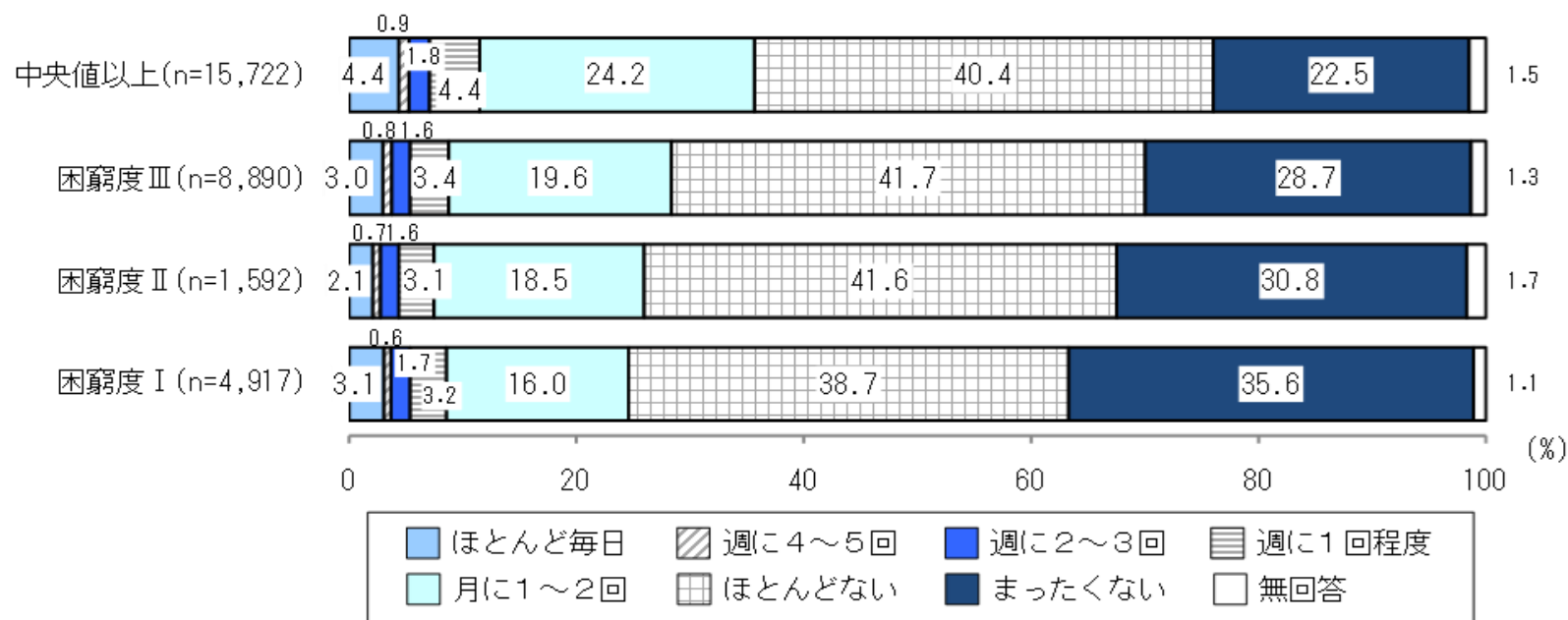
2016年



第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

⑤ 困窮度 × おうちの大人の人と文化活動（図書館や美術館、博物館、音楽鑑賞）に行くか

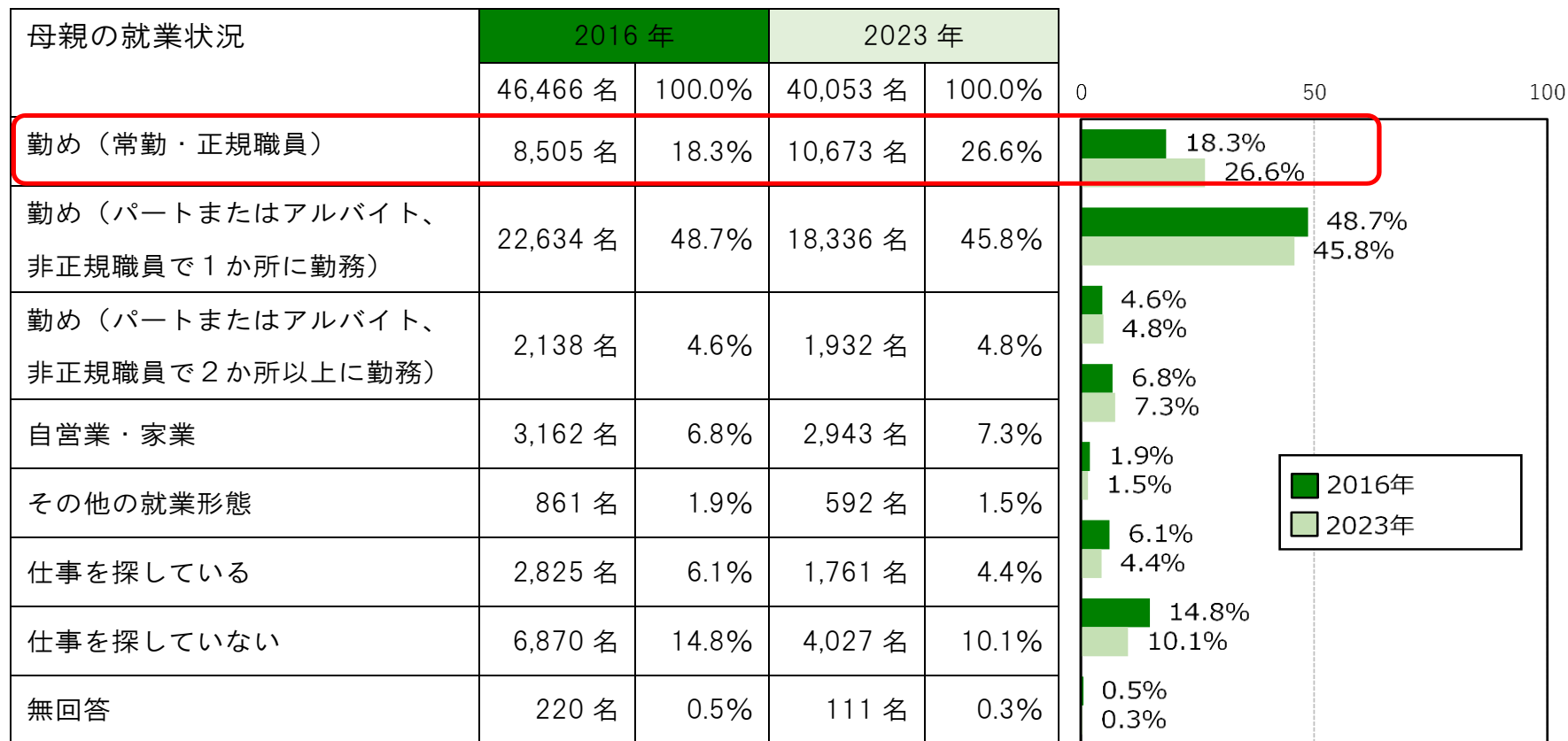
困窮度が高い世帯ほど、おうちの大人の人との文化活動が「まったくない」と回答した割合が高くなっています。



第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

⑥ 母親の就業状況

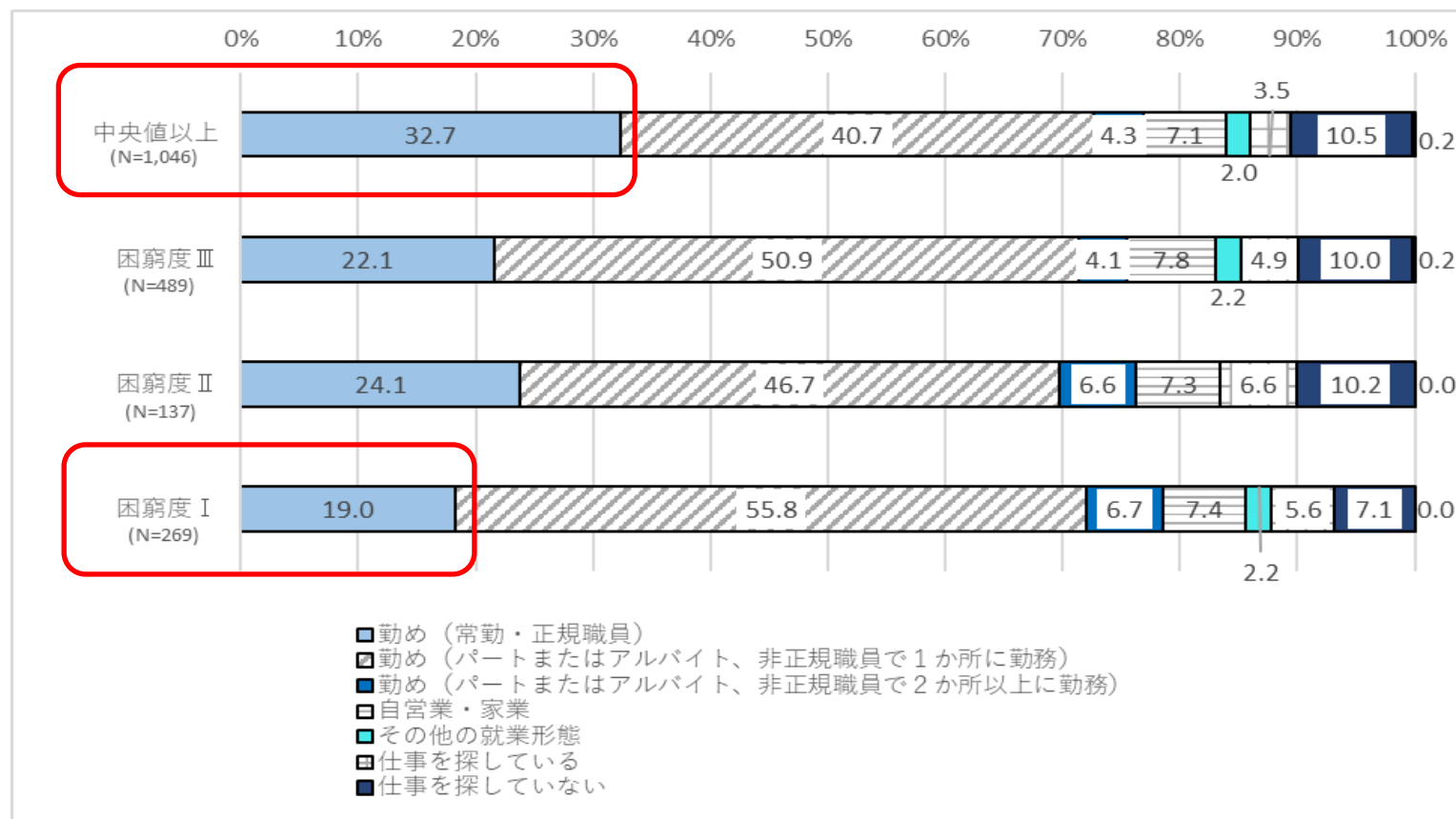
調査対象の家庭における母親の就業状況について、常勤・正規職員は前回18.3%、今回26.6%で8.3ポイント増えています。



第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

⑦ 困窮度 × 母親の就業状況

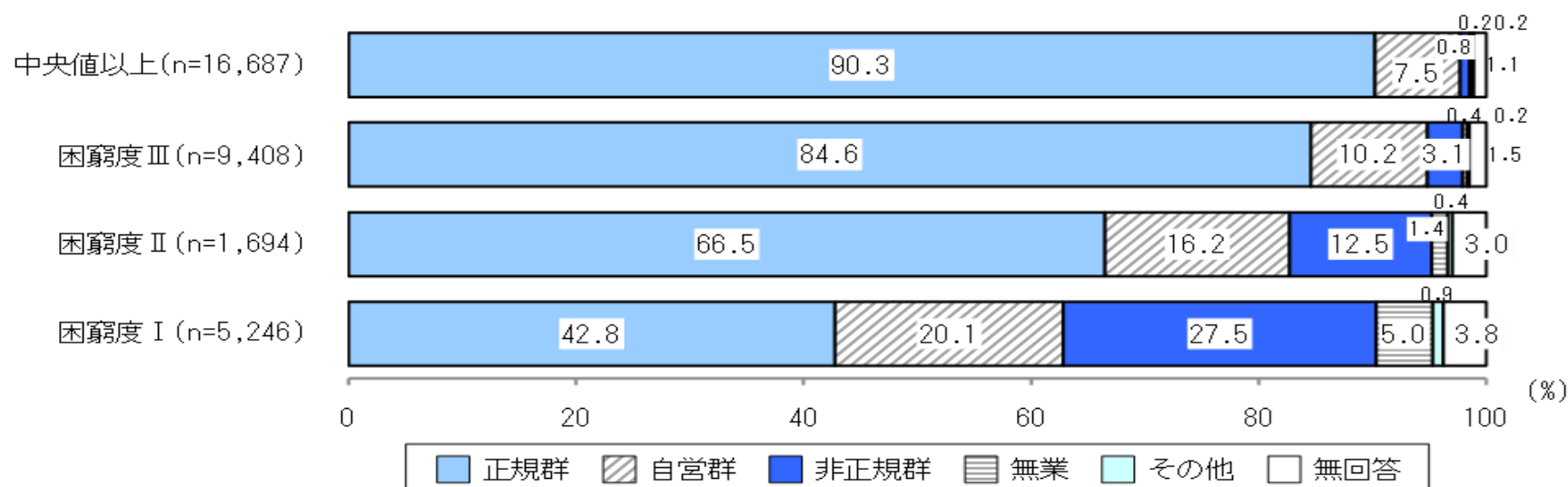
母親の就労状況の「常勤・正規職員」の割合は、困窮度Ⅰの世帯は19.0%、中央値以上の世帯は32.7%と10ポイント以上の差となっています。



第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

⑧ 困窮度 × 就労状況

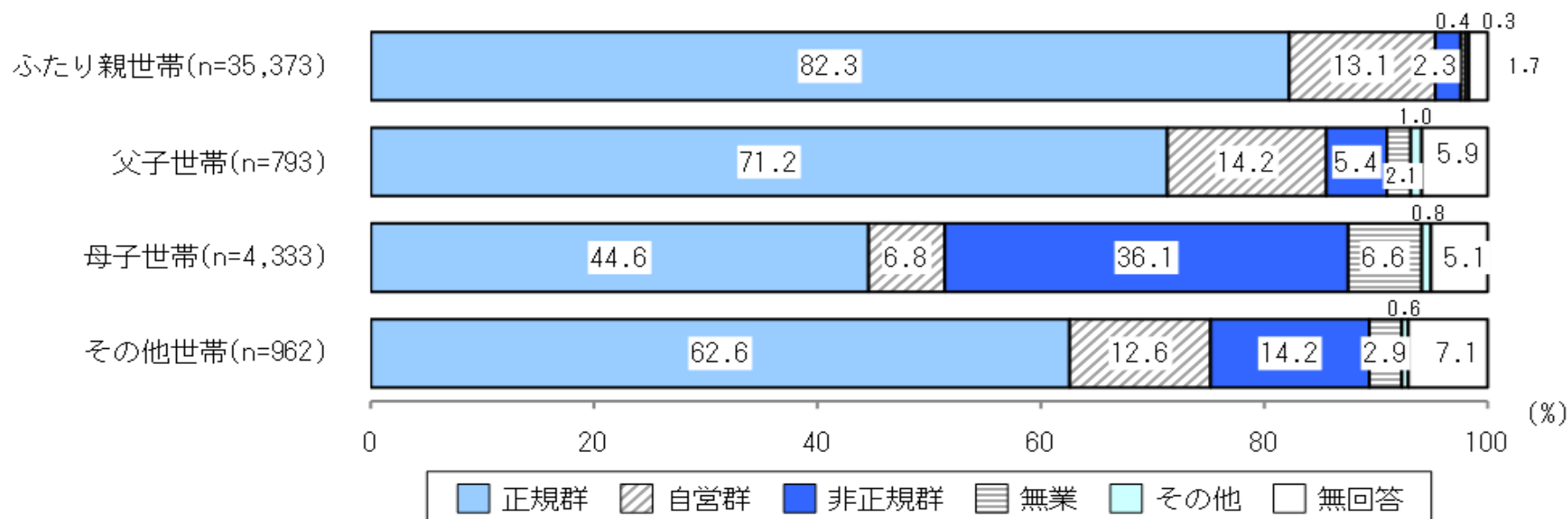
困窮度が高い世帯ほど、正規群の割合が低くなっています。また、困窮度Ⅰの世帯においては、他の世帯と比べて、非正規群の割合が27.5%と高くなっています。



第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

⑨ 就労状況 × 世帯構成

母子世帯においては、他の世帯と比べて、正規群の割合が44.6%と低く、非正規群の割合は36.1%と高くなっています。

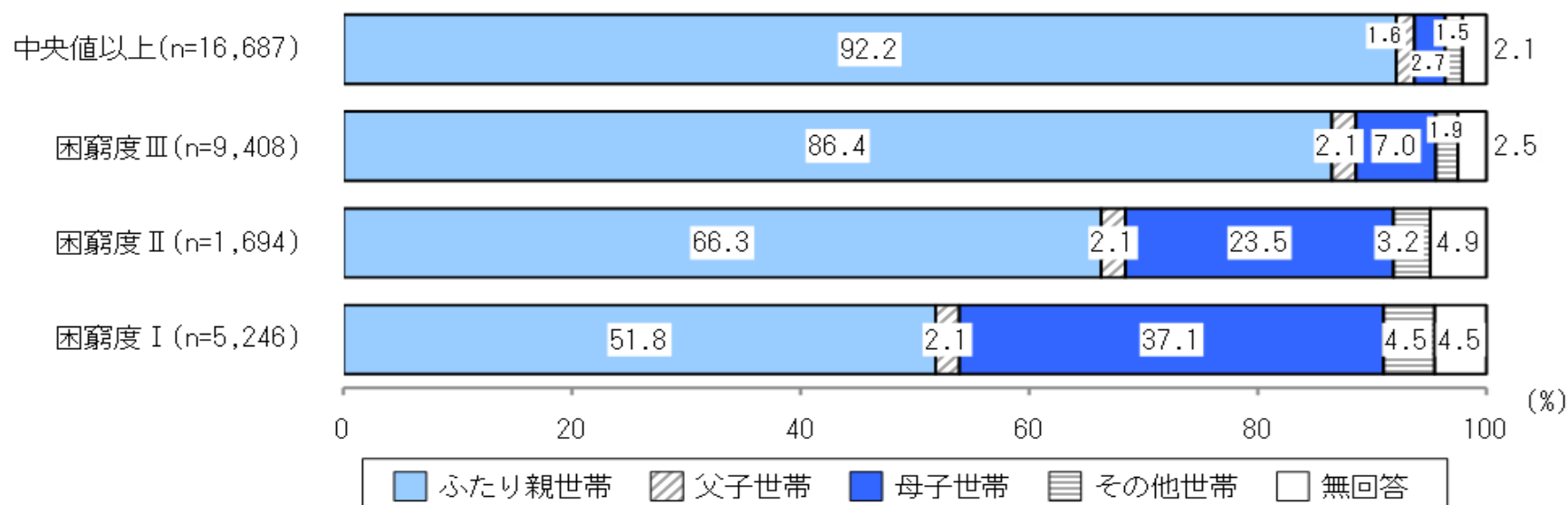


※「その他世帯」とは、父母以外の祖父母や親せき等と子どもが同居している世帯のこと

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

⑩ 困窮度 × 世帯構成

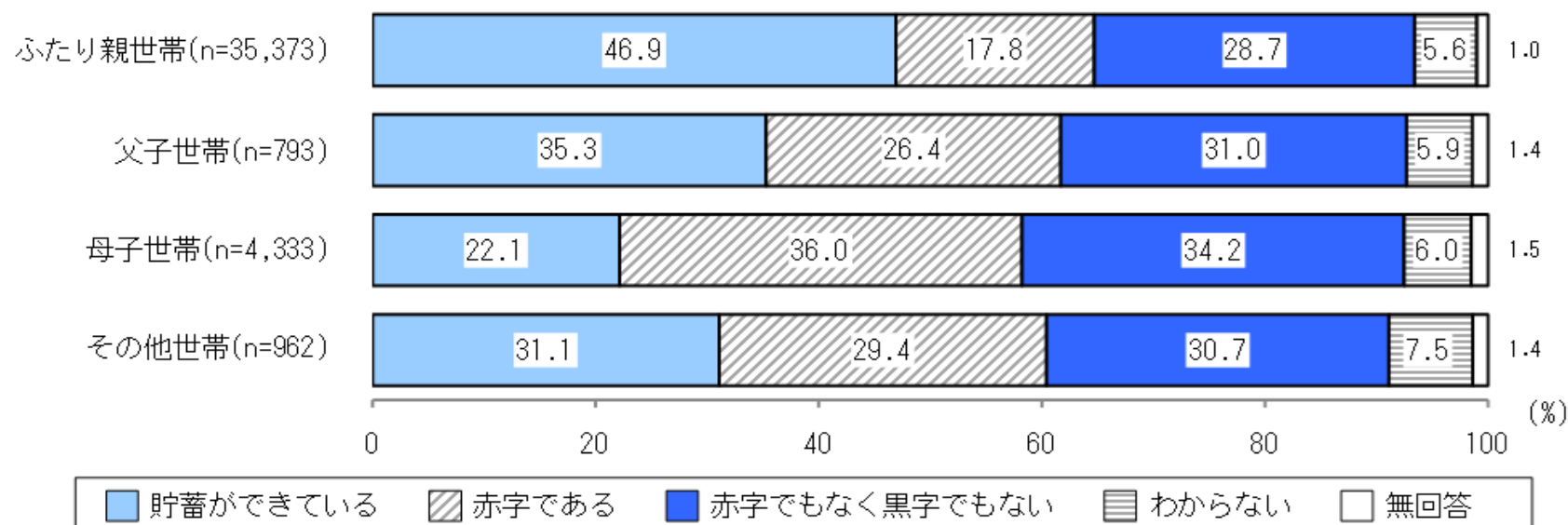
困窮度が高い世帯ほど、ふたり親世帯の割合は低くなっており、逆に、母子世帯の割合は高く、困窮度Ⅰの世帯において母子世帯の割合は37.1%となっています。



第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

⑪ 世帯構成 × 家計状況

ふたり親世帯と比べ、ひとり親世帯、特に母子世帯において、赤字であると回答した割合は高く、36.0%となっています。



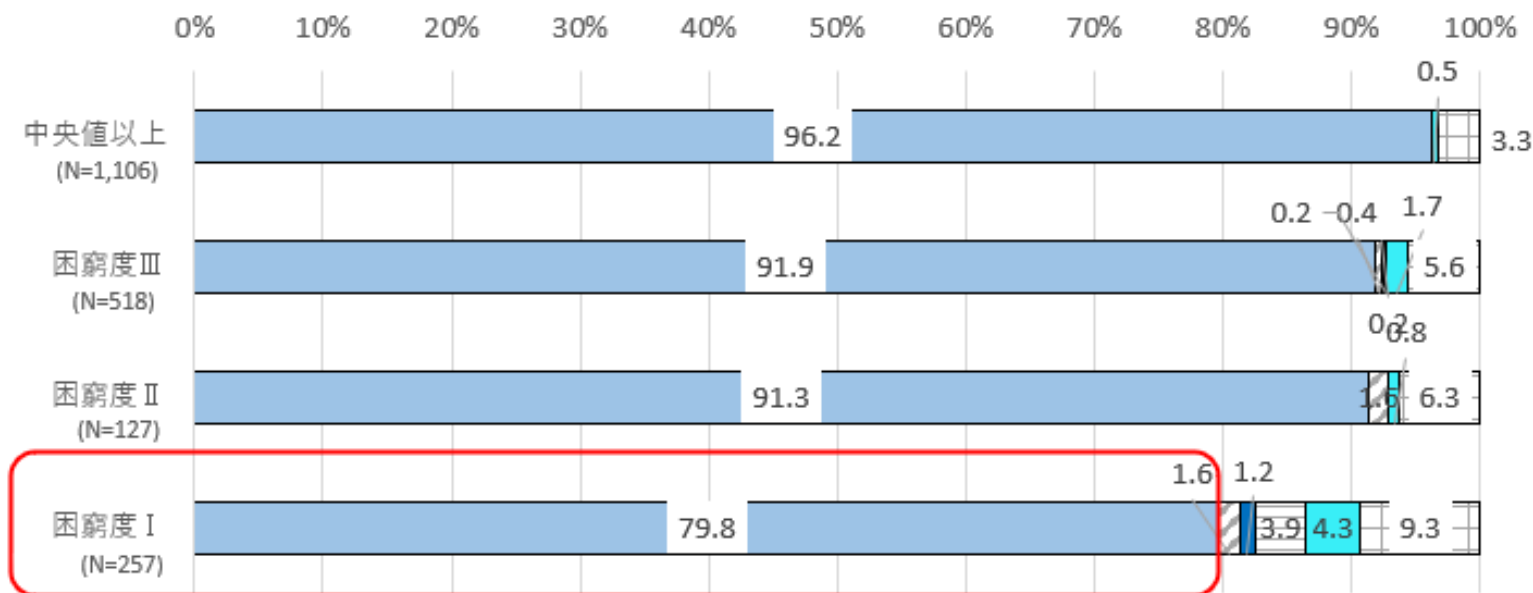
第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

(4) 支援制度

① 困窮度 × 支援制度を利用したことがない理由 (小学生の保護者：生活保護制度、就学援助、児童扶養手当)

困窮度Ⅰの世帯の小学生の保護者について「支援制度を利用したことがない」と回答した人のうち、支援制度を利用したことがない理由について、生活保護制度では、「制度の対象外（収入などの条件を満たさない）だと思っから」と回答した割合は79.8%となっています。

(ア) 生活保護制度（小学生の保護者） ※大阪府が実施した25市町村分の結果



- 制度の対象外（収入などの条件を満たさない）だと思っから
- ▣ 利用はできるが、特に利用したいと思わなかつたから
- 利用したいが、今までこの支援制度を知らなかつたから
- 利用したいが、手続がわからなかつたり、利用しにくいから
- それ以外の理由
- 無回答

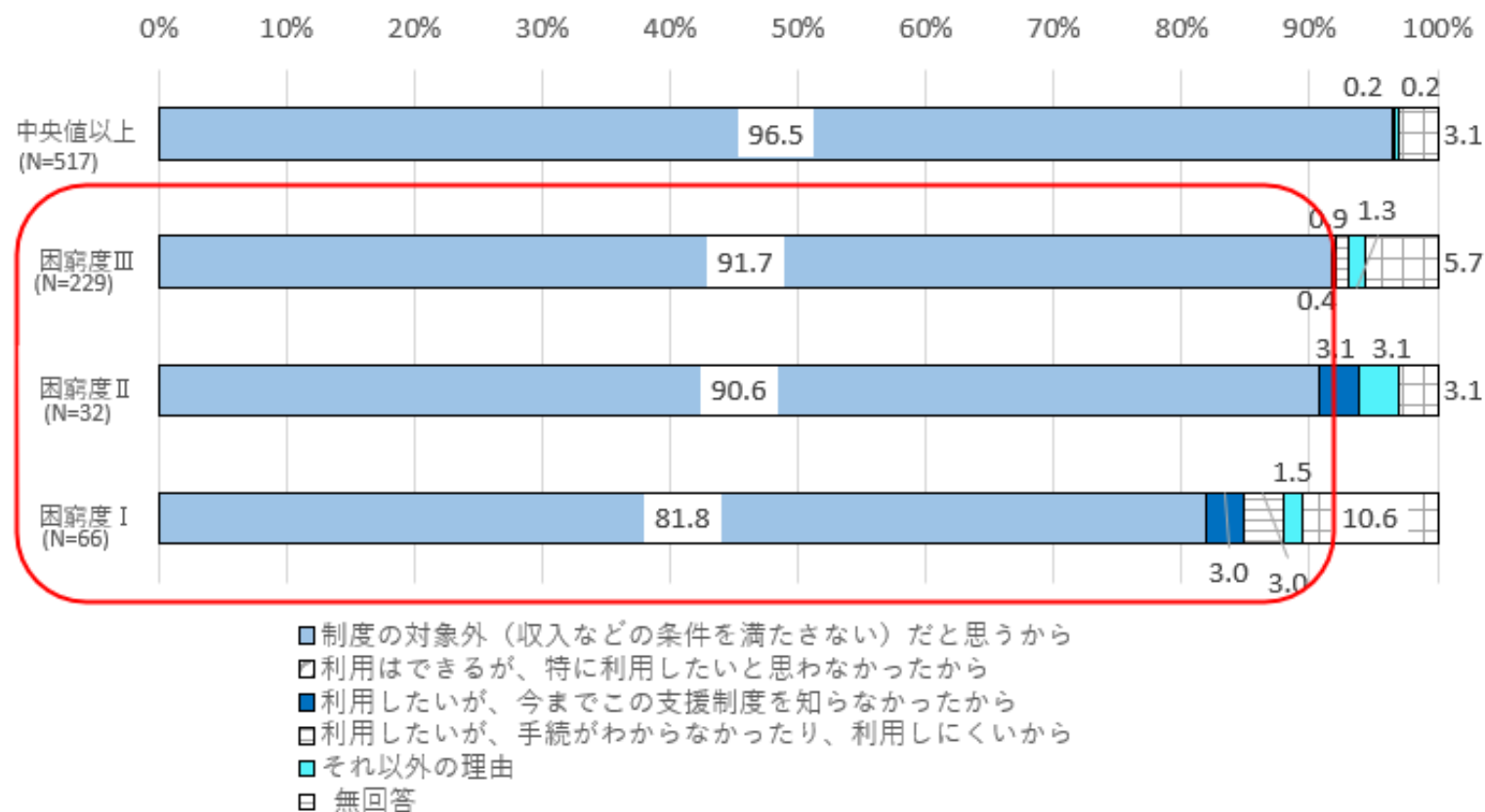
第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

(イ) 就学援助（小学生の保護者）

※大阪府が実施した25市町村分の結果

就学援助制度では、困窮度ⅠからⅢの世帯においては、「支援制度を利用したことがない」と回答した人のうち約90%が、「制度の対象外（収入などの条件を満たさない）だと思っから」と回答しています。

※「制度の対象外（収入などの条件を満たさない）だと思っから」と回答した人の中には生活保護を受給している人も含まれます。

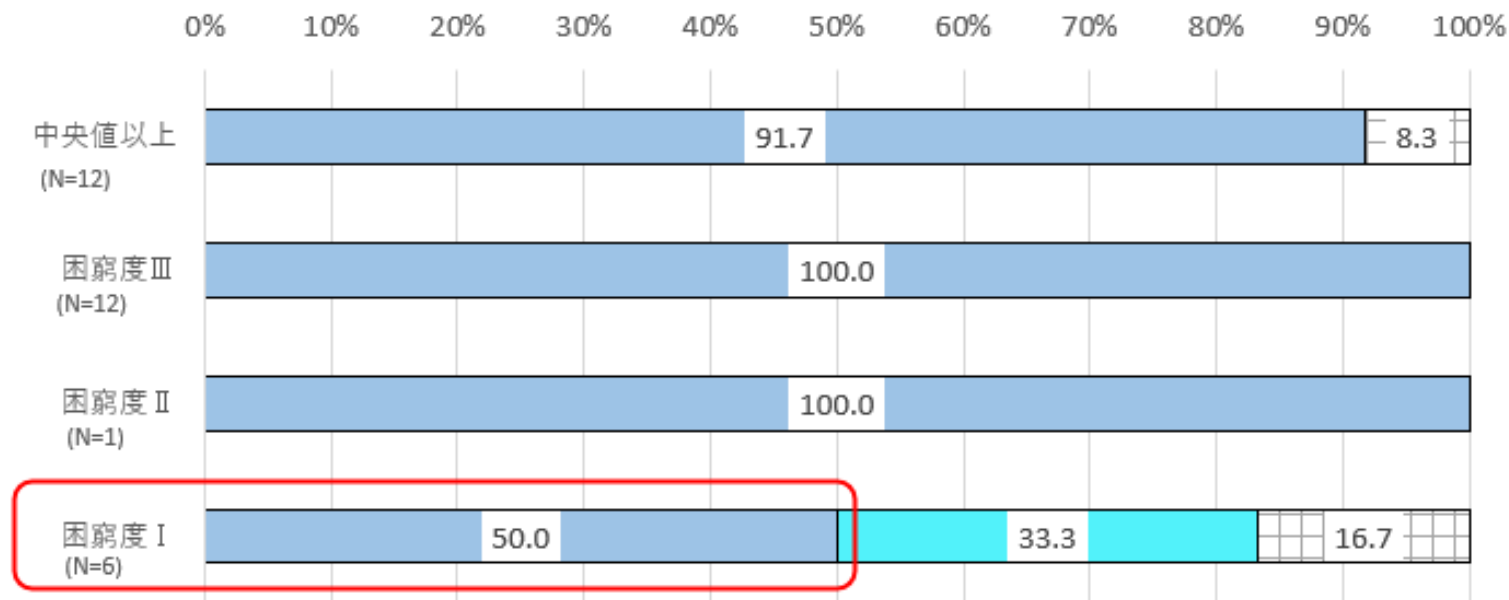


第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

(ウ) 児童扶養手当（ひとり親世帯の小学生の保護者）

※大阪府が実施した25市町村分の結果

児童扶養手当では、困窮度Ⅰの世帯においては、「支援制度を利用したことがない」と回答した人のうち50%が、「制度の対象外（収入などの条件を満たさない）だと思ふから」と回答しています。



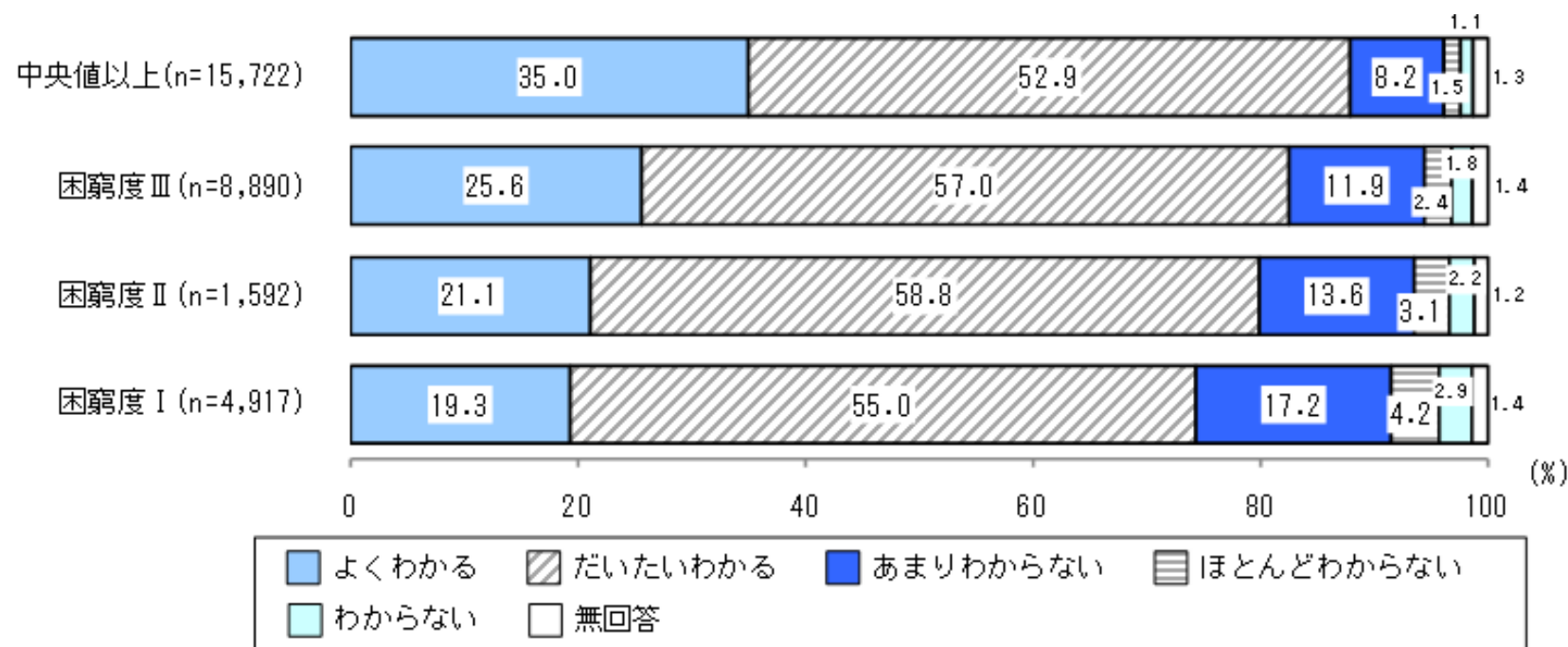
- 制度の対象外（収入などの条件を満たさない）だと思ふから
- 利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから
- 利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから
- 利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから
- それ以外の理由
- 無回答

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

(5) 学習状況

① 困窮度 × 学習理解度

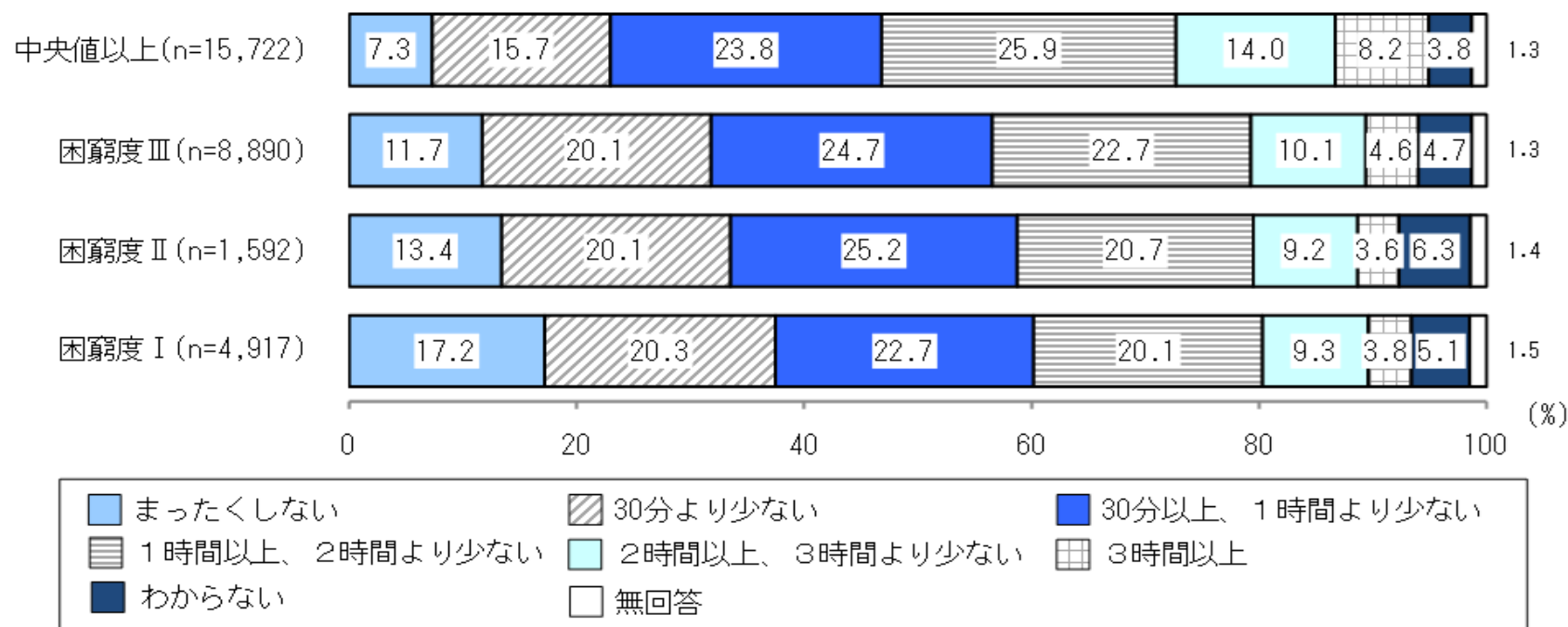
困窮度が高い世帯ほど、学習の理解度が低くなる傾向となっています。勉強が「よくわかる」と回答した子どもの割合は、困窮度Ⅰの世帯は19.3%、中央値以上の世帯は35.0%であり、約15ポイントの差となっています。



第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

② 困窮度 × 授業時間以外の勉強時間

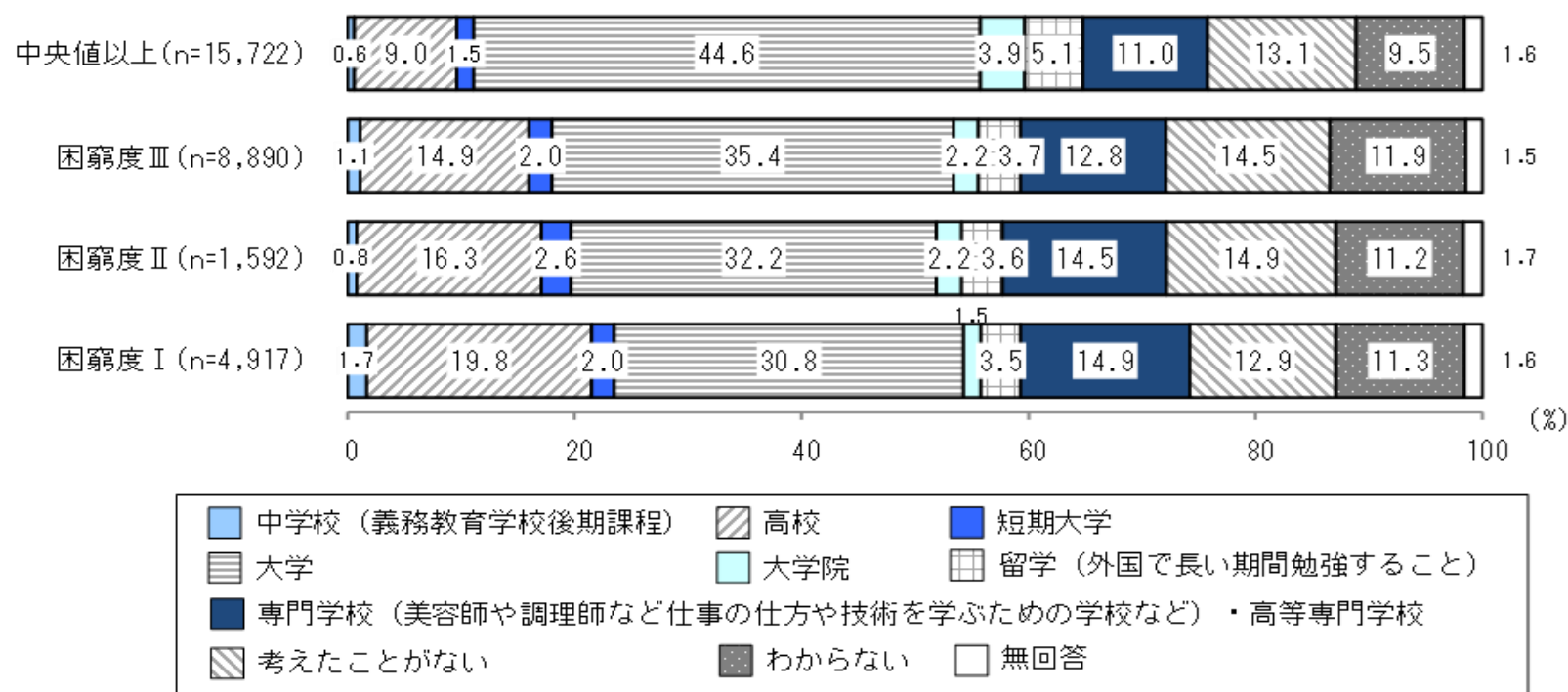
困窮度が高い世帯ほど、授業時間以外の勉強時間が少なくなる傾向となっています。勉強を「まったくしない」と回答した子どもの割合は、困窮度Ⅰの世帯は17.2%、中央値以上の世帯は7.3%であり、約10ポイントの差となっています。



第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

③ 困窮度 × 進学希望

困窮度が高い世帯ほど、大学への進学を希望する子どもの割合が低くなっています。進学希望先として「大学」と回答した子どもの割合は、困窮度Ⅰの世帯は30.8%、中央値以上の世帯は44.6%であり、約14ポイントの差となっています。

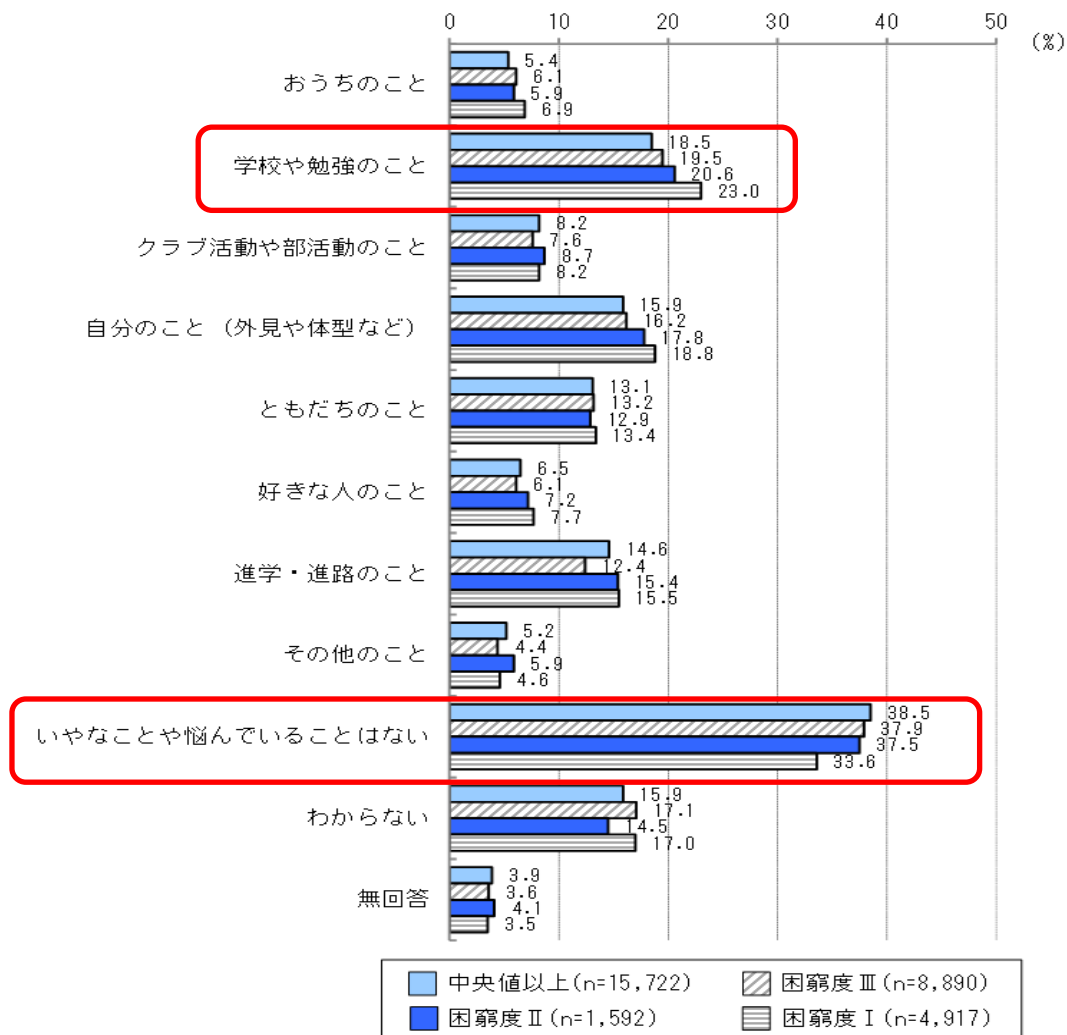


(6) 相談に関する状況

① 困窮度 × 悩んでいること（子ども）

困窮度Ⅰの世帯の子どもは、他の世帯の子どもと比べて、「いやなことや悩んでいることはない」と回答した割合が低い傾向となっています。

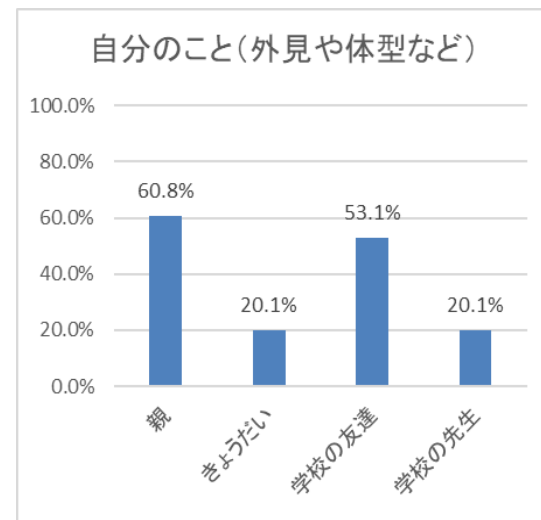
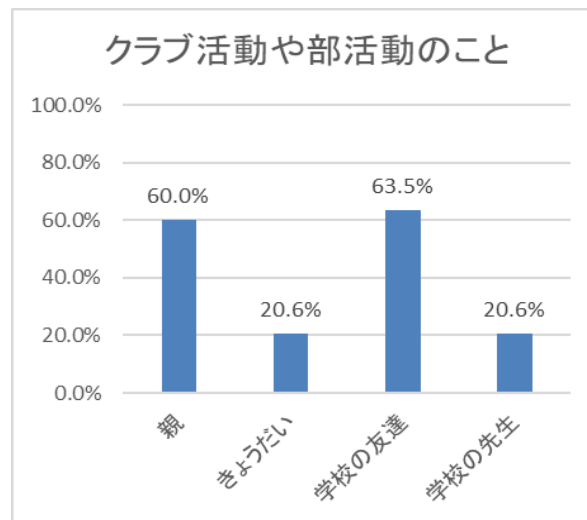
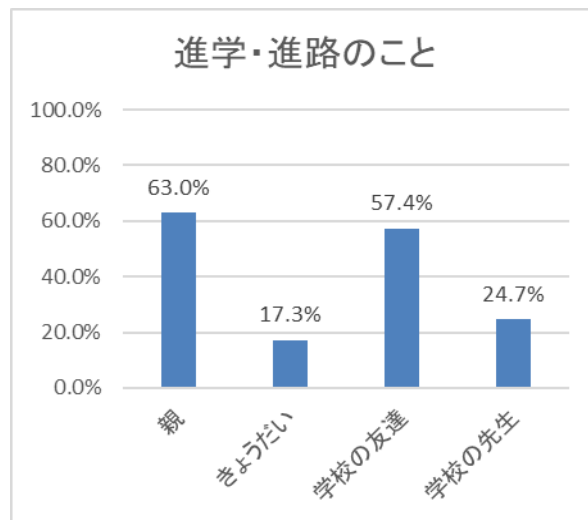
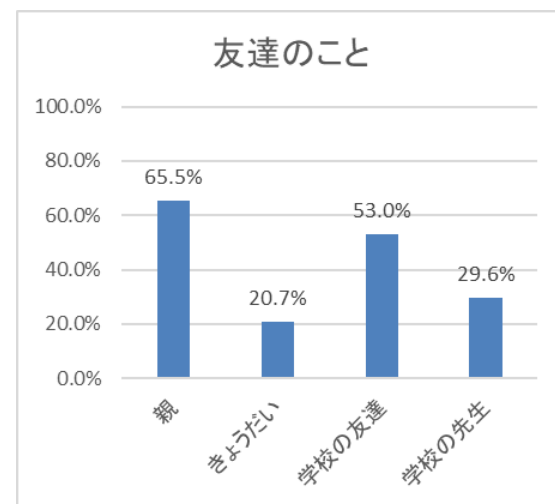
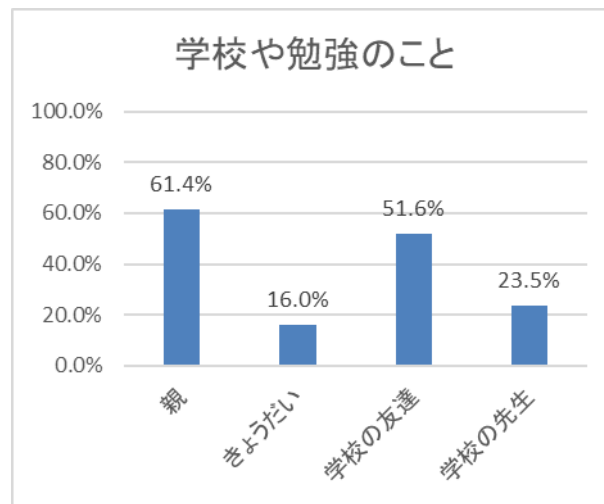
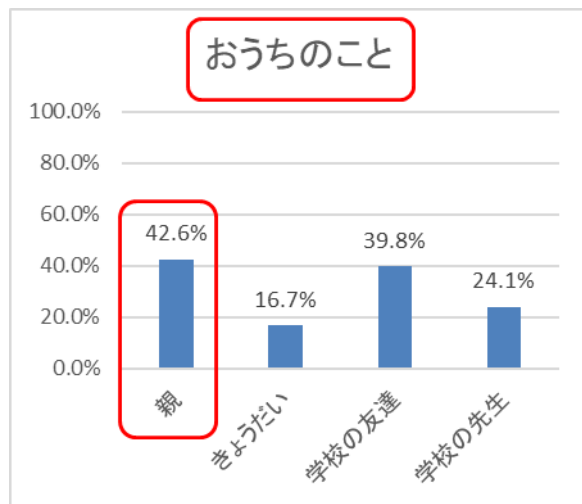
また、困窮度が高い世帯の子どもほど、「学校や勉強のこと」と回答した割合が高くなっています。



第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

② 悩んでいること × 嫌なことや悩んでいるときの相談先

子どもが悩みなどを相談する相手としては、「親」の割合が最も高くなっていますが、「おうちのこと」に関する悩みについては、他の悩みと比べて、親に相談する割合が低くなっています。



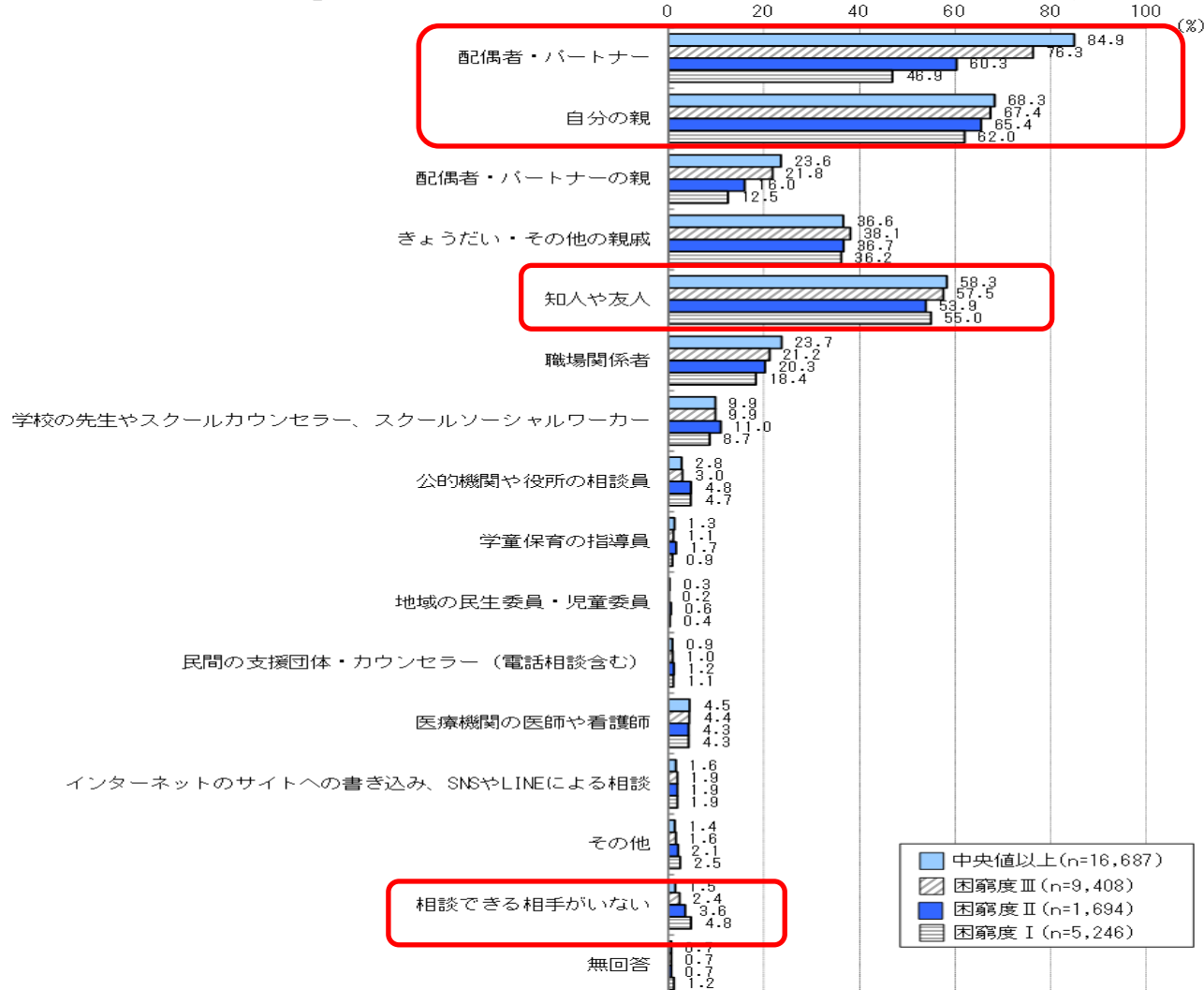
第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

③ 困窮度 × 相談先（保護者）

困窮度が高い世帯ほど、誰かに相談するという割合が低くなる傾向にあり、「相談できる相手がいない」と回答した割合が高くなっています。

相談先としては、困窮度にかかわらず、「配偶者・パートナー」、「自分の親」、「知人や友人」の割合が高くなっています。

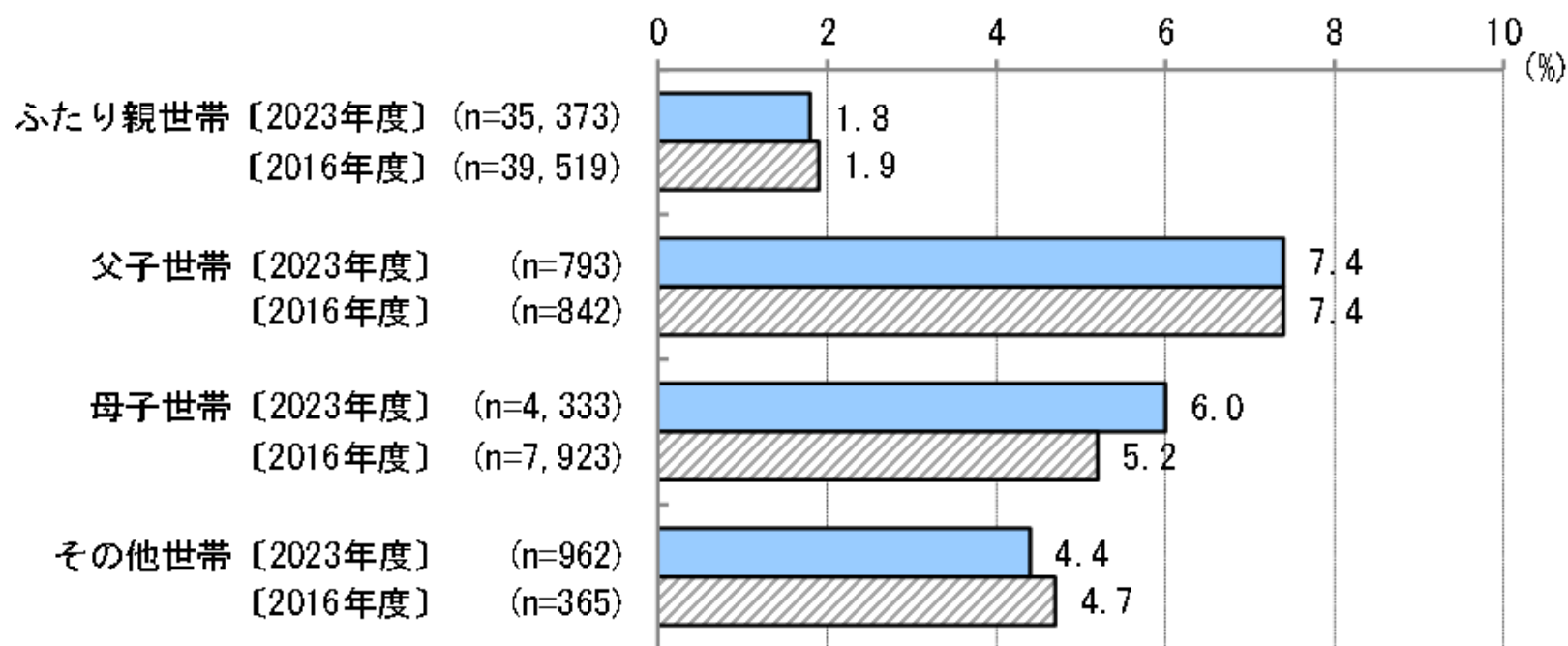
また、「配偶者・パートナー」においては、困窮度が高い世帯ほど、回答した割合が顕著に低くなっています。



第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

④ 世帯構成 × 保護者が困ったときや悩んでいるときに、相談相手や相談先がない割合

世帯構成別に、相談できる相手がいない割合を見たところ、母子世帯では前回と比べて高くなっています（前回5.2%、今回6.0%）。父子家庭では割合は変わっていません（前回、今回とも7.4%）。



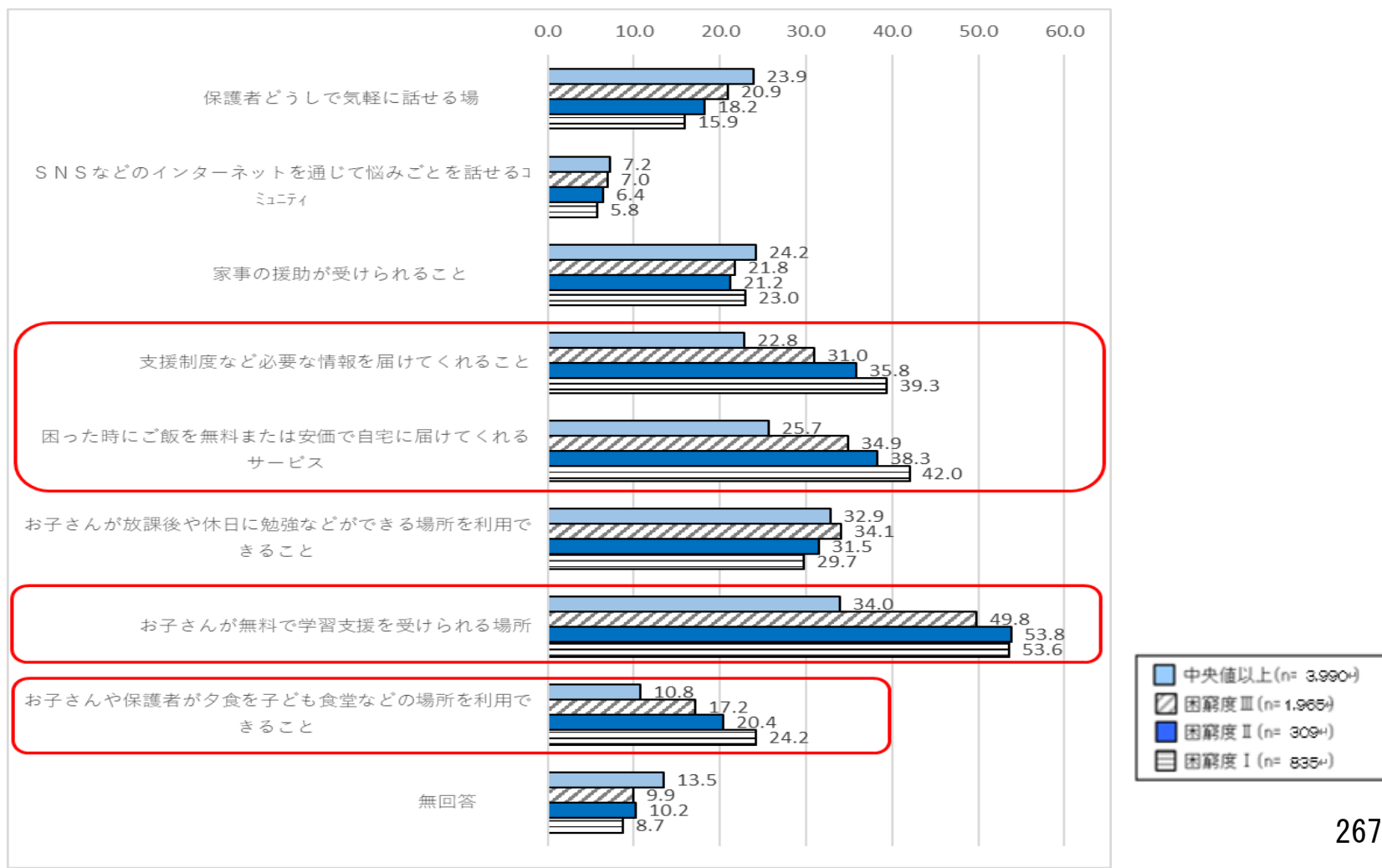
第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

⑤ 身近にあればいいと思うこと

保護者が身近にあればいいと思うこととして、困窮世帯において「お子さんが無料で学習支援を受けられる場所」の割合が約50%と最も高くなっています。

次いで、「困った時にご飯を無料または安価で自宅に届けてくれるサービス」、「支援制度など必要な情報を届けてくれること」の割合が高い傾向にあり、困窮度が高い世帯ほど割合が高くなっています。

「お子さんや保護者が夕食を子ども食堂などの場所を利用できること」についても、困窮度が高い世帯ほど割合が高くなっています。

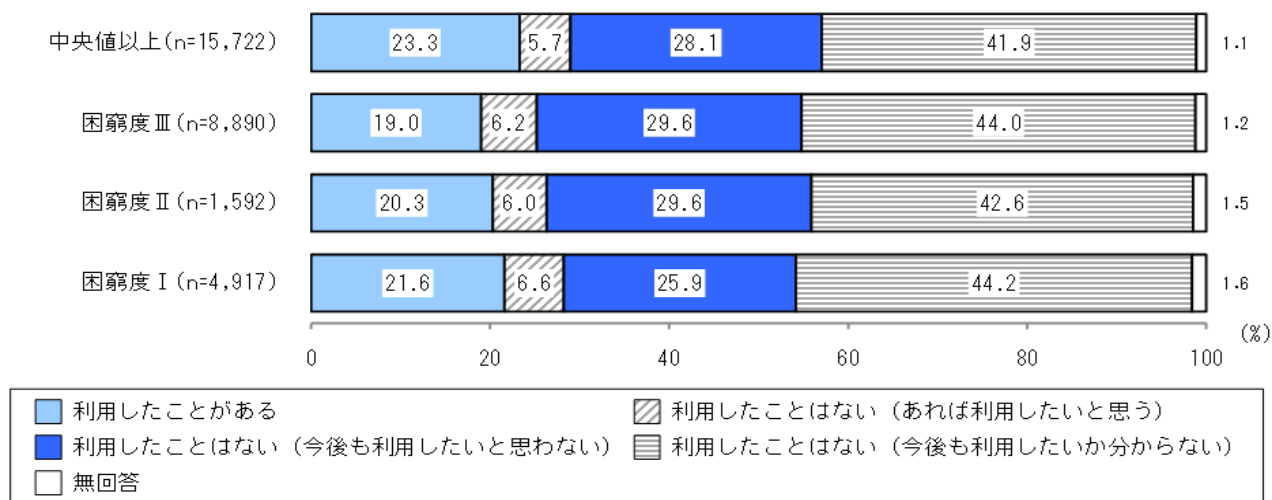


(7) 子どもの居場所に関する状況

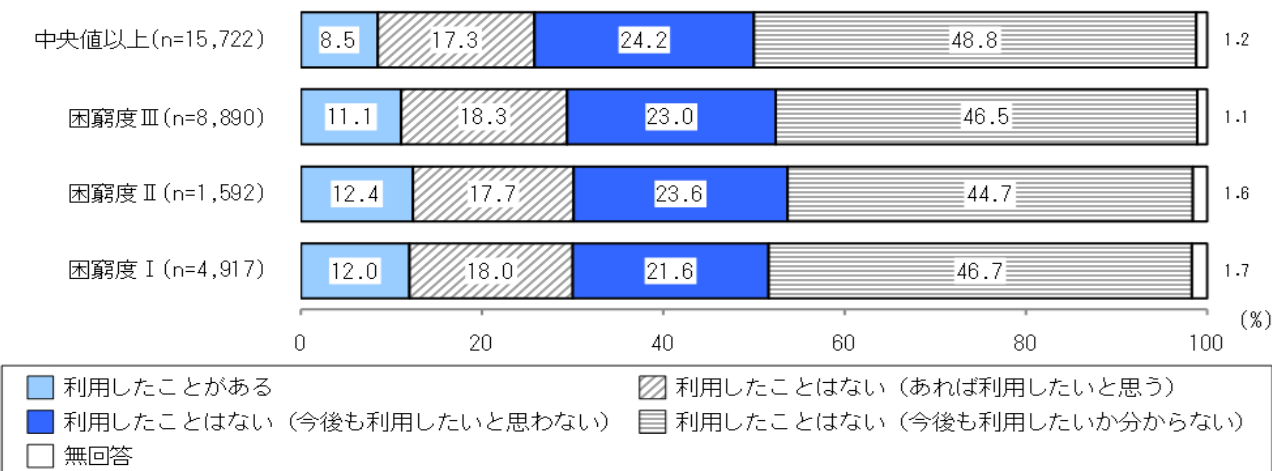
① 困窮度 × 居場所の利用状況

子どもによる居場所（以下(ア)(イ)(ウ)(エ)）の利用実績や利用意向については、困窮度によって大きな差は見られません。

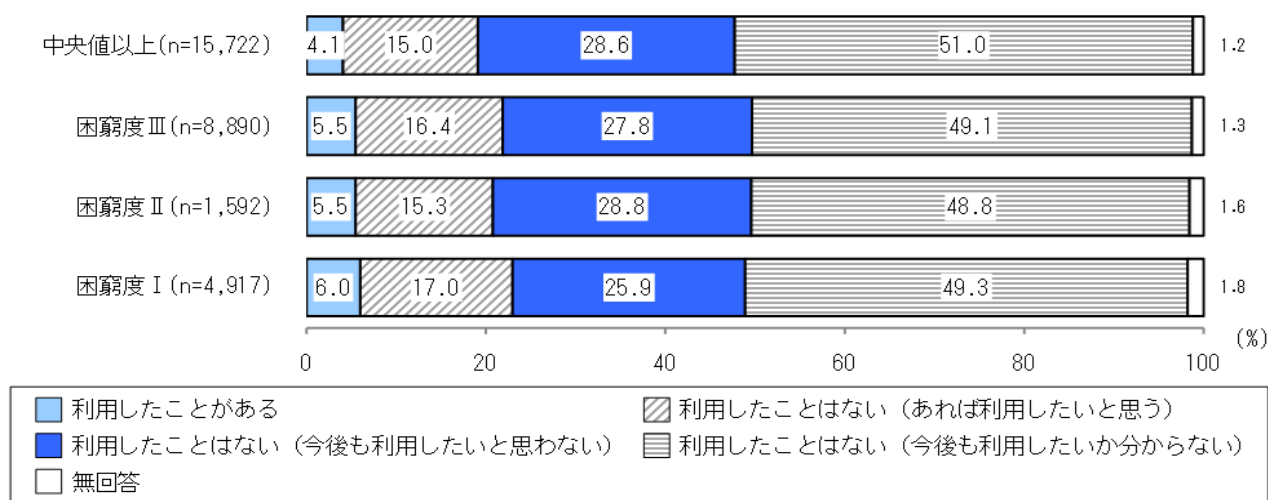
(ア) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所



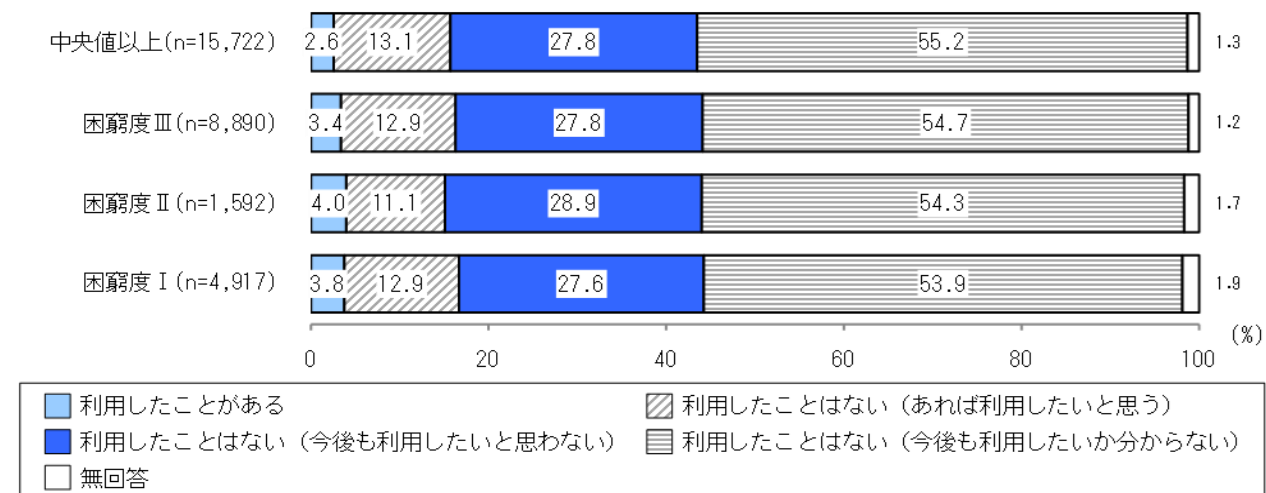
(イ) 昼食や夕食、お弁当を無料か安い料金を食べることができる場所



(ウ) 勉強を無料か安い料金でみてくれる場所



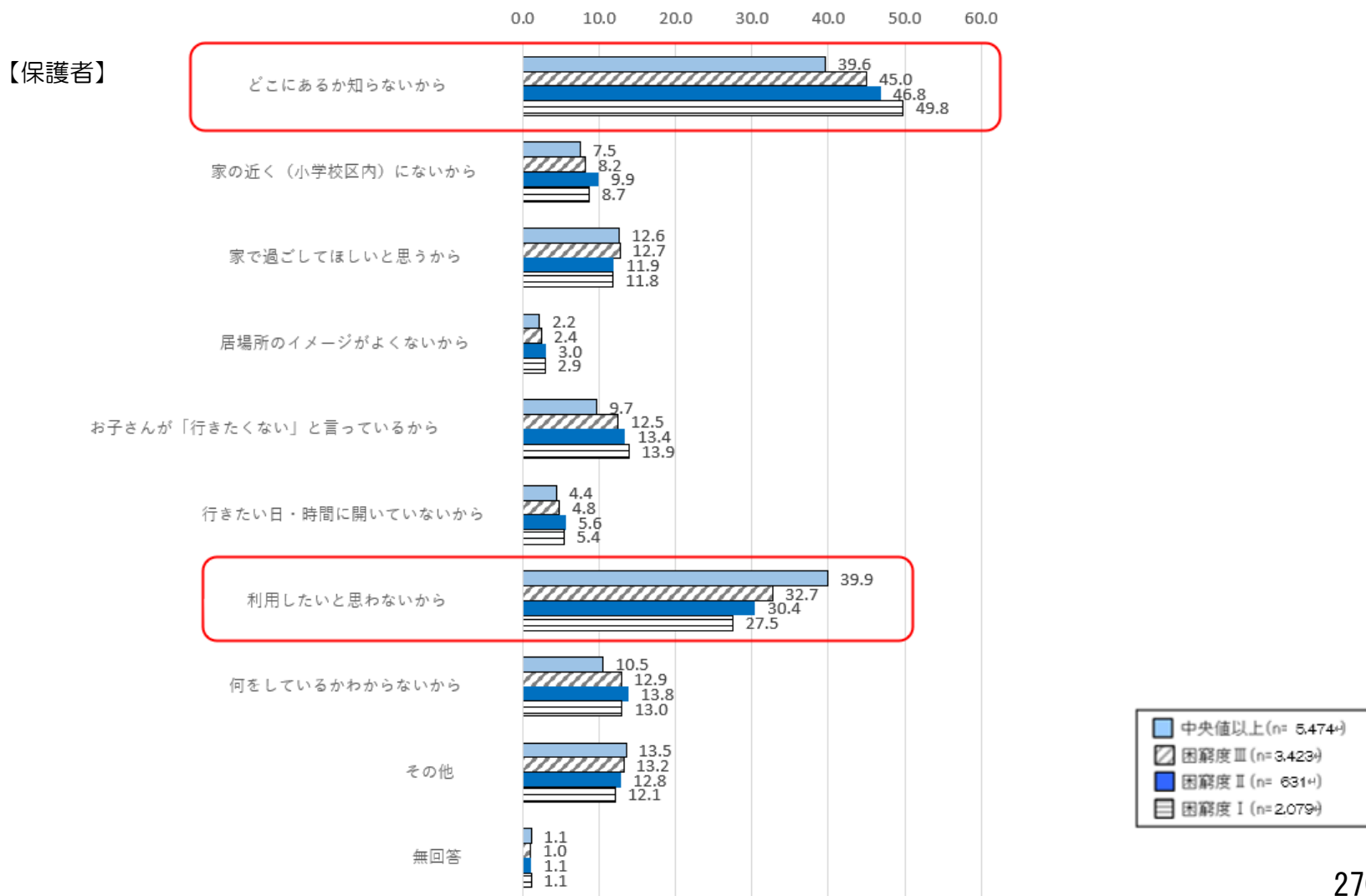
(エ) 何でも相談できる場所



② 居場所を利用しない理由

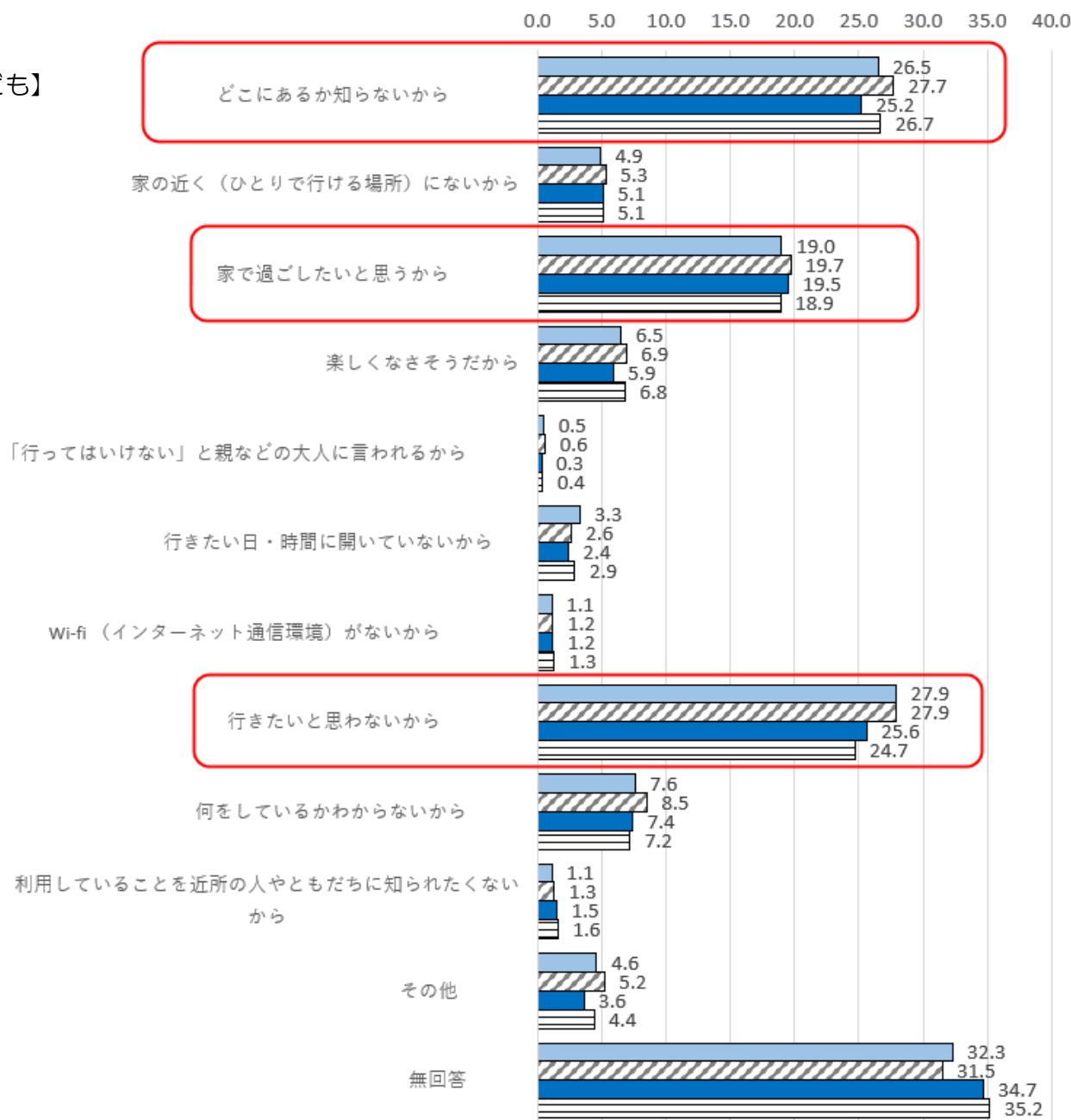
居場所を利用しない理由として、保護者については、困窮度が高い世帯ほど、「どこにあるか知らないから」の割合が高く、「利用したいと思わないから」の割合が低くなっています。

子どもについては、「どこにあるか知らないから」、「行きたいと思わないから」、「家で過ごしたいと思うから」の割合が高くなっていますが、困窮世帯と中央値以上の世帯においてあまり差は見られません。



第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

【子ども】

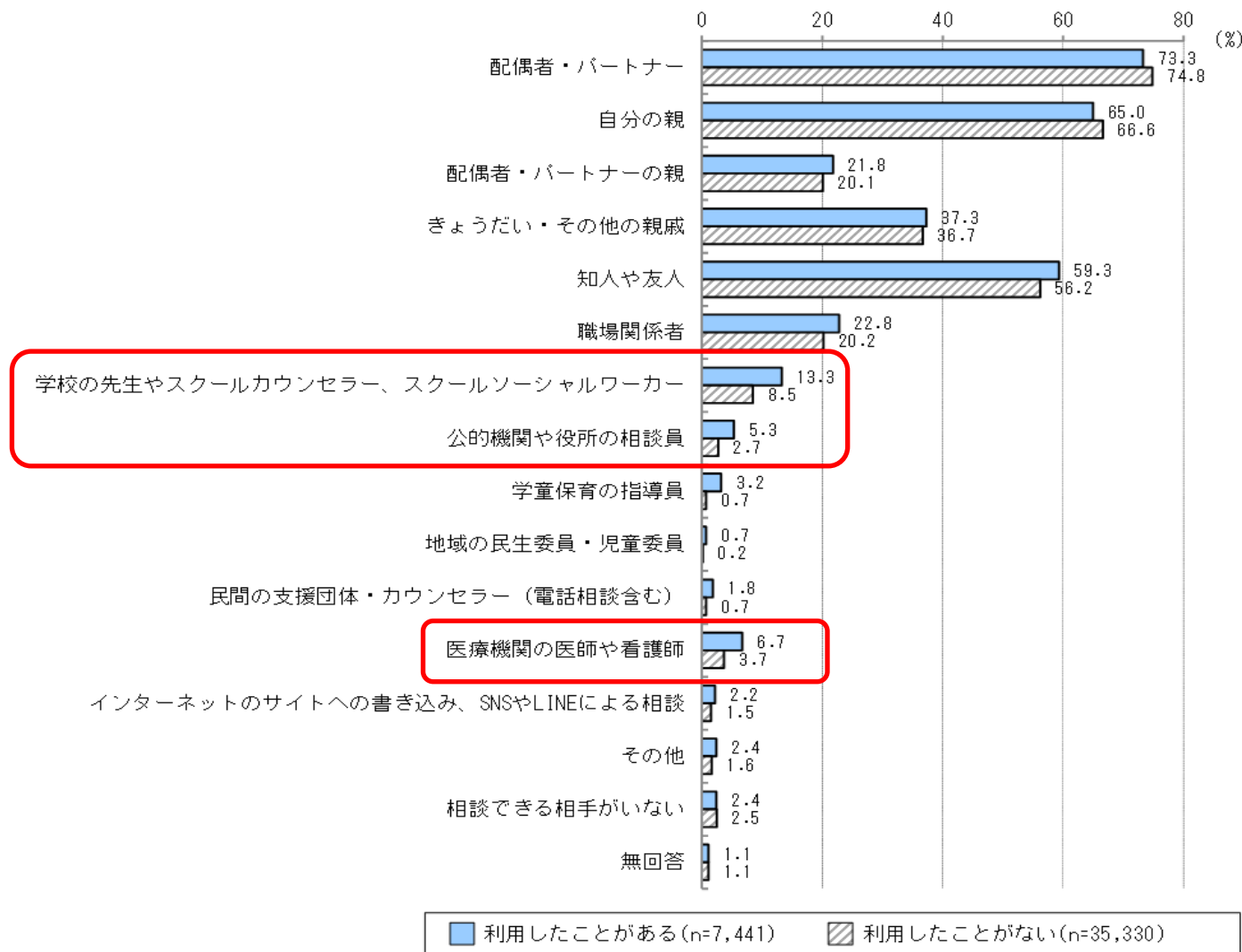


■ 中央値以上 (n= 4,114)
 ■ 困窮度Ⅲ (n= 2,428)
 ■ 困窮度Ⅱ (n= 393)
 ■ 困窮度Ⅰ (n= 1,284)

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

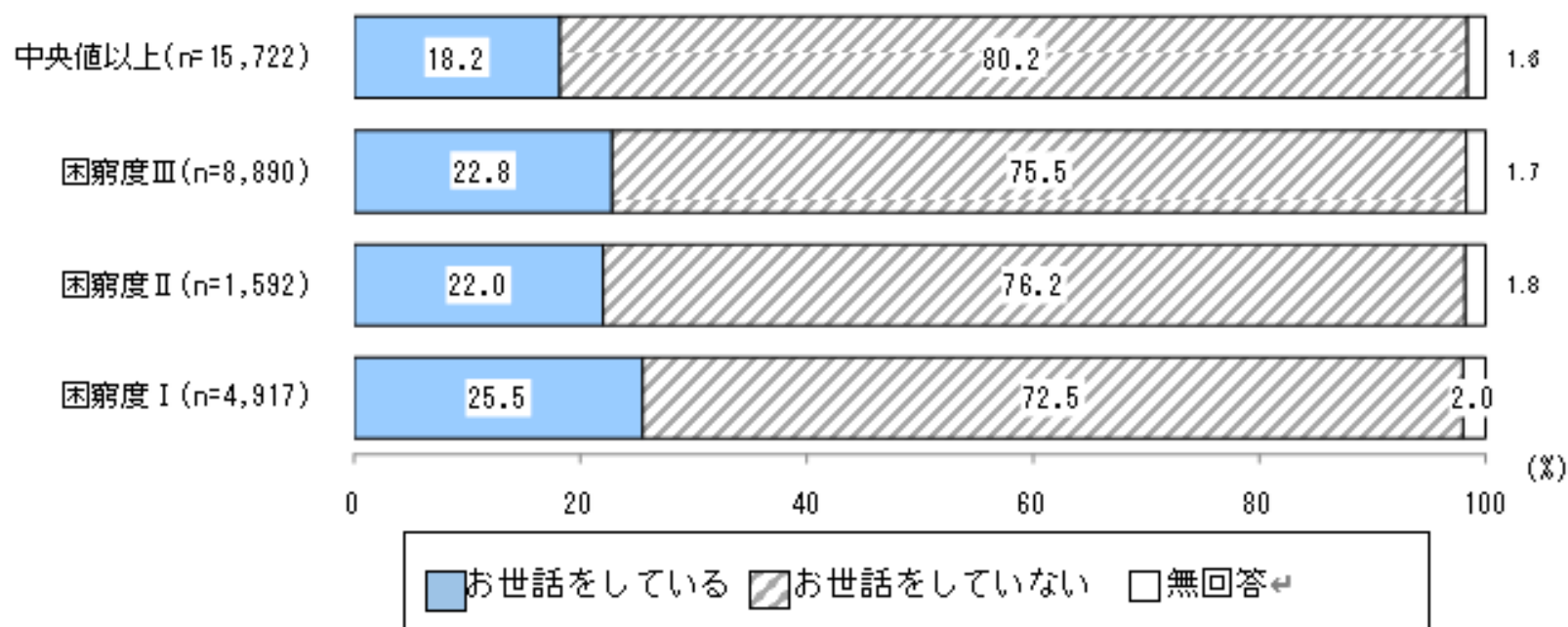
③ 子どもの居場所の利用経験別 × 本当に困ったときや悩みがあるときの相談相手・相談先

子どもが「子どもの居場所を利用したことがある」と回答した保護者において、「学校の先生やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー」、「公的機関や役所の相談員」、「医療機関の医師や看護師」などの専門相談機関を利用したことがある割合が高くなる傾向が見られます。



④ 困窮度 × 家族のお世話の状況

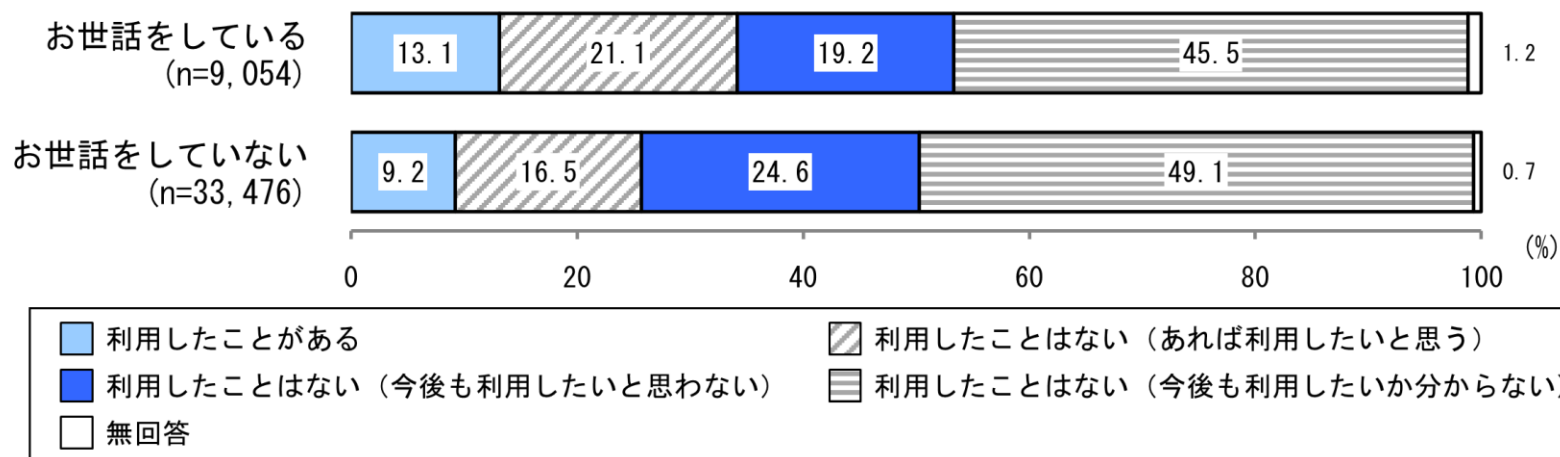
困窮度が高い世帯の子どもは、中央値以上の世帯と比べ、「家族のお世話をしている」と回答した割合が高い傾向となっています。



第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

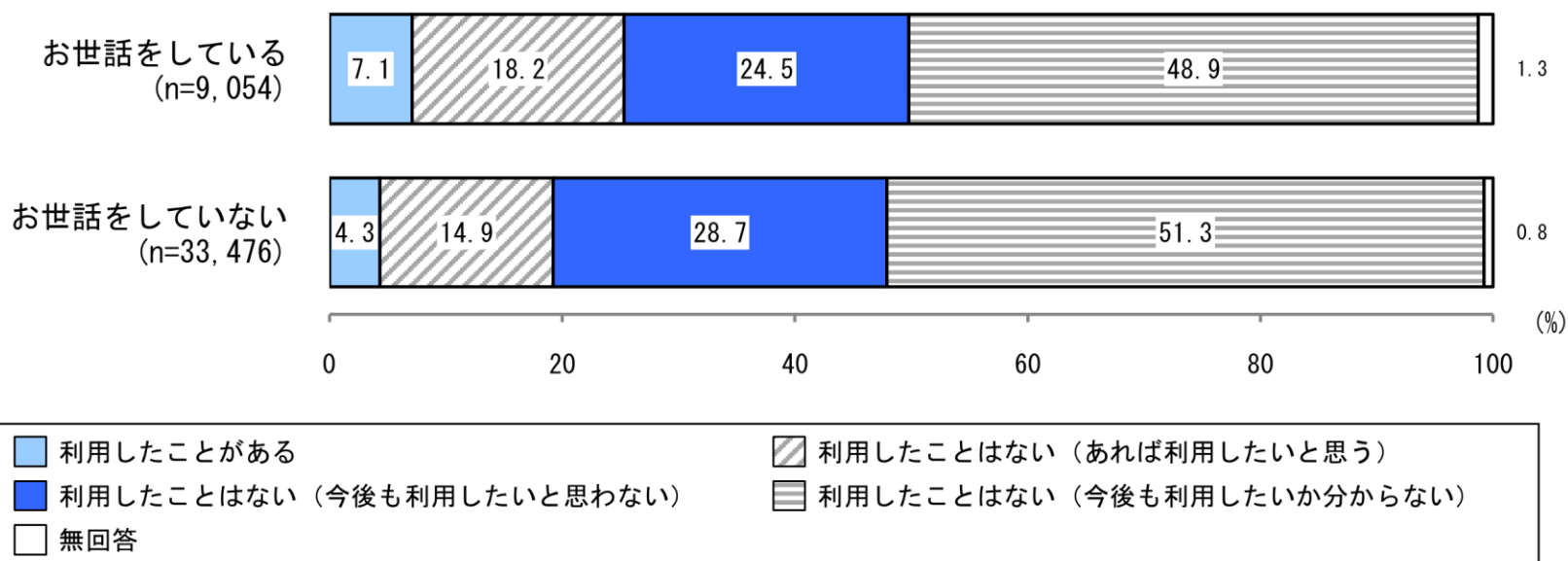
⑤ 家族のお世話の状況 × 昼食や夕食、お弁当を無料か安い料金で食べることができる場所

「家族のお世話をしている」と回答した子どものほうが、子どもの居場所を「利用したことがある」又は「利用したことはない（あれば利用したいと思う）」と回答した割合が高くなっています。



⑥ 家族のお世話の状況 × 勉強を無料か安い料金でみてくれる場所

「家族のお世話をしている」と回答した子どものほうが、勉強を無料か安い料金でみてくれる場所を「利用したことがある」又は「利用したことはない（あれば利用したいと思う）」と回答した割合が高くなっています。



2. 調査結果における課題のまとめ

<経済・家計・雇用状況>

- 府内全自治体（43市町村）において、等価可処分所得の中央値は280万円と前回（255万円）より高くなっていますが、困窮度Ⅰの世帯の割合は前回と大きく変わっていません。
- 家計状況について、前回と比べ、赤字であると回答した割合は減少し、家計は改善していると言えます。ただし、困窮世帯ほど経済的な理由でできなかったこと、また、子どもに対してできなかったことが多い状況は変わっておらず、子どもに十分な支出を振り向ける余裕があるまでには至っていない状況にあります。
- また、子どもの放課後の過ごし方においては、塾や習いごとについて、困窮度Ⅰ群対中央値以上群で比べたところ、習いごとについては、前回と今回で差がやや広がっています。加えて、困窮世帯の子どもほど、おうちの大人の人と文化活動に行っていない状況です。
- 母親の就業状況については、前回と比べ、常勤・正規職員の割合が増えています。一方で、困窮度が高いほど非正規雇用の割合が高い傾向は変わっていません。特に母子世帯では、非正規雇用である場合が多く、困窮度Ⅰの世帯のうち、母子世帯が約4割を占め、母子世帯は依然として厳しい状況にあります。

<支援制度の利用状況>

- 支援制度の利用状況について、支援制度を利用したことがない人のうち、支援制度の対象である可能性が高い層においても、制度の対象外だと思っている割合が高い状況にあります。

<子どもの学習状況>

- 子どもの学習状況については、困窮世帯ほど授業以外の勉強時間が少なく、学習理解度も低い傾向となっており、また、困窮世帯ほど大学への進学希望の割合が低くなっています。

<相談に関する状況>

- 子どもが悩みなどを相談する相手としては「親」の割合が高いですが、「おうちのこと」に関する悩みを親に話す割合は他の悩みに対して低い状況です。保護者の相談先については、困窮世帯やひとり親世帯の保護者は、相談できる相手がいないという回答が多く、社会的に孤立している様子がうかがえます。また、困窮世帯の保護者が身近にあればいいと思うこととしては、子どもが無料で学習支援を受けられる場所や支援制度等の必要な情報を届けてくれること等となっています。

＜子どもの居場所に関すること＞

- 子どもの居場所については、困窮世帯と中央値以上の世帯における居場所の利用状況に大きな差はみられず、支援が必要な世帯の利用が十分とは言えない状況です。また、居場所を利用しない理由としては、どこにあるか知らないからという回答の割合が高くなっています。

＜まとめ＞

- 全体的に家計状況は改善していますが、困窮世帯の厳しい状況は変わっておらず、子どもに十分な支出を振り向ける余裕がない状況です。引き続き、困窮世帯への経済的支援や保護者の就労支援、子どもへの体験活動の提供が必要で、困窮世帯が孤立しないよう相談支援の充実や支援制度の対象者への情報伝達により、困窮世帯を支援につないでいく取組も必要な状況です。

Ⅲ 第三次計画の基本理念・推進にあたっての基本的な考え方

1. 計画の基本理念

子どもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（令和6年6月26日公布）」に基づき、子どもが心身ともに健康で、様々な経験をすることによって、前向きに生きる気持ちを育み、豊かに成長していくことができるよう支援することにより、子どもの現在の貧困を解消するとともに、将来の貧困を防ぐことを旨として推進しなければなりません。

また、貧困状態にある方の妊娠期からその子どもが大人になるまでの過程において、支援が切れ目なく行えるよう、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを広く共有し、行政のみならず、学校、地域や民間支援機関等とも連携しながら、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

2. 推進にあたっての基本的な考え方

基本理念を踏まえ、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されず、貧困の連鎖を断ち切ることを旨とし、社会全体で切れ目のない支援を行うため、以下の基本的な考え方を念頭に置きながら取り組んでいきます。

（1）総合的な取組の推進

Ⅱの調査結果から、困窮度の高い世帯ほど、子どもが十分にご飯を食べることができてない、学習の機会や部活動・家族旅行等に参加・体験する機会を十分に得られていない、進学先を変更せざるを得ない状況にあることが明らかとなりました。

こうした食事、学習、体験など個別の課題の背景には、保護者の経済的な困窮や就労状況が大きな要因となっていると考えられますが、同時に、保護者が貧困であることにより社会から孤立し、必要な支援を受けることができないなど複合的な要因が絡み合っていると考えられます。

そのため、各分野の課題に直接対応する分野の取組だけで課題が解決するとは限らず、背景にある複合的な要因を捉え、総合的な取組を行うことで適切な支援を提供することが重要です。例えば、保護者の就労支援を行うにあたっては、経済的支援や孤立防止のための支援も行いつつ、安心して就労できるような子育て支援体制が必要であり、子どもの教育支援にあたっては、子ども自身への学習支援のほか、保護者への経済的支援といった多面からの支援が必要となります。

こうした子どものことを第一に考え、背景にある複合的な要因に対応した総合的な取組の推進により、子どもたちが同じスタートラインに立ち、将来に向かって進むことができるように取り組んでいきます。

(2) 支援が必要な人への情報発信と伝達

Ⅱの調査結果から、困窮度が高い世帯の中でも支援制度を利用したことがない世帯や自分自身が支援制度の対象者であることを知らない可能性があることが明らかになりました。また、困窮世帯の子どもや保護者は社会的に孤立しやすい傾向にあること等の理由から、支援を必要とする対象者に制度等情報を知っていただけるように、対象者の置かれている状況を踏まえ、対象者に寄り添った情報発信と伝達のあり方について工夫していく必要があります。

また、情報が届いている場合でも、支援を受けることをためらう人も一定数います。ためらうことなく利用しやすい子どもの居場所づくりなど、支援を受けることに躊躇する必要がない環境づくりに努めます。

支援を必要とする人に寄り添いながら、適切に支援につながるができる仕組みを構築し、市町村、学校、地域や民間の支援機関等と連携しながら取り組んでいきます。

Ⅳ 子どもの貧困対策における方向性

子どもの貧困の解消に向けた対策としては、保護者の経済的な困窮や就労状況、保護者や子どもの孤立、子どもの学習や健康などの複合的な要因が絡み合う中、自治体、学校、地域や民間支援機関等がそれぞれ持てる力を十分に発揮し、連携を取り合い、困窮度の高い世帯を中心に、支援を必要とする人に支援がきちんと行き届く仕組みづくりをしていくことが重要になります。

子どもたちが経済的な理由にかかわらず、心身ともに健康で、子どもたちの将来が閉ざされることなく、様々な経験をすることによって、子どもたちが前向きに生きる気持ちを育み、豊かに成長していくことができるようにするため、大阪府では、以下の方向性をもとに、子どもの貧困対策を推進していきます。

（１）学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども（保護者）を支援につなぐスキーム

学校は児童・生徒の日常的な学習の場であり、生活の様子など子どもの状況が現れ、子どもの状況をいち早く把握することができる非常に重要な場所であるとともに、子どもたちにとっても、学校は友達や教師等家族以外と接する機会となり、地域とのつながりを形成する場でもあります。

学校を地域に開かれた、地域につながっていくプラットフォームとし、教育委員会、福祉・保健部局等と必要な支援制度等の情報を共有し、連携した上で、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）やコーディネーター等の働きかけやスクリーニングの活用等により、貧困など困難を抱える子どもや保護者を発見し、より早く効果的に地域の見守りや適切な支援につなげることができるよう支援につなぐスキームを構築し取り組んでいきます。

（２）子どもの居場所づくりへの支援

子どもの居場所の一つとして、近年、子ども食堂の数が急速に増加してきており、令和６年６月時点では府内で約930か所の活動が市町村によって確認されています。子ども食堂では、地域の子どもたちを対象に食事や居場所を提供して見守りを行い、必要に応じて支援機関につなぐ取組を無償又は低額な料金で実施しています。

子ども食堂は、困窮世帯の子どもを支援する重要な居場所としての役割を担っていますが、貧困層の支援という側面が強く出てしまうと、支援対象である層の子どもや保護者は、子ども食堂を利用すると自分が困窮世帯と思われるから利用しない、となつて十分な効果が得られないことも懸念されます。近年、多くの子ども食堂では、家庭の経済的な状況など特段の条件を設けずに、孤食を防止することを目的としたり、地域の子どもや大人が交流し、様々な体験活動ができる場として運営されるようになってきています。

子ども食堂をはじめとした居場所の活動は、地域コミュニティの中から住民やＮＰＯ法人等が自主的、自発的に運営されている場合が多い状況ですが、将来的には、それぞれの地域において人的・物的資源を十分活用できるような支援ネットワークを構築し、地域住民の手によって自律的・持続的に、子ども食堂に限らず、子どもの居場所が提供されることが望ましい姿ではあります。現状、子ども食堂をはじめとした居場所の運営の継続にあたっては、資金や人材の不足等といった課題があることから、大阪府では、居場所の活動をバックアップし居場所の活性化を図っていきます。

また、困窮世帯の子どもや保護者に対しては、例えば、子ども食堂マップの作成や必要な情報が届くポータルサイトの活用等DXの取組等により居場所の存在を情報発信することで、地域の人々が交流する場でもあることを知っていただくことで、困窮世帯の子どもが躊躇することなく利用できるように支援していきます。人材が不足する中にあっても交流できる場を提供できるように、企業と連携して、居場所となる空間（例えば、メタバース）の活用なども検討します。

（３）社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成

子どもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの貧困が当該家族の責任の問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、子どもの貧困に関する府民の理解を深めることを通じて、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、経済的支援、保護者の就労支援、学習支援等の取組を進めていくことが重要です。

「貧困の連鎖」と言われるように、現在において貧困というだけではなく、親の貧困が子どもにも影響し、学習や就労などの機会が奪われ、次の世代にも貧困が継承されるため、将来にわたって切れ目のない支援を行うには、行政だけでなく、地域、学校、企業などが子どもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期等の各ステージにおいて、適切な支援を行うことが必要となります。

一方、支援を受ける側にとって、子どもの居場所や就学援助等の支援制度については、制度を利用すると困窮世帯であると世間から認識されるのではないかとの思いから、支援の対象者であるにもかかわらず利用を控えていると思われる様子もうかがわれます。支援制度の利用向上を図るためには、府の取組や子どもの貧困の状況等について、これまでの行政ホームページなどによる一方向の情報発信に留まることなく、支援を必要としている人の生活圏域に存在する地域コミュニティや学校等のネットワークを通じて、支援の情報を入手し、相談しやすい雰囲気の中で安心して支援メニューを利用していただくことが大切になります。また、支援制度の対象者への情報発信にあたっては、DXの取組等によって、確実に情報が伝達できるような工夫を凝らしていくことも必要です。こうした取組を通じ、府域全体で子どもの現在、未来を応援する機運を醸成し、支援を必要とする人に必要な支援を届けることができるよう取り組んでいきます。

（４）市町村との連携強化・地域の実情把握

親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を行うためには、地域での継続的な見守りや、課題に応じた支援に早期につなぐことが不可欠であり、市町村において、福祉、教育、保健部局など関係部局が協働して取組を進めていくことが重要です。

大阪府は広域自治体として、地域に身近な市町村において実施する様々な支援機関等につなぐ取組に対し、補助金を交付することで市町村を支援してきました。これにより、様々な機関等に支援員やコーディネーター等が配置され、相談窓口の周知や支援制度の情報提供等により、支援につなぐ仕組みが、地域において構築されました。

しかし、近年、子どもの貧困に起因する課題の多様化により、福祉部局や教育機関その他関係機関等との連携や、相談窓口等における人員の確保、定着といった課題があり、支援につなぐ取組が十分とは言えない状況にあります。そのため、引き続き市町村のニーズに応じた支援を実施するとともに、地域ごとの特色や課題について考慮したうえで、必要な支援につなぐための人材の定着やノウハウの蓄積等の取組を進め、市町村との連携を図っていきます。

（５）関連施策との一体的な推進

子どもの貧困対策を総合的かつ効果的に推進するため、取組にあたっては、生活保護法や生活困窮者自立支援法等のセーフティネットのための諸制度を一体的に捉え、関係課等と連携して取組を推進していきます。

また、府子ども家庭センター（児童相談所）や福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関等の相談窓口との相互の連携を強化し、地域の身近な場所で相談対応を実施するとともに、必要に応じて適切な制度や施設、サービスにつなぐ支援体制の整備に向けて、連携して取り組んでいきます。

加えて、教育機関とも連携し、学校に配置されるＳＳＷに対し、府内の相談窓口や子どもの居場所等に関する情報の周知を行うことにより、支援を必要とする子どもや家庭を早期に支援や関係機関につないでいくことができるよう、取り組んでいきます。

V 第三次計画における具体的取組

視点1 困窮している世帯を経済的に支援します

子どもの貧困は、保護者の経済状況が大きな要因となっていることから、子どもの貧困の解消に向けて取り組んでいく上で、保護者の経済状況の改善が鍵となります。そのため、困窮している世帯への生活保護制度や生活福祉資金貸付制度等を活用し、経済的に支援します。

また、ひとり親世帯については、母子世帯等の多くが非正規雇用で困窮世帯であることから、ひとり親世帯への児童扶養手当の支給等の経済的支援とともに、職業訓練や就労あっせん等の就労支援を行っていきます。

(1) 困窮している世帯への支援

① 経済的支援

子どもの貧困を解消するため、困窮している世帯への経済的支援を実施します。

・生活保護制度

- 国に対し、生活保護受給者の生活実態を踏まえ、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮される制度とするよう、不断の見直しを要望
府内福祉事務所における生活保護制度と生活困窮者自立支援制度をはじめ生活福祉資金貸付制度や自治体内の各種相談窓口や関係機関との連携について、生活保護担当課長・査察指導員会議等を通じ強化の働きかけを実施。また、生活保護法施行事務監査等を通じ、府内福祉事務所における生活保護制度についての周知方法の実情把握と必要に応じた助言を実施

・生活福祉資金貸付制度

- 府内の低所得者、障がい者や高齢者世帯に対し、必要な資金の貸付と相談支援等を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加を促進

② 就労支援

困窮している世帯における就労支援を実施します。

・生活困窮者自立支援制度

- 困窮している世帯からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業・就労支援員による就労支援等の自立相談支援事業・家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用や離職などにより住居を失った方等に対し、一定期間、家賃相当額を支給する住居確保給付金等の自立を促進する支援事業等を実施

・OSAKAしごとフィールドにおける就業支援

- 女性、若者、高齢者、障がい者など、様々な求職者に対し、キャリアカウンセリングやセミナー等の就職支援や、ハローワークとの一体的な実施による職業紹介などにより、求職者の就業を支援

(2) ひとり親世帯への支援

① ひとり親家庭への経済的支援

就労状況などから家計が困窮状態にあるひとり親世帯に対し、公的な支援を行うことで、経済的な支援を実施します。

- ・ 児童扶養手当の支給
 - 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給。市町村窓口において、「児童扶養手当制度のしおり」を配布し制度を説明
- ・ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
 - ひとり親家庭の父母や、寡婦の方の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子の福祉を増進するため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を実施
- ・ 養育費確保に向けた取組の推進
 - 府として、大阪府立母子・父子福祉センターにおいて、養育費に関する相談を受け付けるとともに、府が所管する福祉事務所未設置の8町1村のひとり親を対象に、養育費に関する公正証書等の作成や強制執行に必要な費用、保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用及びADR・ODRにかかる費用について補助することにより、養育費の確保に向けた取組を実施

② ひとり親家庭への就労支援

非正規雇用の割合が高いひとり親世帯において、安定的な経済基盤を確保できるよう支援を実施します。

- ・ 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業
 - ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定した雇用につながるよう、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業において就業に有利な資格の取得支援を充実
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業
 - 母子家庭等就業・自立支援センター事業（大阪府立母子・父子福祉センター内で実施）において、就業相談や求人企業開拓、就職情報提供、就業支援講習会の開催等の就業支援や、育児や子育て等の生活相談、養育費問題等の法律相談など、就業と子育ての両立を図るための支援をワンストップで展開
- ・ 民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ
 - 府は、様々な機会や媒体を活用して、民間事業主に対して、ひとり親家庭の親の雇用への協力の要請や子育てハートフル企業顕彰制度、各種助成金制度等に関する情報提供を実施
- ・ ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の実施
 - ひとり親の雇用や子育てをしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等を表彰する「大阪府子育てハートフル企業顕彰」を実施し、ひとり親家庭の親の雇用拡大に努める

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

(3) 子どもの養育・教育にかかる経済的支援

子どもの教育や保育の場面において、家庭の経済状況を踏まえ、児童手当の支給や保育の無償化等の支援を実施します。

- ・児童手当の支給
 - 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、令和6年10月から高校生年代までの児童に対し、児童手当法の規定に基づき、全国一律の基準で支給
- ・福祉医療費助成
 - 乳幼児等の健康の保持増進と経済的な負担の軽減を図るため、市町村が実施する医療費助成事業（乳幼児・ひとり親家庭・障がい児）に対する補助に加え、新子育て支援交付金により子育て支援施策に取り組む市町村を支援
- ・幼児教育・保育の無償化
 - 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施のため、市町村間の意見交換の機会を設けることや、制度等のきめ細やかな情報提供を行うことにより、支給事務の円滑な実施を図る

視点2 学びを支える環境づくりを支援します

家庭の経済状況によって、十分な学習機会が得られず、進路選択にも影響が出るだけでなく、将来的にも、低所得の仕事にしか就けず、その子どもも貧困状態から抜け出せなくなる、という貧困の連鎖に陥ることが危惧されます。

全ての子どもが家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるような環境を整えることが重要です。

私立高等学校等や大阪公立大学等の授業料補助や、奨学金制度などの支援により、高校生や大学生の若者に対しても、経済的な理由によらず、学習機会が保障されるよう支援していきます。

① 学びのための経済的支援

家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望や能力に応じて自由に学習する機会を保障するため、授業料等について支援します。

- ・就学援助制度（就学が困難な家庭に対し、学用品費等や医療費、給食費等の費用を補助する制度）
 - 市町村において必要な援助を行えるよう、十分な財源措置を国に要望
- ・高等学校等就学支援金事業・高等学校等学び直し支援金事業
 - 高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減、教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等の授業料に充てるもの（所得制限あり、支給限度月数あり（全日制36月、定時制・通信制48月）
 - 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の高等学校等就学支援金支給期間36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、最大12月（定時制・通信制は24月）継続して授業料に充てるもの（所得制限あり）等

- ・ 私立高等学校等授業料支援補助事業
 - 家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望や能力に応じて自由に学習する機会を保障するため、私立高校生等に対する授業料無償化制度を実施（所得制限あり）
大阪府の全ての子どもたちを対象として、所得や世帯の子どもの人数に制限なく自らの可能性を追求できる社会の実現のため、所得や子どもの人数による制限を撤廃し、授業料等の実質負担を伴わない新制度を令和6年より段階的に実施
- ・ 大阪公立大学工業高等専門学校授業料支援補助事業
 - 大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子どもの人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、国の就学支援金制度に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学工業高等専門学校の授業料の完全無償化を実施。
令和6年度から段階的に所得制限を撤廃し、令和8年度に全学年で授業料の完全無償化をめざす
- ・ 大阪公立大学等授業料等支援事業
 - 親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学をあきらめることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、国の高等教育の修学支援新制度に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学等の授業料等の支援を令和2年度から実施。また、令和6年度から段階的に所得制限を撤廃し、令和8年度に全学年で授業料等の完全無償化をめざす
- ・ 高等学校等奨学給付金事業
 - 高等学校等に在学する全ての意思のある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の負担軽減を目的として、奨学のための給付金を支給
- ・ 大阪府育英会奨学金貸付事業
 - 教育基本法第4条に基づく教育の機会均等を図るため、高等学校、高等専門学校又は専修学校高等課程等に進学を希望する生徒又は在学する生徒を対象に、（公財）大阪府育英会が行う事業に対し助成を実施

② 学校における学びを支える環境づくり

子どもたちが通う学校を拠点とし、課題のある子どもを発見し、必要な支援につなぐための支援体制の充実に図ります。

- ・ スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化
 - 市町村が主体的にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒に対する福祉的観点からの支援を行うとともに、福祉関係機関等とのネットワークを充実させるため、市町村教育委員会に補助金を交付

- ・ スクールカウンセラー配置事業
 - 様々な悩みや不安を抱える子どもたちが安心して相談できる教育相談体制を構築
- ・ エンパワメントスクール等生徒支援体制整備事業
 - エンパワメントスクール等にキャリア教育コーディネーターやスクールソーシャルワーカーを配置することにより、当該高等学校に在学する生徒の就学を支援。また、生徒一人ひとりの状況をふまえ、卒業後の社会的自立や社会参加に向けてキャリア教育の推進を図る
- ・ 発達段階に応じたキャリア教育プログラムの普及
 - 全ての中学校区における小学校・中学校の系統的な全体指導計画の策定を推進し、就学前から小中学校の連携を意識したキャリア教育プログラムを充実させるための方策を検討。小中学校と高校等との連携を意識し、進路に展望が持てるキャリア教育プログラムを推進
- ・ 中退防止対策の推進
 - 中退率の高い府立高校に中退防止コーディネーターを配置し、中高連携の推進や校内組織体制づくりを推進。生徒指導推進フォーラムの実施により、各校の実践事例の共有をより推進するとともに、中退防止対策を推進

③ 幼稚園等における学びを支える環境づくり

- ・ 幼児教育理解推進事業
 - 幼稚園教育要領等の趣旨を踏まえ、園長等の見識を高め、指導力の一層の向上を図るため、ニーズに対応した幼稚園等の運営と園長等の役割についての専門的な研修を実施。幼稚園等教員としての指導力の向上を図るため、幼児一人ひとりの特性及び発達に対応した教育・保育を行うための専門的な保育技術にかかる研修を実施
- ・ 幼児教育推進指針の周知徹底
 - 幼児教育推進指針を活用して幼保こ小等の連携の重要性を示し、認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校等において、教育・保育内容などの連携がさらに深まり、子どもの現状把握や課題の共有が行われるよう支援
認定こども園、幼稚園、保育所等の教職員を対象にした研修や協議会等において子どもの貧困に関する課題等を取り上げ、教職員の理解を促進

④ 地域や家庭等における学びを支える環境づくり

経済的な理由により塾等に通うことができない子どもや家庭学習が困難な子どもに対し、地域や家庭等の学校以外の場所において、学びや生活面をサポートする体制の充実を図ります。

- ・ 生活困窮者自立支援事業における子どもの学習・生活支援事業

- 生活困窮世帯での学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組等生活困窮者の自立の促進のために必要な事業を実施
- ・ 教育センターによる教育相談
 - 電話、Eメール、FAX、SNSによる相談に応じて、相談者自ら問題の解決に向かうことができるよう支援学校を通して依頼される面接相談によって学校と連携しての支援
 - 「学校教育相談課題別研修」の中で「子どもの貧困」をテーマとした研修を実施(子どもの生活に関する実態の理解、学校が支援を要する子どもを発見し支える仕組みの構築、保健・医療・福祉機関等の紹介など必要な支援につなぐなど)

視点3 子どもたちが孤立しないように支援します

貧困は子どもの心身の健康や学習意欲等にも影響を及ぼしかねないため、困窮世帯の子どもは社会的に孤立し、必要な支援にも届きにくくなるという悪循環に陥る可能性があります。

子どもたちの社会的孤立を防ぎ、必要な支援につなげるために、子どもの見守り体制や子どもの居場所づくりの充実を図るとともに、困窮世帯における子どもが様々な体験ができるような機会の提供を支援します。

① 地域において子どもを見守る体制の充実

子どもたちを見守り、孤立を防ぎ、課題のある子どもを早期に発見し、必要な支援につなぐ体制の充実を図ります。

- ・ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）
 - 市町村において子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期予防に資する
- ・ 地域こどもの生活支援強化事業
 - 国の「地域こどもの生活支援強化事業」を活用し、地域の実情を踏まえ、支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する取組により市町村を支援
- ・ ヤングケアラーへの相談体制の充実にかかる支援
 - 市町村におけるヤングケアラーに関する相談窓口設置の働きかけなどを実施
- ・ 公民連携による子ども食堂のネットワークの強化
 - 民間団体等と連携し、子ども食堂のネットワークへの子ども食堂の参画を促し、子ども食堂への支援が発展するよう、府域の連携を充実拡大

② 放課後等の子どもの居場所づくり

放課後等に一人でいる子どもについて、居場所の整備の充実を図り、子どもの見守りを推進します。

- ・放課後児童クラブの充実等
 - 保護者が労働等のため昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を推進
- ・ひとり親家庭等生活向上事業
 - ひとり親家庭の親に対し、生活に関する悩み相談や家計管理・育児等に関する専門家による講習会を実施するとともに、子どもに対し、生活や学習支援等を行うことでひとり親家庭の生活の向上を促進

③ 体験・交流活動の機会の創出

経済的な理由により体験活動ができない子どもたちに対し、様々な体験ができるよう、体験機会を提供します。

- ・トップアスリート小学校ふれあい事業
 - 府内小学校及び支援学校等に大阪スポーツコミッション構成チーム並びに協力団体所属のトップアスリート（コーチ含む）を派遣し、直接的なふれあいを通じて、児童がスポーツの楽しさを共有し、運動・スポーツに親しむ習慣を身につけることを目的に実施
- ・公民連携による様々な機会の提供
 - 民間企業等と連携し、企業の様々な体験の場を子ども食堂等へ提供し、子どもの体験活動を支援

④ 子どもの自立支援等

子どもたちが社会で自立し、安定した生活を維持できるよう、子どもの自立支援を推進します。

- ・社会的養護自立支援拠点事業
 - 社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言、関係機関との連絡調整を実施
- ・青少年自立支援事業
 - 様々な困難を有する青少年への支援が市町村で効果的に行われるよう、市町村や民間団体等と連携したネットワークの構築を推進し、青少年が自立できる社会づくりに取り組む
- ・親子交流に向けた支援
 - 大阪府立母子・父子福祉センターにおいて、親子交流に関する相談を受け付けるとともに、子どもの福祉の観点から、親子交流を支援

視点4 保護者が孤立しないように支援します

困窮世帯では、貧困自体や貧困に伴う様々な不利益に限らず、社会的にも孤立して必要な支援が受けられずに、一層困難な状況に置かれてしまうことがあります。

困窮世帯の保護者が社会的孤立に陥り、その結果、子どもの心身の健全な成長によくない影響を与えることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図っていきます。

① 妊婦への支援

貧困の状況にある子どもや保護者が社会的孤立に陥ることのないよう保護者の妊娠期から切れ目ない支援を実施します。

- ・「にんしんSOS」相談事業
 - 思いがけない妊娠等に悩む人に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡、サービスの紹介など、必要な支援につなぐことにより、妊婦の孤立化を防ぐことを目的として、通話（電話・LINEコール）及びメール等による相談を実施
- ・「妊婦のための支援給付」及び「妊婦等包括相談支援」事業
 - 市町村において、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施

② 相談支援・カウンセリングの充実

子育て世帯の保護者が孤立せず、困難な課題を有する家庭や子どもを早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう相談支援やカウンセリングの充実を図ります。

- ・保育所・認定こども園における地域貢献事業（スマイルサポーター）
 - 保育所、認定こども園において、地域の子育て家庭への育児その他生活困難についての相談等を担う人材を養成するため、大阪府社会福祉協議会と連携し、地域に関する必要な知識、技術の修得を目的とした研修を実施
- ・私立幼稚園キンダーカウンセラー
 - 私立幼稚園等に臨床心理士等を配置し、地域の保護者（在園児の保護者以外を含む）を対象にしたカウンセリングの実施、保護者・教員向け講演・研修等の取組に対し助成
- ・地域子育て支援拠点事業
 - 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施

- ・府子ども家庭センター（児童相談所）における相談支援
 - 0歳から18歳までの子どもにかかる相談の受理や児童虐待通告による安全確保を最優先とした対応、また、おおむね25歳までの青少年についての相談や町村における生活保護受給の相談や母子家庭及び寡婦の方からの相談を実施
- ・市町村こども家庭センターにおける相談支援
 - 母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応するための相談支援を実施

③ 家庭訪問、地域における見守り

子育て世帯が孤立しないよう乳児家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や助言等により支援します。

- ・乳児家庭全戸訪問事業
 - 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行い、支援の必要な子どもや家庭を支援サービスに確実につなげることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐ
- ・養育支援訪問事業
 - 市町村が実施する、若年妊婦等や出産後間もない時期にあって子育てへの不安等を訴える家庭、虐待のおそれやリスクを抱え特に支援を必要とする家庭等へ、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う
- ・コミュニティソーシャルワーカーによる支援
 - 市町村における地域福祉のコーディネーターとして、地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた支援を行うコミュニティソーシャルワーカーの配置を促進
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援
 - 民生委員・児童委員が広範な知識と技術を習得することによって、その活動が健全に発展するよう指導研修等を実施
- ・居場所等との連携による支援制度の情報発信
 - 子どもの居場所等と連携することで、子育て支援情報や支援制度の情報発信を推進

④ その他

- ・家庭的養護の推進
 - 里親の開拓から委託後の支援までを一貫して行う里親支援事業を実施するとともに、養育里親（はぐくみホーム）などの家庭養育を優先した支援の充実を図る
- ・母子生活支援施設事業
 - 母と子どもが自立した生活を送ることができるよう、子育て支援や生活支援を行う

- ・企業との連携による子育て支援情報発信
 - ― ポータルサイト運営企業との連携により、子育て支援制度や相談窓口等について、メールマガジンにより周知

視点5 安心して子育てできる環境を整備します

困窮世帯の保護者が、子育てや就業にあたって抱える不安を減らすことができるよう、保育サービスや住居の確保等の多様な支援を実施し、安心して子育てができる環境を整備します。

① 子どもの預かり、保育体制の充実

困窮世帯の保護者が安心して子育てでき、就業や就業に向けた職業訓練に従事できるよう、子どもの保育体制の充実を図り、子育てする保護者を支援します。

- ・ファミリー・サポート・センター事業
 - ― 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を実施
- ・子育て短期支援事業
 - ― 保護者の疾病等の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合や、レスパイト・ケア等の理由で親子での利用が必要になった場合に、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）や夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））を実施
- ・認定こども園整備事業・保育所等整備事業・小規模保育設置促進事業
 - ― 待機児童解消のため、保育所・認定こども園及び小規模保育事業の創設や施設整備により、子どもを安心して育てることができるような保育環境の整備を行う市町村を支援
- ・延長保育事業
 - ― 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園・保育所等で保育を実施
- ・病児保育事業
 - ― 病気の子どもの保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設された専用スペースで、病気の子どもの看護師等が一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった子どもに対応

- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
 - 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を実施
なお、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として「こども誰でも通園制度」を本格実施

② 保育にかかる経済的支援

保育料等の負担軽減を図り、困窮世帯における子育てを支援します。

- ・実費徴収に伴う補足給付を行う事業
 - 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私学助成の幼稚園に通う保護者の支払う食材料費や日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成
- ・多子世帯・ひとり親世帯の保育料等利用における負担軽減
 - 年収約360万円未満相当のひとり親世帯について、第1子の保育料6,000円（市民税非課税世帯は無償）、第2子以降の保育料を無償化

③ 生活相談支援等

子育て家庭等に身近な生活支援に関する情報提供や相談支援等を実施します。

- ・利用者支援事業
 - 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
 - ひとり親家庭等が修学や疾病などにより、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣
- ・府営住宅の「新婚・子育て世帯向け募集」「福祉世帯向け募集」等の実施
 - 府営住宅総合募集において、該当世帯が入居しやすいよう、申込資格の条件にあてはまる世帯のみが応募できる優先枠を確保

視点6 健康づくりを支援します

生活習慣の定着や食生活の見直し等について指導や相談対応することで生活の改善に取り組むとともに、子どもたちが、健康に過ごし、成長していくことができるよう、健康づくりを支援します。

① 食育・食環境の整備

子どもたちの生活習慣の見直しや食生活の改善のために、様々な場所での食育の推進に取り組みます。

- ・民間企業等との連携による食生活改善への取組
 - 民間企業や団体等と連携し、朝食・野菜の摂取や生活習慣病の予防を推進するため、幅広い年齢層を対象とした食生活改善に関する啓発を実施
- ・乳幼児健診時の栄養指導
 - 乳幼児健康診査において、対象年齢に応じた母乳栄養等や離乳、栄養摂取に関する栄養指導を実施
- ・保育所・認定こども園における食育の取組促進
 - 市町村等関係機関と連携し、保育所・認定こども園に対して、食事提供、衛生管理、食育、非常時の食事の事例や様式例をまとめた「食事プロセスPDCA」の普及や、食事提供関係者を対象とする研修会の開催を通じて、食育に関する情報提供等を行うことにより、保育所・認定こども園における食育の取組を支援

② 妊娠・出産期からの健康づくり支援

子どもたちの健康で健やかな成長を育むため、保護者の妊娠・出産期からの相談支援の充実や保健師の資質向上のための研修の実施により、子どもたちの健康づくりを支援します。

- ・市町村こども家庭センターの設置促進
 - 妊娠・出産期から子育て期を通じて切れ目のない支援体制を整備するため、全市町村で設置されるよう取組む。妊娠・出産包括支援推進事業として、市町村が妊娠・出産包括支援事業等の推進等を図ることを目的に、府は連絡会や研修会を開催
- ・母子保健事業
 - 市町村において母子保健法に基づく、健康教育・健康診査・保健指導・医療給付等を実施。府において市町村事業の実績集約、大阪府母子保健運営協議会で状況報告及び評価、市町村保健師の知識習得のための研修会等を開催

視点7 オール大阪での取組

子どもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの貧困が当該家族の責任にかかる問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、取組を進めていくことが重要です。「貧困の連鎖」を防ぐためにも、将来にわたって切れ目のない支援を行うには、行政だけでなく、学校、地域、民間支援機関、企業などが各ステージにおいて、適切な支援を行うことが必要となります。

① 市町村と連携した取組

子どもの貧困は地域によって状況が異なり、地域の実情に応じた取組を実施する必要があるため、市町村と連携し、実情に応じた子どもの貧困対策の推進を図ります。

- ・市町村のネットワーク構築
 - 市町村貧困担当課長会議において、市町村と連携を図りながら、課題共有や先進事例の調査研究などを行うことで、市町村の取組を積極的に支援
- ・府子どもの貧困緊急対策事業費補助金
 - 課題を抱える子どもや保護者を発見し、支援へのつながりや見守り等を行う市町村の取組に対し助成。また、地域の課題を踏まえ、支援につなぐ人材の定着・質の向上、支援へのつながり方等のノウハウ蓄積に資する取組として市町村から提案があったものに対し重点的に助成
- ・新子育て支援交付金
 - 優先配分枠に居場所づくり事業（子ども食堂など居場所の整備を行う取組）や学習支援事業を位置づけるなど、市町村における取組を支援

② 民間企業や府民等と連携した取組

子どもの貧困は、家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、行政だけでなく民間企業や民間団体等と連携・協働し、子どもの貧困に対する理解を促進し、ともに支援に取り組んでいきます。

- ・子ども輝く未来基金
 - 子どもの貧困対策に社会全体で取り組んでいくため、府民や企業等からの寄附の受け皿として設置基金を活用し、子どもへの教育や体験活動を支援
- ・スタートアップ企業等との連携
 - スタートアップ企業等との意見交換会や対話等を通じた連携により「子どもの貧困対策」に対する課題の認識を共有

取組事業一覧（117事業）

視点1 困窮している世帯を経済的に支援します

（1）困窮している世帯への支援

① 経済的支援

- ・生活保護制度

- ・生活福祉資金貸付制度

② 就労支援

- ・生活困窮者自立支援制度
- ・地域就労支援センターへのバックアップ

- ・OSAKAしごとフィールドにおける就業支援

（2）ひとり親世帯への支援

① ひとり親家庭への経済的支援

- ・児童扶養手当の支給
- ・養育費確保に向けた取組の推進

- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

② ひとり親家庭への就労支援

- ・母子家庭・父子家庭自立支援給付金等事業の実施
- ・ひとり親家庭の父母を対象とした職業訓練
- ・民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の実施
- ・就業支援講習会の実施

- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ・公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供
- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業

- ・府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実

（3）子どもの養育・教育にかかる経済的支援

- ・児童手当の支給
- ・幼児教育・保育の無償化（施設型給付費等負担金等）

- ・福祉医療費助成

視点2 学びを支える環境づくりを支援します

① 学びのための経済的支援

- ・ 就学援助制度
- ・ 私立高等学校等授業料支援補助事業
- ・ 大阪公立大学等授業料等支援事業
- ・ 奨学金制度の周知・啓発
- ・ 高等学校等就学支援金事業・高等学校等学び直し支援金事業
- ・ 大阪公立大学工業高等専門学校授業料支援補助事業
- ・ 高等学校等奨学給付金事業
- ・ 大阪府育英会奨学金貸付事業

② 学校における学びを支える環境づくり

- ・ スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化
- ・ スクールカウンセラー配置事業（市町村立小中学校）
- ・ スクールカウンセラー配置事業（府立高校）
- ・ スクール・エンパワーメント推進事業
- ・ エンパワメントスクール等生徒支援体制整備事業
- ・ 中退防止対策の推進
- ・ 就職支援指導の充実
- ・ 高校における生徒指導上の課題解決に向けた取組
- ・ 発達段階に応じたキャリア教育プログラムの普及
- ・ 教育振興に資する教育活動に対する助成
- ・ 高校生活支援カード
- ・ 中学校夜間学級

③ 幼稚園等における学びを支える環境づくり

- ・ 幼児教育理解推進事業
- ・ 幼児教育推進指針の周知徹底
- ・ 認定こども園等研修

④ 地域や家庭等における学びを支える環境づくり

- ・ 教育コミュニティづくり推進事業
- ・ 子どもの学習支援の場への学生等の参加の促進
- ・ 学習支援事業
- ・ 生活困窮者自立支援事業における子どもの学習・生活支援事業
- ・ 教育センターによる教育相談

視点3 子どもたちが孤立しないように支援します

① 地域において子どもを見守る体制の充実

- ・ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）
- ・ 地域こどもの生活支援強化事業
- ・ 公民連携による子ども食堂のネットワークの強化
- ・ ヤングケアラーへの相談体制の充実にかかる支援

② 放課後等の子どもの居場所づくり

- ・ 放課後児童クラブの充実
- ・ 公民連携による子どもの居場所への支援
- ・ 高校における生徒指導上の課題解決に向けた取組【再掲】
- ・ ひとり親家庭等生活向上事業
- ・ 食材の有効活用に向けた子ども食堂等への支援

③ 体験・交流活動の機会の創出

- ・ 花いっぱいプロジェクト
- ・ 森林環境学習
- ・ 輝け！子どもパフォーマー事業
- ・ スポーツ体験会
- ・ 公民連携による様々な機会の提供
- ・ 水辺の楽校
- ・ 出前魚講習会
- ・ トップアスリート小学校ふれあい事業
- ・ 万博記念公園での自然体験イベント

④ 子どもの自立支援等

- ・ 社会的養護自立支援拠点事業
- ・ 少年サポートセンター等における立ち直り支援事業
- ・ 親子交流に向けた支援
- ・ 青少年自立支援事業
- ・ 共同養育に関する普及啓発

視点4 保護者が孤立しないように支援します

- ① 妊婦への支援
 - ・「にんしんSOS」相談事業
 - ・「妊婦のための支援給付」及び「妊婦等包括相談支援」事業
- ② 相談支援・カウンセリングの充実
 - ・保育所・認定こども園における地域貢献事業（スマイルサポーター）
 - ・私立幼稚園キンダーカウンセラー事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・府子ども家庭センター（児童相談所）における相談支援
 - ・市町村こども家庭センターにおける相談支援
 - ・市町村こども家庭センターの設置促進
 - ・人権相談・啓発等事業
 - ・男女共同参画推進のための相談事業等
- ③ 家庭訪問、地域における見守り
 - ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・養育支援訪問事業
 - ・コミュニティソーシャルワーカーによる支援
 - ・民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援
 - ・居場所等との連携による支援制度の情報発信
- ④ その他
 - ・家庭的養護の推進
 - ・身元保証人確保対策事業
 - ・母子生活支援施設事業
 - ・企業との連携による子育て支援情報発信

視点5 安心して子育てできる環境を整備します

- ① 子どもの預かり、保育体制の充実
 - ・ファミリー・サポート・センター事業
 - ・子育て短期支援事業
 - ・一時預かり事業
 - ・認定こども園整備事業・保育所等整備事業・小規模保育設置促進事業
 - ・病児保育事業
 - ・延長保育事業
 - ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
 - ・多様な事業者の参入促進・能力開発事業
- ② 保育にかかる経済的支援
 - ・実費徴収に伴う補足給付を行う事業
 - ・多子世帯・ひとり親世帯の保育料等利用における負担軽減
- ③ 生活・相談支援等
 - ・利用者支援事業
 - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
 - ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の実施
 - ・府営住宅の「新婚・子育て世帯向け募集」「福祉世帯向け募集」等の実施

視点6 健康づくりを支援します

① 食育・食環境の整備

- ・食環境整備事業
- ・乳幼児健診時の栄養指導

- ・民間企業等との連携による食生活改善への取組
- ・保育所・認定こども園における食育の取組支援

② 妊娠・出産期からの健康づくり支援

- ・市町村こども家庭センターの設置促進
- ・障がい・難病児等療育支援体制整備事業

- ・母子保健事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業【再掲】

視点7 オール大阪での取組

① 市町村と連携した取組

- ・市町村のネットワーク構築
- ・新子育て支援交付金

- ・子どもの貧困緊急対策事業費補助金
- ・地域福祉・高齢者福祉交付金

② 民間企業や府民等と連携した取組

- ・子ども輝く未来基金

- ・スタートアップ企業等との連携

VI 第三次計画の取組期間

第三次計画の取組期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。なお、法改正や社会情勢等の変動等により、必要に応じて見直しを行います。

VII 計画の推進について

計画の実施にあたっては、庁内関係部局・室・課で構成する子どもの貧困を考える関係課長会議等を通じて、関係部局が連携を図るとともに、国や市町村と連携を図りながら総合的に推進します。

また、市町村との連携にあたっては、子どもの貧困担当課長会議等を通じて、府の支援策について情報提供を行うとともに、府内市町村の創意工夫による取組事例を共有するなど、市町村が地域の実情に応じた取組を進めることができるよう支援していきます。

進行管理については、適宜、大阪府子ども家庭審議会へ進捗状況を報告し、その意見を踏まえて計画の効果的な推進を図っていきます。

VIII 子どもの貧困に関する指標について

「こども大綱」において掲げられる指標のうち、特に子どもの貧困に関し、府の数値が測定可能なものについては、子どもの貧困対策に関する指標として設定します。また、府の数値は測定できなくとも、子どもの貧困の解消に向けた取組の効果を検証する上で有用と思われる国の数値については参考指標として設定します。

さらに、本計画に基づき府が取り組む子どもの貧困の解消に向けた事業のうち、特に効果検証が必要と考えられる事業については、新たに指標を設定することを検討します。

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

指標（子どもの状況を示す指標）

	指標		全国数値	内訳	大阪府数値	出展
1	生活保護世帯に属する 子どもの高等学校等進学率		92.5% (R5)	全日制 59.2% 定時制 9.7% 通信制 12.9% 中等教育学校後期 課程 0.1% 特別支援学校高等部 5.9% 高等専門学校 0.4% 専修学校の高等課程 1.1%	94.5% 全日制 66.9% 定時制 4.9% 通信制 13.7% 中等教育学校後期 課程 0.2% 特別支援学校高等部 5.6% 高等専門学校 0.7% 専修学校の高等課程 2.7% (R5)	厚生労働省社会・援護局 調べ (参考) 全児童の高等学校等進学率 98.7% (R5)
2	生活保護世帯に属する 子どもの高等学校等中退率		3.7% (R5)	—	3.1% (R5)	厚生労働省社会・援護局 調べ
3	生活保護世帯に属する 子どもの大学等進学率		42.9% (R5)	大学等 24.0% 専修学校等 18.9%	50.0% 大学等 31.1% 専修学校等 18.9% (R5)	厚生労働省社会・援護局 調べ
4	児童養護施設 の子ども の進学率	中学校 卒業後	97.0% (R4)	高等学校等 94.8% 専修学校等 2.0%	100% 高等学校等 99.0% 専修学校等 1.0% (R5)	(全国) こども家庭庁支援局 家庭福祉課調べ
5		高等学校 等卒業後	38.8% (R4)	大学等 20.4% 専修学校等 17.1%	36.5% 大学等 15.9% 専修学校等 9.5% (R5)	(大阪府) 大阪府家庭支援課調べ
6	全世帯の子どもの高等学校 中退率		1.5% (R5)	—	1.5% (R5)	児童生徒の問題行動・ 不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査
7	全世帯の子どもの大学 進学率		57.7% (R5)	—	都道府県 データなし	文科省「学校基本調査」

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

参考指標（都道府県データが示せないもの等）

	指標		全国数値	内訳	大阪府数値	出展
1	子どもの貧困率		11.5% (R3)	—	都道府県 データなし	国民生活基礎調査 (新基準)
			10.3% (R1)	—	都道府県 データなし	全国消費実態調査 (新基準)
2	ひとり親世帯の貧困率		44.5% (R3)	—	都道府県 データなし	国民生活基礎調査 (新基準)
			53.4% (R1)	—	都道府県 データなし	全国消費実態調査 (新基準)
3	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に 学校で就学援助制度の書類を配付 している市町村の割合)		83.2% (R5)	—	90.7% (R5)	就学援助の実施状況
4	新入学児童生徒 学用品費等の入学 前支給の実施状況	小学校	85.8% (R5)	—	93.0% (R5)	就学援助の実施状況
5		中学校	86.6% (R5)	—	95.3% (R5)	就学援助の実施状況
6	高等教育の修学支援 新制度の利用者数	大学 短期大学 高等専門 学校 専門学校	23.0万人 1.6万人 0.3万人 7.0万人 (R3)	—	都道府県 データなし	独立行政法人日本学 生支援機構調べ、 文部科学省高等教 育局学生支援課調べ
7	ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園等)		79.8% (R3)	—	都道府県 データなし	こども家庭庁 全国ひとり親世帯等 調査

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

	指標		全国数値	内訳	大阪府数値	出展
8	ひとり親家庭の 子どもの進学率	中学校 卒業後	94.7% (R3)	高等学校 92.1% 高等専門学校 2.7% 専修学校・各種学校 0.4%	都道府県 データなし	こども家庭庁 全国ひとり親世帯等 調査
9		高等学校 等卒業後	65.3% (R3)	大学等 44.3% 専修学校等 21.0%	都道府県 データなし	こども家庭庁 全国ひとり親世帯等 調査
10	ひとり親家庭の 親の就業率	母子世帯	83.0% (R2)	—	80.0% (R2)	国勢調査
11		父子世帯	87.8% (R2)	—	86.4% (R2)	
12	ひとり親家庭の 親の正規の職員・ 従業員の割合	母子世帯	50.7% (R2)	—	45.8% (R2)	
13		父子世帯	71.4% (R2)	—	68.3% (R2)	
14	ひとり親世帯の 養育費受領率	ひとり親 世帯	母子世帯 28.1% 父子世帯 8.7% (R3)	—	都道府県 データなし	こども家庭庁 全国ひとり親世帯等 調査

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

	指標		全国数値	大阪府数値	出展
15	電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 6.9% ガス料金 6.4% 水道料金 8.4% (R4)	都道府県 データなし	国立社会保障・人口問題研究所 生活と支え合いに関する調査
16		子どもがある全世帯	電気料金 2.8% ガス料金 2.4% 水道料金 2.9% (R4)	都道府県 データなし	
17	食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 20.9% 衣服が買えない経験 18.1% (R4)	都道府県 データなし	
18		子どもがある全世帯	食料が買えない経験 11.9% 衣服が買えない経験 13.8% (R4)	都道府県 データなし	
19	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 11.5% いざというときのお金の援助 17.6% (R4)	都道府県 データなし	
20		等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 12.6% いざというときのお金の援助 22.7% (R4)	都道府県 データなし	
21	若年層の平均賃金		・～19歳 正社員・正職員 192.8千円 正社員・正職員以外 170.7千円 ・20～24歳 正社員・正職員 228.7千円 正社員・正職員以外 194.8千円 ・25～29歳 正社員・正職員 263.6千円 正社員・正職員以外 216.4千円 (R4)	都道府県 データなし	厚生労働省賃金構造基本統計調査
22	若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合		15～34歳 97.9% (R5年7～9月平均)	都道府県 データなし	総務省労働力調査

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

参考指標（大阪府の施策に関する指標）

	指標		全国数値	大阪府数値	出展
1	スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合	小学校	65.9% (R 5)	93.8% (R 5)	(全国) 文部科学省初等中等教育局 児童生徒課調べ
2		中学校	70.6% (R 5)	89.3% (R 5)	
3	スクールカウンセラーの配置率	小学校	94.7% (R 5)	93.2% (R 5)	(大阪府) 大阪府小中学校課調べ
4		中学校	97.8% (R 5)	99.8% (R 5)	
5	コミュニティソーシャルワーカーの配置人数			135人 (R 5)	大阪府地域福祉課調べ
6	スマイルサポーター数			2,966人 (R 5)	大阪府子育て支援課調べ
7	私立幼稚園キンダーカウンセラー事業（園数）			124園 (R 5)	大阪府私学課調べ
8	府内における子どもの居場所（子ども食堂含む） 件数			1,194件 (R 6. 6)	大阪府子育て支援課調べ
9	困窮度Ⅰの世帯における就学援助制度を利用した ことがない割合			30.9% (R 5)	大阪府子どもの生活に 関する実態調査
10	困窮度Ⅰの世帯の子どもの子ども食堂（昼食や 夕食、お弁当を無料か安い料金で食べることが できる場所）の利用率			12.0% (R 5)	大阪府子どもの生活に 関する実態調査

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

参考指標（市町村の取組の推進に関する指標）

	指標	大阪府数値	出展
1	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づき、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を策定している市町村数	34市町村	大阪府子育て支援課調べ

指標（本計画に基づき府が取り組む事業に関する指標）

	事業名	指標	大阪府数値	目標値	出展
1	子ども輝く未来基金事業（教育に関する事業）	補助した子ども食堂件数	R 5 99件 R 4 98件 R 3 77件	R 6 当初（126件）より増加	大阪府子育て支援課調べ
2	子ども輝く未来基金事業（体験に関する事業）等	基金事業による体験事業及び企業から提供された体験活動に参加した子どもの人数	R 5 696人 R 4 468人 （R 2、3年度はコロナにより未実施）	R 6 当初（1,459人）より増加	大阪府子育て支援課調べ
3	子ども食堂ネットワークの強化	子ども食堂ネットワークに参加する自治体数	R 6 11市町村	36市町村（子ども食堂が0又は1の市町村を除く全市町村）	大阪府子育て支援課調べ

※計画の進捗状況に応じて指標の追加を検討する。

第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画目次

I 第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 第五次計画の位置づけ
3. 第五次計画の取組期間
4. 第五次計画の策定体制
5. 第五次計画の推進
6. 第五次計画の評価
7. 第五次計画の基本理念

II ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

1. 離婚件数等の状況
2. 第五次計画策定にかかるひとり親家庭等へのアンケート調査
3. 現状と課題のまとめ

III 第五次計画推進にあたっての基本的な考え方

1. 推進にあたっての基本的な考え方

IV 第五次計画の基本目標及び具体的取組

1. 計画の基本目標
 2. 計画の具体的取組
- 基本目標 1 就業支援
- 基本目標 2 子育てをはじめとした生活面への支援
- 基本目標 3 共同養育の取組
- 基本目標 4 経済的支援
- 基本目標 5 相談機能の充実
- 基本目標 6 人権の尊重

I 第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

ひとり親家庭では、子育てと生計をひとりで担うこととなり、育児、家事、仕事などの生活全般で様々な困難に直面することとなります。ひとり親家庭が自立して安定した生活を営みながら安心して子どもを育てることができるよう、それぞれの状況に応じたきめ細かで総合的な支援が求められているところです。

国では、平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正等により、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立・就業の支援」に主眼を置いた総合的な支援へ施策転換が図られました。その後、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行や、平成26年10月の法改正による支援対象への父子家庭の位置付けなど、支援の充実が図られてきました。

令和5年4月には、次代の社会を担う全てのこどもが、置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。また、同法に基づき、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」において、こども施策に関する重要事項としてひとり親家庭への支援が示されました。さらに、令和6年5月には改正民法が成立し、今後、共同親権の導入や養育費及び親子交流の規定の変更など、離婚後の子どもの養育環境が大きく変わっていくことが予想されます。

大阪府では、平成16年3月に「大阪府母子家庭等自立促進計画」を策定し、これまで四次にわたり計画を策定し、ひとり親家庭等の自立支援施策の推進に努めてきました。「第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「第五次計画」という。）は、これまでの計画の理念を踏襲しつつ、取組をさらに強化するとともに、ひとり親家庭等を取り巻く状況を踏まえ、府としての取組を示すことを目的に策定するものです。

なお、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals 略称SDGs）」に関して、大阪府では、世界の先頭に立ってSDGsに貢献する「SDGs先進都市」をめざしており、本計画の取組を進めることによって、この実現にも寄与していきます。

※「ひとり親家庭」とは、「母子家庭」と「父子家庭」を合わせた呼称であり、離婚により、子どもにとって親がひとりになることを意味するものではありません。

母子家庭（父子家庭）とは、離婚、死別等により配偶者のない女子（男子）が、20歳未満の児童を扶養している家庭のことです。寡婦とは、配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある者です。母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を合わせて、「ひとり親家庭等」と呼びます。

2. 第五次計画の位置づけ

第五次計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下、「母子父子寡婦福祉法」という。）に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（令和7年3月21日厚生労働省告示第31号）（以下、「国の基本方針」という。）を踏まえ策定した、同法第12条に定める「自立促進計画」です。

また、第五次計画の推進にあたっては、「第5期大阪府地域福祉支援計画」、「住まうビジョン・大阪」、「大阪府産業人材育成計画」など各種計画との連携を図ります。

3. 第五次計画の取組期間

第五次計画の取組期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。なお、母子父子寡婦福祉法など関係法令の改正や社会情勢等の変動等により、必要に応じて見直しを行います。

4. 第五次計画の策定体制

第五次計画は、ひとり親家庭等をめぐるさまざまな状況やニーズを把握し、自立を促進するための支援のあり方や施策の方向性を位置づけるため、実態調査を実施するとともに、学識経験者、母子・父子福祉団体、経済関係団体、行政関係者等で構成する「大阪府子ども家庭審議会大阪府子ども計画策定専門部会ひとり親家庭等自立促進計画策定ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）での幅広い意見、パブリックコメントによる府民からの意見などを踏まえ策定します。

5. 第五次計画の推進

第五次計画の推進にあたっては、国、大阪府の関係部局、市町村及び母子・父子福祉団体等の関係団体が連携して取り組むとともに、大阪府子ども計画と併せて適切な進行管理を行います。

6. 第五次計画の評価

第五次計画の進捗状況については、大阪府子ども家庭審議会に報告し、計画の効果的な推進を図るなど、適正な進行管理に努めます。

7. 第五次計画の基本理念

～ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上を実現し、希望の持てる将来へ～

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざします。

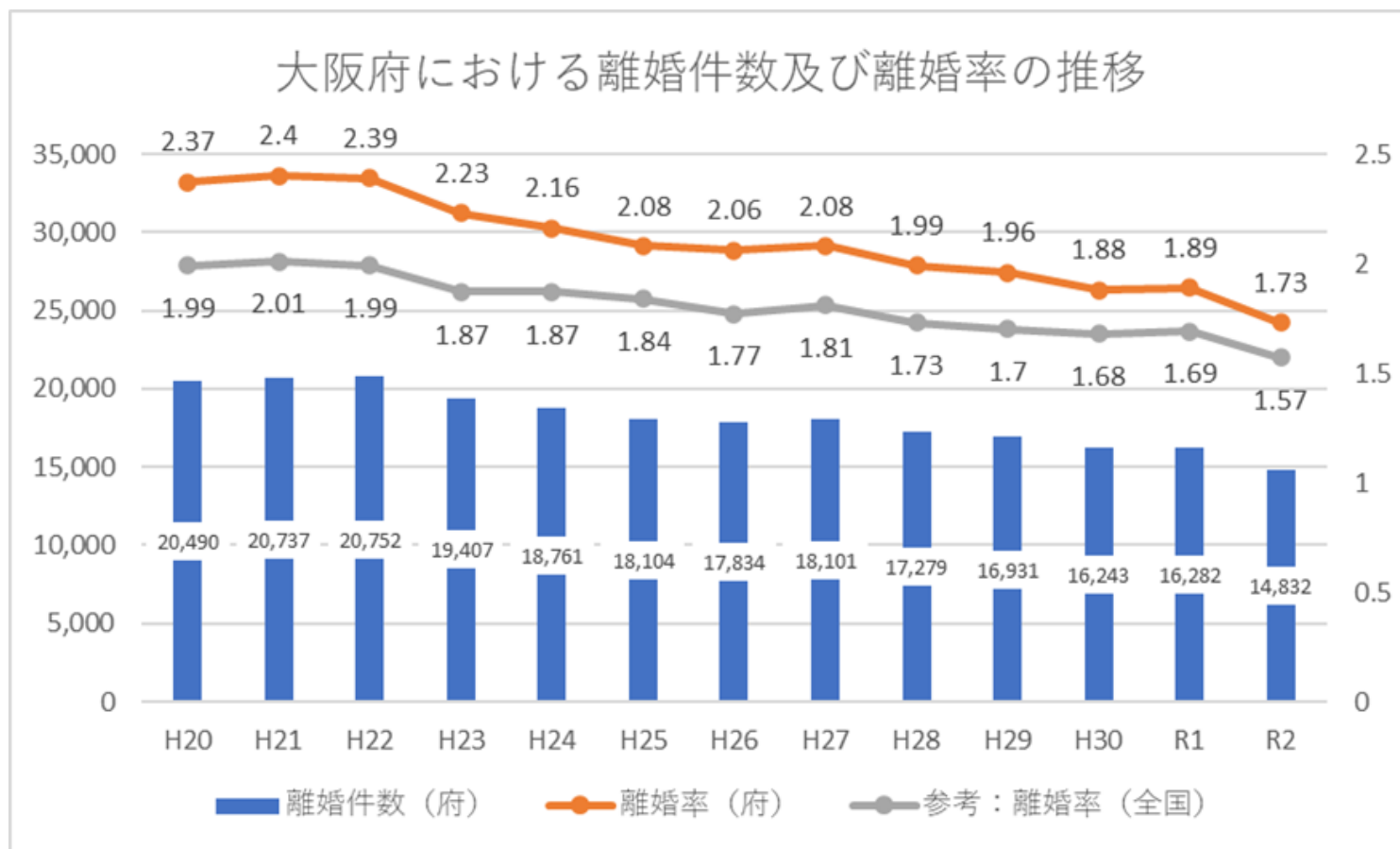
II ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

1. 離婚件数等の状況

(1) 離婚件数

大阪府における離婚件数は、平成22年をピークに減少傾向となっていますが、令和2年の大阪府の離婚率（人口千人あたりの1年間の離婚件数）は1.73であり、全国の1.57に比べて高い水準となっています。

（図表1）大阪府における離婚件数及び離婚率の推移〔厚生労働省 人口動態統計の年次報告〕



第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

(2) 児童扶養手当受給者数の推移

大阪府における児童扶養手当受給者は、令和6年3月末時点で、68,061人となっており、減少傾向にあります。なお、全国に占める大阪府の割合はほぼ変わっていません。

(図表2) 大阪府内の児童扶養手当受給者数等(政令市・中核市を含む)の推移(各年度3月末現在)

	大阪府	全国	全国比	(単位:人)
平成27(2015)年度	89,653	1,037,645	8.6%	
平成28(2016)年度	86,235	1,006,332	8.6%	
平成29(2017)年度	83,353	973,188	8.6%	
平成30(2018)年度	80,133	939,262	8.5%	
令和元(2019)年度	76,719	900,673	8.5%	
令和2(2020)年度	74,720	877,702	8.5%	
令和3(2021)年度	72,909	854,832	8.5%	
令和4(2022)年度	69,653	818,925	8.5%	
令和5(2023)年度	68,061	790,483	8.6%	

(3) 生活保護受給母子世帯数の推移

大阪府内で生活保護を受給している母子世帯は、令和6年3月時点で9,081世帯となっており、減少傾向にあります。なお、全国に占める大阪府の割合は、毎年低くなってきています。

(図表3) 大阪府内の生活保護受給母子世帯数(政令市・中核市を含む)の推移(各年度3月分)

	大阪府	全国	全国比	(単位:世帯)
平成27(2015)年度	16,290	100,924	16.1%	
平成28(2016)年度	15,120	95,489	15.8%	
平成29(2017)年度	13,678	88,540	15.4%	
平成30(2018)年度	12,659	83,050	15.2%	
令和元(2019)年度	11,622	77,307	15.0%	
令和2(2020)年度	10,667	72,362	14.7%	
令和3(2021)年度	9,940	68,110	14.6%	
令和4(2022)年度	9,461	65,021	14.6%	
令和5(2023)年度	9,081	62,828	14.5%	

2. 第五次計画策定にかかるひとり親家庭等へのアンケート調査

(1) 調査概要

ひとり親家庭等をめぐる様々な状況やニーズを把握し、自立を促進するための支援のあり方や施策の方向性を計画に位置づけるため、アンケート調査を実施しました。

本計画では、このアンケート調査の結果を抜粋して掲載しています。

- 調査対象 : 大阪府内（政令市・中核市を除く）に居住するひとり親家庭等
- 調査期間 : 令和5年8月1日～8月31日【調査基準日：令和5年8月1日】
- 調査票配布数 : 9,700部
- 調査方法 : 母子及び父子家庭 市町村児童扶養手当担当課を通じて配布（8,700部）
寡婦 （社福）大阪府母子寡婦福祉連合会を通じて会員に配布（1,000部）
調査票の回収は、市町村窓口等への提出や返信用封筒による郵送、オンラインにより実施
- 有効回答数 : 全回収数は2,649部で、有効回答数は2,605部（母子家庭の母は2,112部、父子家庭の父は101部、寡婦は392部）でした。

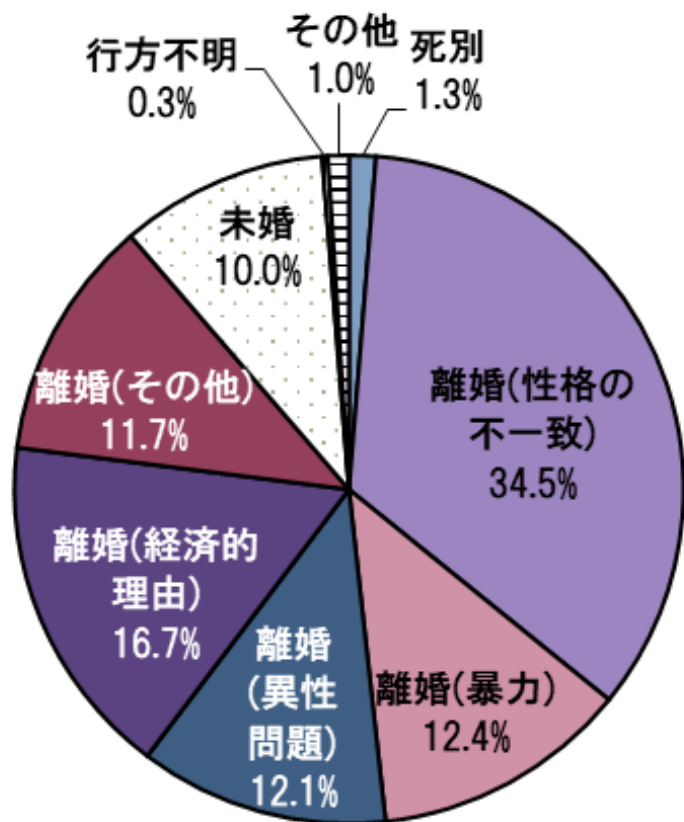
（注）大阪府では、国において「面会交流」を「親子交流」に変更したことに伴い、令和6年4月から「親子交流」という名称を使用しています。本計画においても、本調査の実施時点で使用していた「面会交流」を「親子交流」に変更しております。

(2) 本人の状況

① ひとり親家庭になった理由（複数回答あり）

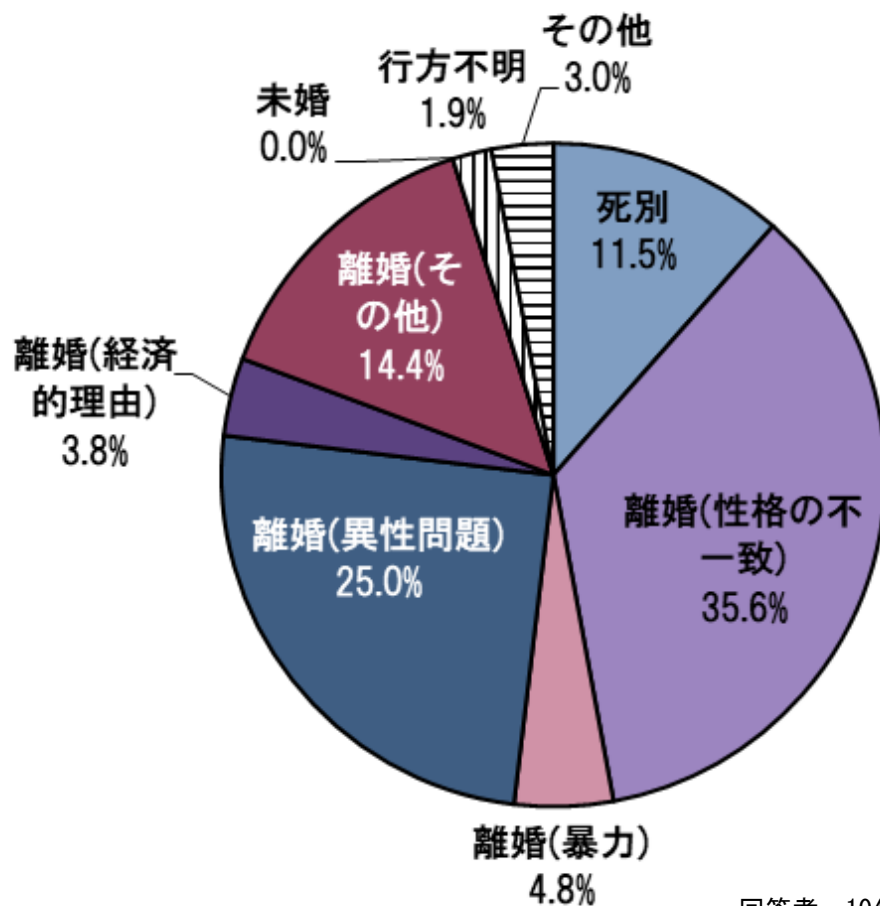
母子家庭・父子家庭ともに、「離婚（性格の不一致）」を理由とするものが全体の中で最も高くなっています（母子家庭34.5%、父子家庭35.6%）。

（図表4）母子家庭



回答者 2,174件

（図表5）父子家庭



回答者 104件

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

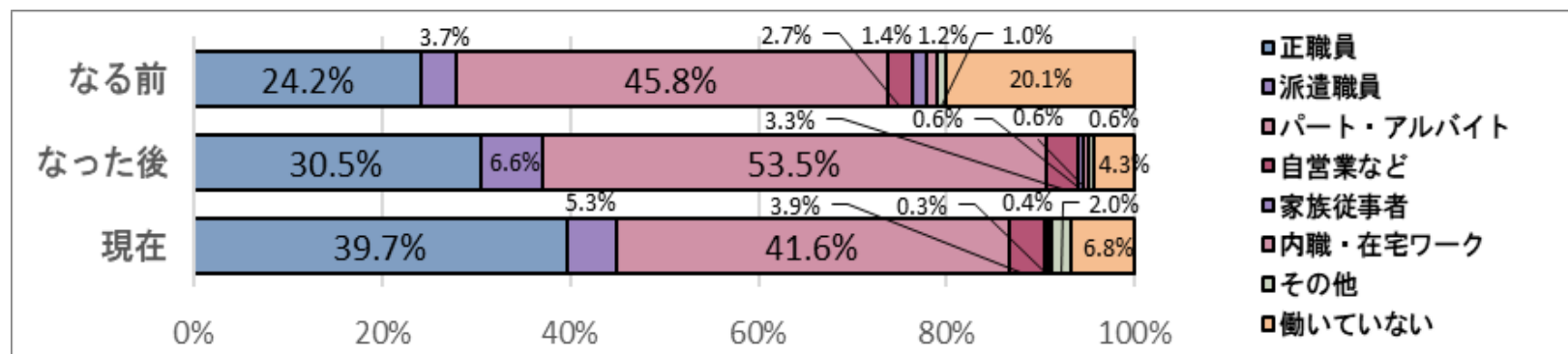
(3) 就業の状況

① ひとり親家庭になる前の仕事、なった後の仕事、現在の仕事（複数回答あり）

母子家庭の仕事の変化をみると、「働いていない」の割合が、母子家庭になる前は20.1%でしたが、母子家庭になった後（4.3%）や現在（6.8%）で低くなっています。また、「正職員」の割合が、母子家庭になる前は24.2%でしたが、母子家庭になった後（30.5%）、現在（39.7%）と、順次、高くなっています。

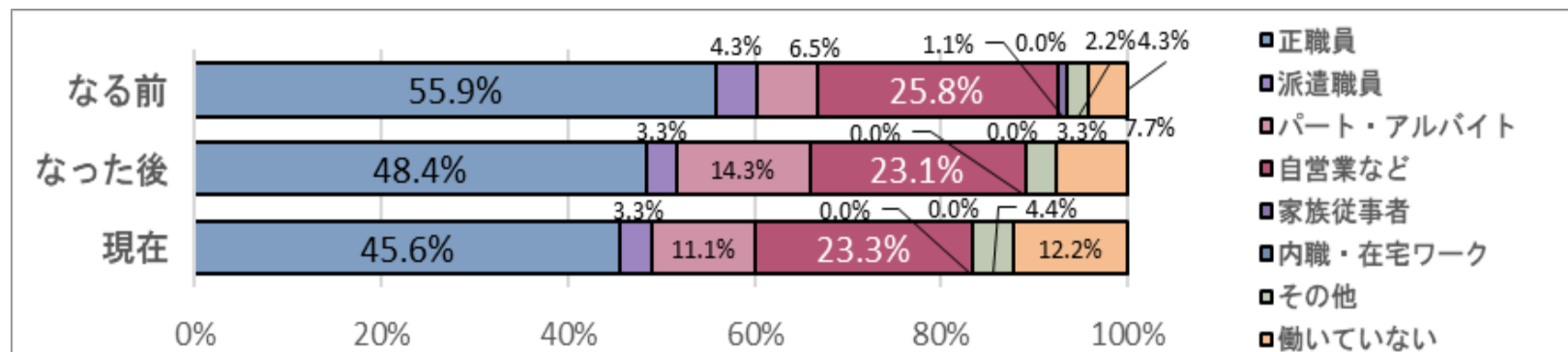
父子家庭の仕事の変化をみると、「正職員」の割合が、父子家庭になる前は55.9%でしたが、父子家庭になった後（48.4%）や現在（45.6%）で低くなっています。

（図表6）仕事の変化（母子家庭）



回答数 なる前：2,084件、なった後：2,079件、現在：2,047件

（図表7）仕事の変化（父子家庭）



回答数 なる前：93件、なった後：91件、現在：90件

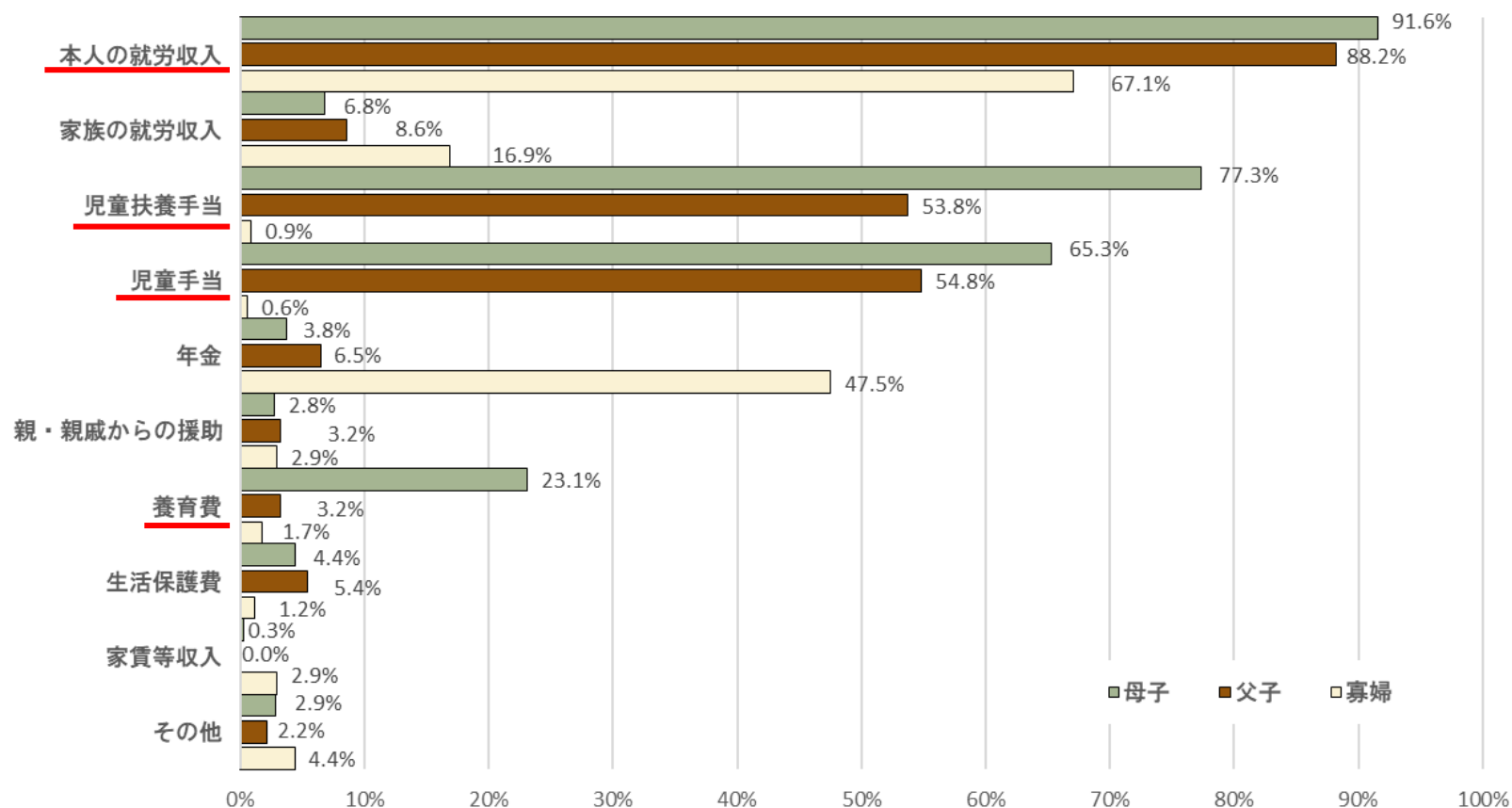
第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

(3) 就業の状況

② 収入の種類（複数回答あり）

母子家庭・父子家庭ともに、「本人の就労による収入」の割合が最も高く、それぞれ91.6%、88.2%となっています。母子家庭では、父子家庭に比べて、「児童扶養手当」、「児童手当」、「養育費」の割合が高くなっています。

(図表 8)



回答数 母子：2,046件、父子：93件、寡婦：343件

(3) 就業の状況

③ 就労による収入

就労による収入では、母子家庭は、「100万円未満」の割合が最も高く、収入が上がるごとに割合が低くなる傾向となっています。

父子家庭では、「100万円未満」と「250～300万円未満」の割合が最も高いですが、全体的に各層に分散しています。

(図表 9)

	母子	父子	寡婦
100万円未満	21.8%	17.6%	15.8%
100～150万円未満	19.3%	8.8%	17.0%
150～200万円未満	15.7%	5.9%	17.8%
200～250万円未満	16.1%	7.4%	14.5%
250～300万円未満	9.3%	17.6%	11.2%
300～350万円未満	6.8%	13.2%	7.1%
350～400万円未満	3.5%	13.2%	6.2%
400～450万円未満	2.9%	7.4%	3.3%
450～500万円未満	1.5%	4.4%	2.9%
500～550万円未満	1.3%	2.9%	1.7%
550～600万円未満	0.9%	0.0%	1.2%
600万円以上	1.0%	1.5%	1.2%

回答数 母子：1,709件、父子：68件、寡婦：241件

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

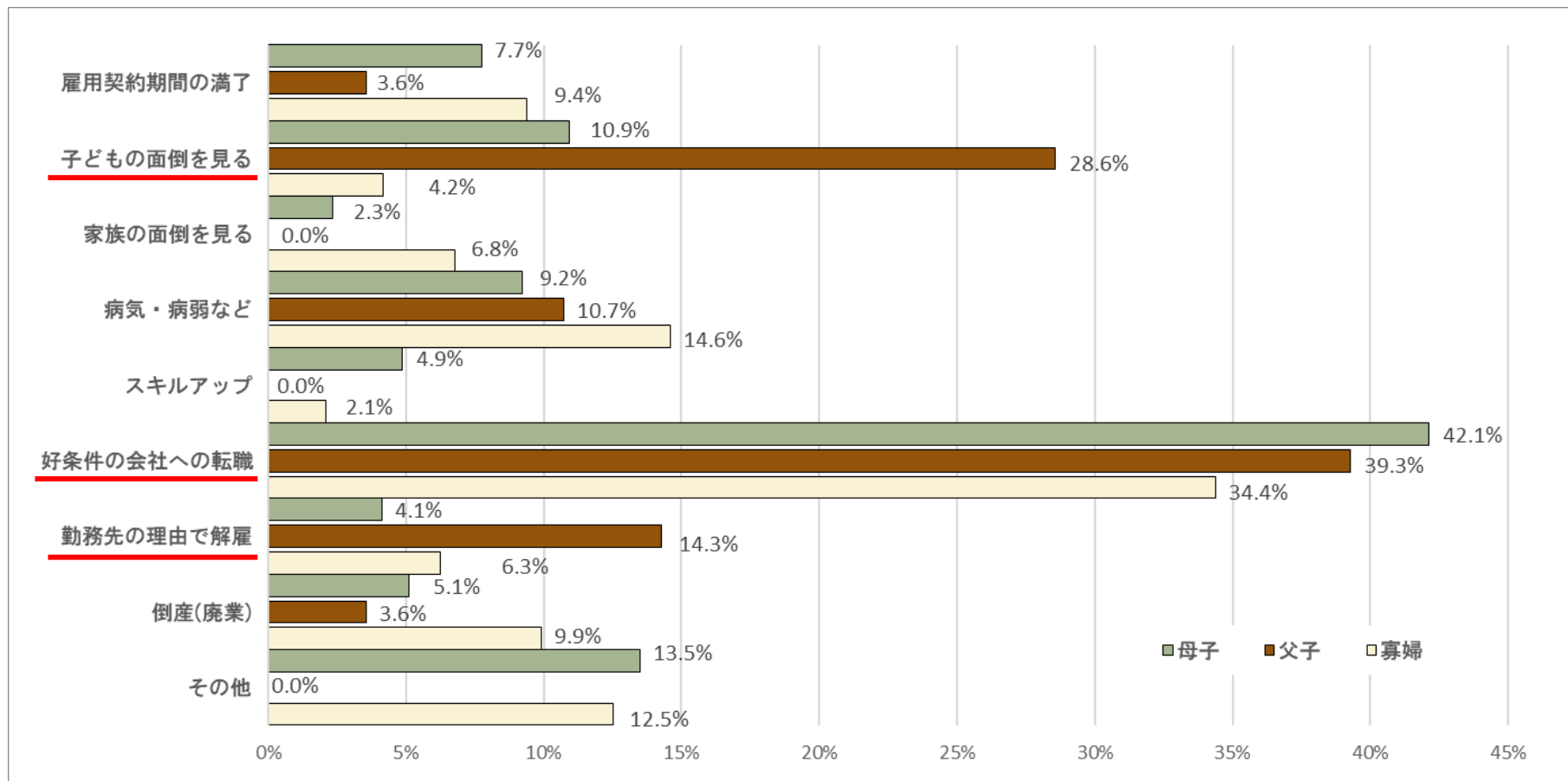
(3) 就業の状況

④ 離職経験等の状況（複数回答あり）

ひとり親になってから現在（令和5年8月）までの間に離職した理由としては、母子家庭・父子家庭ともに、「好条件の会社への転職」の割合が最も高くなっています。

父子家庭では、母子家庭に比べて、「子どもの面倒を見る」、「勤務先の理由で解雇」の割合が高くなっています。

（図表10）離職経験のある方の離職理由（複数回答あり）



回答数 母子：942件、父子：28件、寡婦：192件

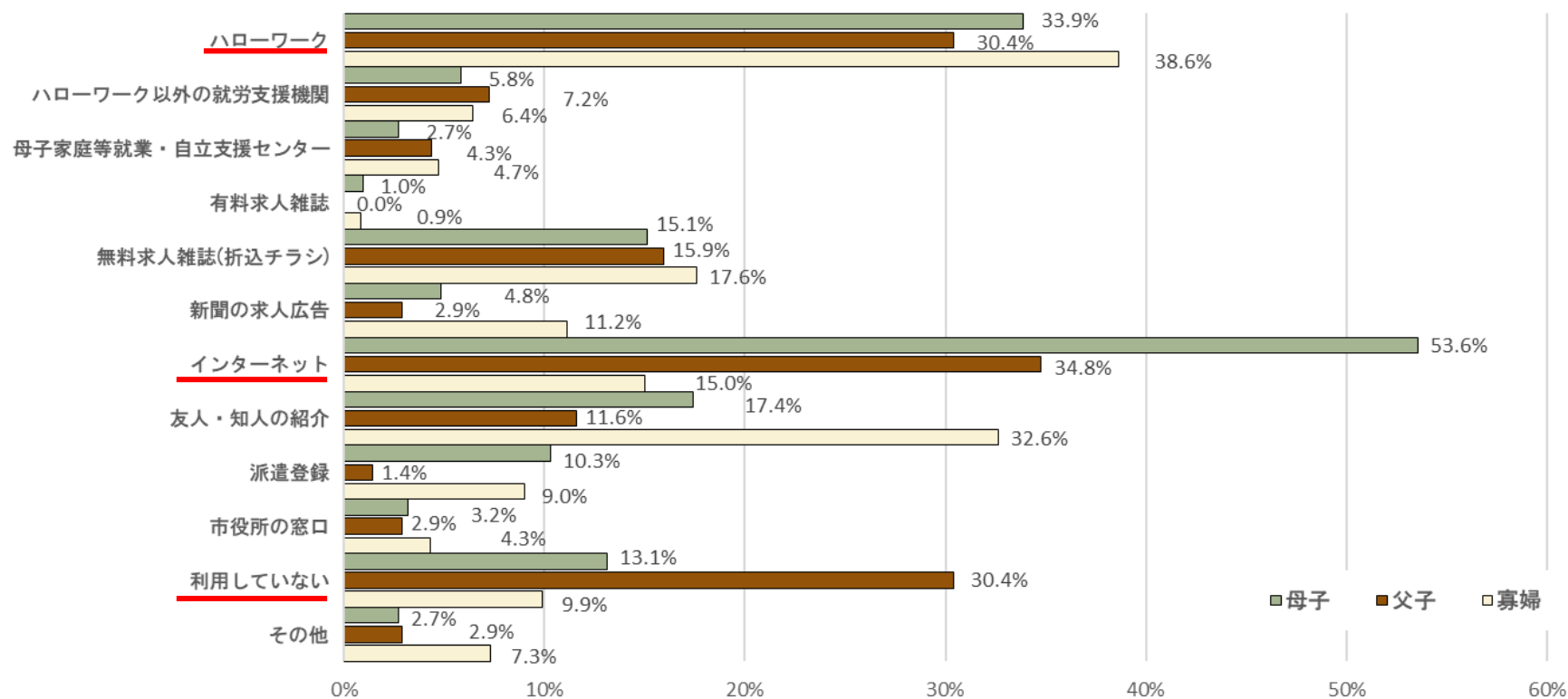
第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

(3) 就業の状況

⑤ 仕事を探す際に利用した情報源（複数回答あり）

母子家庭・父子家庭ともに「インターネット」の割合が最も高く、次いで「ハローワーク」の割合が高くなっています。母子家庭では、父子家庭に比べて、「インターネット」の割合が大きく上回っています。一方、父子家庭では、母子家庭に比べて、「利用していない」の割合が大きく上回っています。

(図表11)



回答数 母子：1,837件、父子：69件、寡婦：233件

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

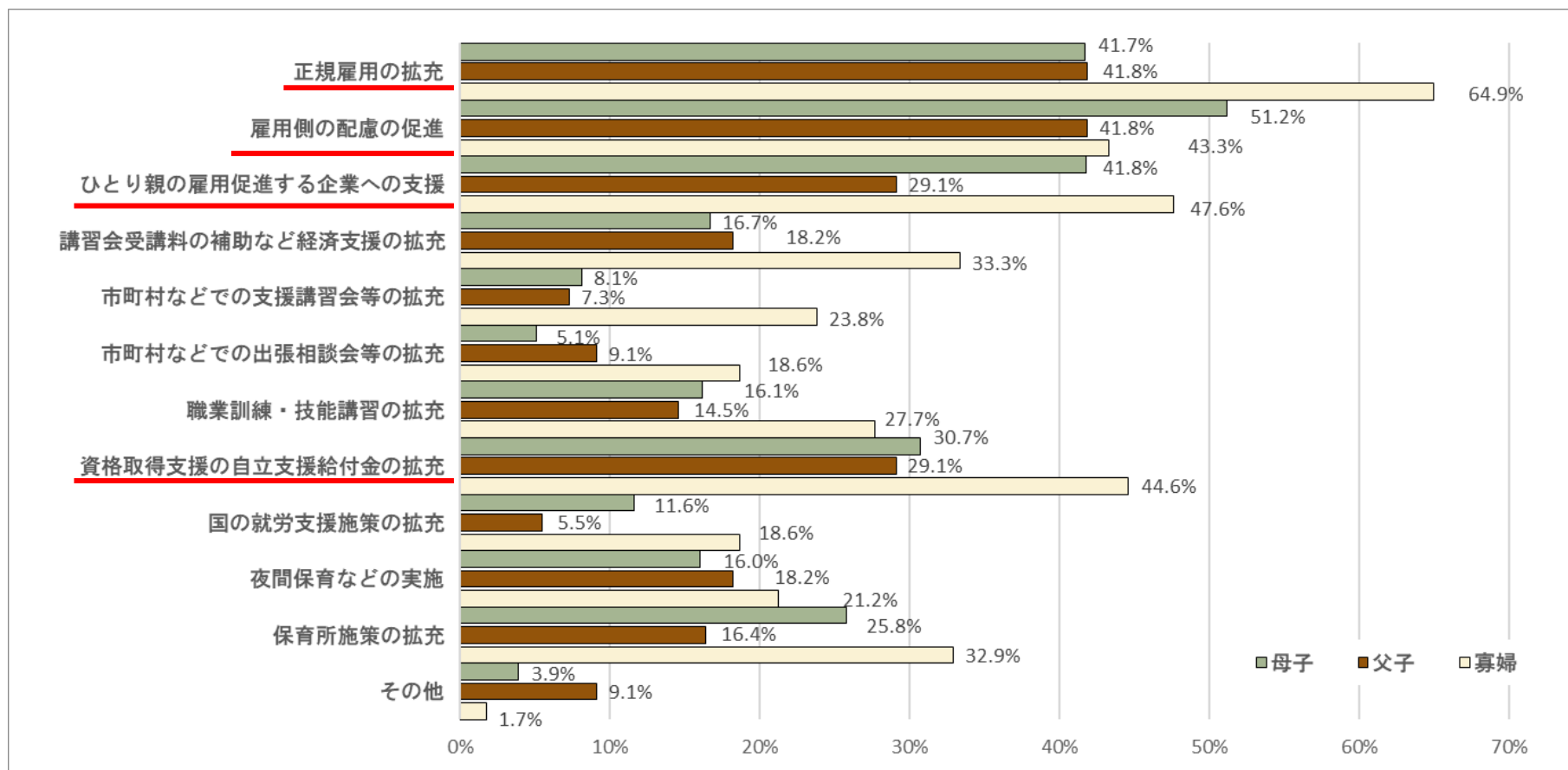
(3) 就業の状況

⑥ 就労等に関して望む施策の方向（複数回答あり）

母子家庭・父子家庭・寡婦のいずれにおいても、「正規雇用の拡充」、「雇用側の配慮の促進」、「ひとり親の雇用促進する企業支援」、「資格取得支援の自立支援給付金の拡充」の割合が高くなっています。

寡婦は、母子家庭・父子家庭に比べて、全体的に割合が高くなっている傾向が見られます。

(図表12)



回答数 母子：1,741件、父子：55件、寡婦：231件

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

(4) 生活全般及び住居の状況

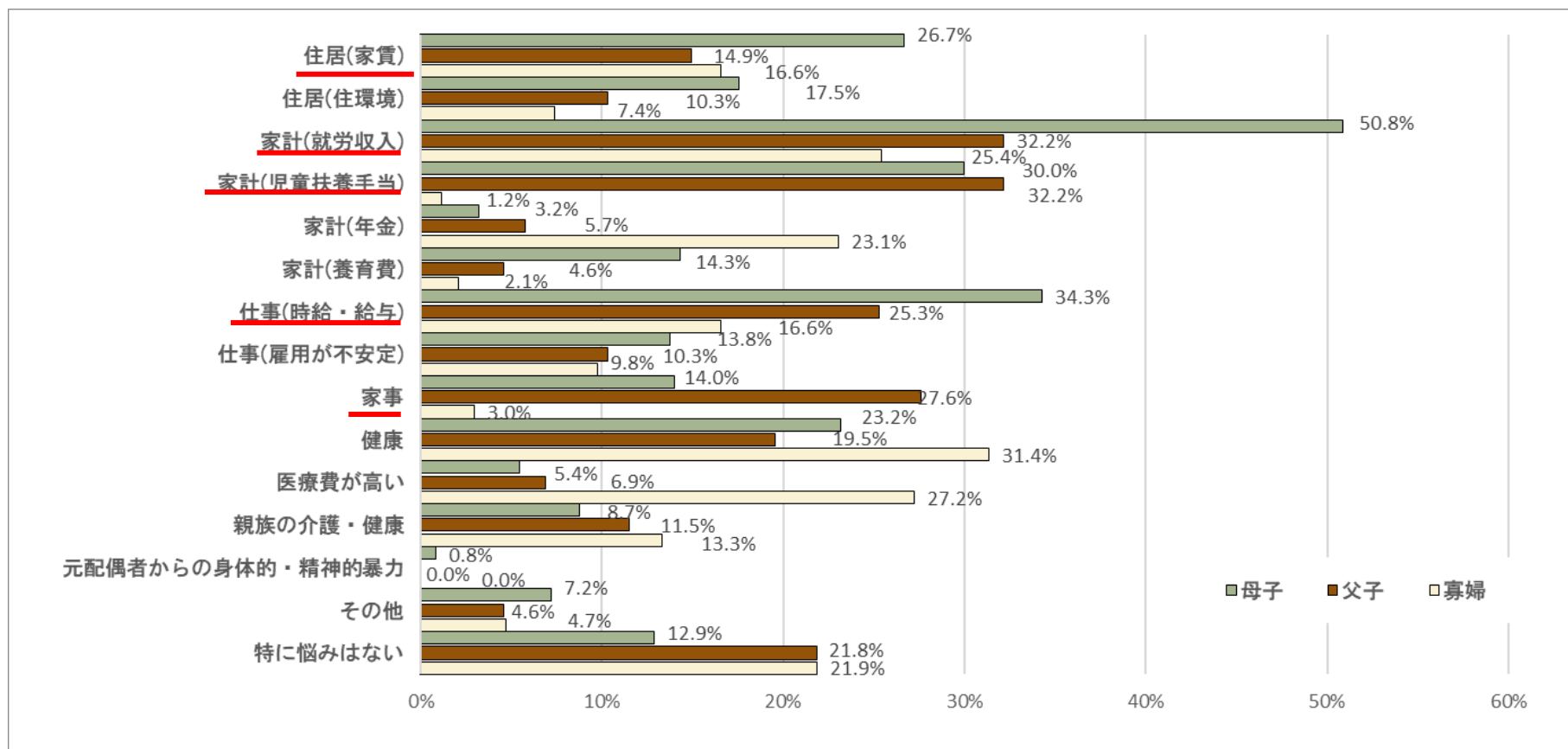
① 本人の困りごと（複数回答あり）

母子家庭・父子家庭ともに、「家計（就労収入）」、「家計（児童扶養手当）」、「仕事（時給・給与）」の割合が高くなっています。

母子家庭では、父子家庭に比べて、「家計（就労収入）」、「仕事（時給・給与）」、「住居（家賃）」の割合が高くなっています。

一方、父子家庭では、「家事」の割合が高くなっています。

(図表13)



第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

(4) 生活全般及び住居の状況

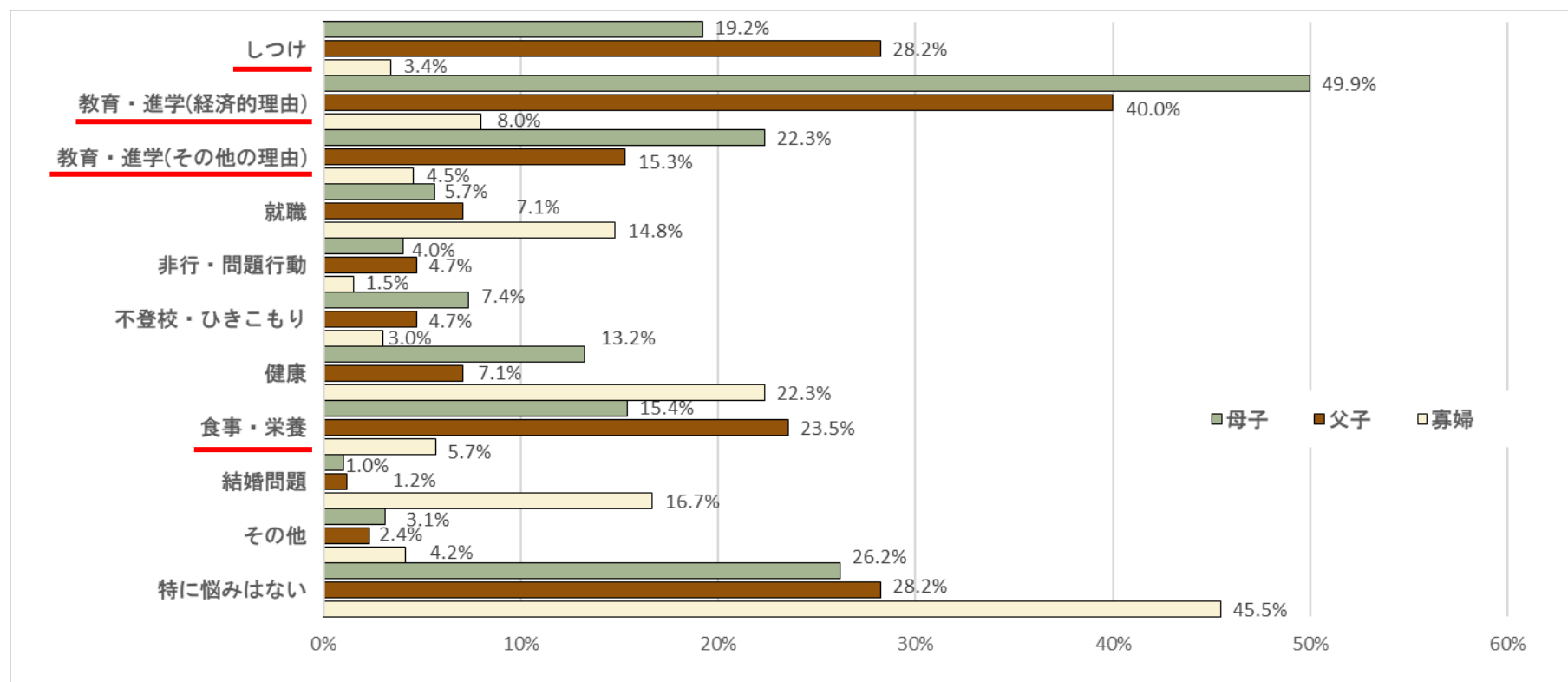
② 子どものことでの困りごと（複数回答あり）

母子家庭・父子家庭ともに、「教育・進学（経済的理由）」の割合が最も高く、次いで「しつけ」の割合が高くなっています。

母子家庭は、父子家庭に比べて、「教育・進学（経済的理由）」、「教育・進学（その他の理由）」の割合が高くなっています。

一方、父子家庭は、母子家庭と比べて、「しつけ」、「食事・栄養」の割合が高くなっています。

(図表14)



回答数 母子：1,942件、父子：85件、寡婦：264件

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

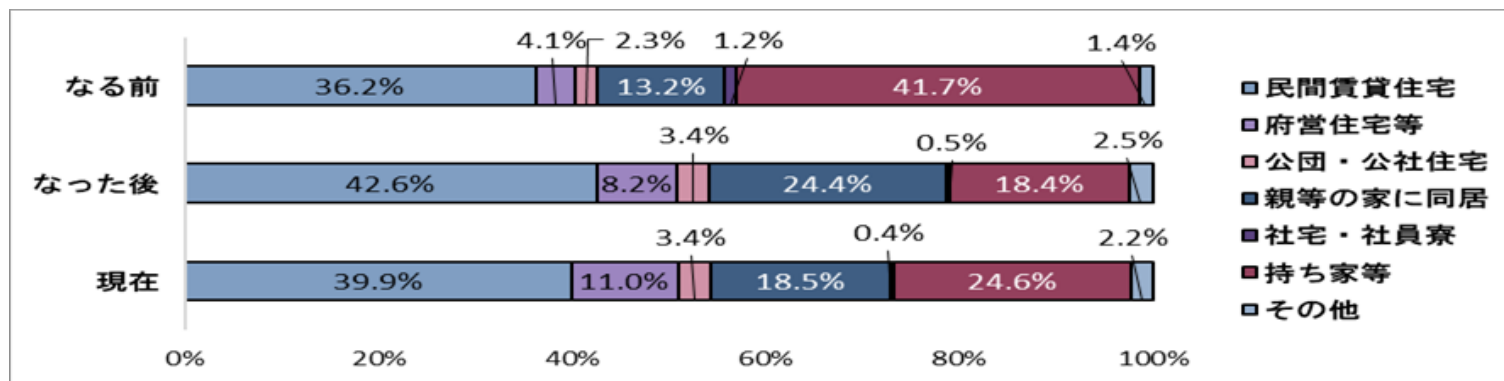
(4) 生活全般及び住居の状況

③ ひとり親家庭になる前の住まい、なった後最初の住まい、現在の住まい

母子家庭では、母子家庭となった後に、「持ち家等」の割合が低くなり、現在において、「持ち家等」の割合がやや上昇していますが、母子家庭となる前の割合とは大きな乖離がみられます。

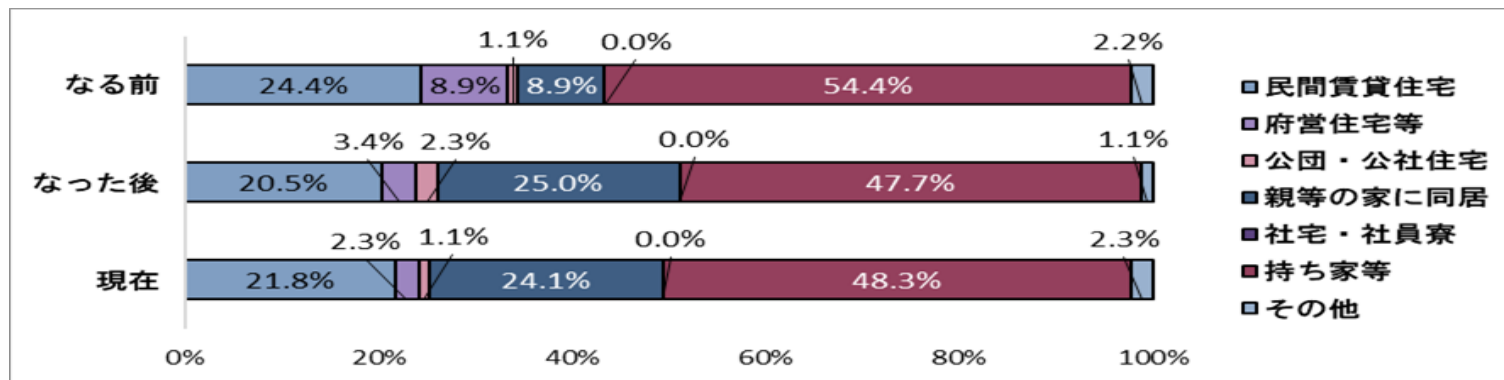
父子家庭では、父子家庭になる前、なった後、現在ともに「持ち家等」の割合が最も高くなっています。また、父子家庭となった後、「親等の家に同居」の割合が高くなっています。

(図表15) 住まいの変化 (母子家庭)



回答数 なる前：1,985件、なった後：1,971件、現在：1,961件

(図表16) 住まいの変化 (父子家庭)



回答数 なる前：90件、なった後：88件、現在：87件

(4) 生活全般及び住居の状況

④ 1か月の家賃

母子家庭・父子家庭・寡婦ともに、「5～7万円未満」の割合が最も高く、その前後の割合も高くなる傾向となっています。

また、大きな差は見られないものの、全体的には、父子家庭、母子家庭、寡婦の順に家賃が高い傾向となっています。

(図表17)

	母子		父子		寡婦	
5千円未満	36	3.3%	2	6.5%	2	1.5%
5千円～1万円未満	20	1.8%	1	3.2%	2	1.5%
1万円～2万円未満	63	5.8%	1	3.2%	7	5.4%
2万円～3万円未満	86	7.9%	0	0.0%	14	10.8%
3万円～4万円未満	88	8.0%	1	3.2%	23	17.7%
4万円～5万円未満	145	13.3%	4	12.9%	19	14.6%
5万円～7万円未満	461	42.1%	10	32.3%	43	33.1%
7万円～9万円未満	161	14.7%	7	22.6%	15	11.5%
9万円以上	34	3.1%	5	16.1%	5	3.8%

回答数 母子：1,094件、父子：31件、寡婦：130件

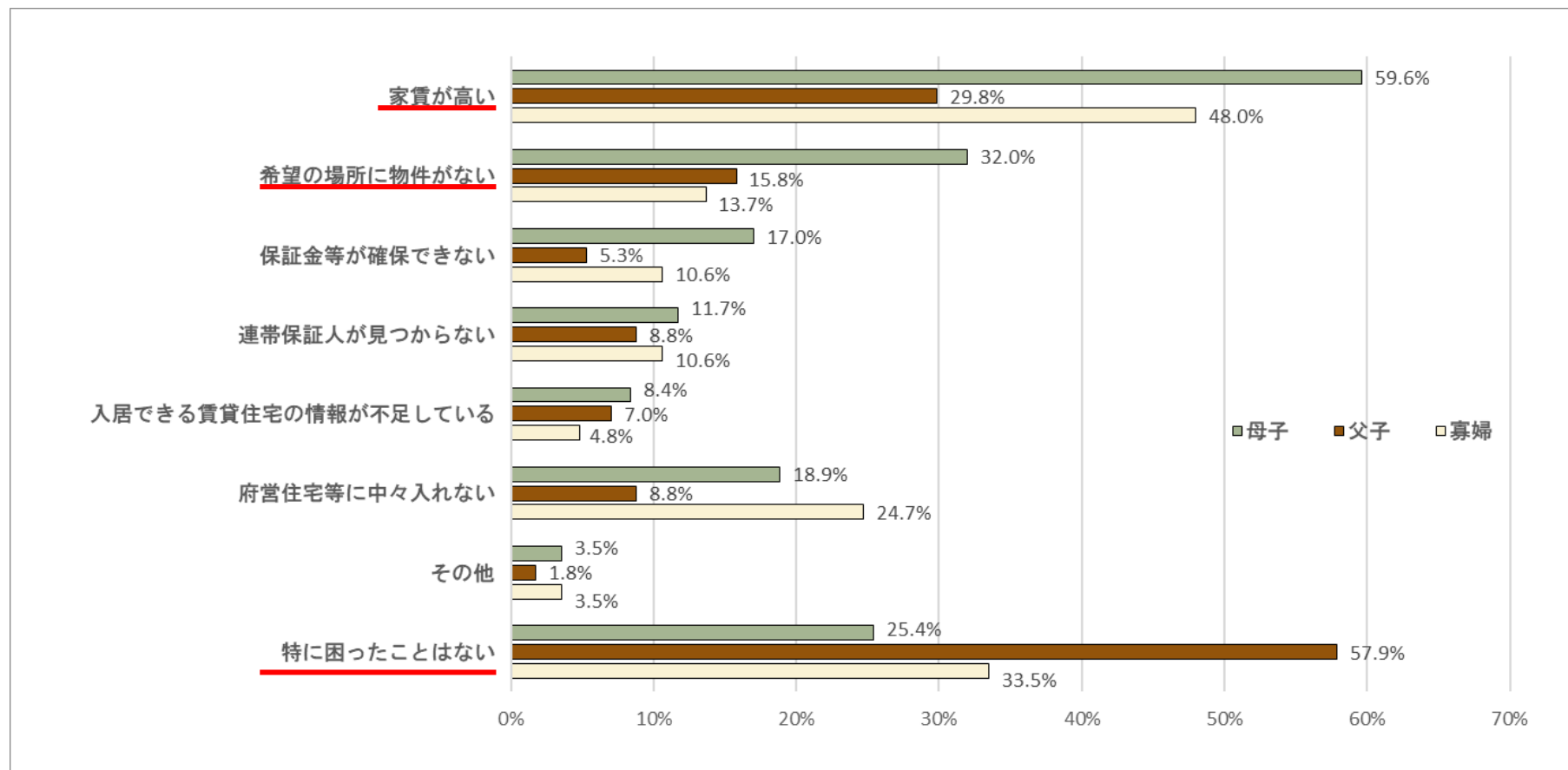
第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

(4) 生活全般及び住居の状況

⑤ 住居を探すときや入居のときの困りごと（複数回答あり）

母子家庭では、「家賃が高い」の割合が最も高く、次いで、「希望の場所に物件がない」の割合が高くなっています。
父子家庭では、「特に困ったことはない」の割合が最も高く、次いで、「家賃が高い」の割合が高くなっています。

(図表18)



回答数 母子：1,664件、父子：57件、寡婦：227件

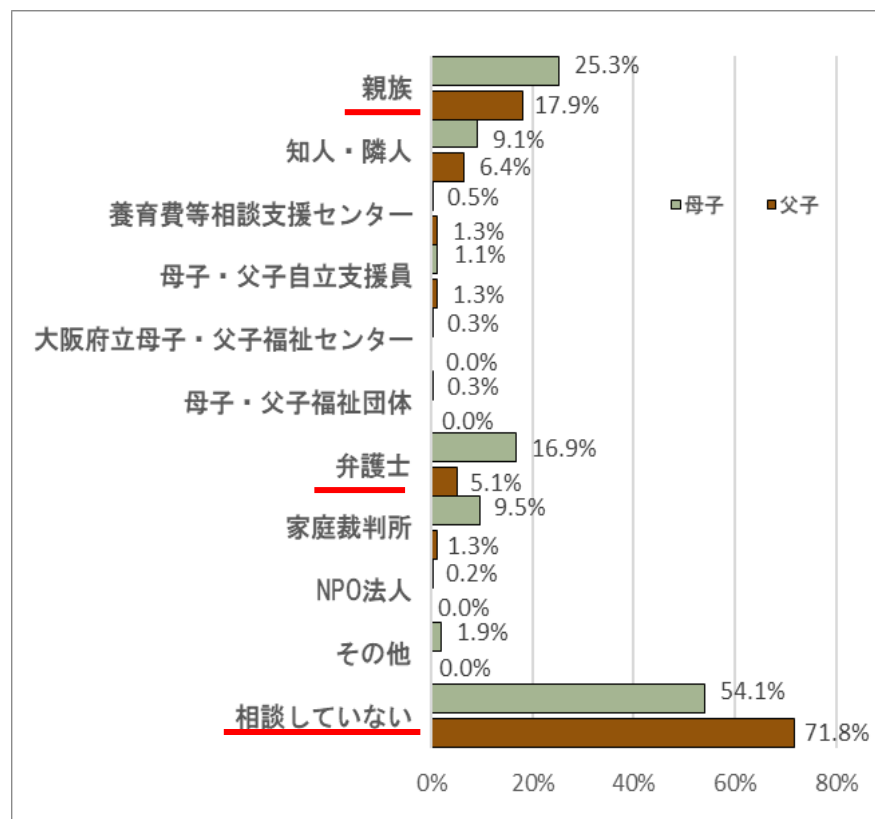
第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

(5) 養育費、親子交流の状況

① 養育費、親子交流に関する相談（複数回答あり）

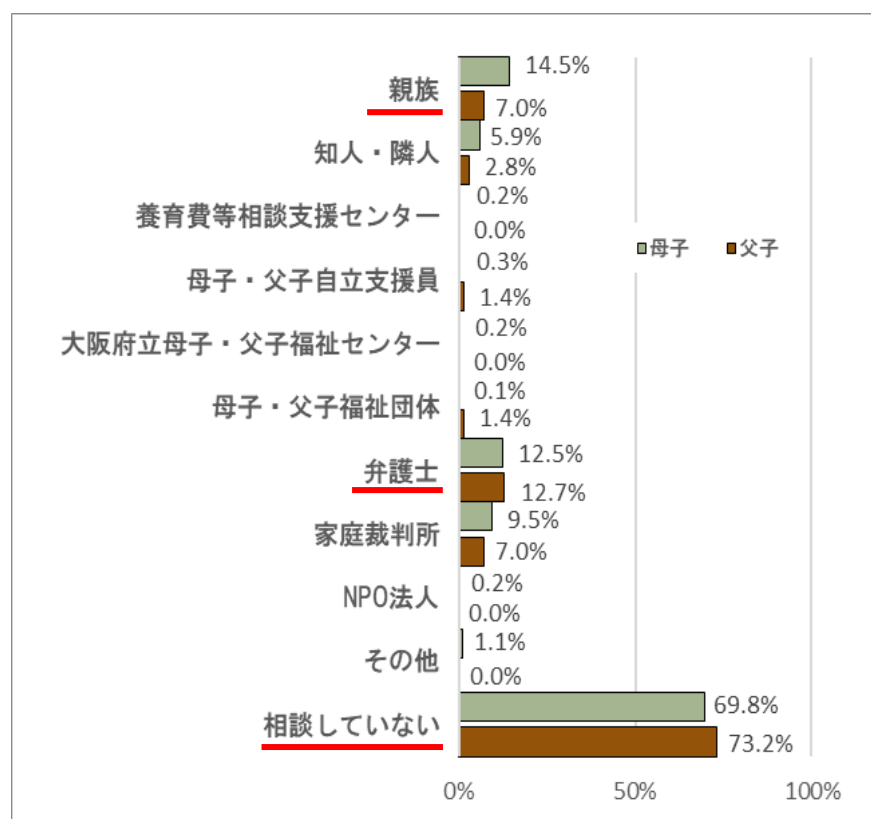
養育費に関する相談については、母子家庭・父子家庭ともに、「相談していない」の割合が最も高く、次いで「親族」、「弁護士」の割合が高くなっています。父子家庭は、母子家庭と比べて、「相談していない」の割合が高くなっています。親子交流に関する相談についても、母子家庭・父子家庭ともに、「相談していない」の割合が最も高く、次いで「親族」、「弁護士」の割合が高くなっています。「相談していない」割合は、母子世帯・父子世帯で大きな違いは見られないものの、養育費に関する相談と比べて、母子世帯・父子世帯とも、高くなっています。

(図表19) 養育費に関する相談



回答数 母子：1,943件、父子：78件

(図表20) 親子交流に関する相談



回答数 母子：1,883件、父子：71件

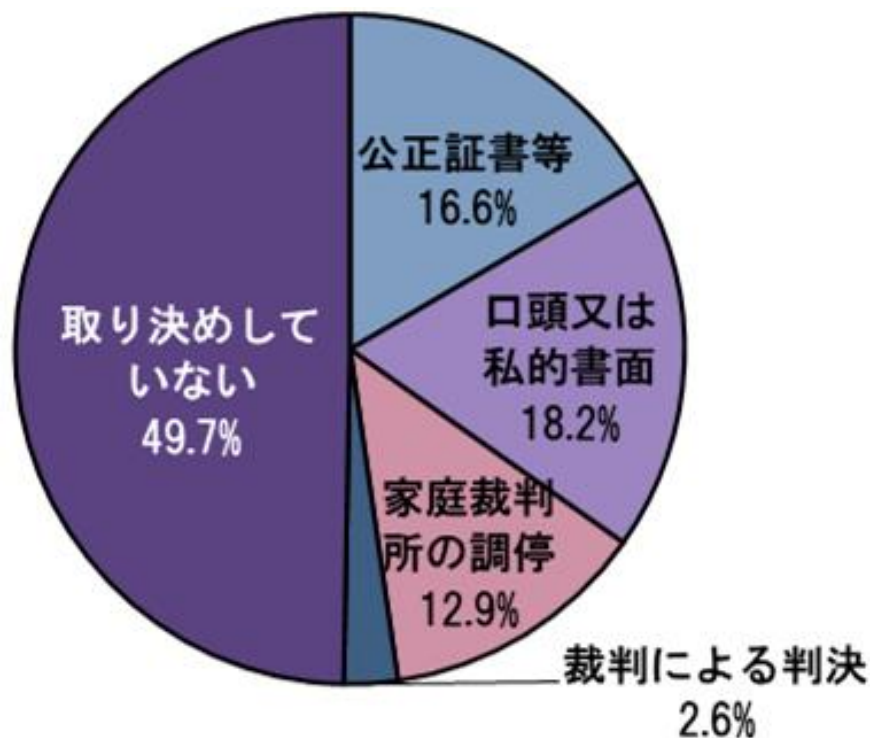
(5) 養育費、親子交流の状況

② 養育費についての取り決め方法（複数回答あり）

母子家庭では、「取り決めをしていない」割合が全体の49.7%と最も高く、取り決めをしている場合は「口頭又は私的書面」、「公正証書等」、「家庭裁判所の調停」の割合が高くなっています。

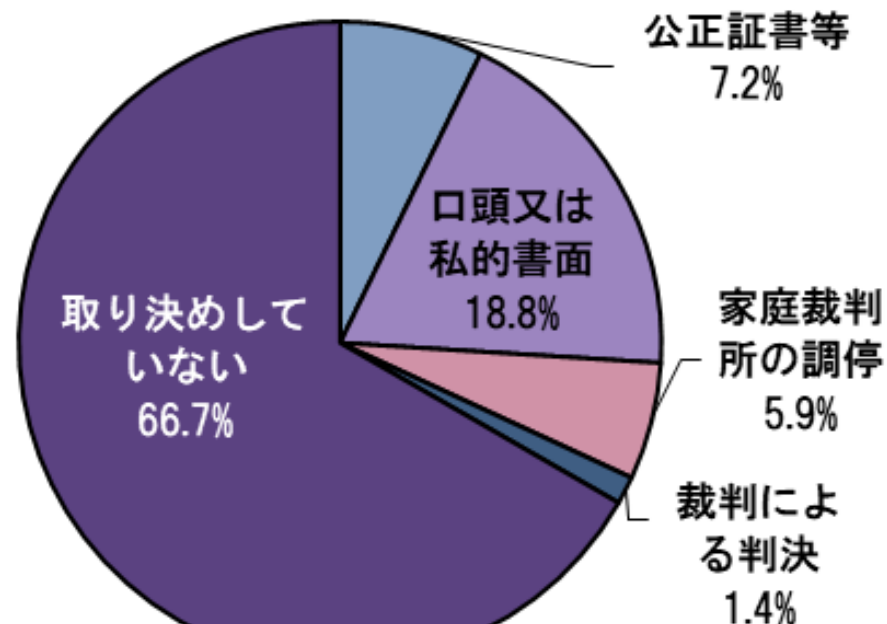
父子家庭でも、「取り決めをしていない」割合が最も高く、その割合は全体の66.7%を占めます。取り決めをしている場合は「口頭又は私的書面」の割合が高くなっています。

(図表21) 母子家庭



回答者 1,879件

(図表22) 父子家庭



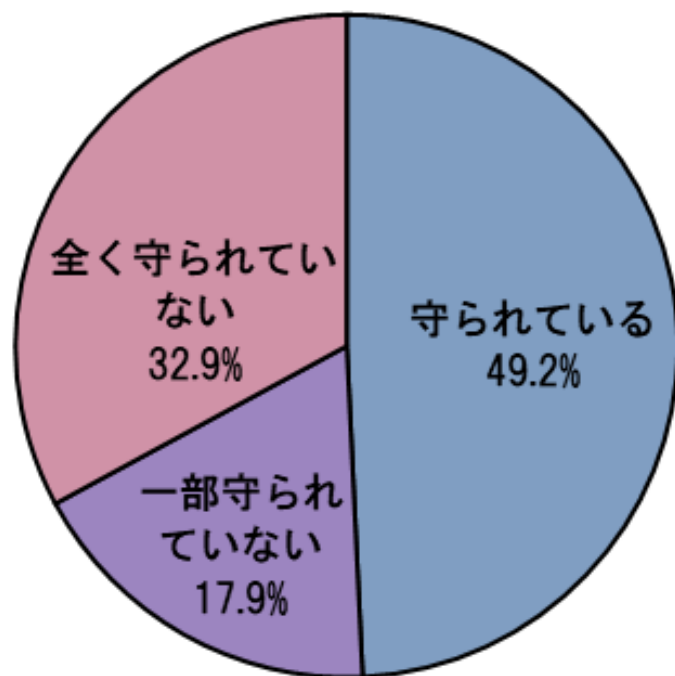
回答者 69件

(5) 養育費、親子交流の状況

③ 養育費の取り決めの遵守状況

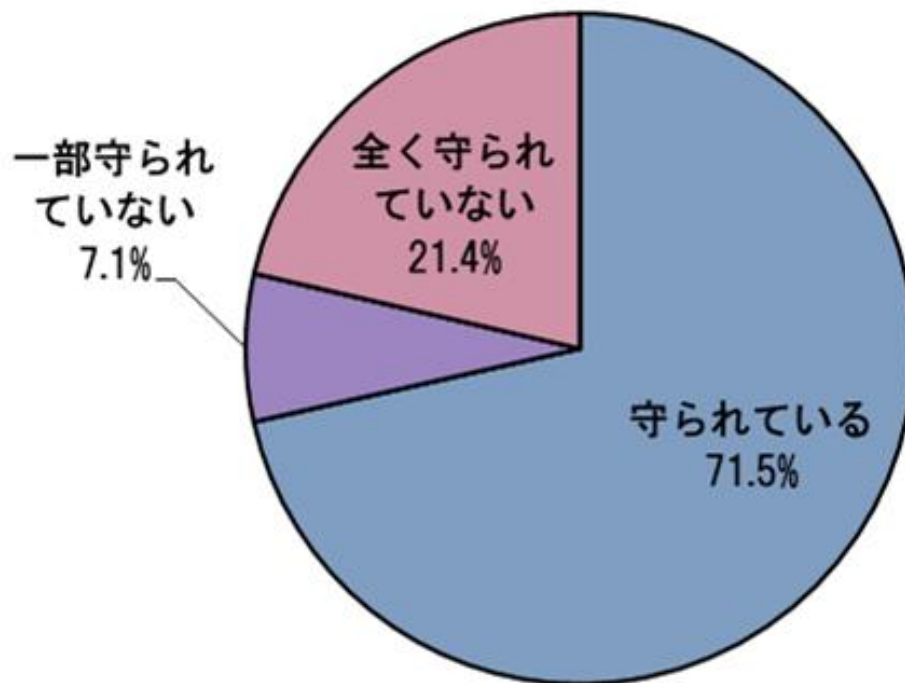
母子家庭では、「守られている」が全体の49.2%、「一部守られていない」(17.9%)と「全く守られていない」(32.9%)を合わせると、50.8%が養育費の取り決めをしても守ってもらえない状況となっています。

(図表23) 母子家庭



回答者 1,052件

(図表24) 父子家庭



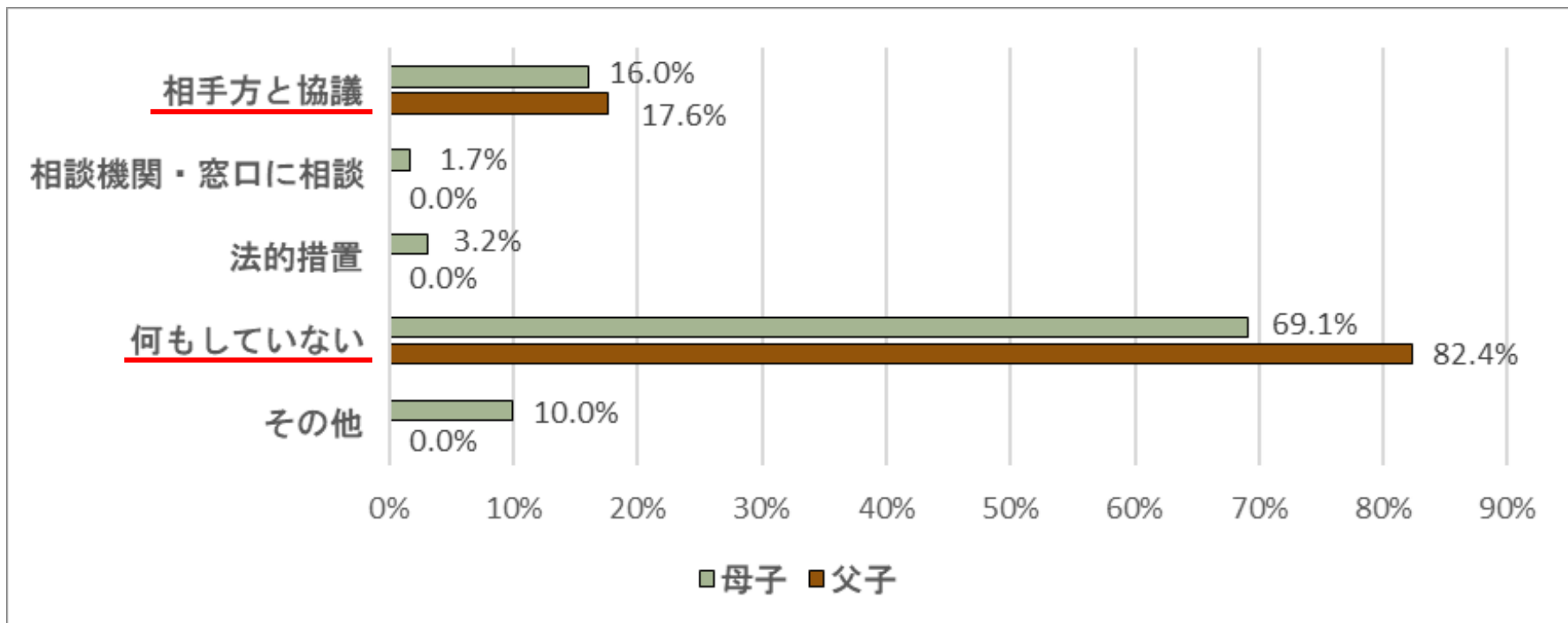
回答者 28件

(5) 養育費、親子交流の状況

④ 養育費の取り決めが守られていないことに対する行動（複数回答あり）

母子家庭・父子家庭ともに、「何もしていない」の割合が最も高く、全体の69.1%、82.4%にのぼっています。一方、行動を取った場合の手段は、「相手方と協議」の割合が最も高くなっています（16.0%、17.6%）。

（図表25）



回答数 母子：631件、父子：17件

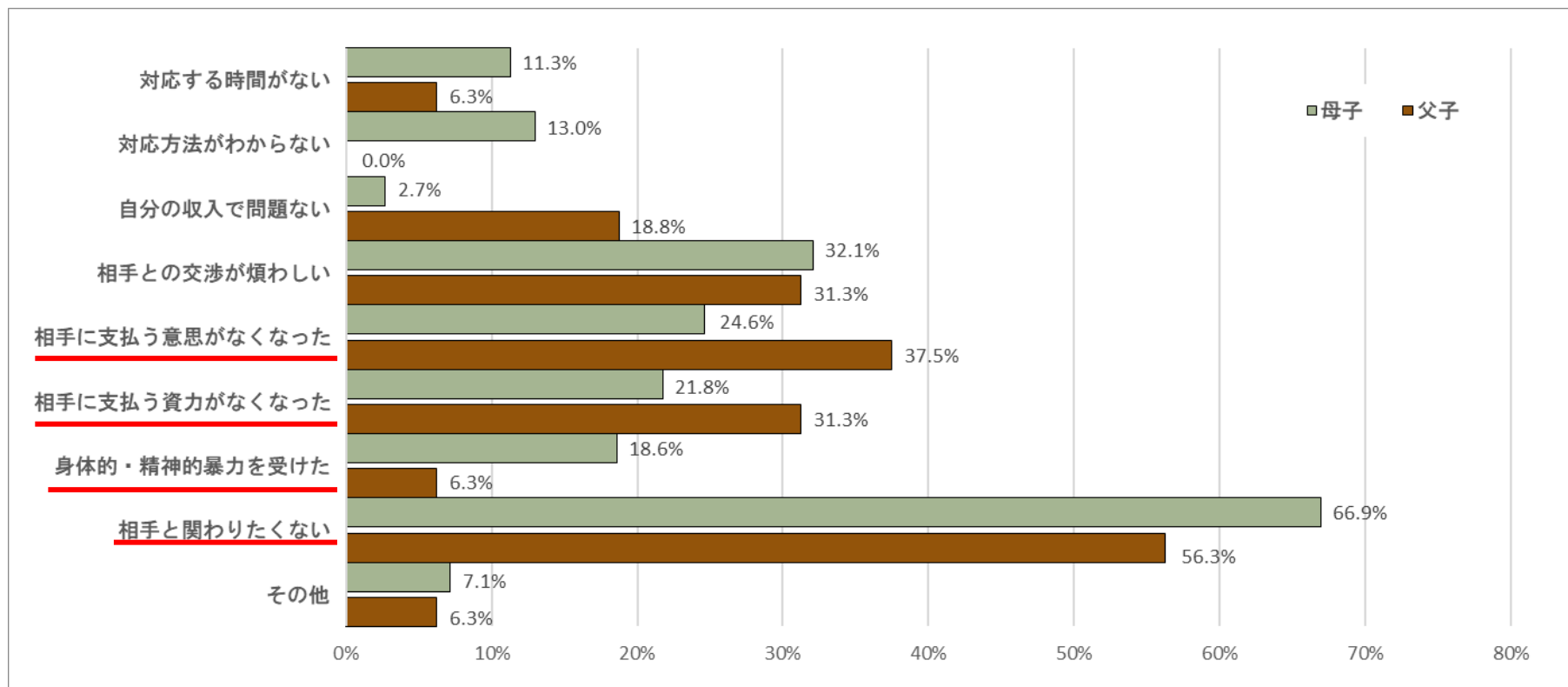
(5) 養育費、親子交流の状況

⑤ 養育費の取り決めが守られていないことに対して何も行動していない理由（複数回答あり）

母子家庭・父子家庭ともに、「相手と関わりたくない」の割合が最も高く、母子家庭では、父子家庭と比べて、「相手と関わりたくない」、「身体的・精神的暴力を受けた」の割合が高くなっています。

一方、父子家庭では、母子家庭と比べて、「相手に支払う意思がなくなった」、「相手に支払う資力がなくなった」の割合が高くなっています。

(図表26)



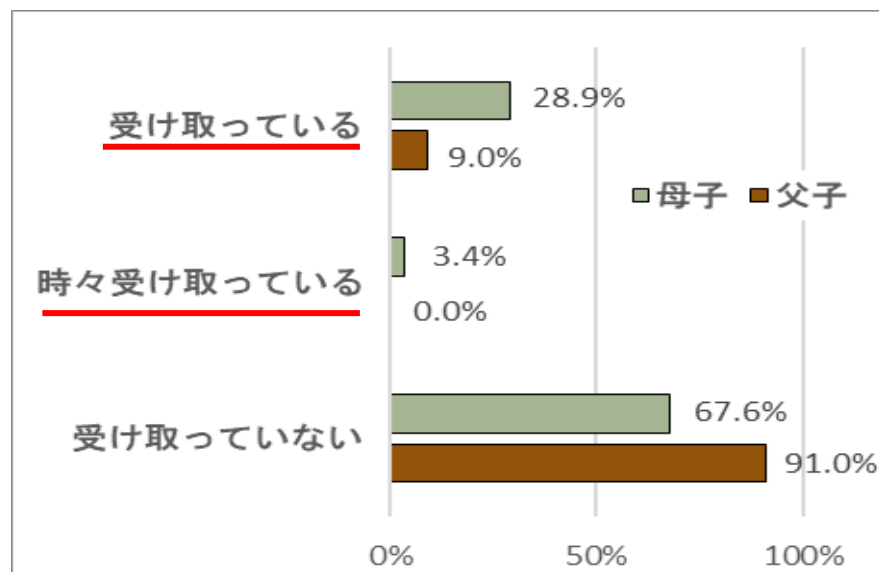
回答数 母子：602件、父子：16件

(5) 養育費、親子交流の状況

⑥ 養育費の受給経験、受給額

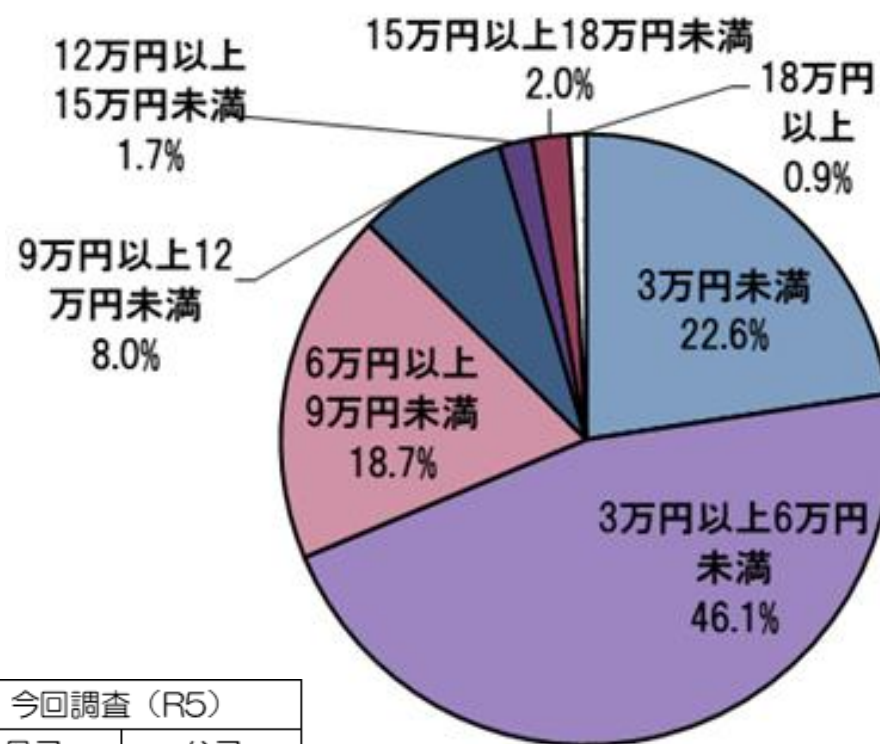
「養育費を受け取っている」、「時々受け取っている」を合わせた割合は、母子家庭では32.3%で、父子家庭では9.0%と低くなっています。母子家庭で「受け取っている」場合の受給額は、「3万円以上6万円未満」が46.1%で最も高く、次いで「3万円未満」、「6万円以上9万円未満」となっています。

(図表27)



回答数 母子：1,835件、父子：67件

(図表28) 母子家庭



回答者 42件

(図表29) 養育費受給の有無の変遷（前回調査との比較）

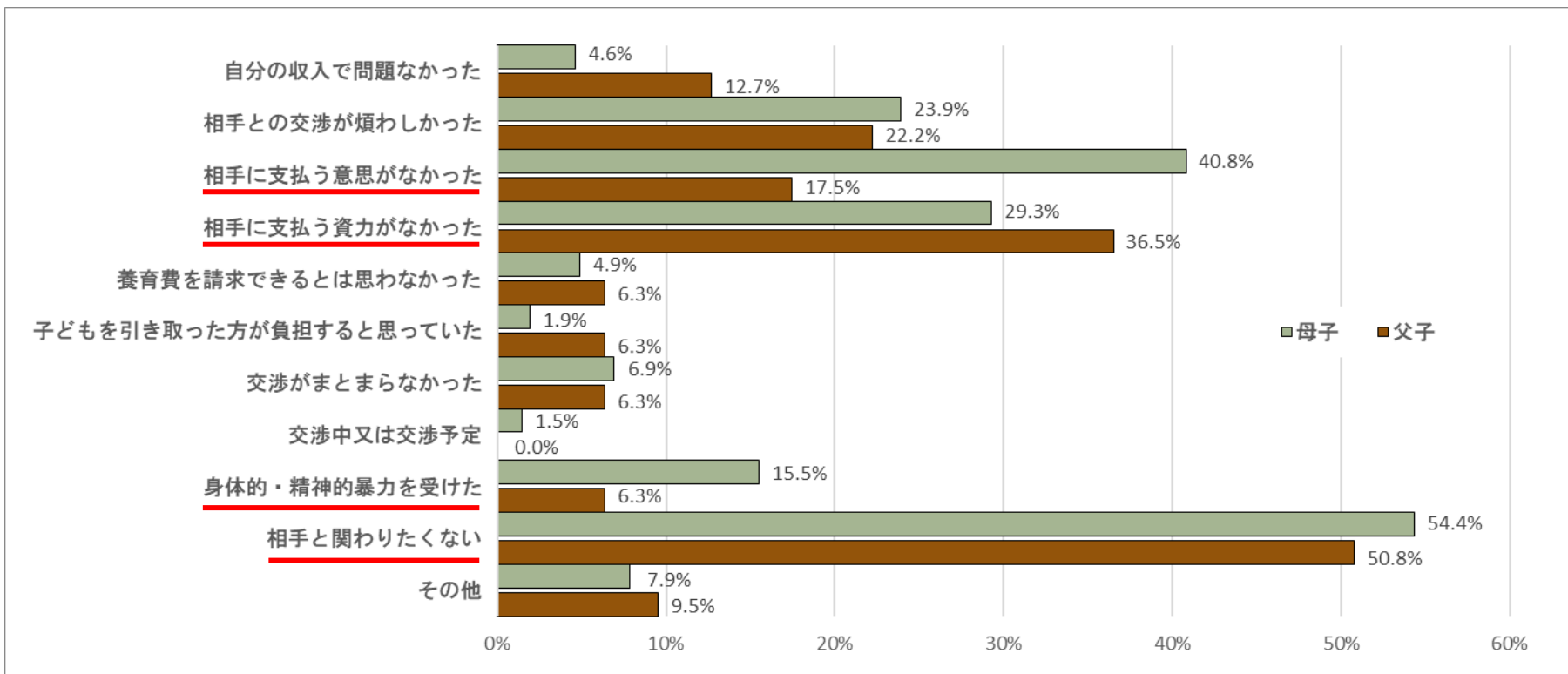
	前回調査 (R1)		今回調査 (R5)	
	母子	父子	母子	父子
受け取っている（時々含む）	21.8%	4.5%	32.3%	9.0%
受け取っていない	78.2%	95.5%	67.6%	91.0%

(5) 養育費、親子交流の状況

⑦ 養育費を受け取っていない理由（複数回答あり）

母子家庭・父子家庭ともに、「相手と関わりたくない」の割合が最も高くなっています。母子家庭では、父子家庭と比べて、「相手に支払う意思がなかった」、「身体的・精神的暴力を受けた」の割合が高くなっています。父子家庭では、母子家庭と比べて、「相手に支払う資力がなかった」の割合が高くなっています。

(図表30)



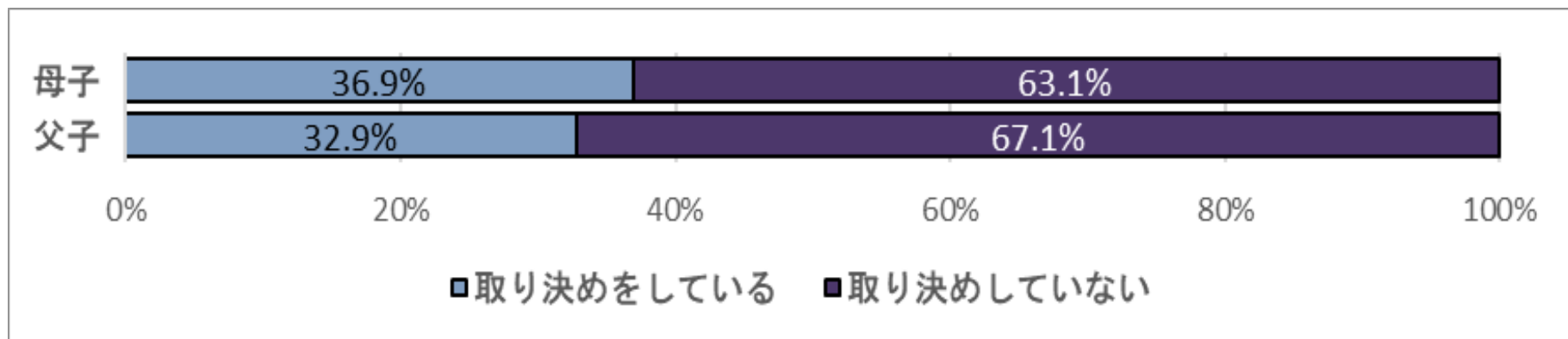
回答数 母子：1,284件、父子：63件

(5) 養育費、親子交流の状況

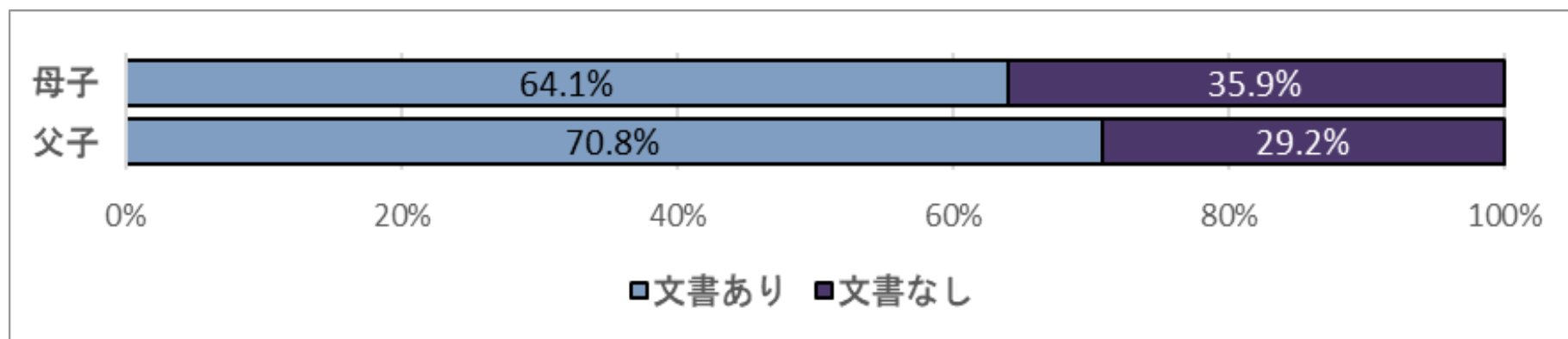
⑧ 親子交流の取り決め

親子交流について、母子家庭・父子家庭とも、「取り決めをしている」割合は、30%台となっています。そのうち、取り決めの「文書あり」の割合は70%前後となっています。

(図表31) 取り決め状況



(図表32) 取り決め文書の有無



(5) 養育費、親子交流の状況

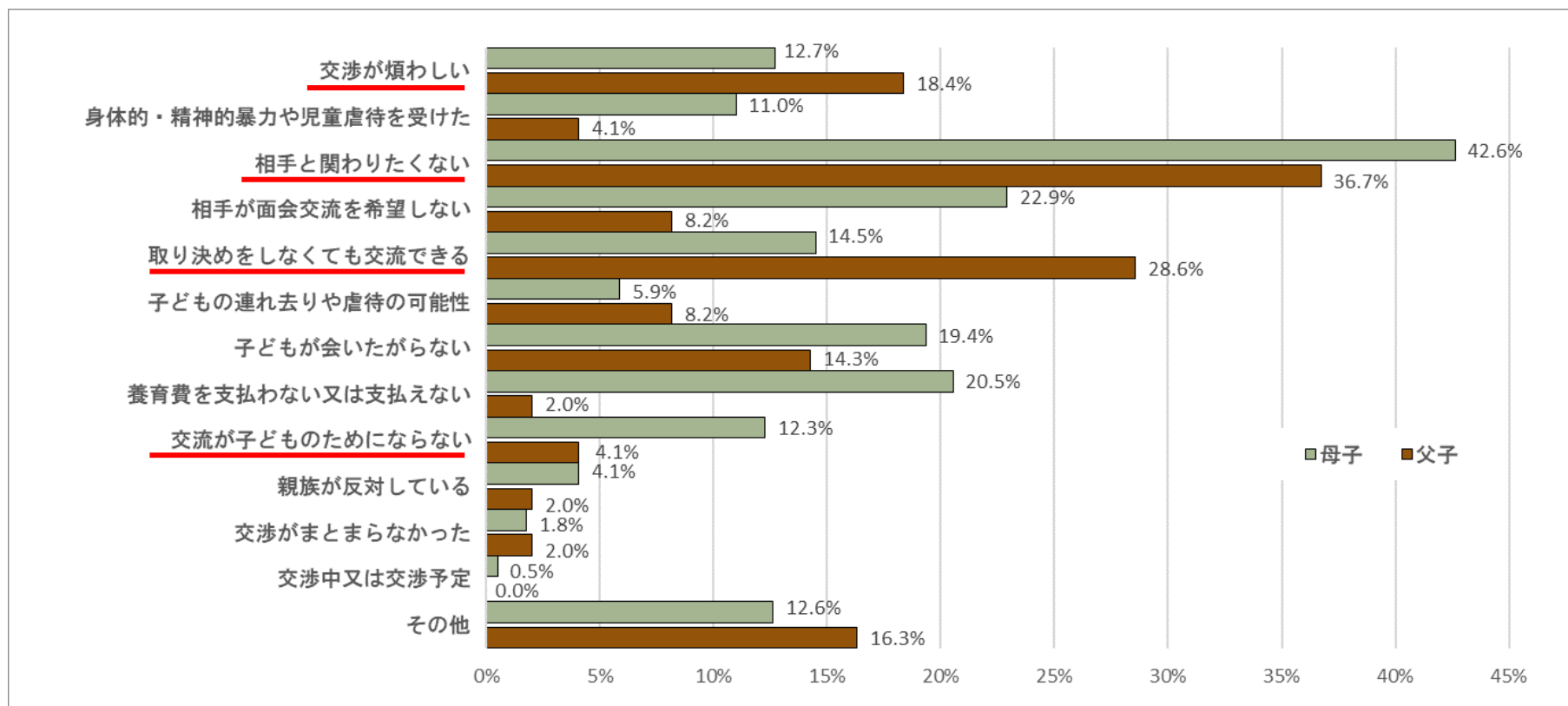
⑨ 親子交流の取決めをしていない理由（複数回答あり）

母子家庭・父子家庭ともに、「相手と関わりたくない」の割合が最も高くなっています。

母子家庭は、父子家庭に比べて、「相手が親子交流を希望しない」に加え、「養育費を支払わない又は支払えない」、「交流が子どものためにならない」の割合が高くなっています。

一方、父子家庭は、母子家庭に比べて、「取り決めをしなくても交流できる」、「交渉が煩わしい」の割合が高くなっています。

(図表33)



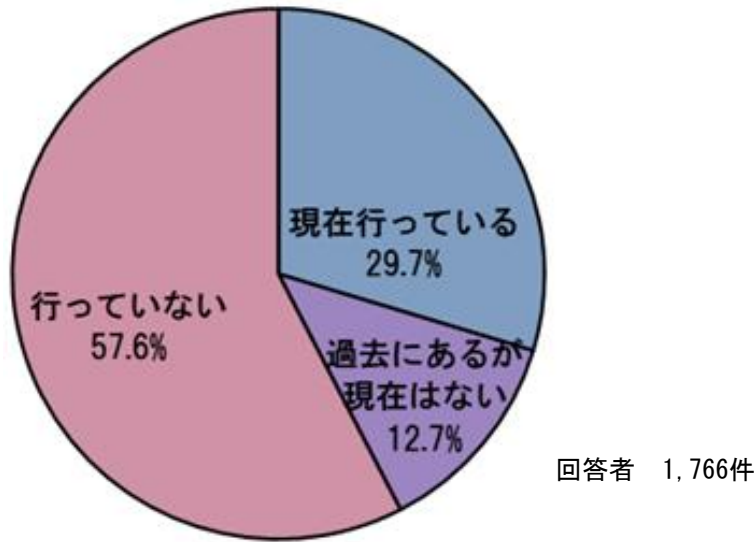
回答数 母子：1,173件、父子：49件

(5) 養育費、親子交流の状況

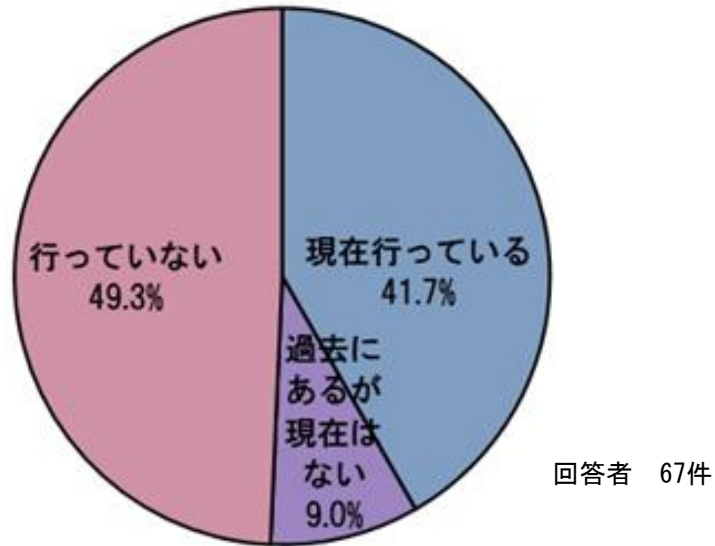
⑩ 親子交流の実施状況、実施頻度（複数回答あり）

母子家庭・父子家庭ともに「行っていない」の割合が57.6%、49.3%と高くなっています。
親子交流を「現在行っている」、「過去にあるが現在にはない」の回答者において、父子家庭では、母との親子交流について「月2回以上」、「月1回以上2回未満」を合計した割合が70%超と高くなっています。一方、母子家庭では、父との親子交流について、「月1回以上2回未満」の割合が最も高くなっていますが、父子家庭と比べて分散しています。

(図表34) 母子家庭



(図表35) 父子家庭



(図表36) 親子交流の実施状況の変遷（前回調査との比較）

	前回調査（R1）		今回調査（R5）	
	母子	父子	母子	父子
現在行っている	30.9%	46.4%	29.7%	41.7%
過去にあるが現在にはない	13.8%	3.1%	12.7%	9.0%
行っていない	55.3%	50.5%	57.6%	49.3%

(図表37)

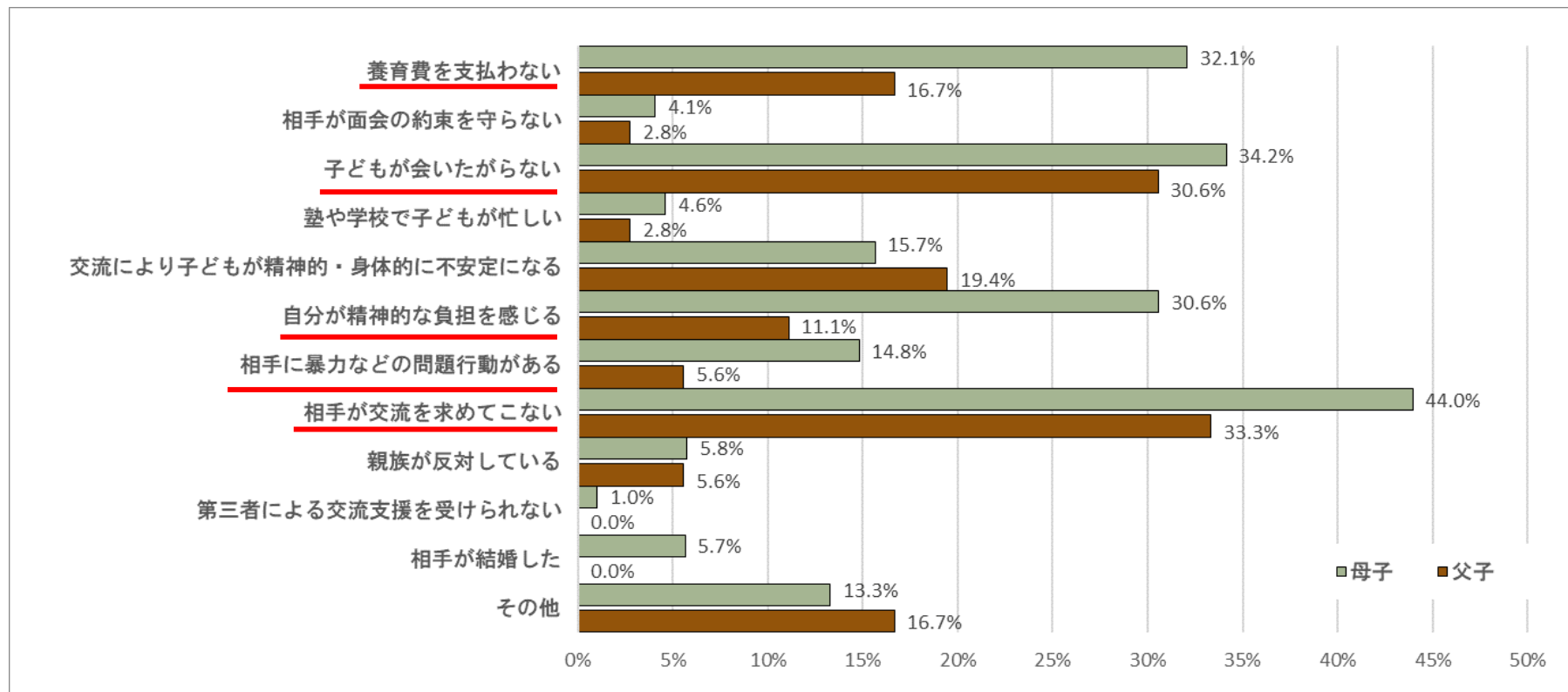
	母子		父子	
月2回以上		15.3%		37.8%
月1回以上2回未満		28.9%		32.4%
2～3月に1回以上		18.8%		2.7%
4～6月に1回以上		8.4%		2.7%
1年に1回以上		14.9%		8.1%
その他		13.7%		16.2%

(5) 養育費、親子交流の状況

⑪ 親子交流を行っていない理由（複数回答あり）

母子家庭・父子家庭ともに「相手が交流を求めてこない」、「子どもが会いたがらない」の割合が高くなっています。母子家庭は、父子家庭に比べて「相手が交流を求めてこない」、「養育費を支払わない」、「自分が精神的な負担を感じる」、「相手に暴力などの問題行動がある」の割合が高くなっています。

(図表38)



回答数 母子：1,060件、父子：36件

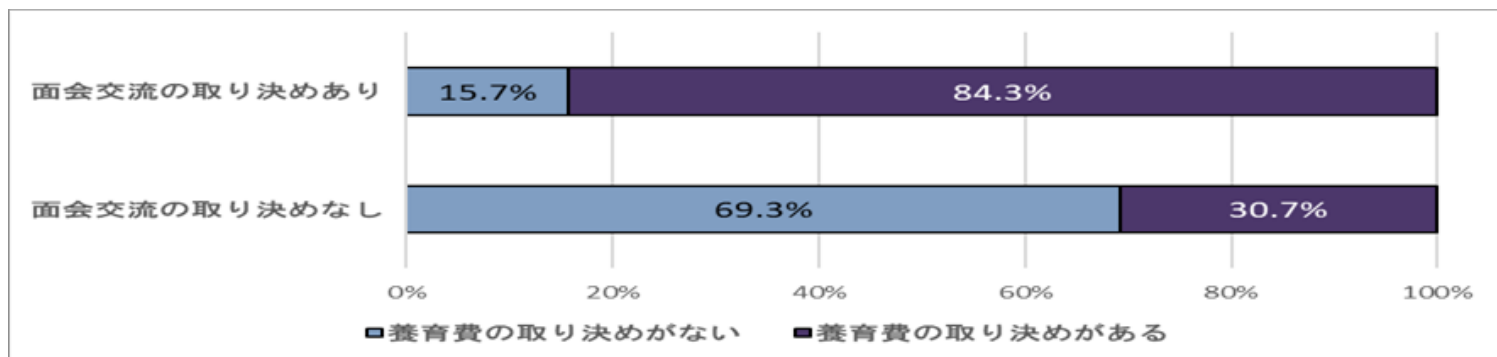
(5) 養育費、親子交流の状況

⑫ 親子交流と養育費の関係

親子交流の取り決めがある場合、「養育費の取り決めがある」の割合が高く、親子交流の取り決めがない場合は、「養育費の取り決めがない」の割合が高くなっています。

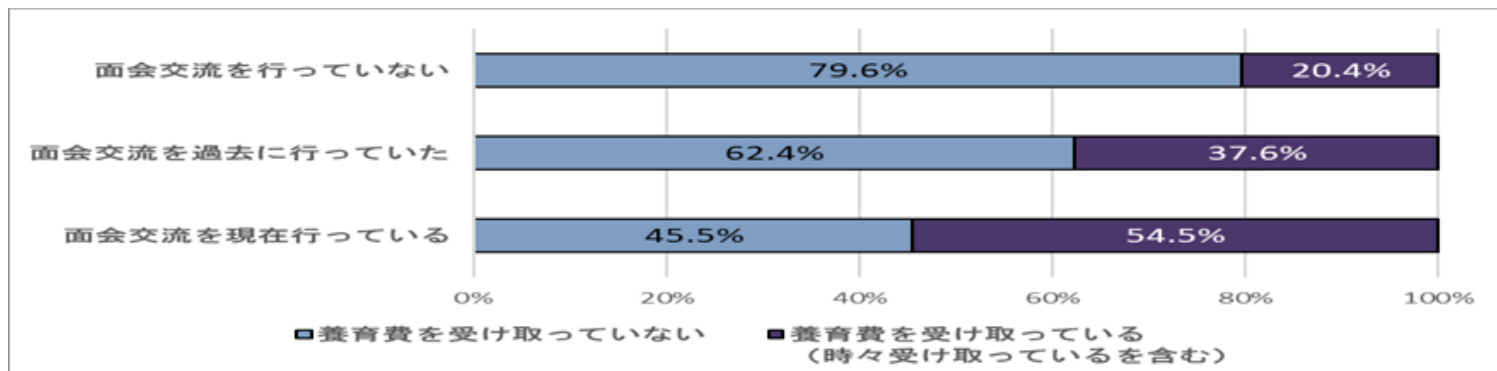
親子交流を行っていない場合、「養育費を受け取っていない」割合は79.6%と高く、親子交流を現在行っている場合、「養育費を受け取っていない」割合は45.5%と低くなっています。

(図表39) 親子交流における取り決めと養育費に関する取り決めの関係



回答数 親子交流の取り決めあり：693件、親子交流の取り決めなし：1,133件

(図表40) 親子交流の実施と養育費の受け取り状況の関係



回答数 親子交流を行っていない：987件、親子交流を過去に行っていた：218件、親子交流を現在行っている：534件

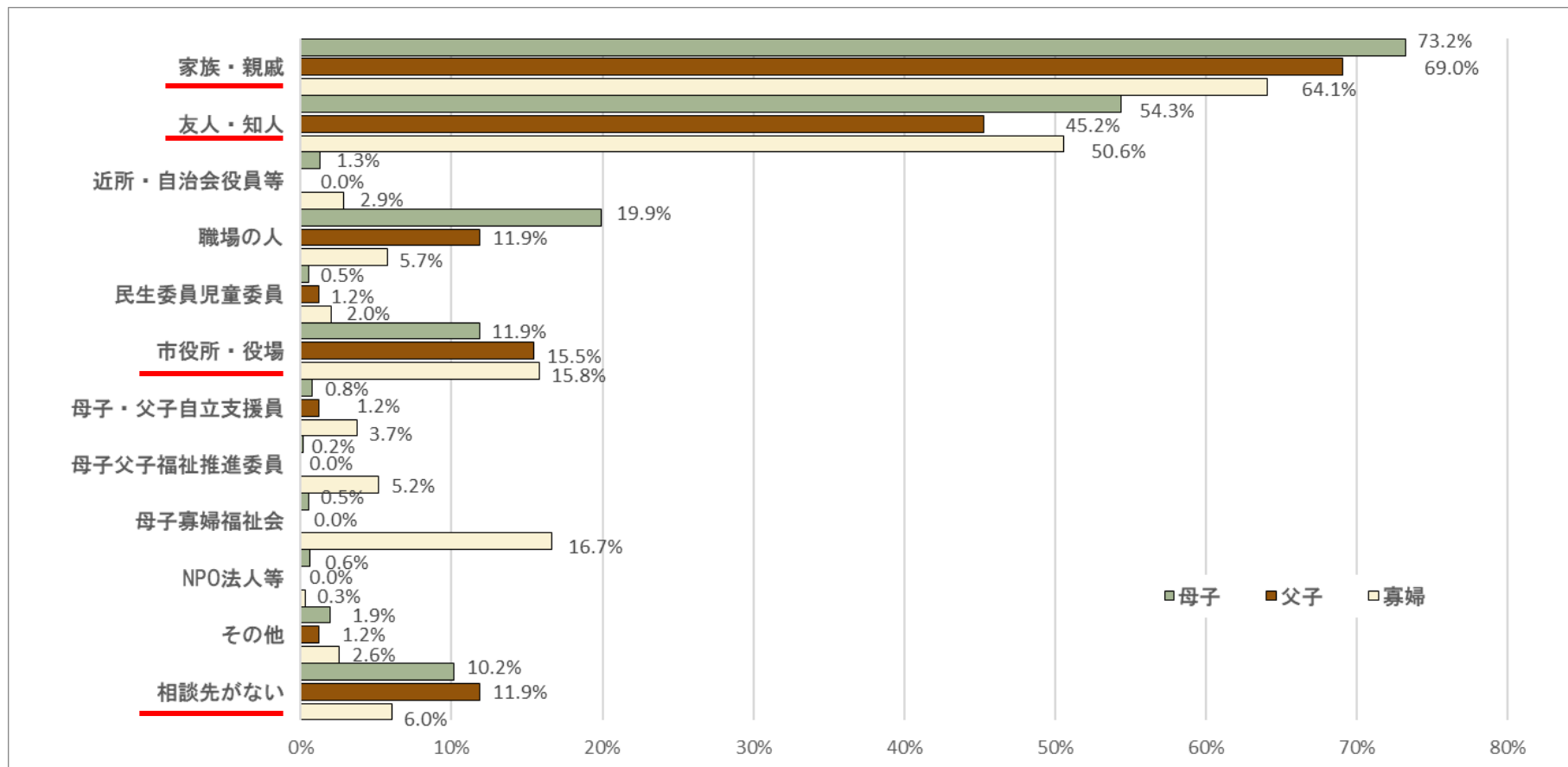
第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

(6) 制度等の認知・利用状況

① 困ったことがあるときの相談先（複数回答あり）

相談相手としては、母子家庭・父子家庭・寡婦ともに「家族・親戚」の割合が最も高くなっており、次いで「友人・知人」の割合が高くなっています。母子家庭は、父子家庭と比べて、「親族・親戚」、「友人・知人」、「職場の人」の割合がやや高く、「相談先がない」の割合はやや低くなっています。

(図表41)



回答数 母子：1,914件、父子：84件、寡婦：348件

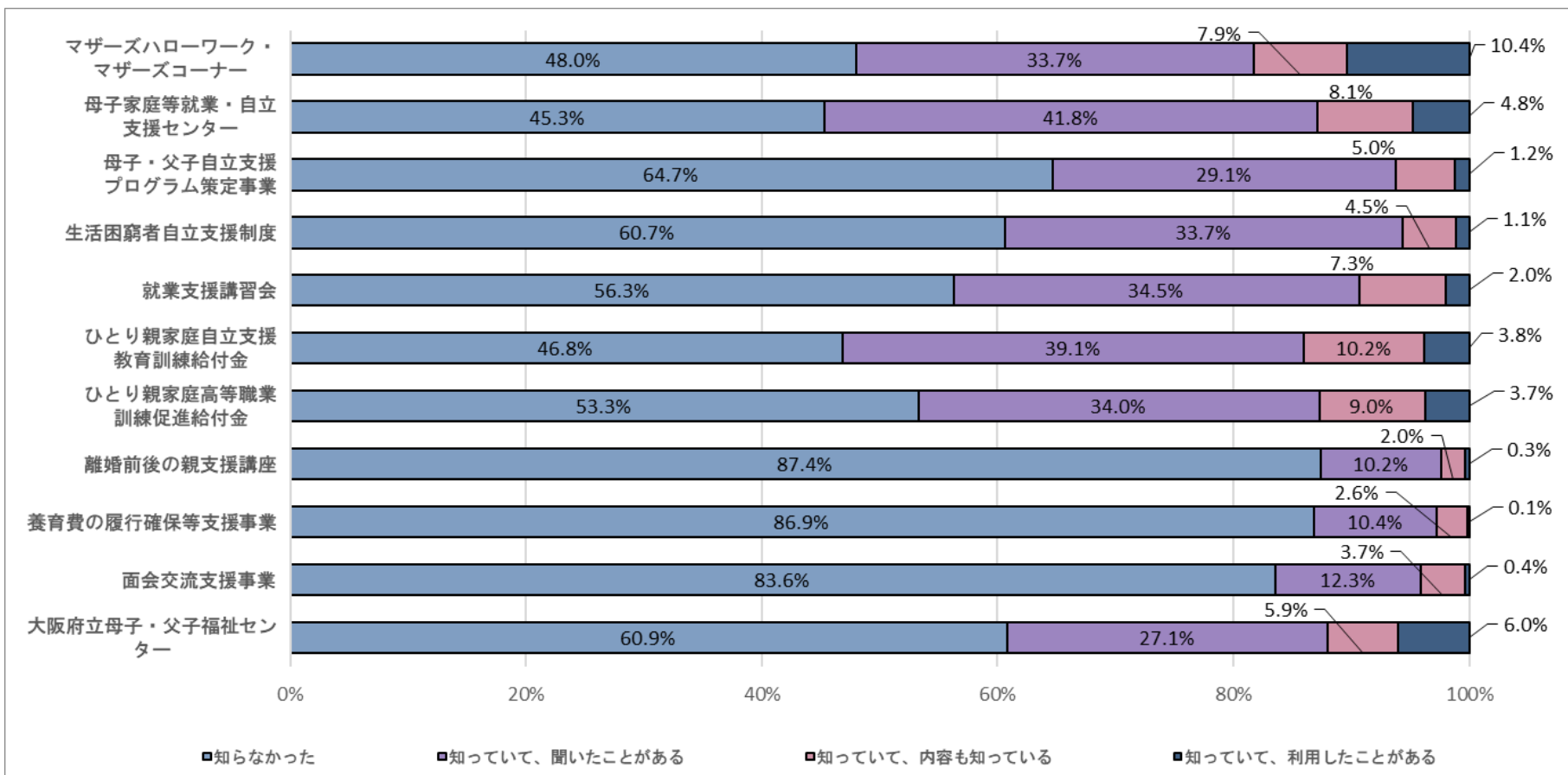
第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

(6) 制度等の認知・利用状況

② 施設や制度等の認知及び利用状況（複数回答あり）

相談窓口となる公的な施設や支援制度について、母子家庭・父子家庭・寡婦の合計で、ほとんどの項目で「知らなかった」が大半を占めており、また、「知っていて、利用したことがある」が約10%以下となっています。

(図表42) 施設・制度の認知及び利用状況



回答数 上の項目から、2,079件、2,096件、2,074件、2,069件、2,058件、2,080件、2,050件、2,066件、2,055件、2,075件

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

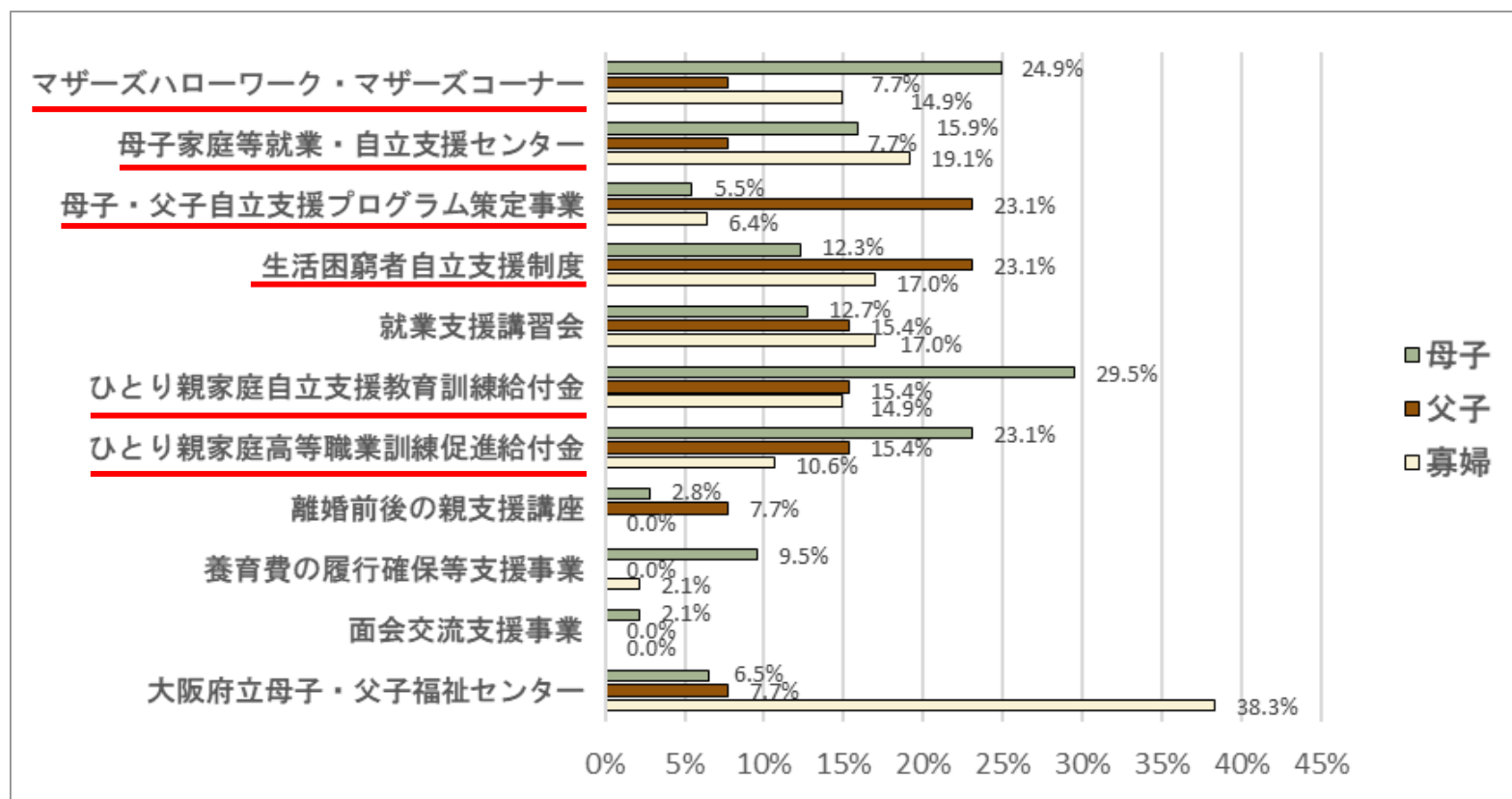
(6) 制度等の認知・利用状況

③ 施設や制度等の利用意向（複数回答あり）

施設や制度を今後(も)利用したい意向は、母子家庭では、父子家庭と比べて、「マザーズハローワーク・マザーズコーナー」、「母子家庭等就業・自立支援センター」、「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」、「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」の割合が高くなっています。

一方、父子家庭では、母子家庭と比べて、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」、「生活困窮者自立支援制度」の割合が高くなっています。

(図表43) 施設・制度の利用意向



回答数 母子：567件、父子：13件、寡婦：47件

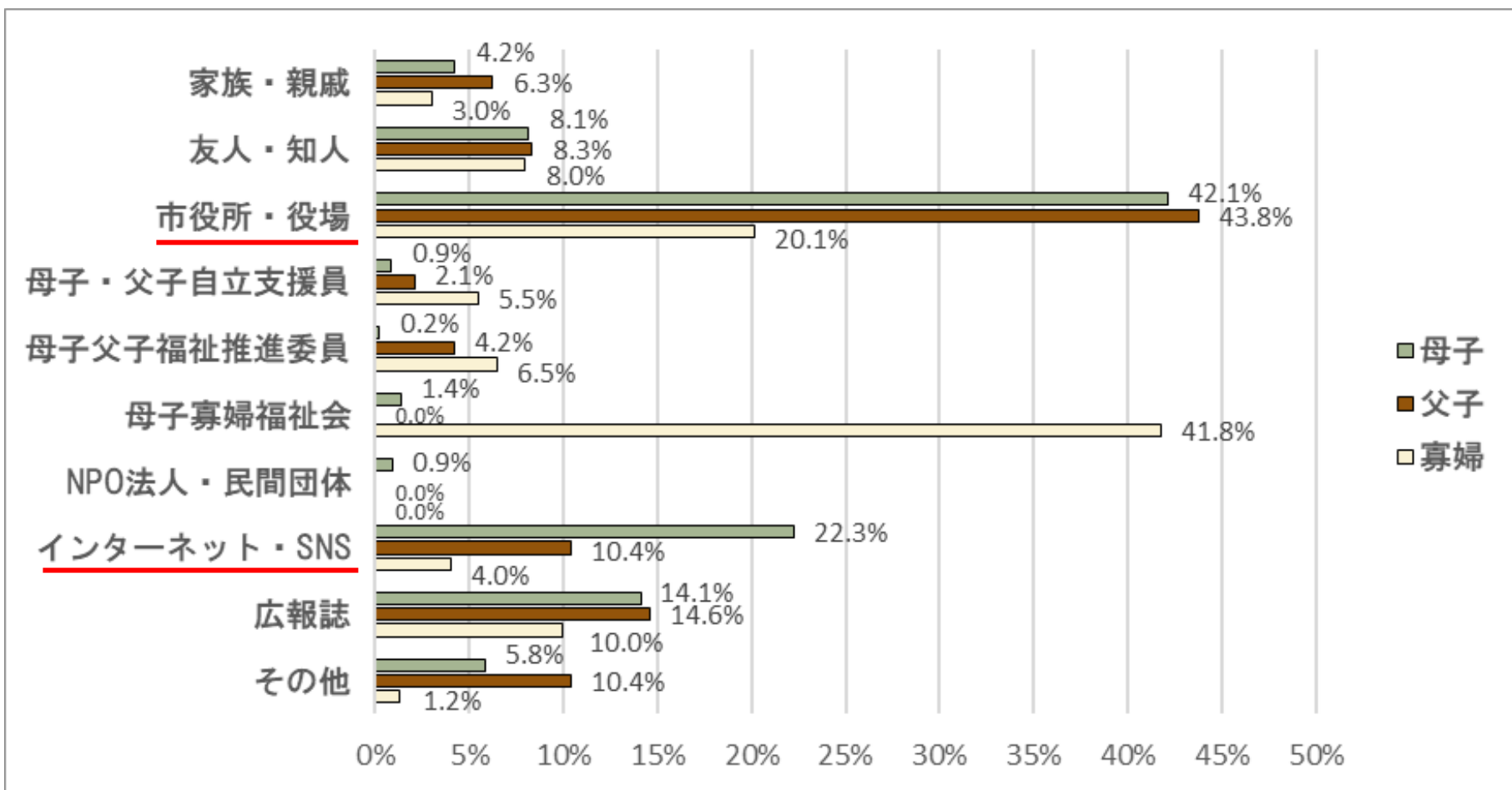
(6) 制度等の認知・利用状況

④ 施設や制度等の情報入手源（複数回答あり）

母子家庭・父子家庭ともに、「市役所・役場」の割合が最も高くなっています。

母子家庭は、父子家庭と比べて、「インターネット・SNS」の割合が高くなっています。

(図表44)



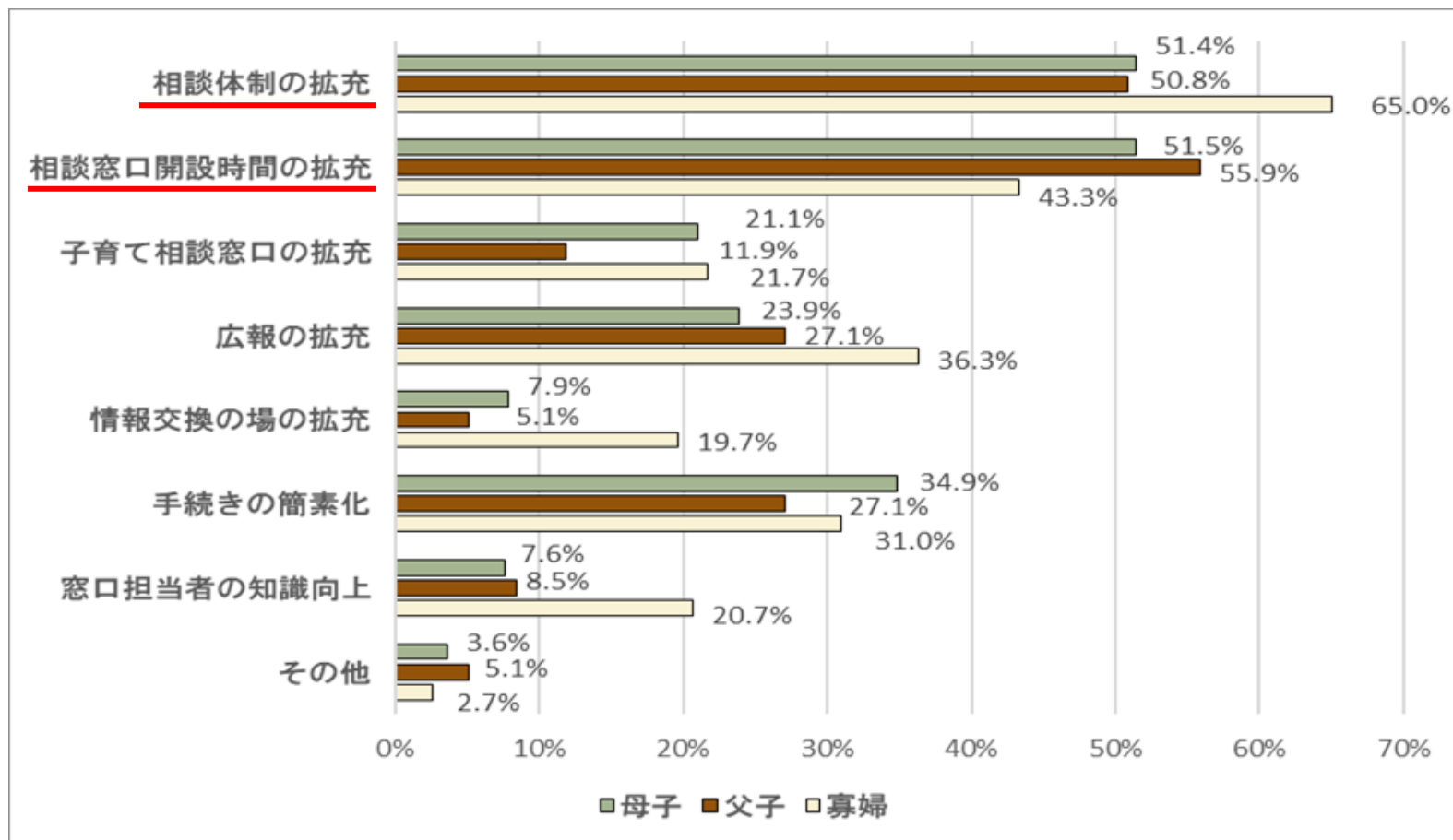
回答数 母子：1,759件、父子：48件、寡婦：402件

(6) 制度等の認知・利用状況

⑤ 施設や制度の利用に際して望む施策の方向（複数回答あり）

母子家庭・父子家庭・寡婦のいずれにおいても、「相談体制の拡充」、「相談窓口開設時間の拡充」の割合が高くなっています。

(図表45)



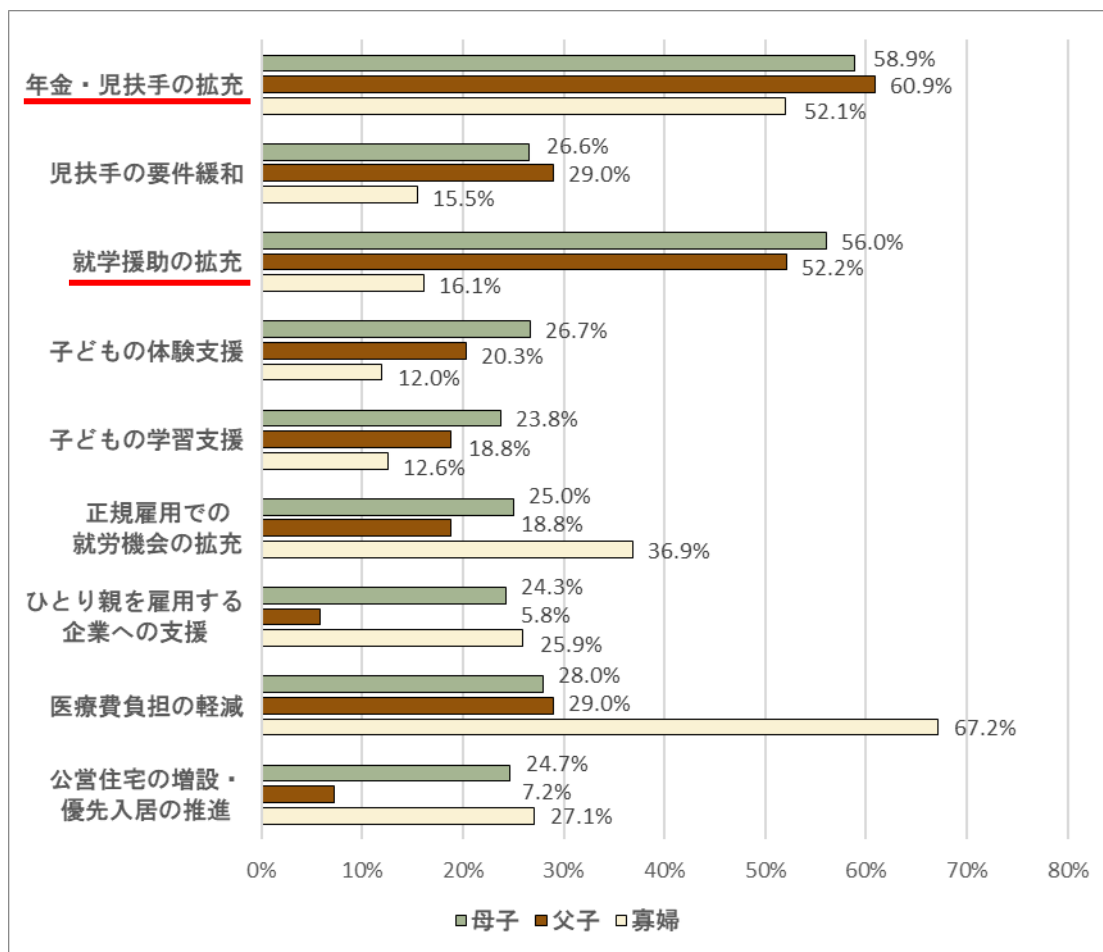
回答数 母子：1,647件、父子：59件、寡婦：300件

(6) 制度等の認知・利用状況

⑥ 自立や生活の安定のために望む支援策（複数回答あり）

母子家庭・父子家庭ともに、金銭的な支援である「年金・児童扶養手当の拡充」、「就学援助の拡充」の割合が高くなっています。母子家庭では、父子家庭と比べて、「ひとり親を雇用する企業への支援」、「公営住宅の増設・優先入居の推進」の割合が高くなっています。

(図表46)



回答数 母子：1,821件、
父子：69件、寡婦：317件

3. 現状と課題のまとめ

- 就業状況について、母子家庭においては、働いている割合は90%以上と高いものの、その内訳を見ると、パートやアルバイト等の不安定な雇用形態の割合が高く、就労による収入は過半数が年収200万円未満となっています。
父子家庭においては、ひとり親家庭になる前から調査回答のあった現在時点までに、正職員の割合が約10ポイント低下しています。また、離職経験のある方の離職理由として、「子どもの面倒を見る」ことが特徴的なものとして挙げられています。
就労等に関して望む施策の方向としては、「正規雇用の拡充」や「資格取得支援の自立支援給付金の拡充」などのひとり親家庭への支援のほか、「雇用側の配慮の促進」や「ひとり親の雇用促進する企業支援」などの雇用側への働きかけや支援も挙げられています。
- 生活全般について、父子家庭は母子家庭に比べて、家事やしつけ、食事など家庭内のことで困りごとを抱えている傾向がみられます。一方、母子家庭は父子家庭に比べて、ひとり親家庭になったときに「持ち家等」の割合が低くなっていることや、住居を探すときに「家賃が高い」、「希望の場所に物件がない」ことなど、住まいに関する困りごとが多くなっています。
- 養育費については、母子家庭・父子家庭ともに受給割合が前回R1調査よりも高くなっているものの、「相談していない」、「取り決めていない」、取り決めていても「守られていない」、守られていなくても「何もしていない」の割合がいずれも約50%以上となっています。
親子交流については、「相談していない」、「取り決めていない」の割合が70%前後であり、養育費に比べても実施状況は低くなっています。
養育費・親子交流ともに、取決めや取決めが守られていないことに行動していない理由として、「相手と関わりたくない」の割合が最も高くなっています。
- 以上のように、ひとり親家庭等では、就業状況が不安定となる傾向が見られ、そうした中で子育てをはじめとした生活面において課題を抱えている様子がうかがえます。養育費の分担や親子交流についても、ひとり親家庭の生活の安定や子どもの健やかな成長にとって重要であり、今後とも支援が必要な状況です。また、生活の安定のためには、手当や貸付等の経済的支援も欠かせませんし、ひとり親家庭のニーズに合った相談機能の充実も求められています。持続可能な社会を実現するために、誰もが個人として尊重され、自己実現を図ることができるよう、ひとり親家庭等に対する偏見や差別の解消にも取り組む必要があります。

Ⅲ 第五次計画推進にあたっての基本的な考え方

1. 推進にあたっての基本的な考え方

ひとり親家庭等にかかる施策の推進にあたっては、きめ細かな相談と適切な情報提供などによる早期からの支援を行うため、国、大阪府、市町村等が適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要です。その際、福祉分野と雇用分野をはじめとした幅広い行政分野の連携による支援が不可欠です。

（１）国の役割

国は、ひとり親家庭等にかかる施策や制度の企画・立案を行います。また、効果的な施策の展開のための調査・研究や、施策の普及・啓発、関係者の研修等を行います。さらに、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、施策や取組等について情報提供を行う等、都道府県や市町村に対する支援を行います。国の補助事業については、都道府県及び市町村がこれらの事業を積極的に活用して、地域のニーズに応じた施策を展開していくことができるよう、必要な支援を行います。

（２）大阪府の役割

本計画に基づき、福祉事務所未設置の町村において地域の実情に応じた施策を実施するとともに、市等の自立促進計画策定及び円滑な事業実施に向け、広域的な観点からの事業実施や必要な情報提供等の支援を行います。

さらに、地域における支援者、支援機関等の連携強化を図るため、必要な情報提供やお互いが接する機会の提供等に努めます。また、ハローワークにおける就業あっせんをはじめとした各種事業を実施する国との適切な連携に努めます。

（３）市町村の役割

住民に身近な地方公共団体として、法令や市等において策定した自立促進計画を踏まえ、ひとり親家庭等に対し、相談に応じ、施策や取組についてきめ細かな情報提供を行うことが求められます。

また、子育て支援や公営住宅の優先入居など、市町村が主体となる事業について、地域の実情に応じてひとり親家庭等に配慮した施策の実施が求められます。

さらに、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うといった重要な役割を担うことが求められます。

（４）関係団体等の役割

民間企業には、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の趣旨に鑑み、ひとり親家庭の雇用促進や仕事と子育ての両立ができるよう、子育てしやすい職場環境を整備することが求められています。

ひとり親家庭等に対する支援を行う社会福祉法人やNPO等のさまざまな団体には、その設立目的やそれぞれの特性を活かし支援を行っていますが、行政とも更に連携・協働しながら、子育てや就業などさまざまな場面における支援を行うことが求められています。

Ⅳ 第五次計画の基本目標及び具体的取組

1. 計画の基本目標

ひとり親家庭及び寡婦の自立を図るため、（１）就業支援、（２）子育てをはじめとした生活面への支援、（３）共同養育の取組、（４）経済的支援、（５）相談機能の充実、（６）人権の尊重を総合的に推進します。計画の具体的取組は次のとおりですが、このうち、府として５年間の計画期間中に、重点的に取り組むものは「重点施策」としています。

基本目標 1 就業支援

母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談や就業情報提供、生活や養育費等の相談対応、就業支援講習会の充実など、就業と生活支援を組み合わせたワンストップによる支援を軸としながら、民間事業主等への働きかけや表彰制度の推進による環境の整備などを、関係機関や関係事業との連携のもと総合的な取組として推進していきます。

【就業あっせん】

- ① 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 **重点施策**
- ② 母子・父子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携
- ③ 地域就労支援事業による就労支援
- ④ 母子・父子自立支援員による就業相談
- ⑤ O S A K A しごとフィールドによる就労支援
- ⑥ 公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供
- ⑦ 公共職業安定所（ハローワーク）における職業紹介

【職業訓練等の実施・促進】

- ① 公共職業訓練の実施
- ② 就業支援講習会の実施 **重点施策**
- ③ 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施
- ④ 技能習得期間中の生活資金貸付の実施
- ⑤ 職業能力形成プログラム（ジョブ・カード制度）の推進

【就業機会創出のための支援】

- ① 民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ **重点施策**
- ② ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進
- ③ 母子・父子福祉団体等への業務発注の推進
- ④ 公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用を通じた正規雇用へのステップアップ
- ⑤ ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の実施 **重点施策**
- ⑥ ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組を推進
- ⑦ 特定求職者雇用開発助成金の活用
- ⑧ 試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職、常用雇用への移行の促進
- ⑨ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

基本目標2 子育てをはじめとした生活面への支援

ひとり親家庭が安心して、子育てを行いながら、就業及び就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、子どもの貧困対策の観点も踏まえながら、保育所への優先入所、多様な保育、子育て支援サービスの提供、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実、公営住宅の優先入居の推進など生活面への支援に取り組めます。

- ① 保育所等優先入所の推進
- ② 多様な保育、子育て支援サービスの提供
- ③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実
- ④ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポートセンター事業の活用
- ⑤ 生活支援講習会等事業の実施
- ⑥ 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援
- ⑦ 公営住宅における優先入居の推進等
- ⑧ 住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）による住居の確保等
- ⑨ 子どもの学習支援等の推進 **重点施策**
- ⑩ 子ども輝く未来基金を活用したひとり親家庭への生活支援 **重点施策**

基本目標3 共同養育の取組

子どもの福祉の観点から、離婚後も父母が共同して子どもを養育する環境が推進されるよう、親子交流や養育費に関する啓発や相談体制の整備に取り組むとともに、親子交流支援や養育費の取り決めや受給促進を行います。

- ① 共同養育に関する普及啓発 **重点施策**
- ② 親子交流に向けた支援 **重点施策**
- ③ 養育費確保に向けた取組の推進 **重点施策**
- ④ 養育費等相談支援センター事業等との連携
- ⑤ 法律等相談事業の実施
- ⑥ 母子・父子自立支援員等による相談機能の強化
- ⑦ 市町村や専門機関との連携

基本目標 4 経済的支援

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度等に関して、さまざまな場面での情報提供に努めるほか、関係職員に対する研修等の実施により、他の支援制度との連携も含めた円滑な貸付・給付事務等を実施します。

- ① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の円滑な貸付事業の実施
- ② 児童扶養手当の給付業務の実施等
- ③ ひとり親家庭医療費助成等の実施
- ④ 各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援

基本目標 5 相談機能の充実

ひとり親家庭の親等の子育てをはじめとした生活面や就業等に関するさまざまな悩みについて、身近なところにおいて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、支援機関等の連携により、適切な支援につなげる相談機能の充実等を図ります。

- ① 府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実 **重点施策**
- ② 母子・父子自立支援員等による相談支援の実施
- ③ 土日・夜間相談事業の実施
- ④ 困難な問題を抱える女性への支援
- ⑤ 配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施
- ⑥ 子ども家庭センター等による相談事業の実施
- ⑦ 母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実
- ⑧ 府・市町村担当課による情報提供等の充実
- ⑨ 関係機関との相互連携の推進
- ⑩ 福祉と教育との連携強化

基本目標 6 人権の尊重

ひとり親家庭等が生活を送る上で、個人として尊重され、自己実現を図ることができるよう、総合的な施策推進に努めるとともに、ひとり親家庭等が不当な差別や偏見により人権侵害されることのないよう、人権啓発の取組を進めます。

- ① 人権啓発に関する施策の推進
- ② 入居差別解消に向けた啓発の実施
- ③ 企業に対する公正採用に関する啓発の実施
- ④ 個人情報の取扱い等に関する取組の推進

ひとり親家庭等のライフステージにおける支援施策利用イメージ

	ひとり親になる前（離婚前等）	ひとり親になった後	ひとり親家庭になった後（寡婦）
就業支援	■母子家庭等就業・自立支援センター事業 ■母子・父子自立支援プログラム策定事業 ■生活困窮者自立支援制度 ■地域就労支援事業による就労支援 ■OSAKAしごとフィールドによる就労支援 ■公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供 ■公共職業安定所（ハローワーク）による職業紹介 ■公共職業訓練 ■就業支援講習会		
		■生活保護受給者等就労自立促進事業 ■母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等 ■技能習得期間中の生活資金貸付 ■職業能力形成プログラムの推進 ■民間事業主に対するひとり親の親の雇用の働きかけ ■雇用に配慮した官公受発注の推進 ■公務労働分野におけるひとり親家庭等の親の非常勤職員での雇用を通じた正規職員へのステップアップ ■ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の実施 ■ひとり親家庭の親の職業定着支援等の取組を推進 ■特定就職困難者雇用促進助成金、トライアル雇用	
子育てをはじめとした生活面への支援	■多様な保育、子育て支援サービスの提供 ■ファミリー・サポート・センター事業の活用 ■母子生活支援施設による生活支援、自立支援 ■子どもの学習支援等の推進		
		■保育所等への優先入所 ■放課後児童クラブの優先的利用 ■生活支援講習会等事業 ■公営住宅の優先入居 ■子ども輝く未来基金による生活支援	
		■日常生活支援事業	
	■住居確保給付金による住居の確保		

ひとり親家庭等のライフステージにおける支援施策利用イメージ(つづき)

	ひとり親になる前（離婚前等）	ひとり親になった後	ひとり親家庭になった後（寡婦）
共同養育の取組	■共同養育に関する普及啓発 ■親子交流に向けた支援 ■養育費確保に向けた取組の推進 ■養育費等相談支援センター事業等との連携		
	■法律等相談 ■母子・父子自立支援員による相談機能の強化 ■市町村や専門機関との連携		
経済的支援		■母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	
		■児童扶養手当 ■ひとり親家庭医療費助成等	
	■各種減免・奨学金制度の実施による就学支援		
相談機能の充実	■府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実 ■母子・父子自立支援員による相談（就業相談含む） ■土日・夜間相談事業 ■母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実 ■府・市町村担当課による情報提供等の充実 ■関係機関との相互連携の推進		
		■子ども家庭センター等による相談事業の実施 ■福祉と教育との連携強化	
人権の尊重	■人権啓発に関する施策の推進 ■入居制約解消に向けた啓発の実施 ■企業に対する公正採用等啓発の推進 ■個人情報情報の取扱い等に関する取組の推進		

2. 計画の具体的取組

基本目標 1 就業支援

母子家庭の母は、就業経験が少ないことや事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、就職又は再就職が難しい場合があります。結果として、約9割の方が就業しているものの、子育て等のため時間など一定の制限があり、パートや臨時職員といった不安定な雇用が多く、就労収入が低い水準にとどまっています。よって、子育てをしながら収入面や雇用条件等でより良い就業をして、経済的に自立できるよう支援する必要があります。

一方、父子家庭の父についても、パート・アルバイト等の形態で就労されている方が約1割と一定割合存在しています。また、母子家庭の母に比べて、家事等の生活面で多くの困難を抱えていることから、就業支援に加えて、子育て・家事への支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭等が子育てをしながら、安定した就業につき、自立した生活を送ることができるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談や就業情報提供、生活や養育費等の相談対応、就業支援講習会の充実など、就業と生活支援を組み合わせたワンストップによる支援を軸としながら、民間事業主等への働きかけや表彰制度の推進による環境の整備などを、関係機関や関係事業との連携のもと総合的な取組として推進していきます。

【就業あっせん】

具体的取組	事業概要
【重点施策】 ① 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 <R11目標：母子家庭等就業・自立支援センターにおける就職者のうち常用の割合 50%以上>	○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業（大阪府立母子・父子福祉センター内で実施）において、就業相談や求人企業開拓、就職情報提供、就業支援講習会の開催等の就業支援や、育児や子育て等の生活相談、養育費問題等の法律相談など、就業と子育ての両立を図るため支援をワンストップで展開します。 ○ 全国のアローワークが保有する求人情報のオンライン提供を活用するほか、就業相談機関等との連携やインターネット等の活用による求人情報の発信などを行います。 ○ 府立母子・父子福祉センターと市町村が連携して就業支援に取り組むため、市町村の福祉事務所に配置されたひとり親家庭に関する相談員である母子・父子自立支援員等の就業支援関係者に対する研修を行います。
② 母子・父子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携	○ 府及び政令市・中核市を除く福祉事務所設置市等においては、児童扶養手当受給者等の自立・就労支援のために、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定します。 ○ 母子・父子自立支援プログラム策定事業とアローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業や福祉事務所設置自治体を実施する就労準備支援事業（生活困窮者自立支援制度）など関連事業との連携強化を図り、就労に不安のある方に対する不安や悩みの解決を図るためのカウンセリングや職場体験など就労意欲の醸成をはじめ、職業能力の開発や向上、職場定着に向けたフォローアップ等、きめ細かで重層的かつ継続的な一貫した就労・自立支援を促進します。
③ 地域就労支援事業による就労支援	○ ひとり親家庭の親をはじめとする就職困難者に対して、地域の実情に応じて市町村の実施する地域就労支援事業を交付金により支援するとともに、大阪府・市町村就労支援事業推進協議会において市町村と連携し、広域連携に関する調整やコーディネーターの育成・交流、就労支援機関等との連携に努めます。 ○ 地域就労支援事業と母子家庭等就業・自立支援センター事業が連携し、相談者一人ひとりに応じた就労をサポートします。

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

具体的取組	事業概要
④ 母子・父子自立支援員による就業相談	○ 母子・父子自立支援員は、地域における母子父子福祉推進委員や民生委員・児童委員、主任児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等との連携により、ひとり親家庭等の日常生活面のさまざまな相談にきめ細かく対応するとともに、ハローワーク等関係機関とのネットワークを活用して就業を支援します。 ○ 就業・自立支援センター事業や母子・父子自立支援プログラム策定事業、地域就労支援事業のほか、ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業の効果的な連携により、ひとり親家庭等の就業を通じた自立を支援します。
⑤ OSAKAしごとフィールドによる就労支援	○ 大阪府の総合就業支援拠点であるOSAKAしごとフィールドの子育て・しごと応援ルーム「ふぁみタス」において、就活と保活に関する相談を受け付けるほか、隣接する建物内にある「保育ルーム キッズもみの木」と連携し、就職活動中の一時保育サービスを提供するとともに、豊富な求職者情報を持つハローワークと連携した就職支援を行います。
⑥ 公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供	○ 就業・自立支援センター事業において、公共職業安定所（ハローワーク）やマザーズハローワーク（ハローワーク内マザーズコーナー）、福祉人材支援センター等と連携しつつ、積極的に求人情報の提供等を行います。 ○ 全国のハローワークが保有する求人情報をオンラインにより、積極的に求職者へ提供し、求人・求職のマッチングの強化を図ります。
⑦ 公共職業安定所（ハローワーク）における職業紹介	○ ひとり親家庭の親等に対してきめ細かな職業相談・職業紹介を実施します。特にマザーズハローワークやマザーズコーナー設置公共職業安定所では、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、子育てをしながら早期の就職を希望している方等に対して、ニーズや状況に応じた就職実現プランの策定、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、希望やニーズを踏まえた求人の確保を行うなど、総合的かつ一貫した就職支援を実施します。 ○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の円滑な実施のため、それぞれの窓口と連携し、必要な求人情報の積極的提供を行います。
【職業訓練等の実施・促進】	
① 公共職業訓練の実施	○ ひとり親家庭の親等に対する企業の求人ニーズを把握し、自立促進に対応した職業訓練を実施するとともに、訓練委託先の就職支援やハローワークとの連携を通じて就職率の向上に努めていきます。 ○ 特に訓練科目については、求人ニーズの状況やひとり親家庭の親等のニーズを的確に把握して、訓練修了後の就職につながることを期待できる科目の設定に努めます。
【重点施策】 ② 就業支援講習会の実施 ＜R11目標：就業支援講習会受講者の資格取得率50%以上＞	○ ひとり親の雇用環境など社会情勢の変化なども踏まえ、資格や技能の取得により、現職でのステップアップや転職を支援する就業支援講習会を実施します。 ○ 講習会の実施にあたっては、受講者アンケート等の結果に基づき講習会の内容の充実を図るほか、土曜日等の参加しやすい日程への配慮や、講習会場における託児サービスの実施など、ひとり親の方が受講しやすい環境の整備に努めます。 ○ 受講後も就業に向けた求人情報提供や就業後の職場定着に向けたフォローアップなど必要な支援を行います。

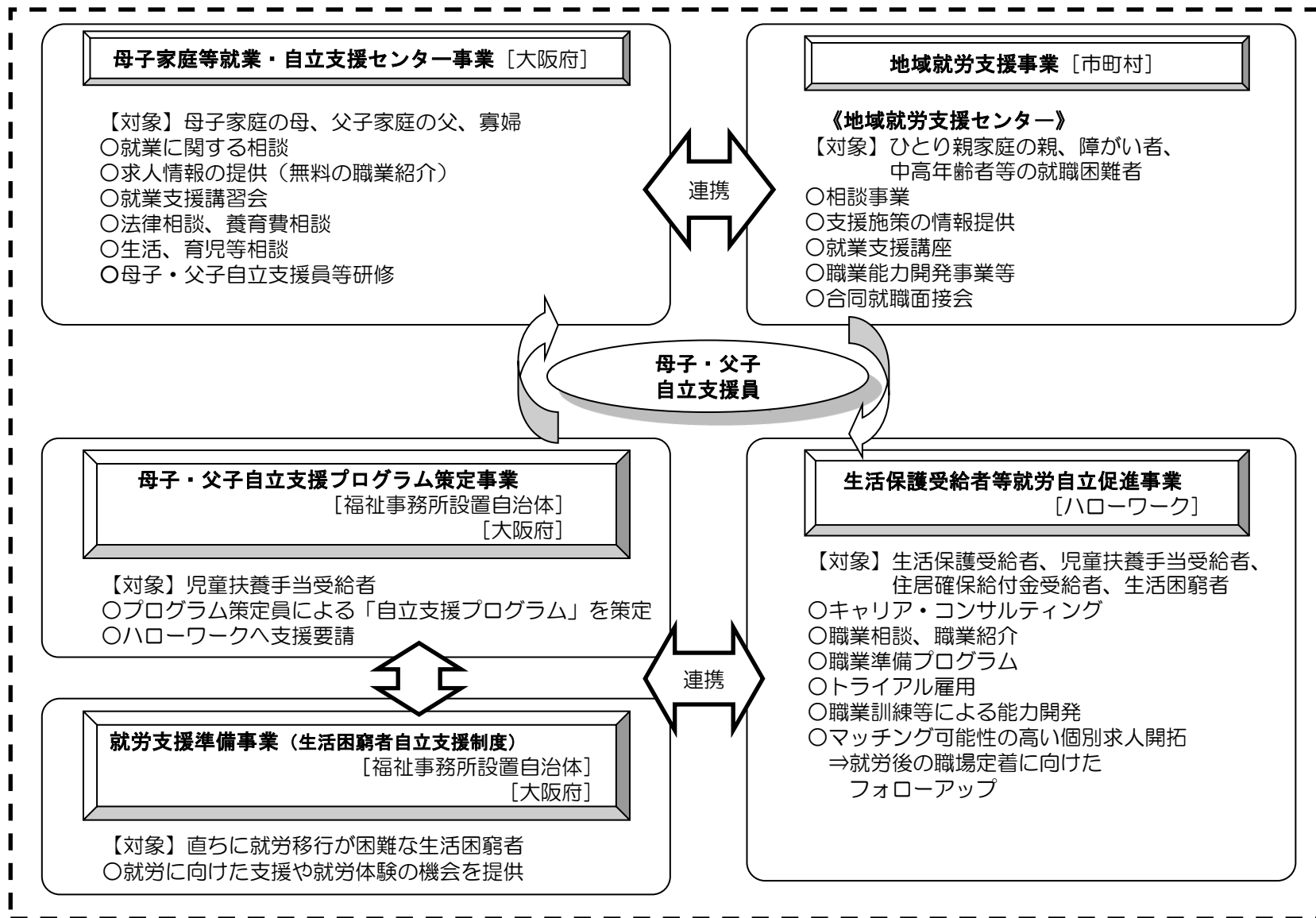
第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

具体的取組	事業概要
③ 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施	○ ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定した雇用につながるよう、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業において就業に有利な資格の取得支援を充実します。
④ 技能習得期間中の生活資金貸付の実施	○ 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業など他制度との連携も図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務を行います。 ○ 公共職業能力開発施設等における技能習得期間中における生活安定のため、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（生活資金）の貸付を行います。
⑤ 職業能力形成プログラム（ジョブ・カード制度）の推進	○ ひとり親家庭の親等の職業能力の習得が必要な方等の安定雇用への移行を促進するため、キャリアアップや就職促進のためのツールであるジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な方には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進します。
【就業機会創出のための支援】	
【重点施策】 ① 民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ ＜R11目標：大阪府母子家庭等就業・自立支援センターへの求人件数 100件以上＞	○ 府は、様々な機会や媒体を活用して、民間事業主に対して、ひとり親家庭の親の雇用への協力の要請や子育てハートフル企業顕彰制度、各種助成金制度等に関する情報提供を行います。 ○ 加えて、府内全域でひとり親が置かれている特別の事情に配慮した雇用が行われるよう、政令市・中核市を除く全市町村へ同様の取組の実施を働きかけます。
② ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進	○ 「行政の福祉化」に関する取組として、改正ハートフル条例に基づいて、総合評価入札制度や指定管理者制度の実施の際に、ひとり親の雇用状況を評価項目に加えることにより、ひとり親家庭の親の雇用促進に努めます。
③ 母子・父子福祉団体等への業務発注の推進	○ ひとり親家庭の親の就業の促進につながるよう、母子・父子福祉団体等への物品や役務の調達など業務発注を推進します。
④ 公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用を通じた正規雇用へのステップアップ	○ 大阪府の公務労働分野での非常勤職員の雇用を推進するとともに、雇用期間満了後の就労支援については、就業・自立支援センター事業において、きめ細かなフォローアップに努めます。 ○ 各市町村における非常勤職員の雇用を働きかけます。

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

具体的取組	事業概要
【重点施策】 ⑤ ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の実施 ＜R11目標：子育てハートフル企業顕彰受賞企業等数6社＞	○ ひとり親の雇用や子育てをしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等を表彰する「大阪府子育てハートフル企業顕彰」を実施し、ひとり親家庭の親の雇用拡大に努めます。
⑥ ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組の推進	○ ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組の一環として、ひとり親家庭の親の職場環境整備を図ります。
⑦ 特定求職者雇用開発助成金の活用	○ 母子家庭の母や父子家庭の父等就職が困難な求職者を公共職業安定所等の紹介により継続して、雇用する労働者として雇い入れる（短時間労働者も可）事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給するとともに、周知を徹底するなどにより、その活用を推進します。
⑧ 試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職、常用雇用への移行の促進	○ 母子家庭の母や父子家庭の父等実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進し、その後の正規職員への転換等安定した常用雇用に繋げる試行雇用（トライアル雇用）を促進します。
⑨ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進	○ 正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母や父子家庭の父等の雇用の安定化を促進します。

就業支援連携体制イメージ



第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

基本目標2 子育てをはじめとした生活面への支援

ひとり親家庭の親が、安心して子育てと就業や職業訓練等との両立ができるようにするため、また、就業が直ちに困難な場合に個々の状況に応じた自立を図るためには、多様な保育サービスや地域子育て支援事業等の子育て支援を積極的に活用してもらうとともに、ひとり親家庭の居宅へ家庭生活支援員を派遣等する日常生活支援事業や、ひとり親家庭の親に対する家計管理や子育てに関する講習会等の支援事業に取り組む必要があります。また、ひとり親家庭の支援については、子どもの貧困対策を推進する観点からも、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの生活面への支援施策を着実に進めることが重要です。

こうした視点を踏まえ、母子家庭及び父子家庭が子育てと就業を両立することができ、安心して子どもが成長できるよう、子育てをはじめとした生活面への支援を推進します。

具体的取組	事業概要
① 保育所等優先入所の推進	○ 国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が保育所等に優先的に入所できるよう市町村に働きかけていきます。
② 多様な保育、子育て支援サービスの提供	○ 多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、保育所等における一時預かり事業、延長保育事業、休日保育事業、夜間保育事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業、さらに試行中のこども誰でも通園制度等も含めた多様できめ細かな保育・子育て支援サービスを市町村において提供できるよう支援します。
③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	○ 国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が放課後児童クラブを優先的に利用できるよう働きかけていくとともに、市町村の地域の実情に応じた放課後児童クラブの充実を推進します。
④ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用支援	○ ひとり親家庭等日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努めます。 ○ 家庭生活支援員として、ひとり親家庭等を積極的に活用します。 ○ ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進します。
⑤ 生活支援講習会等事業の実施	○ ひとり親家庭等生活向上事業の一環として、生活支援に関する講習会を実施し、家庭での育児、児童のしつけなど子どもの世話や家事など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るように努めます。
⑥ 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援	○ 離婚、その他の事情により居住先を失うなど、多くの生活課題を抱えた母と子に対しては、精神的に安定できる環境を提供しつつ、生活・子どもの養育上のさまざまな支援を行うことが必要です。 ○ 18歳未満の子どもがいる母子家庭で、子どもの福祉を図る必要があり、施設利用を希望する場合、母と子どもが母子生活支援施設を利用することによって、子育てや生活の自立が図れるよう、引き続き支援を行います。 ○ 保護を必要とする母子に適切な支援が提供されるよう、母子生活支援施設の活用を促進します。

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

具体的取組	事業概要
⑦ 公営住宅における優先入居の推進等	○ 真に住宅に困窮する府民の居住の安定を図るため、府営住宅の入居者募集においては、募集戸数の概ね4割をひとり親、高齢者、障がい者等の福祉世帯向けのために確保し、優先入居を引き続き実施します。 ○ 府営住宅では、地元市・町との連携のもと、建替事業等により創出される用地を活用し、保育所等社会福祉施設等の併設を行うとともに、空室を活用し、子育て支援や生活支援サービスの提供など、地域の課題解決に資する取組を推進します。 ○ 府は、市町が地域の実情に応じて、ひとり親世帯を対象にした市町営住宅への優先入居の仕組みを導入するよう、指導・助言を行います。 ○ ひとり親家庭などの住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録、ホームページ等を通じて情報提供を行う、大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度を推進します。また、身近な市区町村で住まいに関する相談ができるよう、市区町村単位での居住支援協議会の設立を促進します。 ○ ひとり親家庭の民間賃貸住宅への入居制約の解消に向け、宅地建物取引業者や、宅地建物取引業者を通じて家主に対する啓発を行います。
⑧ 住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）による住居の確保等	○ 離職などにより住居を失った方、又はそのおそれが高い方であって、所得等が一定水準以下の方に対し、福祉事務所設置自治体において、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給することにより、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。 ○ 経済的に困窮して住居を失った方、住居の家賃を支払うことが困難になった方に、家計を改善するため新たな住居を確保する支援を行います。
【重点施策】 ⑨ 子どもの学習支援等の推進 ＜R11目標：政令市・中核市を除く府内全34市町村がひとり親家庭の低所得や貧困世帯の子どもへの学習支援を実施＞	○ ひとり親家庭、特に低所得世帯や貧困世帯の子どもの学習機会の確保を図るため、市町村等における子どもの生活・学習支援事業（ひとり親家庭等生活向上事業を活用したひとり親家庭等の子どもに対する学習支援等を行う事業）や子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援制度を活用した生活困窮者世帯や被保護者世帯の子ども等にする学習支援等を行う事業）をはじめとする居場所づくりを含めた学習支援について、地域の実情やニーズの把握に努めつつ、府域全体で取組が進むよう、広域自治体として、関係部局間で連携を図りながら、市町村の取組事例の共有など支援を行います。
【重点施策】 ⑩ 子ども輝く未来基金を活用したひとり親家庭への支援 ＜R11目標：子ども輝く未来基金を活用したひとり親家庭への生活支援等（R5：1,492件支給）についてニーズ等に応じて実施＞	○ 子ども輝く未来基金を活用し、キャンプなど自然体験、スポーツ・文化芸術活動などにかかる費用補助による体験活動支援や、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の小学6年生に対して、自転車、学習・スポーツ・音楽・美術用品等を届ける生活支援などを実施します。

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

基本目標 3 共同養育の取組

民法の改正（平成24年4月施行）により父母が協議離婚をするときに協議で取り決める「子の監護についての必要な事項」の具体例として親子交流と養育費が示され、これに併せて、離婚届にこれら取り決めの有無を記す任意のチェック欄が新設されました。また、令和6年度には、民法の改正（施行日未定）により、法定養育費（子の監護に要する費用の分担）や裁判手続における親子交流の試行的実施など、離婚及びこれに関連する家族法制の見直しが行われました。

父母が離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子どもが会ったり、電話等で定期的、継続的に交流を行う親子交流は、子どもの健やかな成長にとって重要なものです。

一方、養育費の取り決め状況は依然として低く、取り決めが行われていても支払われないケースが多く見られますが、子どもの健やかな成長を経済的に支えるためにも養育費は必要なものです。

これまででも大阪府において養育費や親子交流に関する新規事業を開始する等支援体制の充実を図ってきましたが、引き続き、こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、離婚後も父母が共同して子どもの養育に関与することができるように、親子交流や養育費に関する啓発や相談体制の整備に取り組んでいきます。また、親子交流支援及び養育費の取り決めや受給促進のため、国の動向等の情報収集やニーズ等の把握に努めながら、必要な支援について検討してまいります。

具体的取組	事業概要
【重点施策】 ① 共同養育に関する普及啓発 ＜R11目標：大阪府離婚前後の親支援講座の受講者数140名以上＞	○ 民法改正に伴う離婚後の共同親権の導入や養育費・親子交流等の見直しを踏まえ、個別事情に配慮した支援を実施できるよう、市町村の職員に対して、共同養育に関する研修を実施するなど、普及啓発に努めます。 ○ 離婚前後の父母等を対象に親支援講座等の機会を活用して、養育費や親子交流に関する普及啓発を行います。講座の実施にあたっては、オンラインの活用等による受講しやすい環境の整備や、市町村等との連携による周知の強化に取り組めます。
【重点施策】 ② 親子交流に向けた支援 ＜R11目標：「ひとり親家庭の親子交流の実施状況」60%以上 参考指標：府立母子・父子福祉センターにおける親子交流相談件数 100件＞	○ 府として、大阪府立母子・父子福祉センターにおいて、親子交流に関する相談を受け付けると共に、子どもの福祉の観点から、親子交流を支援します。 ○ 加えて、府は、政令市・中核市へ親子交流に関する取組の実施を働きかけます。
【重点施策】 ③ 養育費確保に向けた取組の推進 ＜R11目標：「母子家庭の養育費の受給率」40%以上 参考指標：政令市・中核市を除く府内全34市町村が村養育費確保に関する取組を実施＞	○ 府として、大阪府立母子・父子福祉センターにおいて、養育費に関する相談を受け付けると共に、府が所管する福祉事務所未設置の8町1村のひとり親を対象に、養育費に関する公正証書等の作成や強制執行に必要な費用、保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用及びADR・ODRにかかる費用について補助することにより、養育費の確保に向けた取組を行います。 ○ 加えて、政令市・中核市を除く市町村へ養育費確保に関する取組の実施が図られるよう働きかけます。

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

具体的取組	事業概要
④ 養育費等相談支援センター事業等との連携	○ 子ども家庭庁の委託事業として、養育費等にかかる情報提供や相談等を行う養育費等相談支援センターや市町村等とも連携し、児童扶養手当現況届の提出時などさまざまな機会を活用して、養育費確保に関する情報提供等を行うとともに、母子・父子自立支援員等に対し、養育費に関する実践的な研修を実施するなど、相談担当者の知識・技能の向上を図り、養育費の受給率向上に努めます。
⑤ 法律等相談事業の実施	○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業において、弁護士による親子交流や養育費に関する法律相談を実施するとともに、必要に応じて、相談者に法テラス、弁護士会や民間団体等を紹介します。
⑥ 母子・父子自立支援員等による相談機能の強化	○ 母子・父子自立支援員等が親子交流を行うための手続や養育費の確保等について、適切な助言や情報提供等の支援ができるよう研修等により相談機能を強化します。
⑦ 市町村や専門機関との連携	○ 親子交流の意義が深まるよう、情報提供等を通じて住民生活に身近な市町村と連携し、円滑な親子交流の実施に向けた取組を進めます。 ○ 婚姻関係の維持又は解消、婚姻解消後の子の監護に関する紛争について民事調停を行う公益社団法人家庭問題情報センター（ＦＰＩＣ）と連携し、親子交流の実施や養育費の確保等に関する支援を行うとともに、母子・父子自立支援員等に対して、研修等により、これら支援に向けた必要な情報提供等を行い、相談機能の強化を図ります。

基本目標 4 経済的支援

離婚等によるひとり親家庭に対して支給する児童扶養手当制度や、さまざまな資金使途に応じた母子・父子・寡婦福祉資金貸付金などの経済的支援については、ひとり親家庭等の安定した生活を支援するために重要なものです。

国では、児童扶養手当について、家計の安定を図るため、令和元年11月から支払回数を年3回から6回に増やし、令和6年11月からは、第3子以降の多子加算額の増額や、全受給者に対する全部支給及び一部支給の所得制限限度額を引き上げます。また、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金は、資金の必要な時期に合わせ、就学支度資金の入学前貸付、大学等授業料の修学資金の二期交付など、円滑な貸付交付を行うことで経済的自立の支援を図ります。

大阪府では、これら手当や貸付等による支援が円滑に実施できるよう努めるとともに、これらの事務に携わる市町村等の職員への研修の実施等により、適切な情報提供や窓口における相談支援の充実を図ります。

具体的取組	事業概要
① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の円滑な貸付事業の実施	○ ひとり親家庭等に対して、政令市・中核市を除く市町及び福祉事務所未設置の町村との連携により、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正かつ円滑な貸付業務に努めます。 ○ 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や奨学金事業、高等教育の修学支援制度など他制度との連携も図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の適正な貸付事業に努めます。 ○ ひとり親家庭等に対して、福祉事務所設置自治体の窓口等において、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報を提供するとともに、制度改正などの際には、母子・父子自立支援員に対しても研修等の実施により円滑な貸付を行います。 ○ また、貸付にかかる相談を通じて、個々の生活状況やニーズを把握し、必要な助言や情報提供など適切な支援を行います。 ○ 修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子及び男子が扶養している児童にかかるものに限る）、就学支度資金については、無利子での貸付、それ以外の貸付については連帯保証人を立てられない場合は有利子での貸付になります。

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

具体的取組	事業概要
② 児童扶養手当の給付業務の実施等	○ ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的とした児童扶養手当の適正な支給に努めます。 ○ 申請窓口である市町村との連携により、ひとり親家庭の親に対し、児童扶養手当制度に関する情報提供を行い、相談窓口においてはプライバシーの保護に配慮しながら、就業相談や必要な情報提供を積極的に行います。 ○ 手当支給開始後5年経過等により手当の一部支給停止となる措置については、就労等を行っている受給者は適用除外となり手当を受給し続けられることから、対象者には制度の案内をしっかりと行い、手続されるよう努めるとともに、就労等していない非該当者には、町村と連携し就業相談など就業促進を行い手当の円滑な支給に努めます。 ○ こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額の引き上げや、手当額の増額についても一定なされたものの、ひとり親家庭の実態を考慮し、必要に応じて、さらなる所得制限の緩和や手当額の増額など、国に要望していきます。また、引き続き、支給開始後5年を経過又は支給要件該当後7年を経過した受給資格者が対象となる一部支給停止措置の廃止、税制上の寡婦控除の定額控除から定率控除への転換など、制度の改善等についても国に要望していきます。
③ ひとり親家庭医療費助成等の実施	○ 大阪府の福祉医療費助成制度（ひとり親家庭医療費助成、乳幼児医療費助成）の対象者の経済的負担を軽減し、医療を受けやすくするため、医療費の一部を助成する市町村に対して補助を行うものであり、対象者にとって重要な役割を担っていることから、将来的にも持続可能な制度とする観点に留意しつつ、引き続き助成に努めます。
④ 各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援	○ 就学支援の一環として、各種減免・奨学金制度の周知及び適正な助成・貸与・減免に努めるとともに、就学支援に関する相談等に応じます。 ○ 大阪府内の私立高等学校及び専修学校高等課程等に在籍する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために、国の就学支援金と併せて、授業料が無償となるよう、授業料支援補助金を支給します。 ○ 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。 ○ 公益財団法人大阪府育英会を通じて、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒等に対し、奨学金や入学資金の貸付けを行います。 ○ 経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対し必要な支援を行い、教育の機会均等を図る就学援助事業について、実施主体である市町村教育委員会に対して十分な補助等がなされるよう、国に働きかけます。

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

基本目標 5 相談機能の充実

様々な事情を抱えたひとり親家庭等に対し、適切な支援を行うためには、個別のニーズに応じた支援メニューを用意し、それらを適切に組み合わせる相談支援を行う必要があります。

また、子育てと生計の維持を一人で担うひとり親家庭の親は、平日や日中に相談窓口で相談することが困難な状況にあることが多いことから、必要に応じて専門機関につなぐ等、適切な支援に結びつける相談機能の充実が求められます。

そのため、身近な相談体制として、福祉事務所設置自治体に配置されている母子・父子自立支援員や、地域における母子父子福祉推進委員や民生委員・児童委員、主任児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等による相談等支援活動に加え、専門機関として、府立母子・父子福祉センター、福祉事務所や子ども家庭センター（児童相談所）、保健所、社会福祉協議会、隣保館などさまざまな社会資源を活用することが必要です。

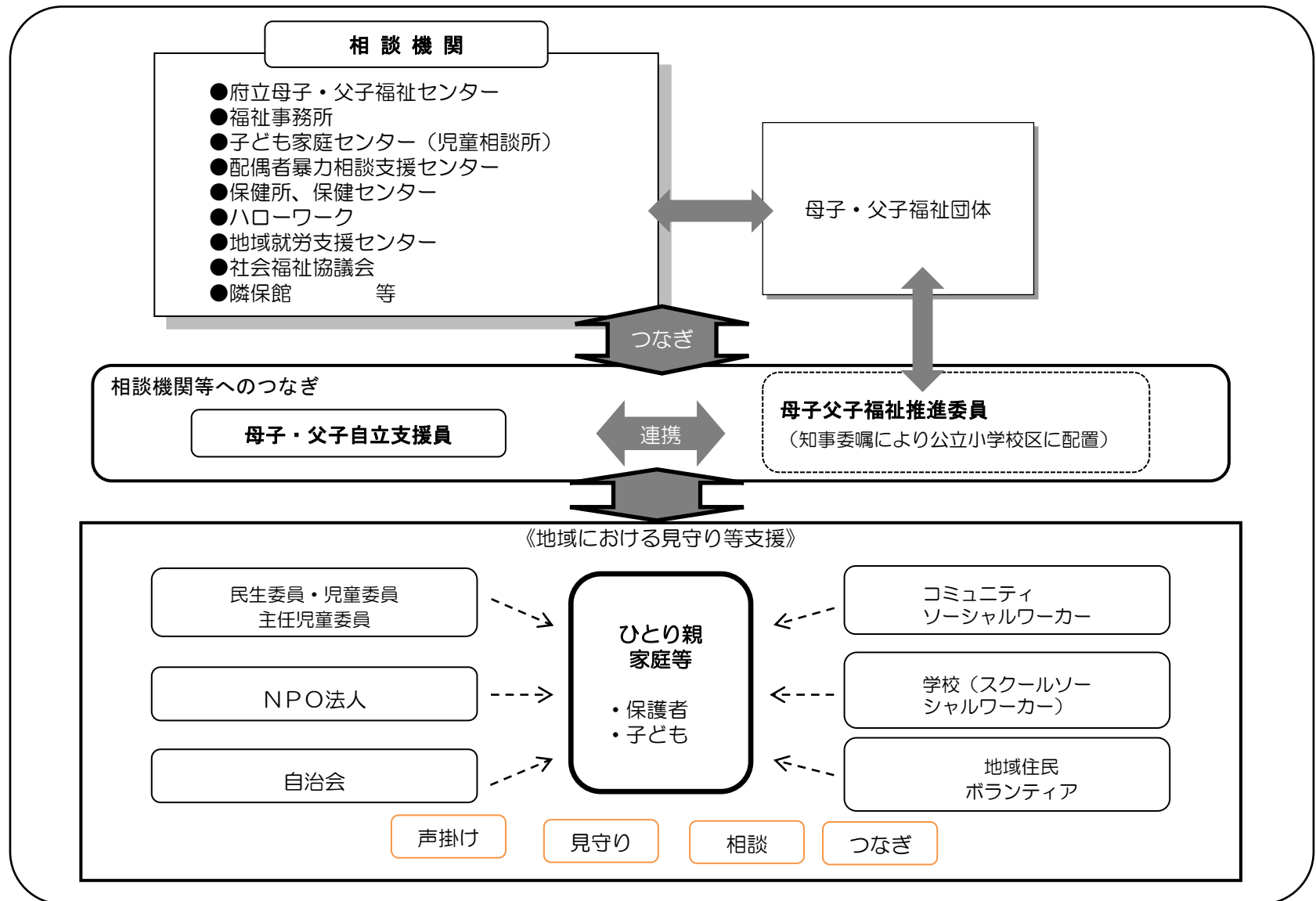
支援を要する方に必要な助言や情報提供を行い、適切な支援につなげるため、こうした関係機関等の連携の強化を図るとともに、支援対象者の置かれている状況を踏まえ、対象者に寄り添った情報発信のあり方について工夫していくことが必要です。また、支援を要する方が相談窓口等につながるよう、ワンストップで寄り添い型の支援体制の整備を推進していきます。

具体的取組	事業概要
【重点施策】 ① 府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実 ＜R11目標：府立母子・父子福祉センターにおける相談件数 3,000件以上＞	○ 令和2年度に開設した府立母子・父子福祉センターが府内の中核的な支援拠点施設としての役割を果たせるよう、ひとり親家庭の親や寡婦への相談支援を行います。 ○ 府立母子・父子福祉センターの認知度を高めるため、市町村との連携やインターネット・SNSを活用した周知に取り組み、同センターの認知度を高め、同センターへの相談件数を増加させます。 ○ さらに、相談事例の積み上げやデジタル技術の活用により、必要な方に必要な支援が届けられるよう、更なる相談機能の充実を図っていきます。
② 母子・父子自立支援員等による相談支援の実施	○ 母子・父子自立支援員による相談支援をはじめ、プライバシーの保護に配慮しつつ、地域における支援の担い手となる関係者との連携を図り、問題解決に必要な適切な支援や情報提供など、きめ細かな相談対応を行います。 ○ 就業や養育費の確保など、生活基盤の安定を図るための各種支援を行うため、職業紹介機関や法律相談機関等と一層密に連携していきます。 ○ 相談の最前線に立つ母子・父子自立支援員の生活支援や就業支援の相談等の強化を図るため、ヤングケアラーなどの支援の必要な子どもや家庭に関するテーマなど、ニーズにマッチしたさまざまな事例やロールプレイ形式によるきめ細かな研修を実施するとともに、ブロック会議の場等を通じて必要な情報提供を行うなど、相談機能の充実強化を図ります。
③ 土日・夜間相談事業の実施	○ 仕事や子育てにより、平日や日中における相談が困難なことから、比較的時間に余裕のある夜間・休日に気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談をひとり親家庭等生活向上事業の一環として実施し、必要な支援や情報提供に努めます。
④ 困難な問題を抱える女性への支援	○ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）に対し、女性相談センターにおいて相談事業を実施し、必要な支援や情報提供を行うほか、府内市町村に設置された女性相談窓口の周知に努めます。

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

具体的取組	事業概要
⑤ 配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施	○ 女性相談センター及び配偶者暴力相談支援センターの機能を持った府内6か所の子ども家庭センター（児童相談所）における相談事業の周知を図るとともに、被害者の人権の尊重や安全確保に十分に配慮しながら、それぞれの施設の機能を活かした専門相談などの必要な支援や情報提供に努めます。
⑥ 子ども家庭センター（児童相談所）等による相談事業の実施	○ しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配ごとについて、お住まいの地域を管轄する、府内6か所の子ども家庭センター（児童相談所）の専門の職員が相談支援を行い、ひとり親家庭の養育不安の解消に努めます。 ○ 市町村が行う児童家庭相談の円滑な実施のため、必要に応じて助言等を行うなど、市町村担当課と連携し相談支援を行います。
⑦ 母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実	○ 大阪府内（政令市・中核市を除く）の公立小学校区ごとにおおむね1名の母子父子福祉推進委員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に応じるとともに、母子・父子自立支援員等と連携し、適切な情報提供や情報発信が行えるよう、母子父子福祉推進委員の知識、技能の向上を目的とした研修を行います。 ○ また、市町村等とも連携しながら、ひとり親家庭等から「顔の見える」母子父子福祉推進委員となるよう、さらなる広報・啓発に努めます。
⑧ 府・市町村担当課による情報提供等の充実	○ 相談先がない、相談先が分からない方のために、大阪府が相談ごとや各種事業などについて、総合案内（コンシェルジュ）機能を発揮します。 ○ 府は、市町村等と連携して、広報紙や府ホームページ等を活用するほか、パンフレット等の作成・配布などにより、事業や制度等の周知や利用促進に努めます。また、府立母子・父子福祉センターをはじめ、他の支援相談機関等とも連携を強化し、支援を必要とする方に対し、相談窓口や制度等の周知を図ります。 ○ 市町村においては、ひとり親家庭等に対する制度や施策を紹介したリーフレットなどをひとり親家庭担当課や戸籍担当課等の窓口にとともに、児童扶養手当やひとり親家庭医療証の手続等のさまざまな機会を活用することなどにより、積極的な制度等の周知や利用促進に努めます。
⑨ 関係機関との相互連携の推進	○ ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口となる母子・父子自立支援員や府立母子・父子福祉センターをはじめ、福祉事務所や子ども家庭センター、社会福祉協議会、隣保館等の専門機関の相談員、地域でひとり親家庭等の支援の担い手となる母子父子福祉推進委員や民生委員・児童委員、主任児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、就労支援機関であるハローワークや地域就労支援センター等に対し、研修の場等を通じて制度の周知や必要な情報提供等を行うことにより、各種相談窓口との相互の連携を強化し、身近な地域で生活や就業にわたる相談に応じるとともに、必要に応じて適切な制度や施設、サービスにつなぐなど支援体制の整備に向けた取組を進めます。
⑩ 福祉と教育との連携強化	○ 学校等に配置、派遣されるスクールソーシャルワーカーに対し、必要に応じてひとり親家庭等に対する相談窓口や制度の周知等を行う等により、学校等との連携強化を図り、支援を要するひとり親家庭の親や子どもを早期の段階で必要な制度やサービス、関係機関につなぐことができるよう、地域の実情に応じたセーフティネットづくりによる子どもの貧困対策の推進に努めます。

地域における相談支援機能と連携体制イメージ



基本目標 6 人権の尊重

ひとり親家庭等をめぐる課題の中には、離婚等に至る事情や生活実態への理解が不十分なまま、その人権が尊重されないことに起因するものもあり、また、結婚や離婚、未婚などに対する固定的な価値観や先入観により、ひとり親家庭等に対する偏見や差別も見られます。それに加え、国籍の違いや障がい者であることなどにより、不利益な扱いを受けることもあります。

ひとり親家庭等が生活を送る上で、誰もが個人として尊重され、その個性や意欲、能力を活かしながら自己実現を図ることができる必要があります。

ひとり親家庭等の自立を支援し、暮らしの安定と向上を図るため、基本目標に掲げる取組を総合的に推進します。

また、ひとり親家庭等が、不当な差別や偏見により人権侵害を受けることのないよう取り組んでまいります。

具体的取組	事業概要
① 人権啓発に関する施策の推進	○ 結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別の解消に向けた啓発に取り組めます。
② 入居差別解消に向けた啓発の実施	○ 入居差別解消に向けて宅地建物取引業者や、宅地建物取引業者を通じて家主に対する啓発を行い、不利益な扱いを受けることのないよう、ひとり親家庭等の人権問題の取組を進めます。
③ 企業に対する公正採用に関する啓発の実施	○ 企業への啓発を通じて、公正な採用選考の実現をめざし、ひとり親家庭をはじめとするすべての求職者が不利益な扱いを受けることのないよう、人権問題への取組を進めます。
④ 個人情報取扱い等に関する取組の推進	○ 母子・父子自立支援員や相談関係者間で、支援を要するひとり親家庭等の情報を共有する際は、個人情報適正に取り扱うとともに、母子・父子自立支援員等に対して研修等を通じて個人情報の取扱い等に関する意識啓発や資質の向上に努めます。

第9章 都道府県社会的養育推進計画 目次

- 1－（１） 計画の基本的方向性
- 1－（２） 計画期間
- 1－（３） 計画の位置づけ（子ども計画との整合性）
- 2. 第三次大阪府社会的養育体制整備計画の検証（令和５年度末実績）
- 3. 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- 4. 児童相談所の強化等に向けた取組
- 5. 一時保護機能の強化に向けた取組
- 6. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- 7. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- 8. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 9. 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- 10. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 11. 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- 12. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- 13. 母子生活支援施設の活用について
- 14. 障がい児入所施設における支援
- 15. 社会的養育を担う分野にまたがる取組（人材確保・育成）
- 16. 社会的養育を担う分野にまたがる取組（その他の社会的養護関係施設）
- 17. 府内の社会的養育推進計画（大阪市、堺市、豊中市）
- 18. 当事者である子どもの意見について ※本計画の中で、子どもの意見反映に関する内容には **子どもの意見** マークを付しています。

1－(1) 計画の基本的方向性

これまで、大阪府では、第三次大阪府社会的養育体制整備計画（以下「第三次計画」といいます。）に基づき、実父母や親族等を養育者とする環境を最優先として、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、里親家庭等による「家庭における養育環境と同様の養育環境」による養育を推進するとともに、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の取組を進め、施設による「できる限り良好な家庭的環境」を整備してきました。本計画においてもその基本的方向性が変わるものではなく、令和4年改正児童福祉法等の内容も踏まえ、一層の取組推進が求められているものです。

そこで、大阪府では本計画の策定にあたり、以下の第三次計画の理念を引き継ぐこととします。

「あらゆる子どもが権利の主体として尊重され、社会的養育におけるすべての主体が
「子どもの最善の利益」を追求することで、子どもがぬくもりの中で育ち、自立できる社会の実現」

これは、平成28年改正児童福祉法による子どもの権利保障を踏まえ、社会的養育に関わる全ての主体が適切な役割分担のもと、力を合わせて子どもの最善の利益を追求し、子どもの健やかな育ちと自立をめざすことを旨として掲げたものであり、継続的にめざすべき理念です。大阪府は、子どもの権利擁護と次世代育成の観点から、大阪府における社会的養育の実情もふまえつつ、市町村、里親、児童福祉施設、地域の関係機関及び府民と協働し、社会全体で、家庭での養育及び一人ひとりの子どものニーズに応じた支援ができるよう、本計画を策定します。

1－(2) 計画期間

2025（令和7）年度を初年度とし、2029（令和11）年度を目標とする5年間を見据えた計画

1－(3) 計画の位置づけ(子ども計画との整合性)

子ども・子育て支援法第62条第2項第5号（令和8年4月1日以降は第6号）に基づく都道府県社会的養育推進計画として大阪府子ども計画に包含

【参考】子ども・子育て支援法抜粋

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（中略）

五 保護を要する子どもの養育環境の整備 （後略）

※次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定する都道府県行動計画においても「保護を要する子どもの養育環境の整備」を策定することができるとされています。

なお、本計画は令和6年度末時点の府所管にかかる計画として策定。政令市及び児童相談所設置市については別途策定をしており、その概要は項目番号17に掲載します。

2 第三次大阪府社会的養育体制整備計画の検証(令和5年度末実績)

大阪府における取組状況（主な内容）

①市町村の子ども家庭支援体制の構築

《内容》

妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のための「子育て世代包括支援センター」や、子ども等に対する必要な支援を担う「市町村子ども家庭総合支援拠点」など、市町村の家庭支援体制の整備に向けた取組を支援します。

《具体的取組》

- 府内全市町村において、「子育て世代包括支援センター」の設置が完了（令和2年度末）
- 市町村子ども家庭総合支援拠点については、39市町村が設置済み（令和5年度末時点）

《改正児童福祉法関係》

・市町村こども家庭センターの設置（努力義務） ・子育て世帯訪問支援事業／児童育成支援拠点事業／親子関係形成支援事業の創設

②一時保護機能の拡充

《内容》

子どもの権利擁護が図られるとともに、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な一時保護ができるよう、緊急保護機能やアセスメント機能の強化に取り組むとともに、一時保護中の環境整備に努めます。

《具体的取組》

- 3か所目の一時保護所の開設（令和5年10月～）

《改正児童福祉法関係》

・一時保護所の設備・運営基準の制定（令和6年3月末府令公布） ・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

③「家庭における養育環境と同様の養育環境」と「できるかぎり良好な家庭的環境」の推進

《内容》

子どもが心身ともに健やかに育成されるため、「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームでの養育推進に向け、包括的な里親支援体制の構築に取り組むとともに、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を図ります。

《改正児童福祉法関係》

・里親支援センターの創設 ・妊産婦等生活援助事業の創設

④子どもの権利擁護の充実

《内容》

子どもが権利の主体であるという児童福祉法の理念を念頭に、子どもが意見を表明しやすい環境づくりや苦情解決の仕組み構築に取り組めます。

《具体的取組》

- 府内の児童養護施設等への意見表明等支援員の派遣（令和3年度～）

《改正児童福祉法関係》

・意見聴取等措置の実施（義務） ・子どもの権利擁護に係る環境整備（義務） ・意見表明等支援事業（努力義務）

第9章 都道府県社会的養育推進計画

2 第三次大阪府社会的養育体制整備計画の検証(令和5年度末実績)

大阪府における取組状況（主な内容）

＜代替養育を必要とする子ども数＞

		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
児童人口	第三次計画推計	850,478人	826,782人	820,266人	814,741人
	実績	825,339人	810,551人	797,812人	784,255人
	適合率	約97%	約98%	約97%	約96%
要保護児童数	第三次計画推計	1,768人	1,659人	1,655人	1,652人
	実績	1,594人	1,594人	1,616人	1,595人
	適合率	約90%	約96%	約98%	約97%

・第三次計画において推計した数値と、令和元年度から4年度までの実績値を比較すると、適合率はおおむね90%以上。

＜大阪府における社会的養護の体制整備（種別ごと登録数・里親等委託率）＞

	R 5 年度（年度末）		R 6 年度目標	
	里親登録数	委託児童数	里親登録数	委託児童数
養育・専門里親	232	114	488	283
養子縁組里親	61	12	79	12
親族里親	16	18	8	10
ファミリーホーム	13	40	108	72
合計	322	184	683	377

第9章 都道府県社会的養育推進計画

2 第三次大阪府社会的養育体制整備計画の検証(令和5年度末実績)

大阪府における取組状況（主な内容）

里親等委託率		0～2歳	3～5歳	6～17歳	全体
目標値	R11年度末 里親等委託率	64%	44%	38%	42%
	R6年度末 里親等委託率	47%	28%	24%	26%
実績	R5年度末時点の里親等委託率	18.6%	18.1%	12.2%	13.7%

- ・ A型フォostリング機関は4機関6か所（子ども家庭センター管内に各1か所）設置、B型フォostリング機関は22施設を指定
- ・ 全子ども家庭センターに家庭移行推進チームを設置
- ・ 計画上、年間82家庭の新規登録を目標に掲げていましたが、毎年40件前後で推移。加齢等の理由による登録消除件数も毎年25件前後（うちはぐくみホーム（養育里親）では毎年11件前後）あり、全体として登録数は伸び悩んでいます。
- ・ 特に、乳幼児の里親委託について、目標値と実績のかい離が大きい状況です。

<大阪府における社会的養護の体制整備（施設）>

目標		R1年度末時点	R5年度末実績	計画R6年度見込み
児童養護施設 定員数		1,444	1,371	1,346
	ユニット数	59	65	83
	グループホーム数	33	40	50
乳児院 定員数		172	160	152
	ユニット数	9	18	24
	グループホーム数	1	0	2

※グループホーム…地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア

- ・ 令和5年度末時点でのユニット数やグループホーム数は、児童養護施設、乳児院ともに、令和元年度に各施設において策定した児童養護施設及び乳児院の「小規模かつ地域分散化、高機能及び多機能化・機能転換に向けた計画」を取りまとめた令和6年度時点の見込み数までは至っていないものの、令和元年度から着実に増加しています。

第9章 都道府県社会的養育推進計画

2 第三次大阪府社会的養育体制整備計画の検証(令和5年度末実績)

第三次計画目標値と実績のかい離について（伸び悩みの背景）

■里親登録数について

- ・府は単独世帯の割合が相対的に高く、世帯構成が積極的な登録につながりにくい可能性があります。
- ・府における年間家計収入平均額は全国平均を50万円以上下回っています。里親手当等の制度上の支援はあるものの、子どもの養育にかかる経済的負担が、積極的な登録へのハードルとなっている可能性があります。
- ・里親認定にあたっては、子どもの養育環境を準備する観点から、子ども用の個室の確保や、家全体でも一定の面積があるか等を確認しています。府における1住宅当たりの室数や延べ面積は以下の状況で、住宅事情が積極的な登録のハードルとなっている可能性があります。

	単独世帯割合	年間家計収入平均	1住宅当たり居住室数	1住宅当たり延べ面積	持ち家比率
大阪府	41.8%	5,031千円	3.95室	76.98㎡	54.7%
全国	37.9%	5,584千円	4.42室	93.04㎡	61.2%

（出典：R2国勢調査〔単独世帯割合〕/年間家計収入平均〔R1全国家計構造調査〕/ほか項目〔H30住宅・土地統計調査〕）

■社会的養護を必要とする児童の状況

- ・措置開始時点でのアセスメントにおいて、トラウマ起因の行動や症状、愛着障がい等がある状態像の児童が一定割合存在するほか、措置中に発達障がいの傾向が顕在化するなどの児童も存在します。
- ・府における社会的養護を必要とする児童については、心理的ケアや医療的ケアが現に必要な児童、さらには被虐待経験やトラウマ関連症状など、将来的にケアの必要性が見込まれる児童も含め、ケアニーズが高い状況にあります。

	身体、発達及び心理ケア ニーズの有無	通院介助の必要性の有無	児童精神科医療ケア必要性 の有無	身体的、知的障がい、発達 障がいの有無
0歳	31.8%	13.6%	4.6%	0%
1～2歳	35.9%	23.1%	1.3%	19.2%
3～5歳	44.9%	7.6%	6.0%	21.6%
6～12歳	77.4%	12.2%	23.7%	48.0%
13～18歳	75.1%	10.8%	23.6%	41.3%
全体	70.0%	11.6%	20.2%	39.8%

（出典：府措置児童の時点調査）

第9章 都道府県社会的養育推進計画

2 第三次大阪府社会的養育体制整備計画の検証

第三次計画目標値と実績のかい離について（伸び悩みの背景）

■社会的養護を必要とする児童の状況

	全数	被虐待経験のある人数	被虐待経験の割合	全国 *
里親	144	76	52.8%	46.0%
ファミリーホーム	47	24	51.1%	56.8%
児童養護施設	1,111	839	75.5%	71.7%
乳児院	84	71	84.5%	50.5%

（出典：府措置児童の時点調査 なお、*はR4児童養護施設入所児童等調査結果）

- ・里親委託した児童のうち、何らかの理由で施設への措置変更に至った児童が毎年一定数存在します。児童数に対する措置変更の数は、児童養護施設と比較すると、総じて多い状況です。
- ・なお、里親における下記3か年措置変更について、重複はあるものの養育困難（子どものケアへの対応困難、里親家庭内の関係性）、里親による不適切養育等の理由が28件あります。

	措置変更数	里親委託児童数 （年度末時点）	参考：里親への新規措置数
R2年度	17	206	66
R3年度	11	203	53
R4年度	14	194	44

（出典：府里親委託等実態調査）

（参考）児童養護施設からの措置変更ケース（他の児童福祉施設等への措置変更ケース）

	措置変更数	児童養護施設等 入所児童数 （年度末時点）	参考：施設への新規措置数
R4年度	31	1,195	288

（出典：R5児童養護施設等入退所状況等調査）

第9章 都道府県社会的養育推進計画

2 第三次大阪府社会的養育体制整備計画の検証(令和5年度末実績)

第三次計画目標値と実績のかい離について(伸び悩みの背景)

■社会的養護を必要とする児童の状況

- ・また、施設入所や里親委託に際しては保護者同意が必要ですが、里親委託の保護者同意については困難な事例も存在します。
- ・府新規措置児童ニーズ調査において、里親委託が望ましいと判断した数は78人ですが、そのうち里親委託以外の措置となったのは52人でした。
- ・里親委託以外の措置となった理由については、里親委託に関し保護者同意が得られず委託不可となったものが27人、児童の状況にマッチング可能な里親が確保できず委託不可となったものが26人という状況でした(一部重複あり)。

ここまで記載のとおり、大阪府において社会的養護を必要とする子どもは、被虐待経験を有する者が多いほか、愛着障がい、トラウマに起因する行動・症状や家庭環境への拒否等、特別な支援が必要となる状態像の者も多い状況です。特に乳児院における措置状況に着目すると、全国値と比較して被虐待児の割合が高いのも府の特徴と言えます。

府におけるこれらの子どものケアニーズの実情を踏まえると、乳児院・児童養護施設においては養育に高度な専門性を求められます。

里親についても、子どもたち一人ひとりの背景を踏まえた養育についての理解と、一定の養育スキルがあるか、その獲得が見込まれる等、登録にあたって慎重な判断が必要です。

里親登録については、こうした背景を踏まえ、全子ども家庭センター管内でA・B型フォostリング機関を整備し、全子ども家庭センターに家庭移行推進チームを配備する等、体制整備を進めてきたにもかかわらず、登録数が伸び悩む現状にあります。

また、登録された里親であっても、委託をするにあたっては、子どもの最善の利益の観点から丁寧なマッチングや、委託後支援の必要がある中で、委託率についても計画目標値に届いていません。

※出典補足…「府新規措置児童ニーズ調査」：R4.9.1～R5.8.31期間に入所措置、里親委託(措置変更含む)等した児童の情報を府において調査
「府措置児童の時点調査」：R5.8.1時点で入所措置、里親委託等を行っている児童の情報を府において調査
「府里親委託等実態調査」：R2.4.1～R5.3.31期間に里親・ファミリーホームからの措置変更を行った児童の情報を府において調査

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

① 市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

こども家庭センターを中心とした市町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。

② 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

家庭支援事業を含む地域子ども・子育て支援事業の整備等に向けた都道府県の支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

児童家庭支援センターの機能強化の計画及び設置に向けた取組（設置時期・設置する地域）を策定すること。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(府の現状の主な取組)

① 市町村の相談支援体制の整備に向けた府の支援・取組

- ・ 要保護児童対策調整機関調整担当者や市町村児童福祉主管課において指導者としての役割を担う職員等を対象にした研修を実施
- ・ 市町村職員の専門性や組織対応力を向上させるため、支援のポイントを解説した研修動画を配信
- ・ 受傷の状況を判断するための基本的な医学的知識を習得することを目的とした研修を実施
- ・ 政令市も含めた市町村職員及び児童相談所職員と警察の連携強化を目的とした合同研修を実施
- ・ 市町村職員がアセスメントや一時保護など多岐にわたる虐待対応のノウハウを体験的に学ぶとともにスキルアップを図れるよう、府子ども家庭センターにおいて市町村職員の受け入れ研修を実施
- ・ こども家庭センターの設置促進に向けた取組として、未設置の自治体等に対して、設置済み市町村の好事例等を会議等において情報提供。また、令和6年度から実施している統括支援員向け実務研修においては、こども家庭センターを設置予定や設置検討中の市町村職員も受講対象に加えて、研修を実施
- ・ 平成17年度に、「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」を作成し、市町村児童家庭相談担当者向けに、児童家庭相談対応や要保護児童対策地域協議会の運営等に必要な事項について示しており、児童福祉法改正等に応じて改訂
- ・ 平成30年度より、市町村との連携及び市町村のバックアップ機能の強化のために、各子どもセンターに市町村支援担当者（市町村支援コーディネーター）を配置

② 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた府の支援・取組

- ・ 子ども・子育て支援交付金によって事業を実施する市町村を補助

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

- ・ 府南部を所管するセンター（貝塚子ども家庭センター）の管轄する地域が広大である実情も踏まえて、当該地域に1か所、児童家庭支援センターを設置

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(課題認識)

- ・市町村が相談支援体制を整備するための支援が必要（組織再編の工夫等の体制整備に必要な情報の提供、人材育成の支援 等）
- ・市町村が家庭支援事業等を整備していくための支援が必要（事業実施にあたり具体的な実践事例等の情報の提供 等）

(整備方針・取組方針)

① 市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

<市町村におけるこども家庭センター設置自治体数>

	現状	R 7 年度 (予定)	R 8 年度	R 9 年度 (目標)	R10年度 (目標)	R11年度 (目標)
設置済自治体数	31（設置予定5自治体含む）	35	-	43	43	43
設置済自治体数の割合	72.1%	81.4%	-	100%	100%	100%

・こども家庭センターを設置済みの市町村における取組、工夫や好事例等をヒアリングで把握し、市町村児童福祉主管課及び母子保健主管課を対象にした会議で、未設置の自治体に対して好事例を情報提供するなど、設置促進に取り組めます。また、小規模型のこども家庭センターを設置している市町村を中心に、人材・体制確保に向けた取組を積極的にヒアリングし、小規模市町村においても設置が促進されるよう横展開を図ります。

<子ども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施状況(令和5年度実績)>

	実施日程	受講者数・動画視聴回数
要保護児童対策調整機関の調整担当研修事業兼大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修	11日間23講座	151人
市町村スーパーバイザー研修	3日間6講座	33人
子ども家庭センターにおける市町村職員受入れ研修	おおむね1週間程度	51人
警察と児童家庭相談担当者との合同研修	1日間 (同内容を2回実施)	76人
医師による怪我の受傷機転に関する研修	1日間	78人
市町村こども家庭センター統括支援員実務研修【R6～新規】	1日間	31人（見込み）
市町村児童虐待対応力向上支援事業（動画配信型研修）	初級編6テーマ28本中 級編3テーマ10本	約1,000回
精神科医師による児童家庭相談担当者研修（動画配信型研修）	1日間	145回

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

（整備方針・取組方針）

＜こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施＞

- ・市町村こども家庭センターの統括支援員向けの実務研修も含め、引き続き、市町村の児童虐待対応及び児童家庭相談機能の強化のための研修を実施します。

＜都道府県と市町村の人材交流の実施体制の整備＞

- ・府子ども家庭センター職員や市町村職員と関係機関との合同研修を引き続き実施するとともに、府子ども家庭センターにおいて市町村の母子保健担当者や心理職も含めた職員の受け入れ研修を引き続き実施します。

＜市町村こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備＞

- ・市町村こども家庭センター設置済み市町村における好事例や取組の工夫等をヒアリング等で把握し、他の市町村への横展開を図ります。
- ・市町村こども家庭センターの統括支援員向けの実務研修において、サポートプラン策定に資する研修内容を検討します。

②市町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・家庭支援事業を含む地域子ども・子育て支援事業の取組については、「第4章3. 個別事業の取組」に記載しています。
- ・今後、市町村ヒアリング等を通じて、家庭支援事業について実施状況や課題の把握を行い、必要に応じて、社会資源（児童養護施設等）の活用状況や事例紹介等の情報提供をします。その他支援方策について引き続き検討します。
- ・令和6年10月現在、子育て短期支援事業を受託している里親・ファミリーホームはありません。引き続き市町村の実施希望に応じ、随時調整を図ります。

③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

- ・現在、府所管の1か所の児童養護施設において児童家庭支援センターを設置し、事業を委託しています。
- ・今後、子ども家庭センター所管面積や交通利便性を踏まえ、地域に密着した専門性の高い相談対応等の課題がある場合に、当該地域への設置を検討します。
- ・児童家庭支援センターへの在宅指導委託件数は、これまで年間5件程度で推移してきました。引き続き同等規模を想定し、在宅指導措置の委託を行い、子どもの支援に取り組めます。

（参考）令和5年度：6件、令和4年度：6件、令和3年度：5件

※在宅指導措置とは：施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、児童相談所から指導措置を受託して指導を行います。府委託の児童家庭支援センターでは、令和5年度で1件あたり平均4.5か月間、家庭訪問等により継続的に支援を行っています。

第9章 都道府県社会的養育推進計画

4 児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

① 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、設置に向けた人材確保等をはじめとする中核市・特別区における具体的な懸案・課題等を適切に把握した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定すること。

② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

児童相談所における各都道府県（児童相談所）職員の配置など、こども家庭ソーシャルワーカーをはじめとしたこども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

都道府県内に管轄人口が100万人を超える児童相談所を有する場合には、新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載すること。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(府の現状の主な取組)

- ・児童相談所について、府内中核市7市のうち、豊中市が令和7年4月に開設するほか、東大阪市（令和12年度予定）及び枚方市（令和12年度予定）が設置を予定しています。

豊中市、東大阪市職員について、府子ども家庭センターにおいて受け入れ研修を実施しています。

豊中市（令和3年度から計52名受け入れ）東大阪市（令和5年度から計6名受け入れ）

- ・府子ども家庭センターの児童福祉司、児童心理司について計画的に増員しています。
令和6年度配置数（令和2年度配置数） 児童福祉司301名（224名） 児童心理司105名（57名）

- ・府においては、児童福祉司は社会福祉職として、児童心理司は心理職として専門職採用を実施
府の専門職全体の系統的な研修に加え、法定研修、業務に関する座学やロールプレイ研修を実施
経験豊富な職員の支援による日々のOJTを通じ、援助技術等を獲得できるよう育成

- ・府においては、中央子ども家庭センター及び吹田子ども家庭センターが管轄人口100万人を超えている状況。

(課題認識)

- ・府子ども家庭センターの体制強化の継続的取組が必要（職員の増員、育成、チームによる支援体制の強化）
- ・府子ども家庭センターの管轄人口等について、中核市の児童相談所設置にかかる意向を注視しつつ、検討が必要。

(整備方針・取組方針)

- ・各中核市の意向を踏まえ、児童相談所が円滑に設置されるよう支援します。
（中核市からの派遣研修の受入れや児童相談所の運営ノウハウの提供）
- ・府子ども家庭センターの機能強化を図るための児童福祉司等の計画的な増員と職員の専門性の維持・強化に取り組みます。
- ・若手職員の一層丁寧な育成体制の確保や、引継ぎの徹底、チームによる支援体制の強化に努めます。
- ・府子ども家庭センターについて、中核市による児童相談所設置の動向を踏まえつつ、管轄人口の適正化に向けて対応を検討します。377

5 一時保護機能の強化に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

令和4年改正児童福祉法を踏まえて国において策定された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」及び「一時保護ガイドライン」を踏まえ、各都道府県は、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(現状の主な取組)

- ・府が設置する一時保護施設（一時保護所）は3施設で、入所定員数の合計は136人です。
- ・一時保護専用施設数は3施設。入所定員数の合計は18人（定員合計：男子6人、女子6人、幼児6人）。
委託一時保護については、必要が生じた時点で委託が可能な里親・ファミリーホーム、児童養護施設（府管25施設）、乳児院（府管4施設）に依頼しています。
- ・一時保護所職員に対する研修として、スキルアップ研修やペアレントトレーニング研修等の所内研修の実施、国の一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員研修を受講しています。
スキルアップ研修、ペアレントトレーニング研修等（所内研修）：受講者数延べ77人（R5年度9回実施）
一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員研修：受講者数2人（R6年度）
- ・令和2年度より、一時保護所における第三者評価を実施。各一時保護所がそれぞれ3年に1回受審し、結果を公表しています。
R2年度：中央子ども家庭センター保護第一課
R3年度：中央子ども家庭センター保護第二課
R5年度：中央子ども家庭センター保護第一課
- ・一時保護所において可能な範囲での私物持ち込みを開始しています。それぞれの子どもの一時保護理由や子どもの状態を総合的に勘案しながら、外出や保護者等との手紙等による通信、面会を実施するほか、必要に応じてICT機器を活用した面会等が実施できる体制を確保しています。

5 一時保護機能の強化に向けた取組

（課題認識）

- ・児童一人ひとりのニーズを踏まえた一時保護の受け皿確保が重要（一時保護専用施設、一時保護委託可能な里親・施設等の確保）
- ・一時保護中の環境の充実が必要（一時保護所職員の資質向上、新基準も踏まえた一時保護機能の向上・充実）

（整備方針・取組方針）

○一時保護所の定員

一時保護件数は高止まりしており、依然として一時保護委託の割合も高い状況ですが、府内中核市の児童相談所設置の動向も注視しながら、現在の定員を維持する方針です。

○一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保

一時保護専用施設については、国基準の職員配置が低い実情があることを踏まえ、職員の体制強化を実施した場合の経費を補助しています。

課題解消に向けて、国基準の拡充にかかる国家要望を実施しつつ、引き続き整備を検討します。

○一時保護所職員に対する研修

一時保護所職員に対して、主に2、3年目職員を対象にしたスキルアップ研修や、ペアレントトレーニング研修などの所内研修を引き続き実施するとともに、権利擁護にかかる研修を強化していきます。

また、新基準において、2年に1回以上の受講が義務付けられている一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員研修についても、引き続き受講していきます。

○一時保護所における第三者評価

第三者評価を各一時保護所で3年に1回継続して実施し、結果を公表します。

○意見表明等支援事業、第三者評価における児童アンケートやヒアリング、計画策定に際しての児童ヒアリング等において表明された児童の意見、意向も踏まえ、一時保護所の運営等にかかる検討を継続的に実施します。

子どもの意見

○一時保護施設の設備及び運営に関する基準への対応

- ・学習支援については、在籍校と連携したタブレットの活用等、児童の状況に応じた学習機会の提供を検討します。
通学可能な児童について通学環境の整備等を含め、在籍校の協力を得ながら支援を検討します。
- ・経過措置が設けられている居室面積等の設備について、新基準に適合するように順次改修等を検討します。
- ・所持品等の持ち込みなどについて、引き続き課題整理や今後の対応にかかる検討を進めていきます。

6 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適當であると認められる子どもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者の数（以下「代替養育を必要とする子ども数」という。）を見込むこと。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(整備方針・取組方針)

○第三次計画と同じ手法により代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出します。

- ・過去6年間（平成28年度～令和3年度）の全国児童人口と大阪府児童人口を回帰分析して算出した係数をもとに、国立社会保障・人口問題研究所の全国の児童人口の将来推計（高位推計）から大阪府の児童人口の将来推計を算出（①）
- ・その上で、過去23年間（平成11年度～令和3年度）の大阪府児童人口と大阪府の要保護児童数の回帰分析により算出される係数を算出、上記①の府児童人口の将来推計にかけ合わせることで、要保護児童数の見込み数を算出（②）
- ・上記②で算出した見込み数から、児童自立支援施設や児童心理治療施設の措置数見込みを減じます。

<代替養育を必要とする子どもの見込み>

年度	里親等、乳児院、児童養護施設				児童自立支援施設 児童心理治療施設	合計
	0～2歳	3～5歳	6～17歳	合計	6～17歳	
現状	104	193	1,128	1,425	169	1,594
R7年度	103	190	1,116	1,409	167	1,576
R8年度	102	189	1,110	1,401	166	1,567
R9年度	102	188	1,104	1,394	165	1,559
R10年度	101	188	1,099	1,388	164	1,552
R11年度	101	187	1,094	1,382	163	1,545

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

計画期間における里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込みを推計すること。

② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

都道府県が行うべき里親・ファミリーホームに関する業務の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(府の現状の主な取組)

・ A型フォスタリング機関／B型フォスタリング機関

⇒ A型：里親養育包括支援（フォスタリング）業務を委託

令和3年度までに府内全子ども家庭センター（6か所）管内に設置しています。

⇒ B型：里親支援専門相談員を配置する児童養護施設、乳児院を指定

令和5年度末時点で管内児童養護施設等22か所を指定しました。

B型に対しては、広報啓発費用の補助のほか、新規里親登録数に応じたインセンティブ補助を実施しています。

・ 養子縁組里親支援機関事業の実施

府内全域を対象区域とし、養子縁組里親の開拓・確保から委託後支援までを、専門性を有する民間団体（里親支援機関）に業務委託（平成28年度～）し、養子縁組里親制度を推進しています。

・ 里親に対する研修等の実施

⇒ 課題別研修の開催（令和5年度：19回）

⇒ 里子とよい関係を築いていくためのイギリス発祥の里親研修プログラム「フォスタリングチェンジ・プログラム」の実施（令和5年度：15名参加）

・ 全子ども家庭センターに家庭移行推進チームを設置

(課題認識)

・ 児童の保護者に対して里親制度を理解してもらう取組の強化が必要（説明の困難さ、同意の取りづらさ 等）

・ 委託可能な里親家庭数を増加させることが必要

・ 特に、目標とのかい離が大きい0～2歳児童を受け入れられる里親の確保が必要

・ 登録された里親の稼働率を向上させるための取組が必要

・ 里親委託児童について、家庭復帰を更に進めていくための取組が必要

・ 児童の心身の状態（重度の虐待を受けており、治療的な関りが必要、発達障がい、愛着障がい等）により、専門的ケアが必要な児童については、里親委託が困難という実情を踏まえた対応が必要

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(整備方針)

① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

【本計画における委託率の考え方】

- ・大阪府における社会的養護を必要とする子どもは、全体としてケアニーズが高く、被虐待経験の割合も高い状況です。
- ・個々の子どもに対する具体的な措置は、アセスメントの結果により子どもの最善の利益の観点から行われるもので、ケアニーズの高さ等により里親による養育が困難な子どもの里親委託を無理に進めると、里親委託後の不調リスクに直結します。
そのため、里親に対しても、子どもたち一人ひとりの背景を踏まえた養育についての理解と、一定の養育スキルがあるか、その獲得が見込まれる里親のリクルート、調査、登録を進めることが前提です。
- ・家庭養育優先の理念を前提としつつ、里親や施設が量的には不足していないと想定して、令和4年9月～令和5年8月までの1年間に児童福祉法第27条第1項第3号の措置をとった全ての児童について、子ども家庭センターが、里親・ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設のうち、里親・ファミリーホームが最も望ましい養育環境であると考えるケースを回答した結果を、国の算式※に当てはめた数値は以下のとおりです。

※国算式：（代替養育を必要とするこども数 －（行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設（例：児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設）の入所こども数））× 里親等委託が必要なこどもの割合
＝ 里親等委託が必要なこども数

	0～2歳	3～5歳	6～17歳	全体
里親等委託率	57.3%	30.3%	25.5%	35.4%

- ・上記数値は、府がめざすべき最終的な目標です。ただし、今後5年間の目標及び取組を検討していくにあたっては、第三次計画策定と同様に、「不調リスクの防止」「里親支援体制の充実」と併せて検討する必要があります。
- ・また、A型、B型フォostリング機関のこの間の新規里親確保実績に加え、年齢等の状況によって消除される里親数も加味した上で、実態に即した現実的な目標を設定することが必要です。

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

【令和11年度末の目標値】

- ・里親支援機関によるリクルート

① A型支援機関：6か所×4家庭／年
（参考実績：16家庭／年）
② B型支援機関：29か所×2家庭／年
（参考実績：8家庭／年）



① A型支援機関→里親支援センター：6か所×6家庭／年
※里親支援センターに移行することで運営基盤の安定化を図り、特にリクルートの強化を求めます
② B型支援機関：16か所×1家庭／年
※実績見合いで目標を修正するが、リクルート活動は継続します

- ・里親の消除

第三次計画策定時：加味せず ➡ 年平均11家庭の消除（実績ベース）を見込みます。

- ・里親・ファミリーホームの稼働率

里親等委託率の向上を進めるためには、支援の強化により里親の稼働率を向上させることが重要です。

はぐくみホームの稼働率は、後述の「府の取組方針」記載の取組を進めることにより第三次計画策定時実績ベース（58%）以上を目標に設定します ➡ 目標60%を見込みます。

ファミリーホームの稼働率も、同様に第三次計画策定時実績ベース（67%）以上を目標に設定します ➡ 目標70%を見込みます。

- ・現状の委託率と目標値との乖離が最も大きいのが、0～2歳の乳幼児。乳幼児の里親等委託率の向上が、大阪府の里親等委託率の向上につながることも念頭に取組検討を進めます。
- ・上記の考え方にに基づき算定すると、里親等委託率の目標値は26%となります。令和4年度末の里親等委託率の全国値は24.3%であり、まずは今後5年かけて全国値をめざすものとし、令和11年度末の里親等委託率の目標値を26%と設定します。

里親等委託児童数	登録里親等数	令和11年度末 里親等委託率目標			
		0～2歳	3～5歳	6～17歳	全体
353	602	54%	27%	23%	26%

(整備方針)

①里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等

		現状	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度	備考
里親等委託率	3 歳未満	18. 6%	38%	43%	48%	53%	54%	全体での里親登録数が、前述のとおり 52家庭/年増加し、 11家庭/年減少。 更に稼働率も令和11 年度目標に向けて 毎年度4%づつ上昇 すると想定して機械 的に各年度数値を算 出したものです。 なお、養子縁組里親 については同規模程 度で推移を見込みま す。
	3 歳以上 学童期未満	18. 1%	17%	19%	23%	26%	27%	
	学童期以降	12. 2%	14%	16%	19%	22%	23%	
	全体	13. 7%	15%	18%	21%	25%	26%	
里親登録 (認定) 数	養育・専門里親	232家庭	273家庭	314家庭	355家庭	396家庭	437家庭	
	養子縁組里親	61家庭	61家庭	61家庭	61家庭	61家庭	61家庭	
	全体	309家庭	352家庭	395家庭	438家庭	481家庭	524家庭	
里親登録率		33. 0%					—	平均受託児童数等 の変数が多く、算定 困難。稼働率の60% は、府の目標として 養育里親委託児童数 /養育里親家庭数で 単純算出したもので す。
里親稼働率		44. 3%					60%	
ファミリーホーム数		13					13	従前どおりの体制を 維持
里親審査部会の開催件数		11					11	

(整備方針)

②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

		現状	R 7 年度		R11年度	備考
里親支援センター設置数		0	3		6	R 6 年度より新設。現状の A 型フォスタリング機関の状況を踏まえ移行方向
民間フォスタリング機関の設置数	A 型	6 機関	3		0	
	B 型	17機関	16機関		16機関	里親支援専門相談員制度の動向を注視しつつ、府では継続方向
児童相談所里親担当児童福祉司		13人			増員	支援家庭数等に応じた職員配置について検討
法定研修以外の研修回数		21回	24回		24回	各支援機関が年 4 回は研修を実施する想定
受講者数		232人	人		437人	全ての里親が 1 回は研修に参加する想定

(府の取組方針)

○新規里親確保の促進

・里親リクルートの強化

(里親支援センターの設置促進／B 型支援機関への支援／乳幼児里親のリクルート強化／府子ども家庭センターの体制強化検討)

・広報の効率化

各支援機関にて広報活動を実施していますが、オール大阪でイベントを展開するなど、里親の知名度を上げるための取組を検討します。

(A 型フォスタリング機関、里親支援センターで広報の共有や協力した広報活動を実施)

○里親稼働率の向上

・里親支援センター等による保護者支援の強化

(親子面会・交流等への支援強化検討)

・未委託里親への支援

(保育所への優先入所にかかる市町村への働きかけ強化、共働き里親家庭に対する支援検討)

○里親及びファミリーホームへの研修の充実(養育スキル向上、一時保護に関する研修等)、工夫(受講しやすい環境の整備)、里親等支援員や里親支援専門相談員の専門性の向上

○実親への里親委託同意促進、実親への説明の工夫

※今後、上記体制整備を図った上で、種別ごとの新規里親登録数・委託里親数・委託児童数、里親登録に対する委託里親の割合、年に 1 回でも委託のあった里親数について、毎年度継続して捕捉します。

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

全ての都道府県において、里親等委託を推し進めることにより生じる施設の必要定員数の減少を踏まえ、安易に定員増を伴う施設の創設を行うことなく、地域のニーズを的確に捉えた上で、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について以下の①・②について計画を策定すること。

① 施設で養育が必要なこども数の見込み

計画期間における施設で養育が必要なこども数の見込みを推計すること。

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」（平成30年7月6日付け子発0706第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）を踏まえ、代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。

(2) 府の現状と整備・取組方針

第三次計画において、大阪府内の児童養護施設（25施設）と乳児院（4施設）が策定した「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画」に基づき、以下のとおり小規模かつ地域分散化の見込みを設定しました。（計画詳細は次ページのとおり）

＜大阪府における社会的養護の体制整備＞【再掲】

目標		R 1 年度末時点	R 5 年度末時点	計画 6 年度見込み
児童養護施設 定員数		1,444	1,371	1,346
	ユニット数	59	65	83
	グループホーム数	33	40	50
乳児院 定員数		172	160	152
	ユニット数	9	18	24
	グループホーム数	1	0	2

(府の現状の主な取組)

- ・各施設と協議をしながら、国交付金を活用し、小規模かつ地域分散化について施設整備を実施
- ・施設における職員配置にかかる拡充について国に要望
- ・一時保護専用施設は令和5年度末までに3か所整備
- ・施設の高機能化に向けた養育機能強化のための専門職配置、以下のフォスタリング機関等の事業も各施設と調整の上、実施
- ・A型フォスタリング機関は、現状4施設が実施
- ・妊産婦等生活援助事業は、令和6年から1施設が実施

第9章 都道府県社会的養育推進計画

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

■各施設における「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画」（Ｒ１年度策定）

【児童養護施設】

	現状（Ｒ５年度末）					後期（Ｒ７年度～１１年度）					最終（Ｒ１１年度～）				
25施設	本体施設 （定員）	本体施設うち（ユニット 数／定員）		グループ ホーム （数／定員）		本体施設 （定員）	本体施設うち（ユニット 数／定員）		グループ ホーム （数／定員）		本体施設 （定員）	本体施設うち（ユニット 数／定員）		グループ ホーム （数／定員）	
		数	人数	数	人数		数	人数	数	人数		数	人数	数	人数
合計	1,131	65	457	40	240	661	118	594	72	432	460	115	460	78	468
	1,371					1,093					928				

【乳児院】

	現状（Ｒ５年度末）					後期（Ｒ７年度～１１年度）					最終（Ｒ１１年度～）				
4施設	本体施設 （定員）	本体施設うち（ユニット 数／定員）		グループ ホーム （定員）		本体施設 （定員）	本体施設うち（ユニット 数／定員）		グループ ホーム （数／定員）		本体施設 （定員）	本体施設うち（ユニット 数／定員）		グループ ホーム （数／定員）	
		数	人数	数	人数		数	人数	数	人数		数	人数	数	人数
合計	160	18	104	0	0	74	14	74	2	12	68	14	68	2	10
	160					86					78				

【合計】

	現状（Ｒ５年度末）					後期（Ｒ７年度～１１年度）					最終（Ｒ１１年度～）				
29施設	本体施設 （定員）	本体施設うち（ユニット 数／定員）		グループ ホーム （数／定員）		本体施設 （定員）	本体施設うち（ユニット 数／定員）		グループ ホーム （数／定員）		本体施設 （定員）	本体施設うち（ユニット 数／定員）		グループ ホーム （数／定員）	
		数	人数	数	人数		数	人数	数	人数		数	人数	数	人数
合計	1,291	83	561	40	240	735	132	668	74	444	528	129	528	80	478
	1,531					1,179					1,006				

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(課題認識)

- ・小規模かつ地域分散化や高機能・多機能化を進めていくための人材確保・育成が必要
- ・小規模化や地域分散化の課題（大舍制に比べ、職員のスーパービジョン体制や児童相互の横のつながりによる支え合いが自然に形成されづらい）を踏まえた小規模化、地域分散化の促進が重要 **子どもの意見**
- ・ケアニーズの高い児童を養育するために、施設職員の更なる専門性の向上にかかる支援が必要 **子どもの意見**

(整備方針)

		現状	・・・	R11年度	備考
小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数 【児童養護施設】	グループホーム数	40	・・・	72	代替養育が必要となる子どもの受け皿確保を念頭に、前回計画策定時の各施設家庭養護推進計画（～R11年度）数値
	グループホーム定員	240	・・・	432	
小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数 【乳児院】	グループホーム数	0	・・・	2	
	グループホーム定員	0	・・・	12	
養育機能強化のための事業の実施施設数		23	・・・	29	全児童養護施設、乳児院で実施を想定
養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	加配施設	29	・・・	29	
	加配職員	90	・・・	90	
一時保護専用施設の整備施設数		3	・・・	—	事業活用状況を見て継続的に検討
児童家庭支援センターの設置施設数		1	・・・	—	今後、子ども家庭センター所管面積や交通利便性を踏まえ、地域に密着した専門性の高い相談対応等の課題がある場合に当該地域への設置を検討
里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数	里親支援センター	0	・・・	6	目標値の6は支援センターの設置箇所数
	里親養育包括支援事業	4	・・・	—	A型里親支援機関実施施設数
妊産婦等生活援助事業の実施施設数		1	・・・	—	事業活用状況を見て継続的に検討
市町村の子育て短期支援事業を委託されている施設数（ショートステイ事業利用）		28	・・・	29	全児童養護、乳児院で実施を想定

(取組方針)

- ・施設の人材確保・育成等の状況も踏まえた施設の小規模化かつ地域分散化促進
- ・施設の養育機能強化のための職員配置にかかる国への要望及び専門職の配置促進
- ・施設における養育力向上に向けた支援の検討
- ・職員確保に対する効果的な支援の検討

9 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

都道府県における家庭養育優先原則を徹底し、パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの在り方を検討した上で、必要な体制構築に向けた取組を進めること。

② 親子関係再構築に向けた取組

「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」を踏まえ、都道府県が推進役となり、こどもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築するため、具体的な取組について計画を策定すること。

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

特別養子縁組等の支援体制の構築に向けた計画を策定すること。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(府の現状の主な取組)

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

- ・府では各子ども家庭センターに家庭移行推進チームを置き、特に就学前の児童に対する支援を強化しています。また、家庭養育優先原則に基づき、児童のアセスメントや里親マッチング検討を実施しています。

② 親子関係再構築に向けた取組

- ・子ども家庭センターにおける令和5年度の保護者支援プログラムの実施件数は、CRC親子プログラム（13件）、「安心感の輪」子育てプログラム（3件）、MY TREEペアレンツ・プログラム（7件）、ファミリーカウンセリング（4件）等
- ・児童相談所職員を対象に、家族再統合支援事業周知研修を毎年度実施しています。

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・児童相談所を通じた特別養子縁組成立件数は、令和5年度で7件
- ・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組成立件数は、令和5年度4件（児童福祉法に基づく居住自治体への縁組成立の届出件数）
- ・特別養子縁組等に関する研修について、新任の里親担当児童福祉司の研修を毎年度継続的に実施しています。
- ・特別養子縁組適格にかかる、子ども家庭センター所長の家庭裁判所申立については、6センターが参加する事例検討会議において、事例を蓄積し、適切に家庭裁判所への申立が行えるよう体制を整備しています。
なお、特別養子縁組適格にかかる子ども家庭センター所長による家庭裁判所への申立については、子ども家庭審議会児童措置審査専門部会に諮問し、その妥当性にかかる答申や、専門的助言を得ています。
- ・特別養子縁組にかかる支援体制として、特別養子縁組専門の民間フォスティング機関に包括的支援を委託しています。

9 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

（課題認識）

- ・ 児童相談所における適切なケースマネジメント体制の維持が重要
- ・ 親子関係再構築に向けた継続的な保護者支援が必要 **子どもの意見**
- ・ 引き続き、特別養子縁組が望ましい児童についてパーマネンシー保障に向けた適切な取組が必要

（整備方針・取組方針）

② 親子関係再構築に向けた取組

- ・ 各支援プログラムを引き続き実施します。
ただし、いずれも個別にアセスメントの上、保護者の主体性を尊重し、プログラムを実施しているため、将来的な目標として実施件数を設定することは困難です。
子どもと保護者が安心して地域で生活できるよう、市町村をはじめ、親子に関わる多様な機関や、地域の理解を促進します。
施設等からの家庭復帰にあたっては、施設等の親子関係再構築支援にかかるノウハウを積極的に活用する等、施設や里親との連携を推進します。

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 特別養子縁組適格性は適切に判断します。
- ・ 特別養子縁組等に関する研修は、里親担当児童福祉司の研修として、毎年度新任の里親担当児童福祉司に継続的に実施します。
- ・ 実親への同意説明の工夫（（7）再掲）

※今後、上記体制整備を図った上で、保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数や保護者支援プログラム等の実施件数、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数、特別養子縁組等の相談支援件数について、毎年度継続して捕捉します。

第9章 都道府県社会的養育推進計画

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みを推計するとともに、実情把握に向けた計画を策定すること。

② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

児童自立生活援助事業について、年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設されたことを踏まえ、これらの事業の実施を含めた社会的養護経験者等の自立支援体制の強化に向けた計画を策定すること。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(府の現状の主な取組)

- ・児童自立生活援助事業の実施については、随時調整を実施
- ・社会的養護自立支援拠点事業について、令和6年度から大阪市・堺市と連携して開始

(課題認識)

- ・新規事業（児童自立生活援助事業、自立支援拠点事業）の適切な実施、ニーズ等の継続的把握が必要

(整備方針・取組方針)

※注) I型:従来の自立援助ホーム
II型:児童養護施設等の施設に設置されるもの
III型:里親・ファミリーホームに設置されるもの

		現状	R 7	R 8	R 9	R10	R11	備考
自立支援を必要とする社会的養護経験者等見込み		10	20	22	23	24	24	現状はR 5年度自立生活援助事業の活用状況 R 7以降は、年齢要件弾力化等を考慮し、R 5実績をもとに、継続的な支援が必要な人数を上乗せしたうえで、人口推移に基づき試算
児童自立生活援助事業 ※ 入居人数	I 型	36	—	—	—	—	54	I 型はR 4年度に府が実施した整備必要量調査に基づく整備目標数値見込。 Ⅱ、Ⅲ型は上段「見込み数」に基づくもの
	Ⅱ 型	—	20	22	23	24	24	
	Ⅲ型							
社会的養護自立支援拠点事業整備か所数	拠点事業	1	—	—	—	—	—	R 6年度新設であり、今後の需要や情勢を踏まえて、効果的な運用も含めて検討

- ・児童自立生活援助事業実施の促進（府の子どものケアニーズも踏まえた I 型の新規開設検討、II・III型の実施促進）
- ・社会的養護自立支援拠点事業の継続、必要に応じた機能強化
- ・社会的養護経験者等の実情把握について、自立支援拠点事業の枠組みで検討

第9章 都道府県社会的養育推進計画

11 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

令和4年改正児童福祉法において、措置の実施及び措置実施中の処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境整備が業務に位置付けられた。
国マニュアルやガイドラインを踏まえ、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組について、計画を策定すること。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(府の現状の主な取組)

- ・意見表明等支援事業について、令和2年度からノウハウを有する民間団体に委託し、モデル事業を実施しました(～R5年度)。現在(R6年度～)、複数の児童養護施設その他、府一時保護所でも実施しています。
- ・措置の実施及び措置実施中の処遇に対する意見聴取等措置について、令和6年4月から実施しています。また、子どもの権利擁護に係る環境整備として、児童福祉審議会である府子ども家庭審議会に子どもの意見表明等支援委員会を設置しました。子ども家庭センター担当児童福祉司、児童心理司が施設・里親等を定期的に訪問し、子どもと面接しています。一時保護や新規措置等による新たな対象児童及び入所措置中の児童に対して、令和6年度、順次児童面接時に制度の説明をしています。
- ・家庭を離れて施設や里親家庭で生活する子どもが自身の権利について十分理解し、困りごとを相談できるよう、子どもが利用できるハガキとともにまとめた「子どもの権利ノート」を活用しています。

(課題認識)

- ・意見表明等支援事業にかかる児童相談所職員や施設職員等関係者への継続的な周知と理解醸成の取組が必要
- ・意見表明等支援事業をさらに展開するために必要な人材の確保

(整備方針・取組方針)

＜代替養育を必要とする子どもにおける事業を利用可能な子ども数と割合の目標＞

	現状	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	備 考
事業を利用可能な子ども数(人)	144	244	344	444	544	644	事業展開に向けて必要な意見表明等支援員(アドボカシーを実施する者)確保について、毎年度10名程度を想定 現状の施設等訪問状況を踏まえ、訪問を1施設(府所管施設平均定員50名)拡充するには5名程度新規の意見表明等支援員が必要 各年度2施設100名の児童への新規訪問拡大を目標と設定
事業を利用可能な子ども割合(%)	9.0%	15.5%	22.0%	28.5%	35.1%	41.7%	

11 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

＜子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数＞

- ・関係職員に対する権利擁護に関する研修・啓発プログラムの実施回数について、令和5年度9回実施
子ども家庭センター向け研修、施設職員向け研修のほか、事業新規実施施設を毎年度2か所と想定して、今後も同程度回数を継続して実施します。
- ・上記研修等の受講者について、令和5年度実績は264人。今後も、同程度規模を継続して実施します。

＜子どもの権利擁護にかかる確認体制の整備＞

- ・意見表明等支援事業に関する子どもの認知度・利用度・満足度については、意見表明等支援事業の実施時にアンケート等を実施します。
- ・子どもの権利ノートに関する理解等については、子ども家庭センターの施設訪問調査時等に確認します。
- ・令和6年度より、大阪府子ども家庭審議会に、「子どもの意見表明等支援委員会」を設置しています。
- ・また、府の社会的養育体制整備にかかる基礎となる本計画策定にあたっては、社会的養護当事者の参画のほか、子どものヒアリング等による意見聴取を実施します。

※今後、上記体制整備を図った上で、意見表明等支援委員会への意見申立件数や子どもの権利擁護に関する取組に係る子どもの理解等について、毎年度継続して捕捉します。

（取組方針）

- ・より多くの児童養護施設等への意見表明等支援事業の展開をめざします。 **子どもの意見**
- ・意見表明等支援事業未実施種別への展開を検討します（児童心理治療施設、児童自立支援施設、障がい児入所施設、里親 等）。
- ・現在意見表明等支援事業を委託する民間事業者に対して、事業の実施と併せて、意見表明等支援員の確保・養成も委託中です。
今後も継続して、意見表明等支援員の計画的な確保・育成に取り組めます。
- ・意見表明等支援事業における児童へのフィードバックについては、意見表明先（施設や子ども家庭センターケースワーカー等）から実施しています。そのため、研修や啓発プログラムを通じた児童相談所職員や施設職員等関係者への周知と理解醸成に継続的に取り組めます。

12 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

支援を必要とする妊産婦等に対しては、子育て世帯訪問支援事業等をはじめとする家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、相談支援をはじめ、居住等による食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、個別支援計画の策定、産科・医療機関や行政手続、就労支援機関への同行支援など、支援の入口から、妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた支援を包括的に提供する必要がある。

(2) 府の現状と整備・取組方針

(府の現状の主な取組)

- ・令和6年度から妊産婦等生活援助事業を乳児院1か所にて開始しています。
- ・助産施設の設置数（令和5年度末実績） ⇒府所管16か所
- ・市町村児童福祉担当課職員を対象としたスキルアップ研修において、特定妊婦への支援をテーマに講義を実施しています。
⇒（令和5年度実績）30市町66人が受講
- ・市町村母子保健担当者向けに児童虐待防止にかかる研修を実施しています。
⇒（令和5年度実績）42市町村延165人が受講

(課題認識)

- ・妊産婦等生活援助事業の適切な実施が必要
- ・市町村で特定妊婦への支援にあたる職員の対応力強化が重要

(整備方針・取組方針)

- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数 ⇒府所管1か所（乳児院1か所）
事業所における取組の強化に取り組みます。今後の新たな整備については、事業利用状況等を踏まえて検討します。
- ・特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数
⇒上記スキルアップ研修、市町村母子保健担当者向け研修について継続的に実施します。
全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する市町村こども家庭センター統括支援員向けの実務研修を実施します。

13 母子生活支援施設の活用について

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができるという強みを活かし、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで幅広い活用可能性がある。こうした特性を踏まえ、各都道府県においては、DV被害に限らず、虐待、ネグレクト、障害、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境など様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討すること。

(2) 府内の母子生活支援施設の現状と整備・取組方針

(府の現状)

・令和6年2月に大阪府社会福祉協議会母子施設部会と共同で、府内母子生活支援施設の実態調査を実施（令和5年4月1日時点）

入所理由 (総数254) ※複数回答あり	配偶者等（夫・前夫・内夫）からの暴力	親族からの虐待	生活困窮	住居なし・住居困難	養育困難	ストーカー被害	家庭環境不良
	148	11	24	46	9	1	15

医療等特別なケアを必要とするもの ※複数回答あり		通院	うち同行支援	心理療法	服薬
	母 (210人)	87人 41.4%	26人 12.4%	84人 40.0%	73人 34.8%
	子 (340人)	53人 15.6%	24人 7.1%	74人 21.8%	31人 9.1%

(上段:人数
/下段:母子ごとでの全入所数に対する割合)

・府内の母子生活支援施設については、高機能・多機能化を進める中、子育て短期支援事業、ヤングケアラー支援、子どもの居場所、子育て家庭への相談等を実施するなど、専門性を活かして、地域のニーズに対応し、多様な地域支援に取り組んでいます。

(課題認識)

- ・施設措置や子育て支援施策等を行う自治体に対し、施設利用の効果や活用可能性等について理解促進を図ることが重要
- ・親子への支援を一体的に提供することができるという強みを活かし、困難な問題を抱える妊産婦や、親子関係再構築にかかる支援等、幅広い活用がなされるためにも施設の体制充実が必要

(整備・取組方針)

- ・DV被害に限らず、虐待リスク、障がい特性による課題、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境など様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、府と施設が協働して、情報交換等を進めながら、市町村への理解促進を図ります。
- ・支援が必要となる状態像の者が一定数存在する中、児童養護施設等と比較して職員配置基準が少ない状況です。また、通院・服薬等の医療面での支援を必要とする入所者が多いことから、引き続き、職員配置全体や医療職配置について国に要望していきます。

14 障がい児入所施設における支援

(1) 都道府県社会的養育推進計画策定要領

障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行う必要がある。

(2) 府の現状

(府の現状の主な取組)

- ・ 障がい児入所施設への入所については、平成18年より契約制度が導入されていますが、保護者が不在であることが認められる場合や保護者の虐待等により入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難な場合等で、子ども家庭センターにおいて措置が適当であると判断した場合は、措置制度に基づく入所となります。
- ・ 大阪府では、令和6年度当初現在、6か所の福祉型障がい児入所施設を指定しており、当該6施設における入所児童のうち、措置入所は令和6年7月時点で約79%となっています。
- ・ なお、上記のうちでユニット整備を実施している福祉型障がい児入所施設は、令和6年7月時点で2施設であり、ユニットにおける定員は115人です。

(今後の取組)

- ・ 引き続き、障がい児入所施設等と連携し、個々の障がい児のニーズに応じた適切な支援を行っていきます。
- ・ 令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、障がい児入所施設に入所している児童の移行調整の責任主体が都道府県等であることが明確化されたことを踏まえ、入所児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようするため、子ども家庭センターを中心に、市町村その他の関係者との連携及び調整を行います。

第9章 都道府県社会的養育推進計画

15 社会的養育を担う分野にまたがる取組(人材確保・育成)

(1) 社会的養護を担う人材の確保・育成の必要性について

- ・社会的養護を担う各施設では、地域分散化や高機能・多機能化を進めています。そのため、大舎制で運営していた時と比較して、より多くの職員配置が必要となっています。加えてケアニーズの高い児童を養育することが求められる中、社会的養護を担う人材は、その数及び専門性いずれも、家庭的養育と高機能化の両立のためこれまで以上の水準を求められています。
- ・一方で、施設における人材の確保・定着は決して十分な状況とは言えません。施設における平均勤続年数は全産業と比較しても短く、離職者数割合も少なくない状況です。本計画策定にあたり、府が実施した施設ヒアリングでも、多くの施設から職員確保、育成（離職者の多さ、中堅職員の不在、職員の力量の低下）が課題として挙げられました。また、施設によっては、求人に比して、実際に入職した職員数が下回る状況も発生しています。引き続き、府と関係機関が連携して、社会的養護を担う人材を確保・育成していくことが求められています。

【参考：令和5年度実施 大阪府所管施設における職員雇用等の状況調査】

施設種別	平均勤続年数	離職者数割合
乳児院	9.4年	11.6%
児童養護施設	8.8年	13.5%
児童心理治療施設	8年	9.1%
母子生活支援施設	7.1年	13.3%
全体合計	8.8年	12.4%
全産業平均	17.3年	11.8%

※基準年度は令和4年度。府所管施設に対する任意調査。全産業平均は、令和4年雇用動向調査より抜粋

【参考：令和5年度実施 大阪府所管施設ヒアリング】

職員に関する課題*	該当ありとした施設の割合
課題なし	10%
入職希望者がいない/少ない	28%
経験年数が浅い職員の退職	41%
中堅職員の退職/不在	34%
職員の処遇力の低下	24%
休職者の増加	7%

*非構造化ヒアリング（重複あり）R5年府所管の乳児院・児童養護施設に実施

(2) 府の現状と取組方針

(府の現状の主な取組)

- ・就職を希望する学生等に対する「児童養護施設等実習生受入・就職促進事業事業」を実施しています。施設横断での実習実施や、新規入職予定者のトライアル雇用を行っています。
- ・各施設においてスーパーバイズを担う基幹的職員の養成研修事業を実施しています。

(課題認識) ((8) 再掲)

- ・小規模かつ地域分散化や高機能・多機能化を進めていくための人材確保・育成が必要
- ・ケアニーズの高い児童を養育するために、施設職員の更なる専門性の向上にかかる支援が必要

(整備方針) ((8) 再掲)

- ・施設における養育力向上に向けた支援の検討
- ・職員確保に対する効果的な支援方策の検討

16 社会的養育を担う分野にまたがる取組(その他の社会的養護関係施設)

■児童心理治療施設

- ・ 家庭環境やその他環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行う施設です。
- ・ 府所管の施設は3施設あり、定員合計は147人。また、うち1施設は通所機能を有し、その定員は10人です。
- ・ 前述の府新規措置児童ニーズ調査において、少なくとも1年間で10人以上の子どもが、児童心理治療施設の入所ニーズがありながら満床等の状況によって他の種別(児童養護施設等)に措置されています。社会的養護における児童のケアニーズが高い府の状況にあって、本施設への入所ニーズは高く、今後も継続的に定員等にかかる検討が必要です。

■府立児童自立支援施設※

※児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援等する施設であり、府では以下の2施設を設置。

①修徳学院

(現状・課題)

- ・ 定員120人。専門職である夫婦職員が各寮舎において児童と共に生活をして関係を築く、小舎夫婦制を基本とした小集団ケアを実施しています。
- ・ 非行行動に加え、様々な背景やニーズのある小学生～中学生までの子どもを支援しています。
- ・ 令和5年度現在、入所児童のうち、被虐待児童が約9割、発達障がいや知的障がいの子ども(疑いを含む)が約5割、性問題を抱える子どもが約5割、また、他の施設からの措置変更の子どもも約2割となっています。
- ・ 家庭環境上の理由により生活指導等を必要とする子どもの割合が、相対的に増加しています。
- ・ 一定の「枠のある生活」である集団生活の安定性を確保しながら、規則の押し付けや過度の管理に陥ることなく、子どもの抱える問題の複雑さに対応した、高度で専門的なケアを提供する機能強化が求められています。

②子どもライフサポートセンター

(現状・課題)

- ・ 定員30人。社会的養育を必要とする中学校卒業からおおむね18歳までの子どもに対し、生活支援に加え、心理的ケアや学習支援、自立支援を組み合わせ、支援しています。
- ・ また、施設定員のうち10人程度のスペースについては、施設不適應や在宅で緊急対応が必要な子どもの短期入所を行う専用ゾーンとし、ケアニーズに合わせた支援を実施しています。短期入所支援中の行動観察・行動分析のフィードバック等を通じて、民間施設に対するスーパーバイズを実施する等、取組の充実が求められています。
- ・ 令和2年から令和4年の間に入所していた子どものうち、精神科への通院歴がある子どもは6割を超えます。また、他の施設において施設不適應を経験して入所に至った子どもも6割を超えています。

(今後の取組)

引き続き、高度な支援を必要とする子どもの受け皿としての役割を果たしつつ、支援の機能強化に取り組んでいきます。

第9章 都道府県社会的養育推進計画

17 府内の社会的養育推進計画(大阪市)について

大阪市社会的養育推進計画（概要・一部抜粋）

第1章 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

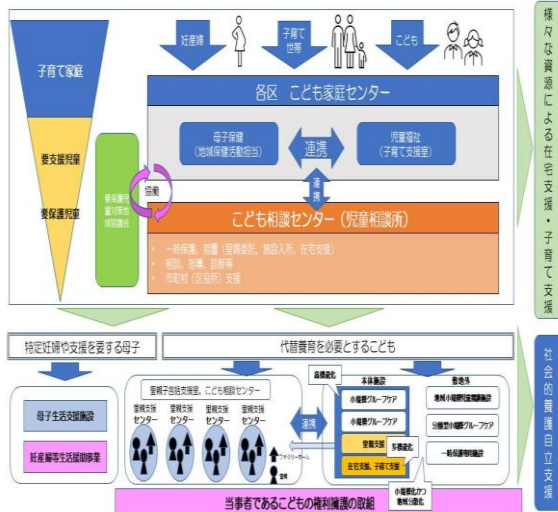
令和4年改正児童福祉法では、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、こどもの最善の利益を実現することが求められている。

まずは、こどもと家庭に最も身近なこども家庭センター（各区保健福祉センター）において、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行う。必要に応じて、母子生活支援施設などの活用を検討。

そのうえで、代替養育を必要とするこどもについては、こども相談センターが家庭養育優先原則に基づき、里親等の中からこどもの意向や状況等をふまえて、代替養育先を検討。

里親等が代替養育先として適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを継続する。

また、家庭との再統合が難しいこどもについては、特別養子縁組を積極的に進める。



第8章 里親等への委託の推進に向けた取組

◆里親等委託率

令和11年度のあるべき養育形態については、家庭養育優先理念に基づき、里親等委託の推進とともに、施設においても本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、すべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できる状態を実現。

令和11年度の里親等委託率（目標）については、現行計画と同様の算定方法により算出。

代替養育を必要とするこども数	施設受入定員見込 (令和11年度末)	必要となる 里親等委託数	里親委託率
1,071人	686人	385人	35.9%

前計画の36.5%と近似値

令和11年度末における目標値は36.5%とする

◆取組方針

代替養育を必要とするこどもについては、里親等への委託を第一に検討する。十分な数の里親の確保に努め、こども相談センターの一貫した責任体制の下に、里親支援センターを中心にフォスティング業務を実施する。

第9章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

令和2年度から、施設の小規模化・地域分散化を推進しているが、用地確保が困難な状況にあり、計画どおり進捗していない。また、施設の小規模化かつ地域分散化に伴い、より少人数の職員体制となることから、職員の負担はさらに大きくなっている。

◆取組方針

本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、施設の小規模化・地域分散化に合わせて、本体施設における空きユニットを一時保護専用ユニットや本市が実施する子育て支援事業実施場所として、順次転用を進めていく。

また、こどもが安全に安心して十分なケアを受けられるよう、施設における支援力の強化を図る。

17 府内の社会的養育推進計画(堺市)について

堺市社会的養育推進計画 改定版(概要・一部抜粋)

基本的な考え方

こどもの最善の利益を図るため、家庭支援事業等を活用した予防的支援を行いパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底します。

代替養育を必要とするこどもに対しては、家庭養育優先原則に基づき、こどもの意向や状況等を踏まえて里親又はファミリーホームから代替養育先を検討します。これらのいずれも代替養育先として適当でなかったこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設等へ入所措置を行います。

前計画における代替養育を必要とするこどもの数の見込みについては、近年の子ども相談所の養護相談対応件数等を踏まえて時点修正します。里親等委託率は、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上となるように努めます。児童養護施設等は、代替養育が必要なこどもの行き場がなくなることをないよう、十分な受け皿の確保に留意し、小規模かつ地域分散化された施設環境を整えます。ただし、児童養護施設等の人材確保や育成面の状況把握をしながら慎重に進めます。

策定要領項目	主な整備・取組方針	主な評価のための指標	
		令和11年度末目標値	令和5年度末実績値
7 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組	○目標達成に必要な里親を確保するため、登録里親を増やす取組を拡充します。 ○実親が安心して里親委託に同意できるよう、リーフレット等を用いて丁寧な説明を徹底します。		
	【里親に関連する指標】		
		令和11年度末目標値	
		現行計画	改定後計画
	里親委託児童数	110人	114人
	里親等委託率		
	全体	35.3%	44.4%
	2歳未満	46.0%	75.0%
	2歳～学齢児未満	37.3%	75.0%
	学齢児以降	32.2%	33.0%
		令和5年度末実績値	
		56人	
		20.4%	
		42.9%	
		31.1%	
		15.6%	
※里親等委託率＝（里親・ファミリーホーム委託児童数）÷（里親・ファミリーホーム委託児童数＋児童養護施設・乳児院入所児童数）			
8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	○市内児童養護施設等と情報交換しながら、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた検討をします。	○小規模グループケア（分園型含む）及び地域小規模児童養護施設の設置現状から追加で2か所	○小規模グループケア（分園型含む）10か所 ○地域小規模児童養護施設1か所

17 府内の社会的養育推進計画(豊中市)について

豊中市社会的養育推進計画（概要・一部抜粋）

第1章 豊中市における社会的養育体制整備の基本的考え方及び全体像（P. 2）

計画策定の背景・計画の趣旨

- 児童相談所を設置する自治体は、こどもの最善の利益の実現に向けた社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を「社会的養育推進計画」として策定し定める。
- 令和7年度の児童相談所開設に伴い市内の社会的養育の体制整備は本市が推進

策定のポイント

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー（永続的な養育環境）保障理念の徹底
- こどもの最善の利益の実現
- 切れ目のない市域全体での支援

計画の期間：令和7（2025）年度から令和11（2029）年度



豊中市のこどもが豊中市で安心して成長することができる養育支援の構築をめざす

第8章 里親等の確保と支援体制の構築（P. 12）

本市の里親委託率の目標：乳幼児75%・学童期50%以上（国と同様）

第5章の表を基に里親家庭への委託児童数を本計画期間中に15人→42人まで伸ばす

そのためには府の稼働率実績から里親家庭が78件必要



- 児童が住み慣れた地域で成長の場を選ぶことができるよう推進
- 未委託先を含めた里親家庭や里親会との連携を強化し里親委託を推進



各小中学校区に一つの家庭養護の委託先を確保



専門機関による支援の充実を図るため里親支援センターの活用を検討

第9章 市内で必要となる施設等社会資源整備の在り方（P. 14）

- 虐待など緊急時の保護とともに里親家庭を支援する拠点としても必要
- 18歳を超えたこどもの措置延長による新規入所枠減少の懸念
- 市内の児童養護施設は1か所（定員24名）のみ



最も多い時点で必要定員を乳児院で8名
児童養護施設で70名と推計



専門的なケアの提供ができるよう
新たな児童養護施設の設置を検討

18 当事者である子どもの意見について

■社会的養護のもとで生活する子どもへのインタビュー（結果の概要）

※児童養護施設（本体、地域小規模）、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、里親等のもとで生活する児童28人に対する非構造化インタビュー

質問項目	子どもの意見	
気持ちや意見を聴いてもらう機会	・職員は話を聞いてくれる、毎日の生活や部活の話をする ・相談したことにアドバイスをくれて、頼りになる ・相談しやすいのはアドバイスをくれる職員	・しゃべりやすい職員としゃべりにくい職員がいる ・相談しにくいのは否定する職員 ・話しにくいわけではないが、悩みは友達に相談するので、職員には話さない ・しゃべりやすい職員もしゃべりにくい職員もいない
権利ノート	・知っている、持っている ・当たり前のことを書いている ・ケースワーカーに説明された	・持っていない ・中身はあまり見ていない ・読んだことはあるが、内容は忘れた
意見箱	・知っている ・使ったことがある ・門限を延ばしてほしい、スマホを使いたいと書き、門限は延びなかったが、スマホは使えるようになった ・職員に聞いてもらえるので、使ったこと／使おうと思ったことはない ・こうしてほしいというより、こういうことをやめてほしいということで使った	・使ったことがない
意見表明等支援員（制度）	・来てくれた方がいい ・相談を聞いてもらえるからうれしいと思う ・職員に言えない子もいるからいいと思う ・外部の人に話を聞いてもらうのはよい ・話したい子も話したくない子もいるから人による ・どっちでもいい	
今、生活している施設や里親家庭	・ごはんが美味しい ・いろんな人と触れ合える ・いろんな経験ができた ・安心できる	・騒がしい子、言葉遣いが荒い子がいる ・門限等のルールが厳しい ・宗教行事等、強制はされないが家庭の行事を断りづらかった ・子ども家庭センターの人にもっと来てほしい

18 当事者である子どもの意見について

質問項目	子どもの意見	
一時保護所	・楽しかった	・一時保護所より今の方がいい ・ルールが厳しい ・学習時間や遊ぶ時間が決まっている ・娯楽が少なくて暇だった ・もう行きたくない
里親	・優しいイメージ ・楽しそう ・行ってみたい ・行ったことがある。居心地がよかった ・行く子が望むならいいが、大人の都合で勝手に決めるのはよくない ・里親に引き取ってもらった方がいい子もいるし、集団で過ごした方がいい子もいる ・いいとは思いうけど家族と一緒にいたいという子どももいる	・実親がいるなら実親がいい ・今のままでいい ・施設と半々じゃなくてもいい ・気まずそう ・行ってみたいとは思わない ・里親にお金を渡すのではなく、実親のサポートをすべき ・家に帰れる可能性がある子もいるのに、里親を増やしたらその子が可哀そう ・なぜ増やさないといけないのか疑問 ・里親が増えたらお金がかかりそう
施設を出た後の生活	・よくわからないが不安 ・将来の夢はない ・金銭管理が心配 ・親との関係 ・進学したい ・ちゃんと仕事ができるか不安 ・1人暮らししたい ・1人暮らしできるか不安 ・アルバイトをしたい	

(子どもの意見から見える課題)

- ・権利ノート自体は一定認知されているものの、その内容については記憶に残っていない子どもが多いことがうかがえました。加えて、そもそも権利ノートを持っていない、持っているかわからないと回答した子どもが複数いました。
- ・一緒に生活する他の子どもの特性や行動が、複数名から、子どもの生活上の困りごととして表明されていました。施設の小規模化・地域分散化を進めて生活単位が小さくなることで、その影響がより大きくなる可能性があります。
- ・一時保護所のルールや生活上の制約について窮屈な、あるいは否定的なイメージを持っていることがうかがわれる複数の意見がありました。

(取組方針)

- ・従前より、里親委託後、施設入所後も児童福祉司等が定期的に施設等を訪問し、権利ノートについて説明しているところですが、子どもが自身の権利について十分理解し、困りごとを相談できるよう、引き続き子どもの理解力等に合わせて一層丁寧に、内容を説明します。
- ・ケアニーズの高い児童を養育するために、施設職員の更なる専門性の向上にかかる支援が必要であり、養育力向上に向けた支援を検討します。
- ・意見表明等支援事業、第三者評価における児童アンケートやヒアリング、計画策定に際しての児童ヒアリング等において表明された児童の意見、意向も踏まえ、一時保護所の運営等にかかる検討を継続的に実施します。

1. 計画の推進体制

(1) 大阪府における推進体制

(大阪府子ども政策推進会議)

大阪府子ども政策推進会議を中心に、知事のリーダーシップのもと、庁内一体となって、大阪府子ども計画を総合的に推進します。

大阪府の子ども・子育て施策の実施の推進及び庁内関係部局相互の調整等のため、課長級からなる大阪府子ども政策推進会議幹事会、個別施策に関する関係課長会議及び実務者組織である小委員会を活用します。

(大阪府子ども家庭審議会)

大阪府子ども家庭審議会は、大阪府子ども審議会条例第3条の規定により、子ども・子育て支援施策について、幅広く調査審議を行います。

また、大阪府子ども計画策定及びその見直しにあたっては、同審議会及び同審議会計画策定専門部会における調査審議により、地域や企業・関係団体等と連携を図りつつ、子ども・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています。

さらに、大阪府子ども家庭審議会条例第4条第2項の規定により、委員を任命することとし、同項第3号の規定による子ども・若者及び子どもを養育する当事者委員の任命により、子ども・若者及び子育て当事者の意見を施策に反映することとしています。

大阪府子ども家庭審議会条例（抜粋）

（所掌事務）

第三条 審議会は、児童福祉法第八条第一項及び認定こども園法第二十五条に規定する事項について調査審議するほか、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 法（子ども基本法）第二条第二項に規定することも施策に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（組織）

第四条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 法第二条第二項に規定することも施策に関連する事業に従事する者
- 二 学識経験のある者
- 三 子ども又は子どもを養育する者その他の関係者
- 四 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2. 計画の進捗管理等

(1) 数値目標及び指標について

「こども大綱」及び「こどもまんなか実行計画」に掲げられた数値目標・指標等を勘案しながら、大阪府の子ども・子育て支援施策の進捗状況等を把握できるような数値目標・指標等を重点施策を中心に、必要に応じ、設定します。

(2) 計画の進捗管理及び検証・評価

毎年度、「大阪府子ども家庭審議会」において、施策の実施状況や大阪府子ども計画における数値目標・指標等を検証・評価し、適切な進捗管理に努めます。

また、子ども・若者など当事者の意見を汲み取る仕組みを活用して、施策に反映していきます。

さらに、近年の急速に変化する社会情勢の変化等と計画の進行管理状況を踏まえ、必要に応じて、施策及び取組の見直しを行います。

(3) 市町村こども計画の策定促進、府内市町村との連携

こども基本法において、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。

大阪府子ども計画策定及びその見直しの際には、大阪府子ども家庭審議会及び同審議会計画策定専門部会における調査審議状況について、市町村担当部局向け会議及びホームページ等を通じた情報提供を行うとともに、市町村との協働による子育て当事者等のニーズを把握するためのアンケート調査を行うなど、市町村こども計画の策定支援及び市町村子ども・子育て支援施策との必要な連携・協力を積極的に行っていきます。